

令和6年度
第2回長崎地方最低賃金審議会

資 料

厚生労働省
長崎労働局労働基準部
賃金室

資料目次

資料番号 1	令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）	1
資料番号 2-1	長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業 最低賃金改正申出書	33
資料番号 2-2	長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金改正申出書	35
資料番号 2-3	長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業 最低賃金改正申出書	37
資料番号 3	令和6年度長崎地方最低賃金専門部会委員名簿	39
資料番号 4	令和6年賃金改定状況調査結果	41
資料番号 5	生活保護と最低賃金	53
資料番号 6	地域別最低賃金額、未満率及び影響率	57
資料番号 7	賃金分布に関する資料（都道府県別、総合指数順）	61
資料番号 8	最新の経済指標の動向（内閣府 月例経済報告） （令和6年6月主要経済指標）	75
資料番号 9	中央最低賃金審議会委員からの追加要望資料	125
資料番号 10	足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）	155
資料番号 11	主要統計資料（更新部分のみ抜粋）	165
資料番号 12	パートタイム労働者の時間当たり給与と求人募集賃金、最低賃金 の推移（第2回目安に関する小委員会 仁平委員提出資料）	187
（資料番号4～12：中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会資料）		
資料番号 13	足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）	237
資料番号 14	主要統計資料（更新部分のみ抜粋）	241
（資料番号13～14：中央最低賃金審議会の第3回目安小委員会資料）		

資料番号15	中央最低賃金審議会委員からの追加要望資料	245
資料番号16	足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）	249
資料番号17	主要統計資料(更新部分のみ抜粋)	257
(資料番号15～17：中央最低賃金審議会の第4回目安小委員会資料)		
資料番号18	委員からの追加要望資料	261
資料番号19	主要統計資料（更新部分のみ抜粋）	263
(資料番号18～19：中央最低賃金審議会の第5回目安小委員会資料)		
資料番号20	長崎県の金融経済概況（2024年7月）	265
(2024年7月24日付)（日本銀行長崎支店）		
資料番号21	長崎県・企業短期経済観測調査（短観）	
(2024年7月1日付)（日本銀行長崎支店）		
資料番号22	長崎県の賃金・雇用の動き（令和6年5月分）	287
資料番号23	長崎県の雇用失業情勢（令和6年6月分）	309
資料番号24	世帯人員数別標準生計費（2023年4月）	
(人事院および都道府県人事委員会)		
資料番号25	(意見書) 郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部	321
資料番号26	(意見書) 日本民主青年同盟長崎県委員会	323
資料番号27	(意見書) 長崎県労働組合総連合	325
資料番号28	(要望書) 長崎県知事	333
資料番号29	令和6年度 第2回長崎地方最低賃金審議会	
		参考人意見聴取一覧表
		335

令和6年7月25日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に依じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和6年7月24日

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事

業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.10%、中小でも4.45%となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.58%、中小企業では3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で3.62%、20人以下の企業で3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で3.43%、20人以下で3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.8%となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象を含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6~9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28ポイントの差、非製造業で3.82ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加(63.0%→67.2%)し、転嫁状況は一部では好転する一方、1~3割しか価格転嫁できなかった割合は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割(8.8%)の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2

年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し8,690件となっており、また、令和6年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、484件（前年同期375件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組みない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適切と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加

え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては5.0%(50円)を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回することは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円(4.6%)、Bランク50円(5.2%)、Cランク50円(5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執

行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要

である。

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
Aランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
Bランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
Cランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

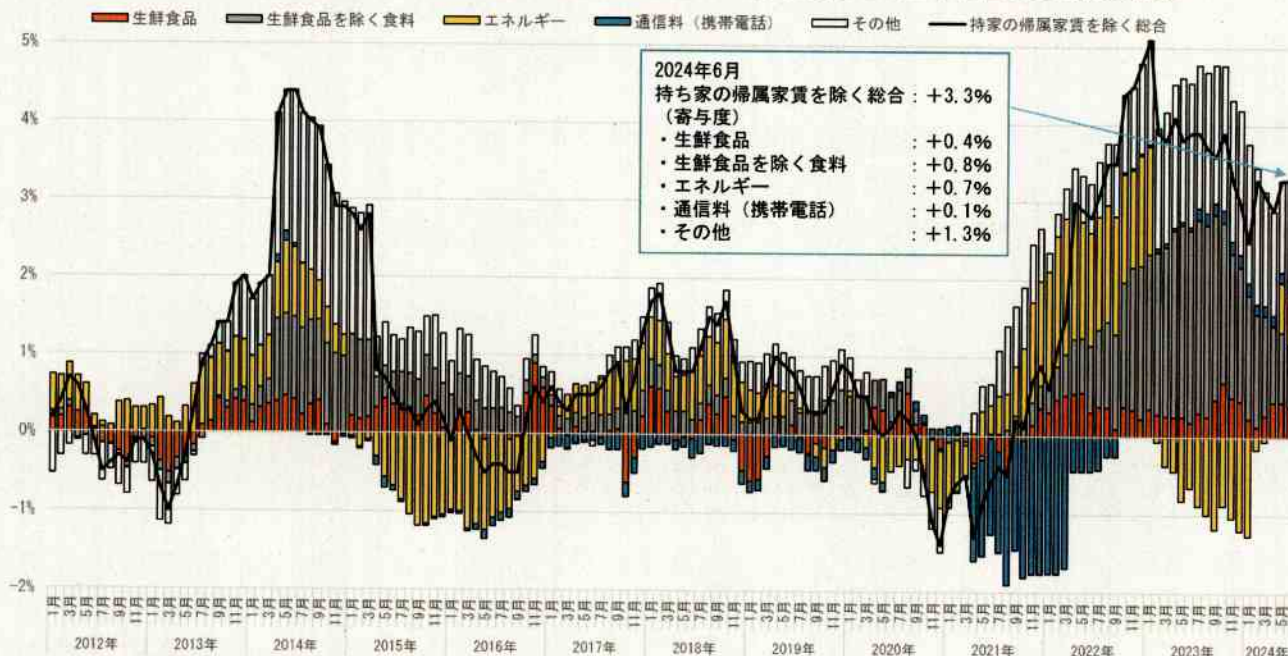
4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

2

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数) / 前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

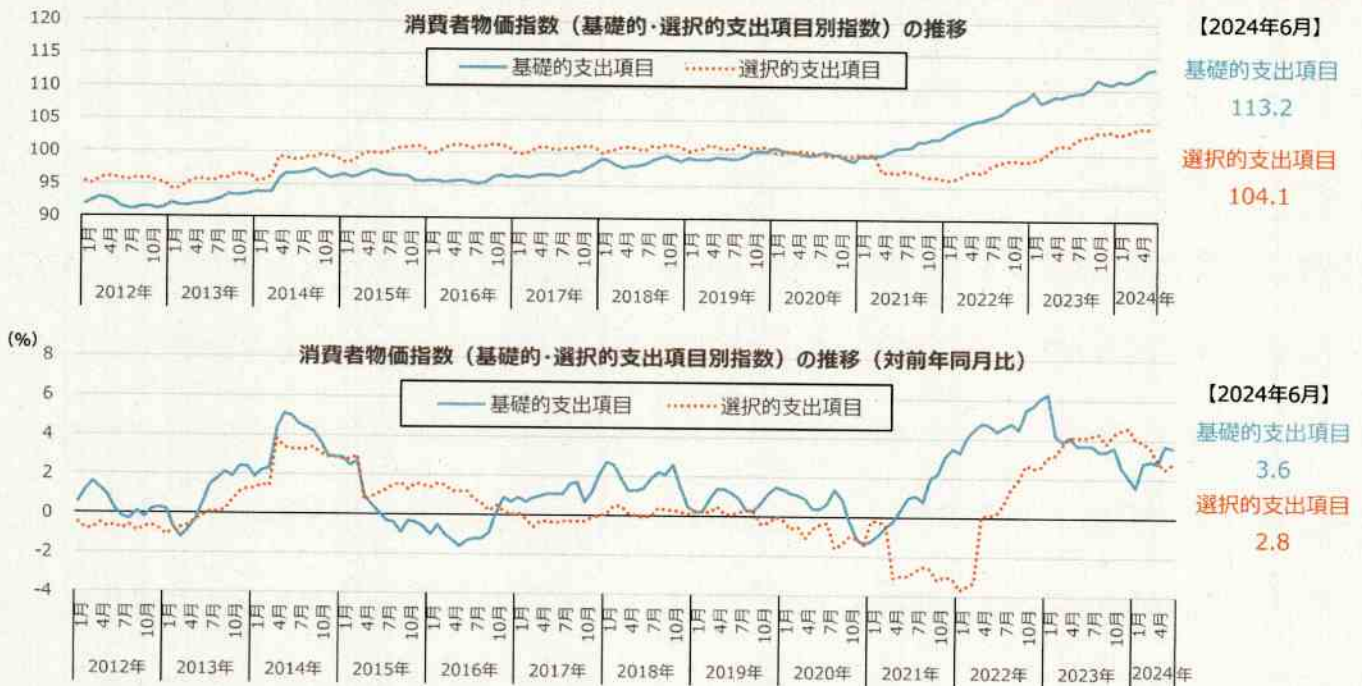
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

3

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品のなもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

(総予算額：3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円)

- ・ 電気・都市ガスの小売事業者等が、**需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。**
- ・ **当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。**

値引き単価

2024年4月使用分まで

<電気>

低圧：3.5円/kWh
 高圧：1.8円/kWh

<都市ガス>

15円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

2024年5月使用分

<電気>

低圧：1.8円/kWh
 高圧：0.9円/kWh

<都市ガス>

7.5円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

- 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

2023年											2024年					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1㎡当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1㎡当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1㎡当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万㎡未満の家庭や企業等が対象

6

消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5	5.4	4.8

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

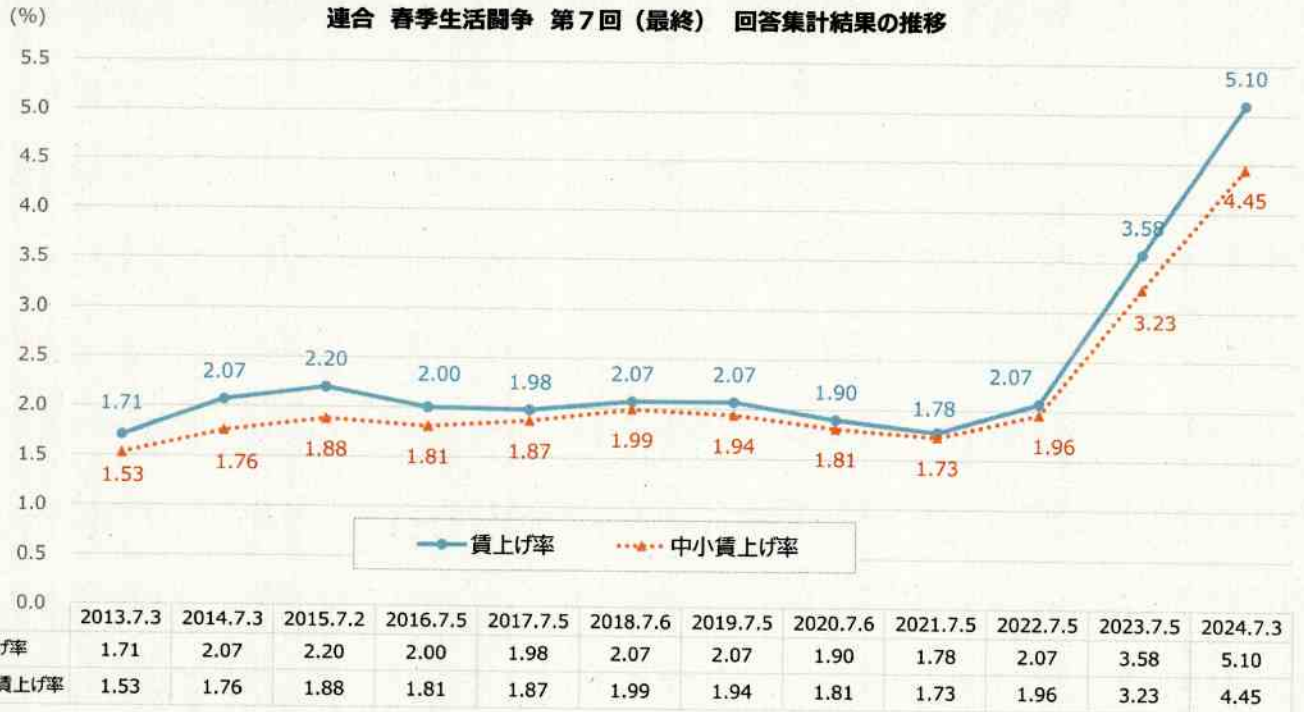
食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉(国産品)	きゅうり	茶飲料
豚肉(輸入品)	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ(国産品)	バナナ	

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

7

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2024年7月3日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

8

連合 春季賃上げ妥結状況(有期・短時間・契約等労働者)

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回(最終)回答集計結果(令和6年7月3日)

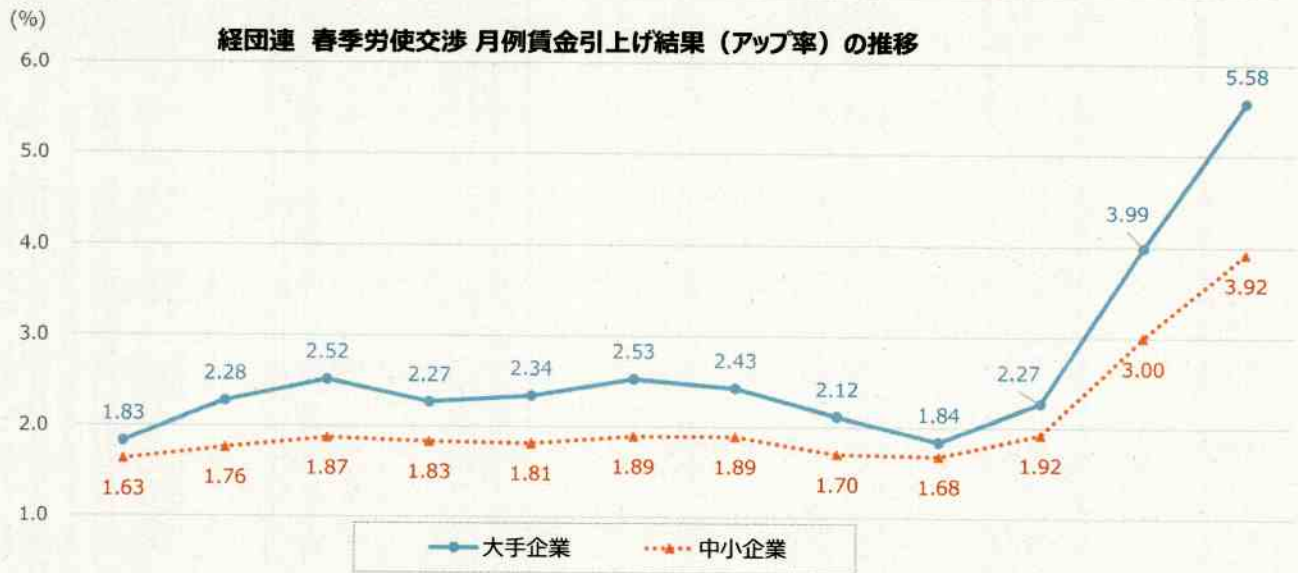
		単純平均		加重平均	
時給	386組合 885,369人	賃上げ額	53.78円(39.74円)	62.70円(52.78円)	
		引上げ率	—	5.74%(5.01%)	
		平均時給	1,148.92円(1,091.78円)	1,155.02円(1,095.67円)	
月給	146組合 27,845人	賃上げ額	9,137円(6,647円)	10,869円(6,828円)	
		賃上げ率	4.23%(3.09%)	4.98%(3.18%)	

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終)回答集計結果。

9

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第1回集計）、中小企業3.92%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
● 大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58
●●● 中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	3.92

（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

10

日商 中小企業の賃金改定に関する調査

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

		(加重平均)	
正社員 (月給)	全体	9,662円	
	1,586社	3.62%	
	20人以下	8,801円	
パート・ アルバイト (時給)	709社	3.34%	
	全体	37.6円	
	1,070社	3.43%	
20人以下	43.3円		
	450社	3.88%	

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

11

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性別	クラス	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率					
		R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年				
男	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,291	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,298	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
女	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.0	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,888	1,890	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,440	3.0	1.6	1,395	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,837	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,609	1,701	1.9	1.8	1,606	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2
計	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,633	2.6	2.5	1,763	1,199	2.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,266	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,106	1,151	4.0	2.7	1,403	1,430	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,038	3.5	2.9	1,134	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,299	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,295	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

性別	クラス	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率					
		R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年				
一般労働者	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,291	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
パートタイム労働者	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,838	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,552	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.9	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,538	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,406	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,518	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,638	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,582	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
計	A	1,281	1,309	2.2	2.0	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.8	1,091	1,150	5.4	2.1	1,383	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	946	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,181	-0.8	2.3
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,398	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性別	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）		
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	令和5年6月	令和6年6月	令和5年	令和6年	令和5年6月	令和6年6月	令和5年	令和6年	令和5年6月	令和6年6月	令和5年	令和6年	令和5年6月	令和6年6月	令和5年	令和6年	
男性	A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,696	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.9	1,642	1,689	2.7	3.1
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,763	1.7	3.1
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3
	計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.9	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,806	2.4	3.0
女性	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8
	B	1,599	1,639	2.5	2.5	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1
	C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,456	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0
	計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8
一般	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,395	1,349	3.4	2.8	1,423	1,468	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4
	B	1,227	1,277	3.2	2.6	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1
	C	1,141	1,178	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,162	1,198	2.4	2.6	1,362	1,407	4.1	2.9
	計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3
パート	A	1,836	1,865	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1
	C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6
	計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,613	1,662	2.7	2.5	1,602	1,650	2.8	1.9	1,852	1,891	2.3	3.0
パート	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,256	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9
	C	1,008	1,063	2.4	2.7	908	973	3.7	2.6	1,060	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8
	計	1,187	1,234	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、%）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常利益	規模計	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800
	前年度比	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5
	資本金規模1,000万円以上	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804
	前年度比	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8
	# 10億円以上	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614
	前年度比	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8
	# 1億円～10億円	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904
	前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6
	# 1,000万円～1億円	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286
	前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0
# 1,000万円未満	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	
前年度比	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	
売上高経常利益率	規模計	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0
	資本金規模1,000万円以上	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4
	# 10億円以上	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6
	# 1億円～10億円	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0
	# 1,000万円～1億円	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5
	# 1,000万円未満	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

	令和4年				令和5年				令和6年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
経常利益	資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279
	前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1
	＃ 10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516
	前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2
	＃ 1億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086
	前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5
売上高経常利益率	＃ 1,000万円～1億円	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677
	前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8
	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1
	＃ 10億円以上	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8
	＃ 1億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5
	＃ 1,000万円～1億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2

資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

16

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	68.8	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	2,941,615
規模計	67.0	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	909,127
資本金規模1,000万円以上	55.0	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	4,738
＃ 10億円以上	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	25,894
＃ 1億円～10億円	76.4	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	878,495
＃ 1,000万円～1億円	81.1	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	2,032,488
＃ 1,000万円未満										

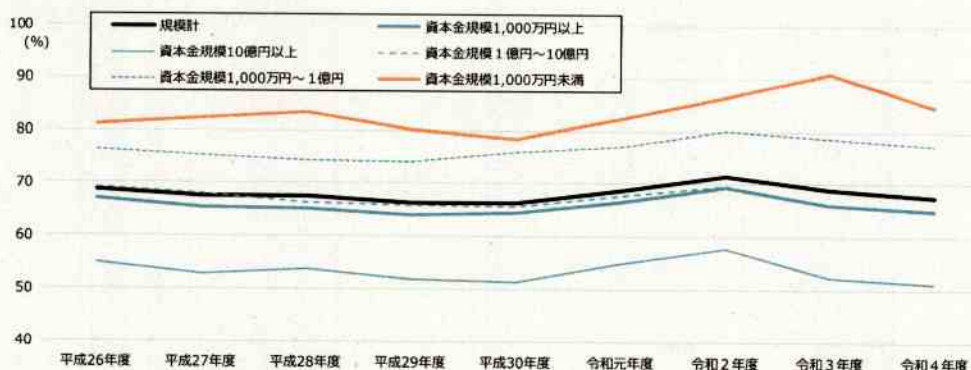
資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。

人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。



17

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比			
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

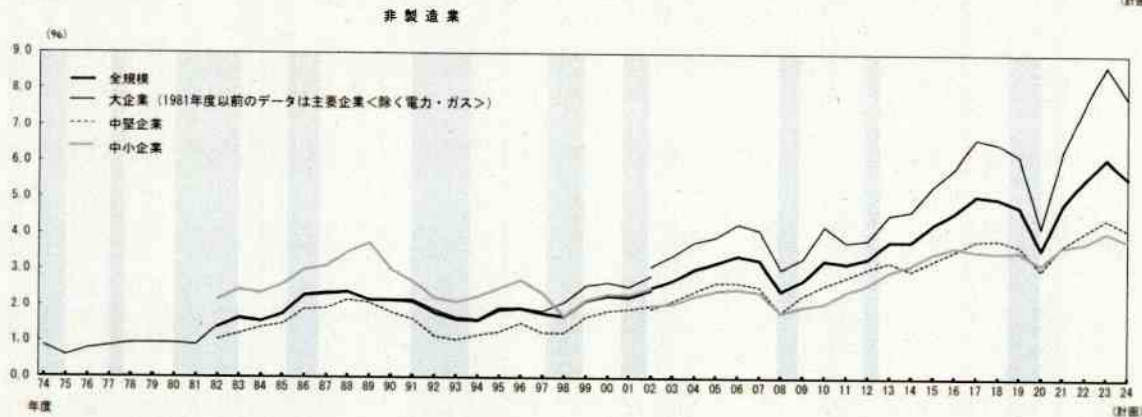
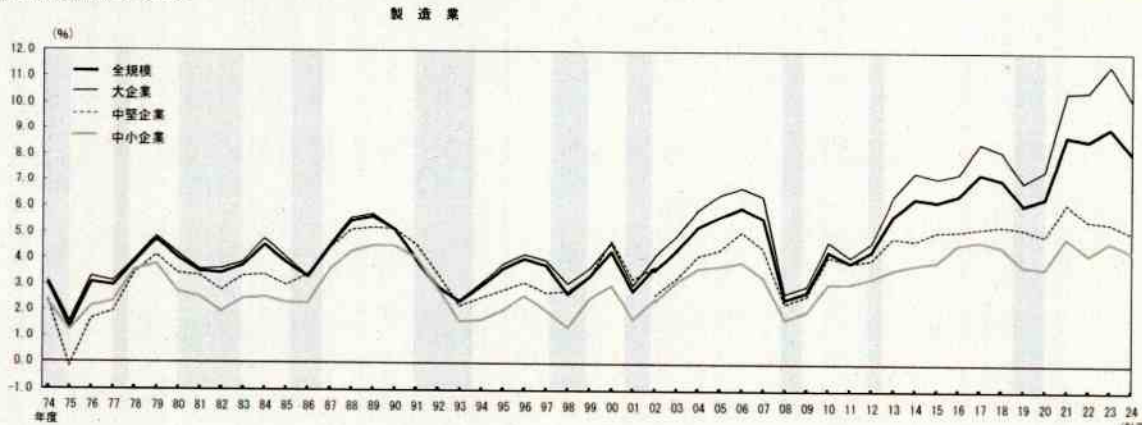
「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

売上高経常利益率の推移(日銀短観)

▽売上高経常利益率の推移



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)(2024年6月調査)

売上高経常利益率の推移(日銀短観)

(%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	9.10	8.17
	非製造業	4.85	5.57	6.14	5.61
大企業	製造業	10.48	10.52	11.50	10.23
	非製造業	6.31	7.61	8.71	7.78
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.45	5.07
	非製造業	3.73	4.11	4.46	4.16
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.71	4.35
	非製造業	3.70	3.79	4.10	3.87

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

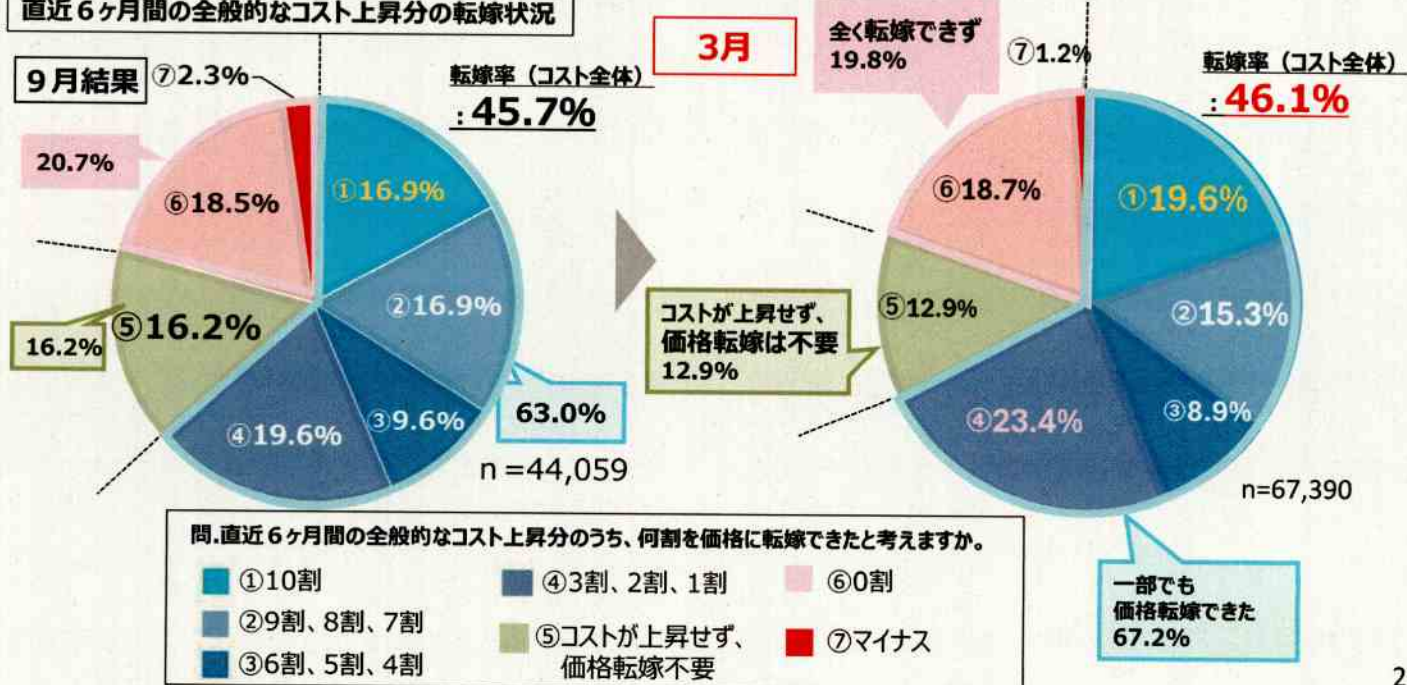
回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

20

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は46.1%、昨年9月より微増(45.7%→46.1%)。
 - 受注企業のうち、コスト増加分を全額(10割)価格転嫁できた割合(①)は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
 - 一方、1~3割しか価格転嫁できなかった割合(④)は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ 価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。

直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況

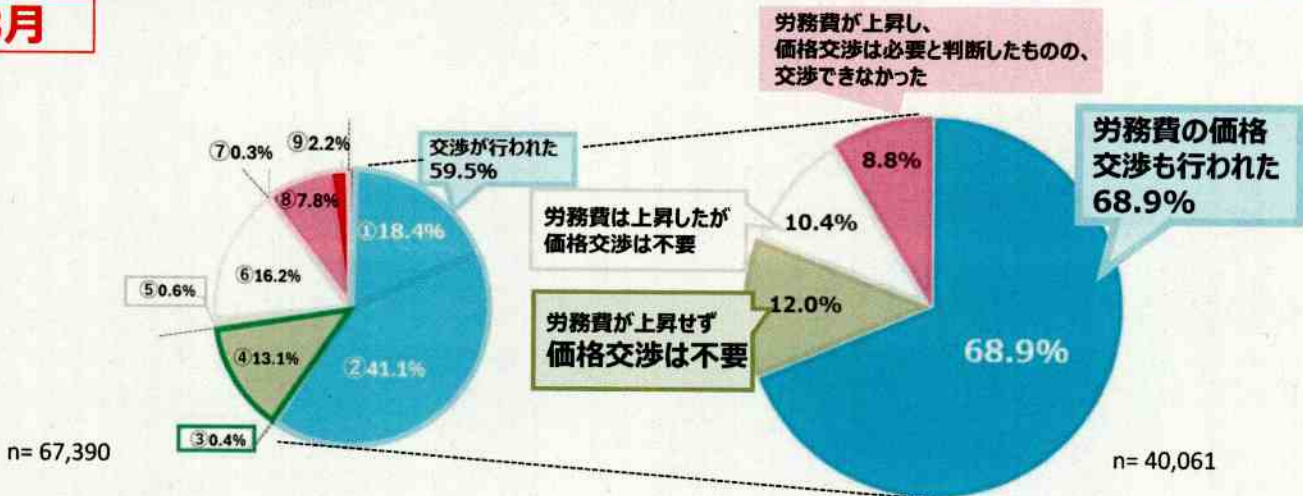


21

(今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
 - 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。
 - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ **引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。**

3月



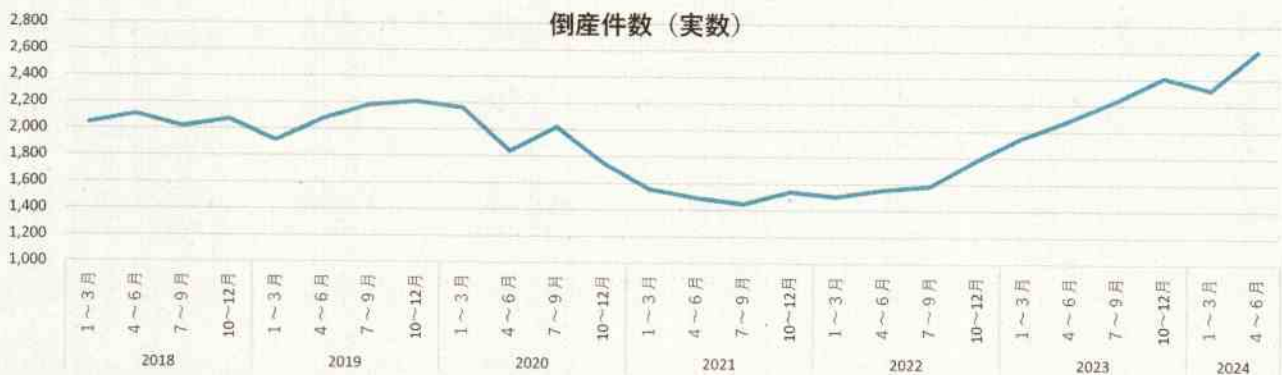
アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務（工事）を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】



(資料出所) 東京商工リサーチ

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

2024年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

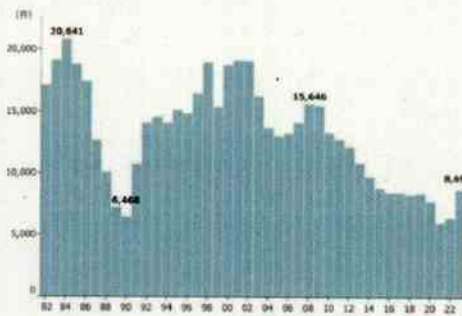
第1部 令和5年度（2023年度）の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては感染拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

全国企業倒産集計（2024年6月報）（抜粋）（右図）

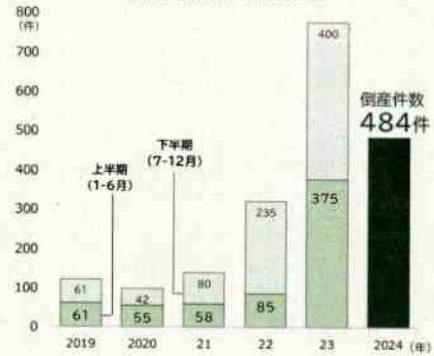
物価高（インフレ）倒産は、484件（前年同期 375件、29.1%増）発生した。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』（124件）が最も多く、『製造業』（109件）、『運輸・通信業』（91件）が続いた。

倒産件数の推移



資料：『全国企業倒産集計』（経済産業省）
 注：1. 倒産とは、企業倒産（破産）と、経営破綻（倒産）を指す。また、倒産集計（倒産集計）は、倒産集計（倒産集計）を指す。
 2. 倒産集計（倒産集計）は、倒産集計（倒産集計）を指す。

「物価高倒産」件数推移

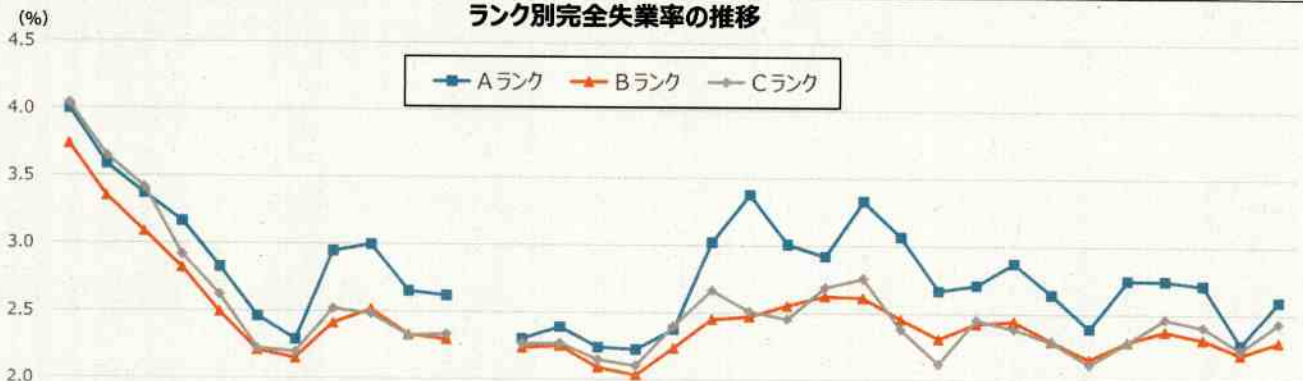


（資料出所）中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年6月報）」
 ※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



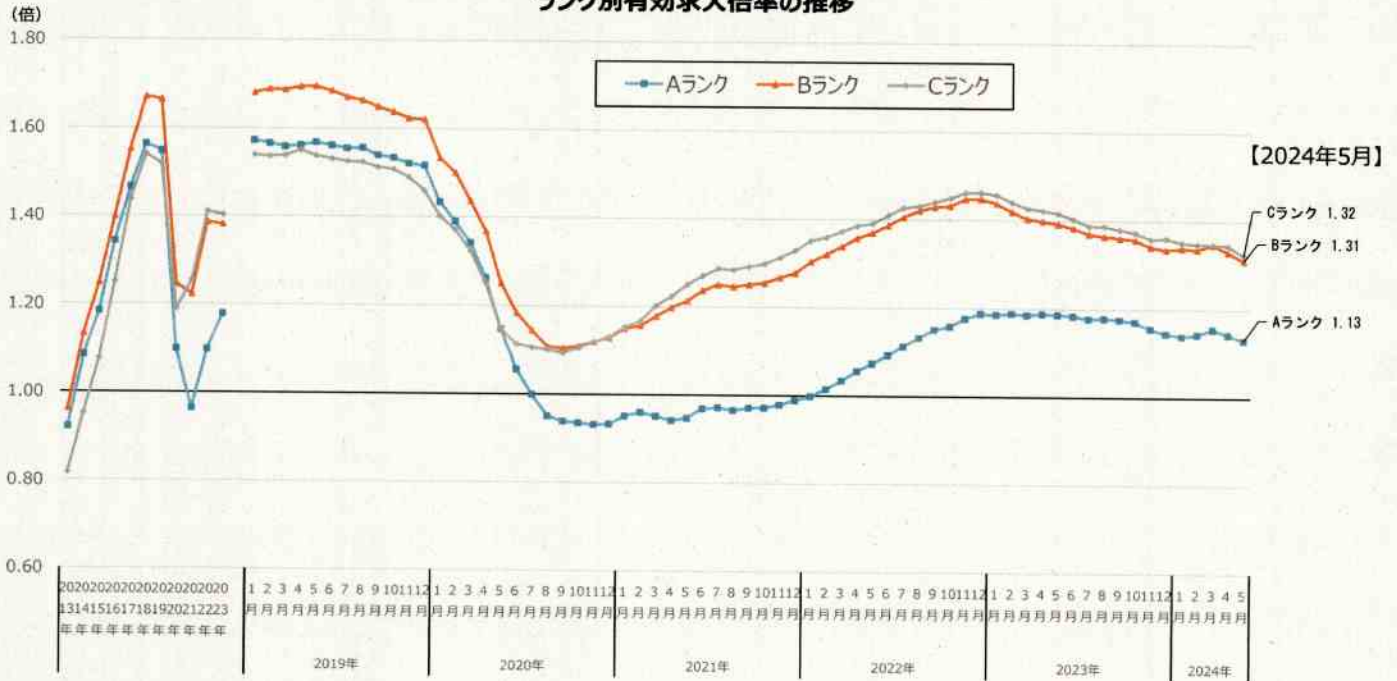
年	2019年												2020年				2021年				2022年				2023年				2024年			
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月							
Aランク	4.0	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7	2.6	2.3	2.4	2.2	2.2	2.4	3.0	3.4	3.0	2.9	3.3	3.1	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7	2.7	2.7	2.3	2.6
Bランク	3.7	3.3	3.1	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.3	2.3	2.2	2.3	2.1	2.0	2.2	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6	2.5	2.3	2.4	2.4	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.2	2.3
Cランク	4.0	3.6	3.4	2.9	2.6	2.2	2.2	2.5	2.5	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.1	2.4	2.7	2.5	2.5	2.7	2.8	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.1	2.3	2.5	2.4	2.2	2.4

（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 （注）1. モデル推計による都道府県別結果。
 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率の推移

(単位: 倍)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

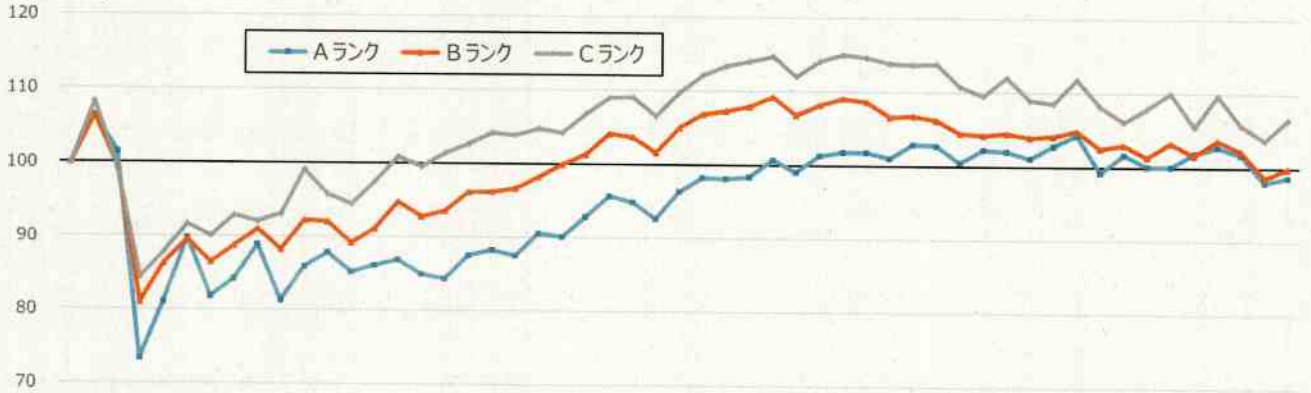
資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」
 (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
 5 各月の数値は季節調整値である。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



	2020年					2021年					2022年					2023年					2024年																															
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5											
Aランク	100	106	101	73	81	90	82	84	89	81	86	88	85	86	87	85	84	88	88	87	91	90	93	96	95	93	96	98	98	98	101	99	101	102	101	103	103	104	99	102	100	100	102	103	102	98	99					
Bランク	100	106	99	81	86	90	86	89	91	88	92	92	89	91	95	93	94	96	96	97	98	100	101	104	104	102	105	107	107	108	109	107	108	109	109	107	106	104	104	105	104	104	105	103	103	101	103	102	104	102	99	100
Cランク	100	108	99	84	88	92	90	93	92	93	99	96	94	98	101	100	101	103	104	104	105	104	107	109	109	107	110	112	113	114	115	112	114	115	115	114	114	111	110	112	109	109	112	108	106	108	110	106	110	106	104	107

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
- 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和6年7月24日

1 はじめに

令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し、経済社会のステージ転換をはかる正念場との認識で取り組み、33年ぶりの5%台の賃上げ結果となったことを述べ、一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であると主張し、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと述べた。

加えて、産業別組織における賃上げや、中小企業での初任給引上げの動向を見るに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、まさに経営は生き残りをかけて、人材確保に向けた「人への投資」を決断していると指摘した。

また、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければならず、まずは2年程度で全都道府県において1,000円以上、その上で中期的には一般労働者の賃金中央値の6割という水準を目指し、本年の審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていないと指摘し、昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと主張した。

さらに、地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年のCランクの引上げ実績を踏まえて今年を目安額を検討すべきと主張した。ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回るものが適当であると主張した。

また、有効求人倍率等の雇用情勢の現状に鑑みれば特に地方における労働需給がひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用するのは既に困難である現状は明白であると指摘し、最低賃金の引上げは妥当であると主張した。

さらに、ここ数年の最低賃金の引上げ幅はかつてない上げ幅であるが、倒産件数との相関は見出しにくい状況であり、最低賃金の引上げによって企業の倒産が増える、と言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないと指摘し、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

また、企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識していると述べた。一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めることや政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めたいと述べた。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なると主張した。

また、目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張した。

加えて、今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視するとその基本的な考えは変わらないと述べた。

さらに、生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、

業況判断D I で大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価D I は依然高い水準にあると述べた。

こうした3要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっていると指摘した。

加えて、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた。さらに、最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、現在の最低賃金額を負担と感じる企業も増加していると述べた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、価格転嫁や生産性向上の過渡期にある中で、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると主張した。加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張した。

このため、中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要がある、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧な議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配

意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシッ

ブ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

令和6年7月1日

長崎労働局 局長
倉永 圭介 様

日本基幹産業労働組合連合会
長崎県本部委員長 中川 俊紀

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業の最低賃金の改定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹労働者の範囲
長崎県において、はん用機械器具、生産用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 2, 157名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲
長崎県において、はん用機械器具、生産用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は雑役の業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務
 - ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ニ 書類等の事業所内集配又は複写の業務以上 5, 948名(令和6年2月6日現在)

3. 改定を申出る最低賃金の件名
長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金



4. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定を求める。

尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約(協定書)の適用労働者が概ね3分の1に達していること。

6. 添付書類

- (1) 長崎県におけるはん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概要
- (2) 新産業別最低賃金申出に関する合意及び申請代表者に対する委任状
- (3) 労働協約の写し(労働協約を含む)
- (4) 所定労働時間及び指定労働日数(賃金の最低額が月数のみで表示されている場合)

以 上

令和 6年 7月 1日

長崎労働局長
倉永 圭介 殿

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
西九州地方協議会 長崎地域協議会
議長 長田 徳幸

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹労働者の範囲

長崎県において、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

3, 422 名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

長崎県において、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

- (1). 18歳未満または65歳以上の者
- (2). 雇い入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3). 次に掲げる業務に主として従事する者

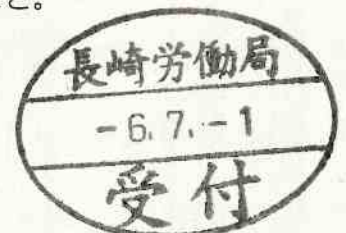
イ. 清掃、片付けまたは雑役の業務

ロ. 手作業による包装、袋詰めまたは箱詰めの業務

ハ. 軽易な運搬または工具若しくは部品の整理の業務

なお、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。

- ①当該業務に従事した経験がない者では、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について認められること。従って、離職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
- ②職場の内外において集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程において、仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。



- ③習得させるべき技能の内容および技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ④技能養成を実施する担当者または責任者が定められていること。

以上

7, 573名 (令和6年2月6日現在)

3. 改正を申し出る最低賃金の件名

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求めるものである。
なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

- (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (2) 申し出産業は長崎県内製造業に於いて、生産額、出荷額、従業員数ともに相当数を占める主要産業であり、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

6. 添付資料

- ①長崎県下における申し出産業の事業所数と労働者の概数
- ②賃金の最低額に関する労使協定の写し
- ③機関決定の写し
- ④個々の労働者における合意書
- ⑤申し出代表者に対する委任書

以上

令和6年7月1日

長崎労働局 局長
倉永 圭介 様

日本基幹産業労働組合連合会
長崎県本部委員長 中川 俊紀

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業の最低賃金の改定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹労働者の範囲

長崎県において、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される労働者

2, 613名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

長崎県において、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 書類等の事業所内集配又は複写の業務

以上 7, 567名(令和6年2月6日現在)

3. 改定を申出る最低賃金の件名

長崎県船舶製造業・修理業、船用機関製造業最低賃金



4. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定を求める。

尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約(協定書)の適用労働者が概ね3分の1に達していること。

6. 添付書類

- (1) 長崎県における船舶製造業・修理業、船用機関製造業の事業所数と労働者数の概要
- (2) 新産業別最低賃金申出に関する合意及び申請代表者に対する委任状
- (3) 労働協約の写し(労働協約を含む)
- (4) 所定労働時間及び所定労働日数(賃金の最低額が月数のみで表示されている場合)

以 上

令和6年度
長崎地方最低賃金審議会
長崎県最低賃金専門部会委員名簿

	氏 名	所属（現職）
公 益 代 表	いとら ひろこ 伊 東 浩 子	弁護士
	はやし とおる 林 徹	長崎大学経済学部教授
	ふか うら あつ ゆき 深 浦 厚 之	鎮西学院大学総合社会学部教授
労 働 者 代 表	いわなが よういち 岩 永 洋 一	日本労働組合総連合会長崎県連合会 事務局長
	かせだ かずし 加世田 和志	自治労全国一般長崎地方労働組合 書記長
	たね むら かず ひさ 種 村 和 久	日本労働組合総連合会長崎県連合会 副事務局長
使 用 者 代 表	う と としろう 宇 土 敏 郎	長崎県中小企業家同友会 副代表理事
	みねした たかひさ 峯下 隆久	長崎県経営者協会 専務理事
	よしの ゆき こ 吉野 ゆき 子	長崎県中小企業団体中央会 専務理事

掲載順は、それぞれ五十音順。

令和6年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,373 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（確報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	7,030	2,026	28.8%
B ランク	5,261	1,698	32.3%
C ランク	4,082	1,425	34.9%
合計	16,373	5,149	31.4%

4. 集計労働者 29,463 人

（うち、令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和6年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和6年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和6年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和4年度分、令和5年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和6年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和6年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和5年6月分、令和6年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和5年6月分、令和6年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和5年6月分、令和6年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業							
	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	%	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	%	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	%		
	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施した事業所			1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施した事業所			1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施した事業所				
A	100.0	42.3	0.9	39.2	17.6	100.0	44.2	1.1	40.0	14.7	100.0	39.0	1.3	40.1	19.6	100.0	48.6	0.2	36.0	15.2
B	100.0	43.4	0.5	41.6	14.6	100.0	46.0	1.2	35.7	17.1	100.0	42.4	0.4	43.9	13.3	100.0	53.5	0.0	27.7	18.9
C	100.0	42.4	0.9	37.1	19.6	100.0	40.7	1.8	31.7	25.8	100.0	41.8	1.1	37.6	19.4	100.0	49.4	1.5	36.5	12.5
計	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4
R5年	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	%	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	%	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	%	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	%
	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施した事業所			1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施した事業所			1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施した事業所			1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施した事業所		
A	100.0	28.5	0.0	51.9	19.5	100.0	32.6	1.8	48.4	17.2	100.0	61.8	0.3	19.4	18.5	100.0	43.5	1.2	40.3	14.9				
B	100.0	32.4	0.7	49.8	17.0	100.0	28.7	0.0	61.4	9.9	100.0	63.5	0.0	22.3	14.2	100.0	39.7	0.7	46.7	12.9				
C	100.0	33.9	0.0	43.5	22.5	100.0	28.7	1.7	48.5	21.1	100.0	64.4	0.5	17.9	17.2	100.0	38.3	0.5	45.4	15.7				
計	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0				
R5年	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5				

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所							賃金引下げ実施事業所							賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計									
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食サ ービス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食サ ービス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食サ ービス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.7	4.5	5.1	4.5	5.0	5.6	3.7	4.8	-12.0	-7.3	-17.8	-1.5	-7.8	-27.5	-1.4	1.9	1.9	1.8	2.2	1.4	1.7	2.2	2.2	2.1
B	4.5	4.2	5.1	4.8	4.1	5.0	3.9	4.1	-10.8	-13.7	-22.4	-1.1			-0.0	1.9	1.8	2.1	2.5	1.3	1.4	2.5	1.6	
C	4.5	3.4	4.4	3.9	6.0	4.7	4.4	4.6	-9.2	-6.6	-10.8	-20.2	-2.7	-12.0	-1.8	1.8	1.2	1.7	1.6	2.0	1.3	2.7	1.8	
計	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8	
R 5 年	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7	

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5%	3.2%	5.0%	0.55	1.5%	3.0%	5.0%	0.58	1.6%	3.2%	5.2%	0.56	2.2%	3.5%	5.0%	0.40
B	1.6	3.2	5.2	0.56	1.8	3.0	5.0	0.53	1.9	3.5	5.6	0.53	2.0	3.5	5.5	0.50
C	1.5	3.2	5.5	0.63	1.1	3.0	5.0	0.65	1.7	3.2	5.3	0.56	2.0	3.2	5.0	0.47
計	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46
R5年	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業 (他に分類されないもの)			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.8%	4.1%	7.0%	0.63	1.3%	3.1%	8.0%	1.08	1.5%	2.7%	4.5%	0.56	1.5%	3.2%	5.1%	0.56
B	1.0	3.7	5.9	0.66	1.9	3.8	6.7	0.63	1.4	2.5	5.1	0.74	1.7	3.6	5.0	0.46
C	2.6	4.5	8.0	0.60	1.5	3.7	5.8	0.58	1.4	3.0	5.4	0.67	2.0	3.0	5.0	0.50
計	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50
R5年	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率													
	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月														
男	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2															
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3															
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6															
計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2																
男	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6															
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8															
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3															
計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2																
女	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2															
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4															
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2															
計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8																

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額													
	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月														
一般	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.5	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2															
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3															
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,551	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6															
計	1,464	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2																
一般	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4															
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2															
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2															
計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3																
パート	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3															
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2															
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3															
計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5																

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 就業 形態 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）													
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率													
	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月												
計	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,842	1,891	2.7	2.7	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
A	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,723	1,783	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
B	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
C	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4
計	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
A	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
B	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,541	1,583	2.7	2.4
C	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	2,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3
計	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
A	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
B	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
C	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6
計	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
A	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
B	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
C	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3
計	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
A	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
B	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
C	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	79.4	8.5	1.7	10.5
B	100.0	76.4	9.8	2.6	11.3
C	100.0	73.7	13.0	2.0	11.3
計	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0
R5年	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.5	3.2	16.8	52.2	8.4	100.0	21.5	1.3	17.7	55.4	4.0	100.0	22.7	4.2	14.0	53.2	5.9	100.0	17.3	1.5	12.8	57.5	10.9
B	100.0	17.2	2.9	17.2	56.8	5.9	100.0	24.1	2.5	12.3	55.3	5.8	100.0	16.5	1.6	21.0	55.8	5.0	100.0	24.6	10.4	7.9	51.6	5.6
C	100.0	23.4	2.5	18.6	46.8	8.6	100.0	30.8	4.0	19.5	35.6	10.0	100.0	25.5	2.5	17.4	48.5	6.0	100.0	11.7	4.5	21.5	53.0	9.3
計	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8
R5年	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.0	2.1	25.7	47.0	11.2	100.0	12.4	2.2	15.1	58.6	11.6	100.0	31.2	7.5	17.9	33.2	10.2	100.0	14.7	3.0	11.5	61.5	9.3
B	100.0	16.1	3.1	21.5	53.0	6.2	100.0	8.1	0.0	14.5	71.5	5.9	100.0	24.4	2.1	15.3	45.7	12.5	100.0	12.2	5.7	14.3	64.0	3.7
C	100.0	21.9	2.7	27.1	38.8	9.4	100.0	21.1	1.4	14.1	55.6	7.9	100.0	31.0	2.7	7.2	43.9	15.2	100.0	15.4	1.0	18.1	56.2	9.3
計	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4
R5年	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和5年	令和6年
39.5	40.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和5年	令和6年
男性	42.1	42.2
女性	57.9	57.8

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和4年度	令和5年度
241.5	241.6

生活保護と最低賃金

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和4年度データに基づく乖離額 (A)	令和5年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	乖離の変動額				
					(E) (=C-D)	最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.816→0.807)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△168	40	△208	△178	△31	△40	8	0	1
青森	△162	45	△207	△173	△35	△45	8	0	3
岩手	△180	39	△219	△192	△27	△39	7	0	4
宮城	△165	40	△205	△176	△30	△40	8	0	3
秋田	△175	44	△219	△185	△34	△44	7	0	3
山形	△170	46	△216	△179	△37	△46	8	0	2
福島	△189	42	△231	△200	△31	△42	7	0	3
茨城	△243	42	△285	△252	△33	△42	7	0	1
栃木	△218	41	△259	△226	△34	△41	8	0	0
群馬	△211	40	△251	△218	△33	△40	8	0	0
埼玉	△192	41	△233	△201	△32	△41	9	0	1
千葉	△209	42	△251	△219	△33	△42	9	0	1
東京都	△195	41	△236	△207	△30	△41	10	0	2
神奈川県	△226	41	△267	△235	△32	△41	9	0	△1
新潟	△191	41	△232	△201	△31	△41	8	0	2
富山	△243	40	△283	△253	△30	△40	7	0	3
石川	△200	42	△242	△210	△33	△42	8	0	2
福井	△219	43	△262	△230	△32	△43	7	0	4
山梨	△246	40	△286	△254	△32	△40	7	0	1
長野	△231	40	△271	△240	△31	△40	7	0	1
岐阜	△221	40	△261	△231	△31	△40	8	0	2
静岡県	△219	40	△259	△228	△30	△40	8	0	2
愛知県	△249	41	△290	△258	△32	△41	8	0	1
三重	△259	40	△299	△270	△29	△40	7	0	3
滋賀	△225	40	△265	△236	△29	△40	8	0	3
京都	△191	40	△231	△199	△32	△40	9	0	0
大阪	△227	41	△268	△236	△32	△41	9	0	0
兵庫県	△191	41	△232	△200	△32	△41	8	0	0
奈良	△201	40	△241	△210	△30	△40	8	0	2
和歌山	△216	40	△256	△225	△31	△40	7	0	1
鳥取	△189	46	△235	△195	△40	△46	7	0	△1
島根	△209	47	△256	△219	△37	△47	7	0	3
岡山	△182	40	△222	△192	△30	△40	8	0	2
広島	△193	40	△233	△202	△32	△40	8	0	0
山口	△238	40	△278	△245	△33	△40	7	0	0
徳島	△226	41	△267	△235	△32	△41	7	0	2
香川	△204	40	△244	△212	△32	△40	7	0	0
愛媛	△168	44	△212	△178	△34	△44	8	0	3
高知	△196	44	△240	△204	△37	△44	7	0	0
福岡	△196	41	△237	△205	△32	△41	8	0	1
佐賀	△206	47	△253	△216	△38	△47	7	0	2
長崎	△188	45	△233	△197	△37	△45	7	0	1
熊本	△194	45	△239	△204	△35	△45	7	0	3
大分	△201	45	△246	△210	△37	△45	7	0	1
宮崎	△201	44	△245	△209	△36	△44	7	0	1
鹿児島	△204	44	△248	△212	△35	△44	7	0	2
沖縄	△177	43	△220	△185	△35	△43	7	0	0

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成26～令和5年度）

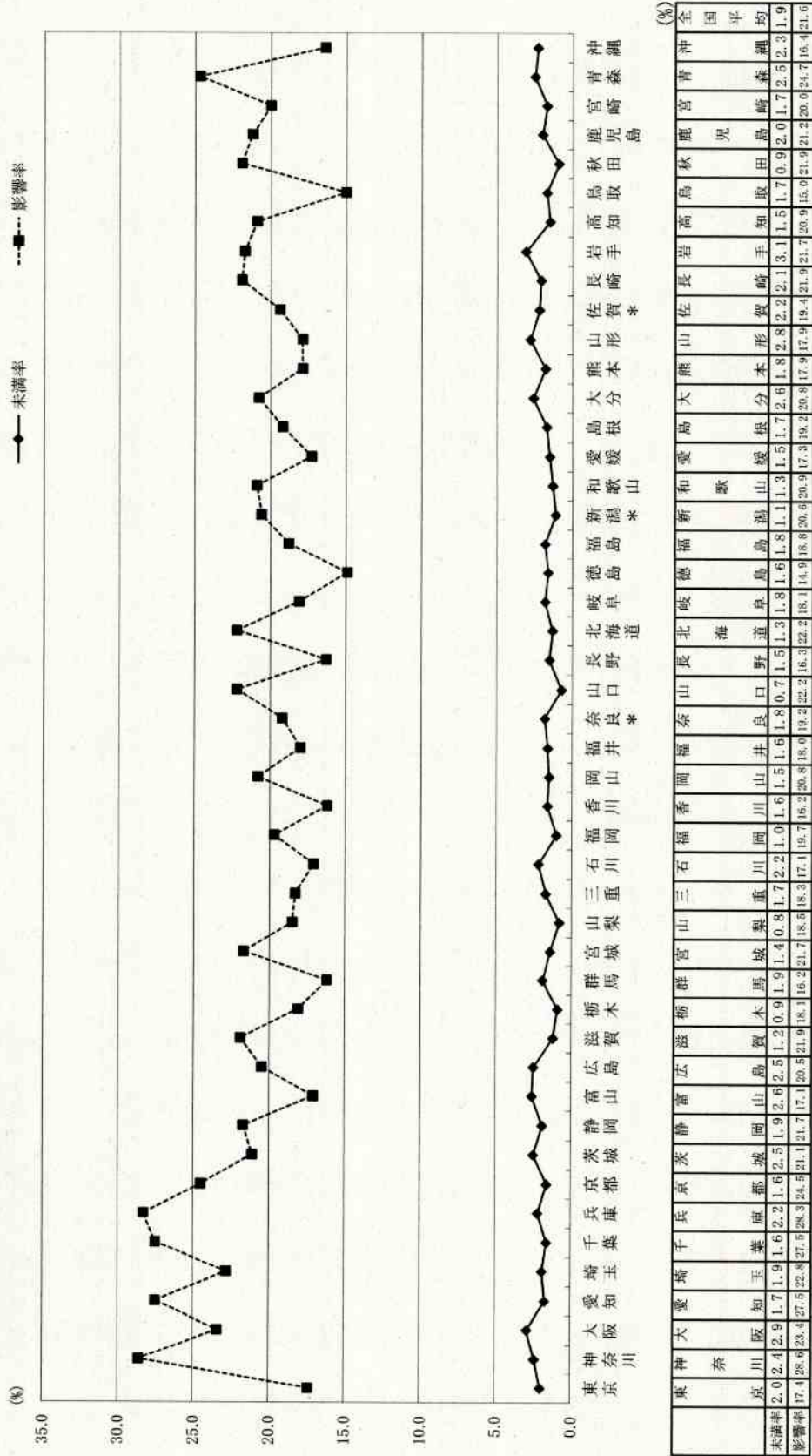
年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)
Aランク	未満率 (%) 2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1
	影響率 (%) 9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4
Bランク	未満率 (%) 1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6
	影響率 (%) 5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5
Cランク	未満率 (%) 1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1
	影響率 (%) 6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1
Dランク	未満率 (%) 1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	—
	影響率 (%) 6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	—
計	未満率 (%) 2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9
	影響率 (%) 7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成26～令和5年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、令和5年度より3ランクとなっている。
 5 各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和5年)
未満率(全国加重平均) 1.9%
影響率(全国加重平均) 21.6%



資料出所 厚生労働省「令和5年最低賃金に関する基礎調査」
(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。
(注2) 上記の影響率、未満率は、令和5年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「**」のない県は労働者数による復元を行って集計したものの。

賃金分布に関する資料

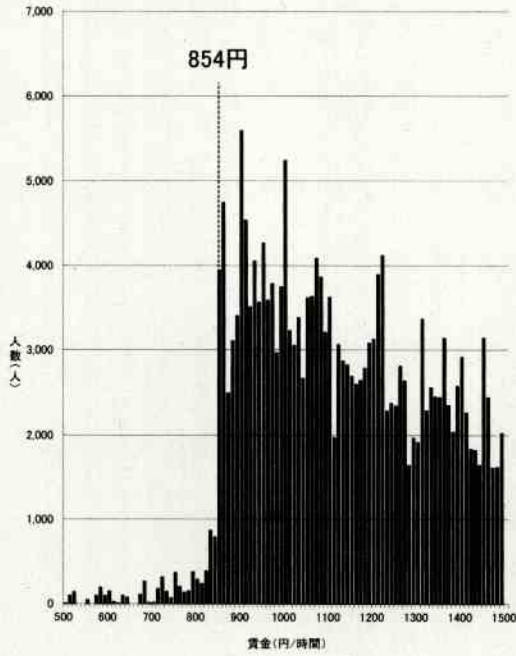
(都道府県別、総合指数順)

時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	63
時間当たり賃金分布（一般労働者）	67
時間当たり賃金分布（短時間労働者）	71

資料出所：中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第2回）資料 No.4

時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

大分(C)

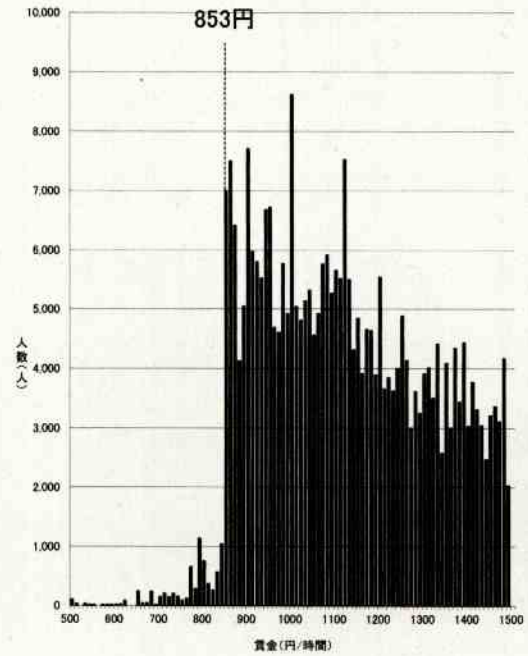


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、職務手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

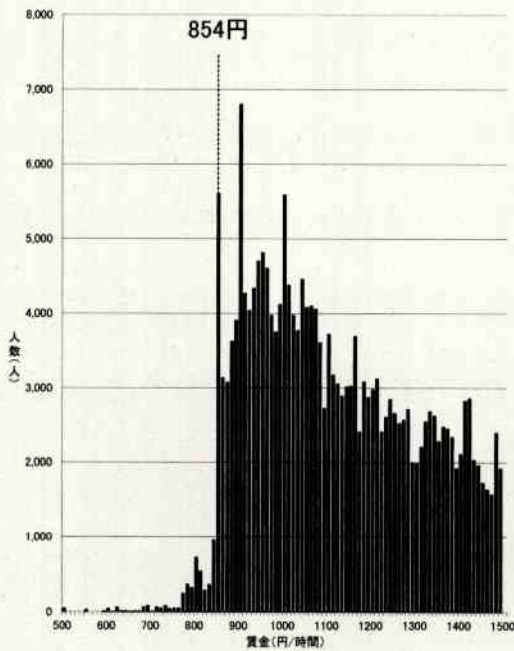


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、職務手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

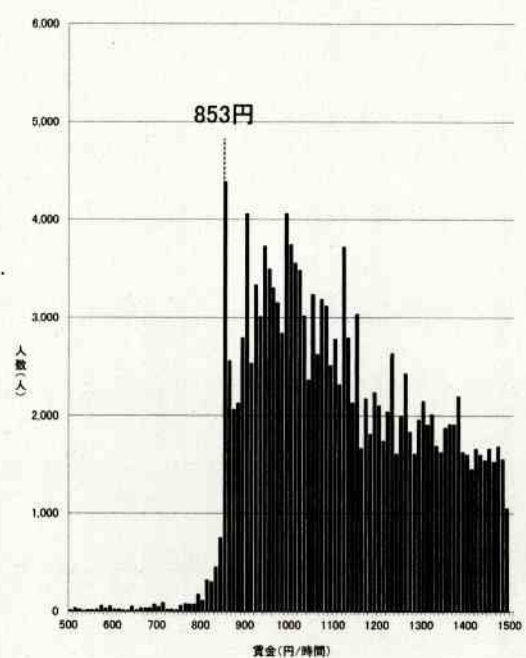


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、職務手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

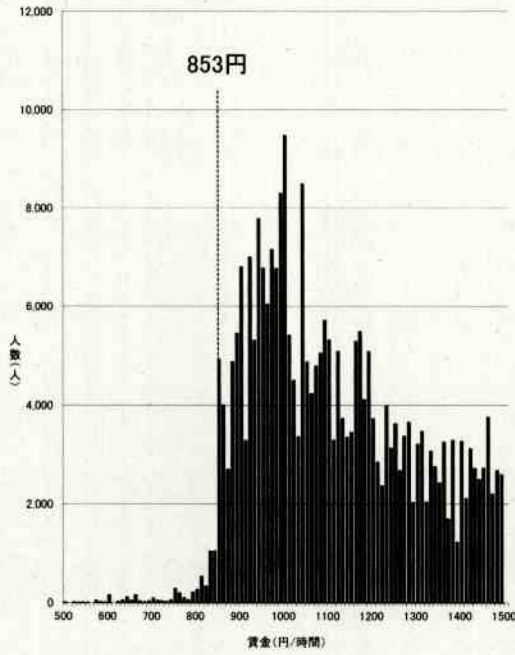


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、職務手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

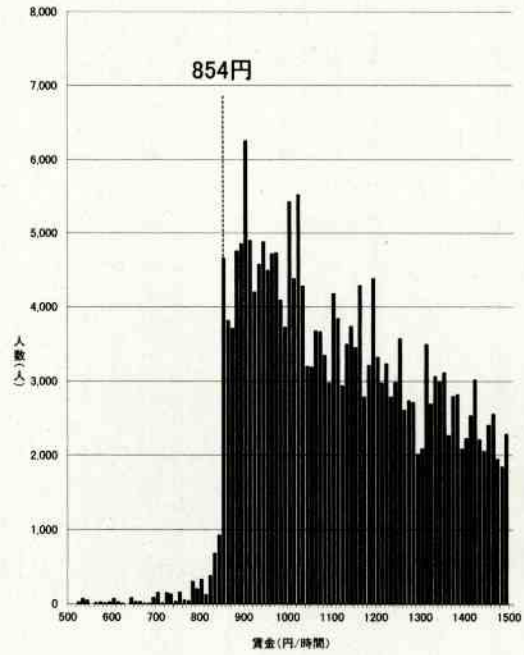


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

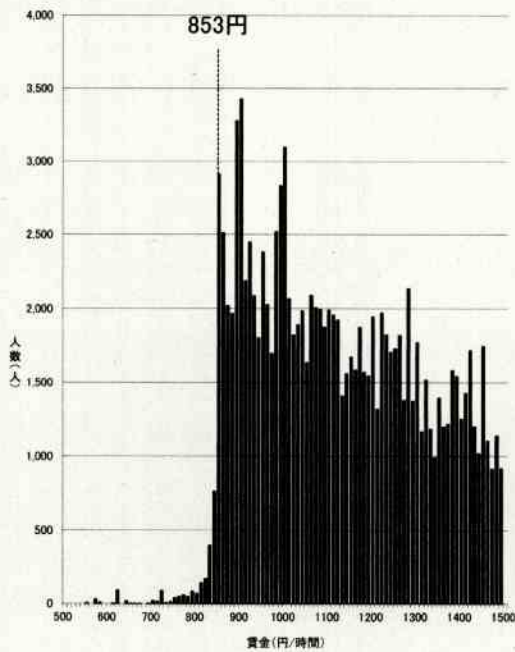


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

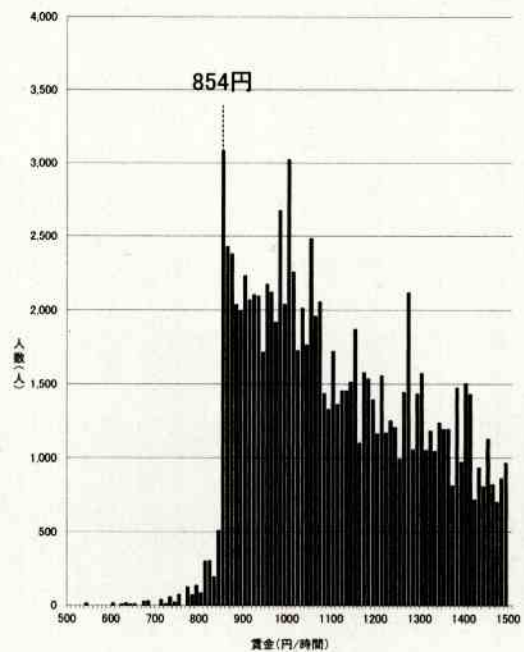


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

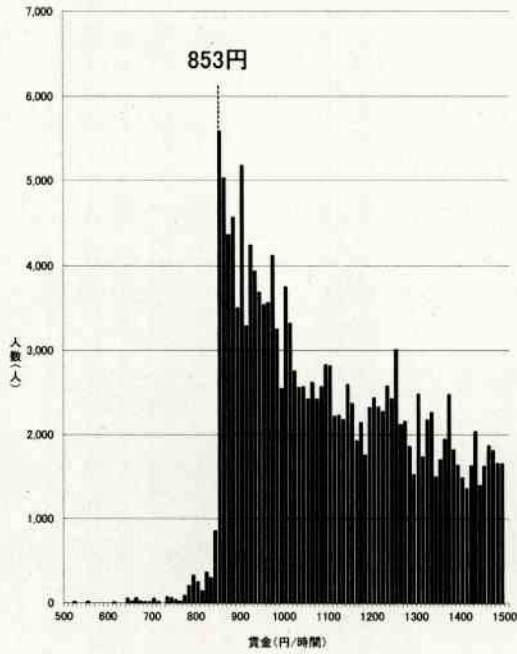


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

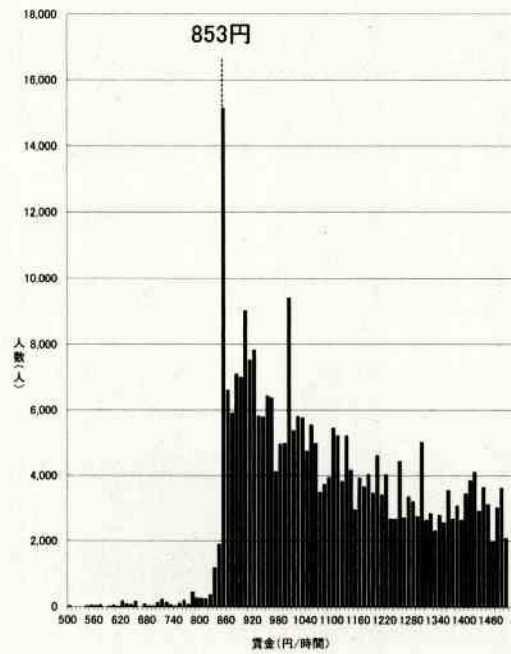


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

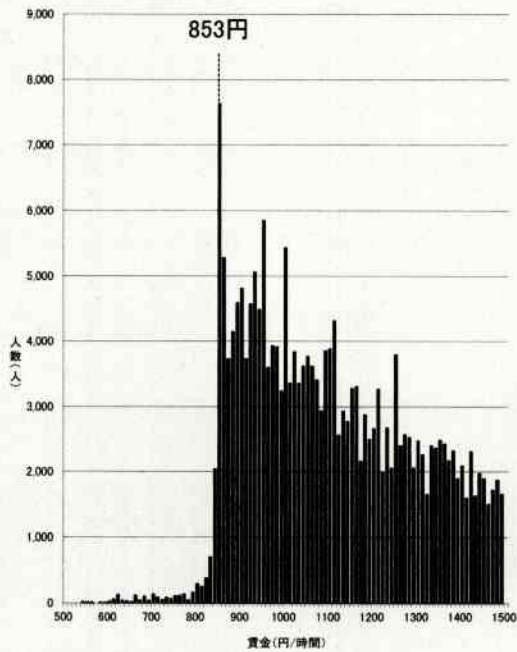


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

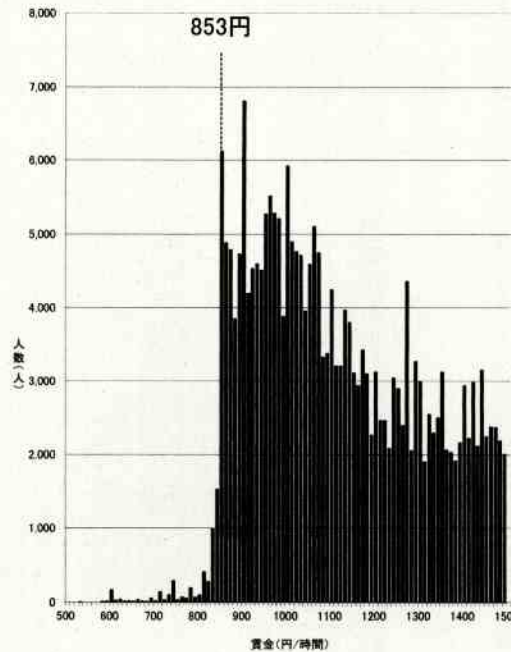


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

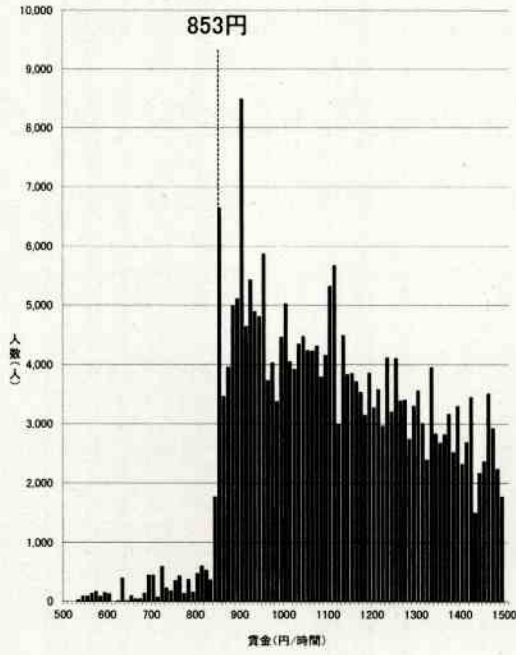


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)



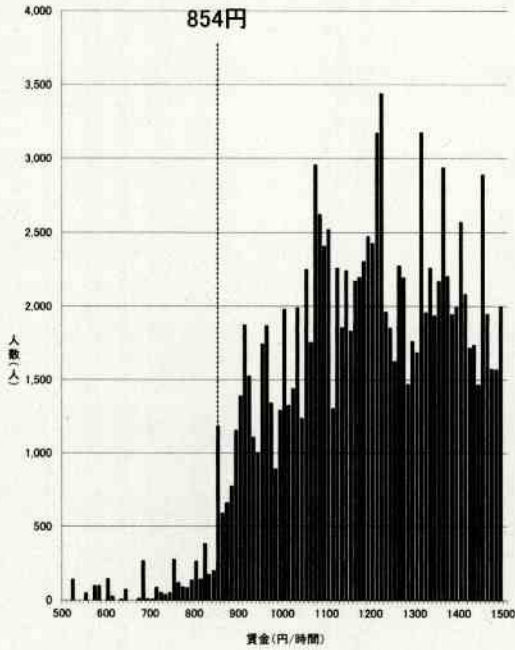
資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、残業手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

時間当たり賃金分布(一般労働者)

大分(C)

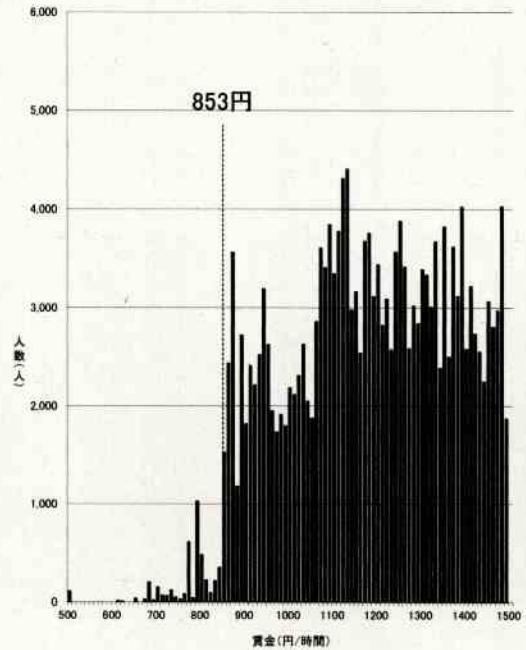


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

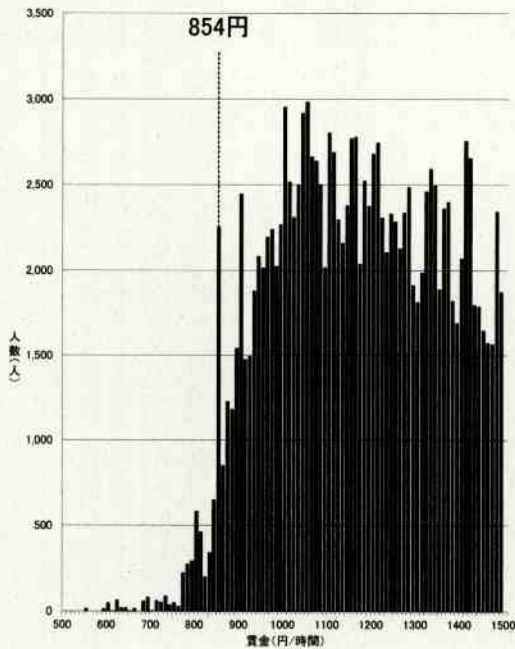


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

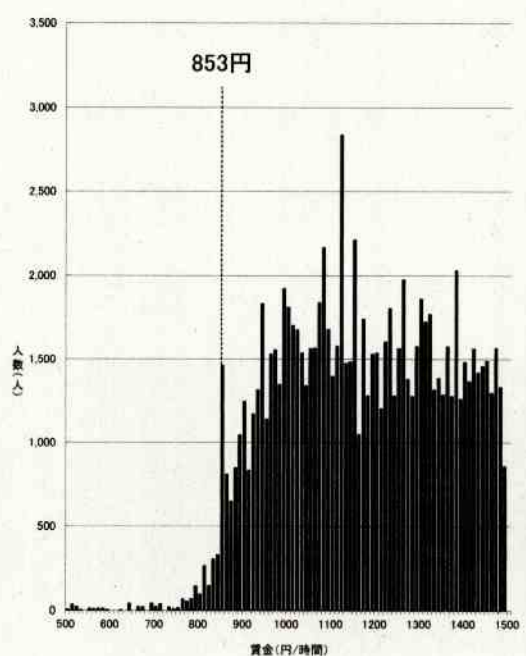


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

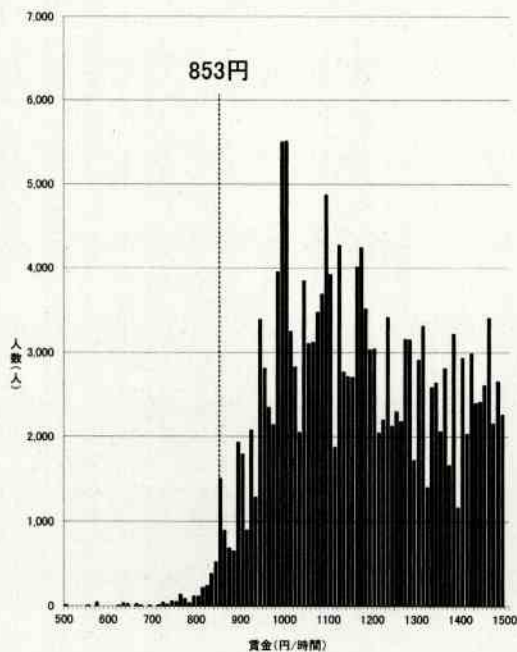


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

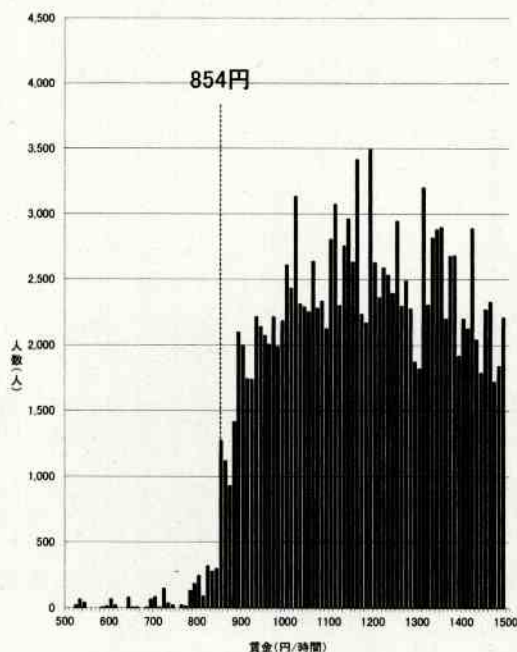


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

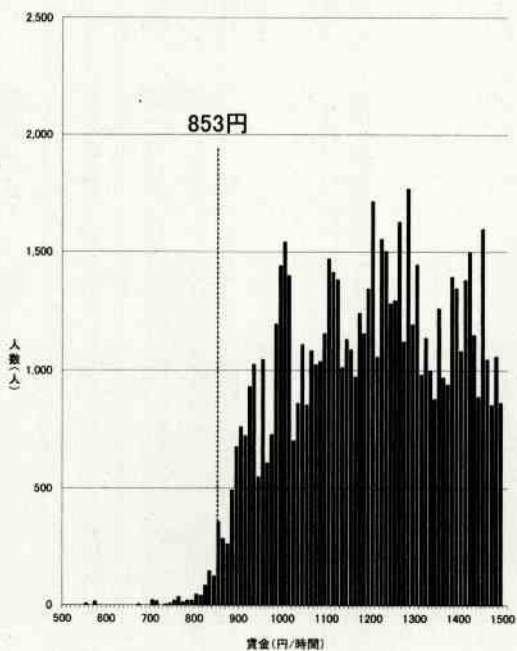


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

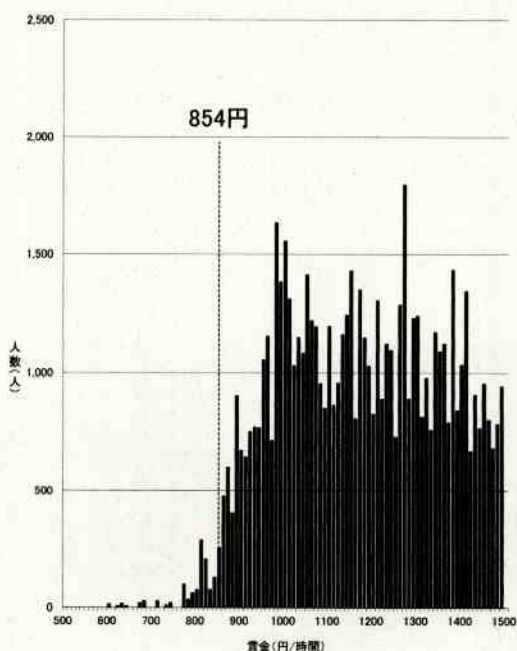


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

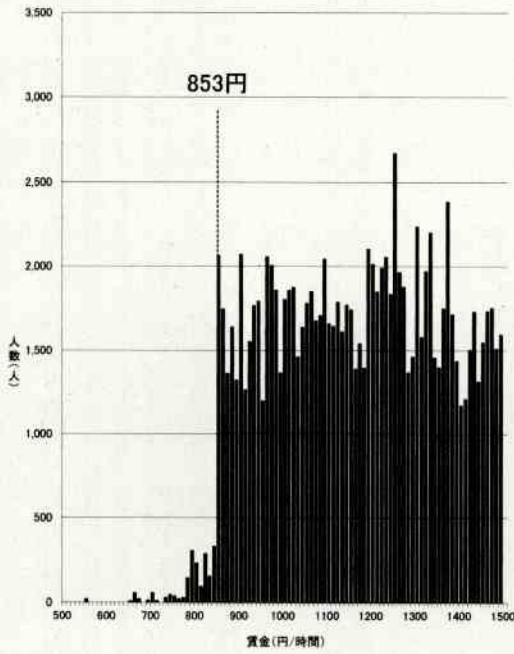


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

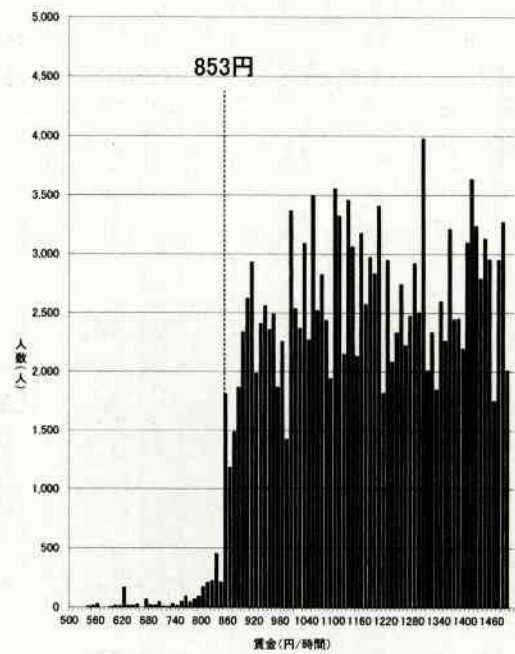


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

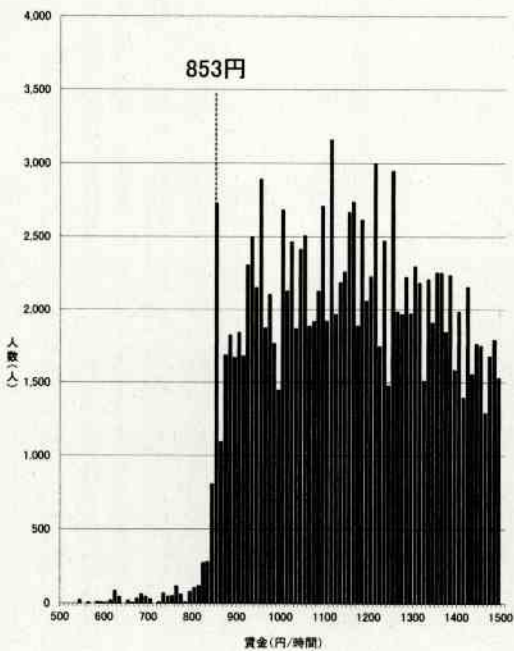


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

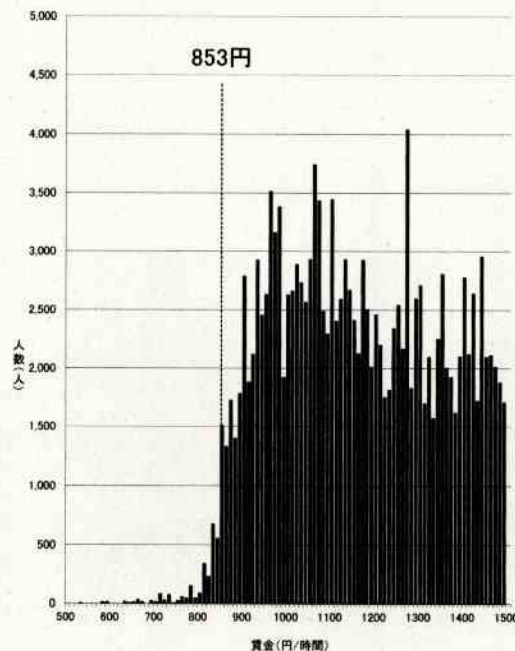


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

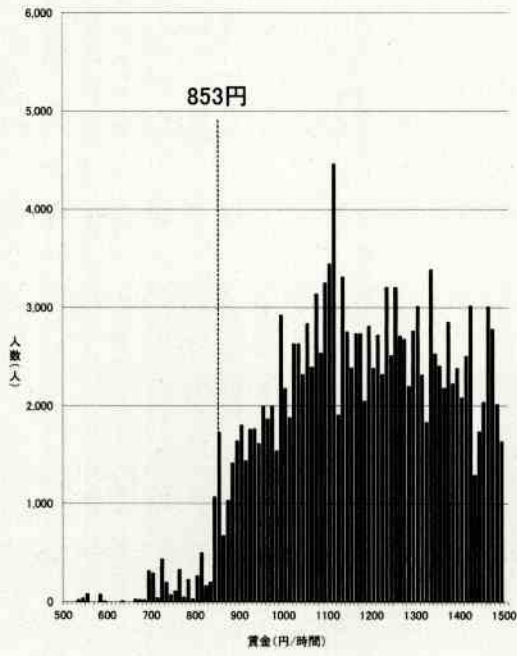


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)



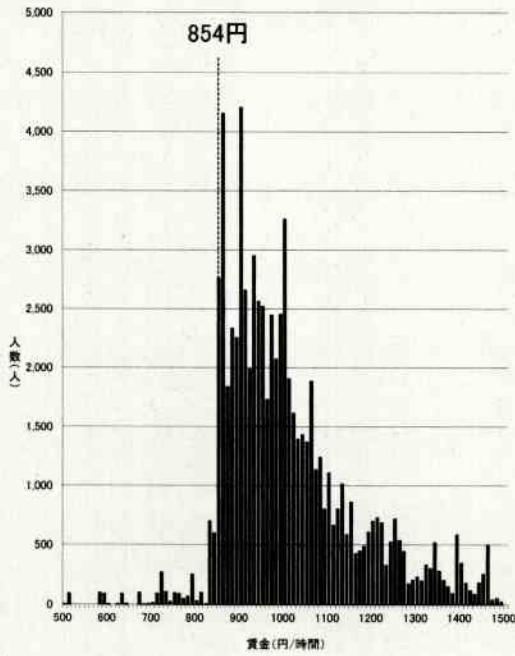
資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

時間当たり賃金分布(短時間労働者)

大分(C)

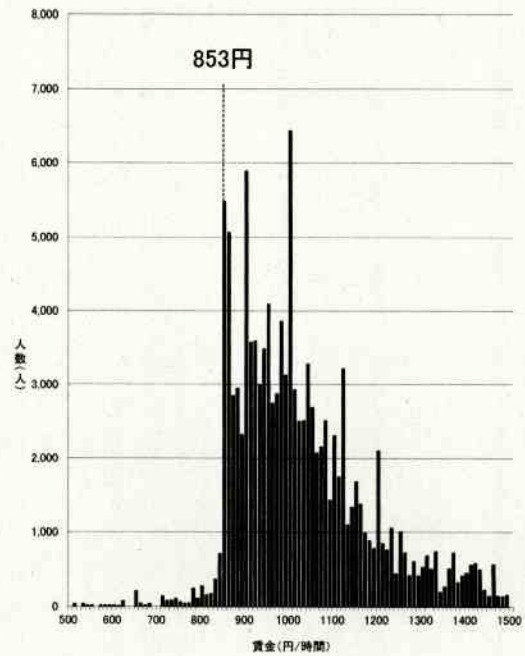


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

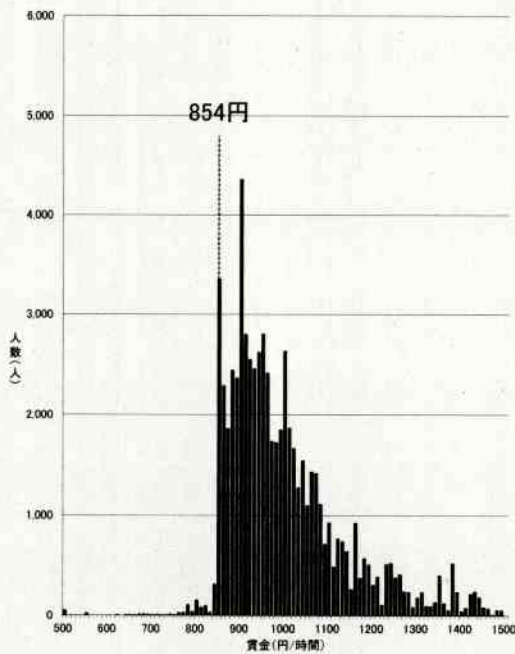


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

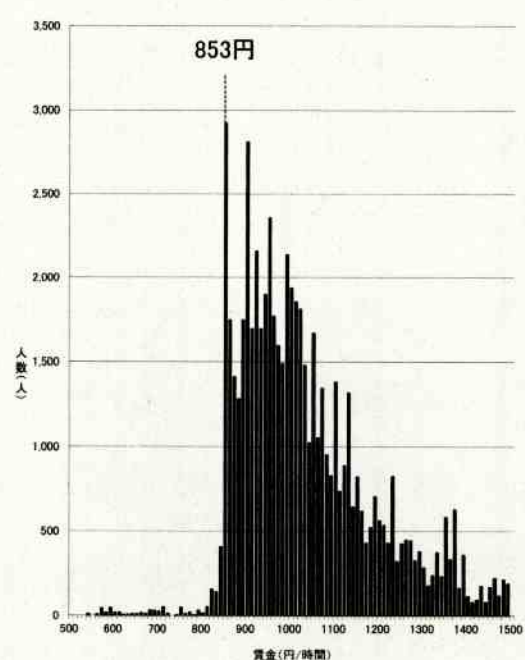


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

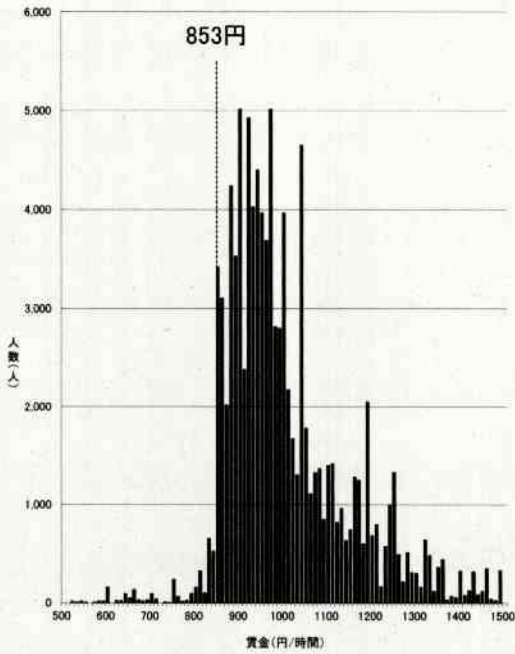


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

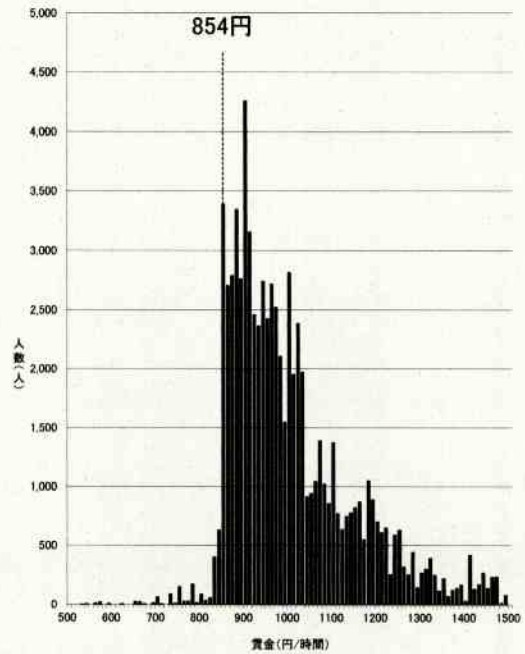


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

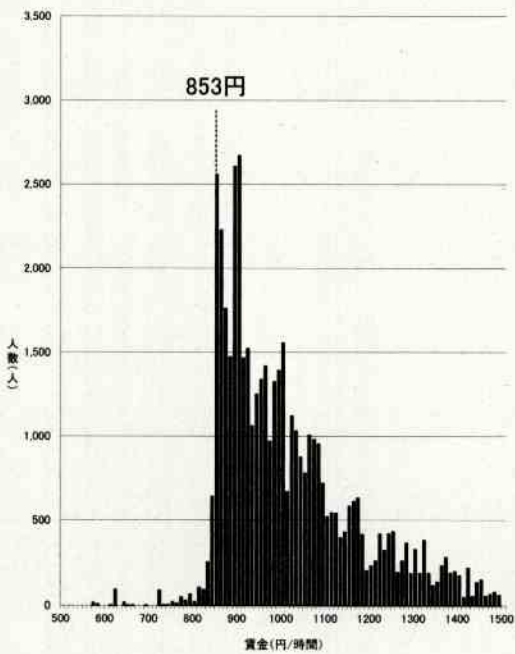


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

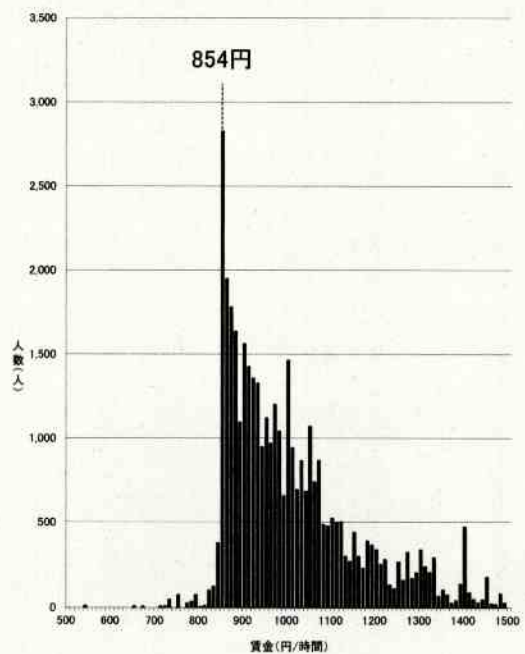


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

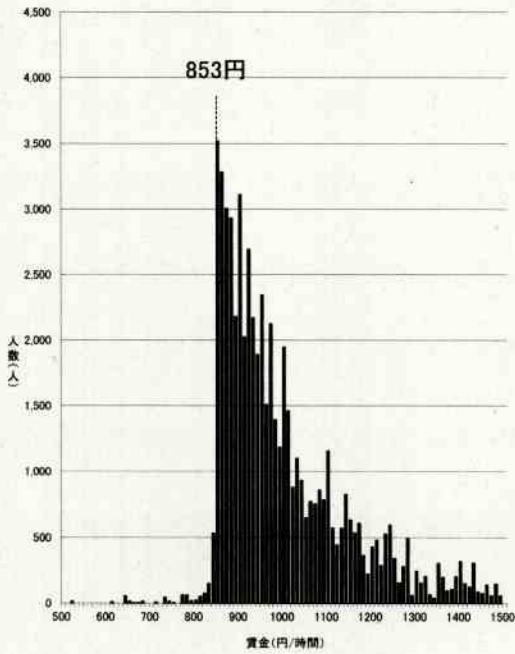


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

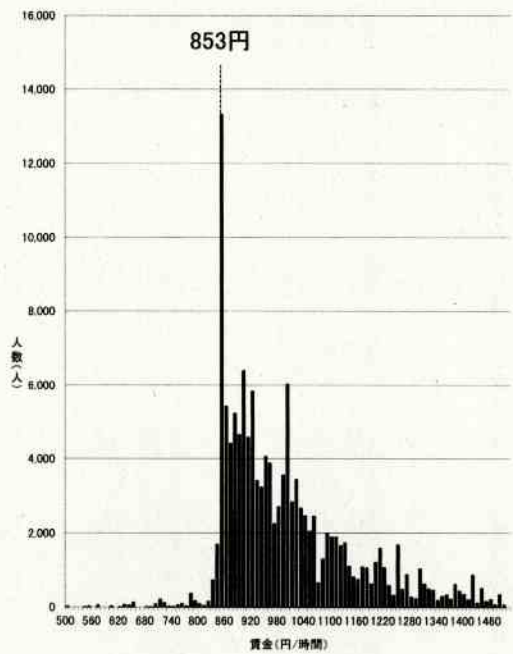


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

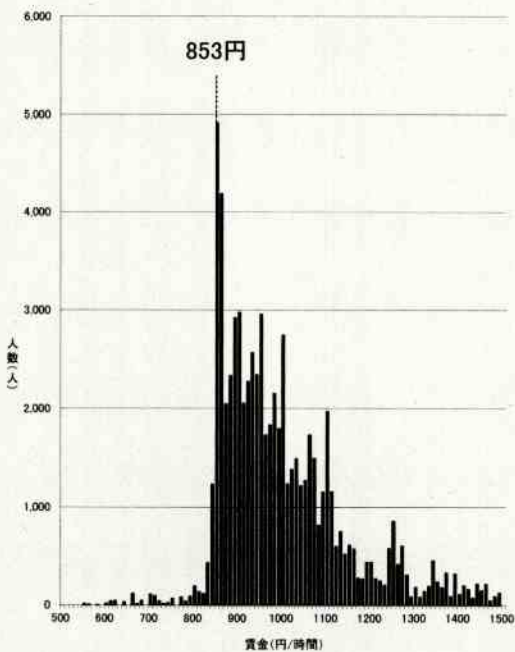


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

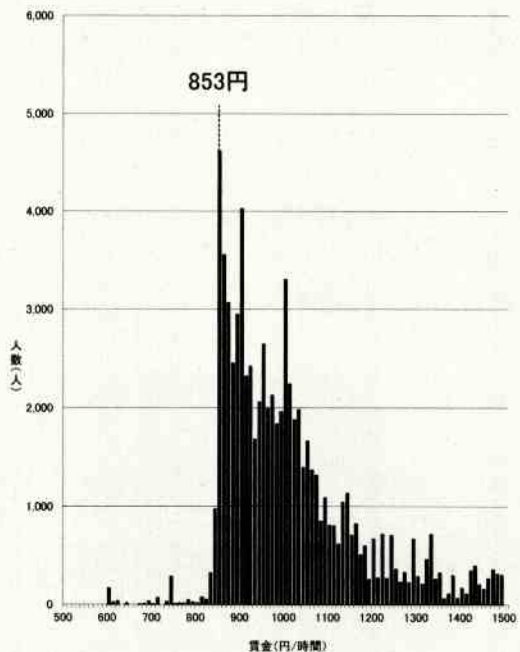


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

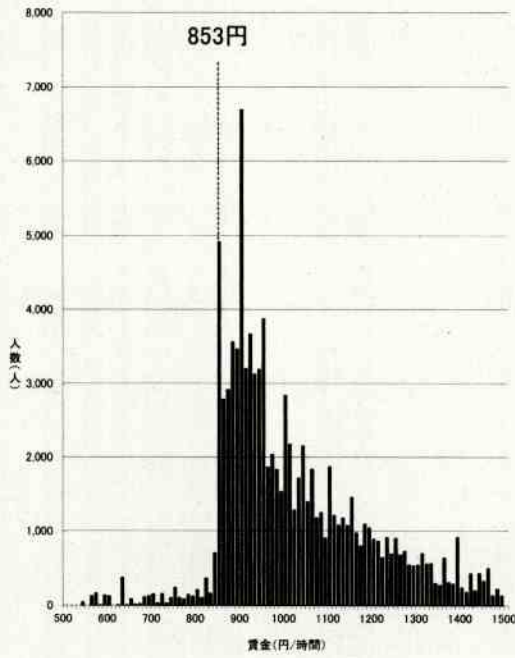


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和6年6月)主要経済指標)

I 我が国経済

- 1 四半期別 GDP 速報
- 2 個人消費
- 3 民間設備投資
- 4 住宅建設
- 5 公共投資
- 6 輸出・輸入・国際収支
- 7 生産・出荷・在庫
- 8 企業収益・業況判断
- 9 倒産
- 10 雇用情勢
- 11 物価
- 12 金融
- 13 景気ウォッチャー調査

II 海外経済

- 1 アメリカ
- 2 アジア地域
- 3 ヨーロッパ地域
- 4 国際金融

I. 我が国経済

1. 四半期別GDP速報 (2次速報) の実質国内総生産は、前期比0.5%減 (年率1.8%減) となった。

(実質値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

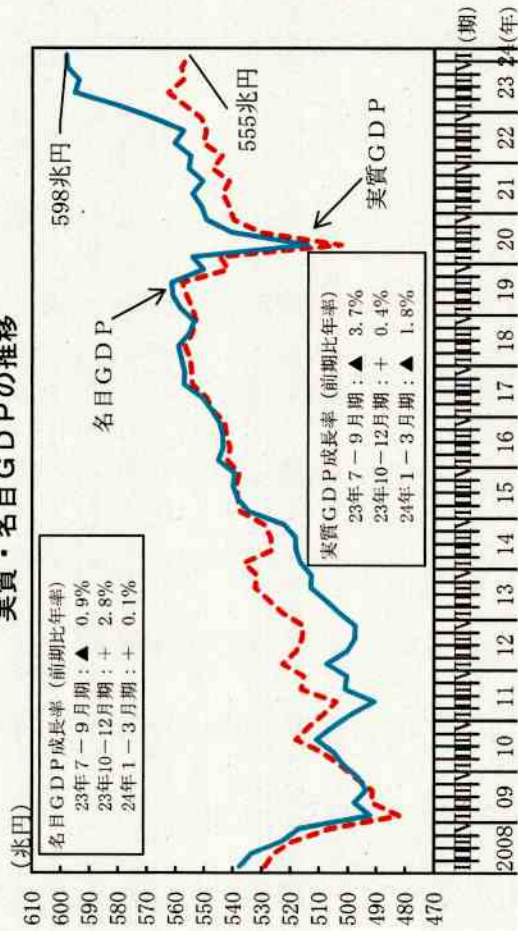
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年			2024年		
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
										(寄与度)
実質国内総支出(GDP)					1.1	1.0	▲ 0.9	0.1	▲ 0.5	-
(前期比年率)	1.0	1.9	1.6	1.2	4.3	4.1	▲ 3.7	0.4	▲ 1.8	-
(前年同期比)					2.6	2.2	1.5	1.1	▲ 0.1	-
国内需要	(1.5)	(0.8)	(2.0)	(▲ 0.3)	(1.2)	(▲ 0.7)	(▲ 0.8)	(▲ 0.1)	▲ 0.1	(▲ 0.1)
民間需要	(1.6)	(0.6)	(2.0)	(▲ 0.5)	(1.2)	(▲ 0.7)	(▲ 0.8)	(▲ 0.0)	▲ 0.4	(▲ 0.3)
民間最終消費支出	2.2	0.6	2.7	▲ 0.6	0.7	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.7	(▲ 0.4)
民間住宅	▲ 3.5	1.1	▲ 3.4	0.6	0.7	1.8	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 2.5	(▲ 0.1)
民間企業設備	1.9	2.1	3.4	0.5	2.4	▲ 1.6	▲ 0.2	1.9	▲ 0.4	(▲ 0.1)
民間在庫変動	(0.3)	(▲ 0.1)	(0.1)	(▲ 0.2)	(0.4)	(▲ 0.1)	(▲ 0.6)	(▲ 0.1)	-	(0.3)
公的需要	(▲ 0.2)	(0.2)	(▲ 0.0)	(0.2)	(0.0)	(▲ 0.0)	(0.0)	(▲ 0.0)	0.8	(0.2)
政府最終消費支出	1.7	0.5	1.4	0.1	0.1	▲ 0.4	0.2	▲ 0.1	0.2	(0.0)
公的固定資本形成	▲ 9.6	2.8	▲ 6.1	4.0	1.0	2.2	▲ 0.3	▲ 0.2	3.0	(0.2)
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.5)	(1.0)	(▲ 0.5)	(1.5)	(▲ 0.2)	(1.7)	(▲ 0.1)	(0.2)	-	(▲ 0.4)
財貨・サービスの輸出	5.5	3.2	4.9	3.0	▲ 2.4	3.8	0.3	2.8	▲ 5.1	(▲ 1.2)
財貨・サービスの輸入	7.9	▲ 1.3	6.9	▲ 3.2	▲ 1.5	▲ 3.6	0.9	1.8	▲ 3.3	(0.8)
最終需要	0.7	2.0	1.4	1.4	0.7	1.1	▲ 0.4	0.2	▲ 0.7	-
実質国民総所得(GNI)	0.1	2.5	0.5	2.3	0.2	2.0	▲ 0.8	0.2	▲ 0.6	-
実質雇用者報酬	▲ 1.2	▲ 1.8	▲ 1.3	▲ 1.5	▲ 1.5	0.4	▲ 0.9	0.1	▲ 0.3	-

(名目値、季節調整前期比、()内は寄与度、%)

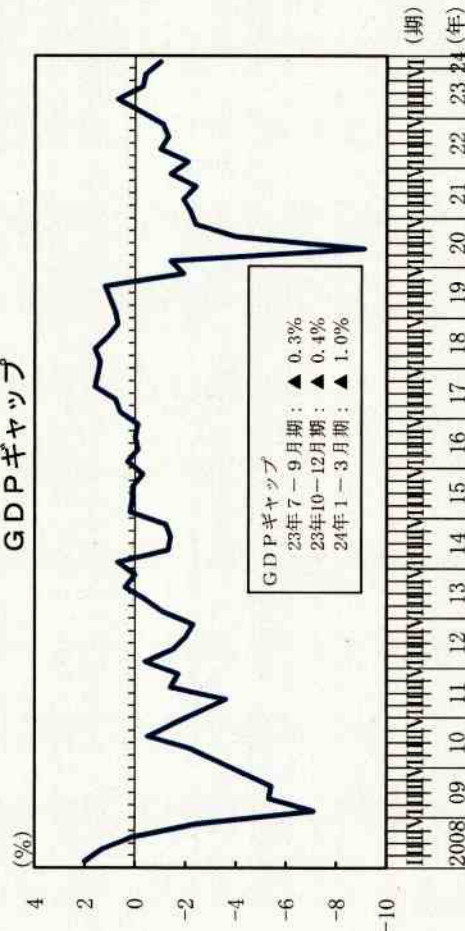
名目	2023年度					2024年					
	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)	(実績)
名目国内総支出(GDP) (前年同期比)	1.3	5.7	2.4	5.2	2.2	2.5	▲ 0.2	0.7	0.0	-	-
(実績)	560.0	591.8	566.8	596.5	580.4	595.1	593.8	597.9	-	-	598.1
国内需要	(4.6)	(3.5)	(5.3)	(2.2)	(1.7)	(0.3)	(▲ 0.4)	(0.4)	0.5	(0.5)	604.5
民間需要	(4.3)	(2.8)	(4.8)	(1.6)	(1.5)	(0.3)	(▲ 0.6)	(0.3)	0.3	(0.2)	448.2
民間最終消費支出	5.2	3.6	5.9	2.2	1.8	▲ 0.1	0.3	0.1	0.1	(0.1)	323.3
民間住宅	3.4	1.1	1.5	0.5	0.1	1.7	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 1.6	(▲ 0.1)	21.5
民間企業設備	6.2	5.5	7.9	3.9	2.6	▲ 0.7	0.8	2.7	0.5	(0.1)	102.5
民間在庫変動	(0.4)	(▲ 0.2)	(0.2)	(▲ 0.3)	(0.0)	(0.4)	(▲ 0.8)	(▲ 0.1)	-	(0.1)	0.8
公的需要	(0.3)	(0.8)	(0.5)	(0.6)	(0.2)	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.1)	1.0	(0.3)	156.3
政府最終消費支出	2.9	2.1	2.8	1.2	0.6	▲ 0.8	0.5	0.3	0.3	(0.1)	124.2
公的固定資本形成	▲ 5.2	5.9	▲ 1.7	7.0	1.3	3.3	0.5	0.3	3.8	(0.2)	32.3
財貨・サービスの純輸出	(▲ 3.3)	(2.1)	(▲ 2.9)	(3.0)	(0.5)	(2.3)	(0.2)	(0.3)	-	(▲ 0.4)	▲ 6.4
財貨・サービスの輸出	20.6	6.9	18.9	6.8	▲ 4.9	4.3	3.2	5.6	▲ 3.8	(▲ 0.9)	132.4
財貨・サービスの輸入	37.5	▲ 2.6	32.3	▲ 6.0	▲ 6.1	▲ 5.6	2.1	4.1	▲ 1.9	(0.4)	138.8
最終需要	1.0	5.9	2.1	5.6	2.2	2.2	0.6	0.8	▲ 0.1	-	-
GDPデフレーター	0.3	3.8	0.8	4.0	1.1	1.5	0.7	0.6	0.5	-	-
(前年同期比)					2.3	3.7	5.2	3.9	3.4	-	-

(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。
 体系基準年(名目値のベンチマークとなる年)：2015年
 基準年(デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年)：前暦年
 実績は季節調整系列(単位：兆円)

実質・名目GDPの推移



GDPギャップ



(備考) 上図: 内閣府「国民経済計算」により作成。

値は「2024年1-3月期四半期別GDP速報(2次速報値)」による。

下図: 内閣府「2024年1-3月期四半期別GDP速報(2次速報値)」等に基づく内閣府試算値。

(参考) 経済見通し等

()内は寄与度

	2022年度 (令和4年度) 実績 (%)	2023年度 (令和5年度) 実績見込み (%程度)	2024年度 (令和6年度) 見通し (%程度)
実質国内総生産	1.5	1.6	1.3
国内需要	(2.0)	(0.2)	(1.4)
民間需要	(2.0)	(▲ 0.0)	(1.2)
民間最終消費支出	2.7	0.1	1.2
民間住宅	▲ 3.4	0.6	▲ 0.3
民間企業設備	3.4	0.0	3.3
公的需要	(▲ 0.0)	(0.2)	(0.2)
政府最終消費支出	1.4	0.7	0.0
公的固定資本形成	▲ 6.1	1.9	3.5
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.5)	(1.4)	(▲ 0.1)
財貨・サービスの輸出	4.7	3.2	3.0
(控除) 財貨・サービスの輸入	7.1	▲ 2.6	3.4
名目国内総生産	2.3	5.5	3.0
GDPデフレーター	0.8	3.8	1.7
消費者物価上昇率	3.2	3.0	2.5

(備考) 内閣府「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

2. 個人消費
個人消費は、持ち直しに足踏みがみられる。

(金額等) (前年同期比(%))、[]内は暦年前年比(%)、()内は季調済前同期比(%)、< >は季調済前月差(ポイント)

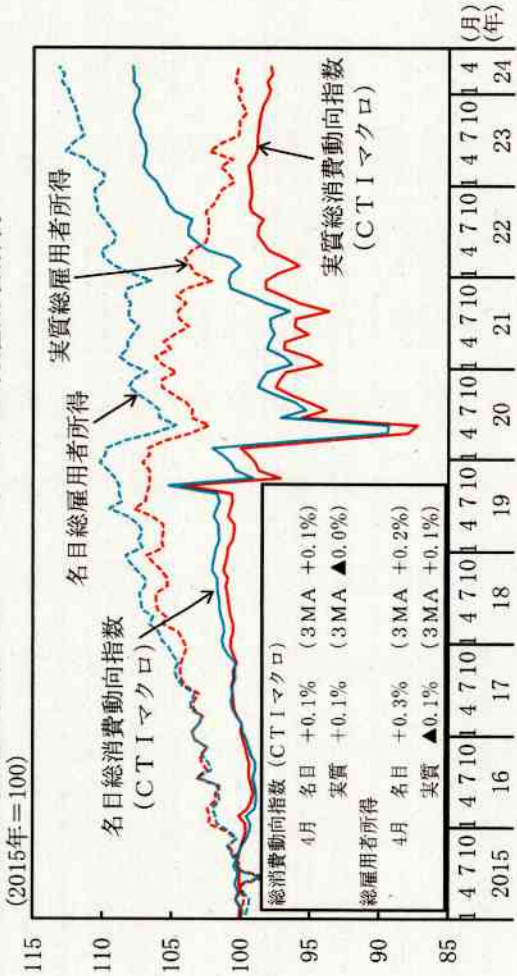
名目	[2023年]		[2022年]		2023年		2024年		2024年		
	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	7-9月	10-12月	1-3月	2月	3月	4月	5月
総消費動向指数 (CTIマクロ、世帯全体の消費支出総額)											
名目	—	[5.2]	[3.7]	(0.5)	(0.2)	(0.0)	(0.4)	(0.1)	(0.1)	—	
実質	—	[2.3]	[0.6]	(▲0.2)	(▲0.4)	(▲0.4)	(0.2)	(▲0.4)	(0.1)	—	
名目	—	[1.8]	[1.7]	(▲0.2)	(0.5)	(0.6)	(0.4)	(▲0.1)	(0.3)	—	
実質	—	[▲1.7]	[▲1.9]	(▲1.3)	(▲0.2)	(0.3)	(0.4)	(▲0.1)	(▲0.1)	—	
消費者態度指数	—	[▲1.9]	[▲1.5]	(▲2.3)	(▲1.6)	(▲0.8)	(▲0.6)	(▲1.2)	(▲0.2)	<▲2.1>	

世帯消費動向指数 (CTIミクロ、1世帯あたりの消費支出総額)

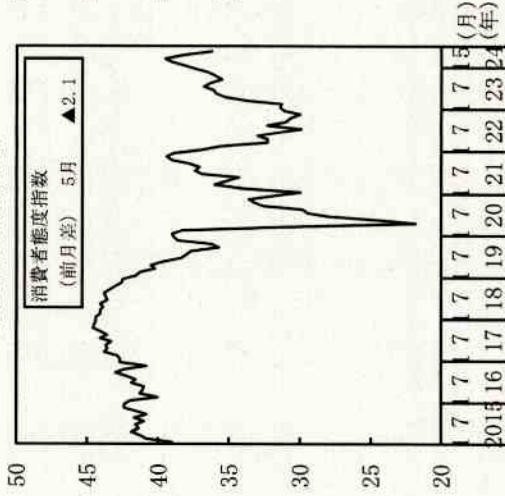
名目	[2023年]		[2022年]		2023年		2024年		2024年		
	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	7-9月	10-12月	1-3月	2月	3月	4月	5月
需要側統計											
小売業販売総額	[163.0兆円]	[2.6]	[5.6]	(1.9)	(▲0.9)	(▲0.9)	(0.0)	(1.7)	(▲1.2)	(0.8)	—
百貨店販売総額	[6.0兆円]	[12.3]	[8.1]	(2.6)	(▲1.0)	(6.2)	(8.6)	(3.7)	(▲0.7)	—	
スーパー販売総額	[15.6兆円]	[1.0]	[3.3]	(1.3)	(0.2)	(1.1)	(0.0)	(0.6)	(▲0.3)	—	
コンビニ・エニクスストア販売総額	[12.7兆円]	[3.8]	[4.4]	(0.2)	(1.6)	(▲0.6)	(1.6)	(▲2.2)	(0.4)	—	
機械器具小売業販売総額	[9.8兆円]	[▲2.9]	[0.8]	(5.0)	(0.8)	(0.4)	(4.3)	(▲3.6)	(4.6)	—	
新車販売台数 (登録・届出)	[399.2万台]	[▲6.2]	[15.8]	(▲2.6)	(0.1)	(▲17.5)	(▲5.7)	(▲3.5)	(11.8)	(7.1)	
(乗用車、軽を含む)	380.7万台	4.2	5.3	13.9	10.3	▲16.1	▲16.2	▲19.6	▲10.6	▲3.9	

(備考) 1. 総務省「消費動向指数 (CTI)」、内閣府「総雇用者所得」、消費動向調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Pは速報値。
 2. 総消費動向指数及び世帯消費動向指数は2020年、総消費動向指数は2015年。
 3. 実質値の基準年は、総消費動向指数及び世帯消費動向指数は2020年、総雇用者所得は2015年。

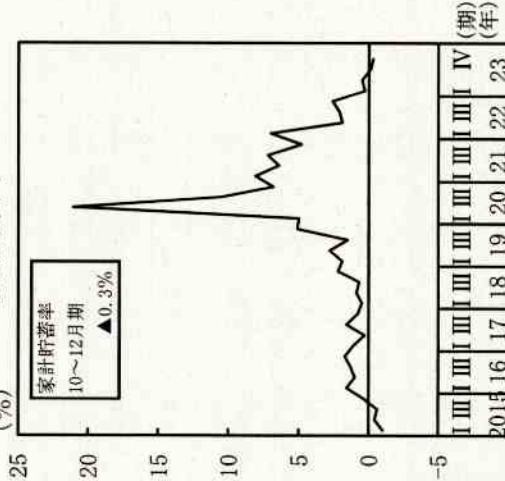
総消費動向指数 (CTIマクロ) と総雇用者所得



消費者態度指数

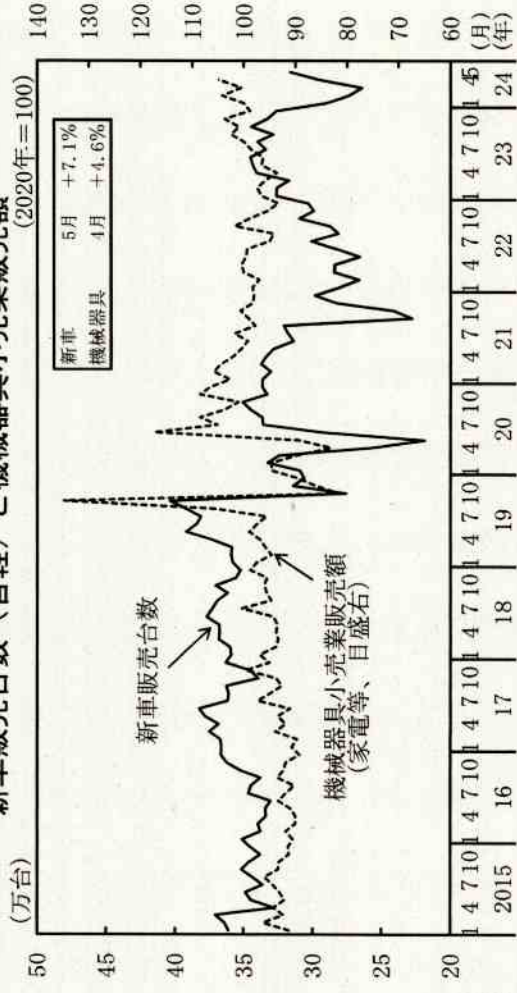


家計貯蓄率

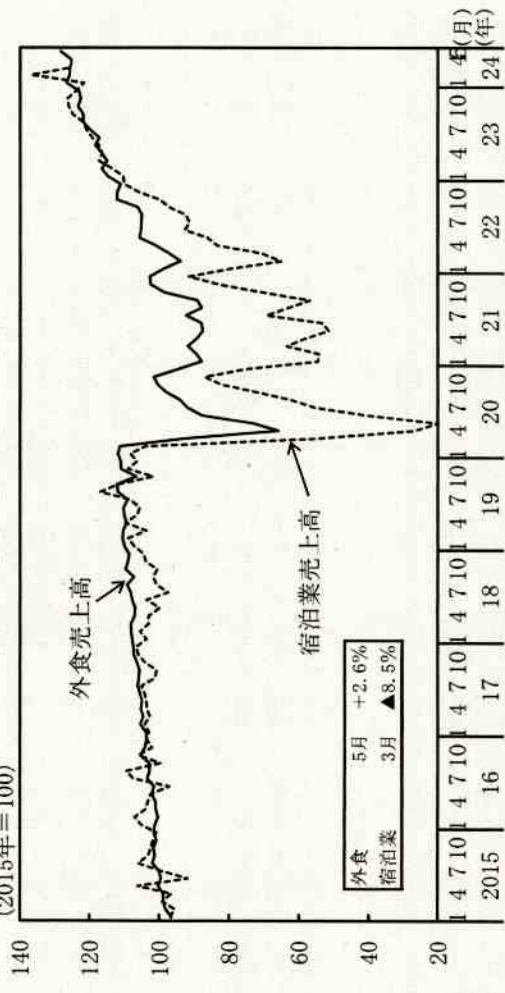


(備考) 上図：内閣府「総雇用者所得」、総務省「消費動向指数 (CTI)」により作成。季節調整値。
 下図：内閣府「消費動向調査」、「国民経済計算」により作成。季節調整値。消費者態度指数は二人以上の世帯。

新車販売台数 (含軽) と機械器具小売業販売額



外食売上高と宿泊業売上高



(備考) 上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンパーベース。機械器具小売業販売額 (名目) は、経済産業省「商業動向統計」により作成。季節調整値。
 下図：外食売上高 (名目) は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。宿泊業売上高 (名目) は、総務省「サービス産業動向調査」により作成。2024年1月以降は速報値。内閣府による季節調整値。

3. 民間設備投資 設備投資は、持ち直しの動きがみられる。

(前年同期比、()内は季調済前期比、%)

法人企業統計季报	[2023年実績] 2023年度実績	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年度		2023年		2024年	
				上期	下期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期
全産業	[54.5兆円] 55.6兆円	[6.1] 8.5	[9.1] 7.9	3.9	10.9	(▲ 1.3) 4.5	(2.3) 3.4	(10.7) 16.4	(▲ 4.2) 6.8
製造業	[19.2兆円] 19.7兆円	[8.1] 9.8	[10.8] 10.0	5.2	13.9	(▲ 0.2) 4.9	(0.8) 5.5	(12.0) 20.6	(▲ 3.3) 8.7
非製造業	[35.3兆円] 35.9兆円	[5.0] 7.9	[8.3] 6.7	3.2	9.4	(▲ 1.9) 4.4	(3.1) 2.2	(10.0) 14.2	(▲ 4.7) 5.8
大中堅企業	[41.2兆円] 42.5兆円	[4.7] 7.5	[12.1] 11.8	6.7	15.6	(1.2) 3.9	(2.5) 9.3	(15.1) 24.3	(▲ 8.0) 9.7
中小企業	[13.3兆円] 13.2兆円	[10.0] 11.7	[0.8] ▲ 3.2	▲ 3.1	▲ 3.2	(▲ 8.3) 6.4	(1.6) ▲ 10.7	(▲ 3.1) ▲ 3.0	(9.7) ▲ 3.5

(備考) 1. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実績はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
2. ソフトウェア投資を含む。

(前年同期(月)比、()内は季調済前期(月)比、%)

機関名	[2023年実績] 2023年度実績	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年		2024年		2024年	
				7-9月	10-12月	1-3月	2月	3月	4月
資本財出荷指数 (除く輸送機械)	-	[6.4] 4.9	[▲ 5.2] ▲ 5.8	(▲ 3.2) ▲ 12.8	(0.9) ▲ 5.9	(▲ 2.0) ▲ 2.7	(▲ 4.1) ▲ 5.1	(7.9) ▲ 4.2	(▲ 0.1) 3.1
除く 輸送機械 含む	-	[7.0] 6.5	[▲ 1.8] ▲ 3.0	(▲ 2.1) ▲ 9.7	(3.2) 0.3	(▲ 2.3) ▲ 3.0	(▲ 2.3) ▲ 0.5	(3.6) ▲ 6.8	P P
資本財総供給指数 (民間非居住用)	-	[4.2] 5.5	[0.0] ▲ 2.3	(▲ 2.5) ▲ 7.7	(4.0) 1.5	(▲ 8.1) ▲ 5.4	(▲ 2.9) ▲ 5.6	(7.1) ▲ 7.1	P P
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	[10.4兆円] 10.3兆円	[5.2] 4.1	[▲ 3.6] ▲ 4.6	(▲ 1.4) ▲ 7.2	(▲ 1.3) ▲ 2.5	(4.4) ▲ 2.0	(7.7) ▲ 1.8	(2.9) 2.7	(▲ 2.9) 0.7
建築着工工事費予定額 (民間非居住用)	[10.7兆円] 11.2兆円	[4.8] 8.5	[3.4] 6.0	(7.6) ▲ 4.0	(13.8) 26.1	(▲ 11.2) 21.3	(▲ 20.0) 4.5	(21.2) 51.8	(30.1) 24.2

(備考) 1. Pは連報値。

2. 建築着工工事費予定額(民間非居住用)は、建築着工統計調査報告(国土交通省)を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、()内は原数値の前期(月)比としている。

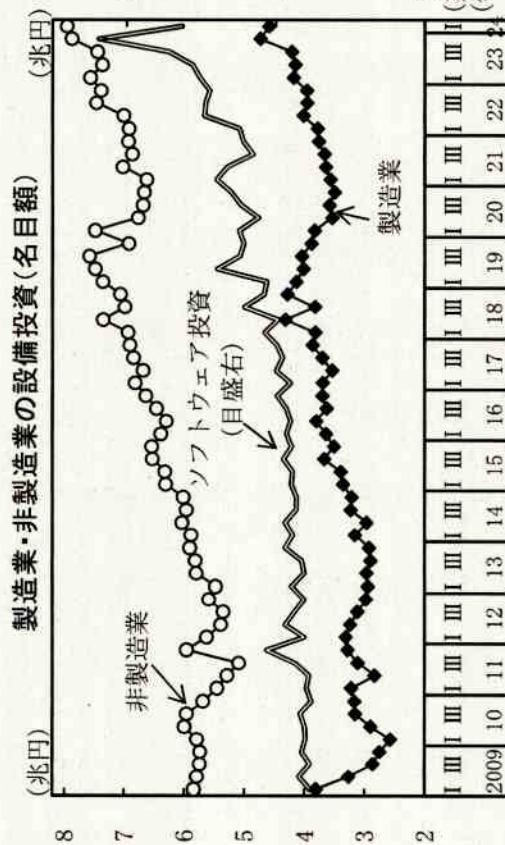
主要機関の設備投資アンケート調査結果

機関名	日本銀行		日本政策投資銀行		内閣府・財務省	
	全国企業短期経済観測調査		設備投資計画調査		法人企業景気予調調査	
調査対象企業	大企業		中小企業		資本金1000万円以上	
全産業	2023年度 10.2	2024年度 4.5	2023年度 9.5	2024年度 1.6	2022年度 10.7	2023年度 17.3
製造業	8.6	5.1	9.5	3.0	11.2	21.0
非製造業	11.9	3.9	9.5	0.8	10.4	11.5
調査時点	2024年2月~3月					
発表時期	2024年4月					
回答社数	9,118	1,734	4,790	874	1,706	11,111

(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。回答社数は対象企業数。2010年度からリソース会計対応ベース。

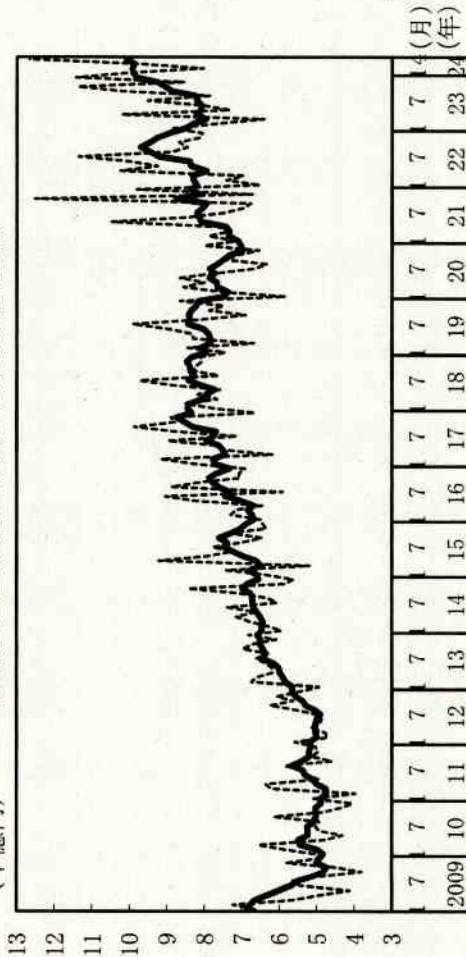
2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。

3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額(除く土地購入額)。

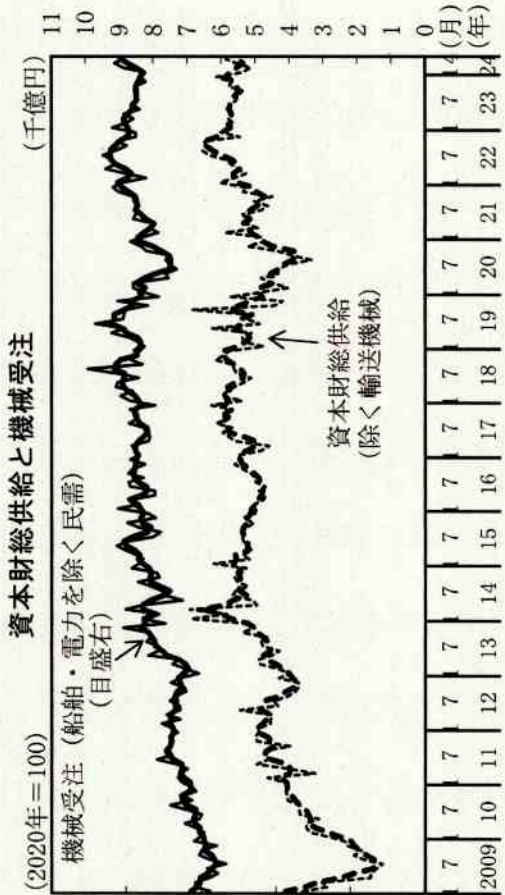


(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資(当期末)、季節調整値。
ソフトウェア投資は季節調整値。

建築着工工事費予定額 (民間非居住用)

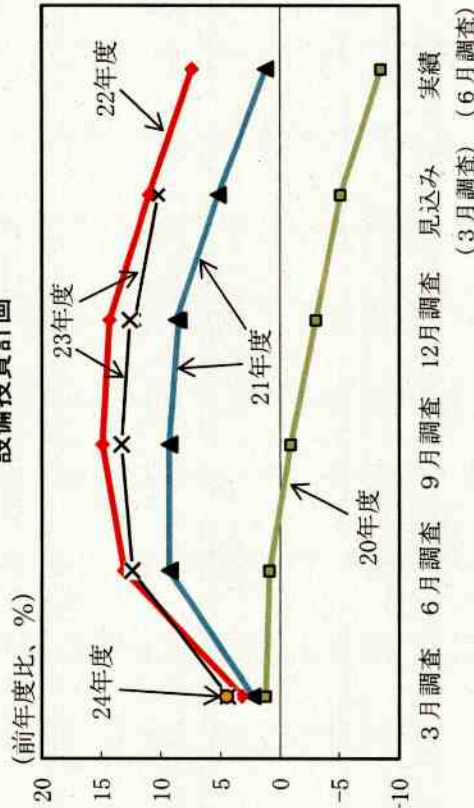


(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
2. 太線は後方6か月移動平均。
3. 2017年3月から2023年3月までは国土交通省公表の参考値を使用。



(備考) 1. 経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
2. 太線は後方3か月移動平均。

設備投資計画



(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
2. 2022年3月調査及び2024年3月調査において、調査対象企業の見直しが行われているため、2021年度、2023年度のグラフが不連続となっている。

4. 住宅建設 住宅建設は、弱含んでいる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節前同期(月)比、%)

	[2022年度]	[2023年度]	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	2024年 2月	3月	4月
新設住宅着工戸数 (万戸)	[86.0] 86.1	[82.0] 80.0	80.0	80.3	78.6	79.5	76.0	88.0
	[▲ 0.4] ▲ 0.6	[▲ 4.6] ▲ 7.0	(▲ 2.2) ▲ 7.7	(▲ 0.3) ▲ 6.3	(▲ 2.2) ▲ 9.6	(▲ 0.9) ▲ 8.2	(▲ 4.4) ▲ 12.8	(▲ 15.8) ▲ 13.9
建築主が民間	[▲ 0.5] ▲ 0.6	[▲ 4.6] ▲ 6.9	(▲ 1.1) ▲ 7.3	(▲ 0.1) ▲ 6.0	(▲ 2.2) ▲ 9.4	(▲ 1.1) ▲ 8.7	(▲ 5.0) ▲ 11.5	(▲ 16.0) ▲ 15.4
持家	[▲ 11.3] ▲ 11.8	[▲ 11.4] ▲ 11.5	(▲ 0.0) ▲ 8.6	(▲ 9.4) ▲ 16.2	(▲ 6.3) ▲ 9.0	(▲ 7.1) ▲ 11.2	(▲ 1.7) ▲ 4.8	(▲ 1.1) ▲ 3.9
貸家	[7.4] 5.0	[▲ 0.3] ▲ 2.0	(▲ 2.7) ▲ 2.6	(▲ 0.1) ▲ 3.3	(▲ 1.0) ▲ 4.3	(▲ 1.0) ▲ 1.0	(▲ 7.9) ▲ 13.4	(▲ 24.5) ▲ 20.6
分譲	[4.7] 4.5	[▲ 3.6] ▲ 9.4	(▲ 3.1) ▲ 13.5	(▲ 10.0) ▲ 0.3	(▲ 12.9) ▲ 16.9	(▲ 9.3) ▲ 17.7	(▲ 0.5) ▲ 16.8	(▲ 15.1) ▲ 16.5
一戸建て	[3.5] 0.2	[▲ 6.1] ▲ 7.5	(▲ 3.2) ▲ 9.3	(▲ 0.5) ▲ 5.9	(▲ 6.2) ▲ 10.9	(▲ 5.9) ▲ 13.1	(▲ 0.6) ▲ 12.8	(▲ 1.2) ▲ 14.2
マンション	[6.4] 10.5	[▲ 0.3] ▲ 11.9	(▲ 3.0) ▲ 19.2	(▲ 25.2) 7.6	(▲ 20.6) ▲ 22.9	(▲ 13.8) ▲ 23.0	(▲ 0.4) ▲ 20.8	(▲ 37.9) ▲ 68.7
着工床面積	[▲ 2.3] ▲ 3.5	[▲ 7.0] ▲ 9.4	(▲ 2.2) ▲ 9.3	(▲ 2.0) ▲ 9.2	(▲ 2.5) ▲ 12.5	(▲ 2.1) ▲ 13.1	(▲ 2.6) ▲ 12.9	(▲ 13.4) ▲ 9.1
建築主が民間	[▲ 2.3] ▲ 3.5	[▲ 7.0] ▲ 9.4	(▲ 1.5) ▲ 9.0	(▲ 2.2) ▲ 9.1	(▲ 2.4) ▲ 12.4	(▲ 2.2) ▲ 13.3	(▲ 3.1) ▲ 12.1	(▲ 13.4) ▲ 10.0
工事費予定額平米単価 (万円)	[21.0] 21.3	[23.5] 24.1	23.8	24.4	24.8	24.8	24.7	25.3
	[4.4] 5.0	[11.9] 13.2	12.8	14.6	11.5	13.1	12.4	10.4

- (備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
 2. 「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。
 3. 「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。
 4. 「工事費予定額平米単価」は、「居住専用+居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

5. 公共投資
公共投資は、底堅く推移している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年10-12月	2024年1-3月	2024年2月	3月	4月	5月
公共工事受注額	[▲ 1.4] 7.2	[3.3] ▲ 2.8	(0.7) ▲ 5.3	(5.1) ▲ 3.4	(17.0) ▲ 21.0	(5.5) 11.6	(10.7) 26.5	- -
公共工事受注額 (大手50社)	[▲ 12.1] 10.6	[19.8] 15.7	(▲ 11.9) 7.4	(23.2) 18.9	(11.9) ▲ 20.1	(25.1) 45.9	(21.1) 55.9	- -
公共工事請負金額	[▲ 4.7] ▲ 0.4	[7.1] 5.3	(1.8) 8.3	(10.7) 5.2	(21.7) ▲ 0.7	(▲ 10.1) 6.2	(1.4) 18.8	(▲ 3.6) 12.3
公共工事出来高	[0.7] 4.0	[4.8] 0.7	(▲ 1.9) ▲ 0.2	(▲ 2.4) ▲ 5.5	(▲ 0.1) ▲ 5.0	(▲ 0.4) ▲ 6.0	(8.1) 2.8	- -
公的固定資本形成 (名目)	[▲ 5.2] ▲ 1.7	[5.9] 7.0	(0.3) 4.8	(3.8) 8.2	-	-	-	-

(備考) 1. 内閣府「四半期別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
 2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における1件500万円以上の工事。
 3. 「建設工事受注動態統計調査」(大手50社除く)は、2021年4月から推計方法を変更したため、2021年3月までの数値と4月以降の数値は推計方法が異なる。
 なお、前年(度)比は、2021年3月以前分に新推計方法に基づき参考値として再集計した値を用いて算出。
 4. 公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

①国の公共事業関係費(一般会計)

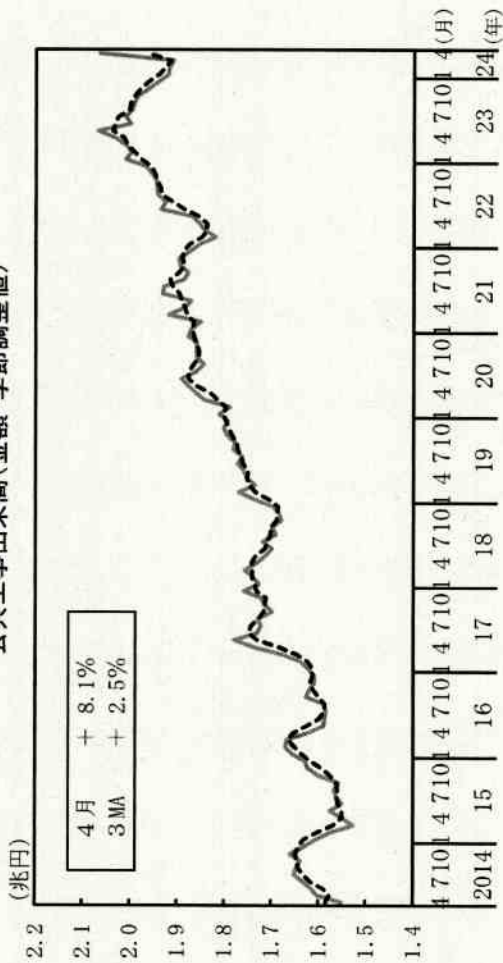
年度	2021	2022	2023	2024
当初予算 (億円)	60,549 [60,695]	60,574 [60,575]	60,801 [60,600]	60,828
(前年度比、%)	▲ 11.5	0.0	0.0	0.0
補正後予算 (億円)	80,518	80,531	82,579	-
(前年度比、%)	▲ 13.0	0.0	2.5	-

②地方の普通建設事業費
(前年度比、%)

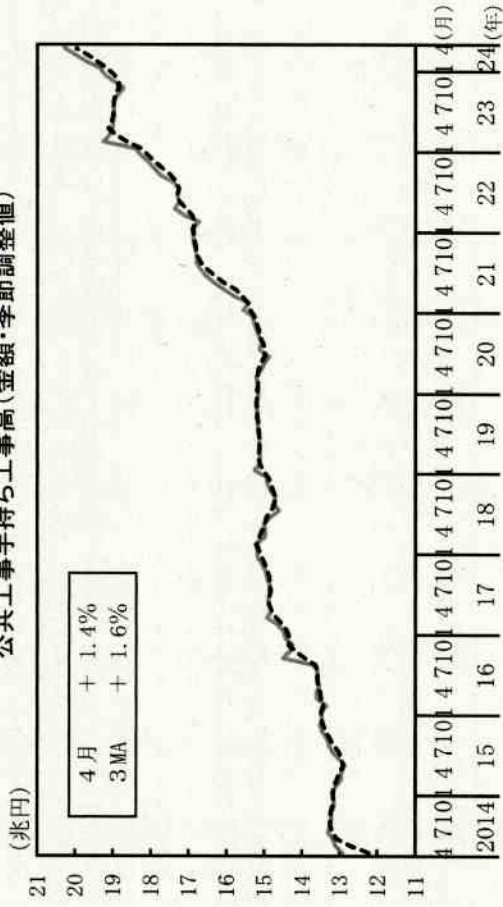
調査機関 区分	総務省 (当初予算)		時事通信社 (当初予算)		日経グローバル (当初予算)	
	2022年度	2023年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
普通建設事業費	0.6	3.3	2.9	3.7	5.4	6.3
うち補助事業費	▲ 1.1	3.5	3.4	▲ 0.4	4.4	3.1
うち単独事業費	1.8	4.0	3.3	8.3	7.0	9.8
調査対象	普通会計、当初予算。		一般会計、当初予算。		一般会計、当初予算。	
	都道府県、政令指定都市の合計。		都道府県及び政令指定都市の単純合計。		都道府県、全市及び特別区の単純合計。	
	骨格予算・暫定予算を除いて集計。		骨格予算・暫定予算を除いて集計。		骨格予算・暫定予算を除いて集計。	

(備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、(株)日本経済新聞社「日経グローバル」調査などにより作成。
 2. ①の2021年度および2022年度における[]内は、デジタル庁一括計上に伴う組替前の計数であり、2023年度における[]内は、水道事業の国土交通省への移管に伴う組替前の計数である。

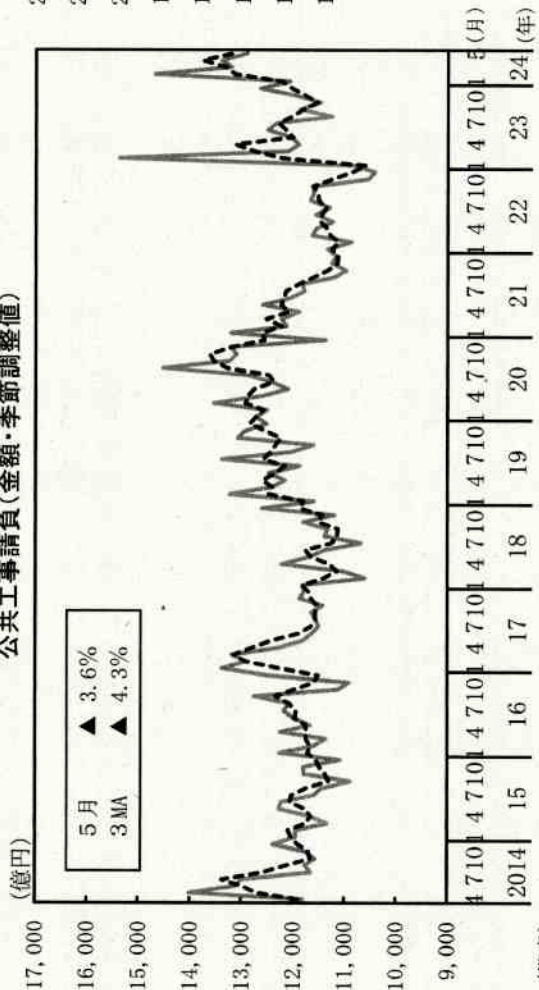
公共工事出来高(金額・季節調整値)



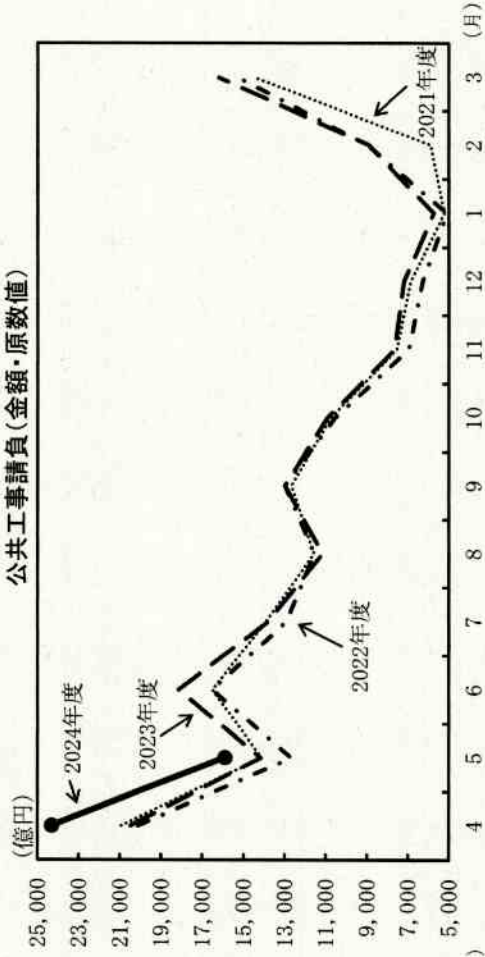
公共工事持ち越し工事高(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・原数値)



(備考)

左上图：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
左下图：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。
点線は後方3か月移動平均。

(備考)

右上图：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
右下图：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。

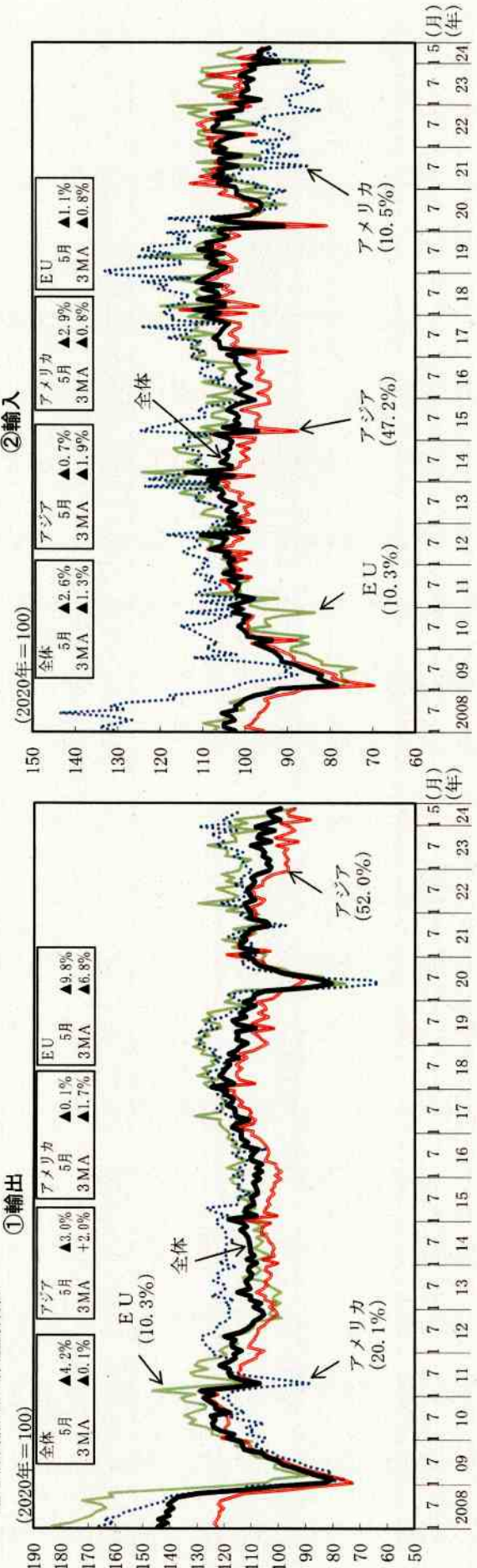
6. 輸出・輸入・国際収支

輸出は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。
 輸入は、おおむね横ばいとなっている。
 貿易・サービス収支は、赤字となっている。

(輸出入数量指数は2020年=100、前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節調整済前期(月)比、經常収支とその内訳は季節調整値、Pは速報値)

	[2022年度] 2022年度	[2023年度] 2023年度	2023年 10-12月	2024年 1-3月	2024年 3月	4月	5月
輸出数量指数 (%)	[▲0.6] ▲2.2	[▲4.0] ▲2.4	(▲1.2) ▲2.0	(▲3.3) ▲0.7	(3.3) ▲2.1	(0.8) ▲3.2	P (▲4.2) P ▲0.9
輸入数量指数 (%)	[▲0.4] ▲1.9	[▲4.9] ▲5.2	(▲0.9) ▲3.3	(▲3.3) ▲5.9	(▲1.9) ▲9.7	(0.5) P 0.7	P (▲2.6) P ▲1.9
貿易・サービス収支(億円)	[▲210,665] ▲231,771	[▲94,167] ▲60,230	▲10,073	P ▲18,386	P ▲8,523	P ▲5,529	—
貿易収支(億円)	[▲155,107] ▲177,869	[▲65,009] ▲35,725	▲11,440	P ▲11,333	P ▲5,740	P ▲4,151	—
第一次所得収支(億円)	[350,477] 353,150	[349,240] 355,312	86,496	P 89,230	P 31,525	P 34,330	—
經常収支(億円)	[114,486] 90,787	[213,810] 253,390	66,306	P 60,923	P 20,106	P 25,241	—
金融収支(億円)(原数値)	[64,253] 91,471	[233,037] 214,532	34,428	P 59,758	P 24,782	P 22,526	—

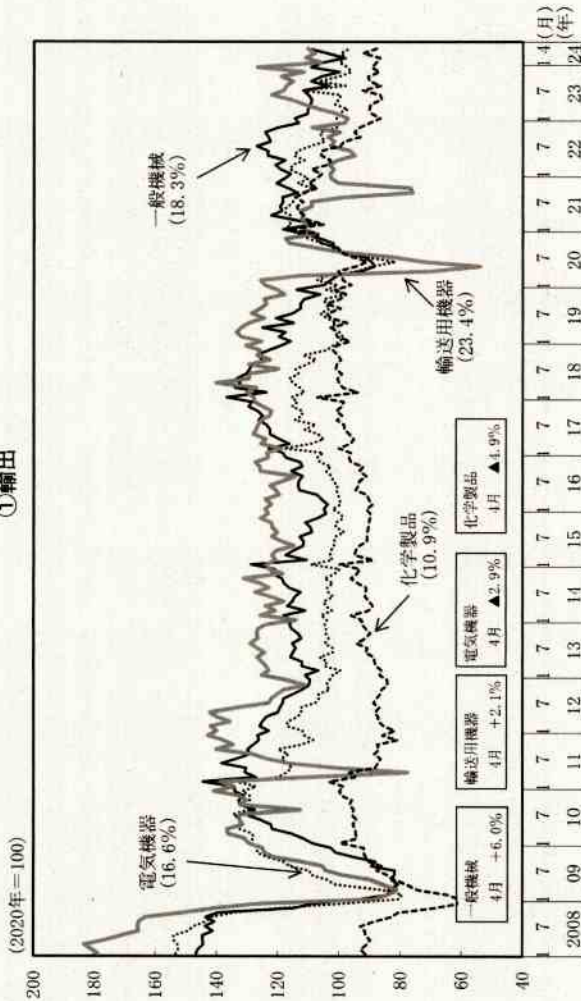
地域別輸出入数量指数



(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2023年の金額ウェイト。なお、EUは27か国ベース。

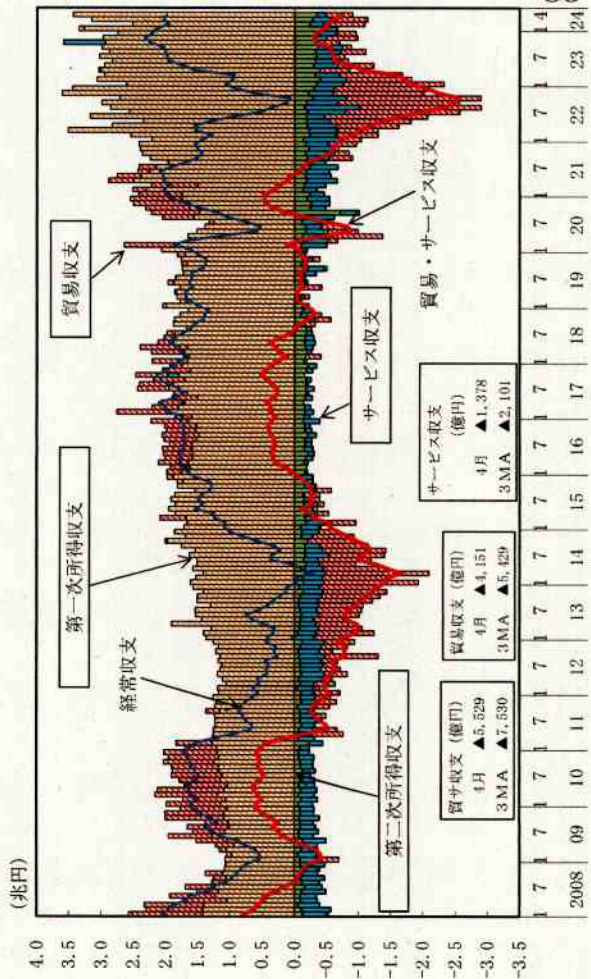
品目別輸出入数量指数

①輸出



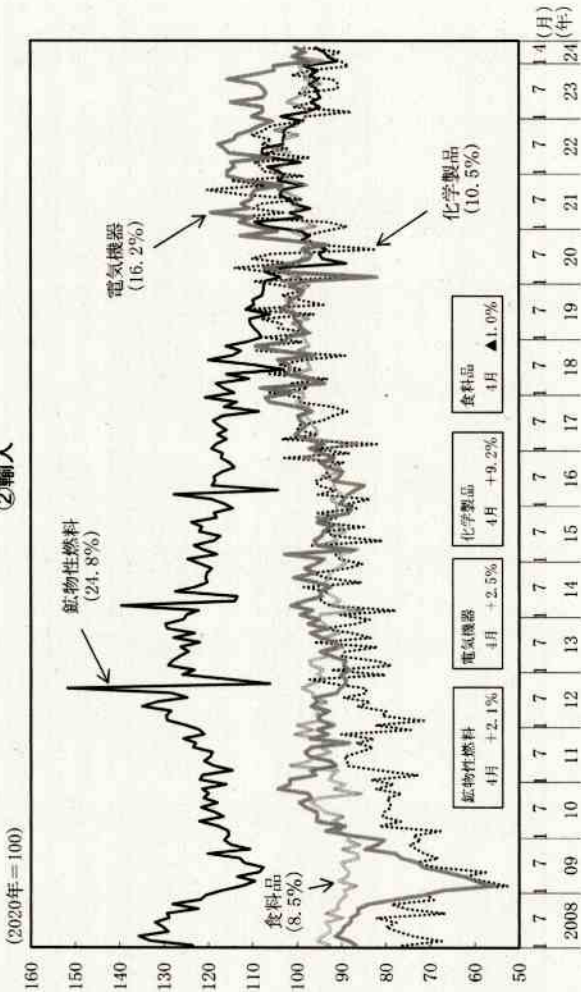
(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2023年の金額ウェイト。

経常収支

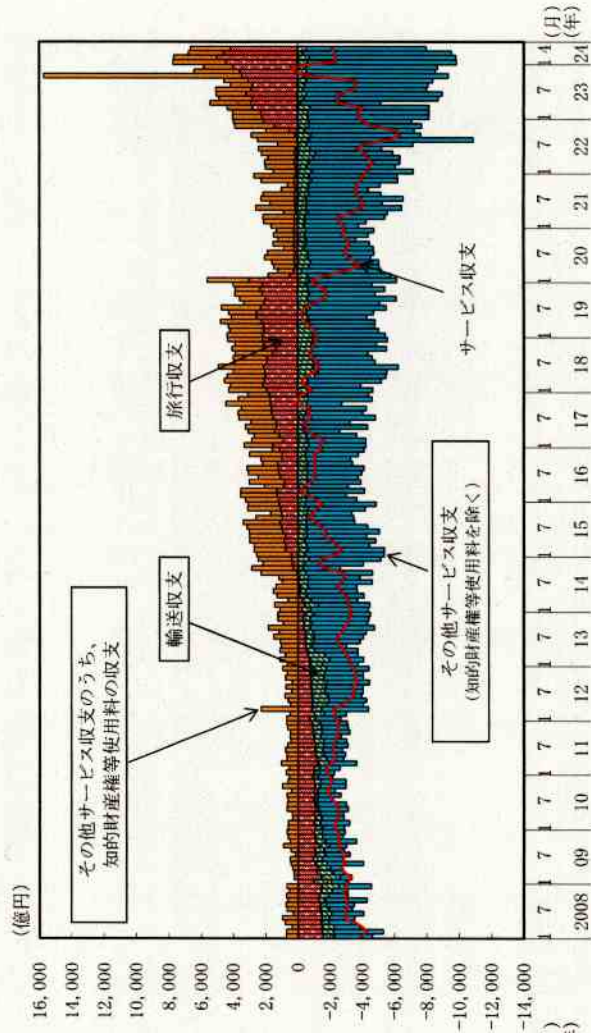


(備考) 1. 財務省「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知財財産権等使用料の収支及びその他サービス収支 (知財財産権等使用料を除く) は、内閣府による季節調整値。
2. 縦上げは単月の値。折線は後方3小月移動平均の値。

②輸入



サービス収支



(備考) 1. 財務省「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知財財産権等使用料の収支及びその他サービス収支 (知財財産権等使用料を除く) は、内閣府による季節調整値。
2. 縦上げは単月の値。折線は後方3小月移動平均の値。

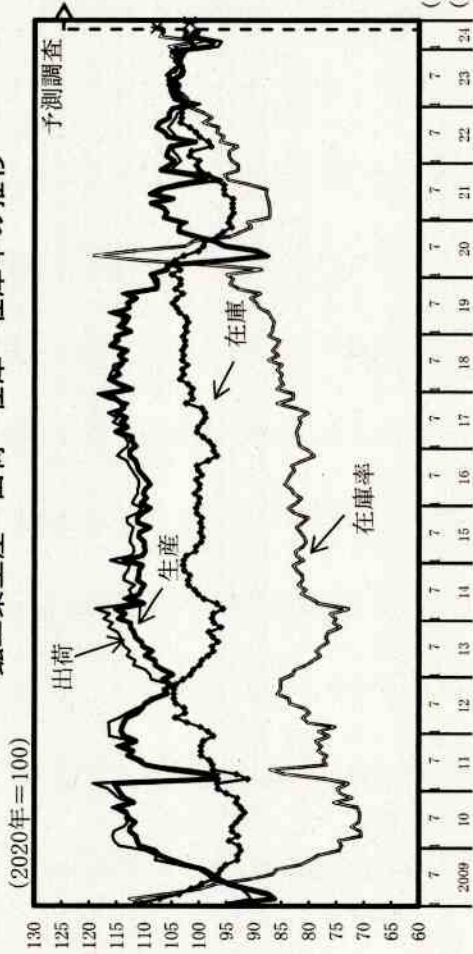
7. 生産・出荷・在庫
生産は、このところ持ち直しの動きがみられる。

	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年 7-9月期	10-12月期	2024年 1-3月期	2024年 2月	3月	4月
鉱工業生産指数	[▲ 0.1] ▲ 0.3	[▲ 1.3] ▲ 1.9	(▲ 1.4) ▲ 3.9	(1.1) ▲ 0.7	(▲ 5.2) ▲ 4.0	(▲ 0.6) ▲ 3.9	(4.4) ▲ 6.2	(▲ 0.9) ▲ 1.8
鉱工業出荷指数	[▲ 0.5] ▲ 0.1	[▲ 0.7] ▲ 1.6	(▲ 0.9) ▲ 2.5	(0.6) ▲ 0.3	(▲ 5.8) ▲ 4.6	(▲ 0.7) ▲ 4.7	(4.7) ▲ 6.8	(▲ 0.4) ▲ 1.4
鉱工業在庫指数	[2.7] 2.2	[▲ 0.5] ▲ 1.0	(▲ 1.8) 0.0	(▲ 0.9) ▲ 0.5	(▲ 0.1) ▲ 1.0	(0.6) ▲ 1.7	(1.0) ▲ 1.0	(▲ 0.2) ▲ 2.4
製造工業生産能力指数 (2020年=100)	[98.2] 98.4	[98.5] 98.2	98.5	98.5	98.2	98.4	98.2	97.9
製造工業稼働率指数 (2020年=100)	[108.1] 107.9	[107.0] 105.0	(106.5)	(106.7)	(98.7)	(98.1)	(99.4)	(99.7)
第3次産業 活動指数	[1.6] 2.3	[1.9] P 1.4	(0.8) 2.4	(▲ 0.5) 1.0	P (▲ 0.1) P 0.9	P (2.1) P 2.8	P (▲ 2.3) P ▲ 0.8	P (1.9) P 1.4

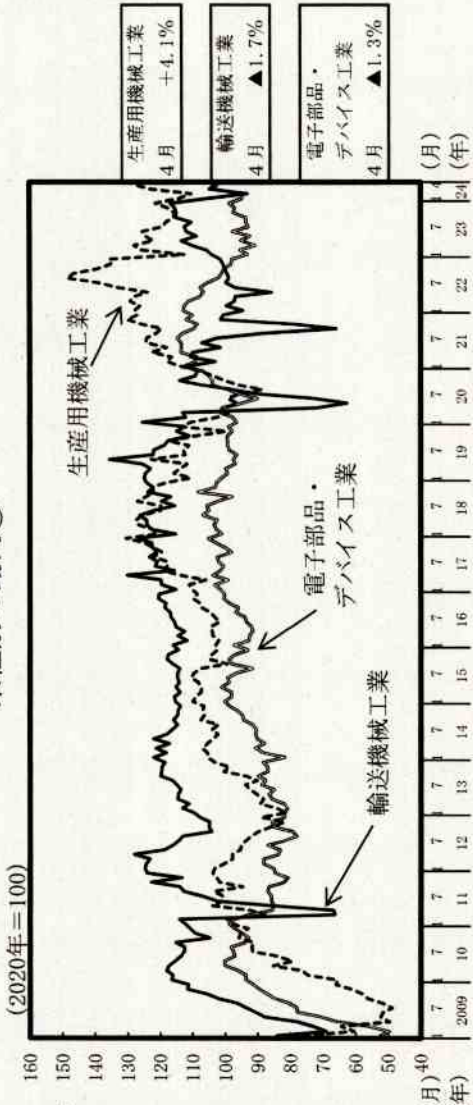
予測調査
5月 ▲6.9%
6月 ▲5.6%

(備考) 1. 経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第3次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
2. 鉱工業生産・出荷・在庫指数、第3次産業活動指数の暦年・年度の下端は前年度比、上段の□内は前年比。四半期・月次の下端は前年同期（月）比、上段の○内は季節調整前同期（月）比。

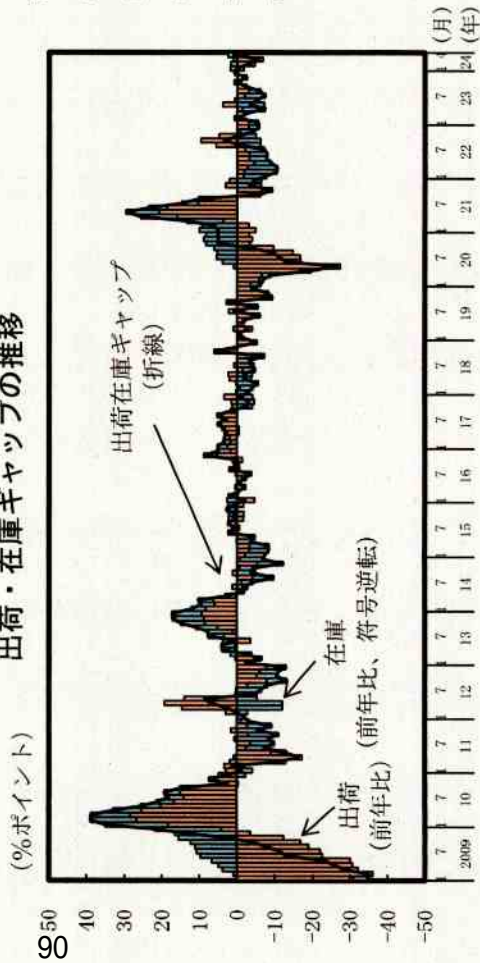
鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移



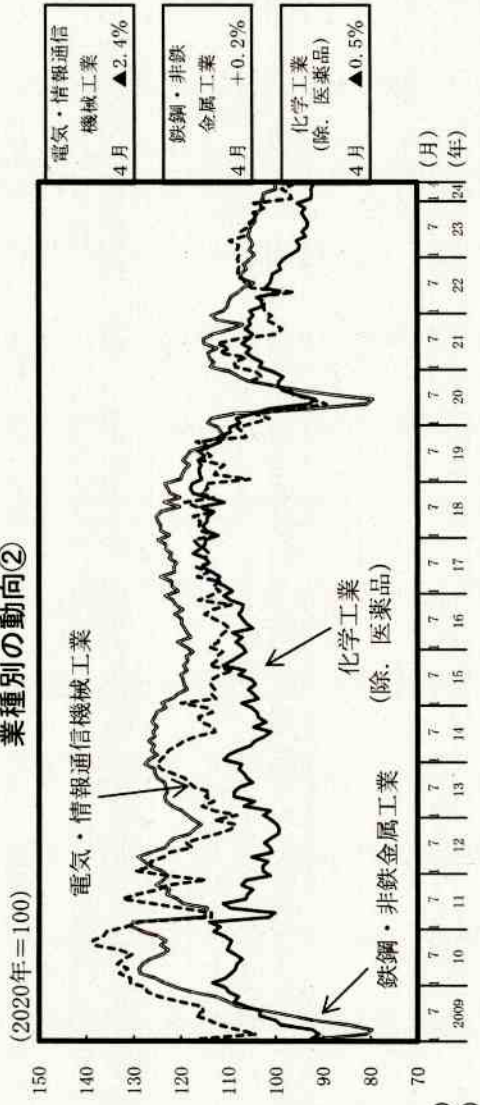
業種別の動向①



出荷・在庫ギャップの推移



業種別の動向②



(備考) 経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ=出荷(前年比)-在庫(前年比)。

8. 企業収益・業況判断

企業収益は、総じてみれば改善している。

企業の業況判断は、改善している。ただし、製造業の一部では、一部自動車メーカーの生産・出荷停止による影響がみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2024年3月調査）」

経常利益	2021年度		2022年度		2023年度 実績見込み		2024年度 計画			
	実績		実績		上期	下期	上期		下期	
	実績	実績	実績	実績	上期	下期	上期	下期	上期	下期
全規模	42.7	16.2	6.9	12.2	12.2	1.1	▲ 3.0	▲ 5.8	▲ 5.8	0.3
大企業	53.7	11.7	7.4	4.5	4.5	11.6	▲ 4.0	▲ 6.7	▲ 6.7	▲ 0.2
非製造業	44.4	32.7	8.7	27.1	27.1	▲ 10.1	▲ 3.4	▲ 5.6	▲ 5.6	▲ 0.3
製造業	45.0	▲ 7.8	2.2	0.7	0.7	3.7	0.8	▲ 5.4	▲ 5.4	7.1
非製造業	21.8	8.4	5.2	16.2	16.2	▲ 3.1	0.1	▲ 1.4	▲ 1.4	1.4

財務省「法人企業統計季報」

経常利益	2022年	2023年	2022年度	2023年度	2023年4-6月		7-9月	10-12月	2024年1-3月
	実績	実績	実績	実績	上期	下期	実績	実績	実績
全規模全産業	11.2	12.0	8.8	14.6	11.6	(10.1)	20.1	13.0	15.1
製造業	11.1	0.1	2.6	8.8	0.4	(12.7)	▲ 0.9	19.9	23.0
非製造業	11.3	19.8	13.0	18.1	19.0	(8.8)	40.0	▲ 2.0	(5.1)
大中堅企業	17.0	11.5	12.2	14.7	9.4	(11.5)	18.3	20.1	13.4
中小企業	▲ 5.0	13.5	▲ 1.0	14.4	23.5	(5.7)	26.8	(5.1)	(▲ 0.5)

(備考) 大中堅企業・中小企業の季調済前比は内閣府試算値。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2024年3月調査）」

業況判断DI	2022年9月		2023年3月		2023年9月		2024年3月		2024年6月	
	DI	割合	DI	割合	DI	割合	DI	割合	DI	割合
全規模	+ 3	+ 6	+ 5	+ 8	+ 10	+ 13	+ 12	+ 12	+ 9	+ 9
製造業	+ 0	+ 2	▲ 4	▲ 1	+ 0	+ 4	+ 5	+ 4	+ 4	+ 4
非製造業	+ 5	+ 10	+ 12	+ 14	+ 16	+ 18	+ 18	+ 18	+ 13	+ 13
大企業	+ 8	+ 7	+ 1	+ 5	+ 9	+ 12	+ 11	+ 11	+ 10	+ 10
非製造業	+ 14	+ 19	+ 20	+ 23	+ 27	+ 30	+ 34	+ 34	+ 27	+ 27
製造業	▲ 4	▲ 2	▲ 6	▲ 5	▲ 5	+ 1	▲ 1	▲ 1	+ 0	+ 0
非製造業	+ 2	+ 6	+ 8	+ 11	+ 12	+ 14	+ 13	+ 13	+ 8	+ 8

(備考) DI = 「良い」とみる企業の割合 (%) - 「悪い」とみる企業の割合 (%)

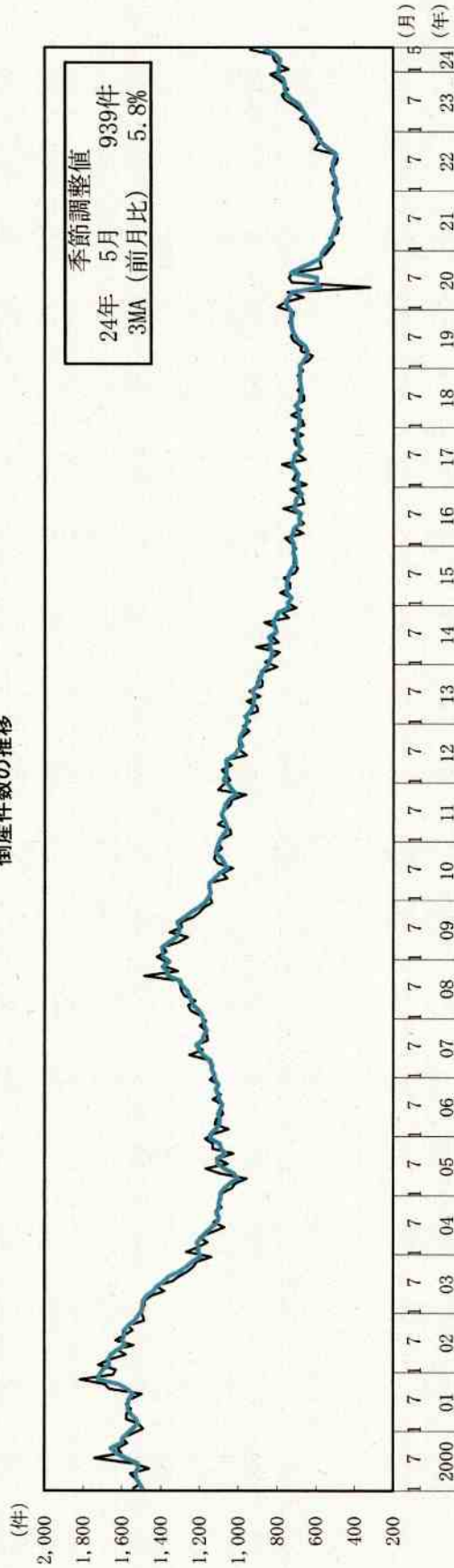
(%ポイント)
→ 見込み

9. 倒産
倒産件数は、増加がみられる。

(株) 東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」
(前年比は原数値、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年10-12月期	2024年1-3月期	2024年3月	2024年4月	2024年5月
企業倒産件数	[6,030] 5,980	[6,428] 6,880	[8,690] 9,053	2,410	2,319	906	783	1,009
前年比 (%)	[▲22.4] ▲16.5	[6.6] 15.0	[35.1] 31.5	35.1	18.5	11.9	28.3	42.9
前月比 (%)				(5.0)	(▲1.8)	(2.7)	(0.8)	(13.8)
負債金額 (億円)	[11,507] 11,679	[23,314] 23,243	[24,026] 24,630	5,061	3,609	1,422	1,134	1,367
前年比 (%)	[▲5.6] ▲3.3	[102.6] 99.0	[3.0] 5.9	79.6	20.1	▲3.5	▲44.3	▲50.9
大型倒産除く (億円)	[4,984] 4,964	[5,732] 6,069	[7,172] 7,725	1,927	2,151	855	665	866
前年比 (%)	[▲18.4] ▲10.7	[15.0] 22.2	[25.1] 27.2	20.5	34.6	22.6	32.7	39.9

倒産件数の推移



(備考) 1. (株)東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」により作成。
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

10. 雇用情勢 雇用情勢は、改善の動きがみられる。

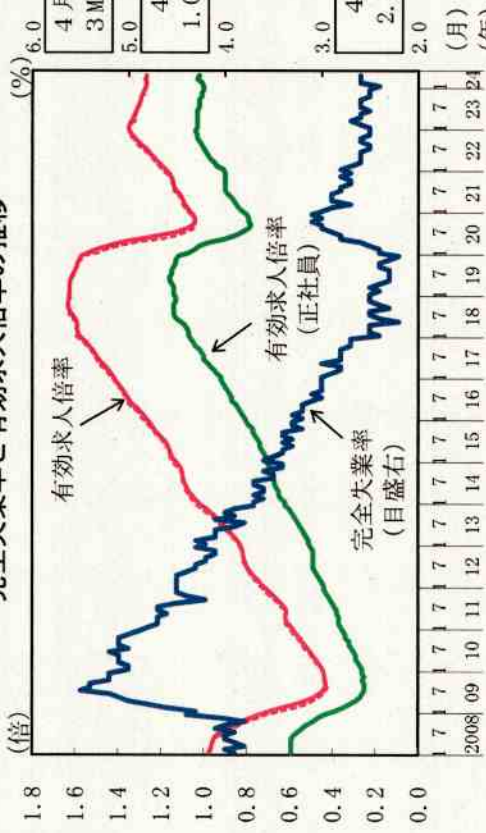
(前年同期(月)比、[]内は暦年ベース、()内は季調済前期(月)比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値)

	2022年度[年]	2023年度[年]	2023年7-9月	10-12月	2024年1-3月	2024年2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.6 [2.6]	2.6 [2.6]	2.6	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6
うち15~24歳	4.4 [4.4]	3.9 [4.1]	3.9	3.9	4.1	4.2	4.5	4.1
完全失業者数総数 (万人)	178 [179]	178 [178]	181	175	178	182	182	183
うち非自発的な離職による者	44 [46]	43 [43]	43	41	42	44	46	44
雇用者数	0.6 [0.4]	0.7 [0.6]	0.7 (0.2)	0.6 (0.0)	0.9 (0.2)	1.3 (0.3)	0.7 (▲0.2)	0.5 (▲0.1)
常用労働者数(労働者計)	1.1 [0.8]	1.8 [1.9]	1.9 (0.4)	2.0 (0.4)	1.3 (▲0.2)	1.3 (0.2)	1.4 (0.2)	1.2 (0.1)
新規求人数	9.3 [10.8]	▲2.4 [0.1]	▲1.7 (▲0.7)	▲3.3 (▲0.7)	▲4.6 (0.5)	▲3.6 (1.6)	▲7.4 (▲0.7)	▲2.3 (▲4.1)
有効求人数	10.8 [12.7]	▲1.6 [0.9]	▲1.1 (▲0.5)	▲2.7 (▲1.1)	▲3.7 (▲0.2)	▲3.1 (0.5)	▲4.4 (▲0.9)	▲3.6 (▲1.3)
有効求人倍率 (倍)	1.31 [1.28]	1.29 [1.31]	1.29	1.28	1.27	1.26	1.28	1.26
正社員 (倍)	1.01 [0.99]	1.02 [1.02]	1.02	1.01	1.01	1.01	1.03	1.02
所定外労働時間(残業時間等)	3.9 [4.6]	▲2.0 [▲0.9]	▲2.0 (▲1.7)	▲2.5 (▲1.3)	▲2.9 (▲0.8)	▲2.0 (4.0)	▲2.8 (▲1.3)	▲2.8 (▲0.3)
製造業	2.2 [6.2]	▲5.9 [▲5.5]	▲6.8 (▲2.4)	▲6.3 (▲2.1)	▲6.7 (▲4.8)	▲7.0 (1.7)	▲5.5 (1.3)	▲6.4 (▲0.7)
現金給与総額(一人当たり・名目)	1.9 [2.0]	1.3 [1.2]	0.9 (▲1.0)	0.9 (0.4)	1.3 (0.4)	1.4 (0.1)	1.0 (0.5)	1.6 (0.2)
※共通事業所	-	-	-	-	-	1.9	1.9	1.8
実質賃金(一人当たり)	▲1.8 [▲1.0]	▲2.2 [▲2.5]	▲2.6	▲2.5	▲1.6	▲1.8	▲2.1	▲1.2
定期給与(名目)	1.3 [1.4]	1.2 [1.1]	1.1 (0.1)	1.2 (0.3)	1.4 (0.1)	1.5 (0.6)	1.5 (▲0.2)	1.6 (0.5)
※共通事業所	-	-	-	-	-	1.9	2.0	2.1

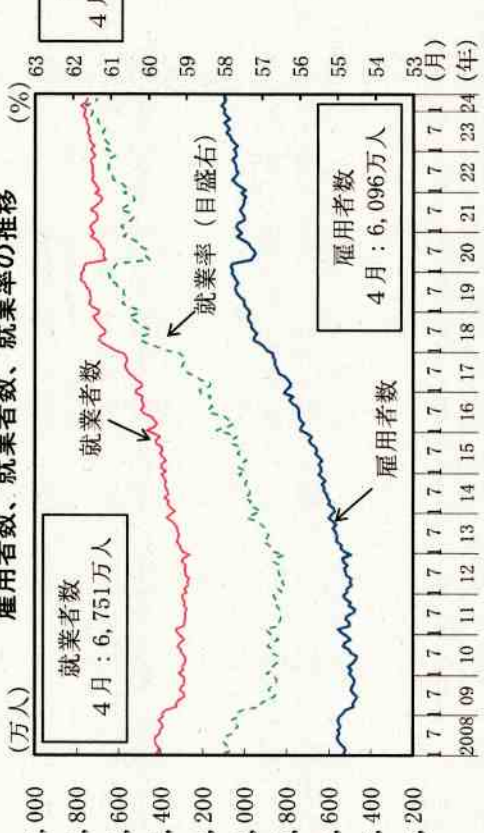
(備考) 1. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列(2019年5月以前は抽出調査、6月以降は全数調査)を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Pは速報値。

2. 定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。

完全失業率と有効求人倍率の推移

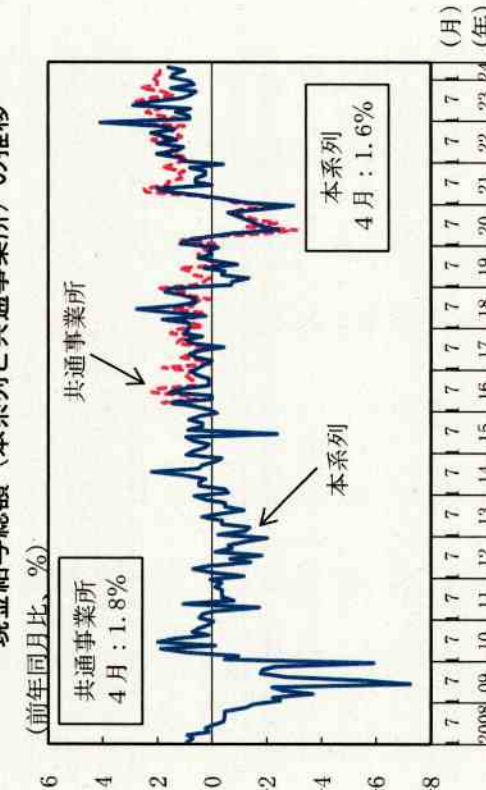


雇用者数、就業者数、就業率の推移

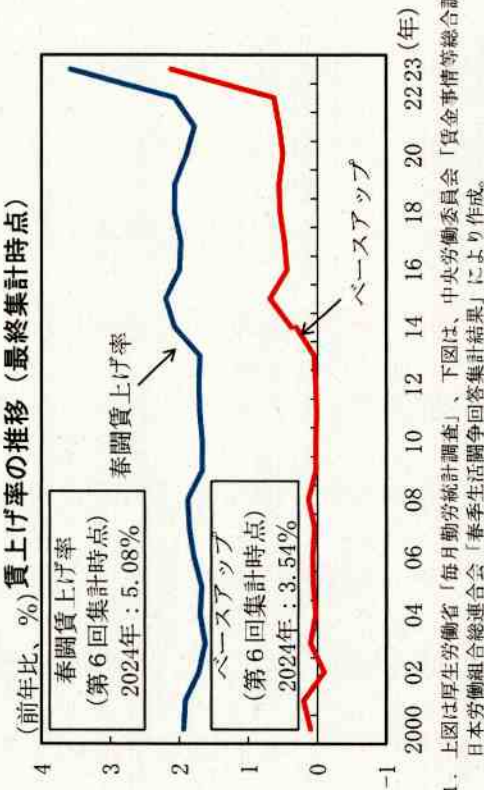


(備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
3. 有効求人倍率について、点線は単月、実線は3か月移動平均。

現金給与総額 (本系列と共通事業所) の推移



賃上げ率の推移 (最終集計時点)



(備考) 1. 上図は厚生労働省「毎月労働統計調査」、下図は、中央労働委員会「賃金事情等総合調査」、日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果」により作成。
2. 本系列は、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。共通事業所は、2016年1月より公表。
3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当の賃上げ率。ベースアップ率は、2013年までは賃金事情等総合調査、2014年以降は春季生活闘争回答集計結果による。

11. 物価

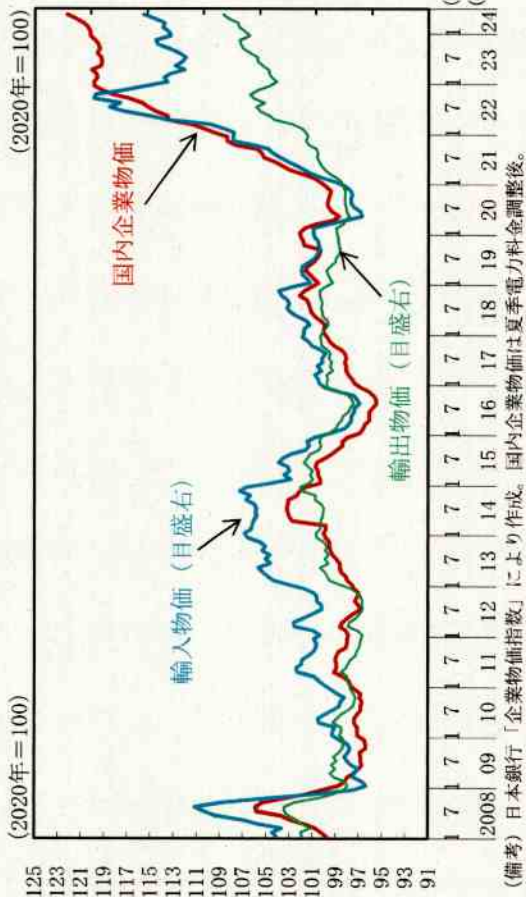
国内企業物価は、このところ緩やかに上昇している。消費者物価は、緩やかに上昇している。

(前年同期(月)比、□内は暦年前年比、()内は前期(月)比、<>内は季節調整済前期(月)比、%)

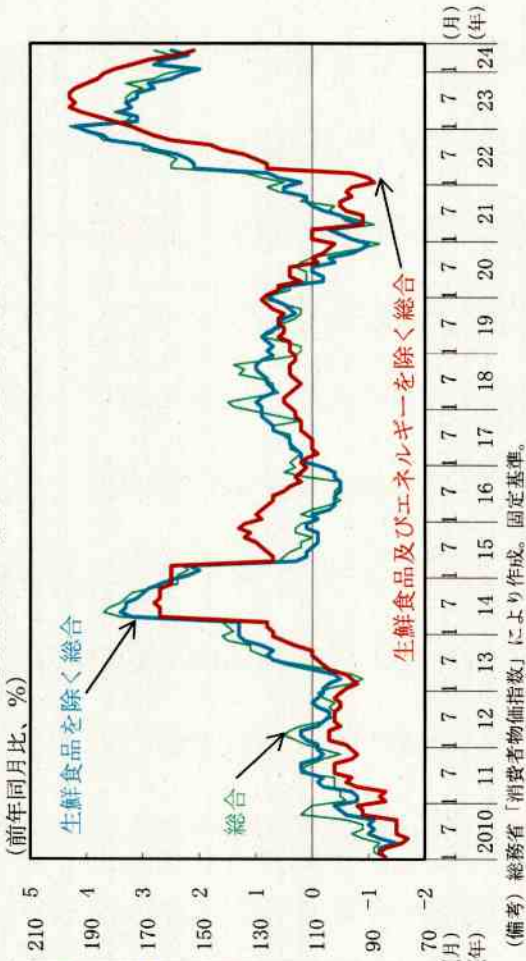
	[2022年]	[2023年]	2023年			2024年			2024年		消費者物価 (東京都区部)	
	2022年度	2023年度	7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月	4月	5月	4月	5月
国内企業物価	[9.8]	[4.2]	(0.1)	(0.2)	(0.6)	(0.3)	(0.5)	P (0.7)	(0.3)	(0.5)	(0.3)	(0.7)
夏季電力料金調整後	[9.5]	[2.3]	3.0	0.6	0.7	0.9	1.1	P 2.4	0.9	1.1	2.2	2.4
輸出物価	[16.3]	[4.0]	(3.4)	(1.9)	(0.7)	(0.4)	(2.2)	P (1.5)	(0.9)	(1.1)	(0.9)	(1.5)
輸入物価	[15.1]	[4.7]	2.1	4.2	8.9	8.8	11.0	P 10.9	8.8	11.0	10.9	10.9
輸入物価	[39.1]	[4.7]	(0.6)	(3.8)	(0.8)	(0.4)	(2.0)	P (2.5)	(1.4)	(6.6)	(6.6)	(2.5)
契約通貨ベース	[21.4]	[8.8]	(3.2)	(1.8)	(1.2)	(0.5)	(0.2)	P (0.9)	(8.0)	(4.1)	(6.9)	(0.9)
企業向けサービス価格	[15.8]	[11.4]	16.0	10.8	8.0	6.9	4.1	P 3.0	6.9	4.1	3.0	3.0
国際運輸を除くベース	[1.7]	[2.3]	(0.6)	(2.7)	(2.3)	(0.8)	(0.7)	P (0.1)	(2.3)	(2.7)	(2.3)	(0.1)
固定基準	[2.5]	[3.2]	(0.8)	(0.9)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	< 0.5 >	(2.7)	(2.5)	(2.7)	< 0.5 >
連鎖基準	[2.5]	[3.5]	—	—	—	—	—	< 0.4 >	(2.8)	(2.6)	(2.8)	< 0.4 >
持家の帰属家賃を除く総合	[3.0]	[3.8]	(0.9)	(1.1)	(0.1)	(0.3)	(0.5)	(0.4)	(3.1)	(2.9)	(3.1)	(0.4)
食料	[4.5]	[8.1]	(1.7)	(1.6)	(0.1)	(0.4)	(0.6)	(0.3)	(4.8)	(4.3)	(4.0)	(0.4)
生鮮食品	[8.1]	[7.4]	(2.6)	(4.8)	(1.7)	(1.3)	(3.3)	(1.2)	(5.5)	(9.1)	(8.2)	(0.9)
生鮮食品を除く食料	[7.2]	[6.9]	7.2	11.4	4.2	5.5	9.1	8.8	4.2	9.1	8.2	8.7
エネルギー	[3.8]	[8.2]	(1.5)	(1.0)	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(4.6)	(3.5)	(3.2)	(0.3)
生鮮食品を除く総合	[17.1]	[6.0]	(1.6)	(2.5)	(0.2)	(0.5)	(0.5)	(3.1)	(5.1)	(0.1)	(7.2)	(4.0)
生鮮食品を除く総合	[2.3]	[3.1]	(0.8)	(0.8)	(0.3)	(0.1)	(0.0)	(0.5)	(2.6)	(2.2)	(2.5)	(0.4)
(政策等による特殊要因を除く)	[0.0]	[0.6]	—	—	—	—	—	< 0.5 >	(2.7)	(2.3)	(2.6)	< 0.4 >
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	[1.1]	[4.0]	(0.9)	(0.6)	(0.5)	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(2.9)	(2.4)	(2.1)	(0.1)
連鎖基準	[1.1]	[4.1]	—	—	—	—	—	< 0.1 >	(2.9)	(2.4)	(2.1)	< 0.1 >

(備考) 1. 企業向けサービス価格、国内企業物価及び消費者物価はいずれも2020年基準。Pは連環。
 2. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送(除く航空貨物輸送、外航貨物輸送)、外航貨物輸送(除く航空貨物輸送、国際航空貨物輸送、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの、季節調整済前期(月)比)比は、内閣府試算。
 3. 消費者物価の四半期前年同月比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同月比は内閣府で算出。「食料」は、生鮮食品、外食を含む。

企業物価の推移



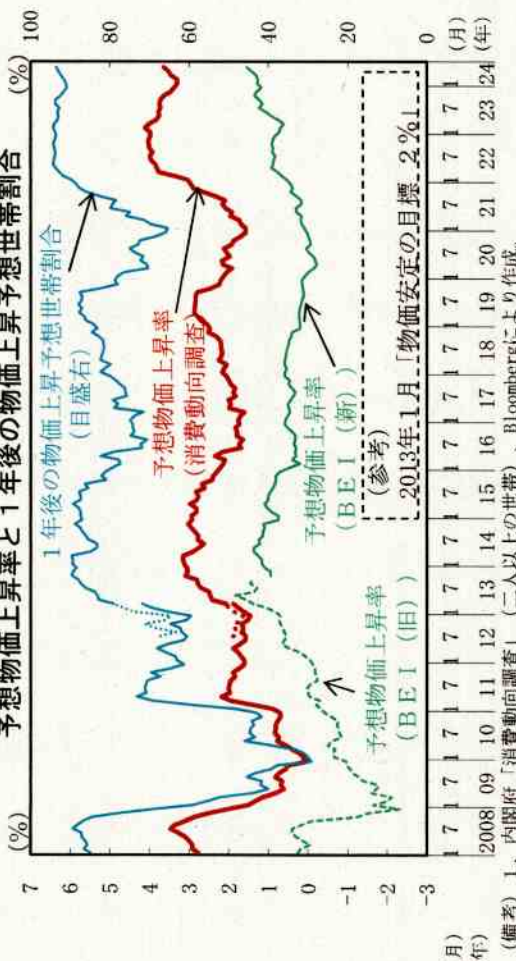
消費者物価の推移 (固定基準、前年同月比)



消費者物価の推移 (連鎖基準、指数)



予想物価上昇率と1年後の物価上昇予想世帯割合



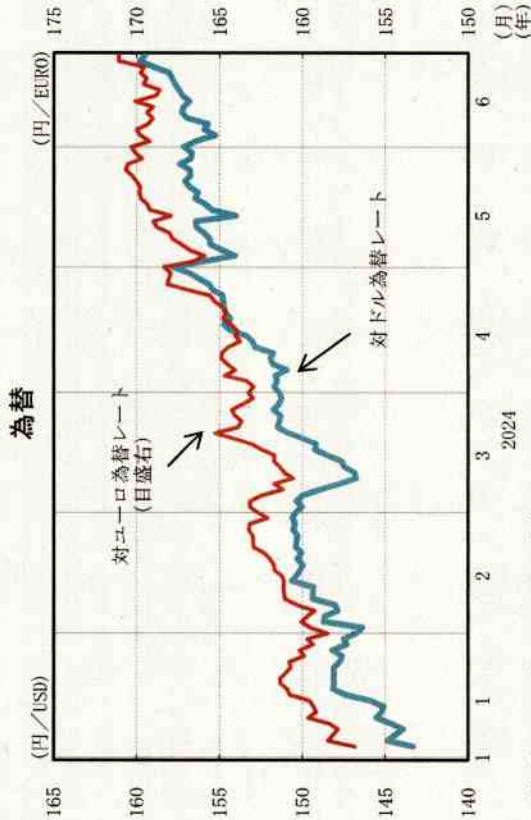
12. 金融

株価（日経平均株価）は、38,800円台から38,000円台まで下落した後、39,100円台まで上昇した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、156円台から155円台まで円高方向に推移した後、159円台まで円安方向に推移した。

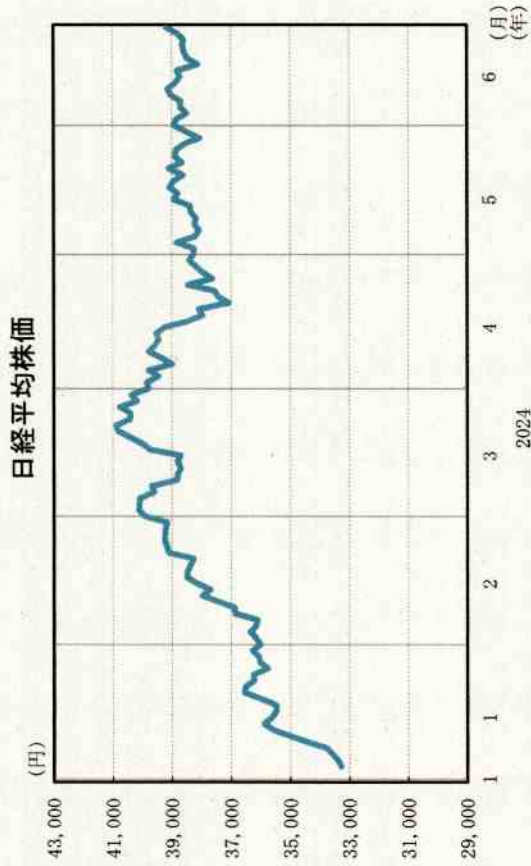
(%、ポイント、円)

	2022年	2023年	2022年度	2023年度	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	2024年 3月	4月	5月
コーレルレート (無担保翌日物)	-0.032	-0.034	-0.032	-0.029	-0.055	-0.016	0.001	0.022	0.077	0.077
ユーロ円TIBOR (3か月物)	-0.028	0.000	-0.017	0.013	-0.003	0.014	0.054	0.083	0.109	0.118
国債流通利回り	0.225	0.554	0.292	0.616	0.597	0.758	0.696	0.735	0.834	0.965
株式相場										
東証株価指数(TOPIX)	1,919	2,186	1,931	2,341	2,311	2,324	2,611	2,728	2,707	2,740
日経平均株価	27,257	30,716	27,290	33,226	32,517	32,478	37,730	39,844	38,750	38,557
円相場										
(対米ドル)	131.57	140.59	135.43	144.51	144.56	147.77	148.56	149.63	153.43	156.13
(対ユーロ)	138.12	152.07	140.97	156.70	157.22	159.01	161.26	162.70	164.82	168.84
(韓国ウォン・1円当たり)	9.84	9.31	9.66	9.14	9.09	8.94	8.96	8.89	8.90	8.76
日銀当座預金残高 (億円、前年比)	5,280,079	5,372,463	5,238,149	5,421,139	5,410,191	5,430,723	5,388,283	5,404,735	5,644,691	5,538,429
マネタリーベース (億円、前年比)	6,532,030	6,636,551	6,496,940	6,683,214	6,668,866	6,692,106	6,653,036	6,662,400	6,898,964	6,788,243
マネーストック (億円、前年比)	12,012,019	12,311,515	12,088,927	12,386,783	12,379,315	12,387,433	12,420,487	12,443,216	12,600,110	12,590,493
マネーストック 派動性 (億円、前年比)	20,571,747	21,085,816	20,743,272	21,195,003	21,202,966	21,204,322	21,247,333	21,251,027	21,625,057	21,828,371
銀行貸出	3.8	2.5	3.6	2.2	2.1	2.0	2.1	2.0	2.7	3.3
普通社債発行額	1.7	3.4	2.5	3.4	3.3	3.2	3.5	3.6	3.5	3.4
	▲16.4	22.3	▲10.9	16.2	54.8	▲9.5	▲0.4	26.9	▲58.3	35.2

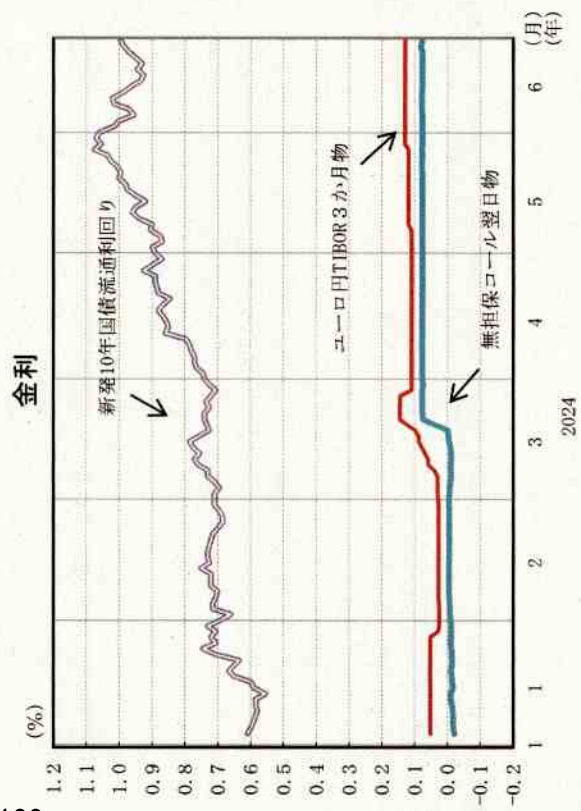
(備考) 1. コーレルレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場は、年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。
 2. 国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。
 3. 円相場(対米ドル)はインターバンク直物中心相場、円相場(対ユーロ)はインターバンク直物17時時点。円相場(韓国ウォン)はインターバンク直物NY17時時点。
 4. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。
 5. マネタリーベースは、平均残高の前年同期(月)比。()内は季調済前期比年率。
 6. マネーストックは、平均残高。()内は季調済前期比年率。
 7. 銀行貸出は、銀行計(都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計)の平均残高の前年同期(月)比。
 8. 普通社債発行額は、国内発行分(円建て外債及び資産担保型社債を含む)の前年同期(月)比。
 9. マネーストック(広義流動性)は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い勘定及改定を実施。



(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
2. 対ドル為替レートはインタンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインタンク直物17時時点。

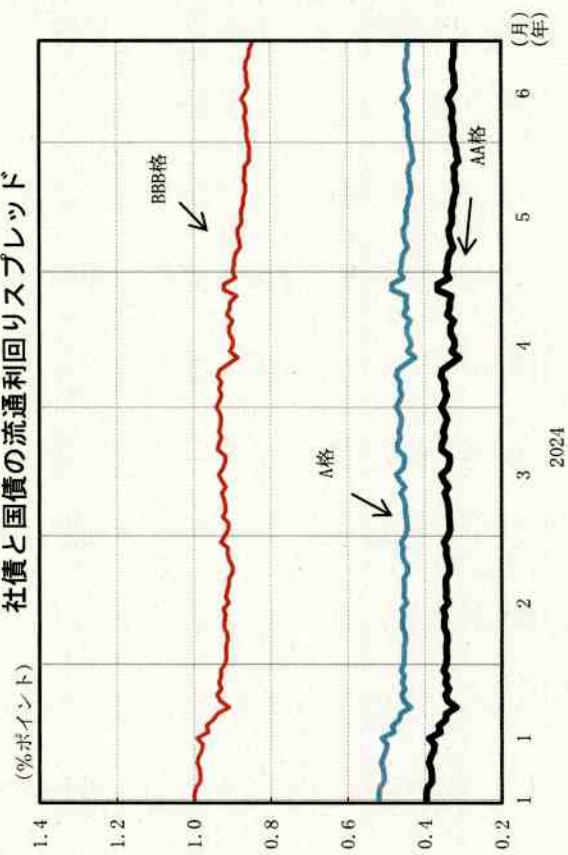


(備考) 日経NEEDSにより作成。



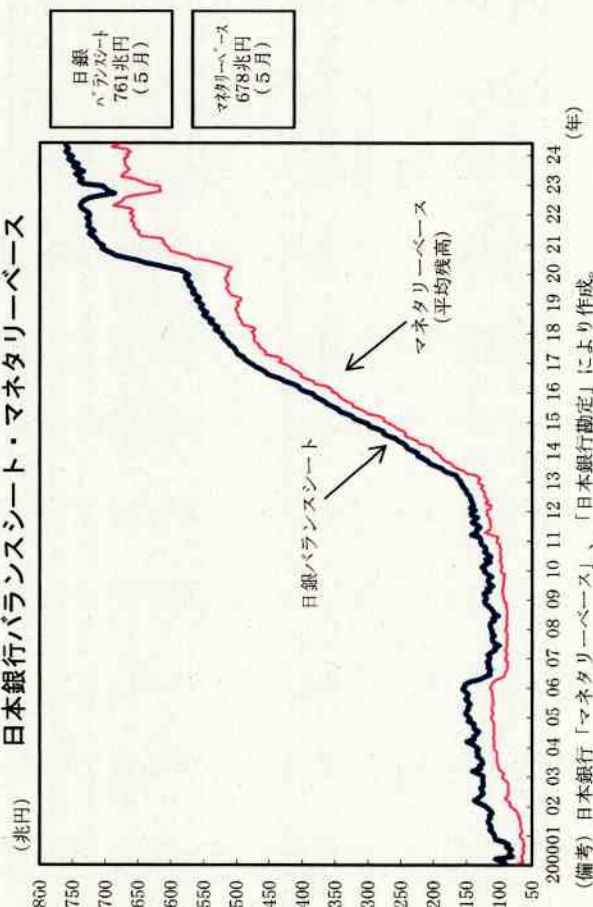
(備考) 日経NEEDSにより作成。

社債と国債の流通利回りスプレッド

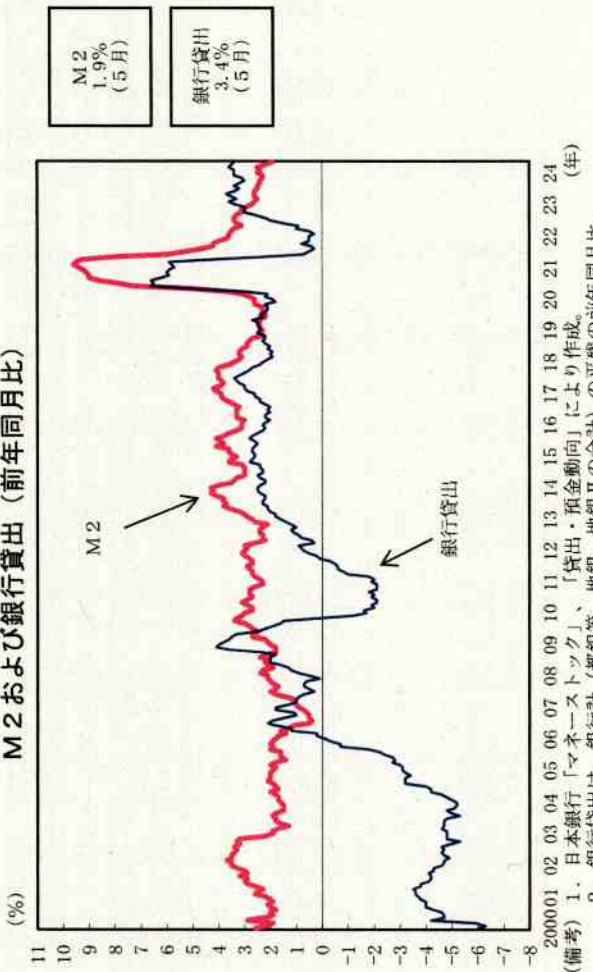


(備考) 1. Bloombergにより作成。
2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数5年の流通利回りを使用。
3. 格付けは格付投資情報センター (R&I) ベース。

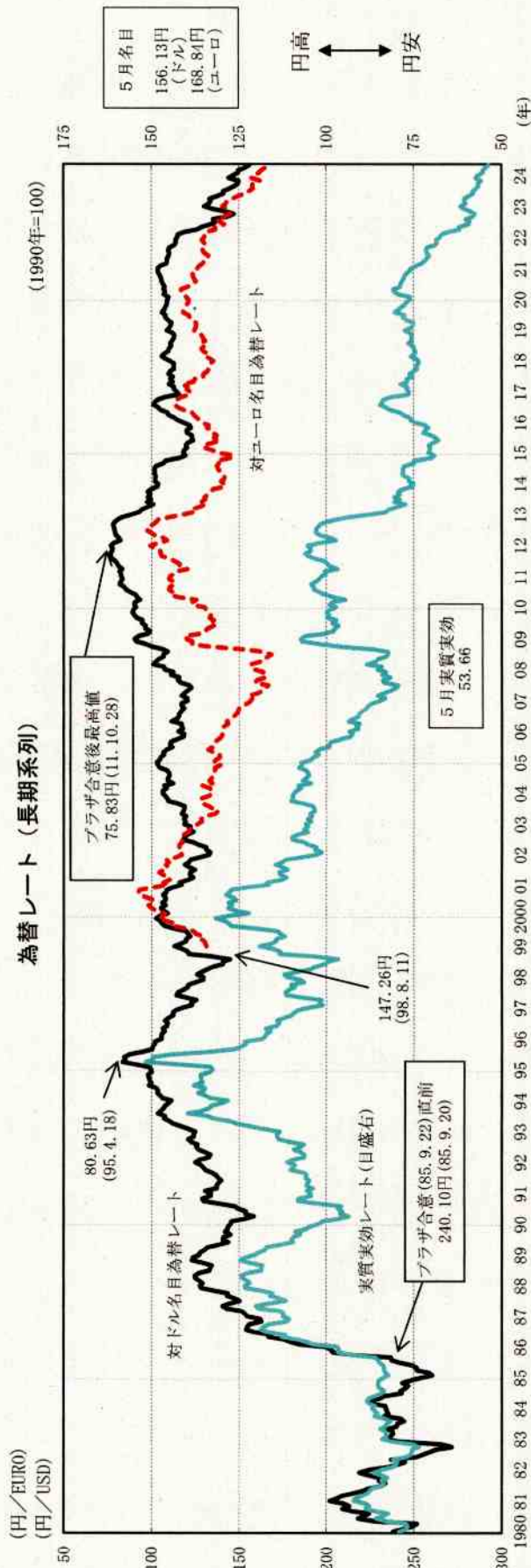
日本銀行バランスシート・マネタリーベース



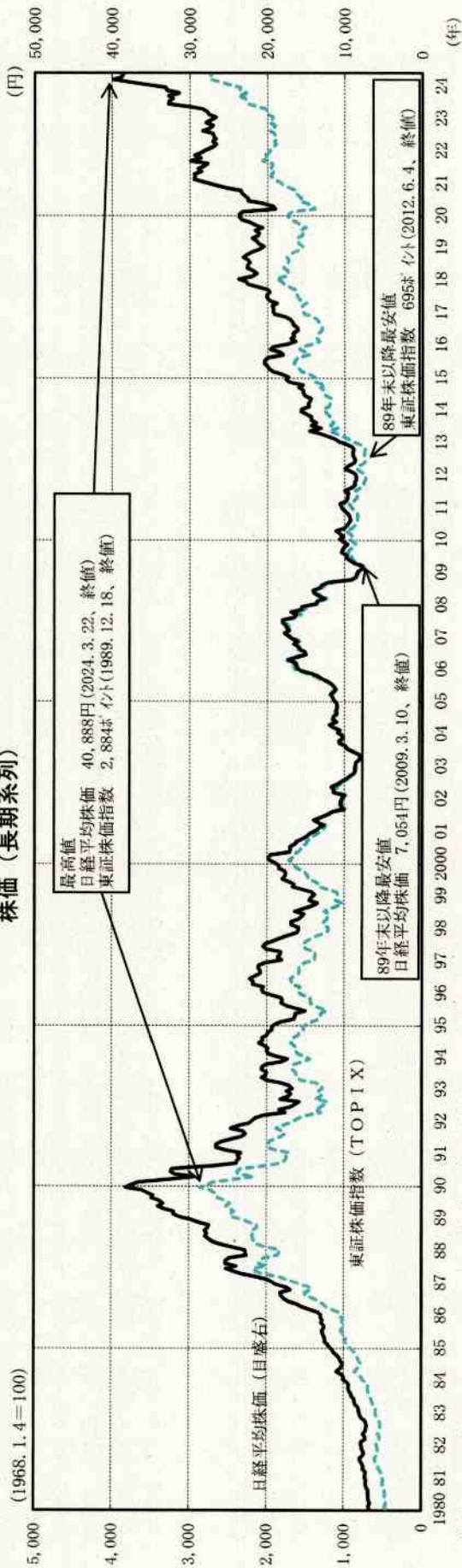
M2および銀行貸出 (前年同月比)



為替レート (長期系列)

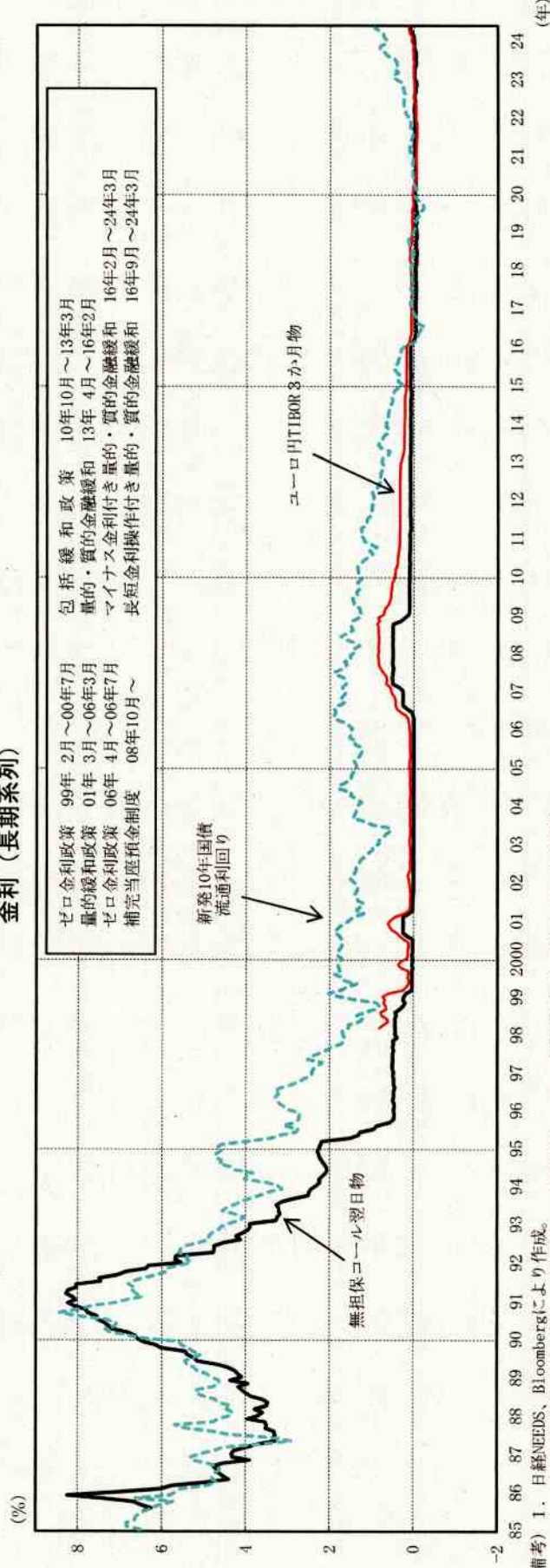


株価 (長期系列)



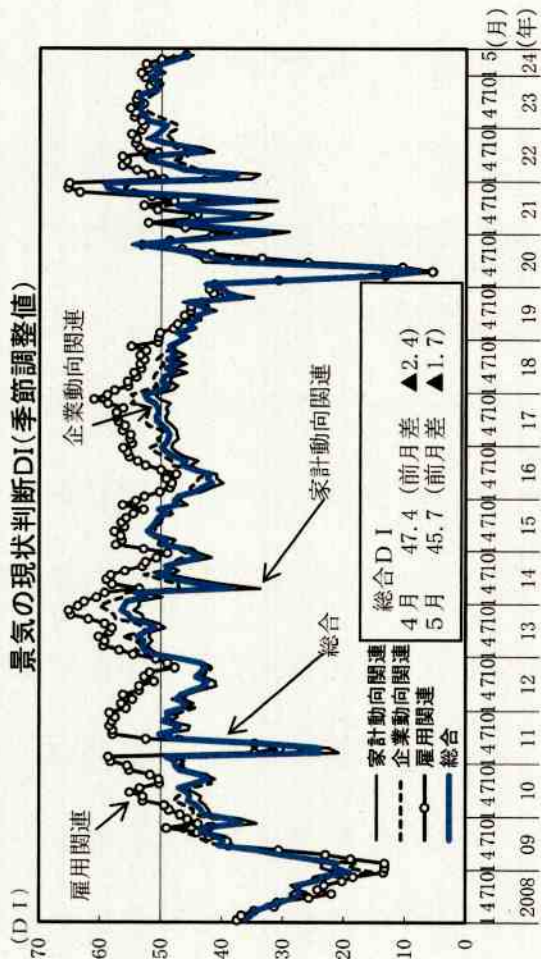
(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数とも1月中旬平均。
2. 東証株価指数は、1968年1月4日時点をもとに算出。

金利 (長期系列)

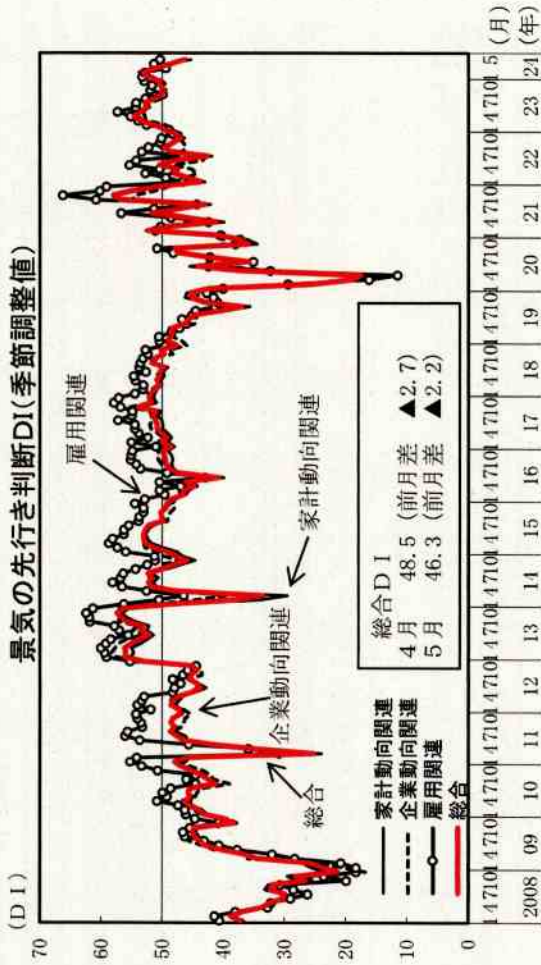
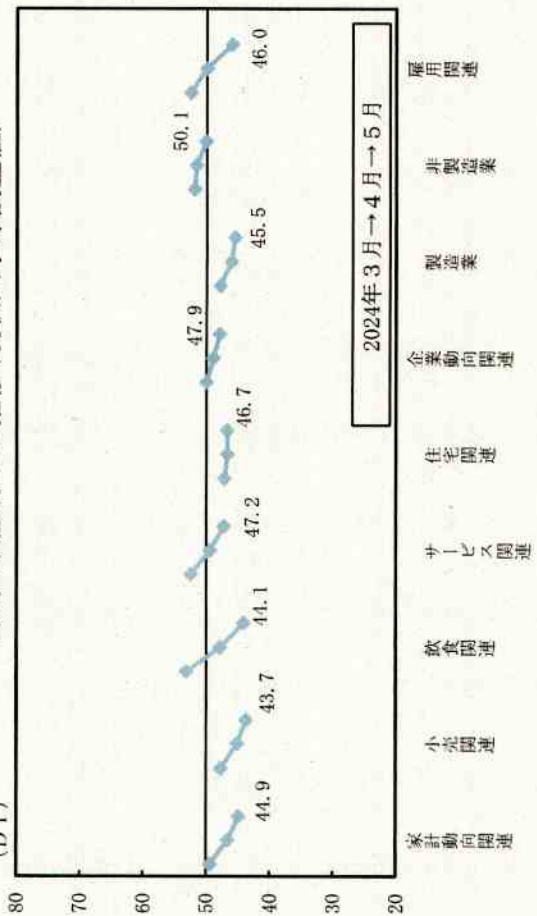


(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。
2. 新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR 3か月物とも1月中旬平均。

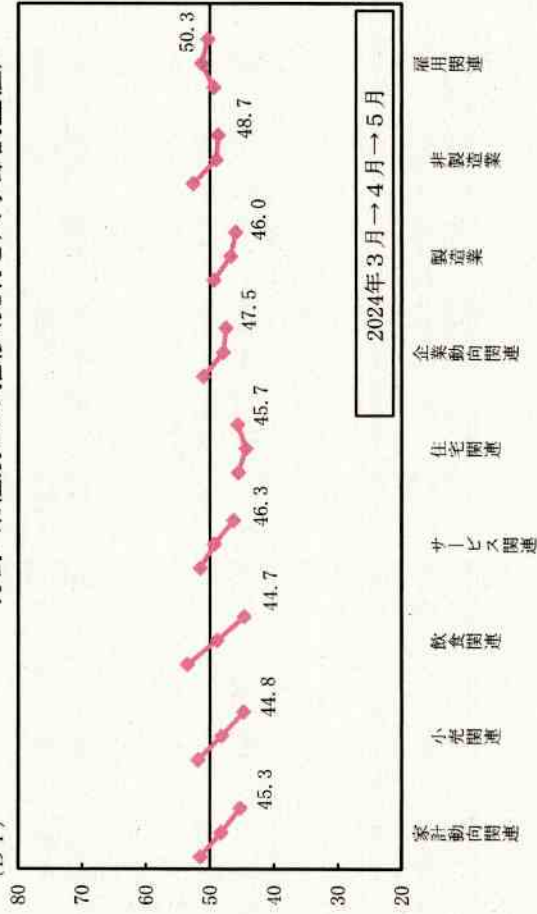
13. 景気ウォッチャー調査



分野・業種別DIの推移(現状)(季節調整値)



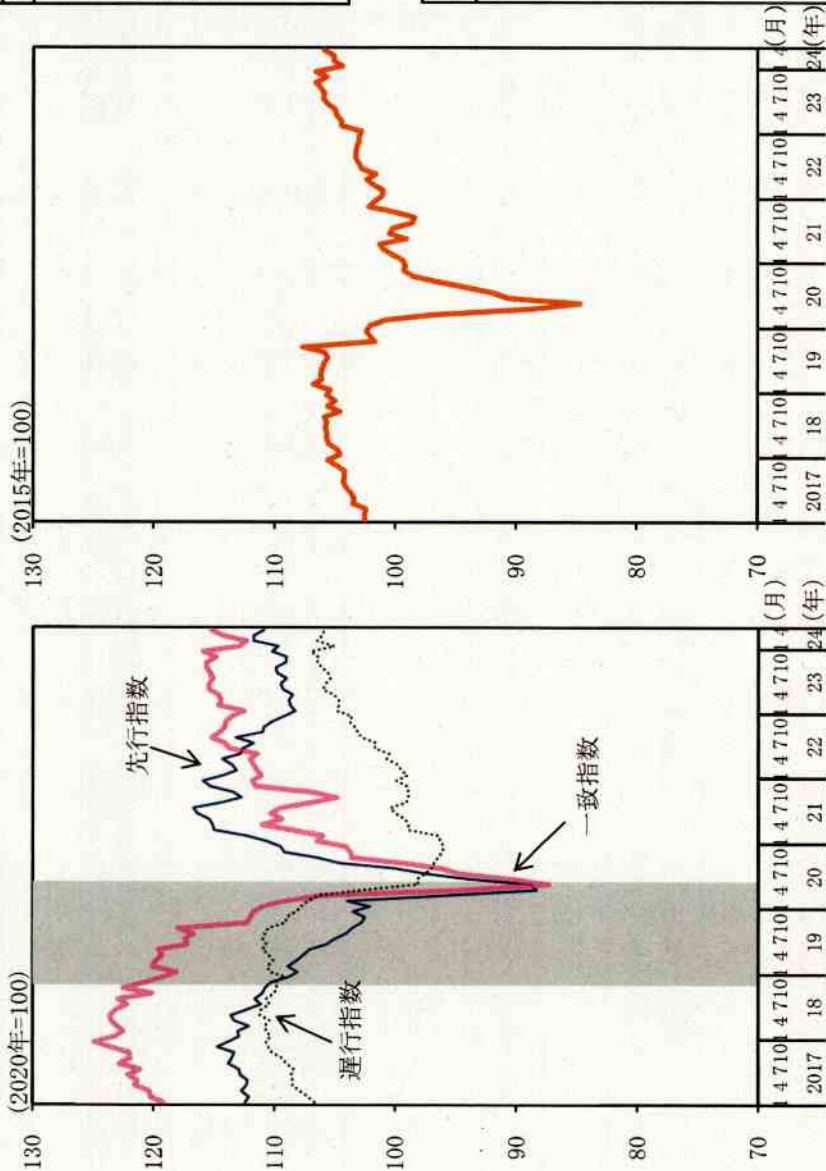
分野・業種別DIの推移(先行き)(季節調整値)



(備考) 現状判断DI、先行き判断DIは各々、景気ウォッチャーによる、3か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した2〜3か月前の景気の良し悪しの判断である。

(参考1) 景気動向指数

CIの推移



(参考)「景気を把握する新しい指数(一致指数)」の推移

C I 一致指数採用系列の寄与度

C I 一致指数	24年1月				2月				3月				4月						
	112.9				-0.59				112.3				114.2				115.2		
生産指数(鉱工業)	-0.61				-0.13				0.27				-0.08						
鉱工業用生産財出荷指数	-0.75				-0.41				0.33				0.18						
耐久消費財出荷指数	-0.14				0.30				-0.11				0.26						
労働投入量指数(調査産業計)	-0.59				-0.29				0.51				0.15						
投資財出荷指数(除輸送機械)	-0.03				0.27				-0.23				0.10						
商業販売額(小売業、前年比)	0.05				0.18				-0.18				0.61						
商業販売額(卸売業、前年比)	0.07				0.07				0.07				0.03						
営業利益(全産業)	0.05				-0.08				0.32				-0.25						
有効求人倍率(除学卒)	-0.42				-0.44				0.32				0.09						
輸出数量指数																			

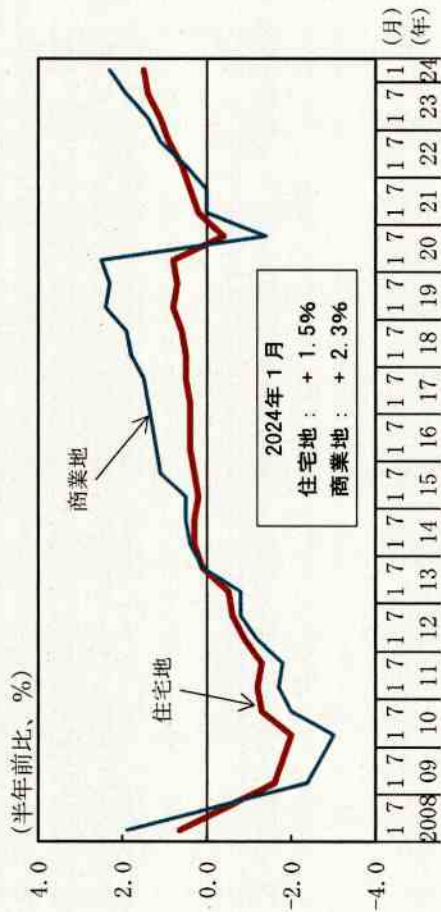
景気基準日付

箱震	谷(年/月)		山(年/月)		谷(年/月)		山(年/月)		期間(か月)		全箱震
	前	後	前	後	前	後	前	後	拡張	後退	
1	51/10	51/10	1951/6	51/10	51/10	51/10	51/10	51/10	4	4	37
2	54/1	54/1	54/1	54/1	54/1	54/1	54/1	54/1	10	10	43
3	58/6	58/6	57/6	58/6	58/6	58/6	58/6	58/6	12	12	52
4	62/10	62/10	61/12	62/10	62/10	62/10	62/10	62/10	10	10	36
5	65/10	65/10	64/10	65/10	65/10	65/10	65/10	65/10	12	12	74
6	70/7	70/7	70/7	70/7	71/12	71/12	71/12	71/12	17	17	39
7	73/11	73/11	73/11	73/11	75/3	75/3	75/3	75/3	16	16	31
8	77/1	77/1	77/1	77/1	77/10	77/10	77/10	77/10	9	9	64
9	80/2	80/2	80/2	80/2	83/2	83/2	83/2	83/2	36	36	45
10	85/6	85/6	85/6	85/6	86/11	86/11	86/11	86/11	17	17	83
11	88/11	88/11	91/2	88/11	93/10	93/10	93/10	93/10	32	32	63
12	93/10	93/10	97/5	93/10	99/1	99/1	99/1	99/1	20	20	36
13	99/1	99/1	2000/11	99/1	02/1	02/1	02/1	02/1	14	14	86
14	02/1	02/1	08/2	02/1	09/3	09/3	09/3	09/3	13	13	44
15	09/3	09/3	12/3	09/3	12/11	12/11	12/11	12/11	8	8	90
16	12/11	12/11	18/10	12/11	20/5	20/5	20/5	20/5	19	19	54.9
第2~第16箱震の平均									38.5	16.3	

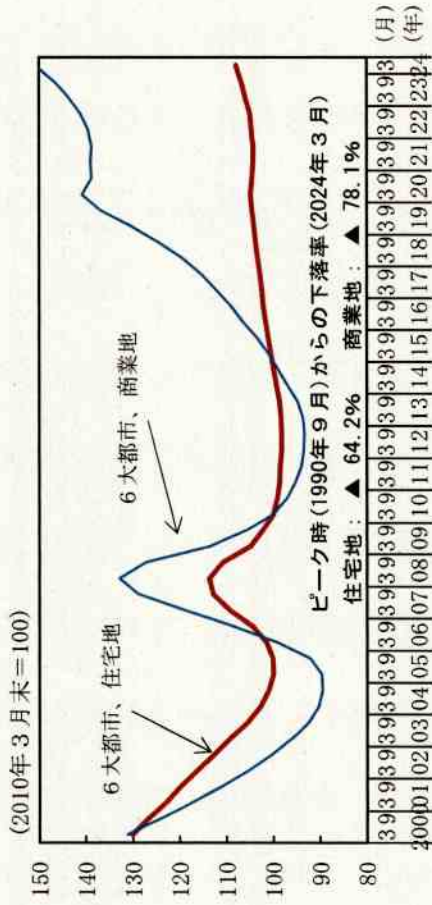
- (備考) 1. 内閣府「景気動向指数」、「景気を把握する新しい指数(一致指数)」により作成。
 2. 景気基準日付は内閣府による。ただし、「神武(景気)」、「岩戸(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
 3. グラフのシャド一部分は景気後退期を示す。
 4. 「景気を把握する新しい指数(一致指数)」は参考指標であり、景気動向指数における毎月の基調判断や景気基準日付(景気の山谷)の判定は、現行の景気動向指数を用いた従来の手法による。

(参考2) 地価・住宅価格の推移

地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）



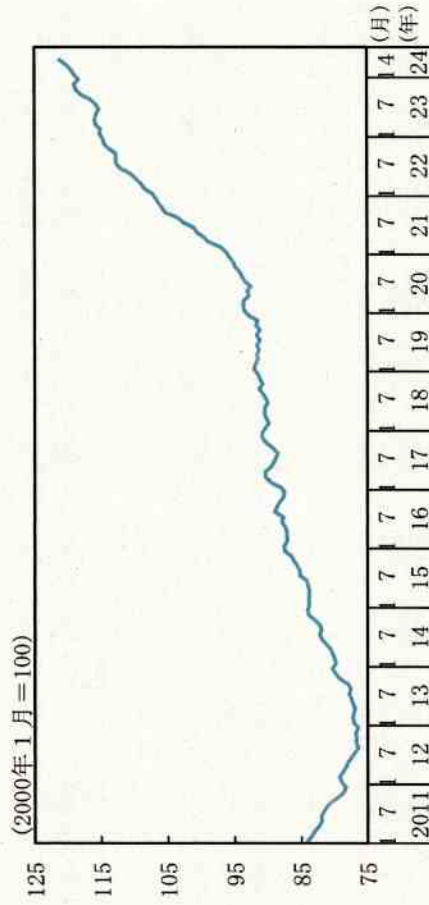
市街地価格指数



主要都市の高度利用地地価



不動産住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）



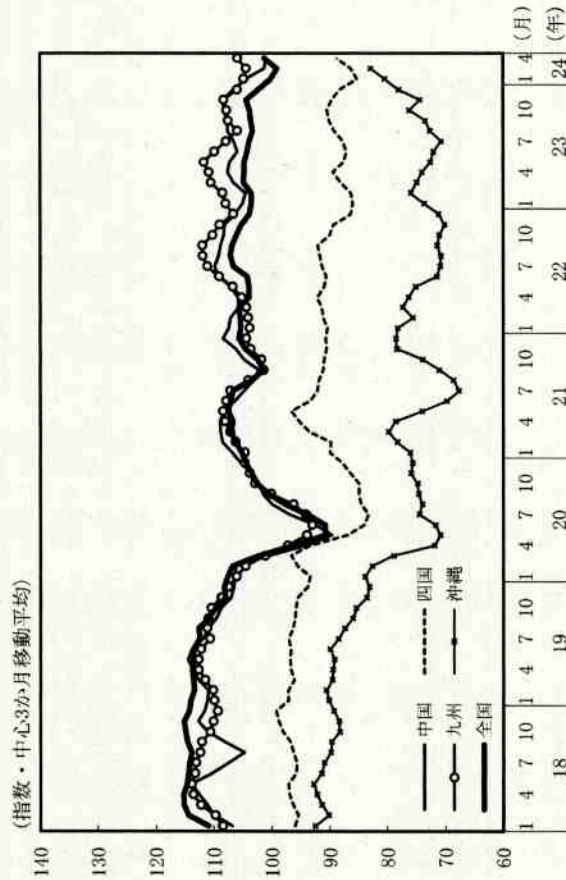
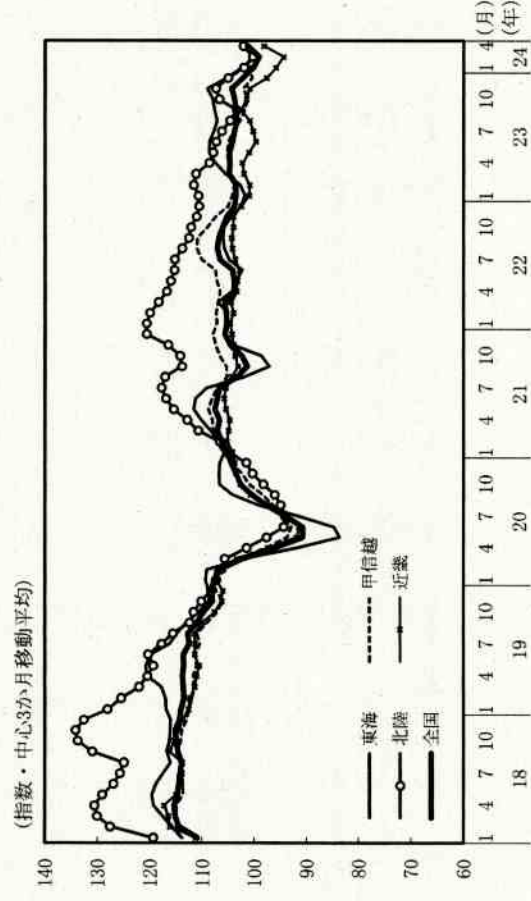
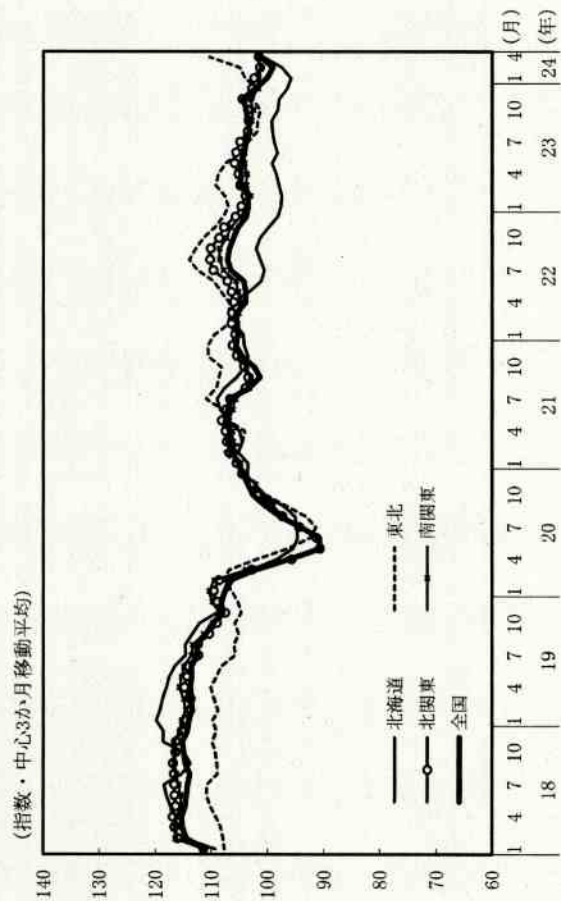
(備考) 1. 国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価100Kレポート～」、(一財)日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動産住宅価格指数」により作成。

2. 地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したものの。

3. 6大都市とは、東京都区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（6大都市）のピークは1990年9月。

4. 四半期は、I期：1/1～4/1、II期：4/1～7/1、III期：7/1～10/1、IV期：10/1～1/1。

(参考3) 地域経済
(1) 鉱工業生産

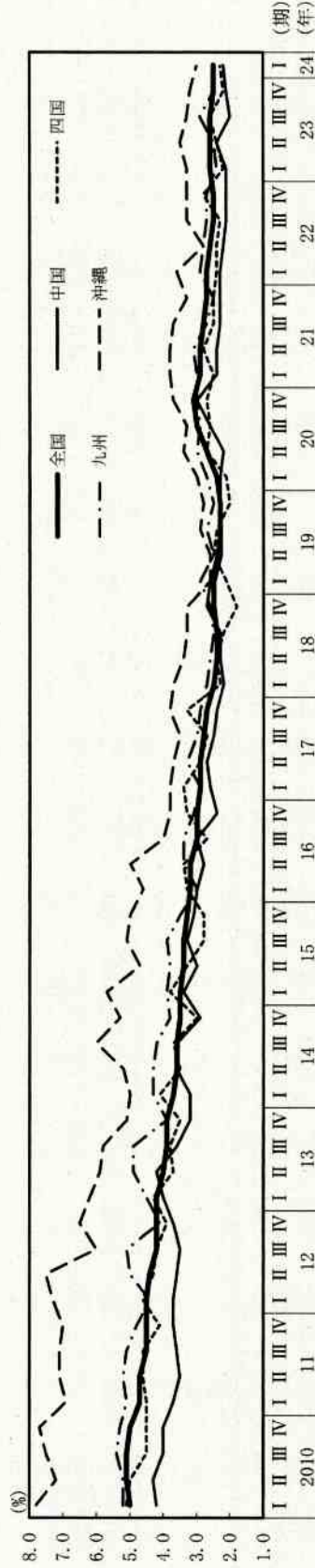
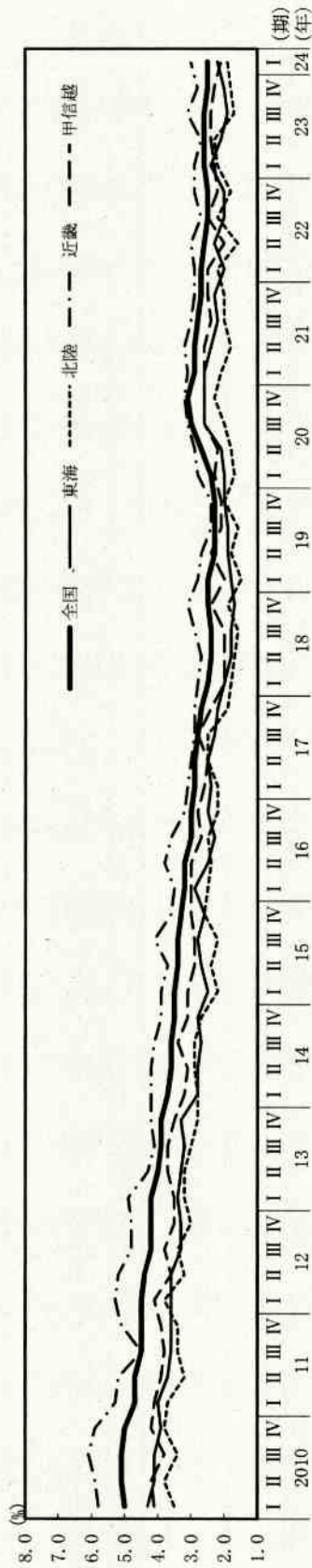
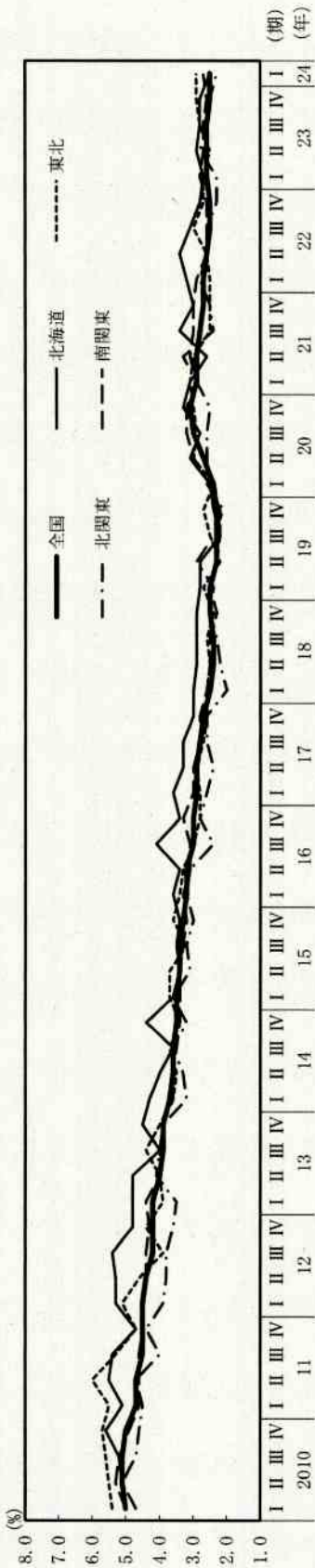


(備考)

1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ダイジェスト「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法についてを参照。
3. 全国、北海道、東北、北関東、南関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、九州の計数は2020年=100、その他の計数は2015年=100。
4. 直近月は、2か月平均。
5. 全国、北海道、東北、北関東、南関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州は、4月まで更新。その他地域は、3月まで更新。

地域名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	北関東 茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野
東海	静岡、岐阜、愛知、三重
北陸	富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

(2) 完全失業率



(備考)

1. 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2. 北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3. 季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(4) 経済指標の都道府県別比較

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	
人口(万人)(2023年)(全国1億2,435万人)	509.2	118.4	116.3	226.4	91.4	102.6	176.7	282.5	189.7	190.2	733.1	1408.6	922.9	212.6	100.7	110.9	74.4	79.6	200.4	193.1	355.5	747.7	
全国に占めるシェア(%)	4.1	1.0	0.9	1.8	0.7	0.8	1.4	2.3	1.5	1.5	5.9	11.3	7.4	1.7	0.8	0.9	0.6	0.6	1.6	1.6	2.9	6.0	
順位	9	31	32	14	39	36	21	11	19	18	5	6	1	2	15	33	43	41	16	17	10	4	
65歳以上の割合(%) (全国平均 29.1)	33.0	35.2	34.9	29.3	38.8	35.3	33.2	30.6	31.0	27.4	28.1	22.8	25.9	33.9	33.1	30.4	31.5	31.7	32.7	31.2	30.9	25.7	
75歳以上の割合(%) (全国平均 16.1)	18.0	18.7	18.9	15.2	21.1	19.0	17.1	16.3	15.7	16.9	15.2	12.9	14.7	18.4	19.0	17.0	17.2	17.3	18.7	17.3	17.1	14.4	
就業者数(万人)(2023年)(全国1億7,170万人)	263.8	63.2	62.7	121.7	46.7	57.4	95.3	150.2	103.1	103.0	403.6	837.9	507.6	115.9	55.4	61.0	41.0	44.3	110.6	111.3	197.2	421.7	
全国に占めるシェア(%)	3.9	0.9	0.9	1.8	0.7	0.8	1.4	2.2	1.5	1.5	6.0	12.4	7.5	1.7	0.8	0.9	0.6	0.7	1.6	1.6	2.9	6.2	
順位	8	31	32	14	39	35	21	11	18	19	5	6	1	2	15	36	43	41	17	16	10	4	
県内総生産(億円)(2020年度)※各目	19.7	4.5	4.7	9.5	3.5	4.3	7.8	13.8	8.9	8.7	22.9	109.6	33.9	8.9	4.7	4.5	3.6	3.6	8.2	7.7	17.1	39.7	
全国計に占めるシェア(%)	3.5	0.8	0.8	1.7	0.6	0.8	1.4	2.5	1.6	1.5	4.1	3.7	19.6	6.1	1.6	0.8	0.6	0.6	1.5	1.4	3.1	7.1	
順位	8	33	28	14	42	34	20	11	15	17	5	7	1	4	16	29	31	40	19	21	10	3	
産業別構成比(%)	4.0	4.5	3.1	1.4	2.9	2.8	1.5	2.0	1.5	1.3	0.4	0.9	0.0	0.1	1.8	0.9	0.8	0.8	1.6	1.9	0.8	0.7	0.4
第1次産業	18.2	20.8	27.3	24.6	24.3	32.9	33.4	38.8	43.4	38.3	26.0	25.6	11.2	25.1	30.1	36.7	28.0	36.1	40.2	35.2	35.4	43.3	40.2
第2次産業	77.8	74.6	69.5	74.0	72.8	64.3	65.2	59.2	55.1	60.5	73.6	73.5	88.8	74.8	68.1	62.4	63.1	58.2	62.9	63.8	56.1	59.4	
第3次産業	6.1	1.7	2.7	5	1.4	3	5.2	13.7	8.6	8.4	14.3	13.1	7.6	17.4	5.1	3.9	2.4	2.7	6.6	6.1	17.3	47.9	
順位	19	41	32	24	43	29	22	7	12	13	6	8	16	3	23	27	30	35	33	18	20	4	1
構成上位3業種	1位 食料品	食料品	輸送用機械・電子部品・電子回路	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品
2位 石油製品・非鉄金属	石油製品・非鉄金属	石油製品・非鉄金属	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品
3位 鉄鋼業	鉄鋼業	鉄鋼業	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品	輸送用機械・食料品
産業産出額(2022年)(億円)	12919	3168	2660	1737	1670	2394	1970	4409	2718	2473	1545	3676	218	671	2369	568	484	412	1164	2708	1129	2132	3114
順位	1	7	11	18	19	13	17	3	9	12	21	4	47	38	14	42	43	44	28	10	29	15	8
主な農畜産物 ()内は全国順位	米(1位)	りんご(1位)	かつお(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)	りんご(1位)
かま(1位)	にんにく(1位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)	りんご(3位)
ほたて(1位)	ごぼう(1位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)	りんご(5位)
産出額(2022年)(億円)	3135	535	390	922	28	18	102	216	-	-	-	215	126	146	131	141	166	80	-	-	-	439	144
順位	1	6	10	4	38	39	33	18	-	-	-	19	31	26	30	28	23	34	-	-	-	9	27
主な水産物 ()内は全国順位	ほたて(1位)	いわし(1位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)	いわし(2位)
産出額(2022年)(万人泊、延べ)	2917	408	504	838	277	404	879	527	932	710	464	2280	5904	2209	840	307	655	271	687	1417	549	1831	1581
順位	3	31	28	17	41	32	14	27	13	18	29	4	1	5	16	39	21	42	20	10	26	7	9
うち外国人宿泊者数(2022年)(万人泊、延べ)	86	3	3	7	2	3	4	6	7	5	6	85	678	51	9	4	9	1	17	18	12	17	34

(4) 経済指標の都道府県別比較

	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県					
人口(万人)(2023年)(全国1億4,355万人)	172.7	140.7	253.5	876.3	537.0	129.6	89.2	53.7	65.0	184.7	273.8	129.8	69.5	92.6	129.1	66.6	510.3	79.5	126.7	170.9	109.6	104.2	154.9	146.8	
全国に占めるシェア(%)	1.4	1.1	2.0	7.0	4.3	1.0	0.7	0.4	0.5	1.5	2.2	1.0	0.6	0.7	1.0	0.5	4.1	0.6	0.9	1.4	0.9	0.8	1.2	1.2	
順位	22	26	13	3	7	28	40	47	46	20	12	27	44	38	29	45	8	42	30	23	34	35	24	25	
65歳以上の割合(%) (全国平均 29.1)	30.7	27.1	29.7	27.7	29.9	32.7	34.2	33.3	34.9	31.0	30.1	35.4	35.4	32.6	34.1	36.3	28.4	31.7	34.4	32.3	34.1	33.7	33.8	23.8	
75歳以上の割合(%) (全国平均 16.1)	17.1	14.6	17.2	16.1	16.9	18.5	19.3	18.1	19.7	17.7	17.0	20.0	19.3	18.3	18.8	20.7	15.2	16.8	18.2	17.4	18.8	18.0	17.8	11.3	
就業者数(万人)(2023年)(全国6,747万人)	92.5	77.8	135.4	467.1	278.2	65.2	46.1	29.6	35.2	95.5	144.9	65.8	35.4	48.2	67.4	34.9	261.9	44.0	65.4	91.6	57.8	53.9	78.5	75.8	
全国に占めるシェア(%)	1.4	1.2	2.0	6.9	4.1	1.0	0.7	0.4	0.5	1.4	2.1	1.0	0.5	0.7	1.0	0.5	3.9	0.7	1.0	1.4	0.9	0.8	1.2	1.1	
順位	22	25	13	3	7	30	40	47	45	20	12	28	44	38	27	46	9	42	29	23	34	37	24	26	
県内総生産(億円)(2020年度)※各目	8.3	6.7	10.2	39.7	21.7	3.7	3.6	1.8	2.6	7.6	11.6	6.1	3.2	3.7	4.8	2.4	18.9	3.0	4.5	6.1	4.5	3.6	5.6	4.3	
全国計に占めるシェア(%)	1.5	1.2	1.8	7.1	3.9	0.7	0.6	0.3	0.5	1.4	2.1	1.1	0.6	0.7	0.9	0.4	3.4	0.5	0.8	1.1	0.8	0.6	1.0	0.8	
順位	18	23	13	2	6	37	38	47	45	22	12	24	43	36	27	46	9	44	30	25	32	39	26	35	
産業別構成比(%)	0.9	0.5	0.3	0.0	0.4	0.6	2.0	2.6	1.6	1.0	0.6	0.5	1.7	1.4	1.6	3.3	0.7	2.4	2.4	2.9	1.9	5.0	4.7	1.2	
第1次産業	44.5	49.6	31.0	23.2	32.9	23.2	34.2	20.1	25.7	34.3	32.0	41.8	36.1	25.4	29.2	17.9	20.2	30.9	25.5	28.5	31.6	25.0	21.6	14.4	
第2次産業	54.6	49.9	68.7	76.8	66.7	76.2	63.8	77.3	72.6	64.7	67.4	57.7	62.1	73.2	69.2	78.8	79.1	66.7	72.1	68.6	70.0	73.7	84.4		
第3次産業	11	8.2	5.9	18.6	16.5	1.9	2.4	0.8	1.3	8.4	9.9	6.7	2.1	2.8	4.8	0.6	9.4	2.1	1.5	3.2	4.7	1.7	2.2	0.5	
県別製造品出荷額(2021年)計(億円)	9	15	21	2	5	39	34	45	44	14	10	17	38	31	25	46	11	37	42	28	26	40	36	47	
構成比上位3業種	1位 輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	輸送用機械・電気部品・電子部品・電子回路	
2位 食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	食料品	
3位 化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	化学工業	
産業産出額(2022年)(億円)	1089	602	699	307	1583	390	1108	745	646	1526	1289	665	931	855	1232	1073	2021	1307	1504	3512	1245	3505	5114	890	
順位	31	41	37	46	20	45	30	36	40	22	25	39	33	35	27	32	16	24	23	5	26	6	2	34	
主な農産物 ()内は全国順位	なばな(1位)	内巻な(4位)	とうがらし(1位)	しんぼく(1位)	サンショウ(2位)	かき(2位)	みかん(1位)	らっきょう(1位)	つるもろこし(7位)	ぶどう(3位)	レモン(1位)	イチゴ(5位)	アスパラ(1位)	オリーブ(1位)	イモカン(1位)	なす(1位)	なつめ(1位)	二条茶(1位)	びわ(1位)	トマト(1位)	カボス(1位)	きゅうり(1位)	かんしよ(1位)	マンゴー(1位)	
主な水産物 ()内は全国順位	小魚(5位)	かぶ(5位)	みずな(3位)	みどり(7位)	カサネ(4位)	まぐ(4位)	かき(1位)	日本なし(5位)	ユズ(7位)	二条茶(5位)	鰻(3位)	ほたけ(8位)	すし(1位)	はんにく(3位)	みかん(2位)	から(1位)	アスパラ(2位)	レタス(4位)	アスパラ(2位)	アスパラ(2位)	アスパラ(2位)	アスパラ(2位)	アスパラ(2位)	アスパラ(2位)	アスパラ(2位)
産出額(2022年)(億円)	380	-	53	49	488	-	148	214	196	57	260	139	116	157	979	495	292	272	1109	372	385	312	770	172	
順位	12	-	36	37	8	-	25	20	21	35	17	29	32	24	3	7	15	16	2	13	11	14	5	22	
宿泊者数(2022年)(万人泊、延べ)	688	356	2111	3062	1263	207	403	188	287	458	853	392	184	324	376	256	1399	199	634	630	630	330	609	1823	
順位	19	36	6	2	12	44	33	46	40	30	15	34	47	38	35	43	11	45	22	23	23	37	25	8	
うち外国人宿泊者数(2022年)(万人泊、延べ)	5	4	141	213	13	3	7	1	1	6	14	5	2	3	3	1	61	2	10	10	17	2	4	58	

(備考) 1. 総務省「人口推計」「労働力調査」「経済構造実態調査」、内閣府「県民経済計算」、農林水産省「生産農産物所得統計」「漁業産出額」「都道府県の農林水産物の概要」、観光庁「宿泊旅行統計」「観光力調査」により作成。
 2. 就業率の全国に占めるシェアの算出時の全国順位は、都道府県別結果(モデル推計)の都道府県別就業率の合計を使用。
 3. 主な農産物の全国順位は、品目により対象年次が異なる。漁業産出額は海面漁業及び海面養殖業の値。

II. 海外経済

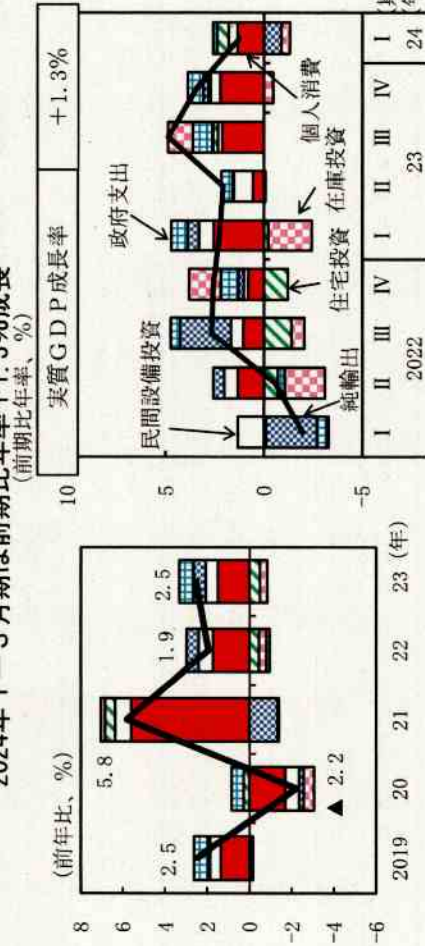
		5 月月例	6 月月例
世界経済	世界は、 <u>一部の地域において弱さがみられるもの</u> 、持ち直している。先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、 <u>世界的な金融引締め</u> や中国における不動産市場の停滞に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐぐる情勢、金融資本市場の変動の影響を注視する。	世界は、 <u>一部の地域において弱さがみられるもの</u> 、持ち直している。先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、 <u>世界的な金融引締め</u> や中国における不動産市場の停滞に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐぐる情勢、金融資本市場の変動の影響を注視する。	世界は、持ち直している。先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、 <u>欧米における高い金利水準の継続</u> や中国における不動産市場の停滞に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐぐる情勢、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。
アメリカ	アメリカでは、景気は拡大している。先行きについては、拡大が続くことが期待される。ただし、 <u>金融引締め</u> に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。	アメリカでは、景気は拡大している。先行きについては、拡大が続くことが期待される。ただし、 <u>金融引締め</u> に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。	アメリカでは、景気は拡大している。先行きについては、拡大が続くことが期待される。ただし、 <u>物価上昇率の下げ止まり</u> に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。
中国	中国では、景気は政策効果により持ち直しの兆しが見られる。先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の停滞や物価の下落が続くことによる影響等に留意する必要がある。	中国では、景気は政策効果により持ち直しの兆しが見られる。先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の停滞や物価の下落が続くことによる影響等に留意する必要がある。	中国では、景気は政策効果により持ち直しの兆しが見られる。先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の停滞や物価の下落が続くことによる影響等に留意する必要がある。
その他アジア	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しに足踏みがみられる。インドでは、景気は <u>回復している</u> 。	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しに足踏みがみられる。インドでは、景気は <u>回復している</u> 。	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しに足踏みがみられる。インドでは、景気は <u>拡大している</u> 。
ユーロ圏	ユーロ圏では、景気は弱含んでいる。ドイツにおいては、景気は弱含んでいる。先行きについては、 <u>弱さが見込まれるもの</u> 、次第に底入れに向かうことが期待される。ただし、 <u>金融引締め</u> やエネルギー情勢に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、 <u>中東地域をめぐぐる情勢を注視する必要がある</u> 。	ユーロ圏では、景気は弱含んでいる。ドイツにおいては、景気は弱含んでいる。先行きについては、 <u>弱さが見込まれるもの</u> 、次第に底入れに向かうことが期待される。ただし、 <u>金融引締め</u> やエネルギー情勢に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、 <u>中東地域をめぐぐる情勢を注視する必要がある</u> 。	ユーロ圏では、景気は <u>持ち直しの動きがみられる</u> 。ドイツにおいては、景気は <u>持ち直しの兆しが見られる</u> 。先行きについては、 <u>次第に持ち直し</u> に向かうことが期待される。ただし、 <u>高い金利水準の継続</u> やエネルギー情勢に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。
英国	英国では、景気は弱含んでいる。先行きについては、 <u>弱さが見込まれるもの</u> 、次第に底入れに向かうことが期待される。ただし、 <u>金融引締め</u> に伴う影響、物価上昇による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐぐる情勢を注視する必要がある。	英国では、景気は弱含んでいる。先行きについては、 <u>弱さが見込まれるもの</u> 、次第に底入れに向かうことが期待される。ただし、 <u>金融引締め</u> に伴う影響、物価上昇による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐぐる情勢を注視する必要がある。	英国では、景気は <u>持ち直しの兆しが見られる</u> 。先行きについては、 <u>次第に持ち直し</u> に向かうことが期待される。ただし、 <u>高い金利水準の継続</u> に伴う影響、物価上昇による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐぐる情勢を注視する必要がある。

(注) 下線部は先月から変更した部分。

1. アメリカ

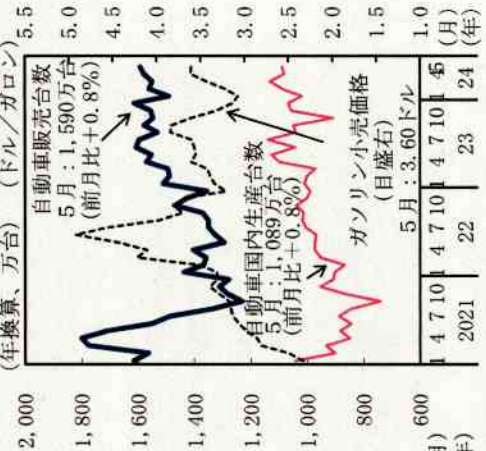
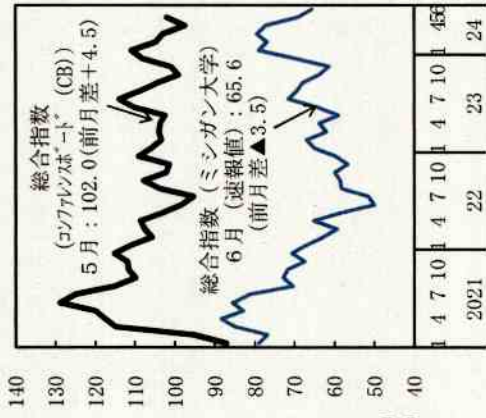
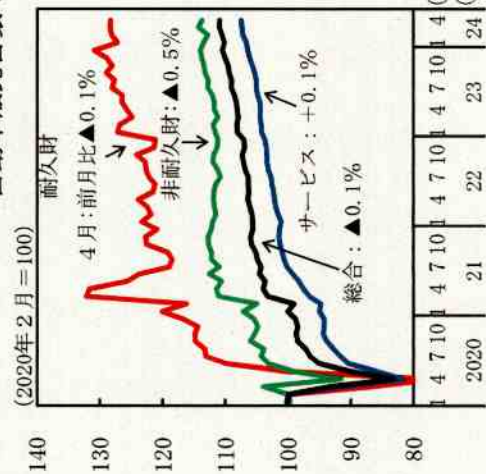
○アメリカでは、景気は拡大している。

①実質GDP成長率 (第2次推計値)
2024年1-3月期は前期比年率+1.3%成長
(前期比年率、%)

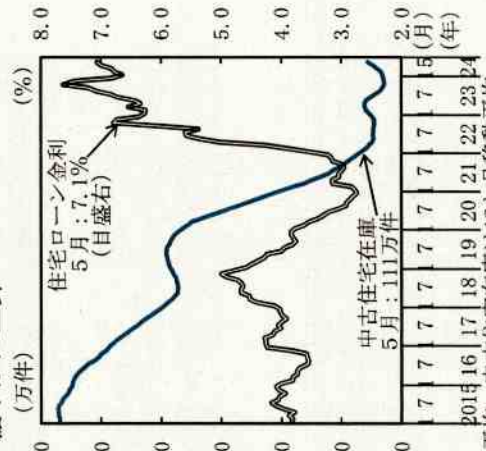
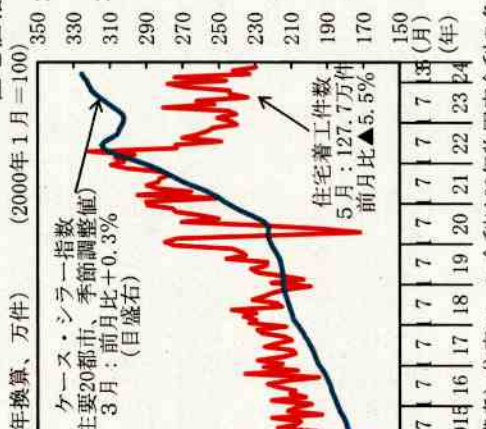
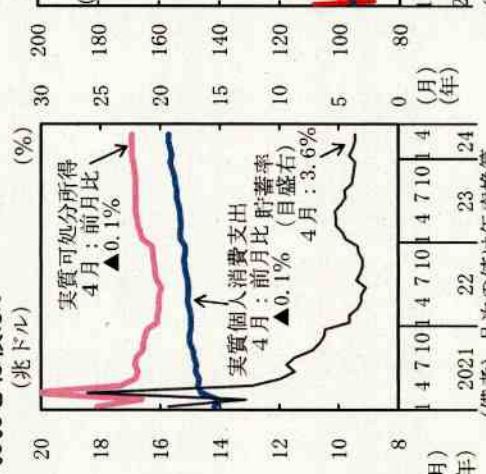


(備考) 2024年1-3月期の寄与度(%)は以下のとおり。個人消費: +1.3、民間設備投資: +0.4、住宅投資: +0.6、在庫投資: +0.5、政府支出: +0.2、純輸出: +0.9。

②消費 : 増加
自動車販売台数 : おおむね横ばい

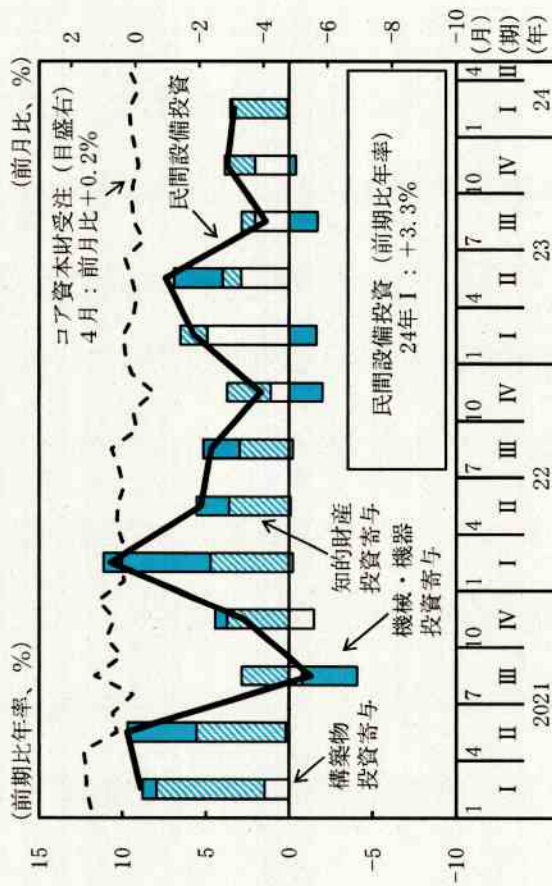


③住宅着工 : このところ弱い動き
住宅価格 : 緩やかに上昇

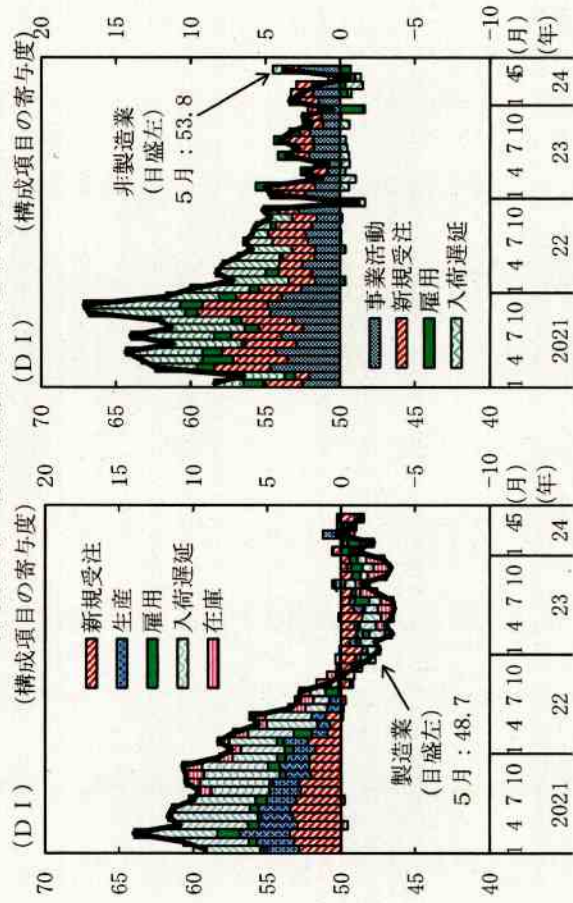


(備考) 住宅ローン金利は30年物固定金利の各月平均。中古住宅在庫は12か月移動平均。

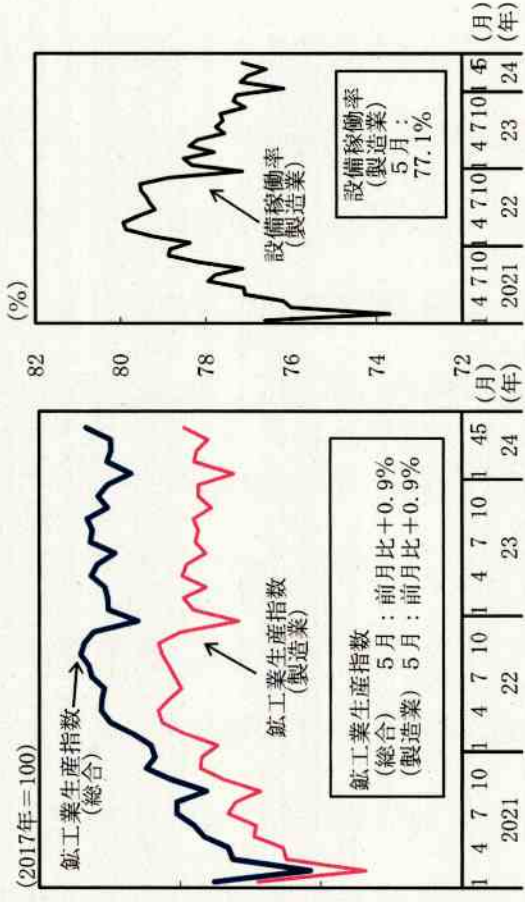
④設備投資は緩やかに増加



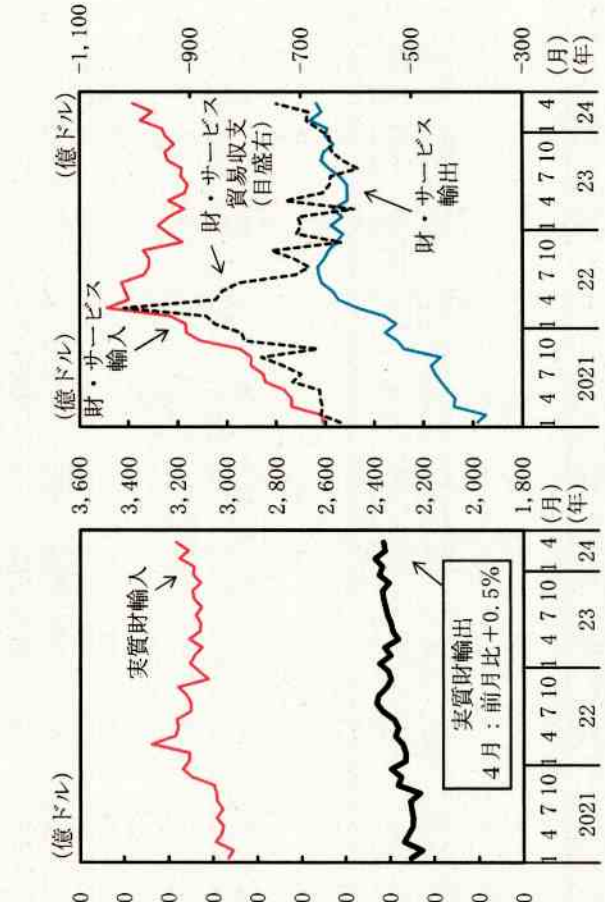
製造業：景況指数はおおむね横ばい
非製造業：景況指数はおおむね横ばい



⑤生産はおおむね横ばい

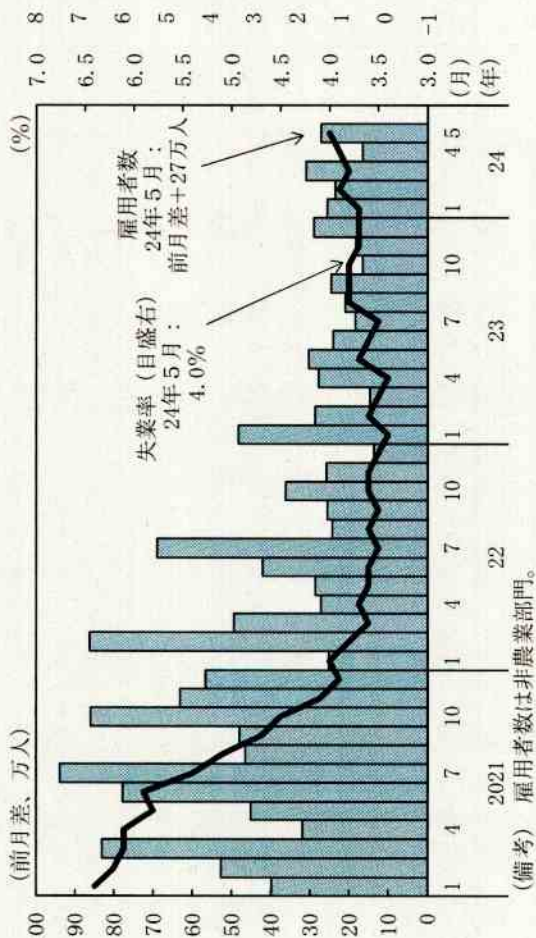


⑥財輸出は緩やかに増加

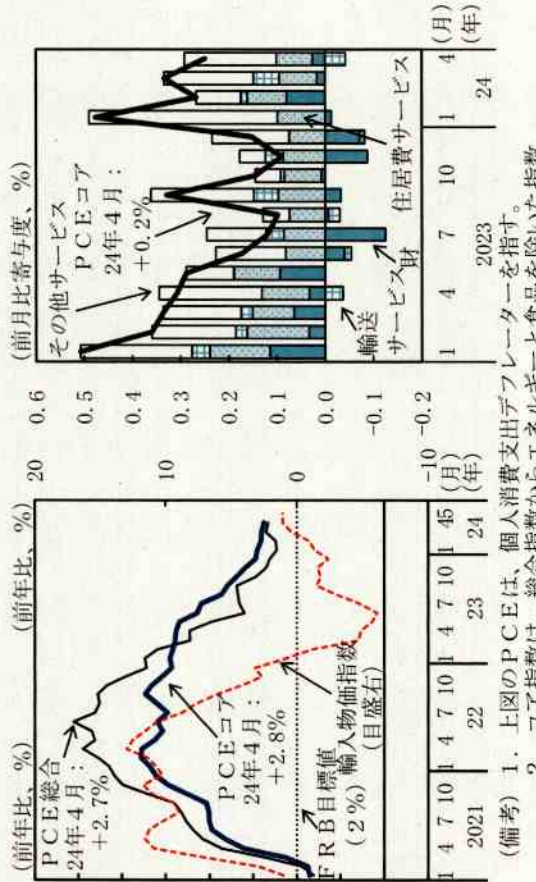


（備考）左図は通関ベース（実質）、右図は国際収支ベース（名目）。

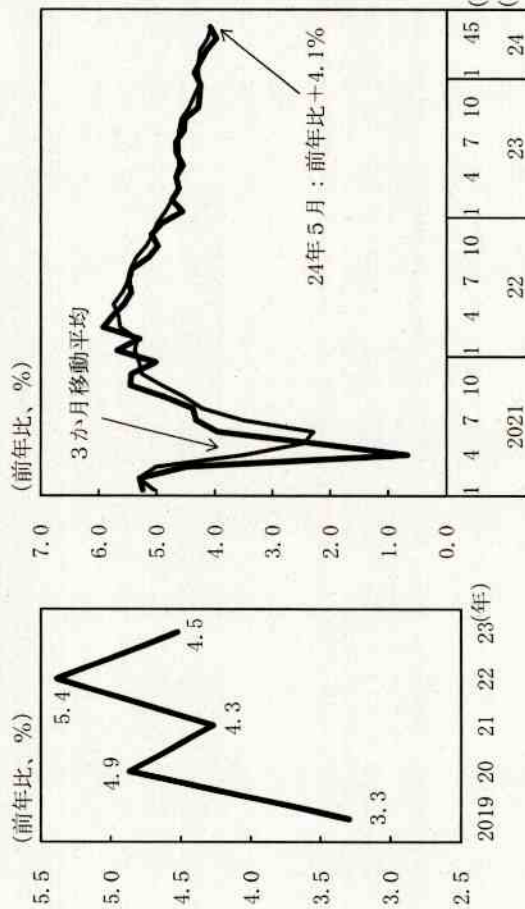
⑦雇用者数は増加、失業率はやや上昇



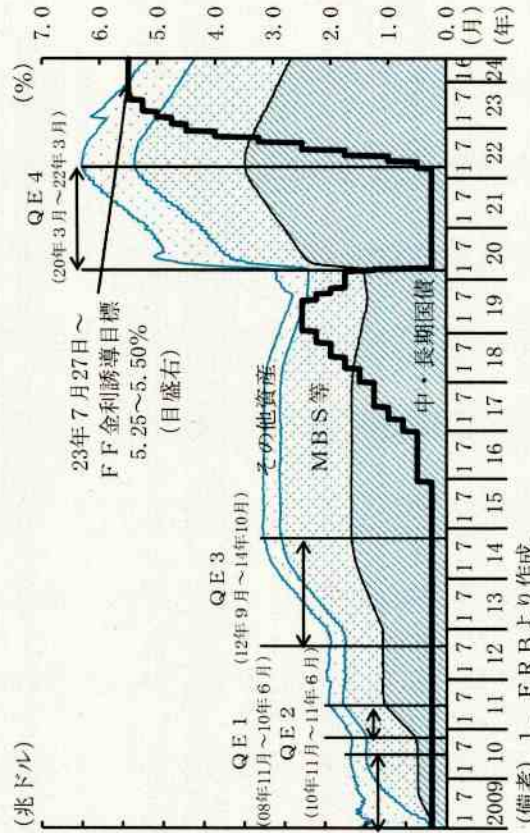
⑧コア物価上昇率は緩やかに上昇



賃金の伸びはおおむね横ばい



金融政策

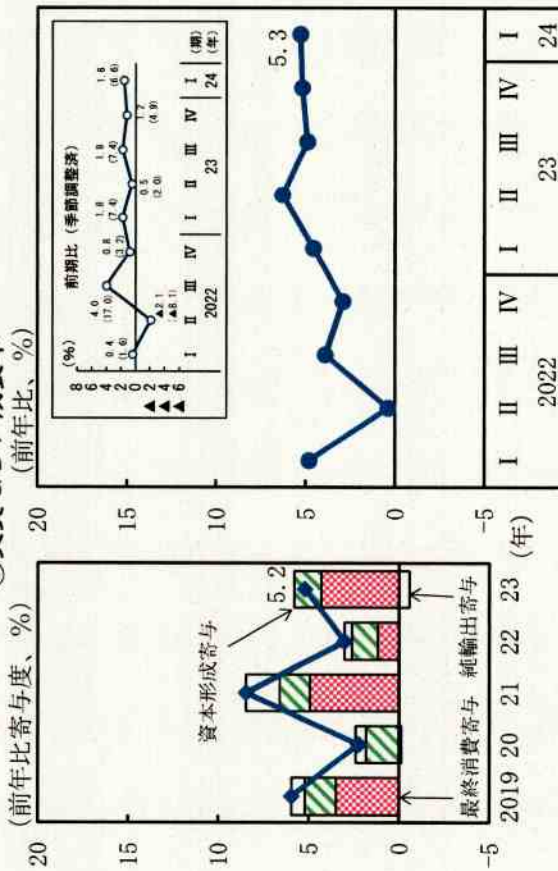


2. アジア地域

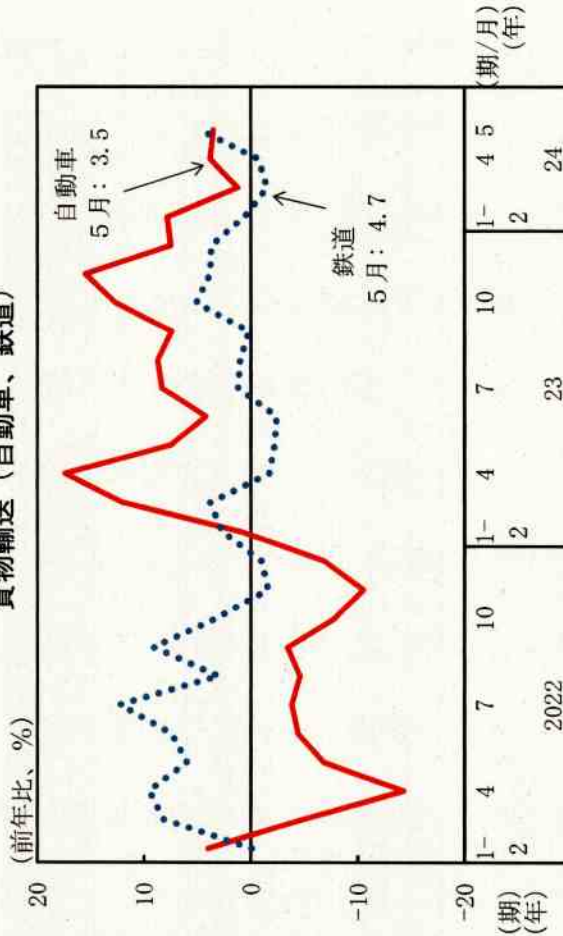
中国：

○中国では、景気は政策効果により持ち直しの兆しがみられる。

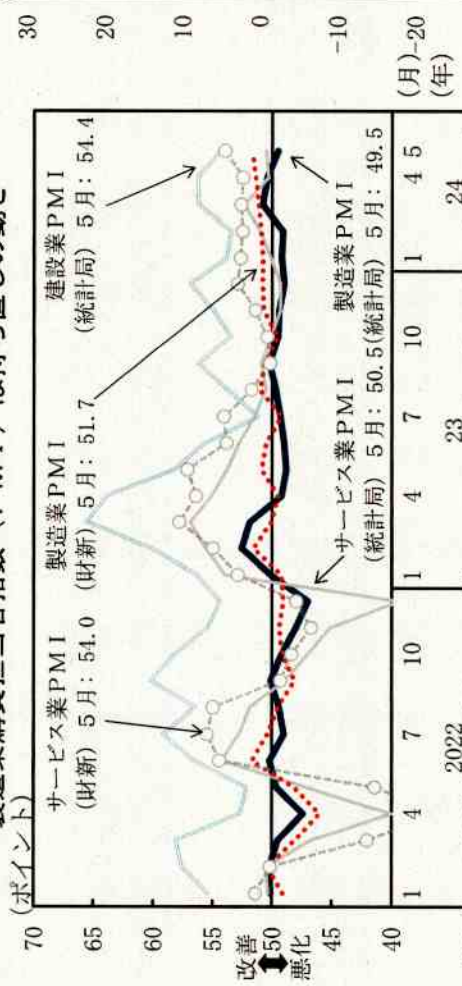
①実質GDP成長率



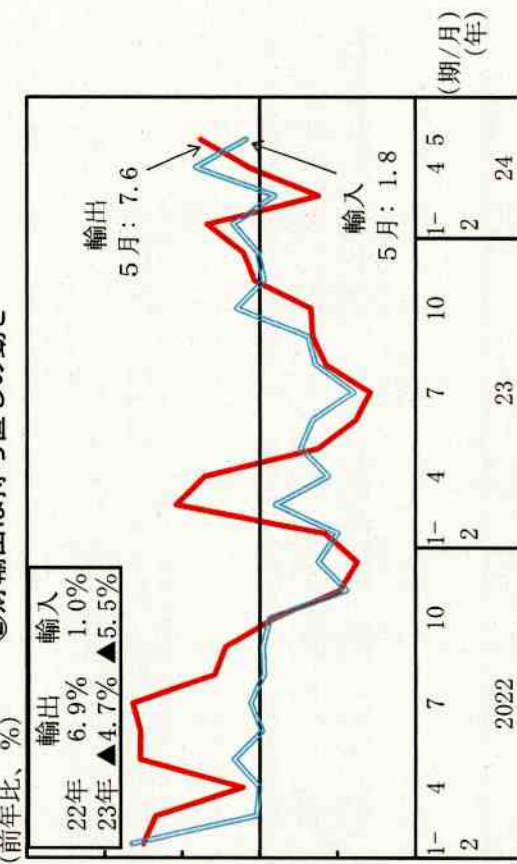
貨物輸送 (自動車、鉄道)



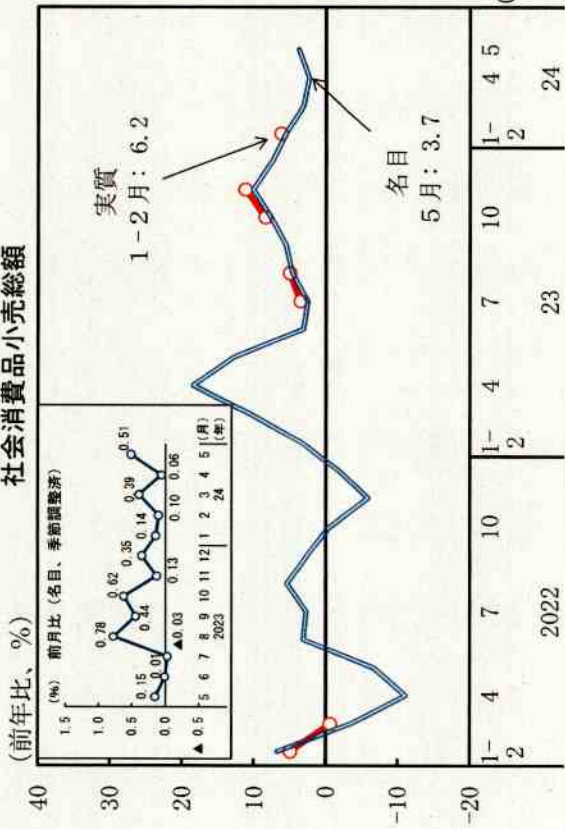
製造業購買担当者指数 (PMI) は持ち直しの動き



②財輸出は持ち直しの動き

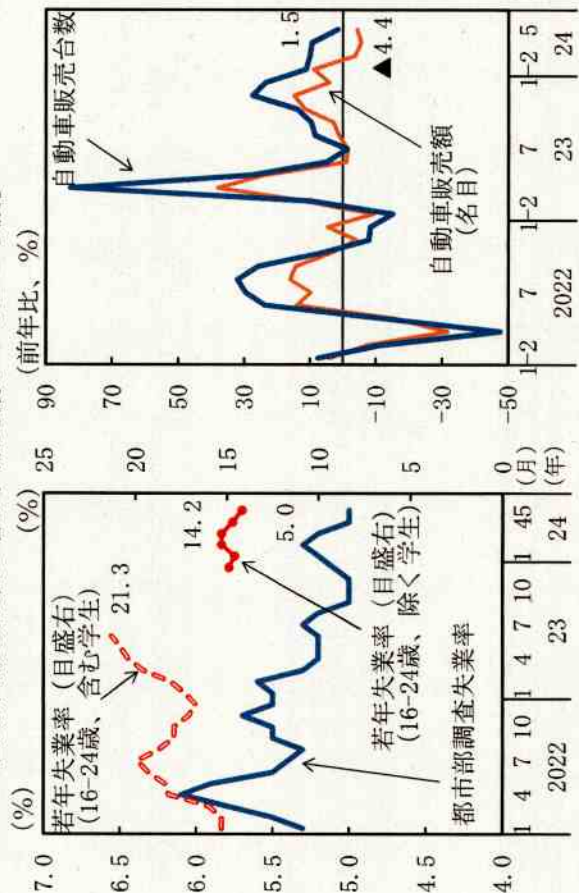


③消費は持ち直しに足踏み
社会消費品小売総額



(備考) 22年4月～23年6月及び23年9月、12月の実質値は未公表。

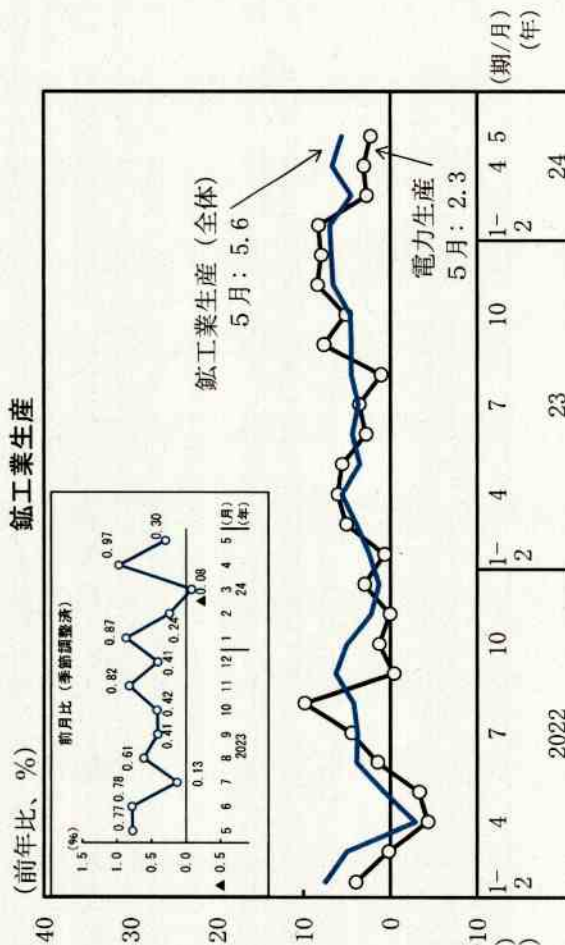
都市部調査失業率はおおむね横ばい
自動車販売台数は増加、販売額はこのところ減少



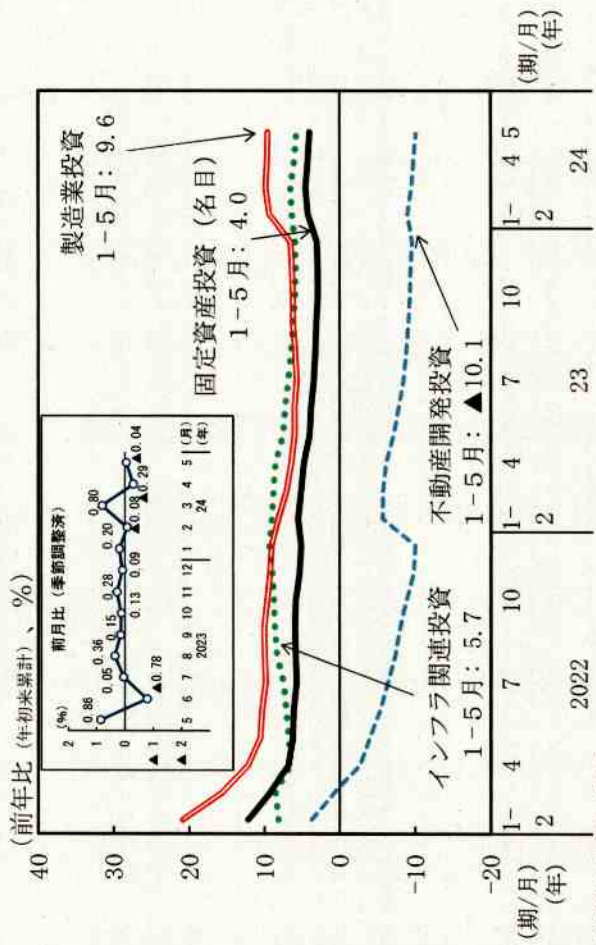
(備考) 若年失業率は、23年6月値を最後に公表を停止していたが、同年12月値から定義を変更し発表。

自動車販売台数は出荷ベース。年間販売台数は、21年3.8%増、22年2.1%増、23年12.0%増。自動車販売額は、社会消費品小売総額の内数。

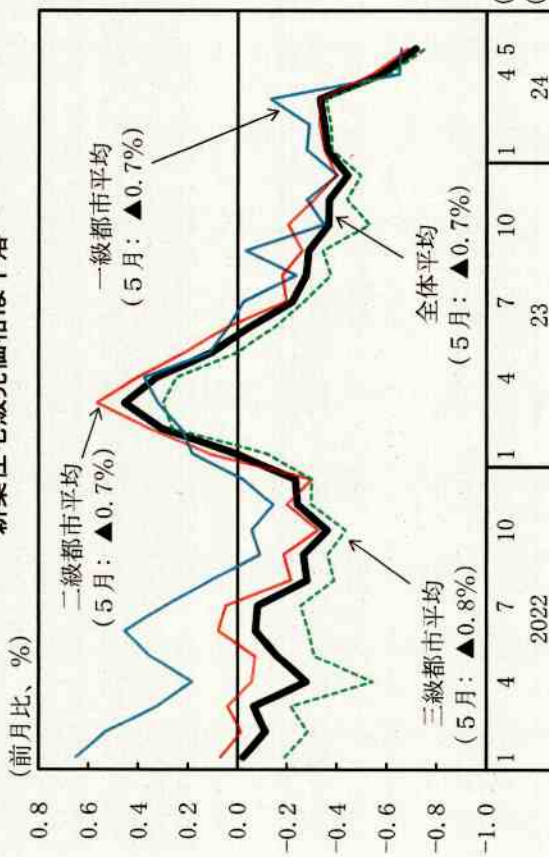
④生産は持ち直している
鉱工業生産



⑤固定資産投資は伸びがおおむね横ばい

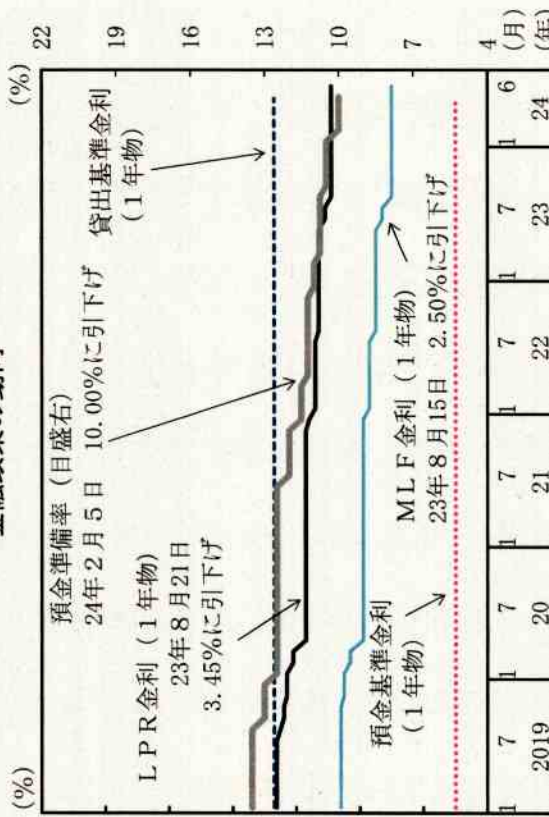


新築住宅販売価格は下落



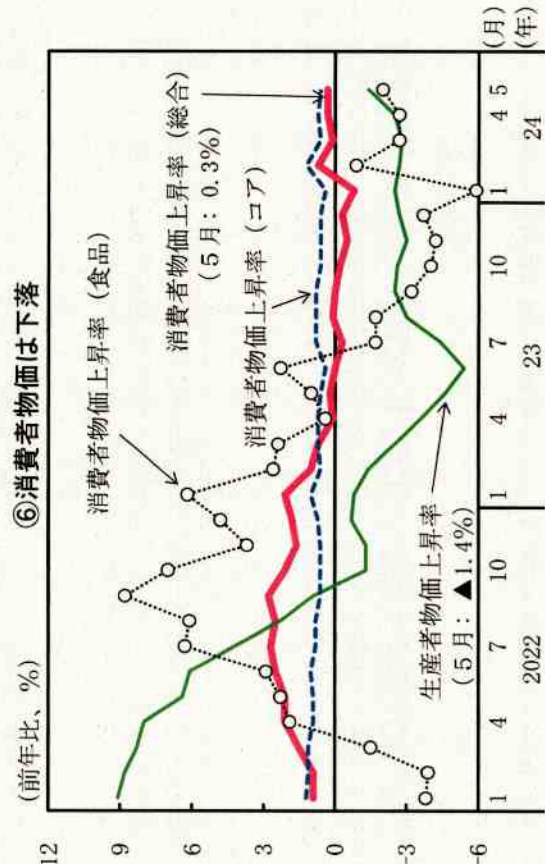
(備考) 一級、二級、三級、全体 (国家統計局の指定する70都市) 平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

金融政策の動向



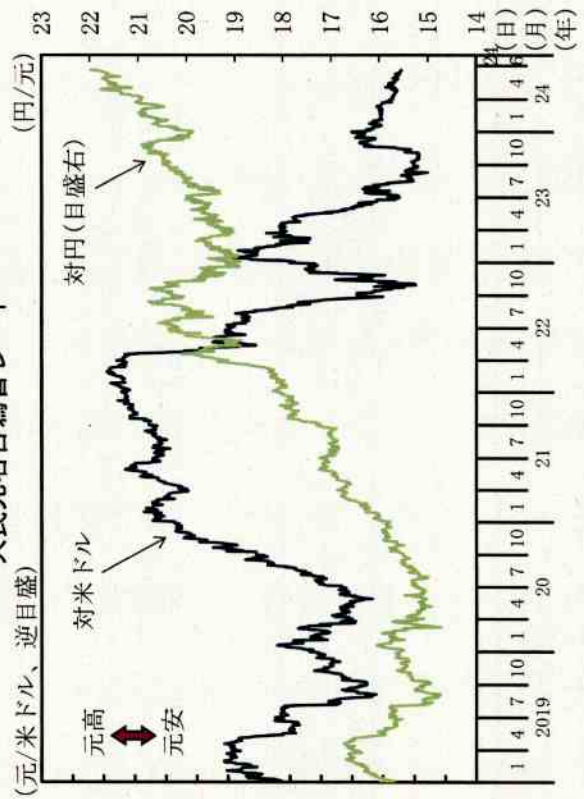
(備考) 1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
2. MLFとは中期貸出ファイナンスの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。1年物は16年より実施。
3. LPRとは最優遇貸出金利の略。中央銀行が選定した20の銀行から報告された貸出金利の加重平均値。19年より実施。

⑥消費者物価は下落



(備考) コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

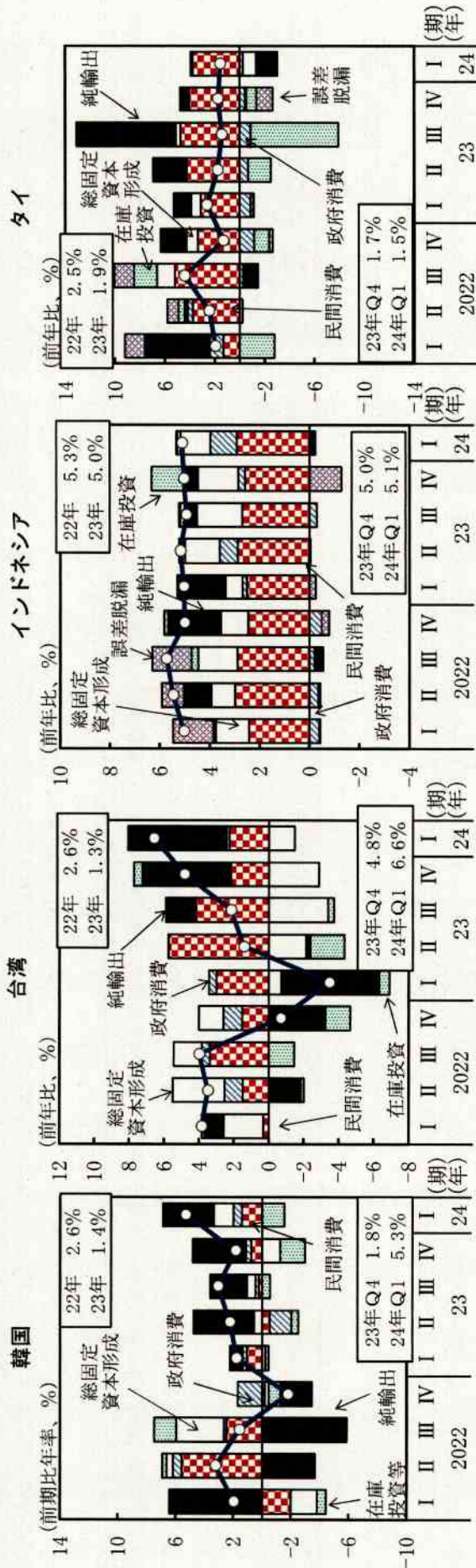
人民元名目を替レート



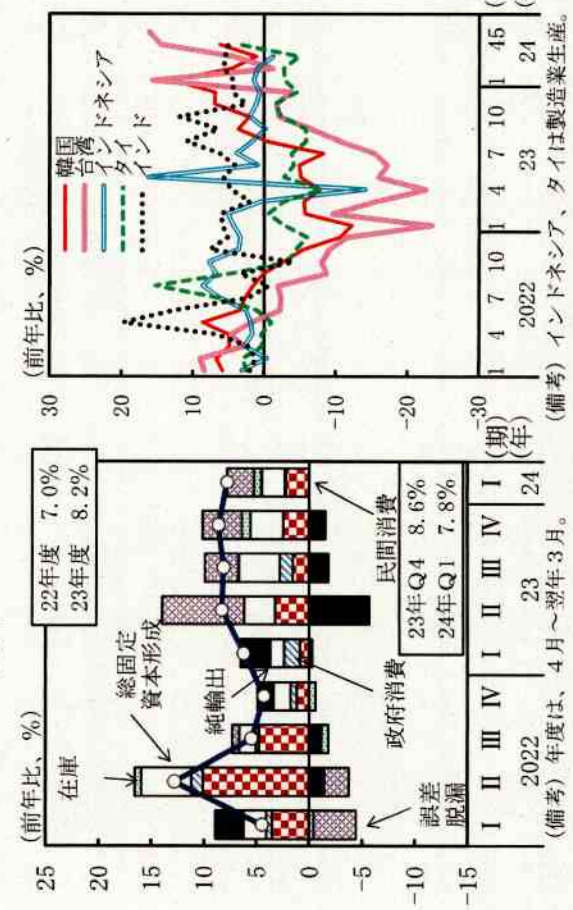
その他アジア (韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド) :

○韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は緩やかに回復している。
 インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。
 タイでは、景気は持ち直しに足踏みがみられる。
 インドでは、景気は拡大している。

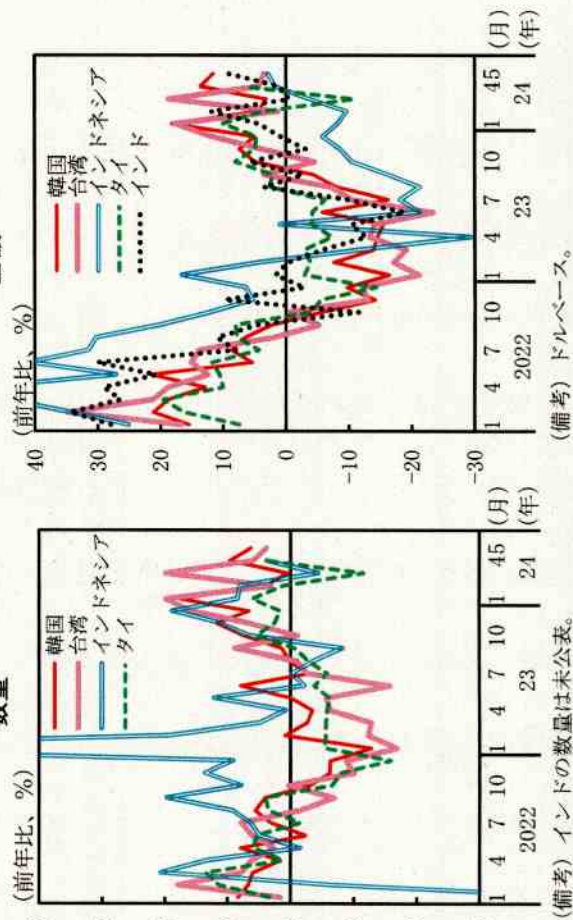
①実質GDP成長率



②鉱工業生産



③財輸出



(備考) 年度は、4月～翌年3月。

(備考) インドネシア、タイは製造業生産。

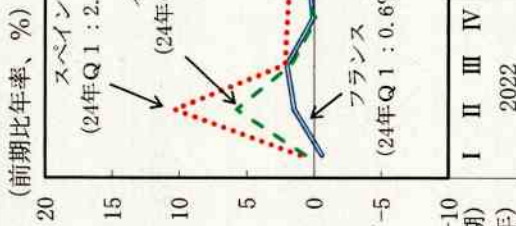
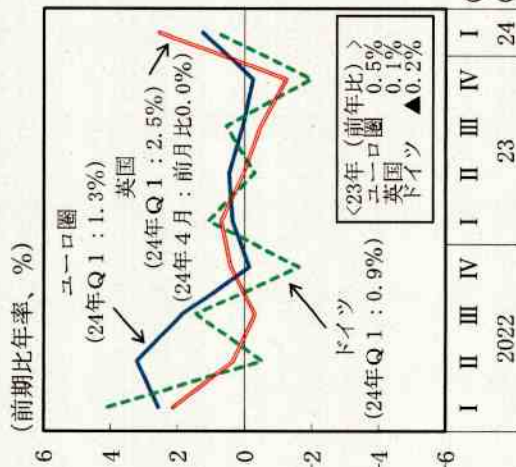
(備考) インドの数量は未公表。

(備考) ドルベース。

3. ヨーロッパ地域

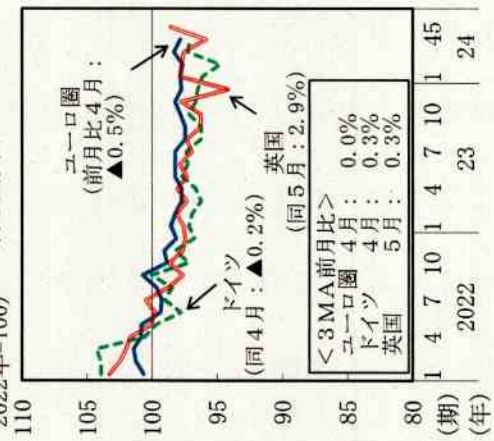
○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きがみられる。ドイツにおいては、持ち直しの兆しがみられる。英国では、持ち直しの兆しがみられる。

① GDP ユーロ圏：24年1-3月期は前期比年率1.3%成長
 英国：24年1-3月期は前期比年率2.5%成長

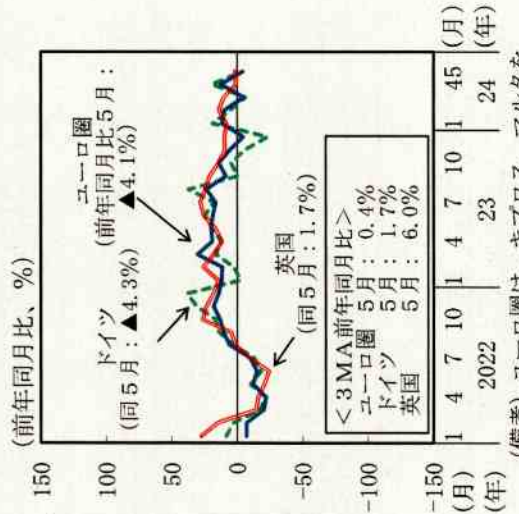


②個人消費

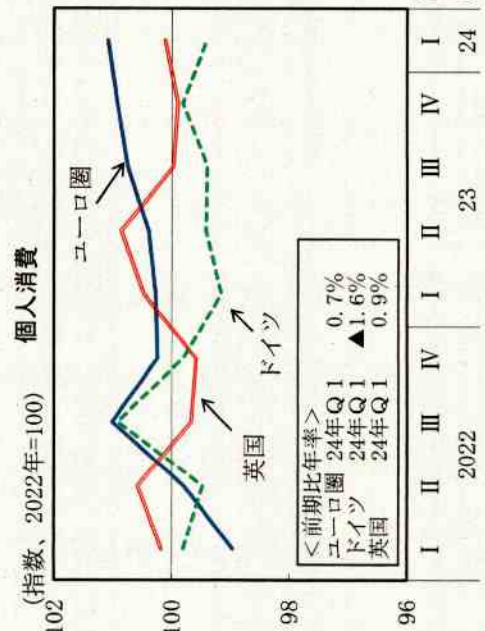
(指数、2022年=100)



乗用車登録台数

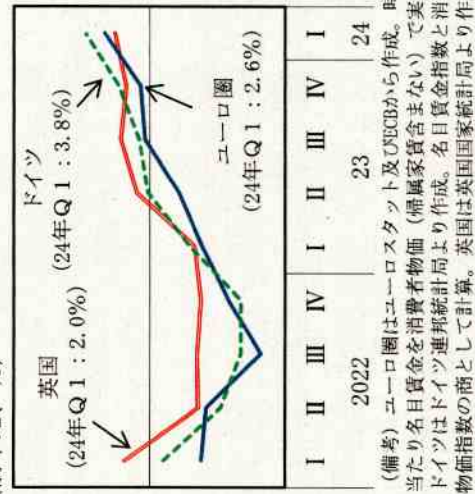


②個人消費 ユーロ圏：おおむね横ばいとなっている
 英国：持ち直しの兆しがみられる



実質賃金上昇率

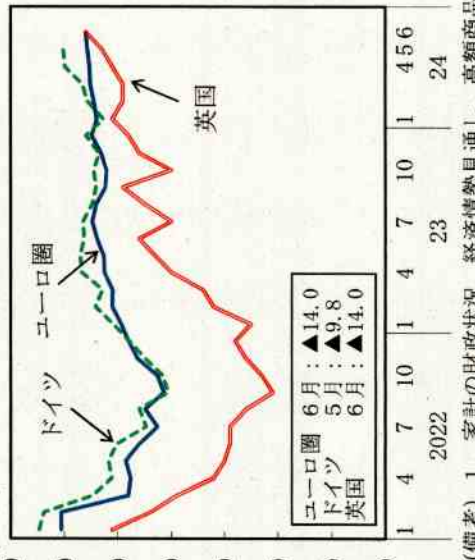
(前年比、%)



(備考) ユーロ圏はユーロスタット及びECBから作成。時間当たり名目賃金を消費者物価(婦属家賃含まない)で実質化。ドイツはドイツ連邦統計局より作成。名目賃金指数と消費者物価指数の商として計算。英国は英国国家統計局より作成。週平均名目賃金を消費者物価(婦属家賃含む)で実質化。

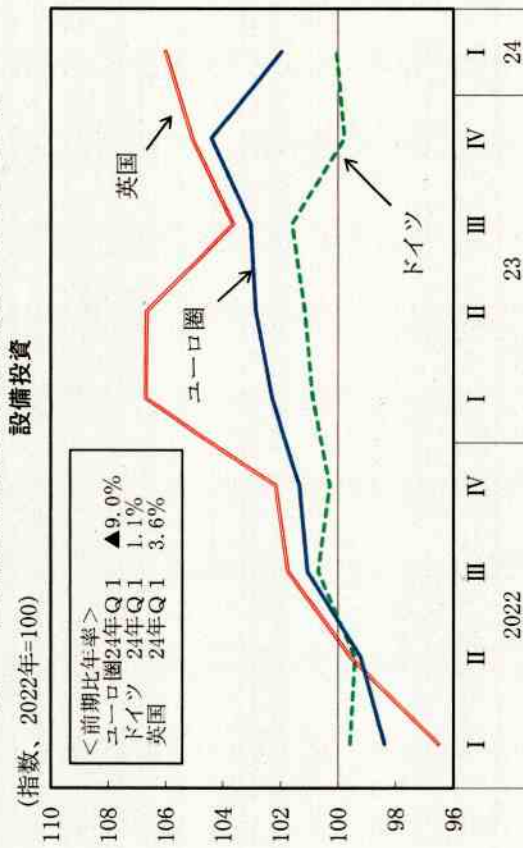
消費者信頼感指数

(DI)



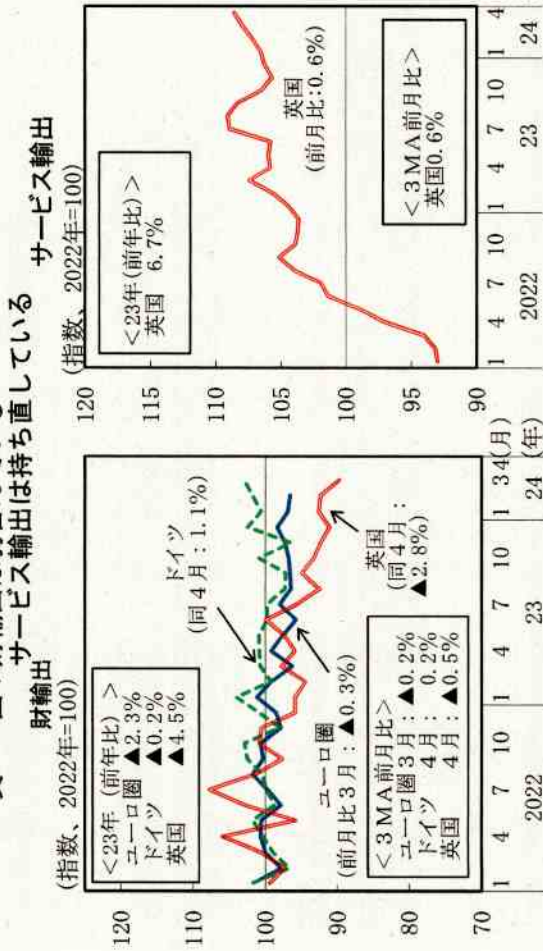
(備考) 1. 家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。2. 英国は原数値。

③設備投資 ユーロ圏：設備投資はおおむね横ばいとなっている
英国：設備投資はおおむね横ばいとなっている



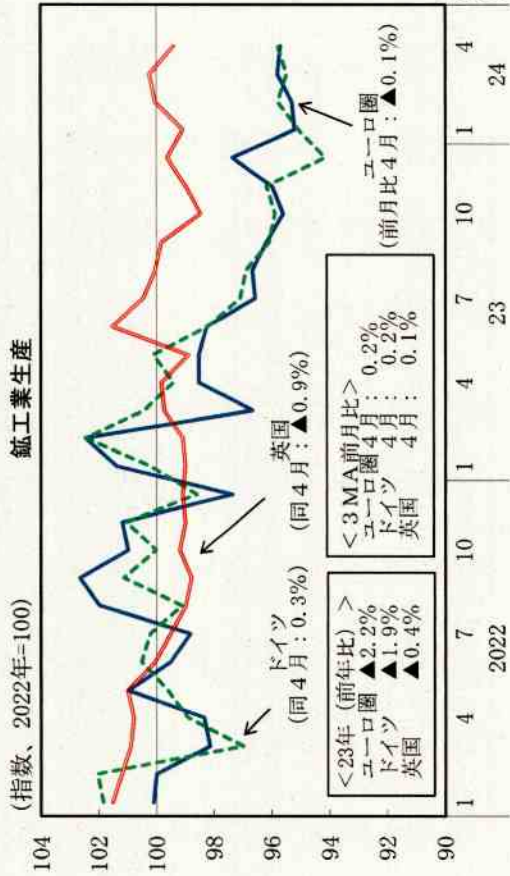
(備考) 1. ユーロ圏及びドイツは公的部門を含む総固定資本形成(住宅除く)。
2. 英国は民間の設備投資(住宅は含まない)。

④輸出 ユーロ圏：財輸出はおおむね横ばいとなっている
英国：財輸出は弱含んでいる

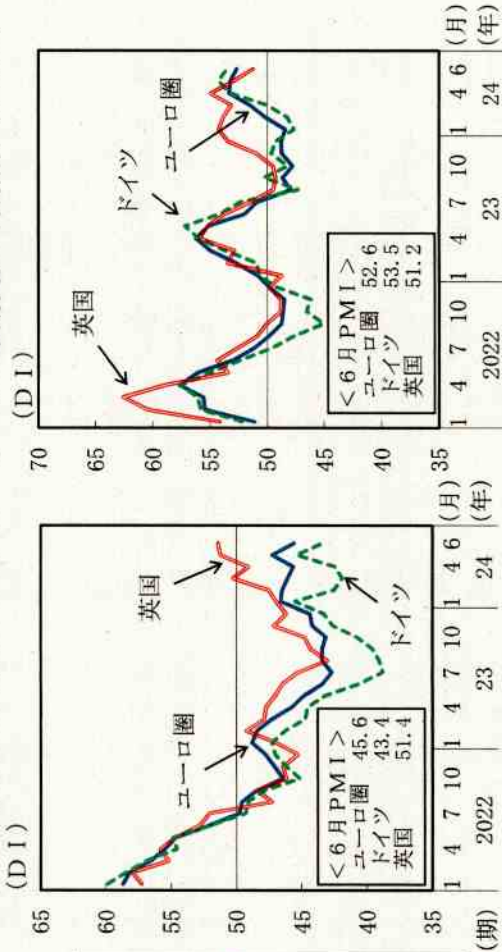


(備考) 1. ユーロ圏は圏外向けのみ。数量ベース。2019年基準。
2. 英国は金を除く実質ベース。2019年基準。

⑤生産 ユーロ圏：生産は下げ止まりつつある
英国：生産はおおむね横ばいとなっている

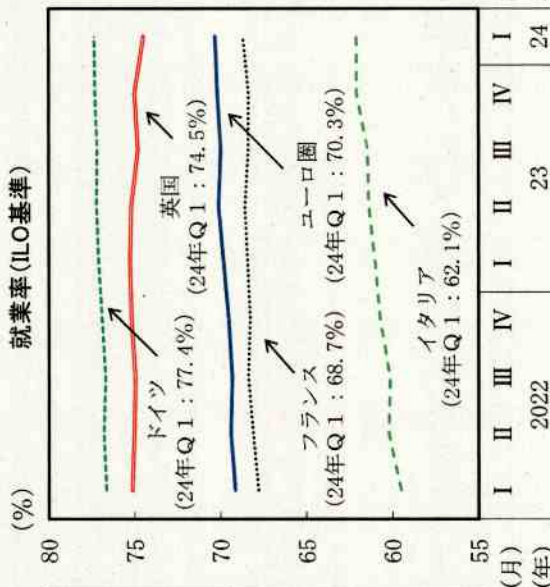
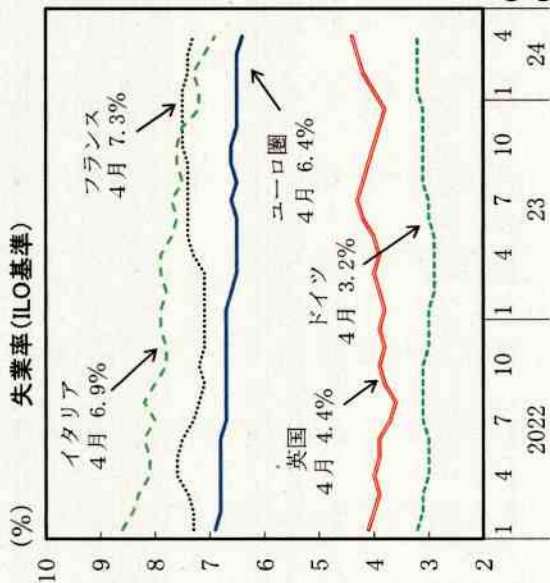


⑥製造業購買担当者指数 (PMI) ユーロ圏：購買担当者指数 (PMI) 英国：購買担当者指数 (PMI)



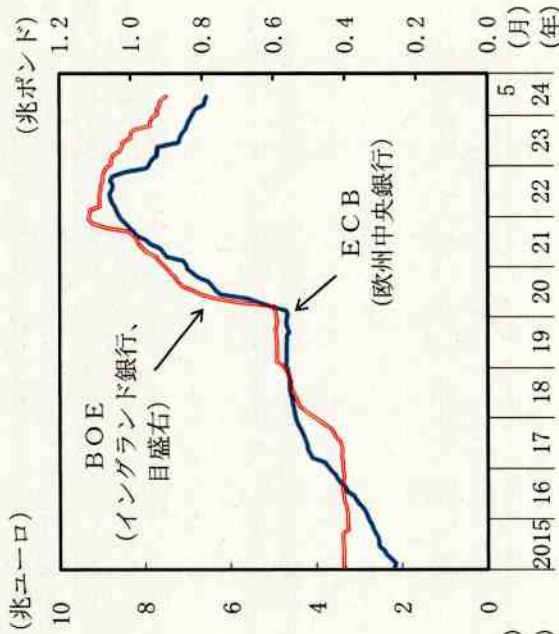
(備考) 1. 製造業は、新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫、サービスマネジメント、ビジネス活動指数について、前月と比べた当月の変化を調査し、「改善(1p)、変化なし(0.5p)、悪化(0p)」として指数化。
2. ユーロ圏は、圏内5,000社の購買担当者を対象にしている。

⑥雇用 ユーロ圏：失業率は横ばいとなっている
英国：失業率はこのところ上昇している

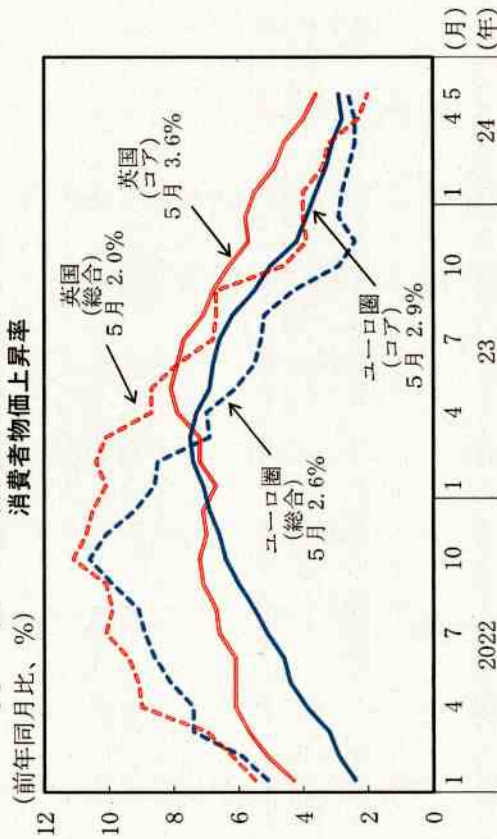


(備考) 季節調整値。就業者及び人口は、15-64歳。

⑧中央銀行のバランスシート

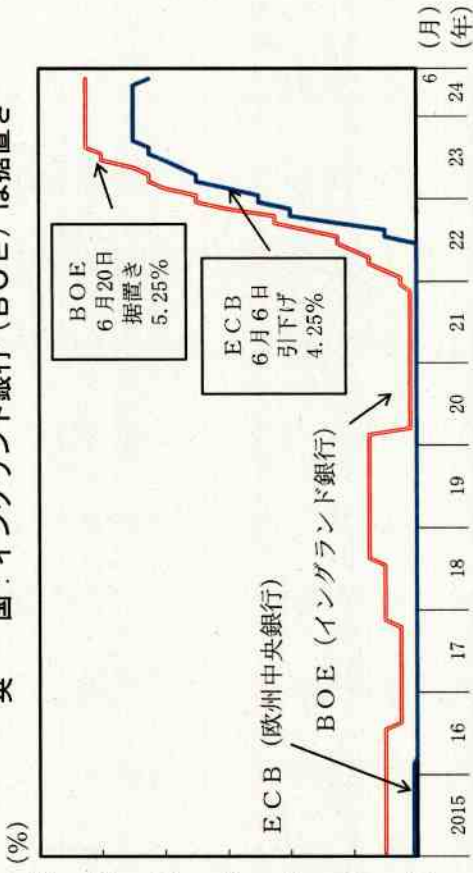


⑦物価 ユーロ圏：コア物価上昇率はこのところ横ばいとなっている
英国：コア物価上昇率は低下している



(備考) 1. ECBのインフレ目標は中期的に2%。英国財務省のインフレ目標は2%。
2. コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

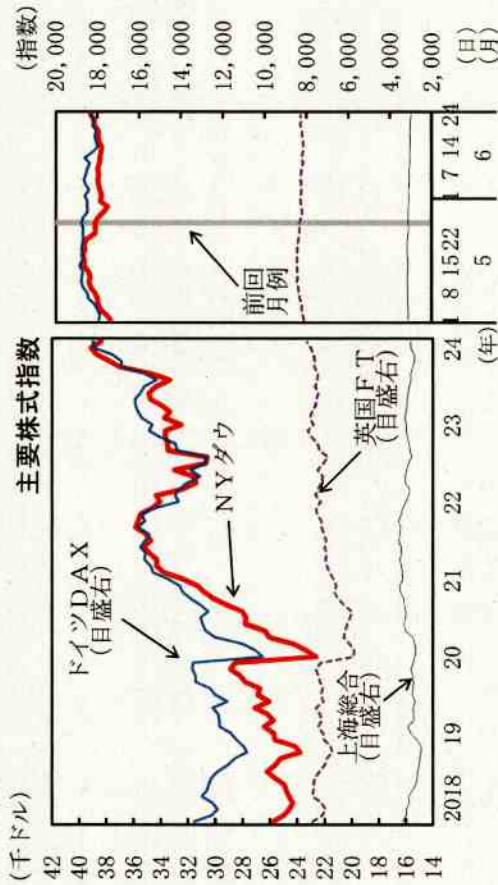
⑨政策金利 ユーロ圏：欧州中央銀行 (ECB) は引下げ
英国：イングランド銀行 (BOE) は据置き



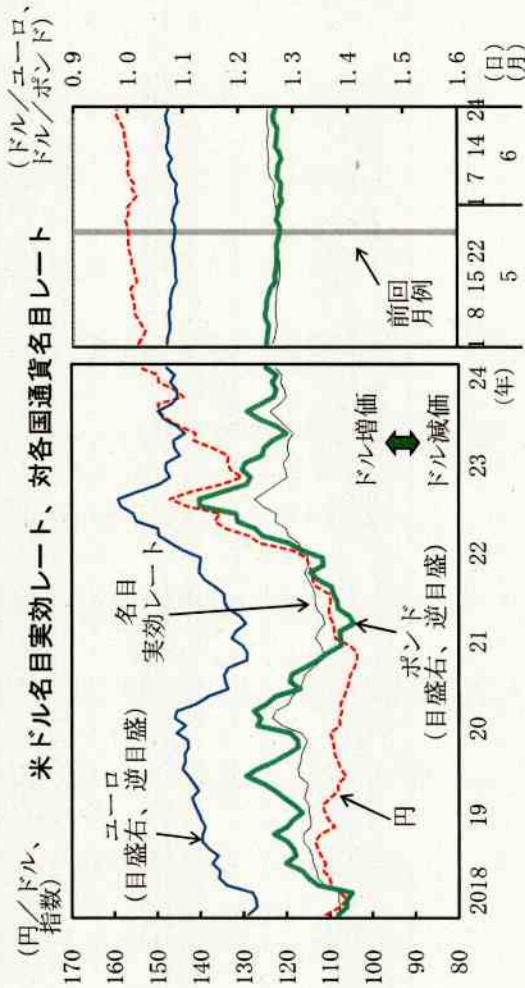
(備考) 日付は公表日。

4. 国際金融

株価：アメリカ、英国、ドイツではおおむね横ばい、中国ではやや下落

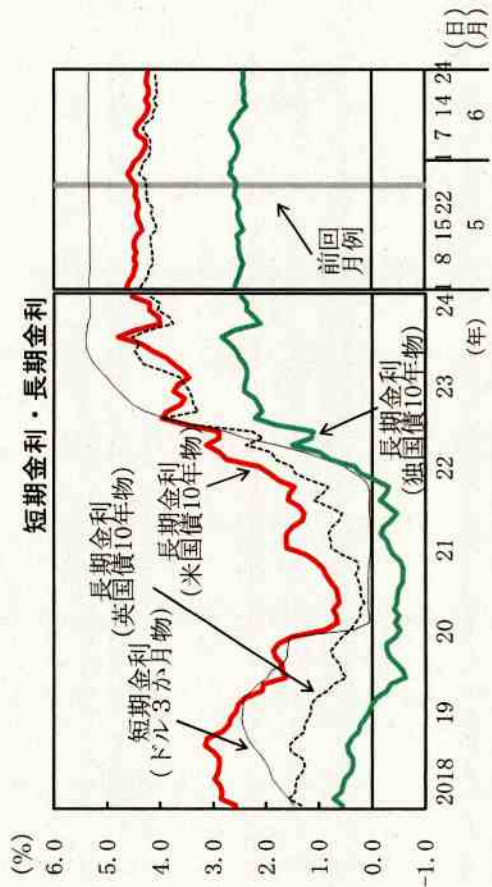


為替：ドルは、ユーロに対してやや増価、ポンドに対しておおむね横ばい、円に対してやや増価

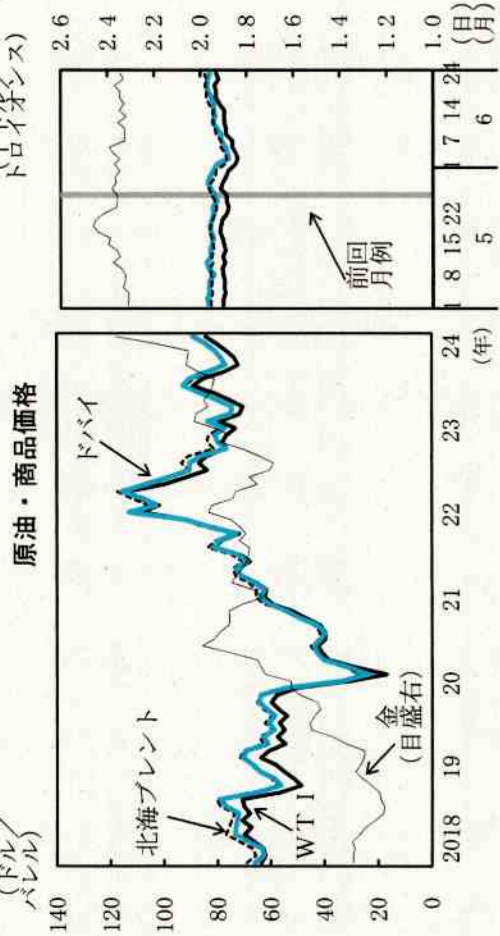


短期金利：おおむね横ばい

長期金利：アメリカ、英国、ドイツではやや低下



原油価格 (WTI)：上昇
金価格



(備考) いずれも、左図は日次の終値の月平均値、右図は日次の終値。

主要経済指標の国際比較 (1)

国・地域名	人口 (万人)	名目GDP (10億ドル)	1人当たりGDP (1,000ドル)	実質GDP成長率 (%)				鉱工業生産 (%)				失業率 (%)				備考		
				2023年 10-12月	2023年 1-3月	2022年	2023年	2022年	2023年	2022年	2023年	2022年	2023年	2022年	2023年			
																	24年 1-3月	24年 4月
日本	12,462	4,213	33.8	1.0	1.9	0.4	▲1.8	▲0.1	▲1.3	4.4	▲0.9	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	備考
アメリカ	33,514	27,358	81.6	1.9	2.5	3.4	1.3	3.4	0.2	▲0.1	0.0	0.9	3.6	3.6	3.8	3.9	4.0	
カナダ	3,997	2,140	53.5	3.8	1.2	0.1	1.7	3.9	▲0.7	▲0.5			5.3	5.4	6.1	6.1	6.2	
ユーロ圏	34,962	15,545	44.5	3.4	0.5	▲0.2	1.3	2.2	▲2.2	0.5	▲0.1		6.8	6.6	6.5	6.4	6.4	ILO基準
ドイツ	8,454	4,457	52.7	1.8	▲0.2	▲2.0	0.9	▲0.3	▲1.9	▲0.3	0.3		3.1	3.0	3.2	3.2	3.2	
フランス	6,591	3,032	46.0	2.6	0.9	1.3	0.6	0.0	0.4	▲0.2	0.5		7.3	7.3	7.4	7.3	7.3	
イタリア	5,885	2,256	38.3	4.0	0.9	0.6	1.4	0.4	▲2.1	▲0.5	▲1.0		8.1	7.7	7.1	6.9	6.9	
スペイン	4,781	1,581	33.1	5.8	2.5	2.7	2.9	2.2	▲1.2	▲0.7	0.3		13.0	12.2	11.7	11.7	11.7	
英国	6,812	3,345	49.1	4.3	0.1	▲1.2	2.5	▲3.5	▲0.4	0.2	▲0.9		3.9	4.0	4.3	4.4	4.4	
スイス	882	885	100.4	2.6	0.7	1.4	1.8	6.4	1.2	▲3.8			2.2	2.0	2.3	2.3	2.4	
ロシア	14,633	1,997	13.6	▲1.2	3.6	4.9	5.4	0.9	3.5	4.0	3.9		3.9	3.2	2.7	2.6	2.6	
オーストラリア	2,662	1,742	65.4	3.9	2.0	1.3	0.5	0.0	0.3	-	-		3.7	3.7	3.9	4.1	4.0	
中国	141,140	17,662	12.5	3.0	5.2	5.2	5.3	3.6	4.6	4.5	6.7	5.6	5.6	5.2	5.2	5.0	5.0	
韓国	5,160	1,713	33.2	2.6	1.4	1.8	5.3	1.4	▲2.7	▲3.0	2.2		2.9	2.7	2.8	2.8	2.8	
台湾	2,332	757	32.4	2.6	1.3	4.8	6.6	▲1.8	▲12.3	▲0.7	0.4	6.2	3.7	3.5	3.4	3.4	3.4	
香港	754	377	50.0	▲3.7	3.2	0.7	9.6	0.2	3.8	-	-		4.3	2.9	3.0	3.0	3.0	
シンガポール	592	501	84.7	3.8	1.1	4.8	0.2	2.7	▲4.2	▲16.1	7.1		2.1	1.9	2.1	2.1	2.1	
インドネシア	27,743	1,371	4.9	5.3	5.0	5.0	5.1	4.0	1.6	▲1.3			5.9	5.3	-	-	-	四半期のみのみ
マレーシア	3,306	416	12.6	8.9	3.6	2.9	4.2	6.9	0.7	▲0.1	▲0.3		3.8	3.4	3.3	3.3	3.3	
フィリピン	11,289	437	3.9	7.6	5.5	7.2	5.4	22.5	6.1	▲6.8	5.9		5.5	4.6	-	-	-	四半期のみのみ
タイ	7,018	515	7.3	2.5	1.9	▲1.7	4.6	1.3	▲3.8	▲4.9	3.4		1.3	1.0	-	-	-	四半期のみのみ
ベトナム	10,030	434	4.3	8.1	5.0	6.7	5.7	7.8	1.5	4.1	6.3	8.9	2.3	2.3	-	-	-	四半期のみのみ
インド	142,863	3,572	2.5	7.0	8.2	8.6	7.8	5.3	5.9	5.4	5.0		-	-	-	-	-	四半期のみのみ
ブラジル	20,425	2,174	10.6	3.0	2.9	2.1	2.5	▲0.7	0.2	▲2.8	8.4		9.5	8.0	7.9	7.5	7.5	
メキシコ	13,114	1,789	13.6	3.7	3.2	2.3	1.6	4.7	3.5	▲3.4	5.9		3.3	2.8	2.3	2.6	2.6	原数値
アルゼンチン	4,670	655	14.0	5.0	▲1.6	▲1.4		-	-	▲21.4	16.6		6.8	6.1	-	-	-	四半期のみのみ
トルコ	8,627	1,108	12.8	5.5	4.5	4.0	5.7	4.4	1.8	5.0	▲0.3		10.5	9.4	8.8	8.5	8.5	原数値
サウジアラビア	3,282	1,068	32.5	8.7	▲0.8	▲4.3	▲1.8	-	-	-	-		5.6	4.9	-	-	-	四半期のみのみ
南アフリカ	6,153	378	6.1	1.9	0.7	1.3	▲0.8	▲0.2	0.4	▲3.3	2.0		33.5	32.4	-	-	-	暦年のみ

(備考) 1. 各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。

2. インドは年度(4月~3月)の数値。

3. GDP、鉱工業生産の前月(期)比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

委員からの追加要望資料

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年5月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

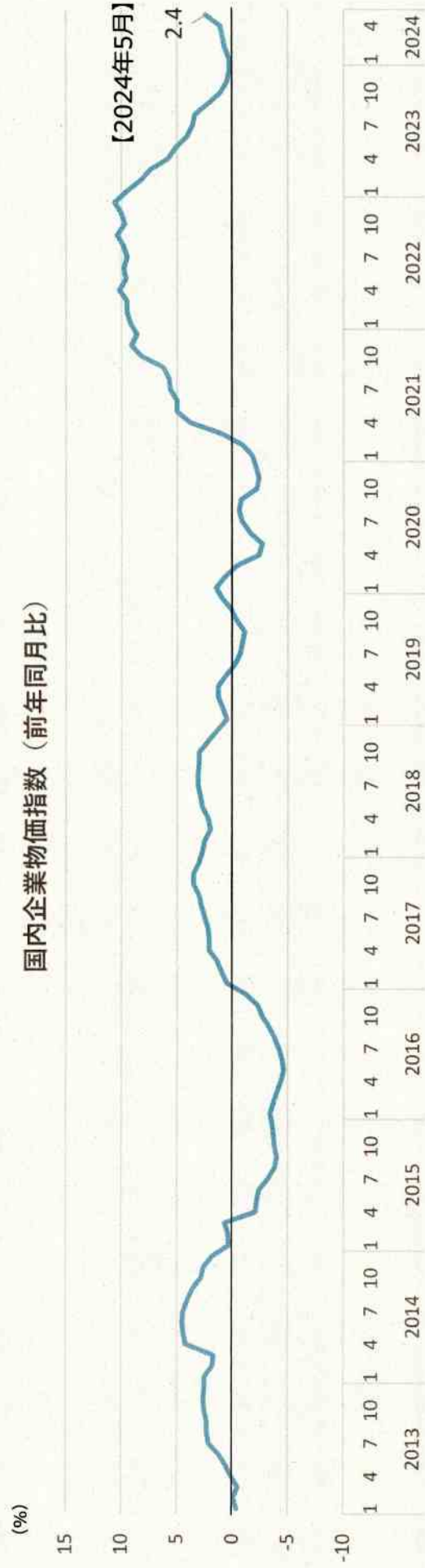
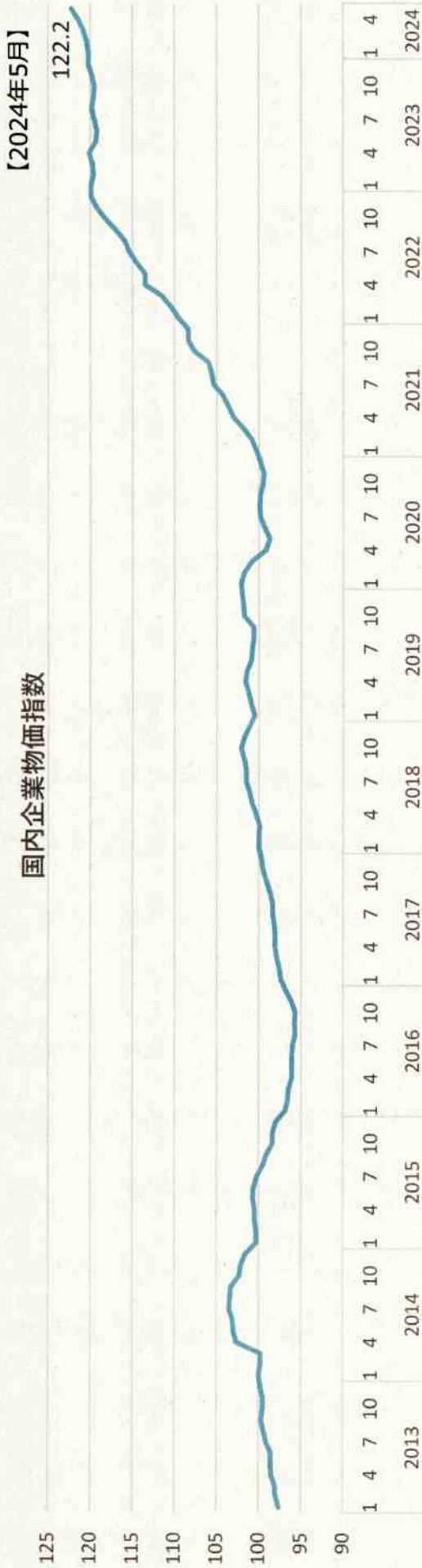
	2023年			2024年					2023年10月～ 2024年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.2
Aランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	2.9
Bランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.2
Cランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。
 4 「2023年10月～2024年5月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

国内企業物価指数の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小しているが、引き続き消費者物価指数を上回っている。

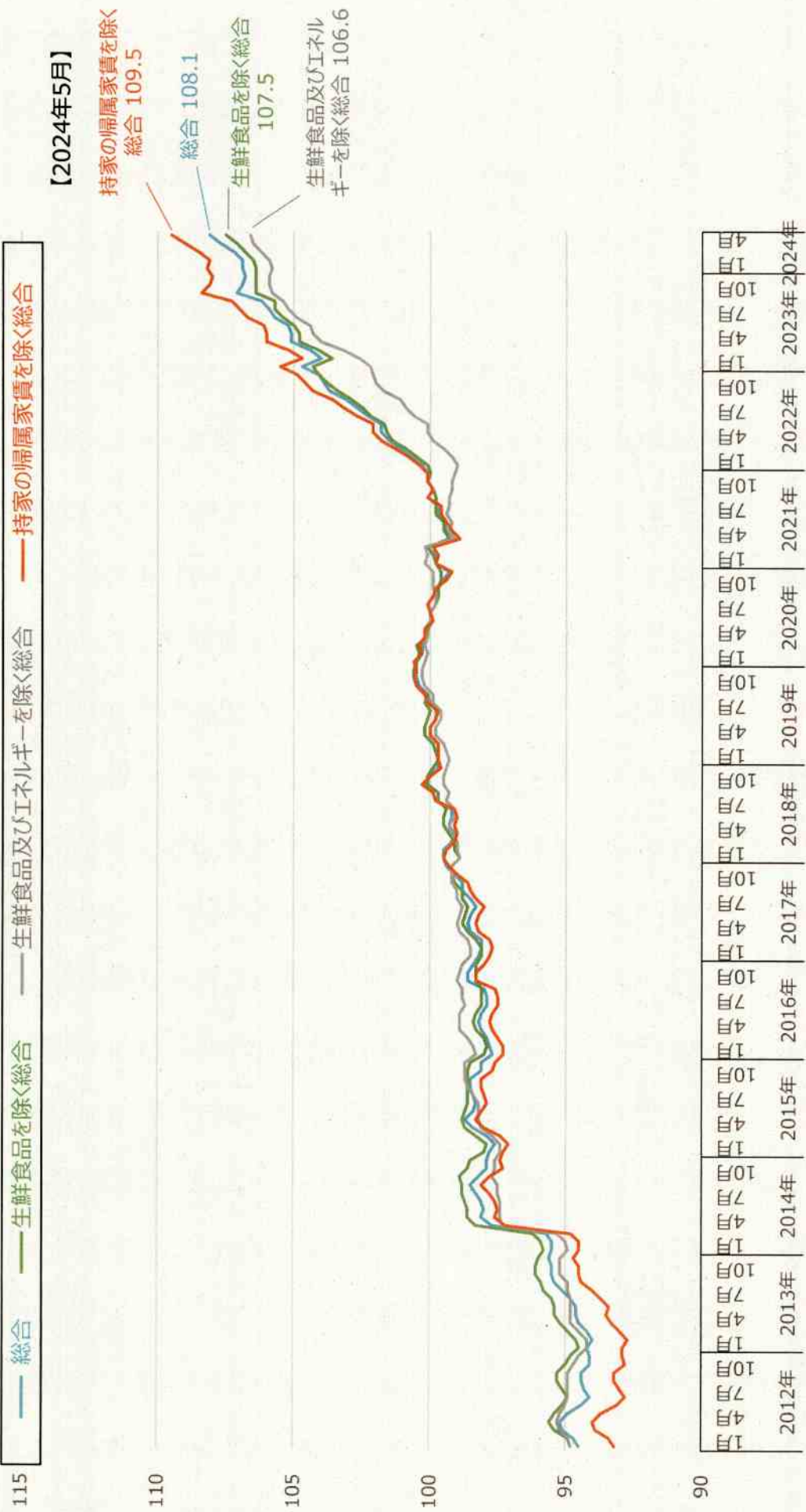


(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2024年5月速報値。

消費者物価指数の推移

○ 2024年5月の消費者物価指数の「総合」は109.5、「生鮮食品を除く総合」は107.5、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は106.6、「持家の帰属家賃を除く総合」は109.5となっている。

消費者物価指数の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

業務改善助成金の助成対象別の実績

○概要説明

- ・業務改善助成金の助成対象別の件数と割合は以下のとおり。
- ・設備投資の件数が99%を占めている。

令和5年度 支給決定件数	設備投資	コンサルティング	研修
12,798	12,715	91	192
100%	99%	1%	2%

※ 助成対象が複数となることもあるため、支給決定件数と内訳の合計とは一致しない。

○参考：代表的な設備投資の件数・割合

	システム 関連	PC機器 関連	医療・福祉 関連	飲食関連	自動車 関連	冷凍・冷蔵 関連	農林業 設備関連
件数	2,557	1,202	1,199	1,069	911	895	396
割合	20.0%	9.4%	9.4%	8.4%	7.1%	7.0%	3.1%

業務改善助成金の助成事例

助成事例①

○農薬の散布や農作物の運搬に係る機械設備の導入による生産性向上
 企業概要 [所在地] 高知県 [従業員] 8人 [事業概要] 耕種農業

手作業による農薬散布及び従業員の高齢化

ニンニク等の農作物の栽培にあたり、手作業で屋内外の農薬散布や収穫した野菜の運搬をしていた。また、従業員は、いずれも60代以上と高齢化が進んでおり、こうした手作業は力仕事であるため作業効率を損なっていた。

農薬散布 2時間→30分、2人→1人に
 ○設備内容

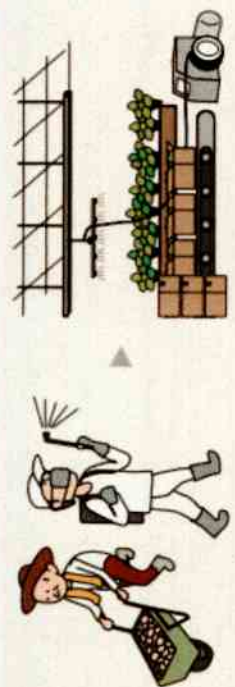
ビニールハウス用と屋外用それぞれの農薬の自動散布機や、収穫物を入れたコンテナを運搬するローラーコンベアを導入した。

○成果
 作業が機械化したことで効率化し、農薬を以前よりもムラなく散布できるようになった。これまで屋外の農薬散布は、1反あたり2人で2時間かけていた。現在は1人で30分程度で終わらせられるようになった。ビニールハウス内の農薬散布も、同じ程度の人数・時間を必要としていたが、設置した散布機を回収する20分程度の時間だけで足りるようになった。収穫物の運搬は、1反分を運ぶのに2時間かけていたが、20～30分程度に短縮できた。

賃金引上げ実績

利用したコース：60円コース
 引上げ労働者数：8人
 事業場内最低賃金：820円から880円へ引上げ

改善のOnePoint
 他の事業者と共同で作業面を拡大する取組を進めているなかで、今回の助成による成果を踏まえ、同様の機械設備を導入する検討を始めた。より広い複数の圃場でも利用でき、農薬や肥料の散布機を導入することを考えている。



助成事例②

○テイクアウト注文のオンライン化や店内改装による作業の効率化
 企業概要 [所在地] 佐賀県 [従業員] 7人 [事業概要] 飲食店

電話注文への応対や配膳によるタイムロス

新型コロナウイルス感染症以降、電話によるテイクアウトの注文が増え、店内業務に支障をきたしていた。また、店内では厨房から客席までが離れており、料理を運ぶのに時間を要していた。

予約サイト開設、店内カウンター改装

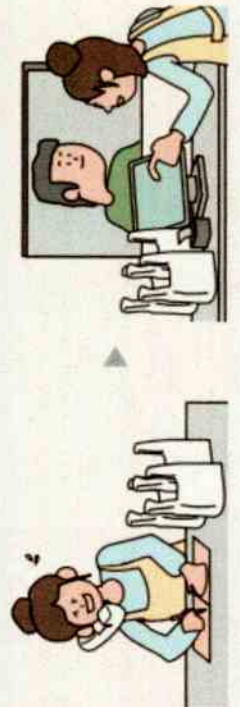
○設備内容
 テイクアウト受注用に予約サイトを開設した。店内はカウンターを改装するなどのレイアウト変更を行った。

○成果
 これまでは電話によるテイクアウト注文への対応に1件当たり5～15分の時間を要していたが、注文が自動化されたことで、対応する時間を削減できた。また、注文の受付が効率化されたので、テイクアウトの売上が35%増加した。店内の営業も、カウンターの改装によって平日昼の来店客数が1日当たり10人以上増え、顧客数が10%、顧客単価が8%増加した。テイクアウトの増加と合わせて、全体売上が16%増加した。

賃金引上げ実績

利用したコース：90円コース
 引上げ労働者数：4人
 事業場内最低賃金：830円から920円へ引上げ

改善のOnePoint
 テイクアウトの予約サイトを留意していることをSNS等で発信している。オンラインの受注体制が整ったので、テイクアウト注文の認知を向上させつつ、今後は通信販売にも販路を広げていく予定でいる。





一部抜粋

令和5（2023）年度 取引条件改善状況調査 自主行動計画フォローアップ調査 結果概要

令和6（2024）年3月
中小企業庁

1-1. 調査概要（取引条件改善状況調査）

- ・ 令和5年度「取引条件改善状況調査」及び令和5年度「自主行動計画フォローアップ調査」について、共通する設問の回答を横断的に分析。
- ・ 主な分析目的としては、自主行動計画策定団体に加入しているか否かで、取引条件の改善状況に差異がみられるか否かの把握である。取引条件改善状況は基本的に団体非加入企業を対象に調査しており、自主行動計画フォローアップ調査は団体加入企業を対象に調査している。

調査期間 2023年10月～12月

分析対象調査 令和5年度「取引条件改善状況調査」

令和5年度「自主行動計画フォローアップ調査」

調査内容 「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題等

- ・ 知的財産・ノウハウの保護
- ・ 働き方改革に伴うしわ寄せ防止
- ・ 型取引の適正化
- ・ 支払条件の改善
- ・ 価格決定方法の適正化

集計にあたって

- ・ 報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。
- ・ 各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

1-2. 調査概要 (取引条件改善状況調査)

- ・ 中小企業・小規模事業者における事業者間取引の実態や取引条件改善状況の把握を目的に平成29年度から実施。
- ・ 自主行動計画策定業種以外の業種も含む9万社に対して幅広く実施し、回答があった企業は26,458社(回答率29.4%)。

調査対象	90,000社(受注側80,000社、発注側10,000社)
調査期間	2023年10月～11月
調査方法	郵送調査(WEB回答可)
回答企業数	26,458社(受注側22,452社、発注側4,006社)
回答率	29.40%(受注側28.07%、発注側40.06%)
調査内容	(1)「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題

・重点課題の改善状況

・価格決定方法の適正化、支払条件の改善 等

(2)その他中小企業が直面している事項

・取引環境の変化への対応、取引状況、発注方法 等

集計にあたって

・報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。

・各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

1-3. 調査概要（自主行動計画フォローアップ調査）

- ・ サプライチェーン全体での「取引適正化」に向けた望ましい取引慣行を浸透させること等を目的に、各産業界自らが取り組む行動をまとめた「自主行動計画」は、現在27業種64団体にて策定済（令和6年1月29日時点）。
- ・ 取組の実施状況について、策定団体自ら、毎年フォローアップ調査を実施しており、必要に応じて自主行動計画の改定を行いつつ、更なる取組を進めることとなっている（PDCAの実施）。
- ・ 策定団体のうち、経済産業省所管の15業種49団体が10月～12月にフォローアップ調査を実施。
- ・ 各策定団体の調査結果について集計したところ、各策定団体所属会員企業のうち9,358社への発送に対して、回答社数2,676社。回答率29%。
（昨年度実績：調査対象社数7,940社、回答社数2,537社、回答率32%）

調査対象 「自主行動計画」策定団体加入企業9,538社

調査期間 2023年10月～12月

調査方法 郵送調査

回答企業数 2,676社

回答率 28.6%

調査内容 「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題等

- ・ 価格決定方法の適正化
- ・ コスト負担の適正化
- ・ 支払条件の改善
- ・ 知的財産・ノウハウの保護
- ・ 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

集計にあたって

報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。
各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%と異なることがある。

2-1. 取引条件改善状況調査結果概要 (重点5課題改善状況経年比較)

<重点5課題改善状況>

重点5課題	説明	受注/発注割合	令和3年度割合	令和4年度割合	令和5年度割合
価格決定方法の適正化	価格決定のための協議の実施状況 ※令和5年度は「販売先から申し出があり協議を行った」「自社から申し出を行い協議に応じてくれた」と答えた企業の割合 ※令和4年度は「応じてくれた」と答えた企業の割合、令和3年度は「販売先に協議を申し入れ、協議を行うことができた」と答えた企業の割合	発注側	-	-	-
	コスト全般 ※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	発注側	63%	81%	83%
	労務費 ※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	発注側	45%	42%	64%
	原材料価格 ※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	発注側	13%	19%	37%
	エネルギー価格 ※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合 ※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合	発注側	43%	35%	55%
	通近1年間における不合理な原価低減要請 ※令和4、5年度は「受けたことはない」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「要請された」と答えた企業の割合	発注側	12%	14%	30%
	下請代金を全て現金で支払っている/受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	発注側	53%	46%	67%
	下請代金支払いの手形サイトが60日以内 ※「30日以内」「60日以内」と答えた企業の割合の合計	発注側	18%	22%	41%
	手形サイトの60日以内への変更予定 ※令和4、5年度は「2024年までに60日以内に変更予定」と答えた企業の割合 ※令和3年度は「2021年度内までに短縮する予定」~「2024年度までに短縮する予定」と答えた企業の割合	発注側	43%	36%	60%
	約束手形の利用を2026年までに廃止する予定	発注側	10%	13%	32%
知的財産・ノウハウの保護	知的財産に関する適正取引実現のための取組実施状況 ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「実施中」と答えた企業の割合	発注側	-	-	-
	直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響 ※「特に影響はない」と答えた企業の割合	発注側	94%	90%	94%
	働き方改革に伴う短期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※「全てが仕入先について適正コストを負担した」「多くの仕入先について適正コストを負担した」、受注側:「全て販売先が負担してくれ」「多くを販売先が負担してくれた」と答えた企業の割合	発注側	65%	69%	69%
	型管理の適正化<書面等による取引条件の明確化> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	42%	69%	70%
	型管理の適正化<型代金又は型製作費の早期の支払い> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	20%	19%	23%
	型管理の適正化<型の使用費用の発注側負担> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	15%	18%	18%
	型管理の適正化<不要な型の廃棄費用の発注側負担> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	18%	21%	15%
	型管理の適正化<型の使用期間の延長> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	-	-	-
	型管理の適正化<型の使用期間の短縮> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	23%	23%	30%
	型管理の適正化<型の使用期間の延長/短縮> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	-	-	-
型取引の適正化	型管理の適正化<書面等による取引条件の明確化> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	65%	65%	65%
	型管理の適正化<型代金又は型製作費の早期の支払い> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	53%	53%	41%
	型管理の適正化<型の使用費用の発注側負担> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	89%	93%	81%
	型管理の適正化<不要な型の廃棄費用の発注側負担> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	85%	83%	83%
	型管理の適正化<型の使用期間の延長> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	-	-	63%
	型管理の適正化<型の使用期間の短縮> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	23%	32%	38%
	型管理の適正化<型の使用期間の延長/短縮> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	-	-	45%
	型管理の適正化<型の使用期間の短縮/延長> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	46%	46%	42%
	型管理の適正化<型の使用期間の短縮/延長> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	-	-	44%
	型管理の適正化<型の使用期間の短縮/延長> ※発注側:「全ての企業に実施した」「多くの企業に実施した」、受注側:「全て実施された」「概ね実施された」と答えた企業の割合	発注側	47%	47%	44%
※サンプル数 (N) については次ページ以降に掲載		発注側	-	-	30%
		発注側	-	-	30%
		発注側	-	-	34%
		発注側	-	-	31%

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題改善状況まとめ）

価格決定方法の適正化

- 価格決定のための協議
「協議を行った」は、8割強となり+2ptと横ばいとなった。
- 変動コストの価格反映状況
発注側はコスト全般が+22ptとなり、全ての構成要素も+20pt以上と大幅に改善した。
受注側はコスト全般が+18ptとなり、全ての構成要素も+16pt以上と大幅に改善した。
- 直近1年間における不合理な原価低減要請
「受けたことはない」は、9割半ばとなり+4ptとわずかに改善した。

● 価格決定のための協議（「協議を行った」割合）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=15,767	N=19,551	N=15,702
	63%	81%	83%

● 直近1年間における不合理な原価低減要請（「受けたことはない」割合）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=22,950	N=20,132	N=21,200
	94%	90%	94%

● 変動コストの価格反映状況（「全て反映した／された」「概ね反映した／された」割合）

	コスト全般					工ネルギー価格						
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
発注側	N=13,371	N=3,411	N=5,604	N=1,200	N=3,399	N=5,389	45%	42%	64%	43%	35%	55%
受注側	N=13,372	N=19,779	N=20,006	N=16,973	N=19,717	N=18,775	13%	19%	37%	12%	14%	30%
発注側	N=1,496	N=3,389	N=5,477	N=1,210	N=3,389	N=5,416	53%	46%	67%	43%	36%	60%
受注側	N=18,278	N=19,583	N=18,981	N=16,240	N=19,590	N=18,531	18%	22%	41%	10%	13%	32%

支払い条件の改善

- 下請代金の支払い条件
「全て現金払い」については、発注側は7割強となり前年度同様、受注側は7割となり+1ptと横ばいとなった。
- 手形支払いのサイト
『60日以内（「30日以内」と「60日以内」の合計）』は、発注側は2割半ばとなり+6ptと改善、受注側は2割弱となり前年度同様となった。
- 手形支払いサイトの変更予定
「2024年までに60日以内に変更予定」は、1割半ばとなり-6ptと悪化した。
- 約束手形の廃止予定
「2026年までに利用を廃止する予定」は3割となり+7pt、一方「約束手形の利用の廃止予定はない」は1割強となり-10ptと改善の傾向がみられる。

● 下請代金の支払い条件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=2,335	N=3,445	N=5,667
全て現金払い	65%	69%	69%
10%未満	6%	5%	6%
10~30%未満	8%	6%	6%
30~50%未満	8%	6%	5%
50%以上	12%	9%	8%
全て手形等の支払い	1%	5%	6%

● 手形支払いのサイト

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=772	N=1,048	N=1,621
30日(1ヶ月)以内	2%	3%	4%
60日(2ヶ月)以内	18%	15%	20%
90日(3ヶ月)以内	23%	31%	30%
120日(4ヶ月)以内	52%	42%	38%
120日(4ヶ月)超	5%	9%	8%

● 手形支払いサイトの変更予定

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注側	N=610	N=875	N=1,196
2024年までに60日以内に変更予定	18%	21%	15%
時期は未定だが、60日以内に変更予定	58%	36%	44%
60日以内に改善する予定はない	25%	43%	41%

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=22,244	N=19,946	N=21,041
全て現金払い	42%	69%	70%
10%未満	17%	8%	8%
10~30%未満	19%	7%	6%
30~50%未満	10%	5%	5%
50%以上	10%	6%	6%
全て手形等の支払い	3%	6%	6%

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受注側	N=11,723	N=6,115	N=5,118
30日(1ヶ月)以内	2%	4%	4%
60日(2ヶ月)以内	14%	14%	14%
90日(3ヶ月)以内	29%	36%	35%
120日(4ヶ月)以内	49%	36%	37%
120日(4ヶ月)超	7%	10%	10%

● 約束手形の廃止予定

	令和4年度	令和5年度
発注側	N=934	N=1,332
2026年までに利用を廃止する予定	23%	30%
時期は未定だが、利用を廃止する予定	32%	29%
利用の廃止に向けて検討中	23%	29%
約束手形の利用の廃止予定はない	22%	12%

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題改善状況まとめ）

知的財産・ノウハウの保護

● 知的財産に関する適正取引実現のための取組状況

● 知的財産に関する適正取引実現のための取組状況
発注側では、『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、6割半ばとなった。
受注側では、『実施中』は、4割強となり-12ptと大幅に悪化した。

発注側	令和5年度
	N=2,385
全ての企業に実施した(100%)	54%
多くの企業に実施した(99~81%)	11%
一部の企業に実施した(80~41%)	10%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
全く実施しなかった(0%)	17%

受注側	令和4年度	令和5年度
	N=8,211	N=10,995
実施中	53%	41%
実施予定	7%	6%
未実施	40%	53%

働き方改革のしわ寄せ防止

● 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響
「特に影響はない」は、発注側では8割強となり-12ptと大幅に悪化、受注側では8割強となり前年度同様となった。

● 働き方改革の影響による発注側のコスト負担の状況
『多くを販売先が負担してくれた（「全てを販売先が負担してくれた」と「多くを販売先が負担してくれた」の合計）』は、4割弱となり+6ptと改善した。

● 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響

発注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=2,364	N=1,776	N=5,850
特に影響はない	89%	93%	81%
急な仕様変更への対応の増加	5%	3%	2%
短期期での発注の増加	4%	3%	2%
検収の遅れ	2%	1%	1%
支払決済処理のズレによる入金の遅れ	1%	0%	0%
従業員派遣を要請	1%	1%	1%
発注業務の拡大・営業時間の延長	3%	1%	1%
祝休日出勤の増加	-	2%	1%
その他	1%	1%	1%
分からない	-	-	14%

受注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=22,058	N=19,943	N=22,353
特に影響はない	85%	83%	83%
急な仕様変更への対応の増加	7%	5%	6%
短期期での発注の増加	6%	7%	8%
検収の遅れ	2%	3%	2%
支払決済処理のズレによる入金の遅れ	1%	1%	1%
従業員派遣を要請	1%	1%	1%
発注業務の拡大・営業時間の延長	3%	2%	2%
祝休日出勤の増加	-	4%	4%
その他	3%	2%	2%

※ 発注側は、令和5年度に「分からない」の選択肢を追加。

● 働き方改革の影響による発注側のコスト負担の状況

受注側	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	N=2,801	N=5,602	N=13,425
全て販売先が負担してくれた(100%)			25%
多くを販売先が負担してくれた(99~81%)		32%	13%
一部を販売先が負担してくれた(80~41%)	23%	16%	14%
販売先はあまり負担しなかった(40~1%)		18%	12%
販売先は負担しなかった(0%)	77%	33%	36%

2-2. 取引条件改善状況調査結果概要（重点5課題 改善状況まとめ）

型管理の課題の改善状況

●書面等による取引条件の明確化
発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、4割半ばとなった。

受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、4割強となり4ptとわずかに悪化した。

●型代金又は型製作費の早期の支払い
発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、4割半ばとなった。

受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、4割半ばとなり3ptとわずかに悪化した。

●型の保管費用の発注側負担
発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、3割強となった。

受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、3割強となり前年度同様となった。

●不要な型の廃棄費用の発注側負担
発注側における『多くの企業に実施した（「全ての企業に実施した」と「多くの企業に実施した」の合計）』は、3割強となった。

受注側における『概ね実施された（「全て実施された」と「概ね実施された」の合計）』は、3割強となり前年度同様となった。

●書面等による取引条件の明確化

発注側	令和5年度 N=3,582
全ての企業に実施した(100%)	33%
多くの企業に実施した(99~81%)	12%
一部の企業に実施した(80~41%)	10%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
実施しなかった(0%)	37%

●型代金又は型製作費の早期の支払い

発注側	令和5年度 N=3,199
全ての企業に実施した(100%)	36%
多くの企業に実施した(99~81%)	8%
一部の企業に実施した(80~41%)	7%
あまり実施しなかった(40~1%)	6%
実施しなかった(0%)	44%

●型の保管費用の発注側負担

発注側	令和5年度 N=3,099
全ての企業に実施した(100%)	23%
多くの企業に実施した(99~81%)	8%
一部の企業に実施した(80~41%)	8%
あまり実施しなかった(40~1%)	8%
実施しなかった(0%)	54%

●不要な型の廃棄費用の発注側負担

発注側	令和5年度 N=3,070
全ての企業に実施した(100%)	26%
多くの企業に実施した(99~81%)	7%
一部の企業に実施した(80~41%)	6%
あまり実施しなかった(40~1%)	7%
実施しなかった(0%)	54%

受注側	令和4年度 N=5,612	令和5年度 N=10,210
全て実施された(100%)		23%
概ね実施された(99~81%)	46%	19%
一部実施された(80~41%)	25%	15%
あまり実施されなかった(40~1%)	18%	13%
実施されなかった(0%)	12%	31%

受注側	令和4年度 N=3,557	令和5年度 N=9,012
全て実施された(100%)		26%
概ね実施された(99~81%)	47%	18%
一部実施された(80~41%)	23%	11%
あまり実施されなかった(40~1%)	17%	11%
実施されなかった(0%)	13%	35%

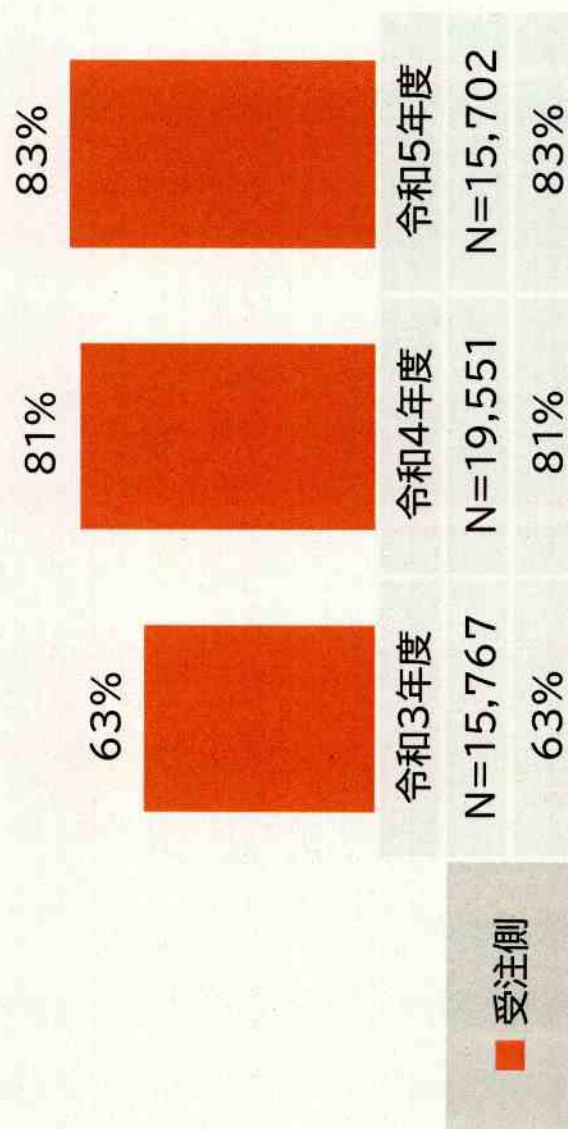
受注側	令和4年度 N=3,042	令和5年度 N=8,588
全て実施された(100%)		18%
概ね実施された(99~81%)	31%	13%
一部実施された(80~41%)	19%	9%
あまり実施されなかった(40~1%)	22%	12%
実施されなかった(0%)	29%	48%

受注側	令和4年度 N=2,880	令和5年度 N=8,511
全て実施された(100%)		18%
概ね実施された(99~81%)	31%	13%
一部実施された(80~41%)	20%	9%
あまり実施されなかった(40~1%)	22%	11%
実施されなかった(0%)	28%	49%

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（単価の決定・改定に関する協議状況）」

- ・ 価格決定のための協議の実施状況（受注側）について、前年度と比べて横ばいである。

◆ 価格決定のための協議の実施状況
 （「販売先から申し出があり協議を行った」「自社から申し出を行い協議に応じてくれた」の割合を集計）



※ 令和4年度は「応じてくれた」と答えた企業の割合、令和3年度は「販売先に協議を申し入れ、協議を行うことができた」と答えた企業の割合

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（変動コストの反映状況）」

- ・ コスト全般の反映状況は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- ・ 労務費の反映状況は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- ・ 原材料価格の反映状況は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。
- ・ エネルギー価格の反映状況は、前年度と比べて発注側・受注側ともに大幅に改善している。

◆単価の決定・改定における変動コストの反映状況
 (項目別、「全て反映した/された」「概ね反映した/された」の割合を集計)

-コスト全般



-労務費



-原材料価格



-エネルギー価格

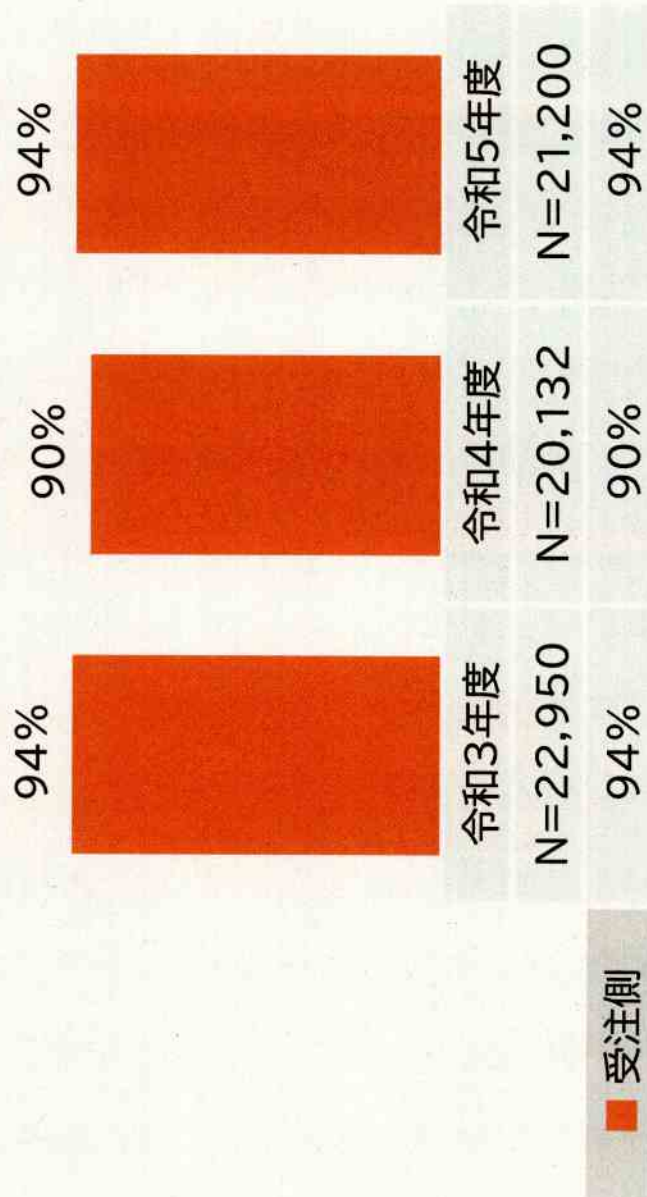


※令和5年度は「全て反映した/された」「概ね反映した/された」と答えた企業の割合
 ※令和3、4年度は「概ね反映した/された」と答えた企業の割合

3-1. 経年比較「価格決定方法の適正化（不合理な原価低減要請）」

- 直近1年間における不合理な原価低減要請の状況（受注側）は、前年度と比べてわずかに改善した。

◆直近1年間における不合理な原価低減要請の状況（「受けたことはない」の割合を集計）

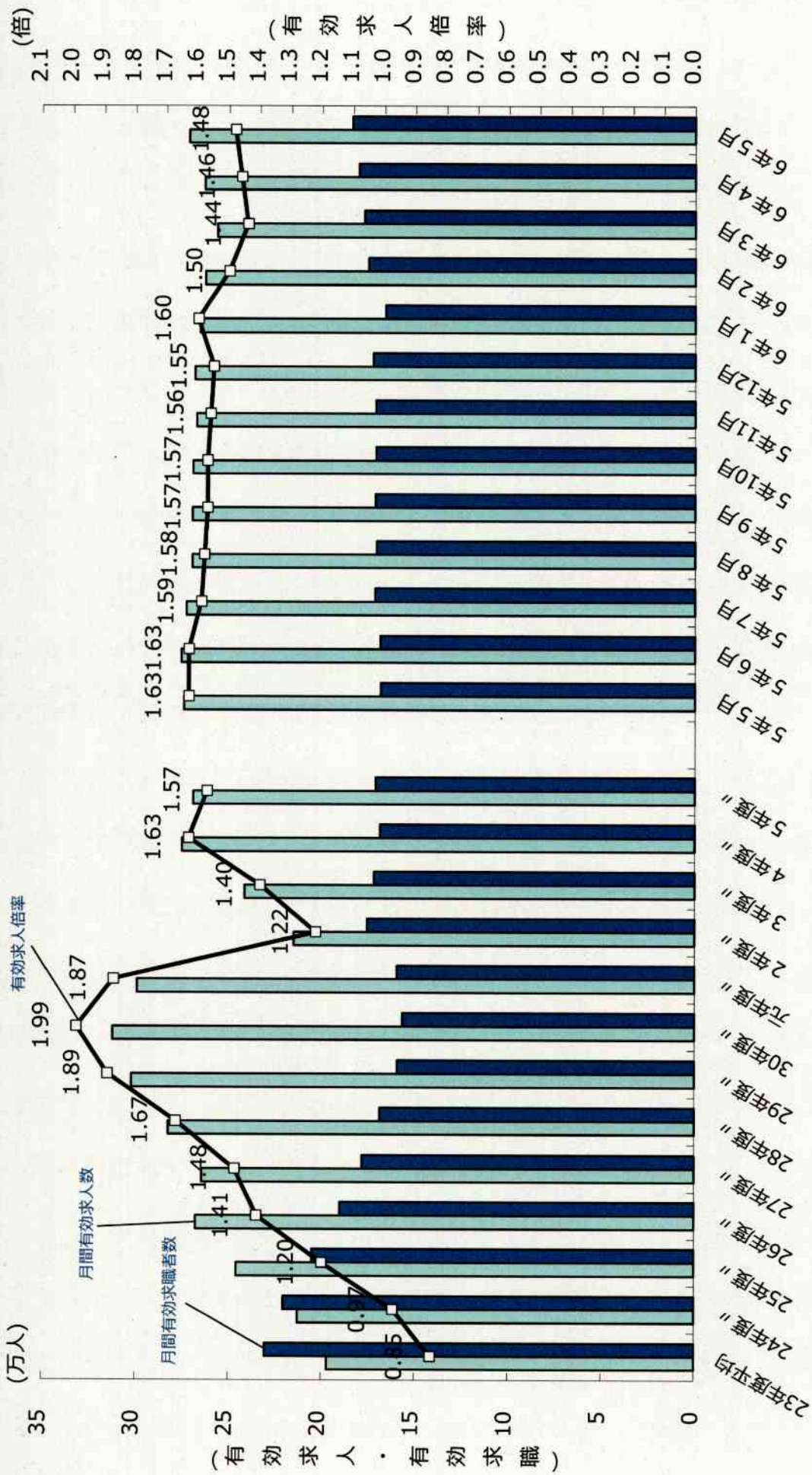


※令和4、5年度は「受けたことはない」と答えた企業の割合

※令和3年度は「要請されたことはない」と答えた企業の割合

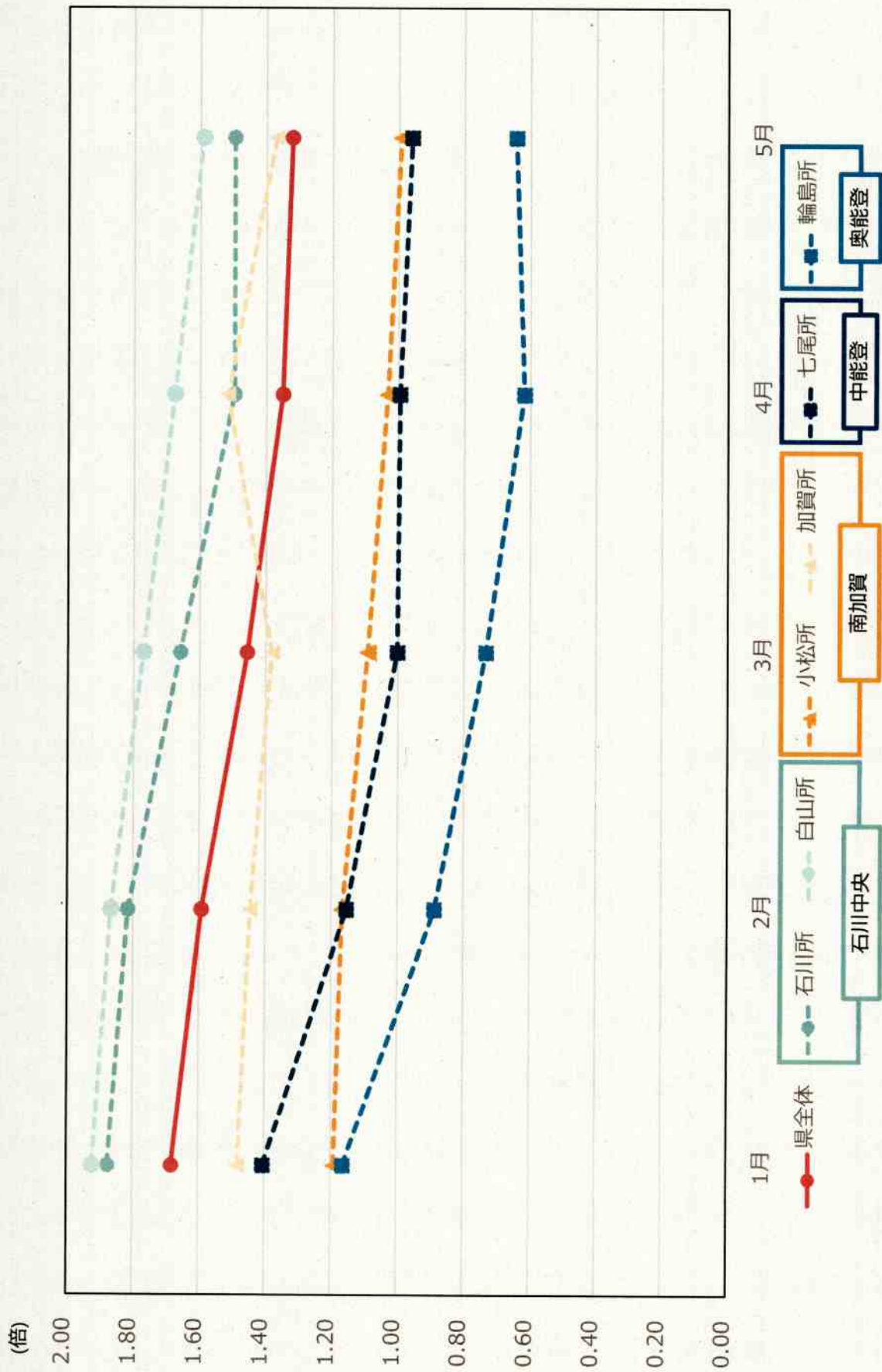
令和6(2024)年能登半島地震 雇用情勢関係資料

有効求人倍率等の推移（石川県全域）



(資料出所) 厚生労働省行政記録情報 (職業紹介) より作成。
 (注1) 月別の数値は季節調整値である。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年11月分公表時に新季節指数により改定されている。
 (注2) 受理地別の求人集計したもの。

有効求人倍率の推移（公共職業安定所別）



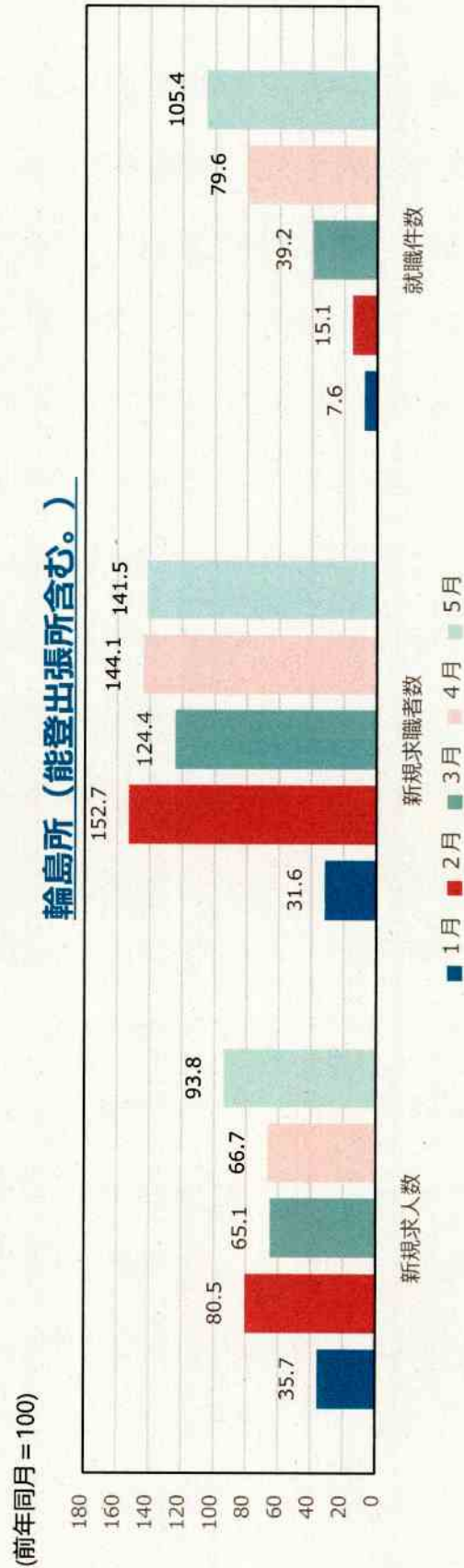
(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。
 (注) 受理地別の求人で集計したもの。

新規求人・求職、就職件数の推移（石川県全域及び輪島所）

石川県全域



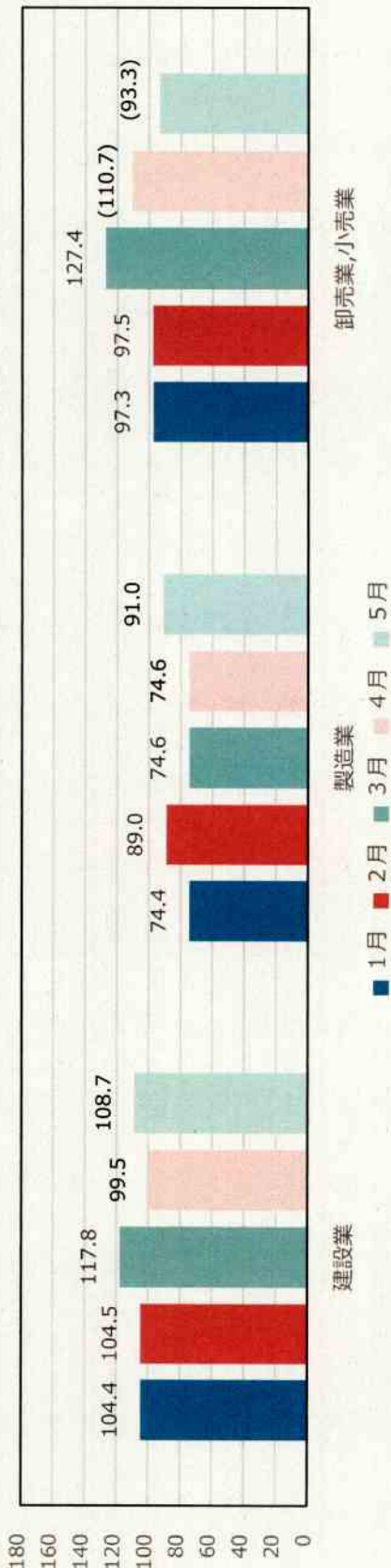
輪島所（能登出張所含む。）



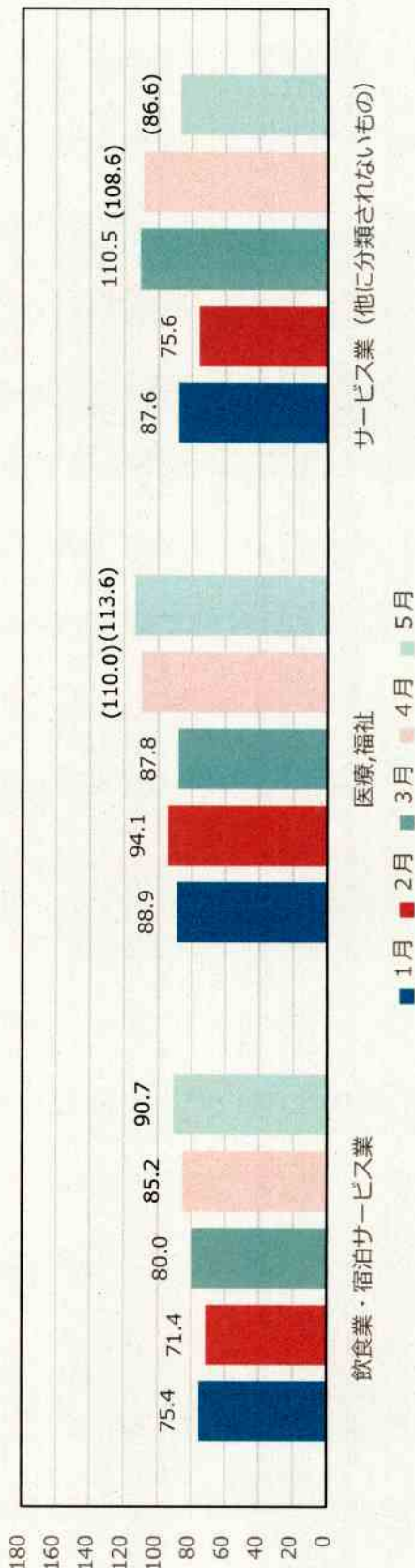
(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。
 (注1) 2024年3月、4月、5月については前年同期とのハロワーク稼働日数に差があることに留意。（対前年稼働日差 3月：▲2日、4月：+1日、5月：+1日）
 (注2) 受理地別の求人で集計したもの。

主な産業別新規求人数の推移（石川県全域）

(前年同月 = 100)



(前年同月 = 100)



(資料出所) 厚生労働省行政記録情報（職業紹介）より作成。

(注1) 産業分類について、2024年4月以降は令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、2024年3月以前は平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により集計したものである。この改定により、前年同月比較した場合に影響のある産業については（）で示している。

(注2) 2024年3月、4月、5月については前年同期間とのハロワーク稼働日数に差があることに留意。（対前年稼働日差 3月：▲2日、4月：+1日、5月：+1日）

(注3) 受理地別の求人集計したもの。

令和6(2024)年能登半島地震被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ (厚生労働省関係部分のうち、地域の雇用対策等のみ)

雇用調整助成金の特例措置

- 令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う場合において、雇用調整助成金の支給要件の緩和や助成率・支給日数の引上げの特例措置を実施する。

雇用保険の基本手当の特例

- 被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により休業したり、一時的に離職した場合に雇用保険の失業手当を受給できる特例措置を実施する。

特別労働相談窓口の設置（石川局、新潟局、富山局、福井局）

- 事業主や労働者からの休業や解雇等に関する労働相談に対応する。

自然災害が発生した場合の支援や制度に係る情報の発信

- 自然災害が発生し、災害救助法が適用された地域などにおける、労働基準行政の支援施策、解雇・雇止めなどの労働条件に関する諸事項について、事業主・労働者が守るべき事項をQ&A形式にしたものを作成・更新するとともに、SNSで発信する。

令和6年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置

通常制度		令和6年能登半島地震の特例措置
対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主	令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主 (対象期間初日：令和6年1月1日～令和6年6月30日)
生産指標要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※事業所設置後1年未満は対象外	最近3か月→最近1か月10%以上低下 ※事業所設置後1年未満も対象
雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期と比べ一定規模以上増加していないこと	撤廃
計画届	事前の提出が必要	計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、事前に提出されたものとみなす
支給日数	1年100日、3年150日	3年150日を適用しない 4県※の事業所 1年300日 ※新潟県、富山県、石川県、福井県
対象労働者	雇入れ後6か月未満は対象外	休業、訓練、出向とともに 雇入れ後6か月未満も対象
クレーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた対象期間満了の日の翌日から起算して1年を超えていること	撤廃
助成率	大企業1/2、中小企業2/3	4県の事業所が実施する休業、教育訓練、出向 大企業2/3、中小企業4/5
対象となる休業の規模	大企業1/15以上、中小企業1/20以上	4県について 大企業1/30以上、中小企業1/40以上
残業相殺	所定外労働があった場合、休業等の実績から相当分を差し引く	4県について撤廃

※本特例措置は、令和6年1月1日以降に開始した対象期間から逆及適用する。
※本特例措置は、対象期間を開始した後1年間継続する。



■ 雇用調整助成金の周知広報について

〔石川県労働局及び石川県における相談体制〕

- ・石川県労働局に雇用調整助成金の特別相談窓口を設置
- ・奥能登半島コールセンターを設置
- ・県が設置する特別相談窓口（金沢、輪島）において社労士による雇調金の相談対応を実施
- ・社労士会と連携し、ハローワーク輪島及び能登において社労士による出張相談を実施

〔石川県労働局における周知広報〕

- ・石川県労働局では、石川県労働局ホームページのほか地元新聞、テレビトップ、ラジオ放送、SNS、コンビニを活用した周知を実施。また、自治体と連携し、自治体広報誌への掲載や、避難所でのリーフレット配布を実施。
- ・事業者支援説明会（金沢、輪島、七尾、羽咋、加賀）において説明・周知
- ・上記の他、各地で実施している事業者支援説明会でリーフレットを配布し相談先を周知

〔本省から関係団体等を通じた周知広報〕

- ・厚生労働省ホームページにリーフレット等を随時掲載
- ・経済団体（経団連、日商、全商連、中央会）、連合、社労士会、産業雇用安定センターへ周知依頼
- ・中企庁に対し関連機関（各地の日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業中央会、よろづ支援拠点、経済産業局など）へ周知を依頼

令和6(2024)年能登半島地震に係る雇用保険の特例措置

概要

本地震発生の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、

- ・災害により休業した場合や、
- ・災害により一時的に離職した場合に

雇用保険の失業手当（基本手当）を受給できる以下の特例措置を実施

- ① 激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、**実際に離職していても、失業手当を受給できる。**
- ② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した方については、**事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業手当を受給できる。**

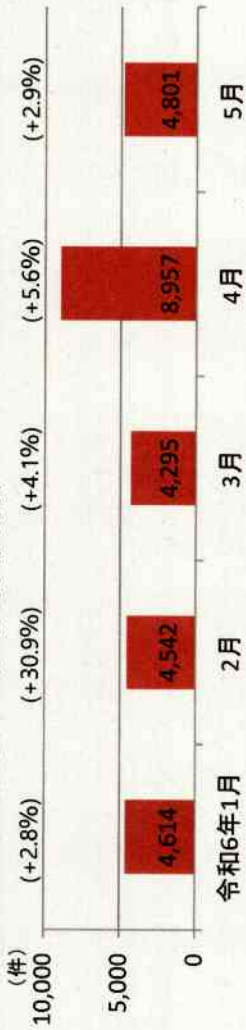
支給額等

- ・支給額　：休業等の前の賃金額に応じて、賃金額の**50～80%**(最大、1日8,490円(令和5年8月1日～))
- ・所定給付日数：年齢や被保険者であった期間に応じて、**90～330日**
- ・雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象

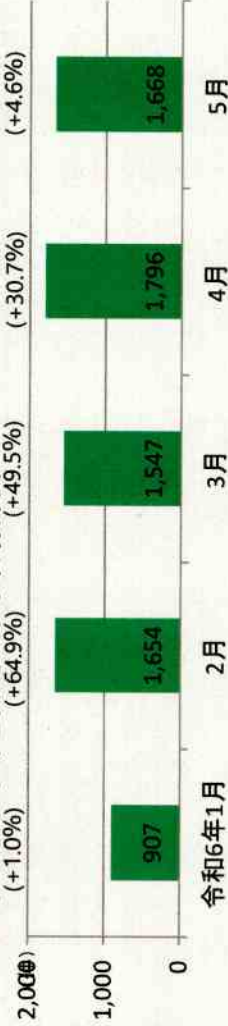
※ 本特例措置を利用して失業手当を受けた場合は、失業手当の受給資格はリセットされるため、元の事業所に復帰した後に失業した際に失業手当の受給資格の決定や所定給付日数の算定に用いる期間から除かれる。

雇用保険（失業給付関係・石川県）

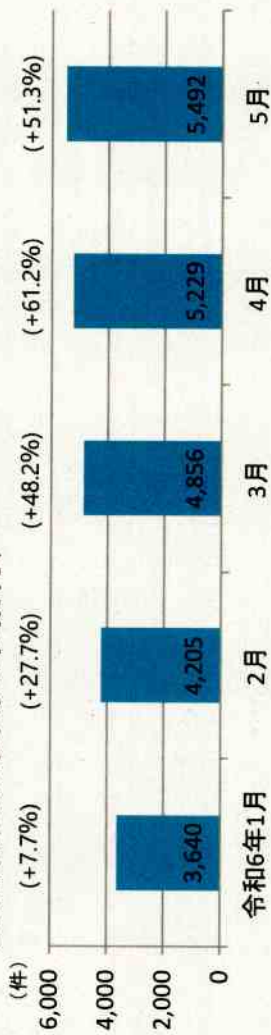
資格喪失件数（一般被保険者）



受給資格決定件数（失業給付）



受給者実人員（失業給付）



※括弧内は対前年同月比。

激甚特例及び災害特例による受給資格決定件数

	「激甚特例」(※1)による受給資格決定件数	「災害特例」(※2)による受給資格決定件数
計	946件	61件
R6年1月	41件	2件
2月	497件	39件
3月	319件	9件
4月	72件	10件
5月	17件	1件

※「激甚特例」及び「災害特例」のそれぞれの件数は特別に集計したものであり、一般被保険者のほか高年齢被保険者・短期雇用特例被保険者を含む件数。

※1 激甚特例：激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止のために、休業して賃金を受けられなかった場合に、実際に離職していても、基本手当を受給できる特例。

※2 災害特例：激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により休止・廃止のために、一時的に離職した場合に、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できる特例。

令和6(2024)年能登半島地震に係る特別労働相談窓口の設置

- 令和6年能登半島地震により各地域において甚大な被害が出ている状況を踏まえ、被災した労働者及び事業主等からの労働相談に対応する。
- 新潟局、富山局、石川局、福井局に1月4日から特別労働相談窓口を開設。

1 設置場所

- ・ 労働局及び必要に応じて労働基準監督署、ハローワークに設置
※石川局においては局、労働基準監督署及びハローワークに設置

2 対応相談内容

- ・ 労務管理（解雇、休業手当等）に関する相談
- ・ 事業所の助成金や雇用保険に関する相談 等

令和6年石川県能登地方を震源とする地震について

- ▶ [被害状況等について](#) ▶ [被災者の皆様へ](#)
- ▶ [被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ](#) ▶ [行政担当者の方へ](#)
- ▶ [現地における被害状況の把握と早期の復旧活動について](#) ▶ [厚生労働省災害対策本部の開催状況](#)
- ▶ [各種会議](#) ▶ [その他（関係リンク先等）](#)

令和6年石川県能登地方を震源とする地震に関する情報を掲載しています。情報は、随時更新してまいります。

※ [X（旧 Twitter）](#)・[Facebook](#)でも**最新情報を掲載**しています。

● [労働者及び事業主の皆様へ（共通）](#)（支援・特例措置）

○ [雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットを作成しました](#)

・ [PDF](#) [被災された従業員の方向け、仕事をお探しの方向けのリーフレット](#) [724KB] [📄](#)

・ [PDF](#) [被災された事業主の方向けのリーフレット](#) [661KB] [📄](#)

・ [PDF](#) [（別紙）【問合せ先一覧】](#) [540KB] [📄](#)

必要な情報が必要な方に届くよう、被災地をはじめとする八戸ワーク、労働基準監督署などで配布する予定です。各種特例措置の詳細については、それぞれの項目をご覧ください。

○ [PDF](#) [自然災害が発生した場合の支援や制度について（労働基準関係）](#) [395KB] [📄](#)

自然災害が発生した場合の支援や制度を掲載しています。詳しくは最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）の創設について

1 事業の目的

令和6年能登半島地震による被災地域の雇用機会を確保するため、当該地域において事業所を設置・整備し、それに伴い、地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対する地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の特例を創設する。

2 事業の概要・助成内容

事業の概要

- 対象地域
石川県6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
- 特例措置期間
1年限りの暫定措置とし、当該期間内に計画書を提出することが必要
- 支給要件
事業主が対象地域において、事業所の設置・整備（注1）及び対象労働者の雇入れ（注2）を行った場合に、設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、右記の一定額を助成
（注1）：復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理を含む
従業員の新設・借上げ、通勤車両経費を含む
（注2）：地震発生から施行日前日に一時離職者となった者の再雇用を含む
- 助成期間
1年ごとに最大3年間(3回)の助成
- 施行期日：令和6年7月1日
※ 発災日（令和6年1月1日）以降、施行日前日までに実施した設置・整備及び雇入れも対象

助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数		
	2人	3(2)~4人 (注)括弧は創業の場合	5~9人
100万円以上	30万円	50万円	80万円
300万円以上	60万円	100万円	160万円
1,000万円以上	80万円	120万円	200万円
3,000万円以上	120万円	180万円	300万円
5,000万円以上	160万円	240万円	400万円

※ 支給額は通常コースの原則2倍

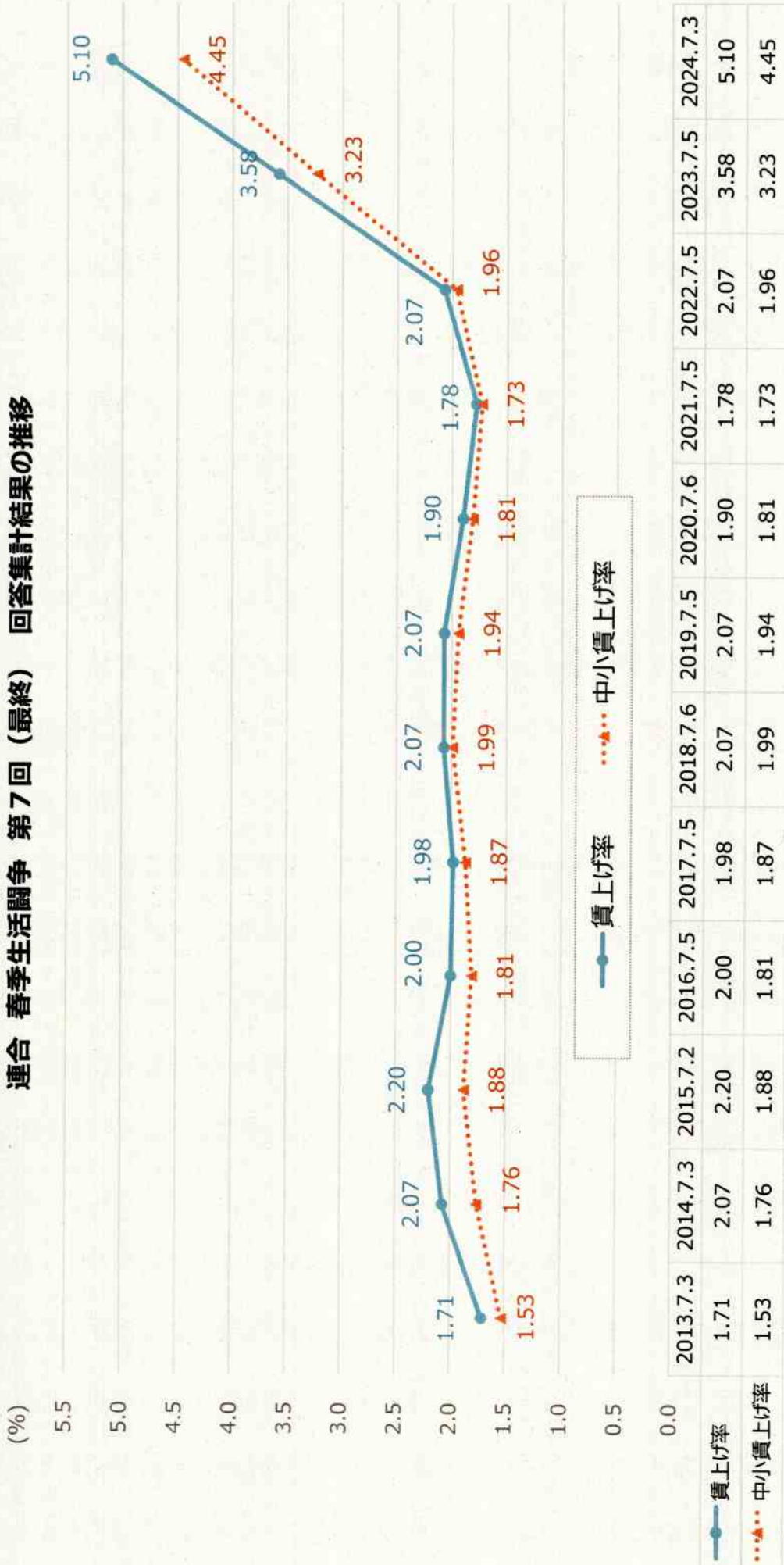
※ 網掛け部分については、設置・整備費用、対象労働者の下限を緩和し、新たな区分を新設。

足下の経済状況等に関する補足資料
(更新部分のみ抜粋)

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 第7回(最終) 回答集計結果の推移

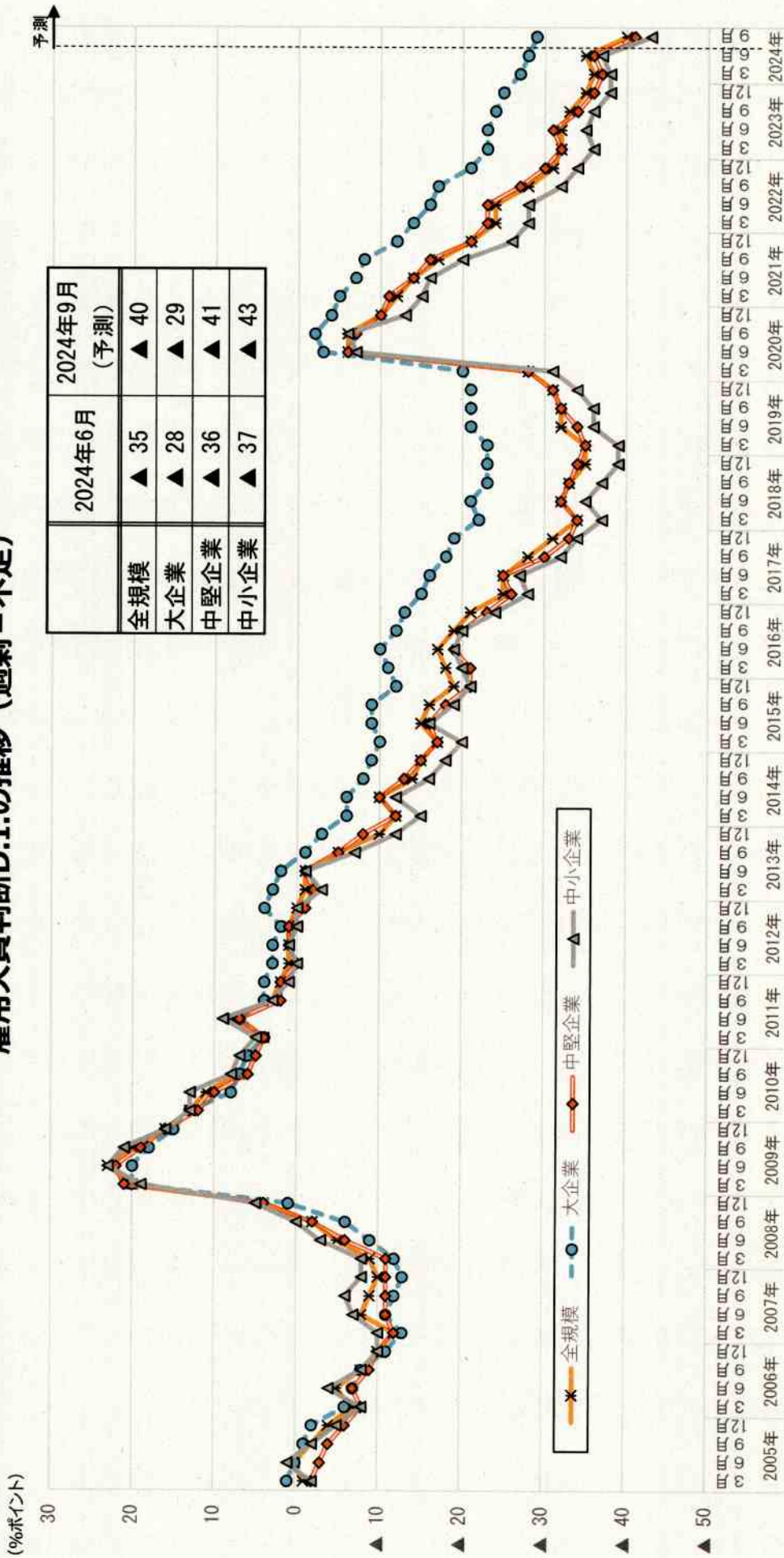


(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2024年7月3日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成
 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業以上は大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

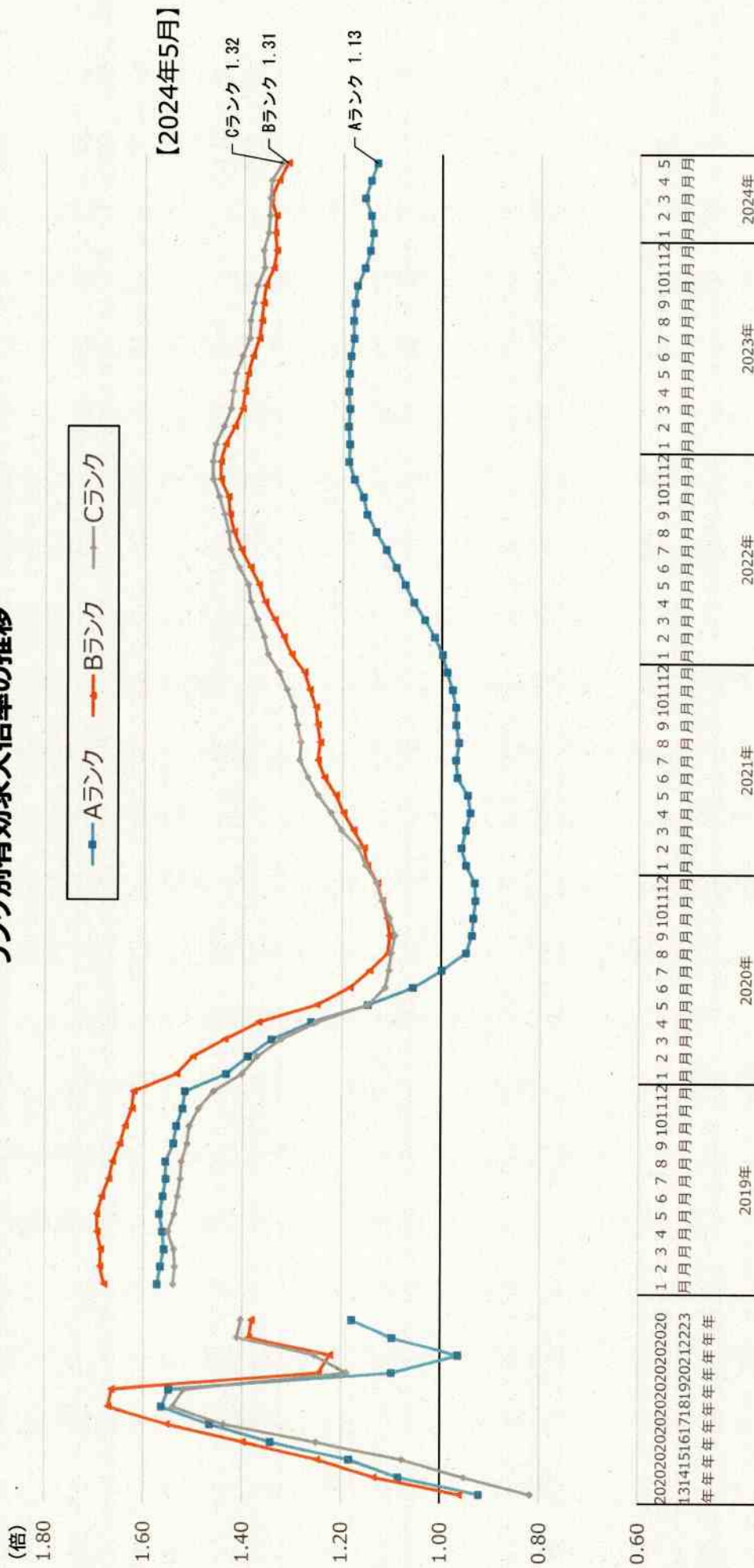
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。

ランク別有効求人倍率の推移

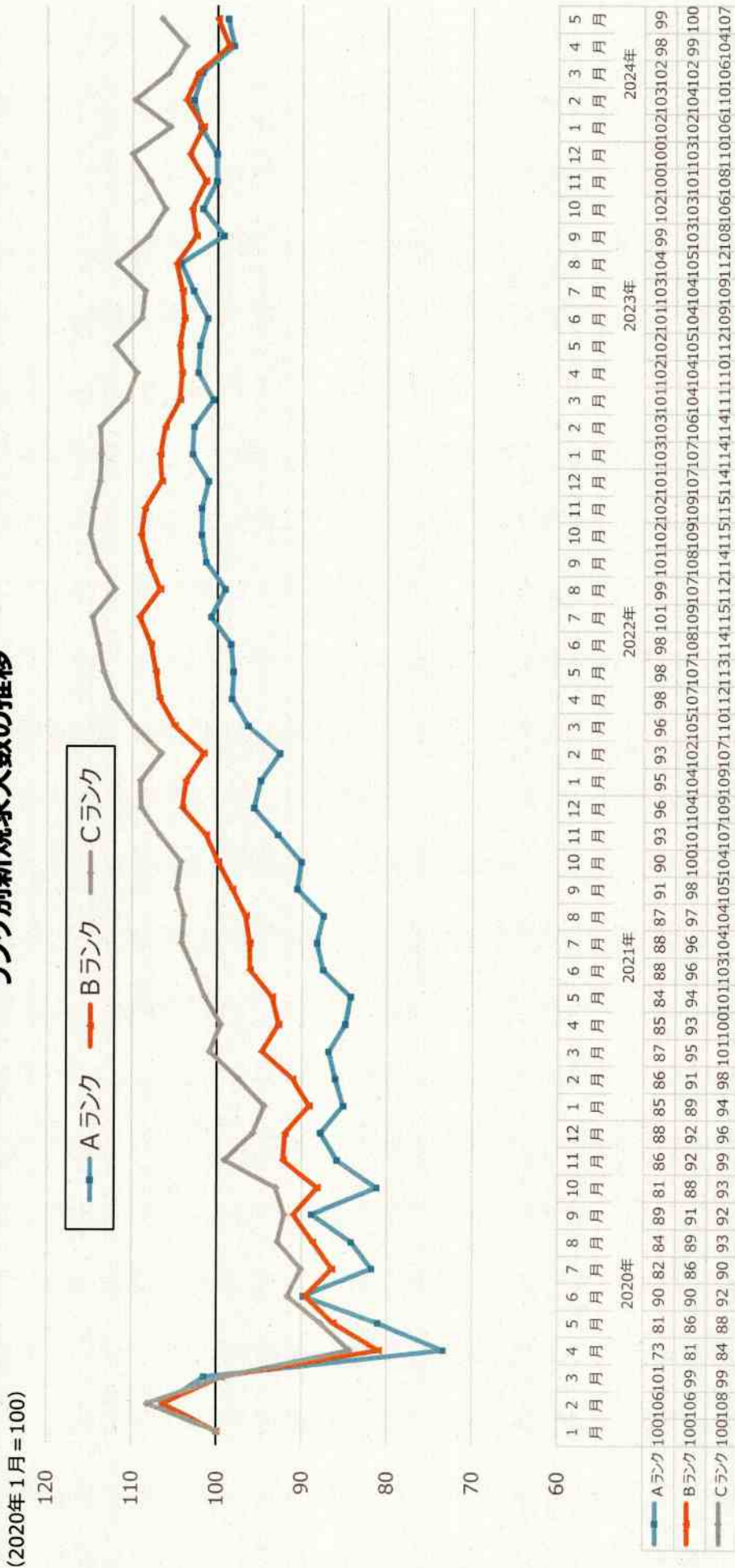


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

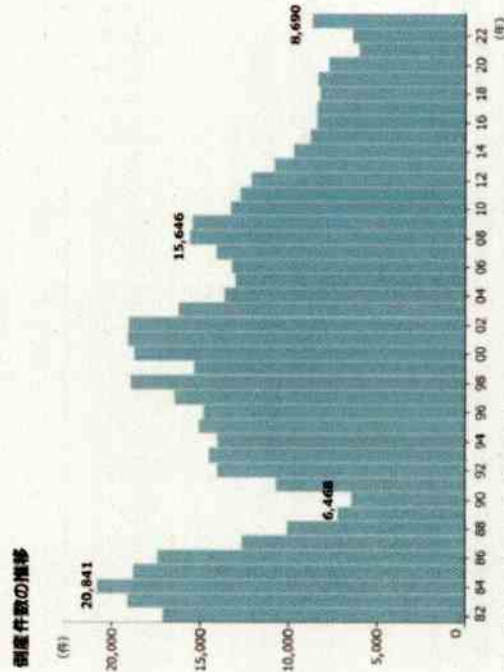
2024年版 中小企業白書 (抜粋) (左図)

第1部 令和5年度(2023年度)の中小企業の動向

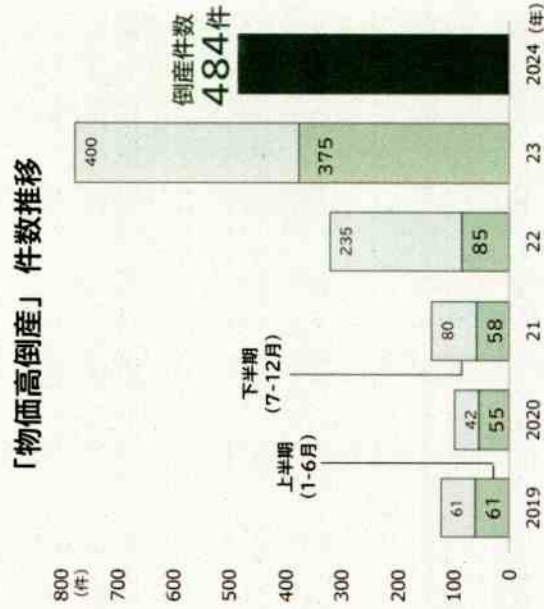
第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては、感染拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

全国企業倒産集計 (2024年6月報) (抜粋) (右図)

物価高(インフレ)倒産は、484件(前年同期 375件、29.1%増)発生した。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』(124件)が最も多く、『製造業』(109件)、『運輸・通信業』(91件)が続いた。



資料：(注) 東京商工リサーチ全国企業倒産状況
 (注) 1. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ることや、経営活動を持続することが困難に方式倒産したことを、私的整理(破産手続以外)、内閣府)も倒産に含まれる。
 2. 倒産総数1,000件以上の倒産が集計対象。



(資料出所) 中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計 (2024年6月報)」

※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

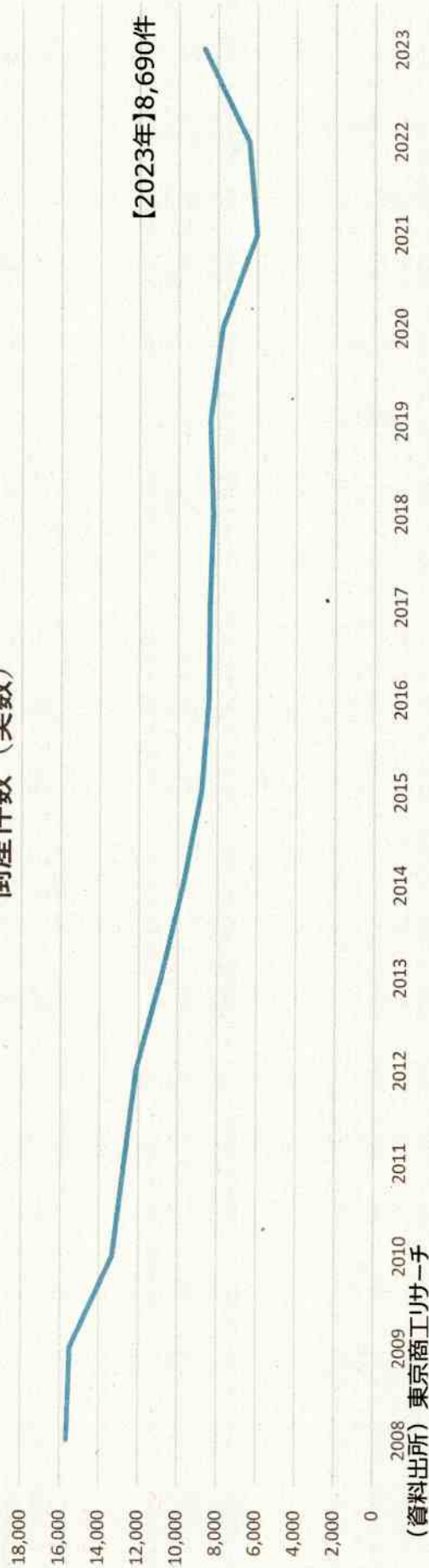
倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】



(資料出所) 東京商工リサーチ

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)				製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率 (%)		
	名目 (億円)	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	指数 (02年=100)	前期比 (%)	実数 (件)	前期比 (%)	実数 (万人)			
												指数 (02年=100)	前期比 (%)
平成 20 年	5,278,238	△ 2.1	-	5,202,331	△ 1.2	124.6	△ 3.4	128.6	△ 4.1	15,646	265	8	4.0
平成 21 年	4,949,384	△ 6.2	-	4,906,150	△ 5.7	97.4	△ 21.9	96.4	△ 25.0	15,480	336	71	5.1
平成 22 年	5,055,306	2.1	-	5,107,200	4.1	112.5	15.6	115.3	19.6	13,321	334	△ 2	5.1
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	-	5,108,416	0.0	109.3	△ 2.8	110.4	△ 4.3	12,734	302	△ 32	4.6
平成 24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	110.1	0.6	112.7	2.2	12,124	285	△ 17	4.3
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	△ 0.5	10,855	265	△ 20	4.0
平成 26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	236	△ 29	3.6
平成 27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	222	△ 14	3.4
平成 28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	208	△ 14	3.1
平成 29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	190	△ 18	2.8
平成 30 年	5,586,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	167	△ 23	2.4
令和 元年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	162	△ 5	2.4
令和 2 年	5,396,459	△ 3.3	-	5,294,598	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	192	30	2.8
令和 3 年	5,531,508	2.5	-	5,437,206	2.7	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	195	3	2.8
令和 4 年	5,617,659	1.6	-	5,502,503	1.2	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	179	△ 16	2.6
令和 5 年	5,934,282	5.6	-	5,602,255	1.8	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	178	△ 1	2.6
令和 5 年 1~3月	5,828,242	2.3	9.5	5,592,709	1.2	103.5	△ 1.7	107.1	△ 3.7	1,956	177	△ 5	2.6
4~6月	5,970,532	2.4	10.1	5,644,064	0.9	104.8	1.3	108.1	0.9	2,086	185	△ 4	2.7
7~9月	5,951,867	△ 0.3	△ 1.2	5,586,763	△ 1.0	103.3	△ 1.4	106.5	△ 1.5	2,238	184	4	2.6
10~12月	5,987,834	0.6	2.4	5,587,609	0.0	104.4	1.1	106.7	0.2	2,410	167	0	2.4
令和 6 年 1~3月	5,974,140	△ 0.2	△ 0.9	5,547,279	△ 0.7	99.0	△ 5.2	98.7	△ 7.5	2,319	175	△ 2	2.5
4~6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 6 年 1月	-	-	-	-	-	98.0	△ 6.7	98.6	△ 7.9	701	170	△ 2	2.4
2月	-	-	-	-	-	97.4	△ 0.6	98.1	△ 0.5	712	182	12	2.6
3月	-	-	-	-	-	101.7	4.4	99.4	1.3	906	182	0	2.6
4月	-	-	-	-	-	100.8	△ 0.9	99.7	0.3	783	183	1	2.6
5月	-	-	-	-	-	103.6	2.8	-	-	1,009	182	△ 1	2.6
6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	820	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」				経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ 総務省「労働力調査」				

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期 (月、四半期) 比 (差) であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。

3 鉱工業生産指数の令和6年5月分の数値は速報値である。

4 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、平成30年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前期比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率										
	新規 (倍)	有効 (倍)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	調査産業計			製造業							
							名目指数	実質指数	前期比 (%)	名目指数	実質指数	前期比 (%)					
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	102.3	0.5	△ 2.8	29.67	99.4	102.7	1.8	102.7	1.6	13.70
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	101.3	0.1	△ 0.8	30.41	99.8	102.0	0.4	102.0	0.5	14.29
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	102.0	0.6	0.8	30.63	100.5	102.9	0.7	102.9	0.8	14.15
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	101.9	0.4	△ 0.2	30.69	102.0	103.8	1.5	103.8	0.9	13.32
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	102.1	1.4	0.2	30.88	103.8	104.3	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	101.2	△ 0.4	△ 1.0	31.53	103.5	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	100.0	△ 1.2	△ 1.2	31.13	100.0	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	100.6	0.3	0.6	31.28	101.9	102.2	2.0	102.2	2.2	13.45
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	99.6	2.0	△ 1.0	31.60	103.6	100.9	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	97.1	1.2	△ 2.5	32.24	105.4	98.9	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
令和 5 年 1~3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	97.8	0.2	△ 0.3	32.17	103.8	98.8	0.0	98.8	△ 0.5	13.68
4~6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	98.1	1.4	0.3	31.83	106.1	99.9	2.2	99.9	1.1	13.51
7~9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	96.5	△ 1.0	△ 1.6	32.29	105.6	98.7	△ 0.5	98.7	△ 1.2	13.38
10~12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	95.8	0.4	△ 0.7	32.67	105.3	97.4	△ 0.3	97.4	△ 1.3	13.29
令和 6 年 1~3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	96.2	0.4	0.4	30.91	104.9	96.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	13.02
令和 6 年 1月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	96.3	0.2	0.5	30.88	104.7	97.0	△ 1.5	97.0	△ 1.3	12.92
2月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	96.2	0.1	△ 0.1	30.92	104.9	96.9	0.2	96.9	△ 0.1	13.11
3月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	96.2	0.5	0.0	30.93	105.1	96.8	0.2	96.8	△ 0.1	13.04
4月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.4	0.5	104.6	95.9	0.2	△ 0.3	30.48	106.6	97.6	1.4	97.6	0.8	12.98
5月	2.16	1.24	109.5	0.4	122.2	0.7	106.7	97.4	2.0	1.6	30.26	107.1	97.6	0.5	97.6	0.0	12.77
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」										

- (注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期(四半期、月)比であり、そのほかの数値は原数値である。
 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。令和6年5月は速報値。
 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 国内企業物価指数の令和6年5月分の数値は速報値であり、同指数の令和2年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移 (1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：%)

	男女計										男性							女性						
	年齢計		15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上		
	年	月																						
平成	26	年	3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2	2.2	3.7	7.1	4.8	3.2	2.9	3.7	2.6	3.4	3.4	3.5	3.1	2.5	1.5		
平成	27	年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	3.7	2.4	3.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0		
平成	28	年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3		
平成	29	年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	2.6	2.3	2.2	1.2		
平成	30	年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	2.2	2.0	2.0	0.8		
令和	元	年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.1	1.9	1.9	0.8		
令和	2	年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	2.3	2.3	2.1	1.1		
令和	3	年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	2.3	2.3	2.5	1.1		
令和	4	年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	2.3	2.0	2.2	1.1		
令和	5	年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	2.3	3.8	2.2	2.0	2.1	1.0		
令和	6	年	2.4	3.7	3.3	2.1	2.1	2.4	1.7	2.5	4.4	3.0	2.1	2.0	2.8	2.4	2.3	2.9	2.2	2.2	1.9	...		
	2	月	2.6	4.2	3.3	2.5	2.2	2.6	1.7	2.7	4.7	3.1	2.1	2.4	2.9	...	2.6	3.7	3.1	2.0	2.2	...		
	3	月	2.6	4.5	3.7	2.4	2.0	2.7	1.7	2.7	4.8	3.5	2.3	2.1	2.8	...	2.6	4.0	2.5	2.0	2.4	...		
	4	月	2.6	4.1	3.6	2.5	2.1	2.6	1.9	2.8	3.9	3.6	2.7	2.1	3.1	...	2.4	4.2	2.2	2.0	2.1	...		
	5	月	2.6	4.2	3.4	2.5	1.9	2.6	2.0	2.9	4.2	3.5	2.9	2.0	2.8	...	2.3	4.3	2.0	1.8	2.4	...		

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：%)

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
								1月	2月	3月	4月	5月
現金給与 総額	30人以上	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	1.7	1.8	2.0	2.8
	500人以上	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	△ 0.3	1.2	1.7	1.0
	100～499人	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	△ 0.2	0.7	0.3	3.7
	30～99人	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	3.3	3.5	3.4	2.7
	5～29人	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	1.2	△ 0.2	1.1	0.4
定期給与 総額	30人以上	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	1.9 (2.2)	2.1 (2.3)	2.3 (2.5)	3.5 (3.6)
	500人以上	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.3 (1.4)	0.8 (0.8)	1.6 (1.8)	2.3 (2.1)
	100～499人	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	0.6 (0.9)	0.9 (1.0)	0.7 (0.9)	3.2 (3.4)
	30～99人	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	1.7 (2.1)	3.0 (3.5)	3.6 (4.0)	4.2 (4.4)
	5～29人	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.3 (1.3)	1.2 (1.4)	0.9 (0.9)	0.8 (0.9)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較しているため、指数から

算出した場合と一致しない。

4 令和6年5月分の数値は速報値である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
	1月	2月	3月	4月	5月	1月	2月	3月	4月	5月				
30人以上	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.98	24.85	24.67	24.41	23.87
500人以上	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.48	15.42	15.19	15.09	14.83
100～499人	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	24.27	24.03	23.86	23.70	22.74
30～99人	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.48	30.41	30.26	29.92	29.61
5～29人	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.19	40.45	40.74	40.09	40.36

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 令和6年5月分の数値は速報値である。

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間						所定外労働時間					
	30人以上			5～29人			30人以上			5～29人		
	調査産業計		前年比	調査産業計		前年比	調査産業計		前年比	調査産業計		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
平成 28 年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
平成 29 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
平成 30 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和 元 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
令和 2 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
令和 3 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
令和 4 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
令和 5 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3	7.4	0.2	8.9	△ 7.1
令和 6 年 1 月	123.7	△ 0.4	111.9	△ 0.8	11.2	△ 4.2	13.5	△ 6.9	7.0	△ 1.4	7.3	△ 12.0
2 月	128.0	0.0	119.0	△ 0.9	11.7	△ 2.5	14.6	△ 6.4	7.5	0.0	8.6	△ 12.2
3 月	129.7	△ 2.8	119.5	△ 2.3	12.2	△ 1.6	14.9	△ 5.7	7.9	△ 2.4	9.0	△ 7.2
4 月	135.3	△ 0.5	124.2	△ 1.1	12.2	△ 3.2	14.6	△ 5.8	7.7	△ 1.3	8.4	△ 10.7
5 月	132.6	2.4	118.7	△ 0.2	11.6	△ 0.8	13.7	△ 2.2	7.2	△ 1.3	7.4	△ 8.6

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 令和6年5月分の数値は速報値である。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和6年）

連合	第7回(最終)回答集計結果(令和6年7月3日)	
	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均) 30歳
1,000人以上	441組合 1,898,345人 16,619円(11,502円) 5.27% (3.71%)	18組合 61,792人 11,853円(6,126円) 3.74% (1.77%)
300~999人	841組合 459,089人 14,588円(10,139円) 5.14% (3.68%)	41組合 22,728人 10,669円(6,569円) 3.65% (2.23%)
100~299人	1,148組合 205,345人 12,871円(9,387円) 4.85% (3.62%)	67組合 11,522人 8,937円(5,169円) 3.36% (1.96%)
~99人	1,209組合 60,202人 11,125円(8,333円) 4.39% (3.36%)	74組合 4,013人 6,570円(3,967円) 2.60% (1.61%)
規模計	3,639組合 2,622,981人 15,818円(10,995円) 5.20% (3.69%)	200組合 100,055人 8,678円(5,164円) 3.20% (1.88%)

(注) 1 ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終)回答集計結果。

2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。

3 個別賃金方式は「純べア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純べア」方式の数値である。

4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

時給	第7回(最終)回答集計結果(令和6年7月3日)	
	単純平均	加重平均
386組合 885,369人	賃上げ額 引上げ率 平均時給	53.78円(39.74円) — 1,148.92円(1,091.78円)
146組合 27,845人	賃上げ額 賃上げ率	10,869円(6,828円) 4.23%(3.09%)

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終)回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和6年5月20日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要22業種 大手244社	89社 19,480円(13,110円) 5.58% (3.91%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
2 調査対象244社のうち151社(61.9%)の回答を把握したが、うち62社は平均金額不明のため、集計より除外。
3 ()内の数値は、令和5年5月19日付第1回集計結果(92社)。

経団連(中小企業)第1回集計(令和6年6月13日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	226社 10,420円(7,864円) 3.92% (2.94%)

- (注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
2 238社(31.6%)から回答を把握したが、このうち12社は平均金額不明等のため、集計より除外。
3 了承、妥結を含む。
4 ()内の数値は、令和5年6月23日付第1回集計結果。

【参考】

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

	(加重平均)
正社員 (月給)	全体 9,662円 1,586社 3.62% 20人以下 8,801円 709社 3.34%
パート・ アルバイト (時給)	全体 37.6円 1,070社 3.43% 20人以下 43.3円 450社 3.88%

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回(最終)回答集計結果(令和6年7月3日)

	一時金	2024年回答		2023年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	集計対象組合	対象組合員数
夏季	回答月数	2,485組合	2,52ヶ月 1,723,125人	2,675組合	2,34ヶ月 1,777,471人
	回答額	1,598組合	742,745円 819,811人	2,009組合	717,421円 1,175,981人
年間	回答月数	2,349組合	5.09ヶ月 1,964,110人	2,213組合	4.87ヶ月 1,960,479人
	回答額	1,252組合	1,638,723円 945,007人	1,344組合	1,588,396円 1,127,836人

(注) 1 △はマイナスを表す。以下同じ。

2 数値は組合員一人当たりの加重平均。

3 2023年回答の数値は2023年7月5日付 第7回(最終)回答集計結果

経団連集計

	2024年夏季				2023年夏季			
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率		
総平均	—	—	—	161社	903,397円	0.47%		
製造業平均	—	—	—	127社	952,574円	3.50%		
非製造業平均	—	—	—	34社	777,293円	△6.24%		

(注) 1 2024年夏季の数値は今後公表される見込み。2023年夏季の数値は2023年8月9日付 最終集計結果。

以下の注は2023年夏季の集計に関するものである。

2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。

3 20業種179社(74.3%)の妥結を把握しているが、うち18社は平均額不明等のため集計より除外。

4 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

5 増減率は、前年公表値(最終集計)との比較により算定。

11 企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」 - 「悪い」・%ポイント)

	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年					
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月最近	6月先行き
規模計															
製造業	-6	2	5	6	2	1	0	2	-4	-1	0	5	4	5	6
非製造業	-9	-7	-7	0	-2	4	5	10	12	14	16	18	18	19	13
大企業															
製造業	5	14	18	18	14	9	8	7	1	5	9	12	11	13	14
非製造業	-1	1	2	9	9	13	14	19	20	23	27	30	34	33	27
中堅企業															
製造業	-2	5	6	6	3	0	0	1	-5	0	0	5	6	8	7
非製造業	-11	-8	-6	1	0	6	7	11	14	17	19	20	20	22	16
中小企業															
製造業	-13	-7	-3	-1	-4	-4	-4	-2	-6	-5	-5	1	-1	-1	0
非製造業	-11	-9	-10	-4	-6	-1	2	6	8	11	12	14	13	12	8

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。
調査対象企業数は、令和6年6月調査の時点で、9,076社である。

資本金
大企業 10億円以上
中堅企業 1億円以上10億円未満
中小企業 2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

- 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。
- 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。
そして、次式によりディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

口 経常利益増減

(前年度比・%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計				
製造業	50.7	8.0	9.6	-8.1
非製造業	35.8	24.0	14.6	-7.2
大企業				
製造業	53.7	11.7	9.1	-8.8
非製造業	44.4	32.7	15.5	-8.5
中堅企業				
製造業	37.3	-3.4	10.5	-4.4
非製造業	31.6	18.0	13.3	-4.6
中小企業				
製造業	45.0	-7.8	12.7	-6.4
非製造業	21.8	8.4	13.2	-5.8

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益、財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計				
製造業	8.79	8.64	9.10	8.17
非製造業	4.85	5.57	6.14	5.61
大企業				
製造業	10.48	10.52	11.50	10.23
非製造業	6.31	7.61	8.71	7.78
中堅企業				
製造業	6.21	5.55	5.45	5.07
非製造業	3.73	4.11	4.46	4.16
中小企業				
製造業	4.87	4.24	4.71	4.35
非製造業	3.70	3.79	4.10	3.87

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」・「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年				
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月				
	合計	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3
製造業	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8
建設業	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8
卸売業	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4
小売業	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0
サービス業	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8

資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり (全国で約1万9千社) である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

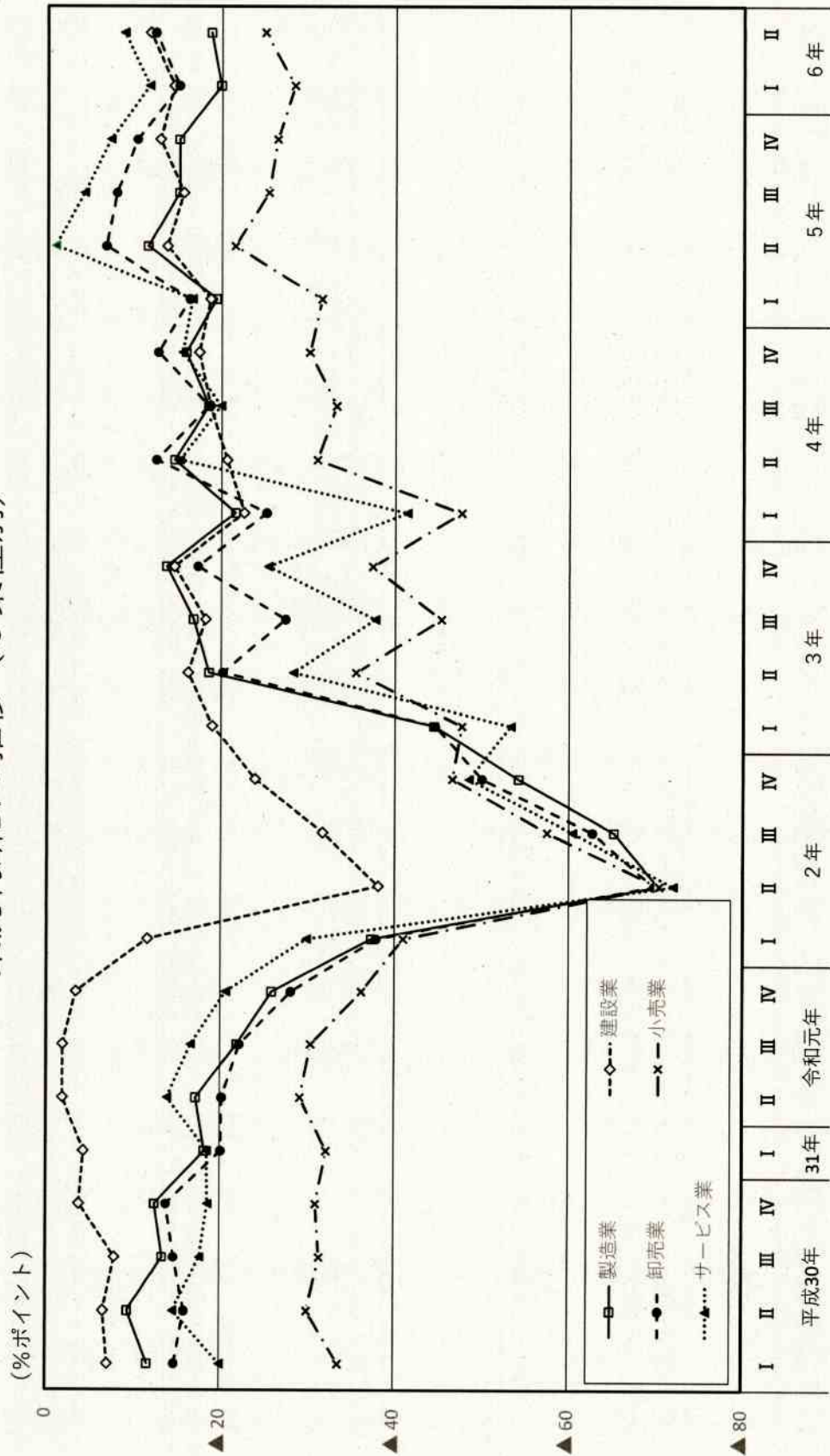
卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合 (百分率) を引いた値である。

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合 (百分率) から、

業況判断DIの推移 (5業種別)



資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
 (注) 前年同期比 「好転」 - 「悪化」

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
A ランク	東京都	329,759	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	344,041	
	神奈川県	266,251	270,514	272,255	271,844	279,926	278,106	270,953	271,922	268,379	277,323	
	大阪府	272,110	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	277,642	
	愛知県	271,832	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	285,759	
	埼玉県	238,982	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	245,539	
	千葉県	244,791	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	252,202	
	兵庫県	247,186	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	254,873	
	京都府	240,823	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	245,148	
	茨城県	260,431	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	266,071	
	静岡県	254,512	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	261,385	
	富山県	253,188	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	253,324	
	広島県	254,365	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	261,807	
	滋賀県	254,213	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	248,362	
	栃木県	254,936	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	262,289	
	群馬県	248,872	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	249,943	252,944	257,532	
	宮城県	253,537	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	243,191	249,119	250,838	
	山梨県	240,181	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	250,496	
	三重県	262,588	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	260,405	
	石川県	244,259	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	246,036	
B ランク	福井県	249,236	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	255,023	
	香川県	251,826	244,907	243,849	243,849	243,374	241,277	244,928	247,080	249,258	248,280	
	岡山県	251,079	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	251,383	
	福井県	247,647	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	248,490	
	奈良県	223,388	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	221,483	
	山口県	244,185	249,845	250,290	248,323	240,929	235,985	238,981	242,759	249,757	248,181	
	長野県	244,711	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	252,743	
	北海道	237,523	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	247,305	
	岐阜県	235,097	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	245,579	
	徳島県	245,456	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	244,457	
	福島県	251,995	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,778	246,752	
	新潟県	242,809	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	245,053	
	和歌山県	238,992	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	247,214	
	愛媛県	226,732	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	242,441	
	高知県	236,386	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	238,481	
	C ランク	大分県	224,161	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	242,209
		熊本県	231,392	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	236,996
		山形県	234,910	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	247,304
		佐賀県	228,957	233,502	234,074	231,737	231,840	231,840	223,388	222,548	226,046	227,037
長崎県		214,089	220,579	217,989	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	224,509	
岩手県		236,303	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	239,030	
高知県		244,947	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	230,372	
鳥取県		228,651	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	221,845	
秋田県		224,748	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	235,573	
鹿児島県		218,984	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	224,419	
宮崎県		214,277	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	223,818	
青森県		217,484	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	227,669	
沖縄県		205,547	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	216,848	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査(地方調査)」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位:円)

ランク	都道府県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月
A ラ ン ク	東京都	1,175	1,217	1,238	1,236	1,267	1,268	1,264	1,290
	神奈川県	1,201	1,236	1,256	1,271	1,303	1,317	1,330	1,325
	大阪府	1,130	1,158	1,167	1,187	1,218	1,249	1,255	1,243
	愛知県	1,124	1,149	1,158	1,176	1,206	1,239	1,231	1,233
	埼玉県	1,117	1,146	1,155	1,177	1,208	1,238	1,234	1,240
	千葉県	1,127	1,158	1,168	1,182	1,210	1,246	1,244	1,241
	兵庫県	1,113	1,134	1,151	1,160	1,187	1,214	1,213	1,223
	東京都	1,088	1,118	1,132	1,139	1,173	1,218	1,204	1,207
	茨城県	1,041	1,066	1,078	1,094	1,130	1,175	1,175	1,167
	静岡県	1,071	1,093	1,103	1,122	1,156	1,198	1,190	1,199
	富山県	1,018	1,040	1,050	1,063	1,095	1,133	1,123	1,128
	広島県	1,019	1,037	1,042	1,057	1,096	1,133	1,133	1,131
	滋賀県	1,042	1,078	1,082	1,101	1,129	1,169	1,177	1,152
	栃木県	1,041	1,069	1,075	1,091	1,125	1,153	1,145	1,168
	群馬県	1,035	1,052	1,056	1,071	1,100	1,127	1,120	1,133
	宮城県	1,002	1,025	1,037	1,052	1,084	1,114	1,114	1,116
	山梨県	1,020	1,045	1,050	1,073	1,107	1,165	1,150	1,131
	三重県	1,046	1,069	1,073	1,098	1,129	1,167	1,156	1,164
	石川県	1,017	1,028	1,023	1,041	1,074	1,102	1,108	1,109
福井県	1,010	1,030	1,032	1,048	1,118	1,146	1,139	1,160	
香川県	1,001	1,024	1,024	1,048	1,078	1,120	1,102	1,112	
岡山県	1,003	1,024	1,030	1,049	1,074	1,125	1,113	1,113	
福岡県	986	1,005	1,013	1,036	1,074	1,106	1,120	1,108	
奈良県	1,047	1,076	1,092	1,106	1,138	1,179	1,159	1,167	
山口県	980	1,003	1,011	1,036	1,071	1,124	1,118	1,101	
長野県	1,000	1,022	1,025	1,047	1,080	1,111	1,109	1,106	
北海道	987	1,010	1,024	1,049	1,084	1,140	1,118	1,119	
岐阜県	1,025	1,047	1,054	1,075	1,102	1,123	1,141	1,134	
徳島県	1,024	1,041	1,053	1,064	1,095	1,131	1,101	1,138	
愛媛県	988	1,000	993	1,009	1,040	1,070	1,082	1,066	
新潟県	978	1,001	1,007	1,024	1,061	1,097	1,083	1,086	
和歌山県	1,008	1,034	1,043	1,054	1,086	1,123	1,116	1,110	
愛知県	970	988	997	1,017	1,050	1,079	1,077	1,085	
島根県	959	982	990	1,004	1,036	1,079	1,054	1,067	
大分県	939	967	980	1,000	1,038	1,083	1,061	1,067	
熊本県	971	990	1,005	1,029	1,065	1,103	1,095	1,097	
山形県	942	973	974	992	1,021	1,061	1,045	1,053	
佐賀県	954	972	981	1,004	1,036	1,075	1,065	1,073	
長崎県	935	961	976	991	1,027	1,063	1,061	1,066	
岩手県	914	945	947	969	1,008	1,041	1,028	1,020	
高知県	941	971	982	997	1,035	1,073	1,080	1,074	
鳥取県	969	987	989	1,006	1,037	1,104	1,066	1,092	
島根県	915	938	956	977	1,007	1,049	1,039	1,043	
鹿児島県	929	955	973	983	1,031	1,069	1,069	1,070	
宮崎県	929	946	960	989	1,027	1,064	1,044	1,058	
青森県	901	928	942	960	990	1,036	1,023	1,031	
沖縄県	974	1,010	1,030	1,048	1,087	1,179	1,125	1,126	
全国	1,059	1,082	1,092	1,110	1,145	1,176	1,173	1,179	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受雇したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常時的雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のパートタイム労働者を対象としている。

3 1 求人票当たり1 募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することになっており、その平均額を1 募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月
A ラ ン ク	東京都	1,111	1,157	1,176	1,180	1,209	1,217	1,215	1,232
	神奈川県	1,132	1,163	1,184	1,199	1,231	1,249	1,263	1,258
	大阪府	1,074	1,099	1,108	1,129	1,163	1,194	1,199	1,192
	愛知県	1,046	1,070	1,079	1,099	1,127	1,159	1,157	1,158
	埼玉県	1,056	1,083	1,090	1,112	1,145	1,174	1,175	1,182
	千葉県	1,070	1,097	1,106	1,123	1,151	1,186	1,184	1,182
	兵庫県	1,052	1,071	1,086	1,100	1,130	1,157	1,155	1,166
	京都府	1,029	1,057	1,069	1,080	1,113	1,158	1,144	1,147
	茨城県	983	1,003	1,017	1,034	1,070	1,112	1,107	1,111
	静岡県	1,017	1,034	1,043	1,064	1,096	1,134	1,127	1,138
	富山県	964	983	996	1,011	1,043	1,078	1,075	1,075
	広島県	970	987	993	1,011	1,049	1,083	1,078	1,079
	滋賀県	993	1,024	1,028	1,047	1,076	1,115	1,126	1,098
	岐阜県	982	1,011	1,017	1,034	1,066	1,094	1,083	1,106
	静岡県	971	990	995	1,013	1,041	1,069	1,063	1,077
	宮城県	953	974	982	1,000	1,034	1,066	1,063	1,065
	山梨県	963	983	987	1,012	1,043	1,081	1,087	1,072
	三重県	992	1,013	1,017	1,043	1,072	1,105	1,099	1,103
	石川県	956	970	970	1,023	1,053	1,082	1,078	1,089
	福井県	954	973	974	1,018	1,053	1,082	1,078	1,089
香川県	945	968	975	996	1,019	1,058	1,045	1,055	
岡山県	949	968	975	996	1,022	1,068	1,060	1,061	
福岡県	937	955	963	984	1,021	1,068	1,062	1,053	
B ラ ン ク	奈良県	989	1,015	1,030	1,044	1,078	1,120	1,101	1,112
	山口県	939	958	964	989	1,024	1,076	1,068	1,055
	長野県	947	971	976	998	1,030	1,059	1,058	1,059
	北海道	949	969	982	1,007	1,043	1,097	1,074	1,075
	岐阜県	969	988	996	1,017	1,045	1,065	1,082	1,076
	徳島県	958	970	982	997	1,029	1,065	1,041	1,064
	福島県	935	950	944	964	995	1,024	1,032	1,016
	新潟県	933	954	960	977	1,012	1,049	1,039	1,037
	和歌山県	955	977	986	1,002	1,033	1,069	1,065	1,061
	愛媛県	917	936	945	969	1,001	1,029	1,027	1,031
	鳥取県	917	932	942	958	988	1,024	1,014	1,018
	大分県	899	924	934	957	994	1,039	1,018	1,024
	熊本県	919	935	949	975	1,009	1,043	1,039	1,039
	山形県	899	923	928	948	974	1,010	1,003	1,007
	佐賀県	914	925	936	958	989	1,028	1,019	1,024
	長崎県	896	917	934	951	985	1,023	1,018	1,020
	岩手県	877	901	906	928	963	998	986	982
	高知県	910	930	942	958	995	1,034	1,033	1,027
	高島県	918	935	941	961	993	1,056	1,023	1,046
	秋田県	880	900	917	941	968	1,013	999	1,003
鹿児島県	887	909	925	948	984	1,020	1,019	1,016	
青森県	888	902	916	946	982	1,018	1,000	1,014	
宮城県	868	893	906	927	956	999	984	994	
沖縄県	928	957	973	994	1,029	1,122	1,070	1,066	
全国	1,003	1,025	1,035	1,054	1,089	1,121	1,118	1,123	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常時的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 1 求人票当たり1 募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することになっており、その下限額を1 募集賃金として算出している。

(2) 労働時間
 常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模5人以上）

(単位：時間)

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ラ ン ク	東京	145.2	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	139.9	12.3	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7	11.7
	神奈川	138.2	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	130.2	11.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	8.5	9.4	9.7	10.5
	大阪	143.0	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	133.1	10.8	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0	8.9
	愛知	146.2	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	138.5	12.5	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7	11.7
	埼玉	137.9	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	130.1	10.5	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	8.6	9.9	9.9
	千葉	138.3	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	130.5	10.9	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0	9.4
	兵庫	140.8	138.9	136.7	136.0	134.1	131.4	129.6	129.5	131.1	131.6	10.4	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	8.0	9.2	9.3
	京都	139.7	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	126.8	10.6	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8	9.1
	茨城	151.8	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	139.2	14.5	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8	10.1
	静岡	146.0	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	140.5	11.4	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3	10.9
B ラ ン ク	富山	150.6	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	141.2	10.7	11.2	10.9	11.1	10.7	11.0	8.1	8.3	8.5	8.7
	広島	147.5	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	137.5	12.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9	10.7
	滋賀	143.6	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	130.3	11.4	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8	9.9
	栃木	149.9	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	140.1	12.5	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4	10.8
	群馬	150.4	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	144.5	12.7	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3	11.7
	宮城	150.1	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	140.5	11.6	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7	9.4
	山梨	146.8	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	137.4	10.9	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4	11.0
	三重	148.8	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	136.7	13.0	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3	10.0
	石川	148.6	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	138.8	10.2	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3	9.6
	福井	148.8	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	136.1	11.4	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4	8.6
C ラ ン ク	香川	150.1	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	139.8	11.2	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	10.0
	岡山	151.2	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	141.0	11.5	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5	10.4
	福岡	155.0	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	139.0	10.4	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9	8.9
	奈良	136.4	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	124.1	8.1	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1	6.7
	山口	148.0	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	137.3	11.1	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2	9.0
	長野	149.0	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	140.3	10.5	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9	10.1
	北海道	150.8	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	137.9	11.1	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0	9.0
	岐阜	144.7	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	135.7	10.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6	9.2
	徳島	151.5	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	138.3	9.3	10.6	10.4	10.1	11.1	11.1	9.4	10.2	11.2	10.5
	福島	156.3	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	144.9	9.3	10.6	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	8.7
新潟	150.6	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	141.2	10.3	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	9.4	10.3	11.5	
和歌山	145.9	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	139.8	9.3	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	11.5	
愛媛	149.3	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	140.1	10.4	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	9.6	
島根	154.2	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	141.0	10.1	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	8.8	
大分	149.0	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	141.1	9.2	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0	9.6	
熊本	152.3	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.7	139.5	141.7	139.5	10.1	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4	9.6	
山形	156.4	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	146.9	11.3	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9	10.1	
佐賀	154.4	153.6	153.6	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	138.0	10.1	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1	8.7	
長崎	149.5	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	139.7	10.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0	9.2	
岩手	158.0	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	145.2	10.7	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8	9.5	
高知	152.0	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	135.2	9.0	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7	7.2	
鳥取	149.4	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	139.0	8.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5	7.8	
島根	152.0	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	144.6	9.8	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0	8.2	
鹿児島	150.0	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	138.5	8.8	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0	9.2	
鹿儿岛	150.6	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	140.3	9.6	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4	9.3	
青森	155.1	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	146.1	9.4	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9	7.9	
沖縄	148.0	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	138.3	8.1	8.8	8.8	9.2	8.1	8.0	8.0	7.9	8.8	7.8	

資料出所 厚生労働省「毎月労働統計調査(地方調査)」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

(2) 消費者物価地域差指数の推移① (都道府県庁所在都市)

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数 (全国平均=100)																				
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年											
A ランク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
	東 京	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	105.4	105.4	106.0	105.3	105.3	105.3	105.3	105.3	105.5	105.5	105.4	105.4	105.4	105.4	
	神 奈 川	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.7	103.7	103.6	103.6	103.6	103.6	103.6	103.7	103.7	103.7	103.7	103.7	103.7	103.7
	大 阪	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.3	100.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	愛 知	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.5	98.5	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2	99.2
	埼 玉	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.4	101.4	101.6	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3
	千 葉	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.3	101.3	101.1	100.6	100.6	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1
	兵 庫	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.9	100.9	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.4	99.4	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0
	京 都	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	100.8	100.8	101.6	101.1	101.1	101.1	101.1	100.8	100.8	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7
	茨 城	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.6	98.6	98.3	98.6	98.6	98.6	98.6	98.9	98.9	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0
	静 岡	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.2	99.2	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	100.0	100.0	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1
	富 山	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	98.9	98.9	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	98.6	98.6	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8
	石 川	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.9	98.9	98.7	98.8	98.8	98.8	98.8	98.9	98.9	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0
	滋 賀	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.5	100.5	100.0	100.4	100.4	100.4	100.4	100.0	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5
	福 井	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	99.1	99.9	99.4	99.4	99.6	99.6	99.6	99.4	99.6	99.7	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1
	山 梨	98.4	98.5	98.7	98.9	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	98.2	98.3	98.3	98.3	98.9	98.9	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6
	三 重	98.6	99.0	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3
	石 川	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.1	98.1	98.0	98.2	98.2	98.2	98.2	98.5	98.5	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2
	福 岡	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9	99.4	99.4	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
香 川	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	98.7	98.7	97.8	98.0	98.0	98.0	98.0	97.8	97.8	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7	
徳 島	97.7	98.3	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7	98.7	99.3	99.3	99.3	99.3	99.1	99.1	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	98.6	
香 川	98.4	99.1	98.9	98.9	98.5	97.6	97.6	97.6	97.6	98.0	98.0	98.0	98.0	97.9	97.9	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	
岡 山	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	97.6	97.6	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	
福 井	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.4	99.4	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0	98.8	98.8	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	
奈 良	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	97.1	97.1	96.7	96.9	96.9	96.9	96.9	96.7	96.7	96.6	96.6	96.6	96.6	96.6	96.6	
山 口	98.9	99.0	99.0	99.0	98.5	99.2	99.2	99.2	99.9	100.3	100.3	100.3	100.3	100.5	100.5	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	
長 門	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.2	98.2	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4	
北 海 道	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	99.5	99.5	100.1	100.6	100.6	100.6	100.6	100.9	100.9	101.6	101.6	101.6	101.6	101.6	101.6	
岐 阜	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.2	98.2	98.3	98.1	98.1	98.1	98.1	97.9	97.9	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	
徳 島	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	100.5	100.5	99.9	100.1	100.1	100.1	100.1	99.3	99.3	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	
福 島	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.4	100.4	100.6	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7	100.6	100.6	100.6	100.6	100.6	100.6	
新 潟	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	99.0	99.0	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	
和 歌 山	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.2	99.2	99.1	99.1	99.1	99.1	98.9	98.9	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	98.1	
愛 媛	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	97.9	97.9	98.4	98.6	98.6	98.6	98.6	98.7	98.7	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	
島 根	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.9	99.9	99.8	99.5	99.5	99.5	99.5	99.8	99.8	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2	
大 分	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.4	98.4	98.5	98.1	98.1	98.1	98.1	97.7	97.7	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	
熊 本	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	99.0	99.0	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	
山 形	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.1	100.1	100.3	100.5	100.5	100.5	100.5	100.3	100.3	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	
佐 賀	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	97.2	97.2	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	97.9	97.9	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	
長 崎	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.8	100.8	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	
岩 手	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.2	99.2	99.0	99.4	99.4	99.4	99.4	99.1	99.1	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	
高 知	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.8	99.8	99.2	99.3	99.3	99.3	99.3	99.5	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
鳥 取	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	98.2	98.2	97.6	97.8	97.8	97.8	97.8	97.9	97.9	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	
秋 田	98.1	98.2	97.7	98.0	98.2	98.2	98.2	98.2	98.1	98.6	98.6	98.6	98.6	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	
鹿 児 島	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.3	97.3	97.4	97.6	97.6	97.6	97.6	96.8	96.8	96.1	96.1	96.1	96.1	96.1	96.1	
宮 崎	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	96.9	96.9	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	
青 森	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	98.5	98.5	97.9	97.9	97.9	97.9	97.9	98.1	98.1	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	
沖 縄	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.6	99.6	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	100.0	100.0	100.5	100.5	100.5	100.5	100.5	100.5	

資料出所 総務省「小売物価統計調査(構造編)」(平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による)
 (注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。
 2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

7 労働者数等の推移
 (1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県	人数(万人)					前年比増減(%)						
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京	797	812	806	800	797	810	6.3	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4	1.6
	神奈川	299	303	302	299	306	309	8.2	1.3	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.8	0.8
	大阪	389	394	394	394	379	382	△ 0.7	1.2	0.0	0.1	△ 3.8	0.6
	愛知	319	320	319	318	318	316	5.5	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0	△ 0.4
	埼玉	211	214	215	214	222	224	1.2	1.5	0.2	△ 0.4	3.6	1.1
	千葉	174	172	172	172	177	179	2.6	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7	1.2
	兵庫	180	182	180	178	182	183	4.7	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3	0.5
	京都	92	95	95	96	95	95	4.2	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6	0.3
	茨城	99	99	98	98	102	102	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0	△ 0.1
	静岡	140	141	141	141	142	144	△ 0.2	1.0	△ 0.4	0.4	0.9	0.9
B ランク	富山	42	42	42	42	43	44	0.1	0.1	0.9	0.4	1.8	2.1
	石川	105	107	107	107	112	115	4.6	1.7	0.2	△ 0.1	4.2	2.6
	滋賀	51	51	50	50	50	52	3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5	2.6
	岐阜	70	70	70	71	74	74	△ 1.7	0.6	0.2	1.0	3.7	0.6
	群馬	73	73	71	72	73	75	3.4	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2	2.9
	宮城	81	80	80	80	77	79	△ 2.3	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3	2.1
	山梨	29	29	29	29	29	28	4.1	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5	△ 3.5
	山梨	65	65	65	66	67	69	3.3	0.1	0.8	0.6	2.6	2.6
	三重	44	44	43	42	43	43	△ 1.8	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9	△ 1.4
	福井	180	180	182	182	187	190	8.4	△ 0.3	1.0	0.2	3.0	1.5
C ランク	香川	34	35	34	34	35	36	0.9	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6	2.2
	岡山	68	68	68	67	68	70	0.5	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9	2.9
	福岡	30	30	30	30	30	31	0.7	1.2	△ 1.3	0.9	1.7	1.7
	奈良	39	39	39	39	39	39	16.4	0.2	1.1	0.8	△ 1.6	△ 0.2
	山口	48	49	48	48	47	47	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4	1.0
	長野	75	74	75	76	76	77	2.8	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2	2.3
	北海道	177	179	180	179	181	182	△ 0.3	1.4	0.5	△ 0.3	1.0	0.4
	北海道	68	68	68	67	68	68	2.0	0.2	0.0	△ 0.8	1.7	△ 0.3
	徳島	24	23	24	25	24	24	4.4	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1	2.2
	徳島	65	66	66	65	67	67	△ 4.3	1.7	0.5	△ 1.7	2.4	1.4
全国計	新潟	80	82	82	81	83	83	△ 0.7	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0	0.5
	和歌山	29	29	29	28	29	28	3.3	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7	△ 1.4
	愛媛	45	46	45	45	46	46	3.8	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3	0.8
	島根	23	24	23	23	24	24	△ 1.2	1.1	△ 1.8	0.9	2.0	0.9
	大分	38	38	38	38	37	38	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6	2.3
	熊本	57	58	57	56	56	56	5.2	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4	0.8
	山形	38	38	38	38	39	39	△ 0.9	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3	0.9
	佐賀	28	28	28	28	29	29	8.5	0.3	1.1	△ 0.8	2.9	1.9
	長崎	43	43	42	42	41	40	1.9	△ 3.2	△ 0.0	△ 3.1	△ 1.4	△ 1.4
	福岡	42	42	42	42	41	42	2.4	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6	2.2
全国計	高知	23	23	23	23	23	23	2.8	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3	0.8
	鳥取	18	18	18	18	19	19	△ 3.7	1.2	0.0	1.2	4.6	1.0
	秋田	33	33	33	32	32	32	2.1	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5
	鹿島	51	53	53	53	57	58	8.2	4.0	△ 1.2	1.2	7.8	1.6
	宮崎	34	35	35	34	35	36	9.5	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0	1.9
	青森	42	42	42	42	40	41	4.5	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0	0.5
	沖縄	46	47	47	48	49	49	11.0	2.2	0.8	1.0	2.1	0.7
	全国計	4,981	5,078	5,130	5,189	5,134	5,228	0.2	1.2	0.2	0.5	0.8	1.9

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

- (注) 1 事業所規模5人以上の数値である。
 2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
 3 各都道府県の数値は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。
 4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

パートタイム労働者の時間当たり給与と 求人募集賃金、最低賃金の推移

第2回目安に関する小委員会
仁平委員提出資料



データの出典

■HRog賃金Now：株式会社ナウキヤスト(<https://hrogwagenow.com/>)

調査方法：ウェブ上に掲載されている時給表示の募集情報をAIウェブスクレイピングで収集
複数媒体に掲載の求人や、異常な求人数の増加・減少がある媒体は削除
金額幅で表示されている求人は上下の平均値を取得

調査対象：最大125の求人サイト、週次でおよそ350万件以上の求人データのうち、時給表示の
求人広告を対象とし、その他日給等の求人は非対象

■毎月勤労統計調査（地方調査）：厚生労働省

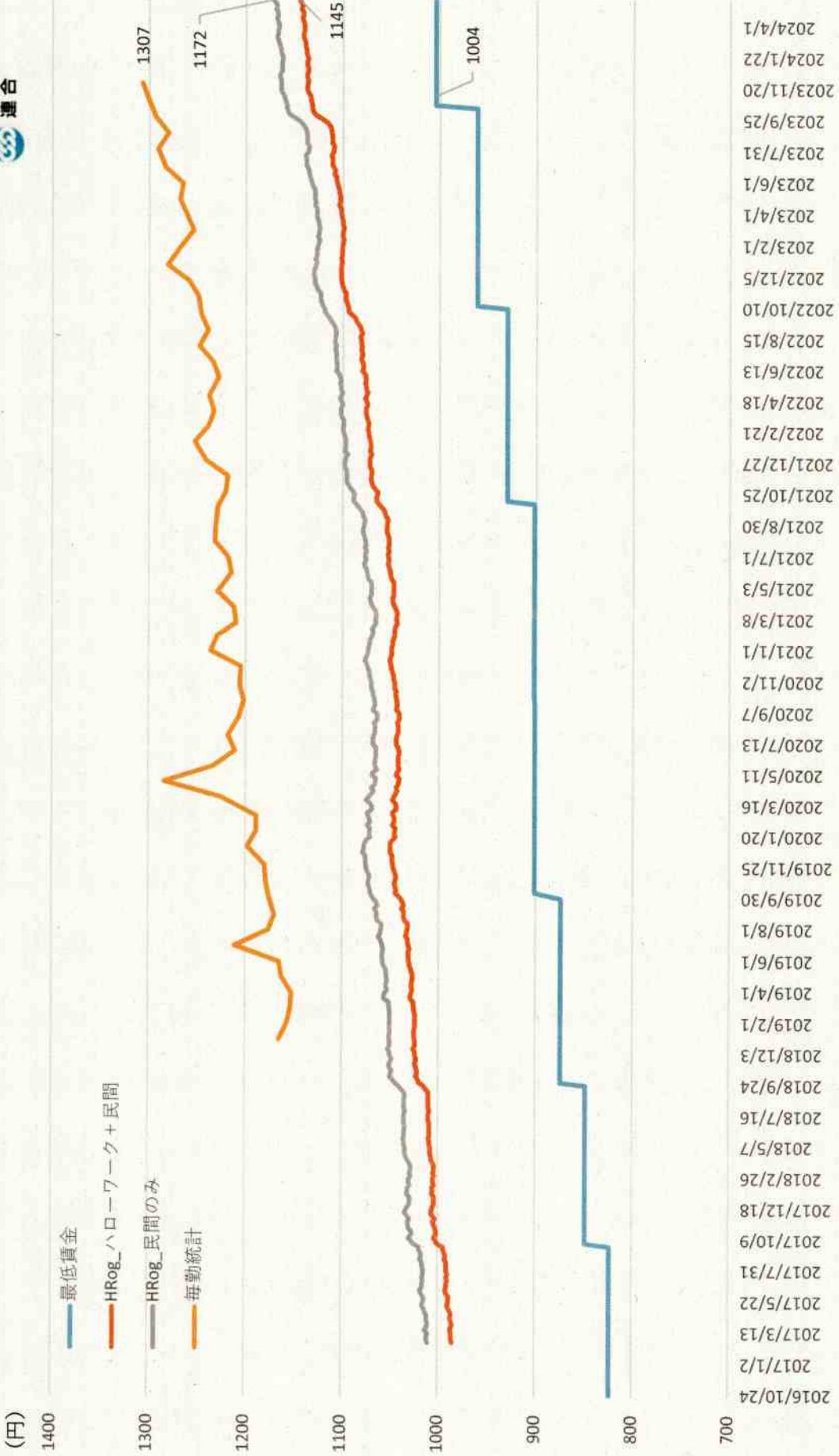
パートタイム労働者の所定内給与額を所定内労働時間で除した値
(事業所規模5人以上、調査産業計)

以上をもとに連合事務局にて作成

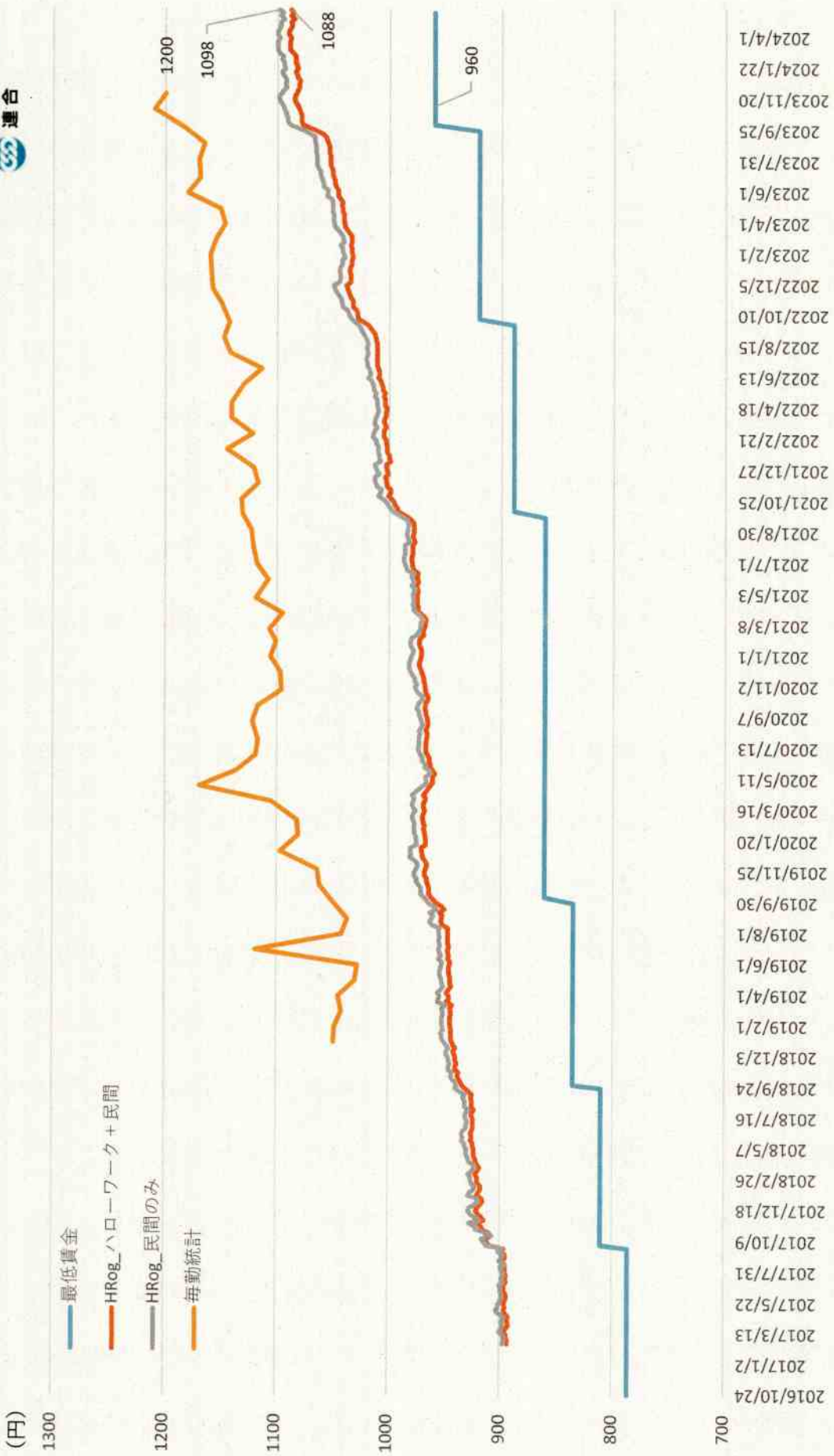
<水準の表記>

HRog_ハローワーク+民間：HRog賃金Now「時間当たり給与(パートタイム労働者)」より
HRog_民間のみ：HRog賃金Now「時間当たり給与(パートタイム労働者)」より
毎勤統計：毎月勤労統計調査(地方調査)より、パートタイム労働者の所定内給与
最低賃金：地域別最低賃金額。全国については全国加重平均の値

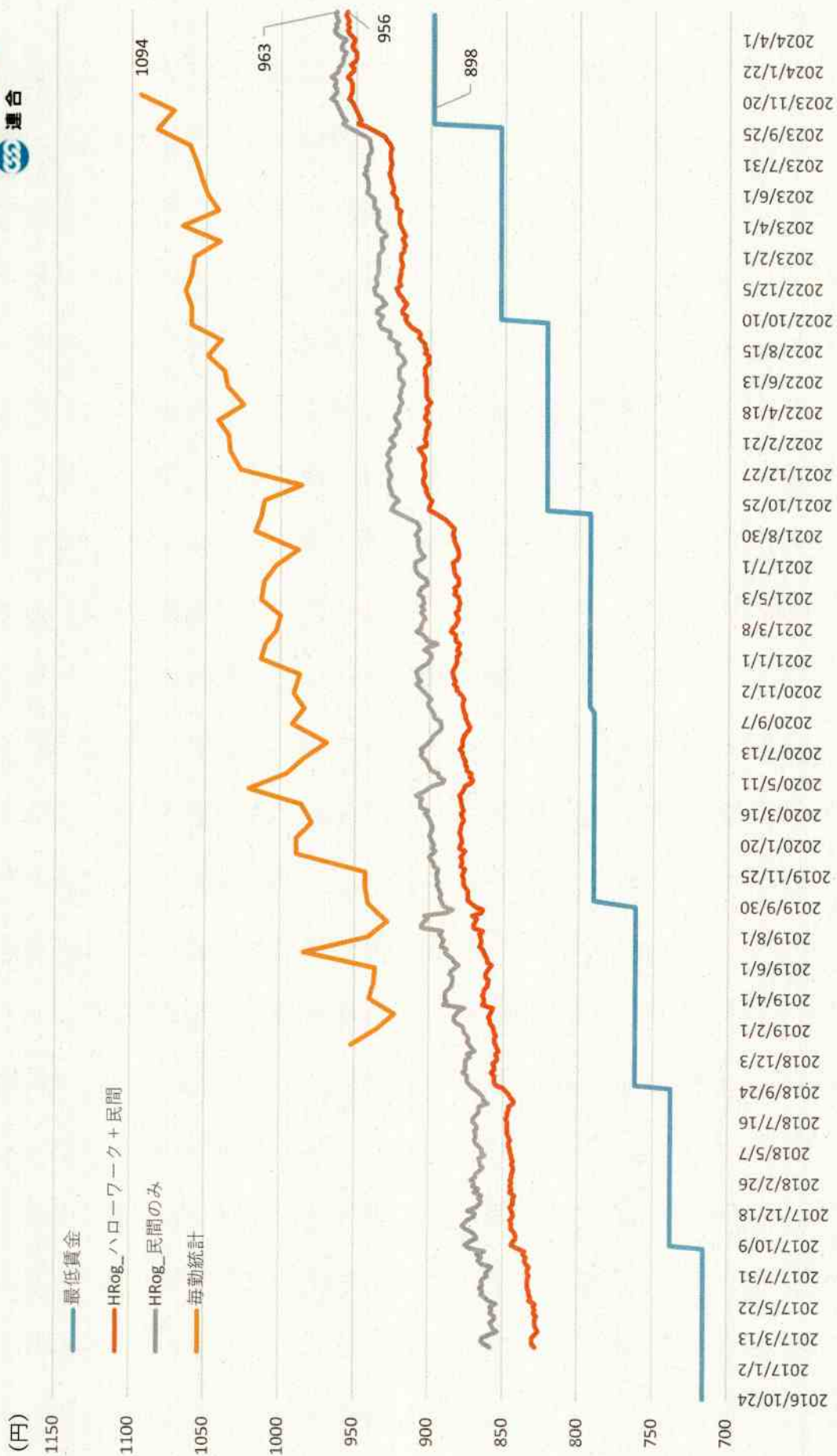
全国



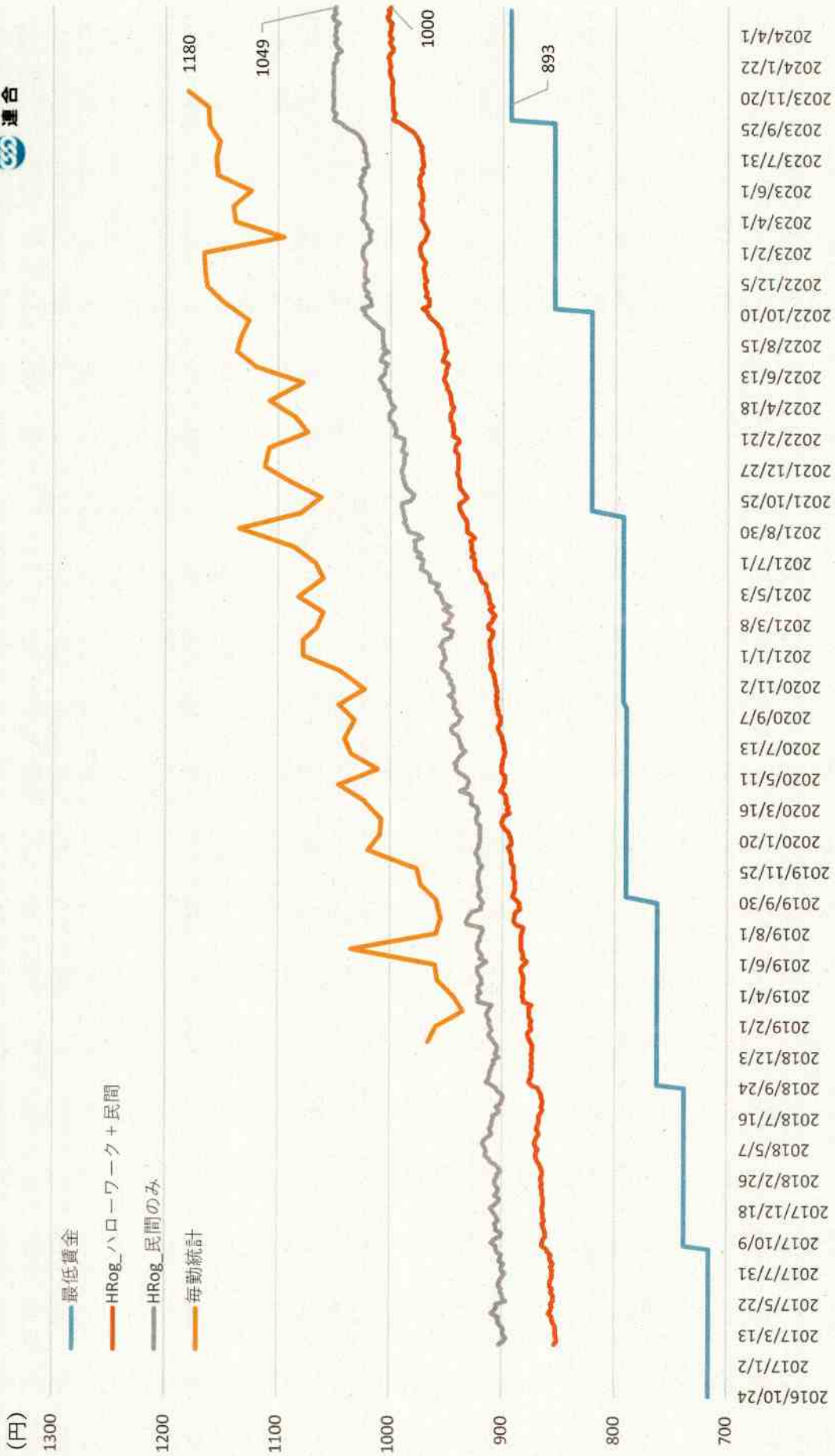
北海道



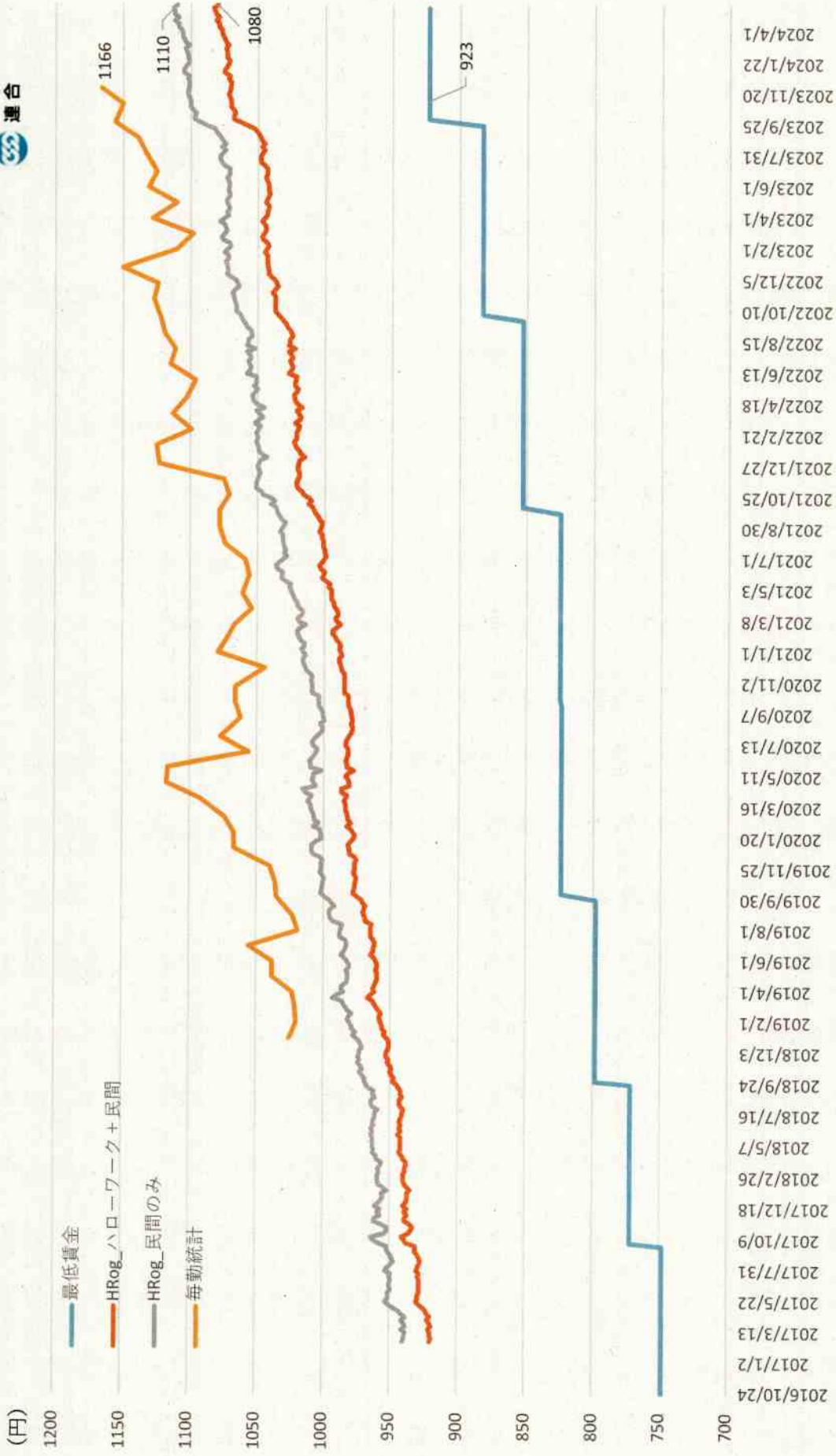
青森



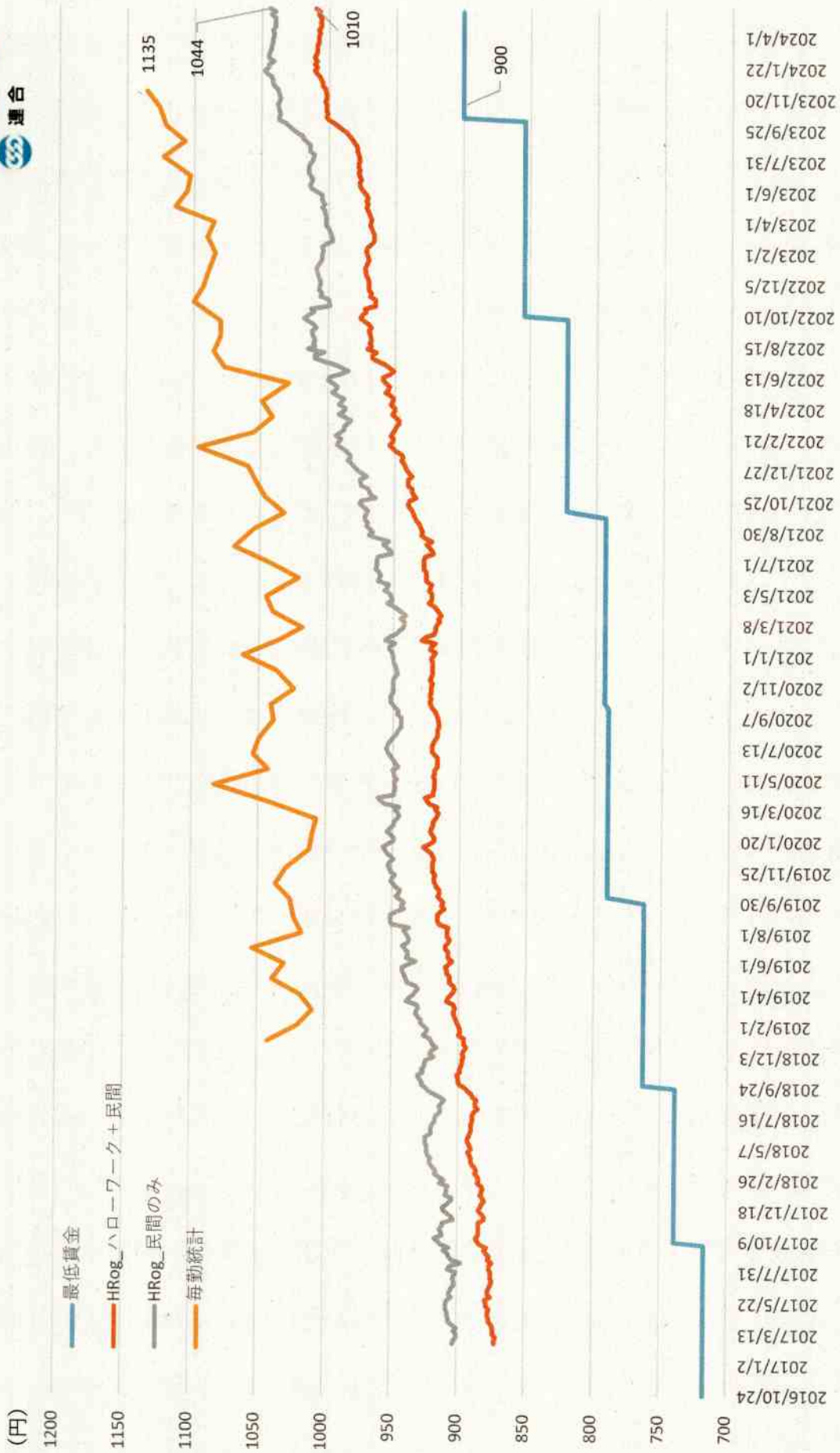
岩手



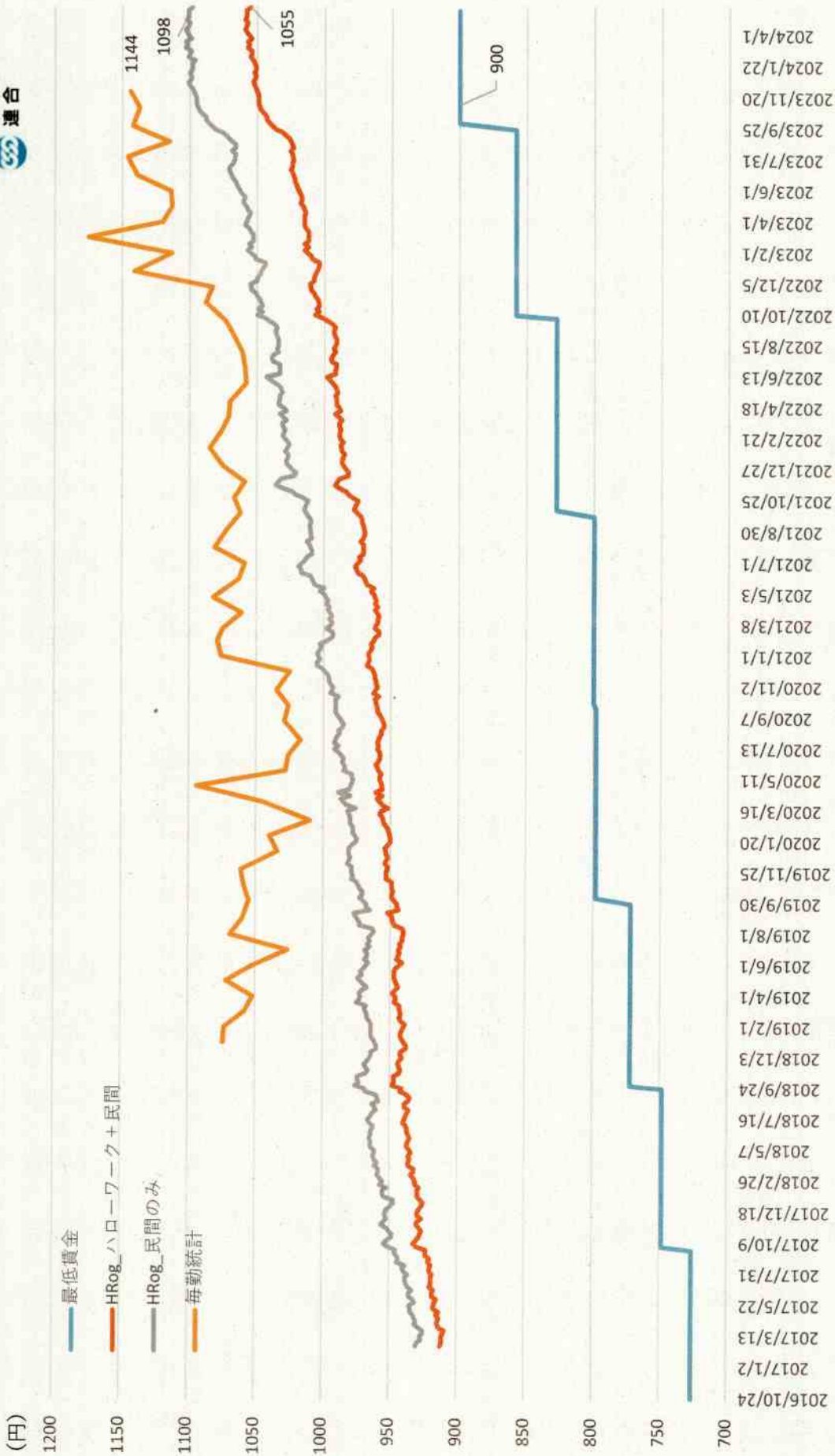
宮城



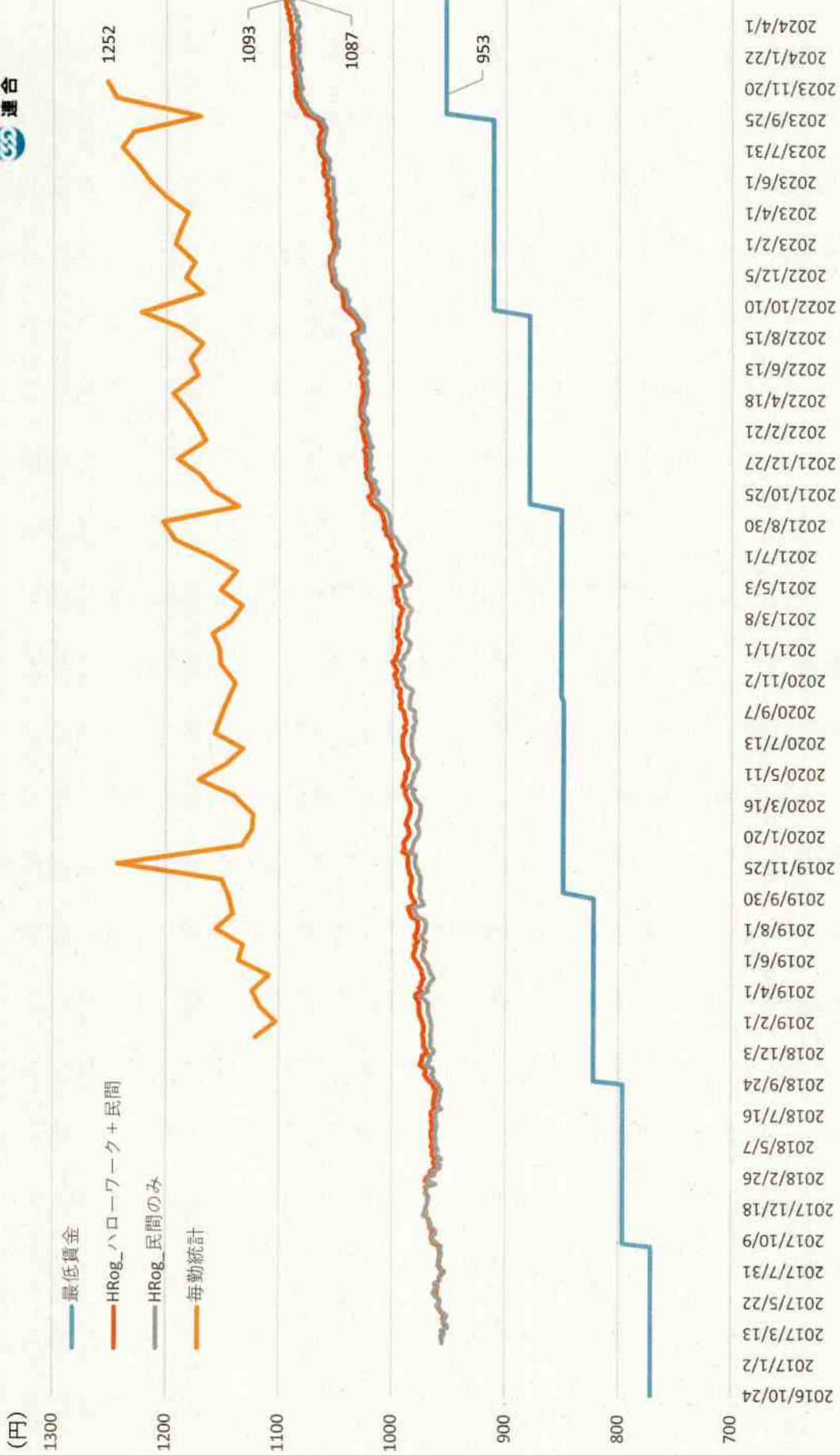
山形



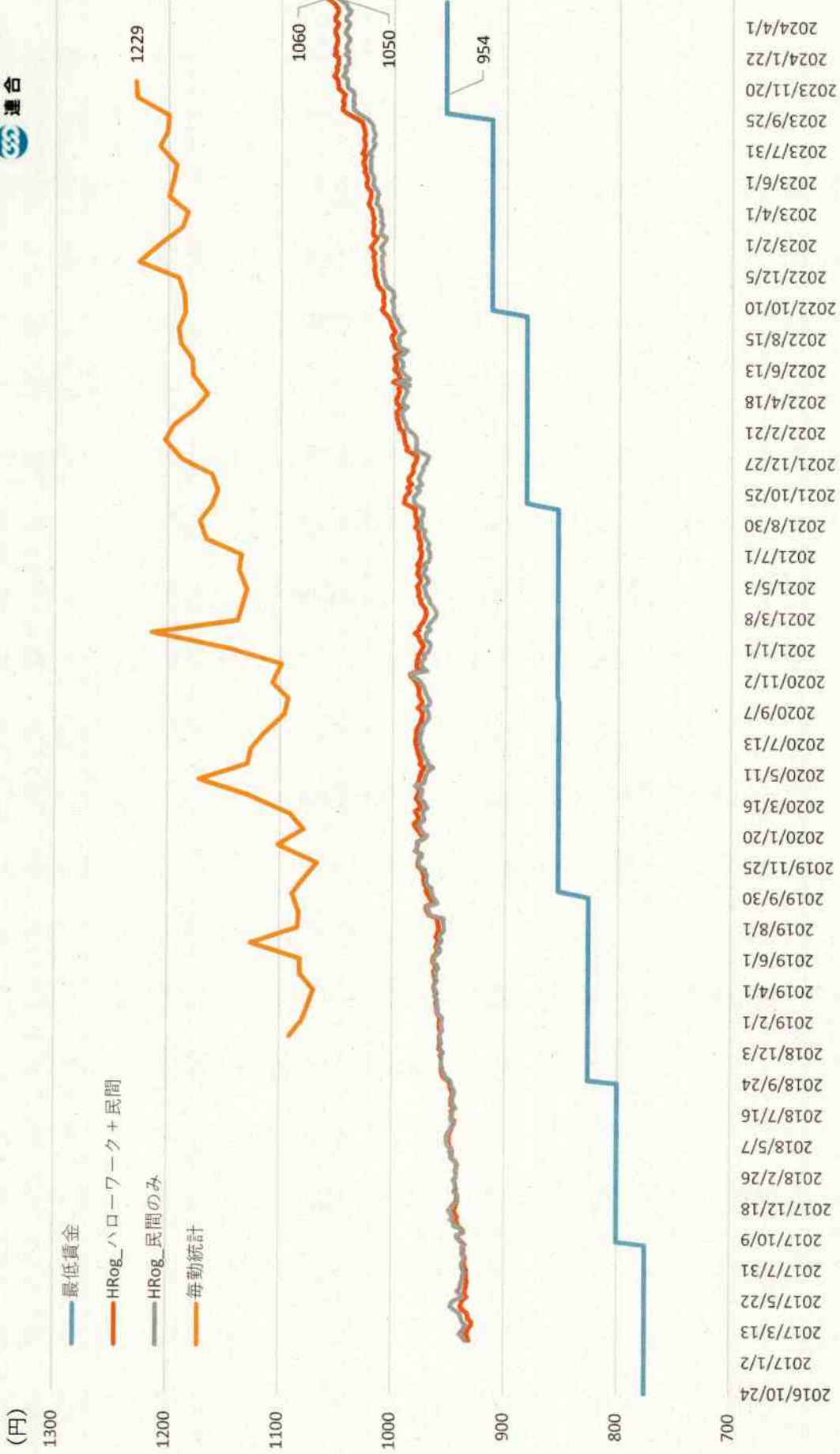
福島



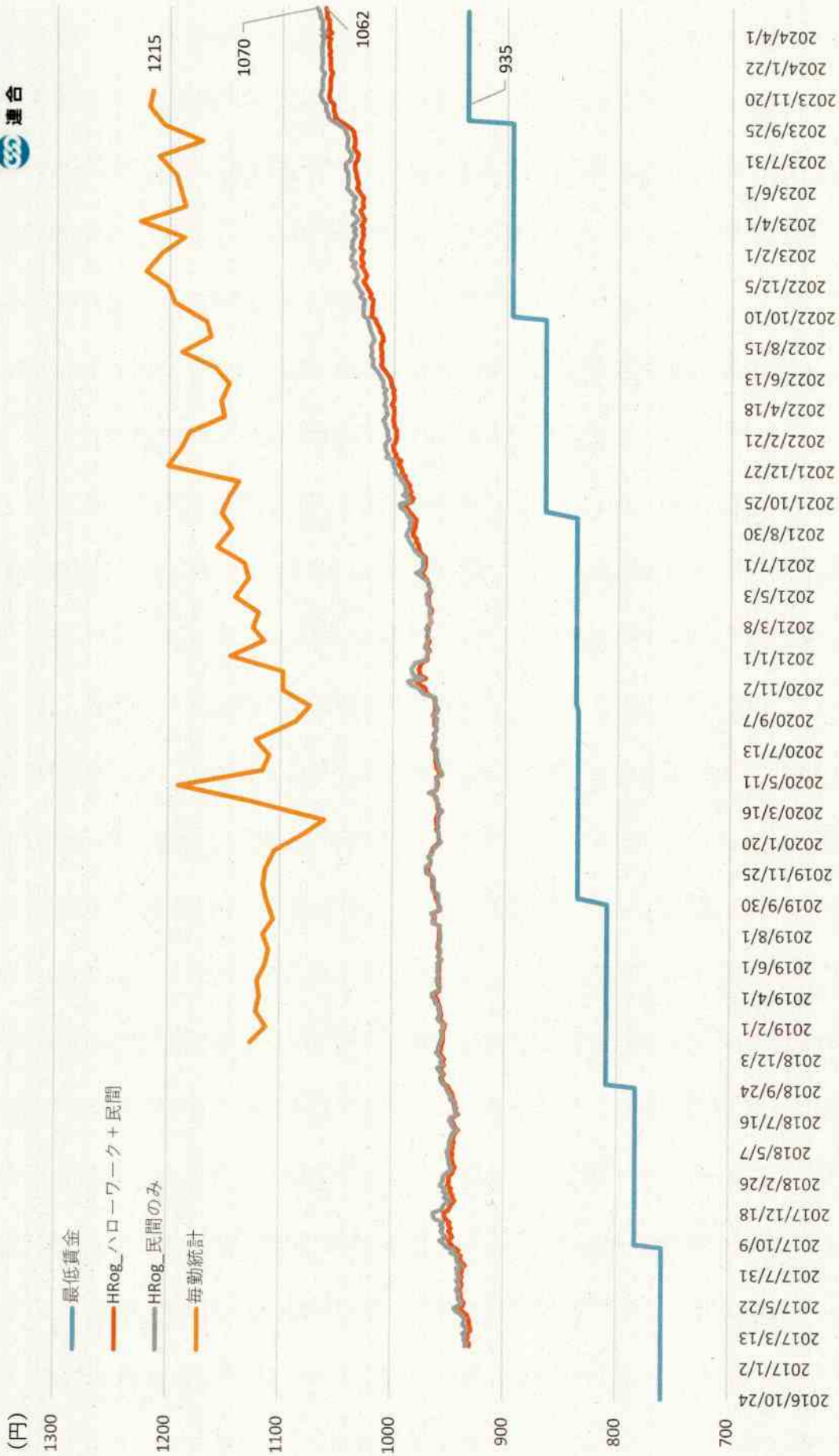
茨城



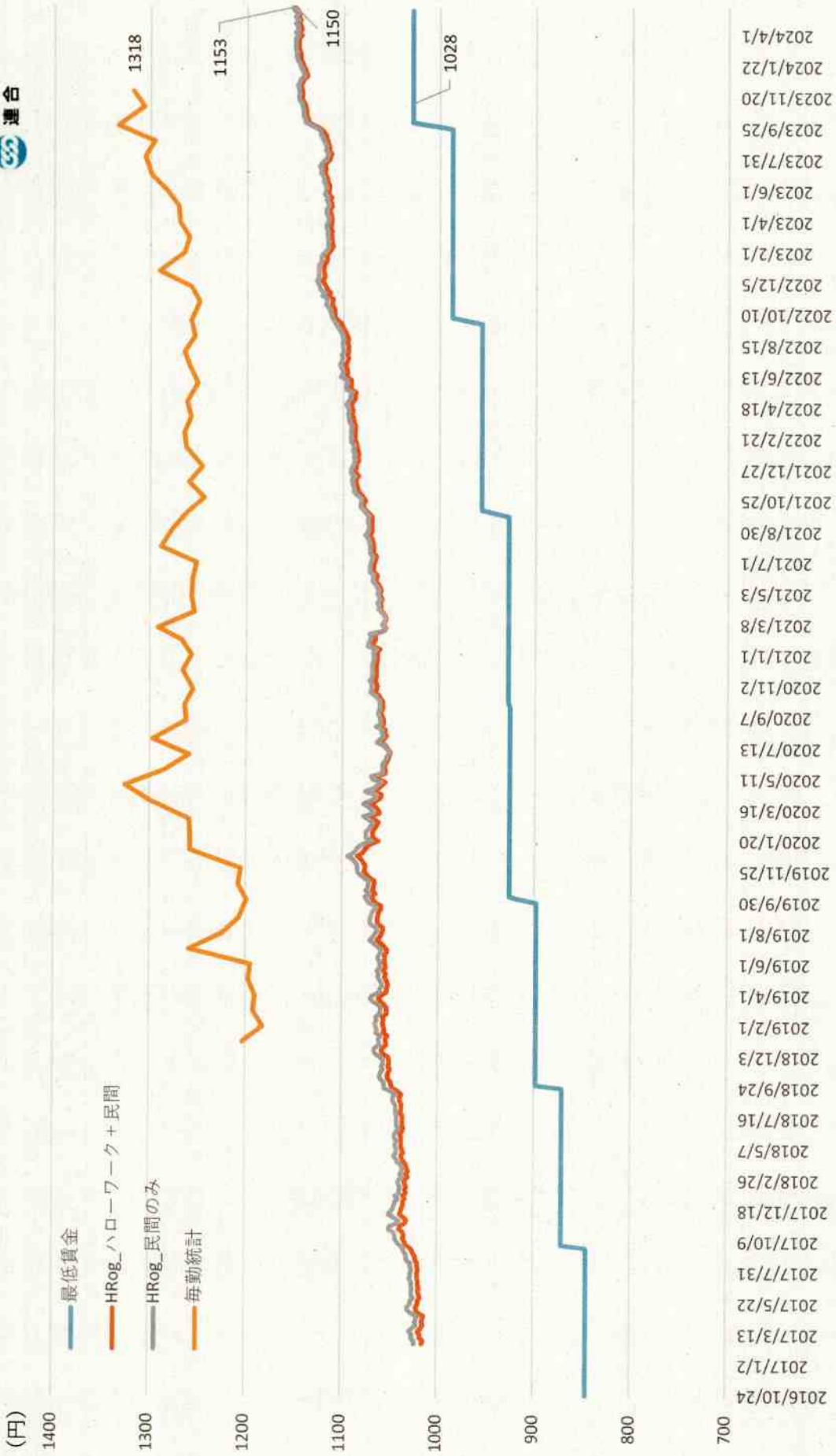
栃木



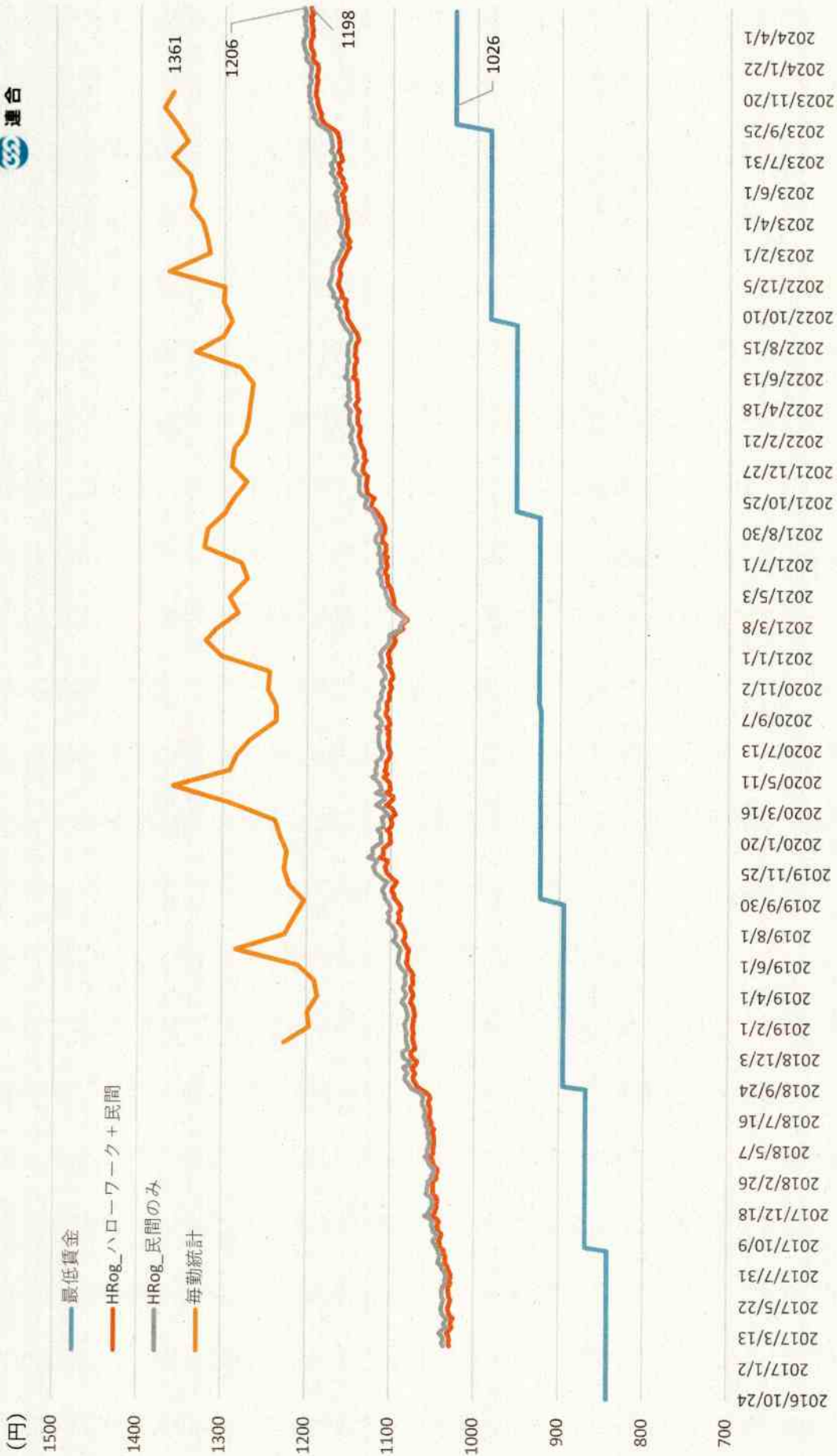
群馬



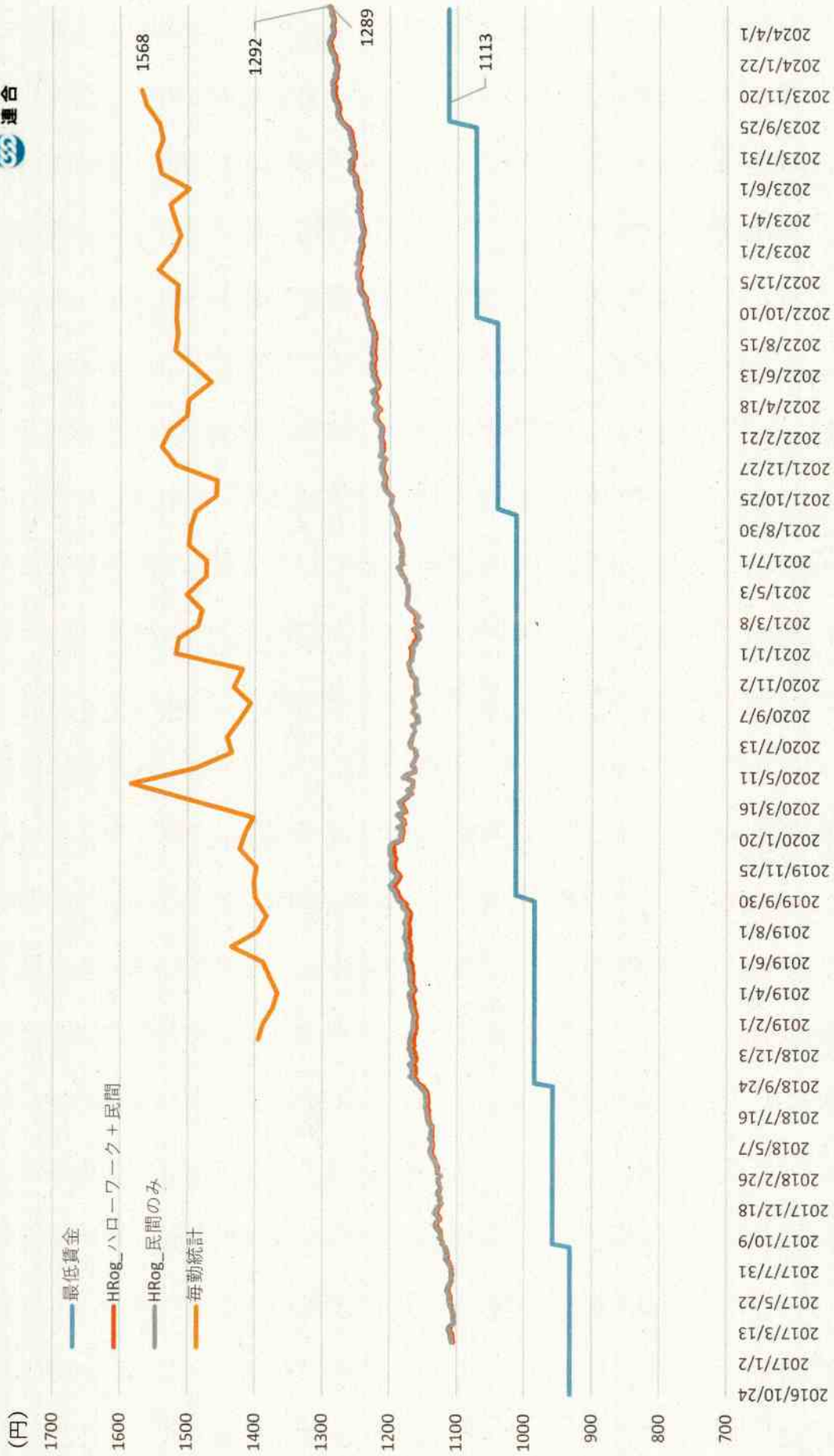
埼玉



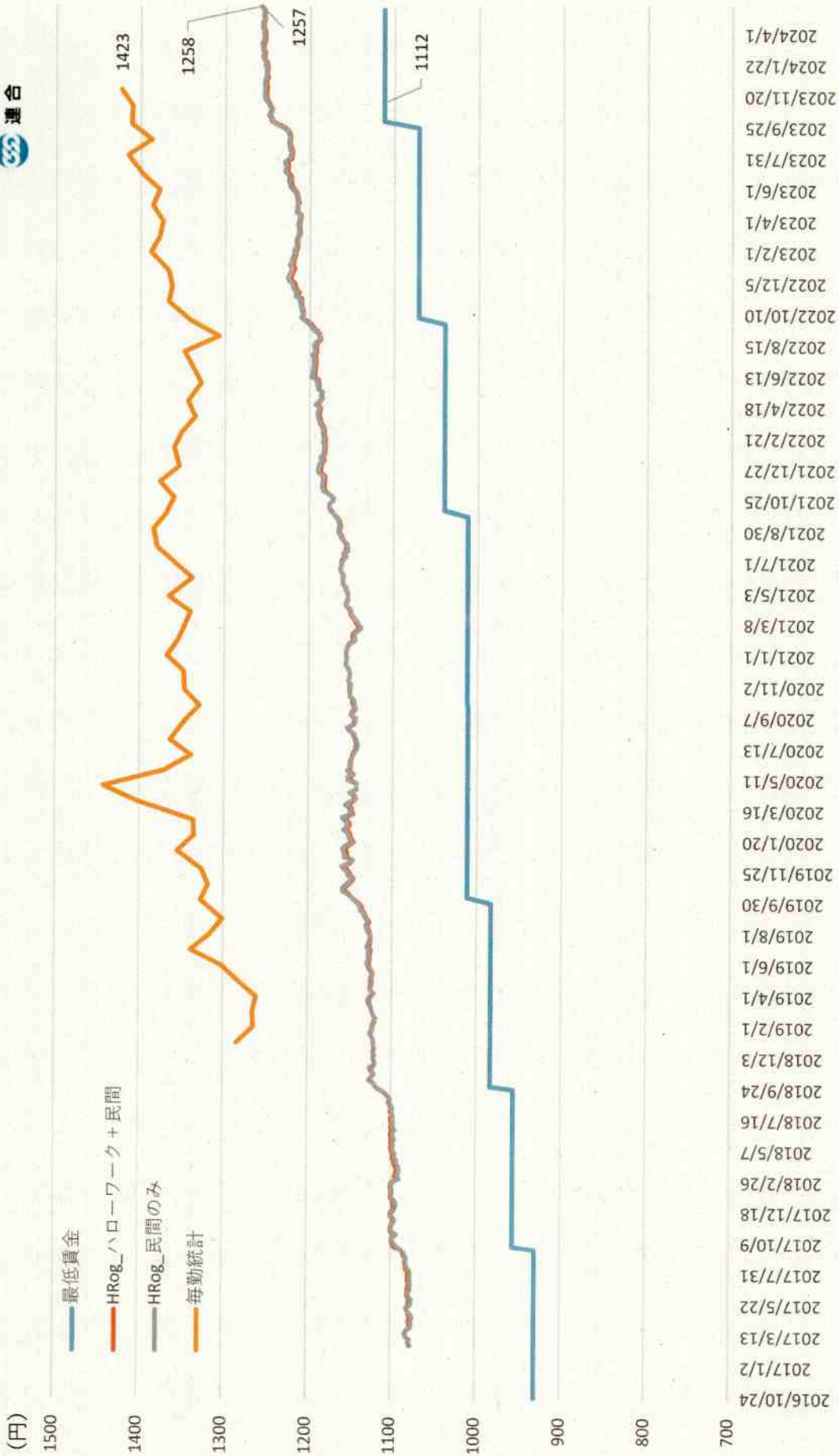
千葉



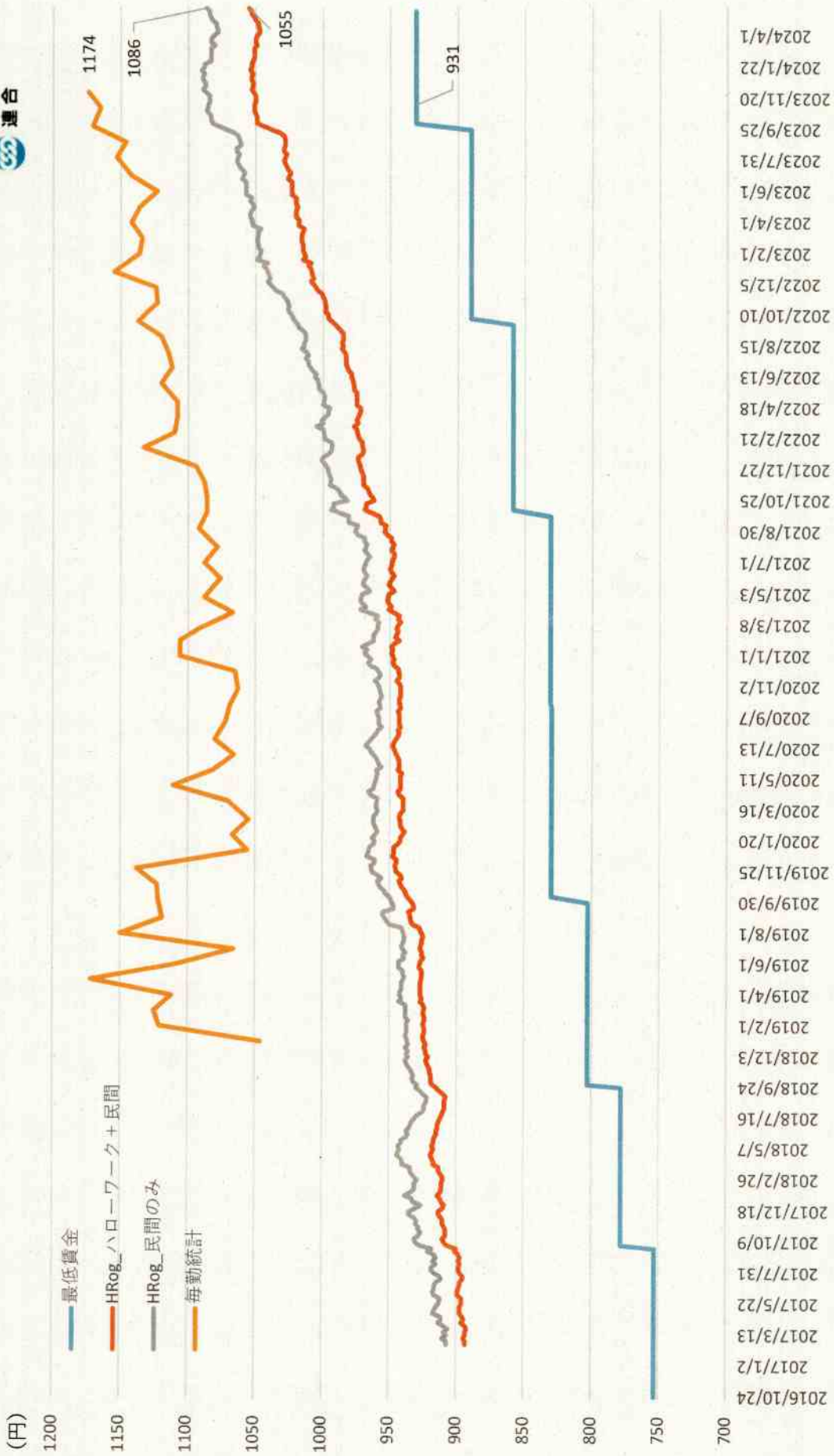
東京



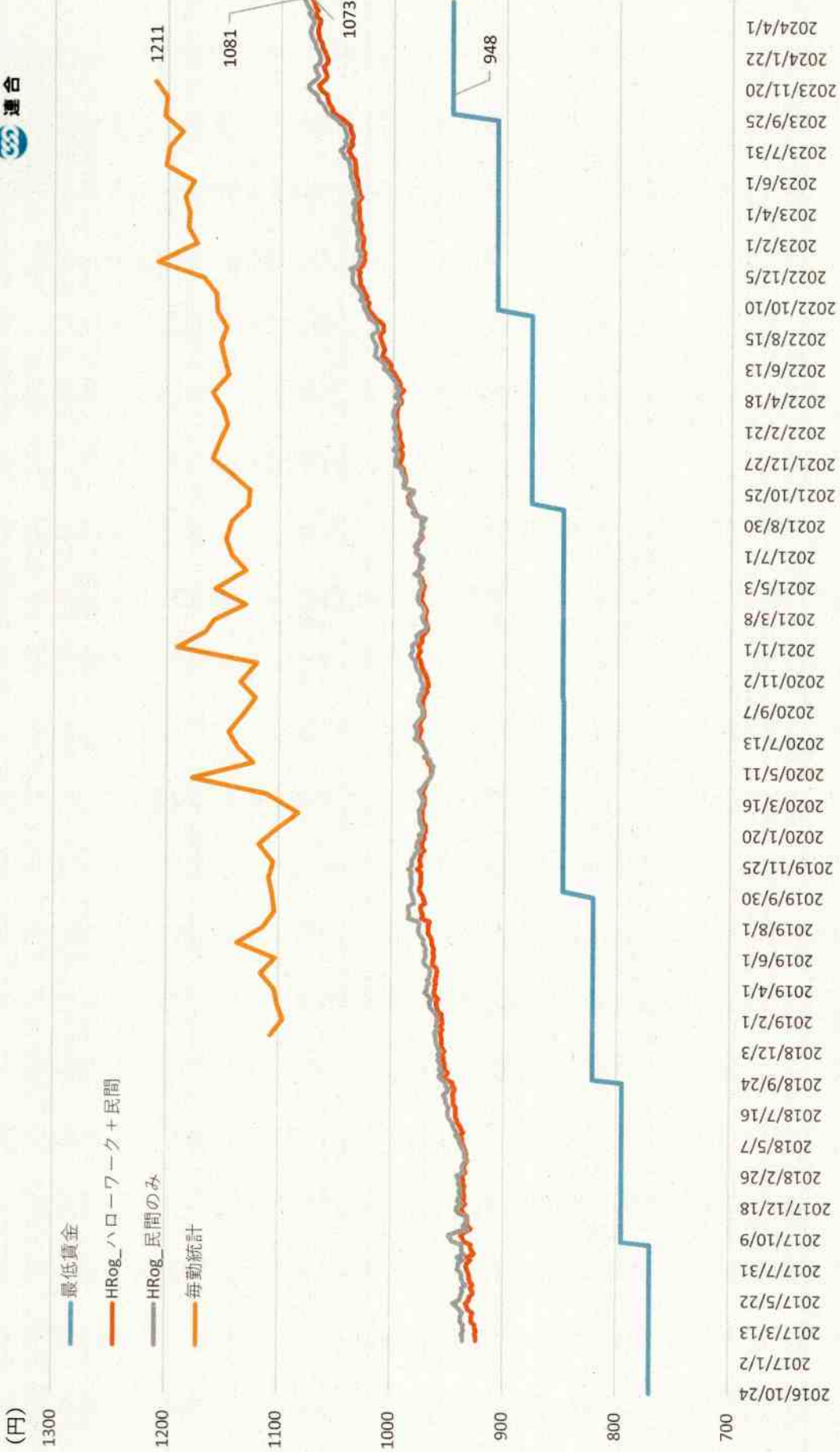
神奈川



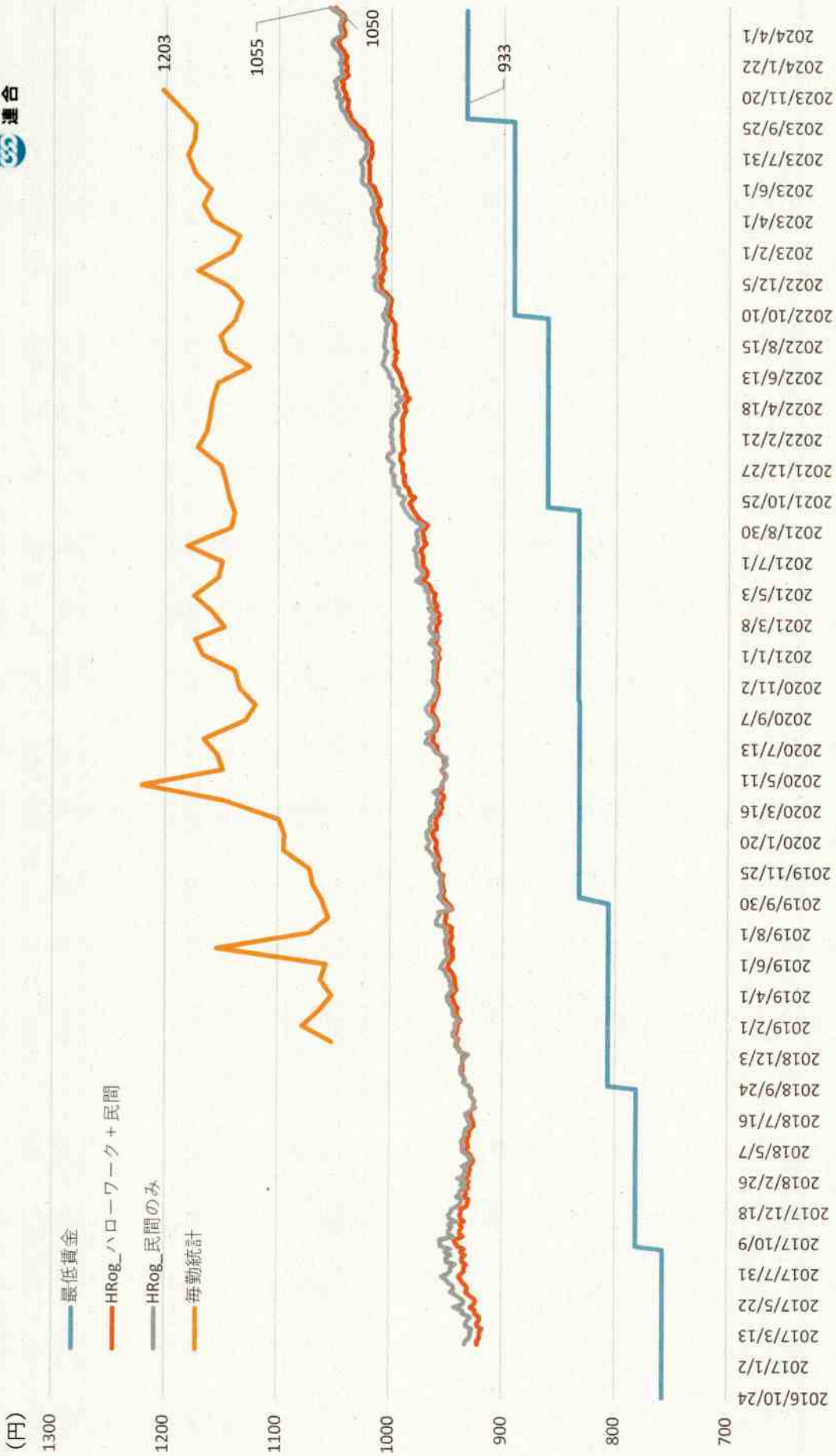
新潟



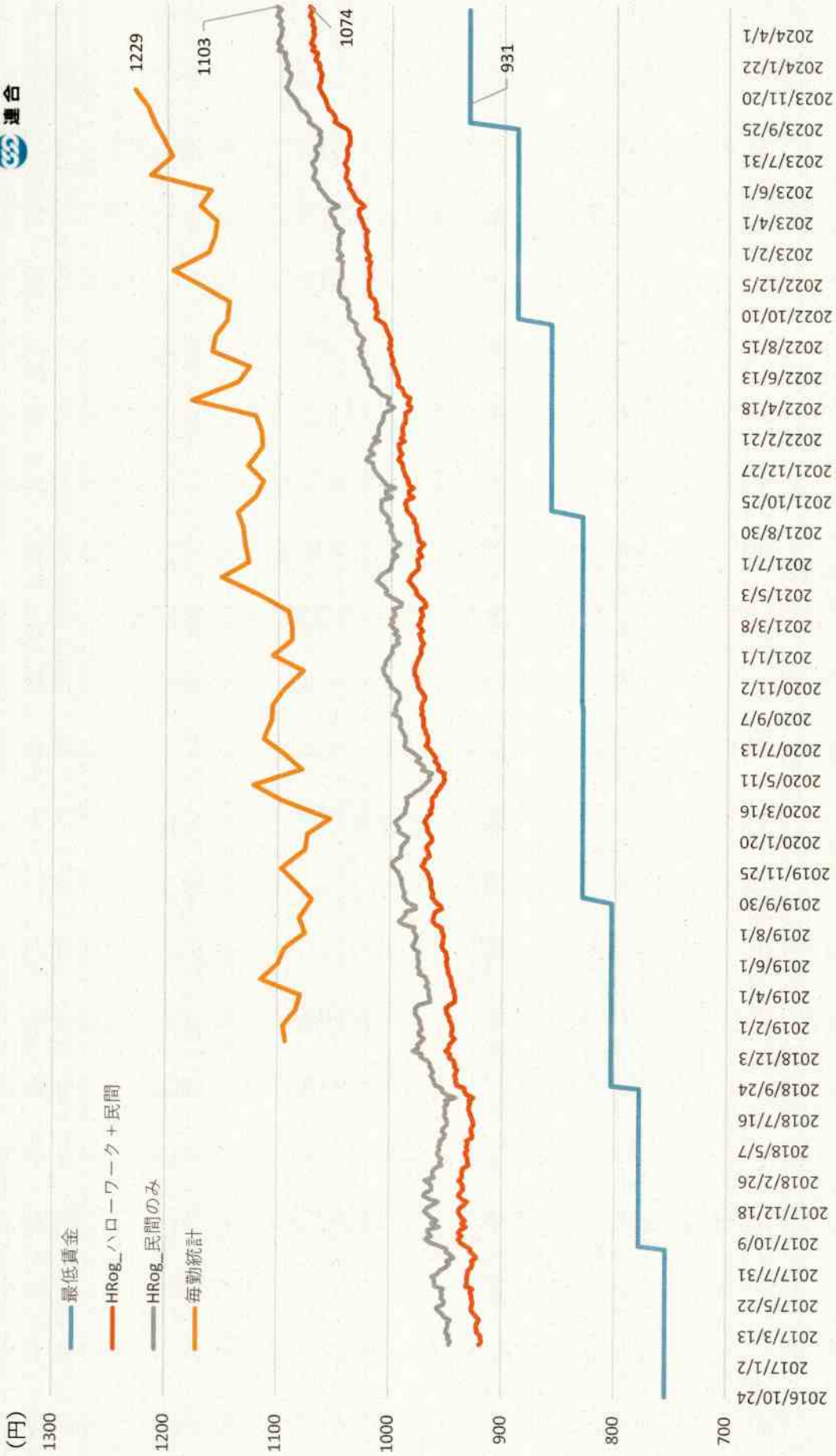
富山



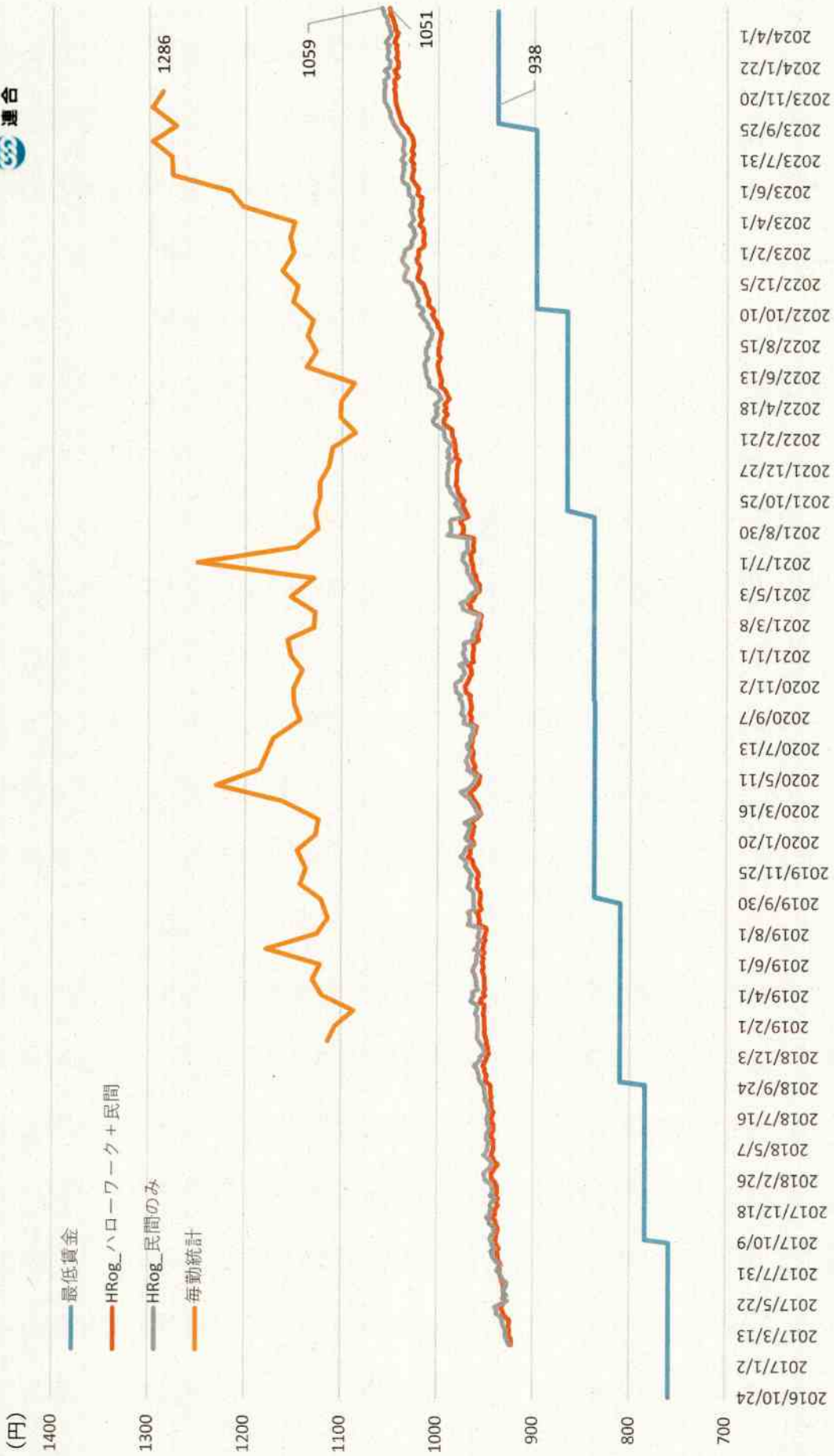
石川



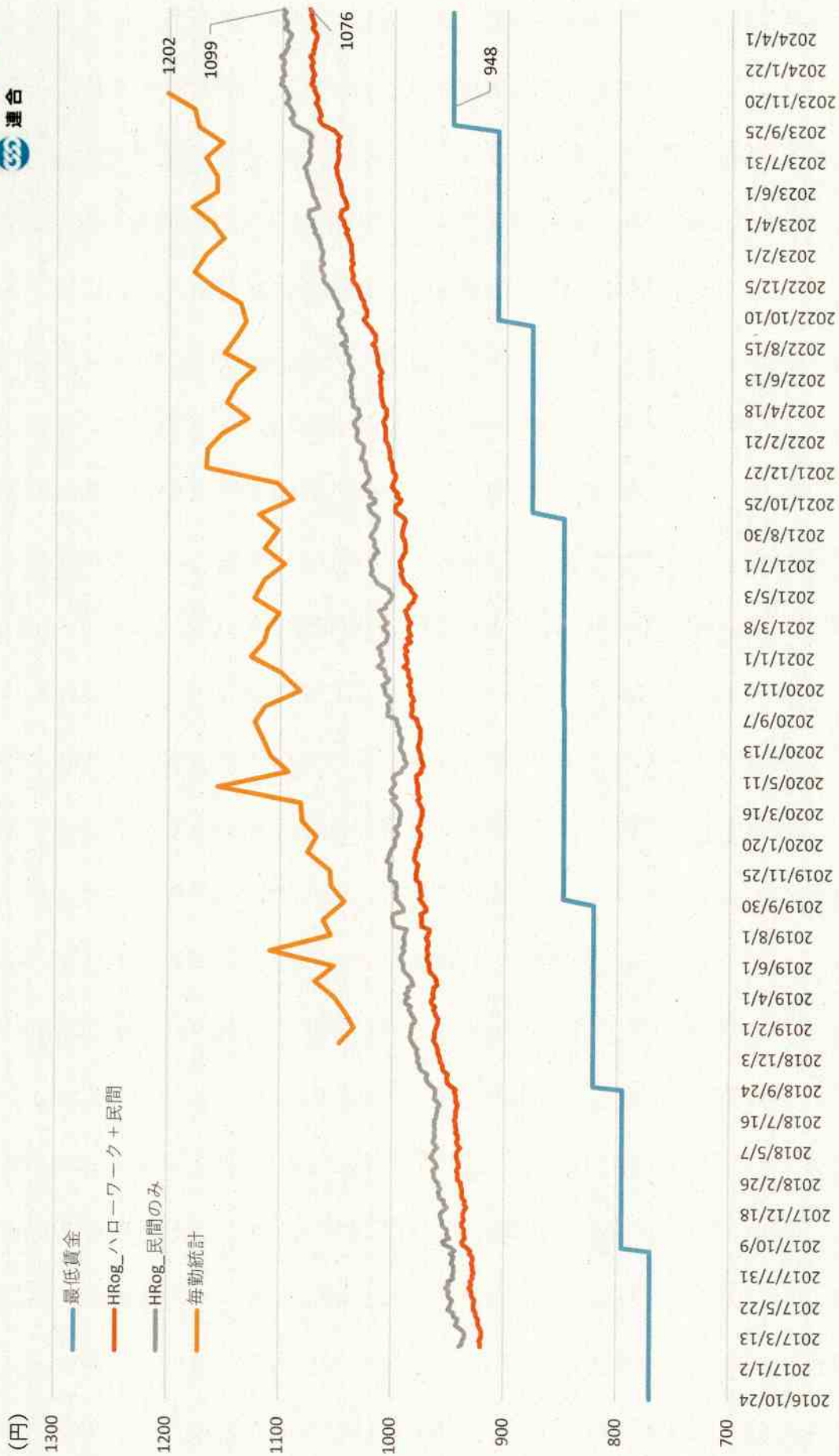
福井



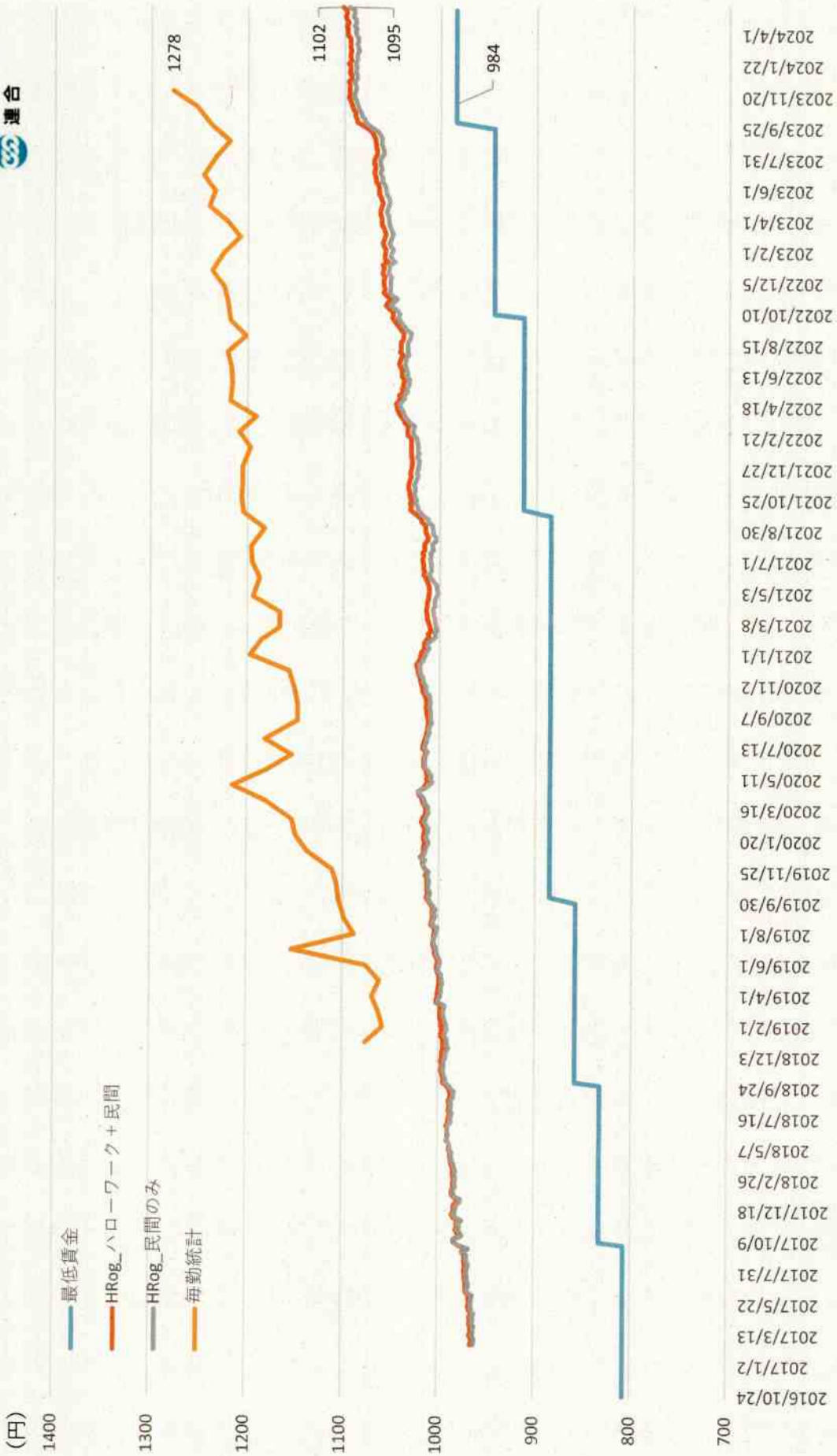
山梨



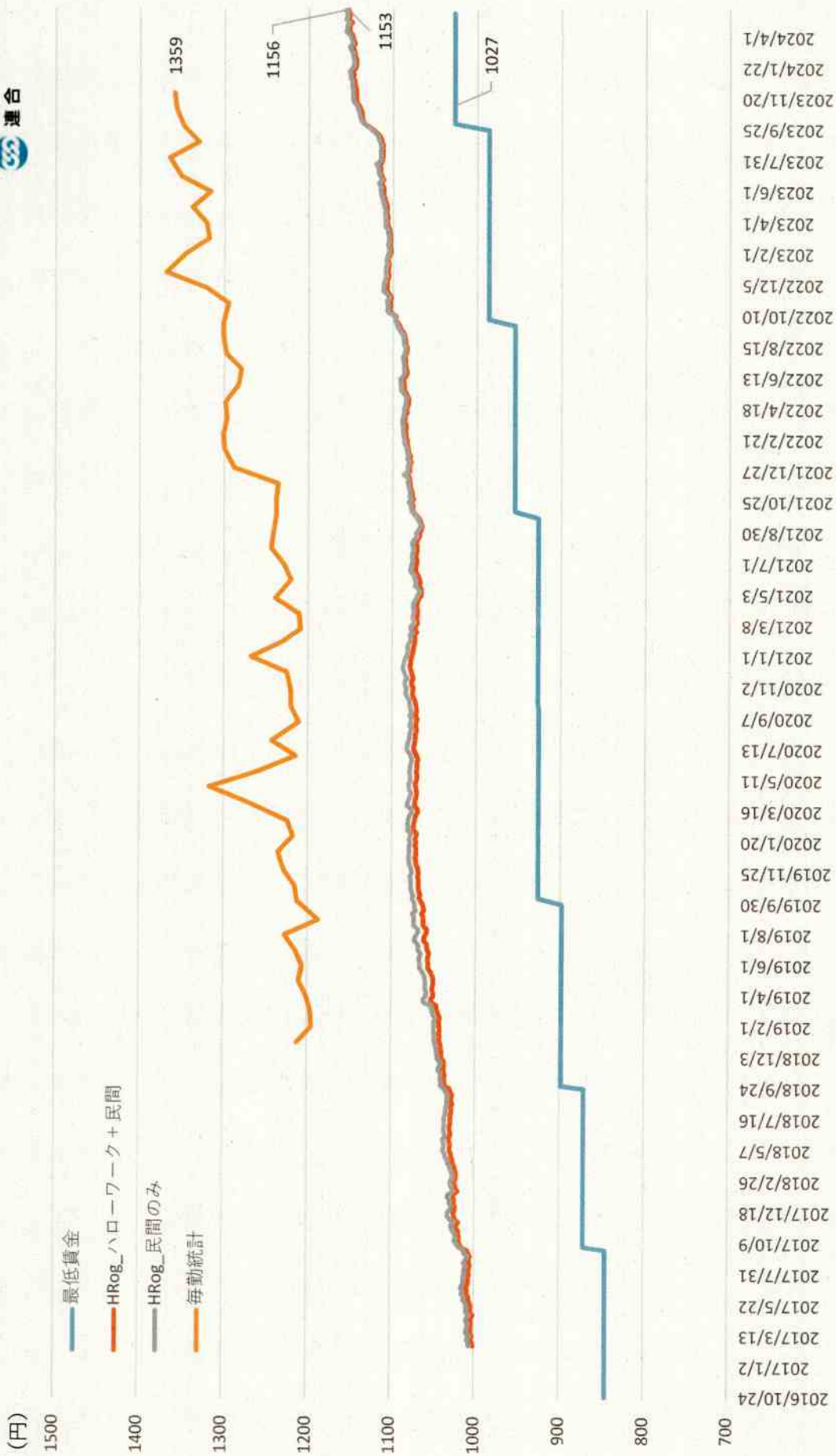
長野

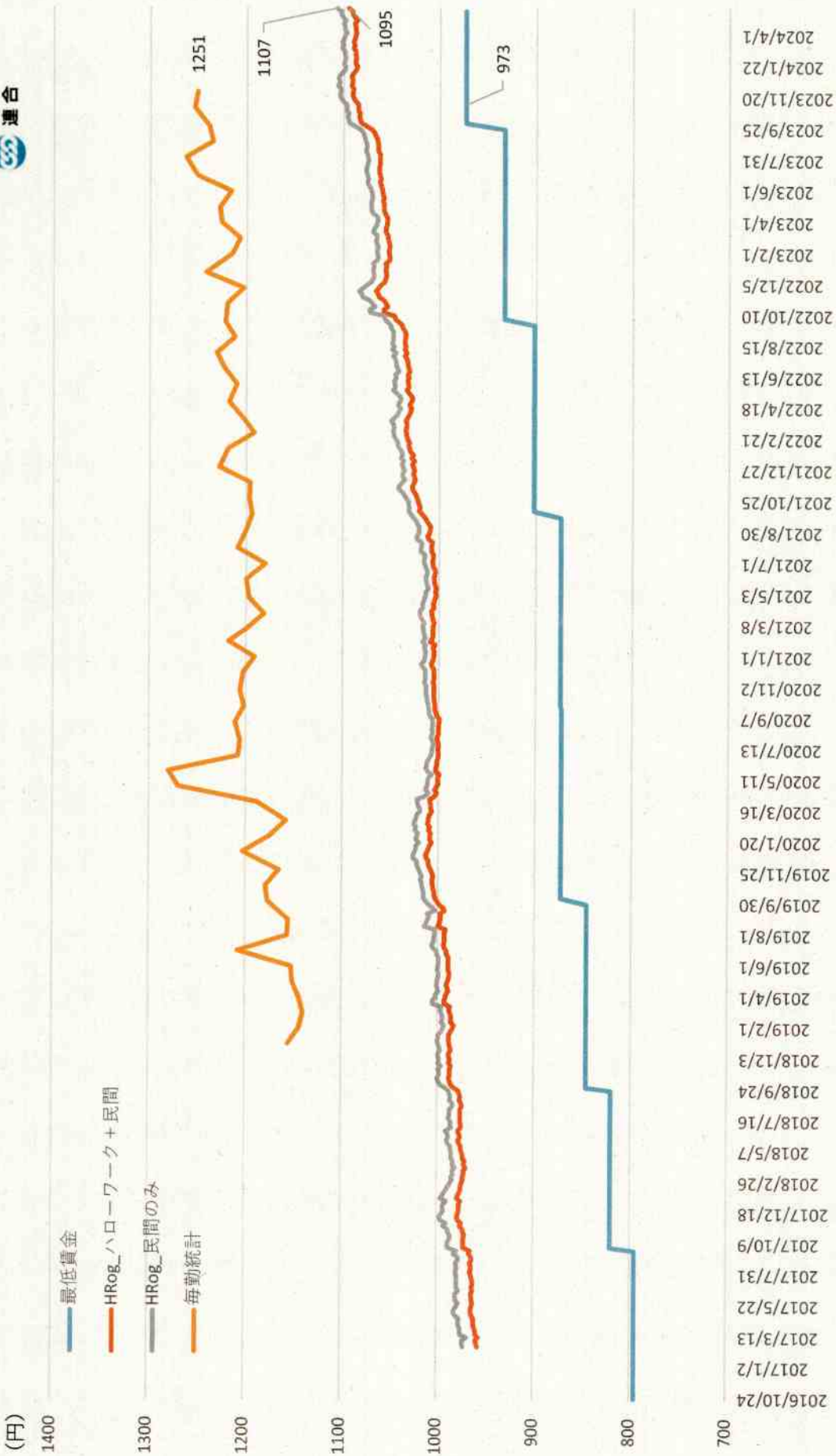


静岡

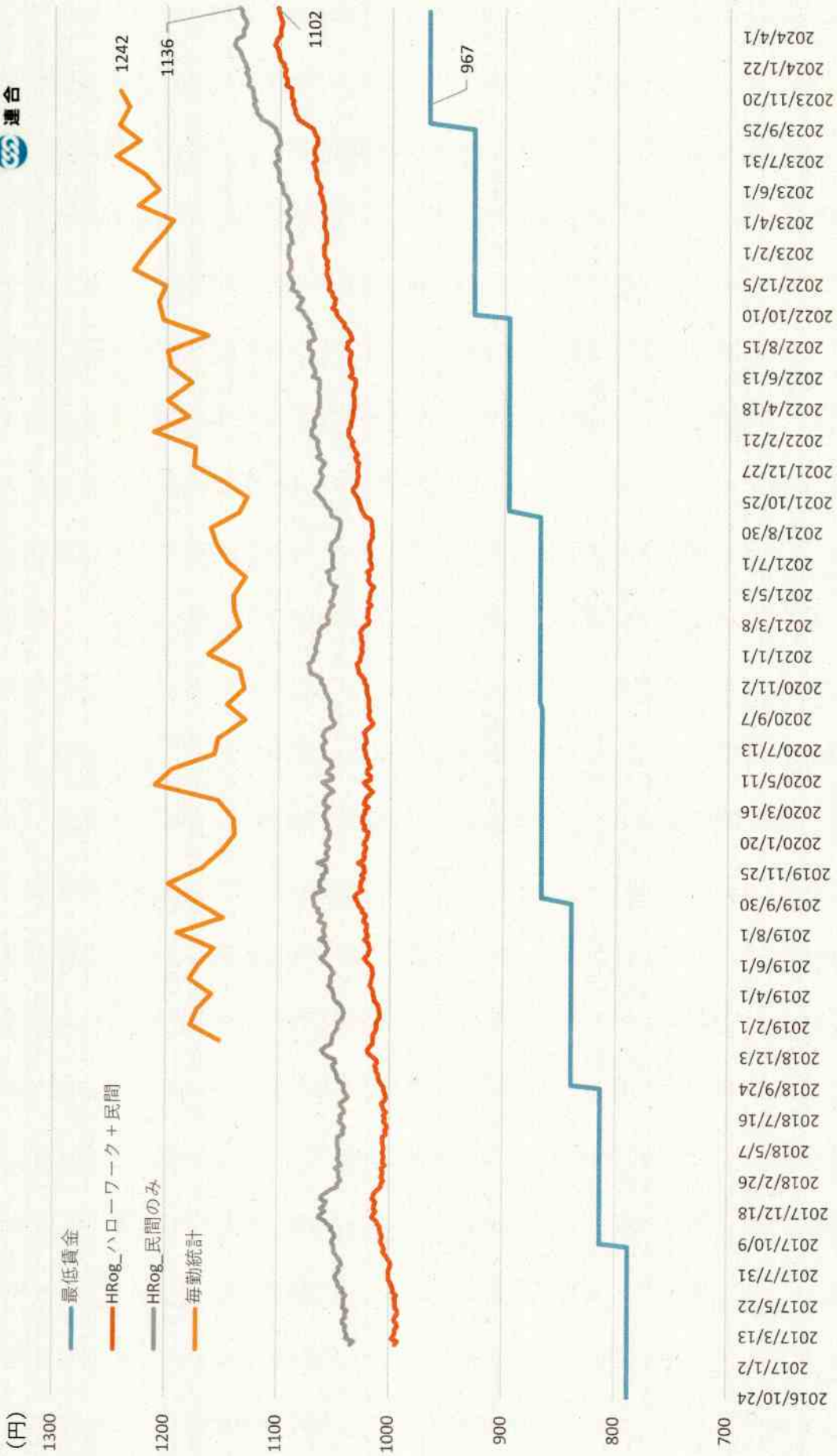


愛知

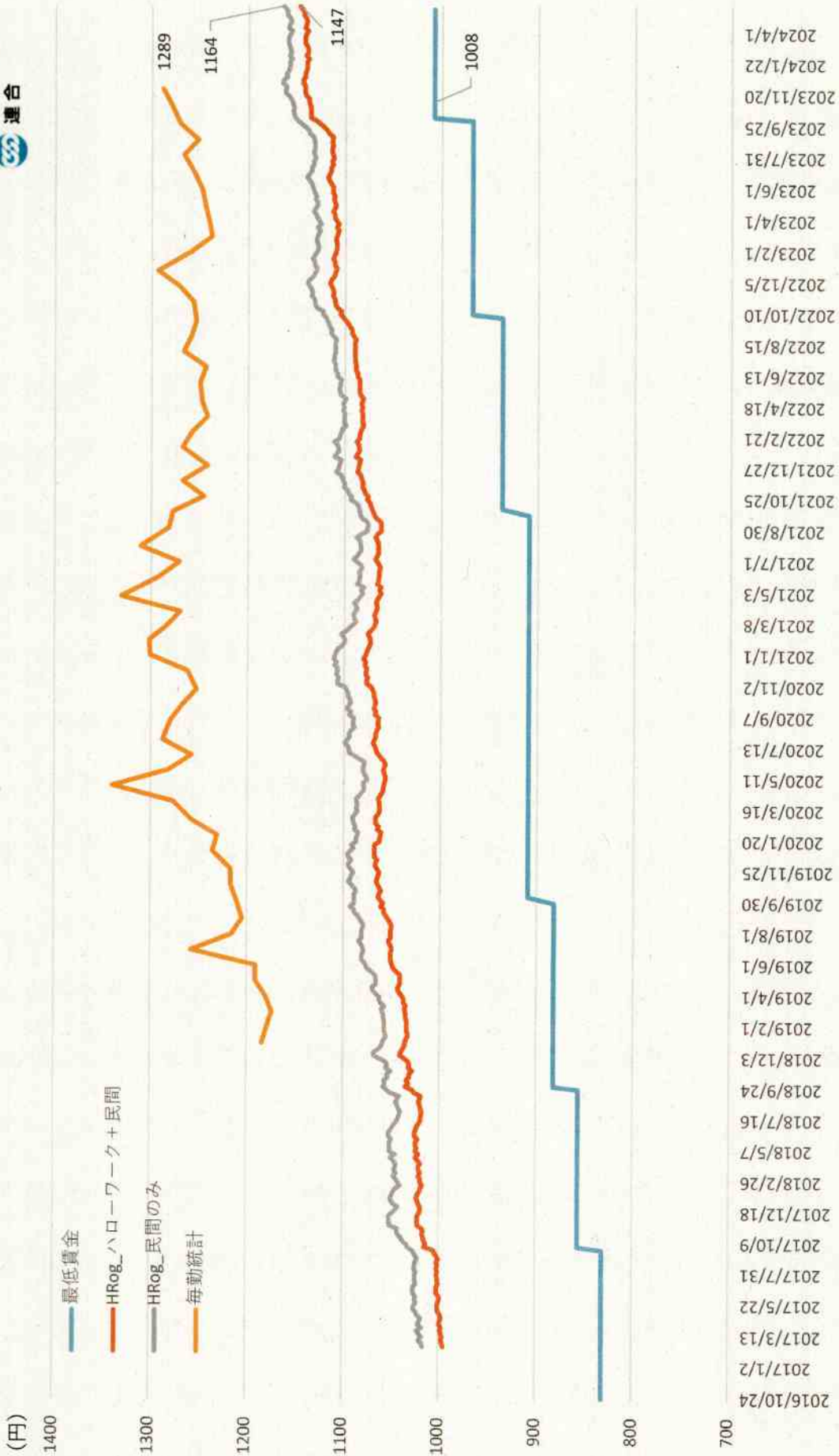




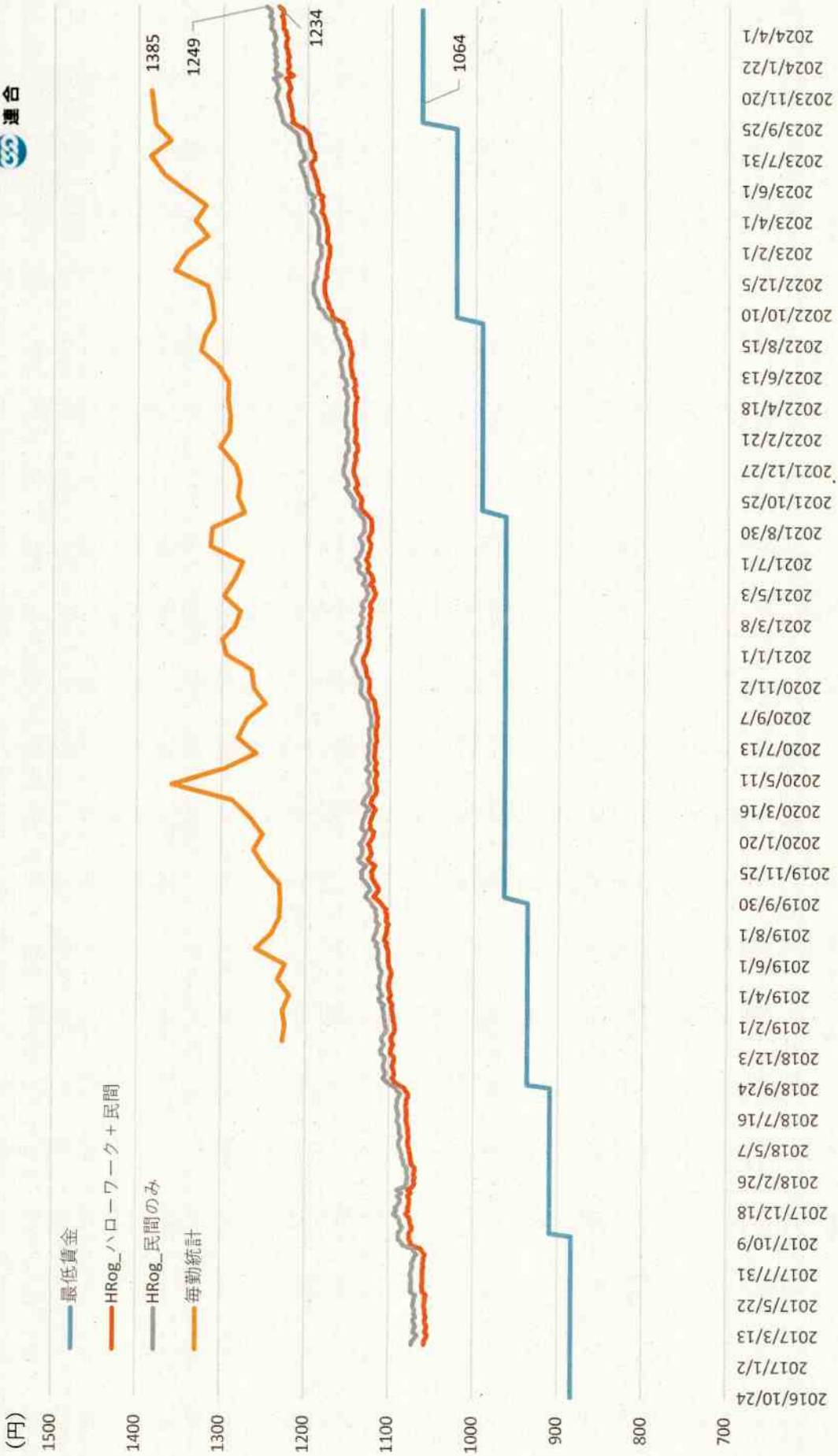
滋賀



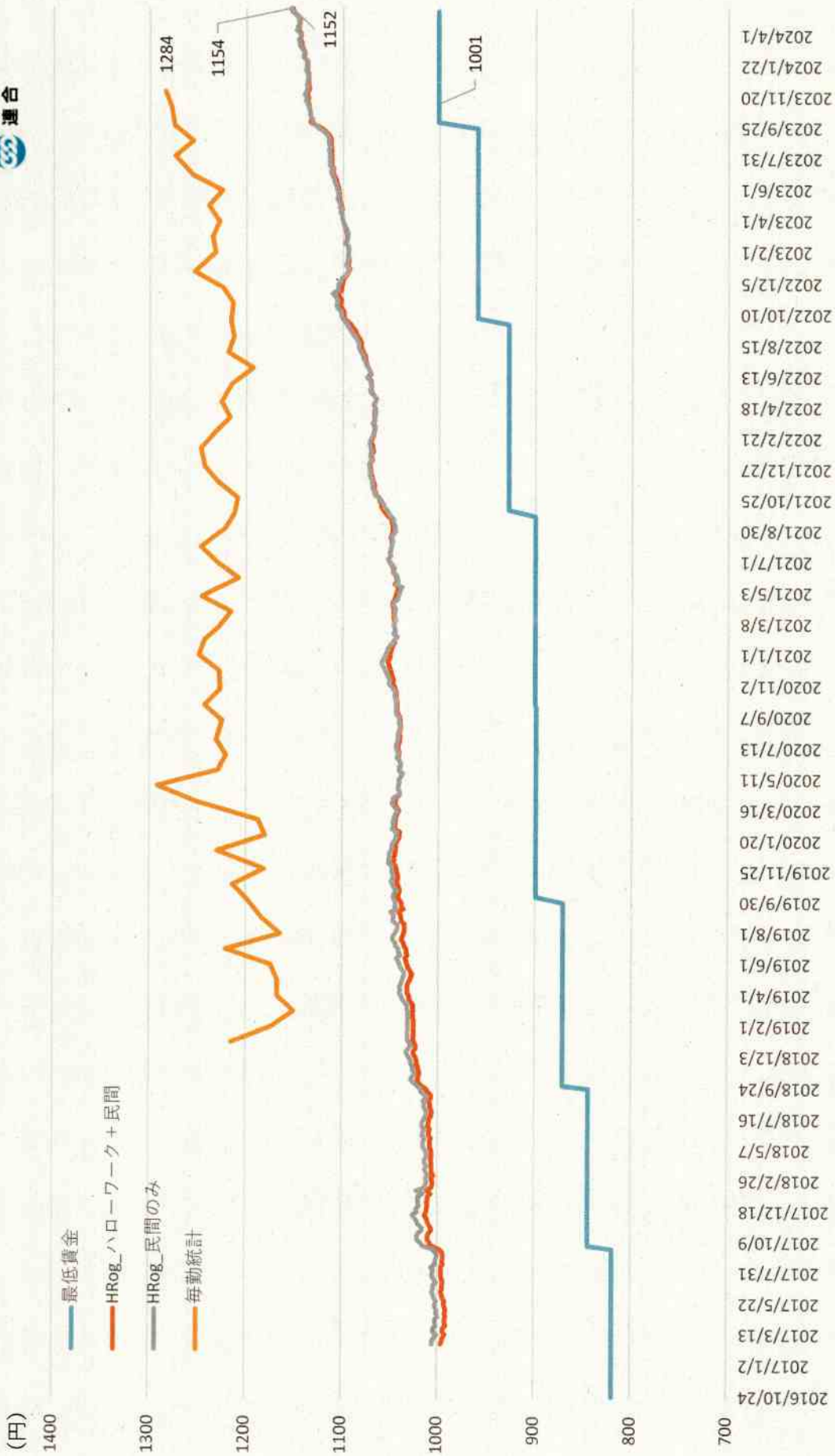
京都



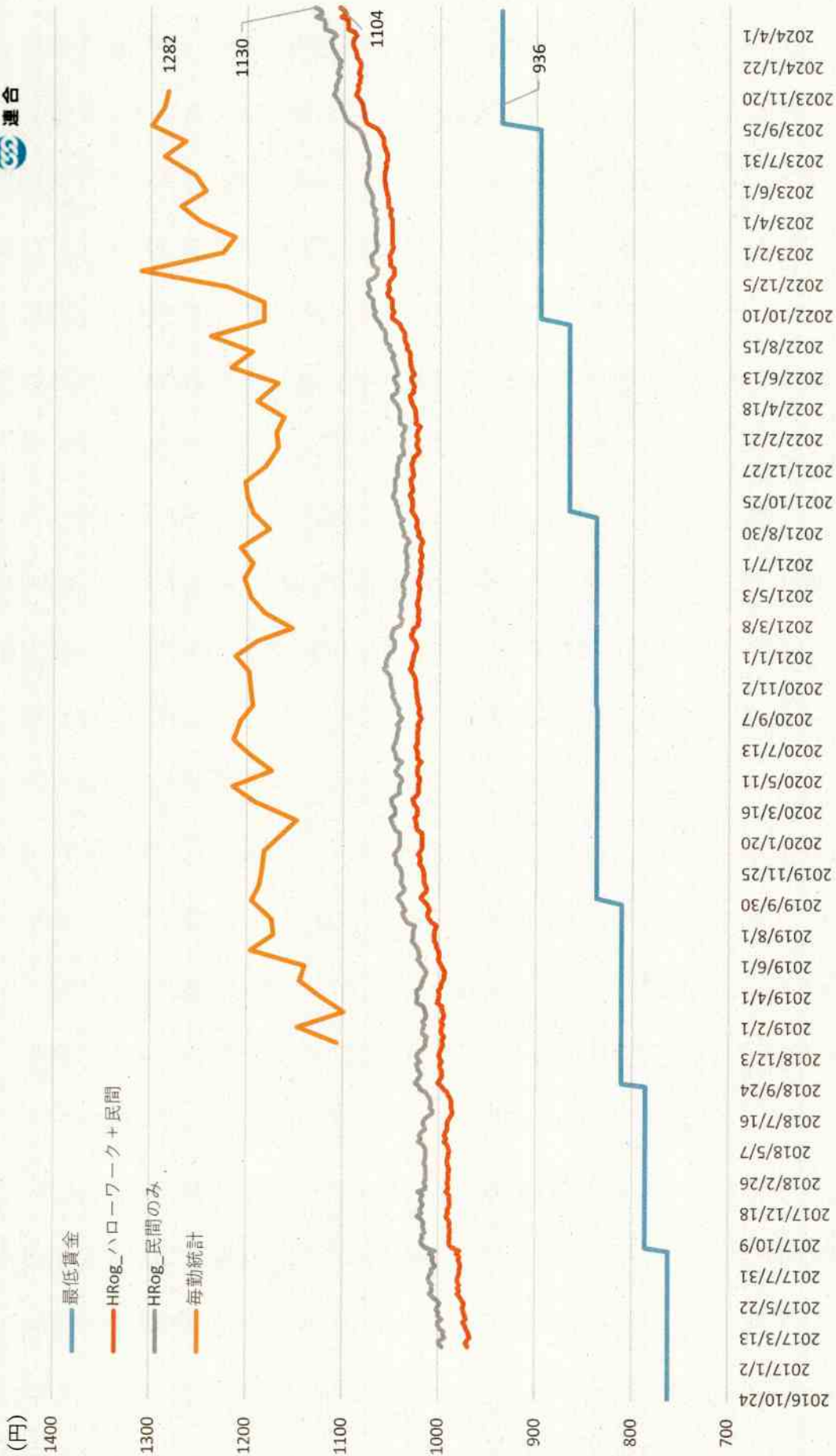
大阪



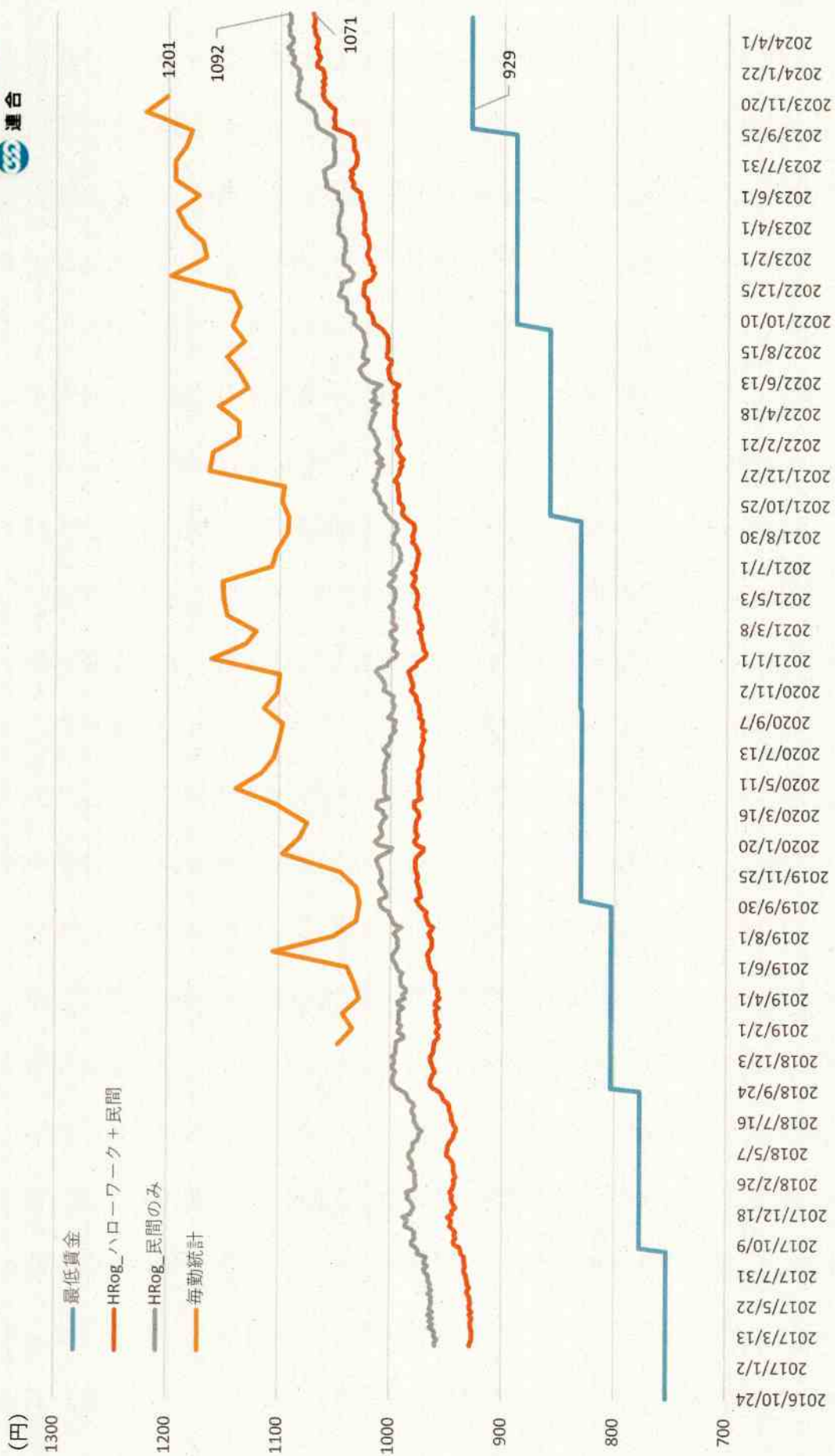
兵庫



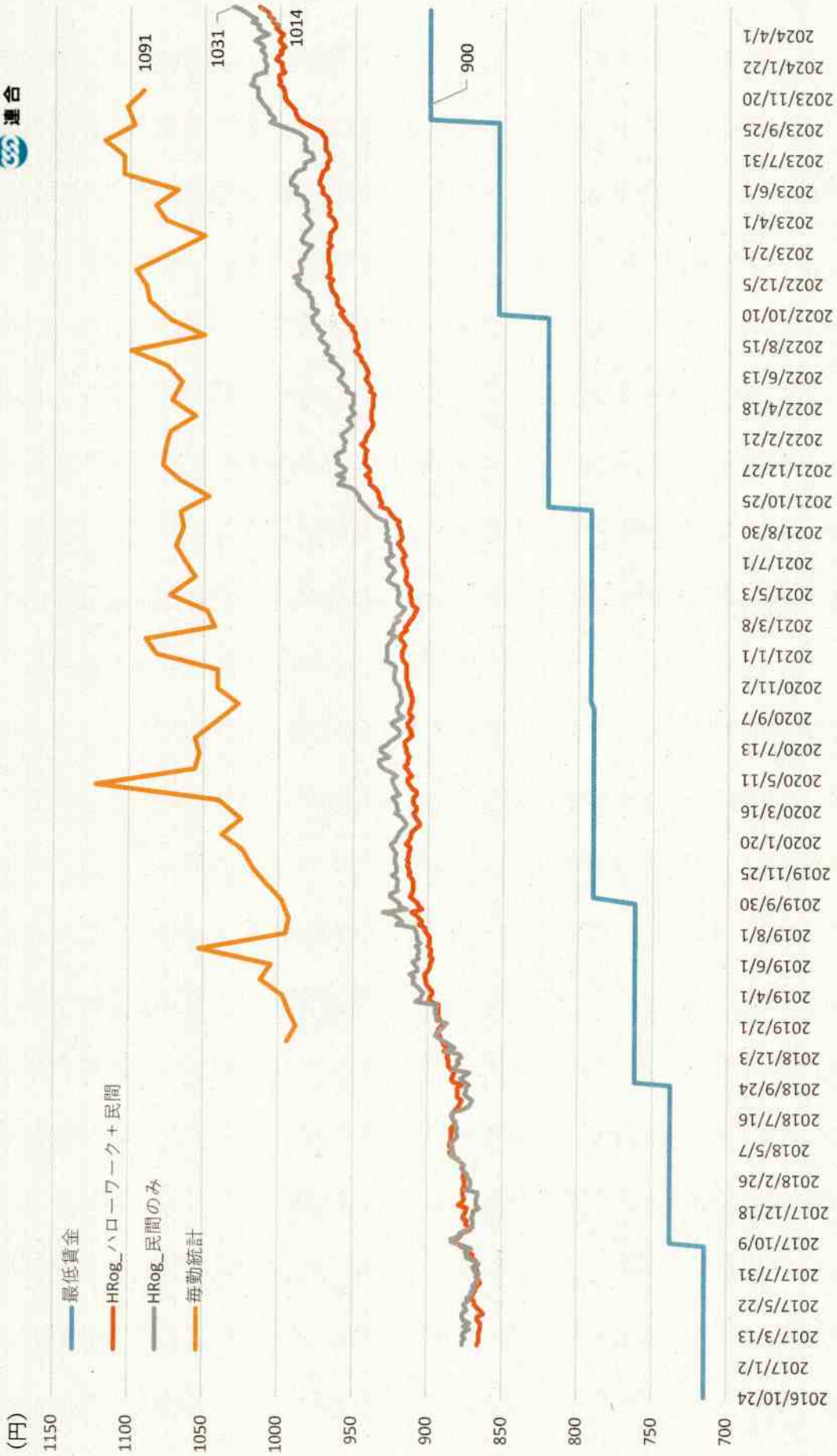
奈良



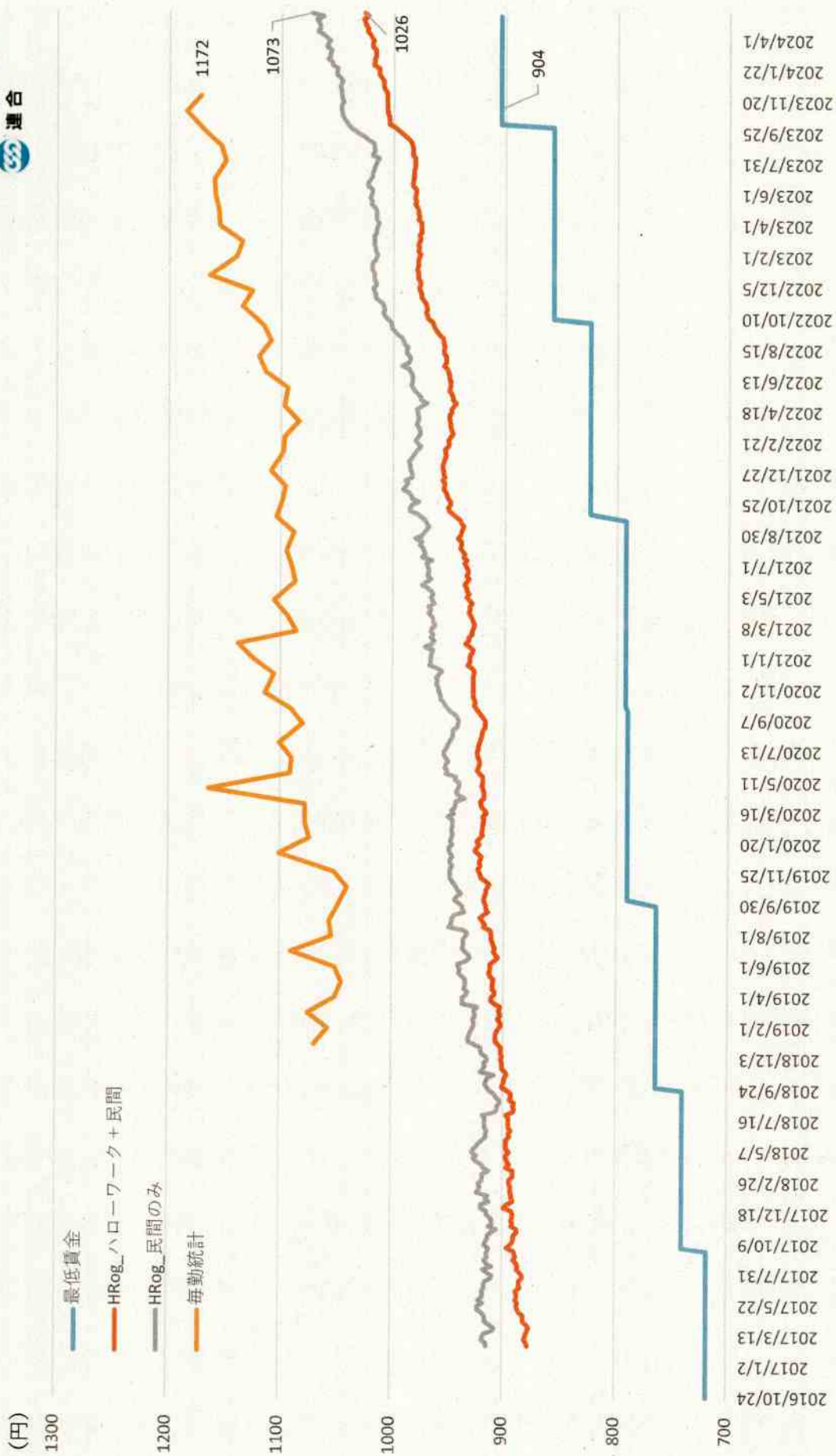
和歌山



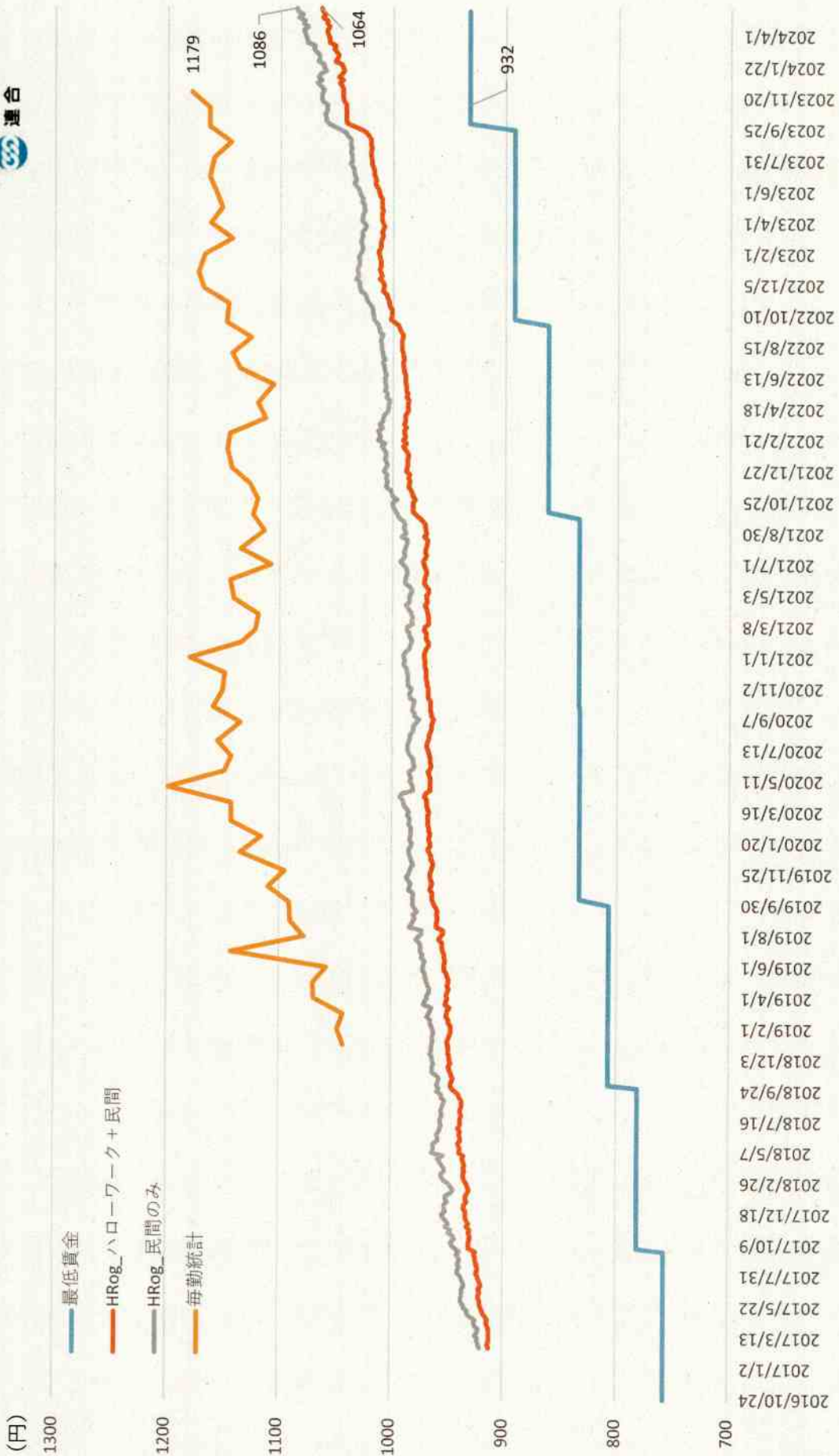
鳥取



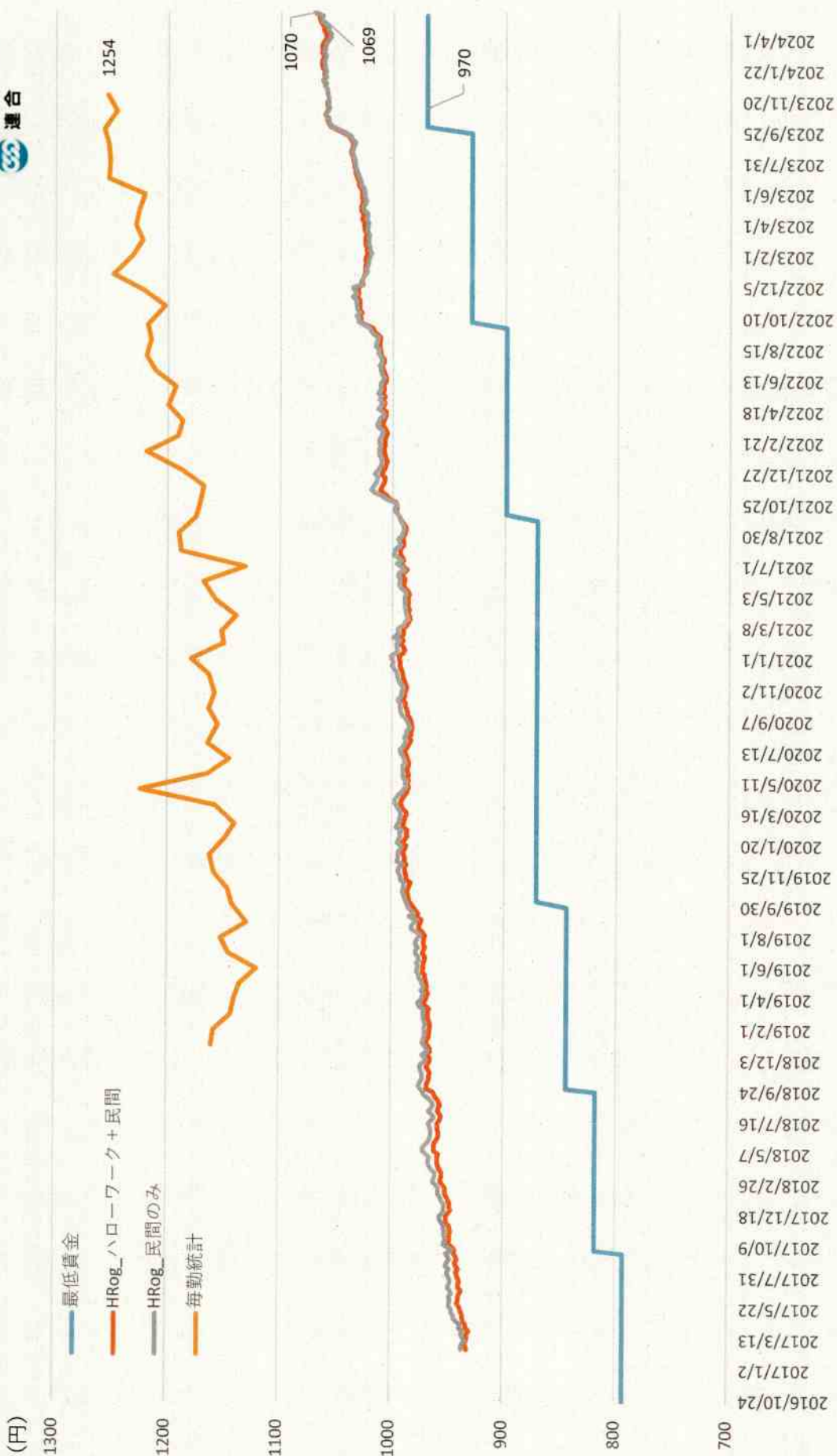
島根



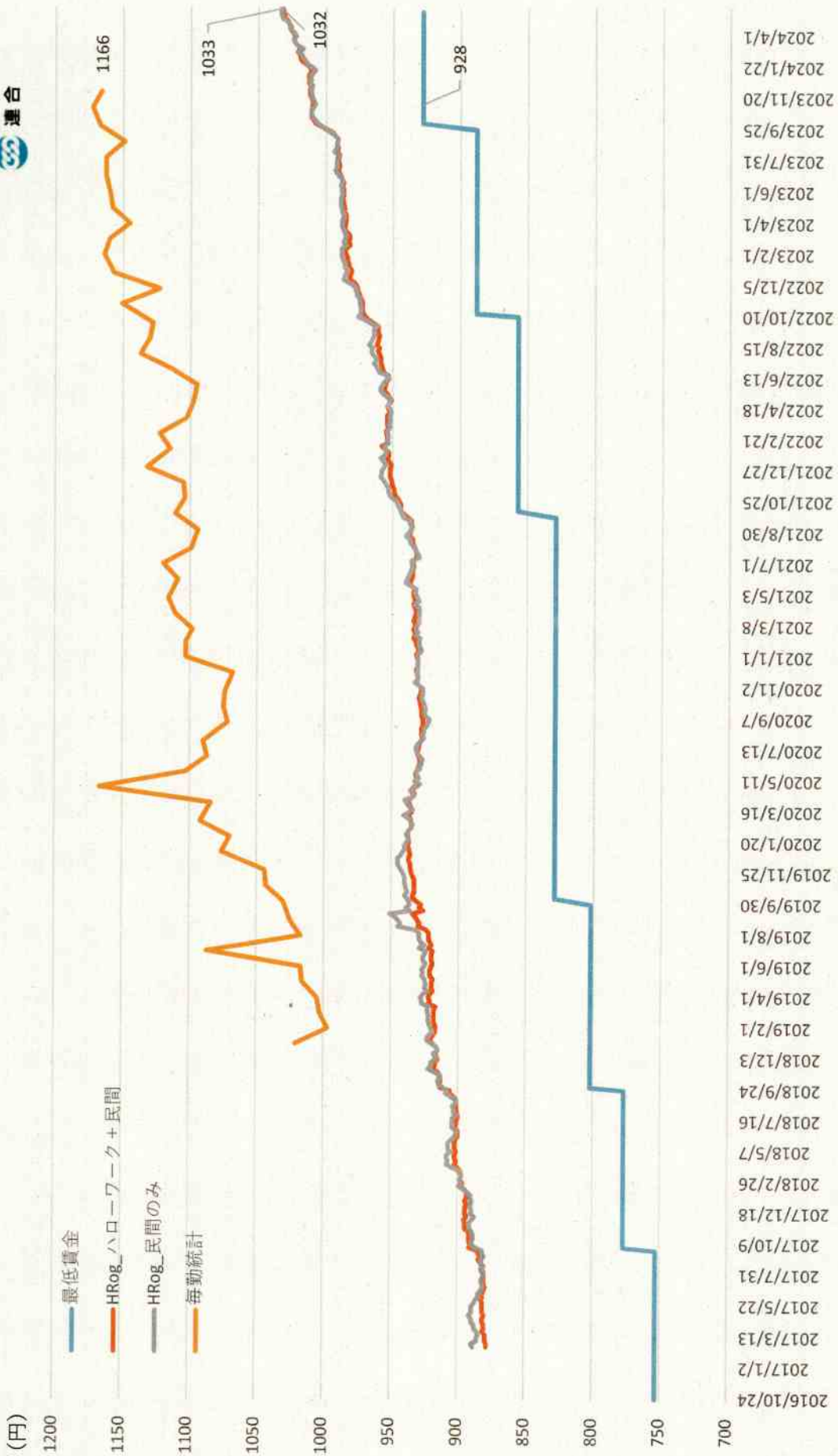
岡山



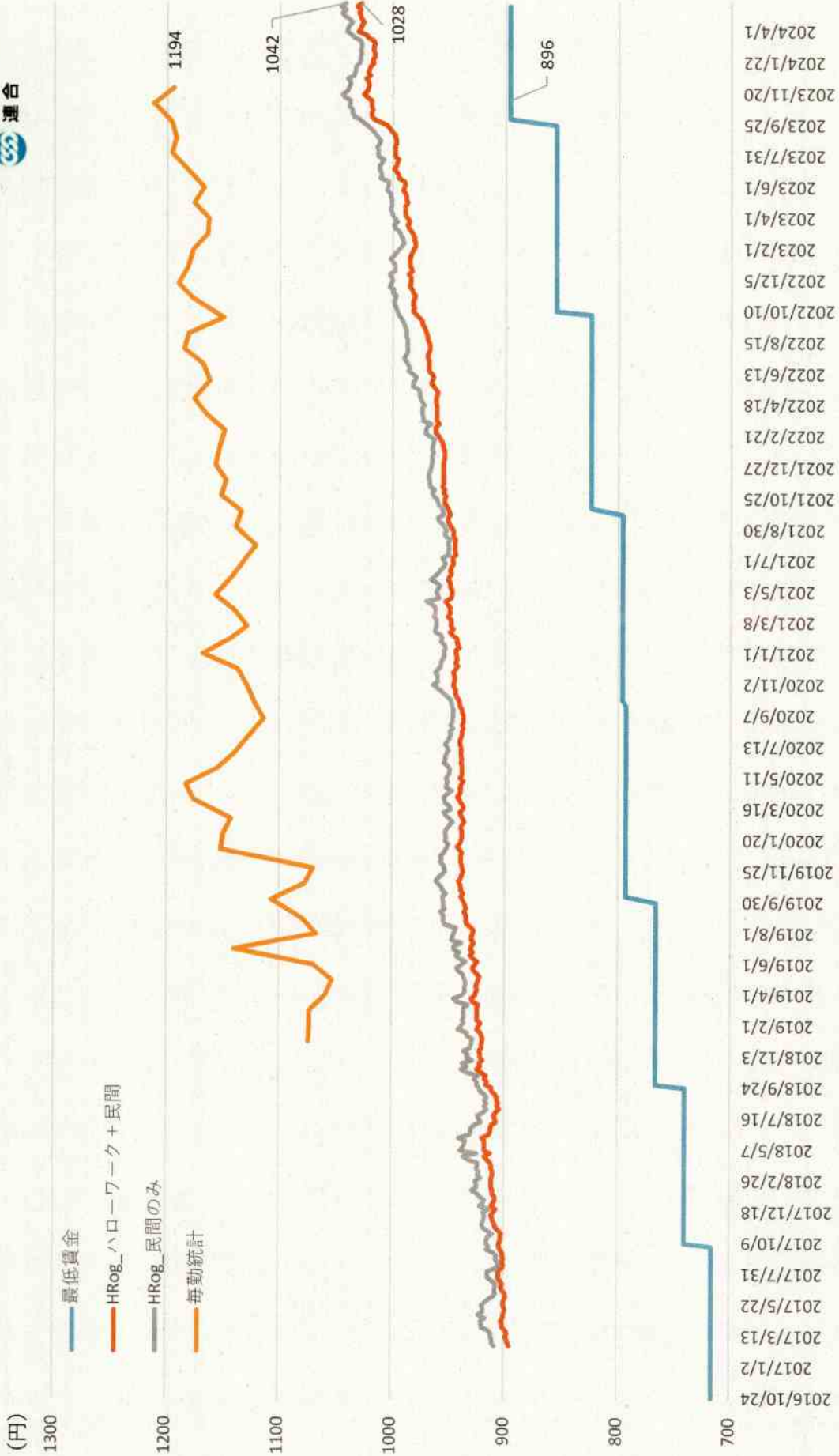
広島



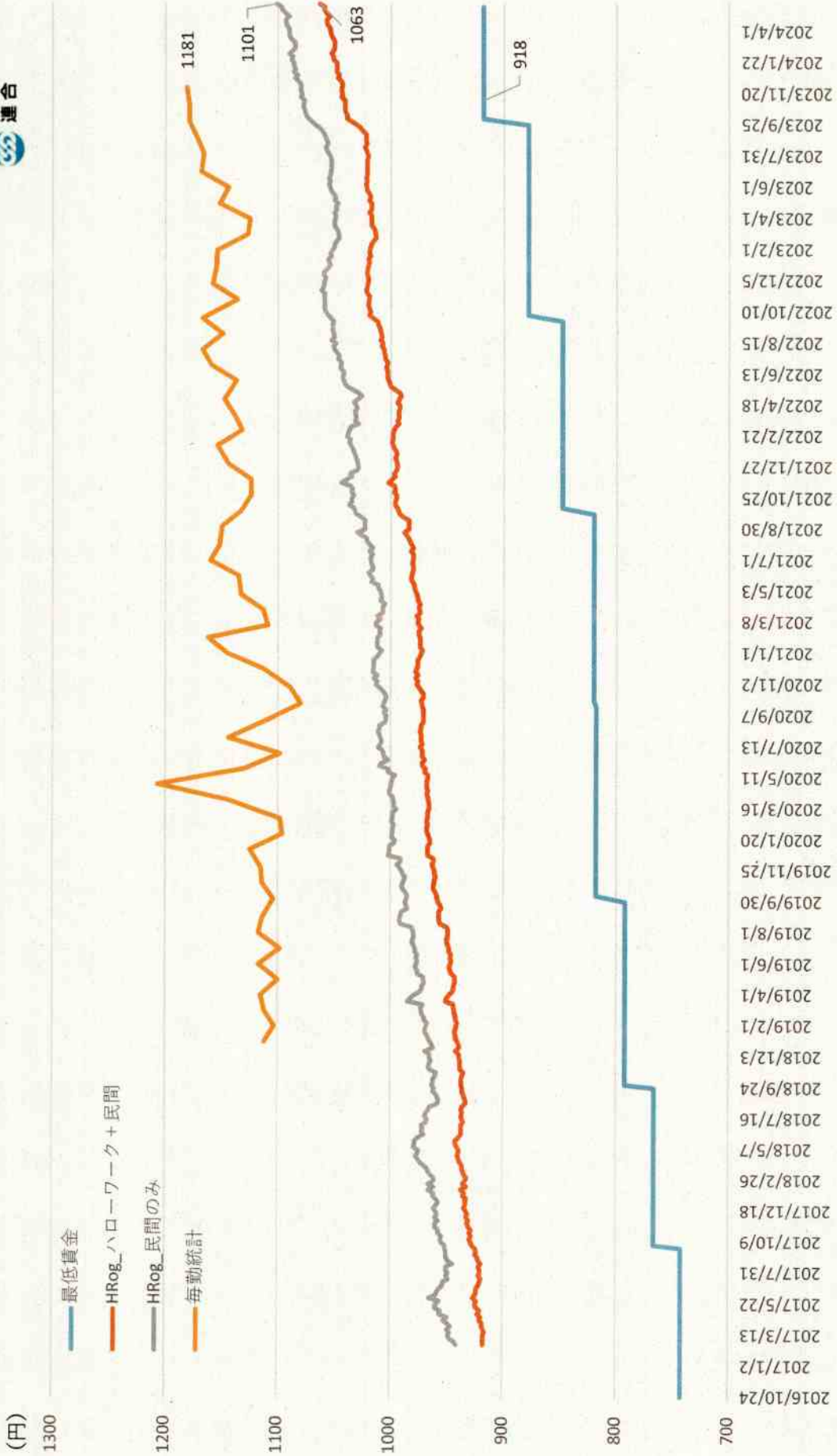
山口



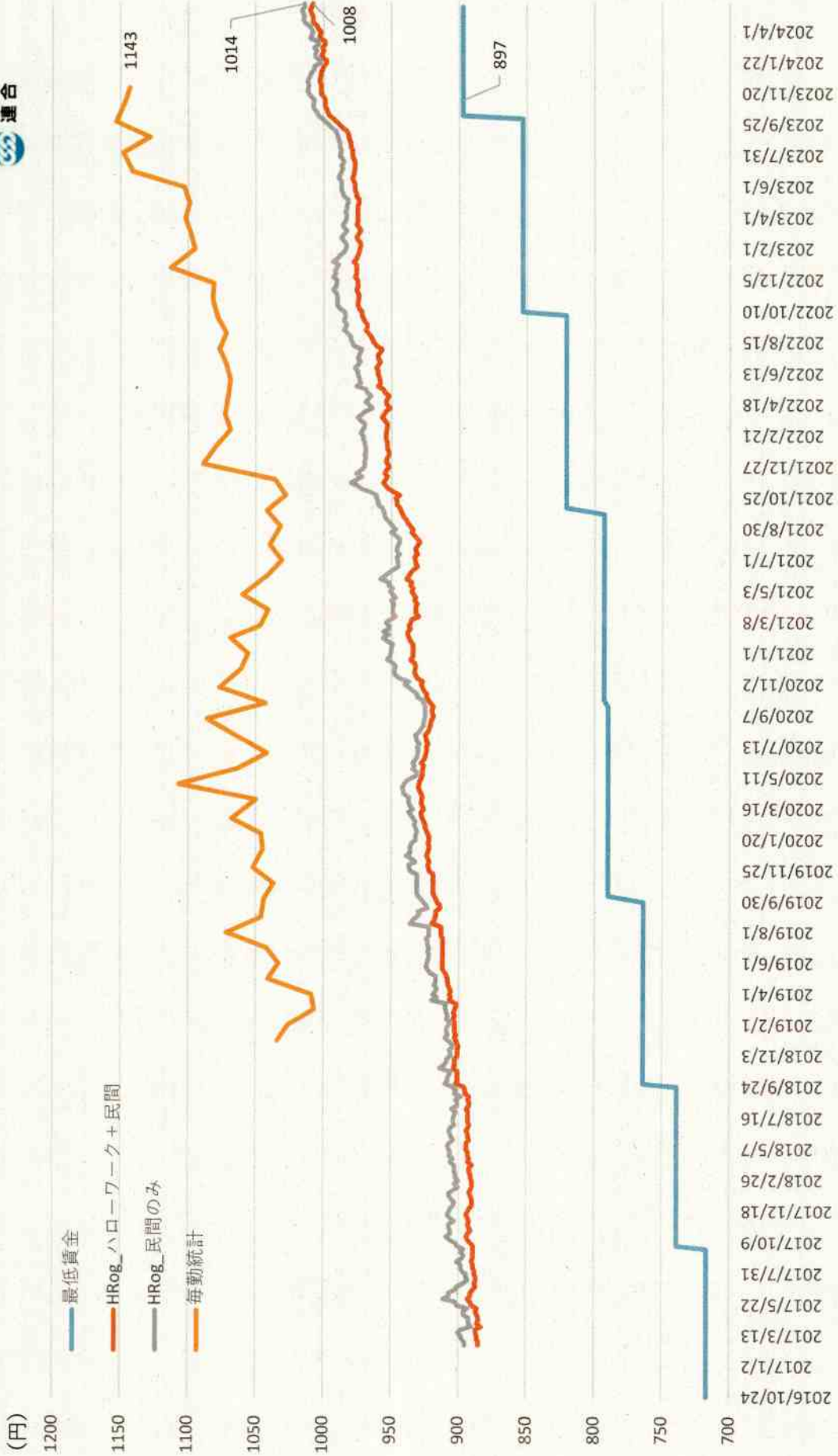
徳島



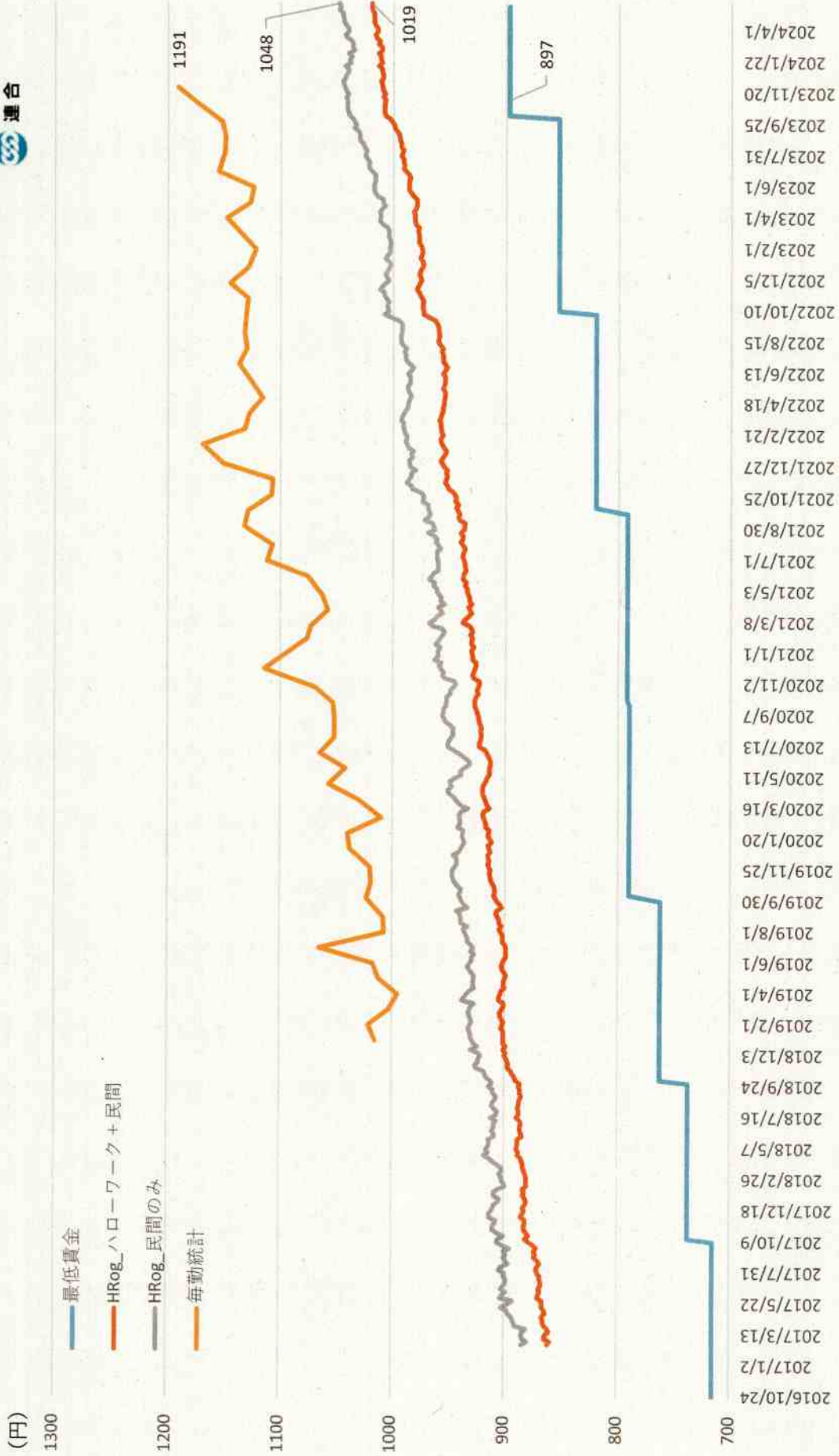
香川



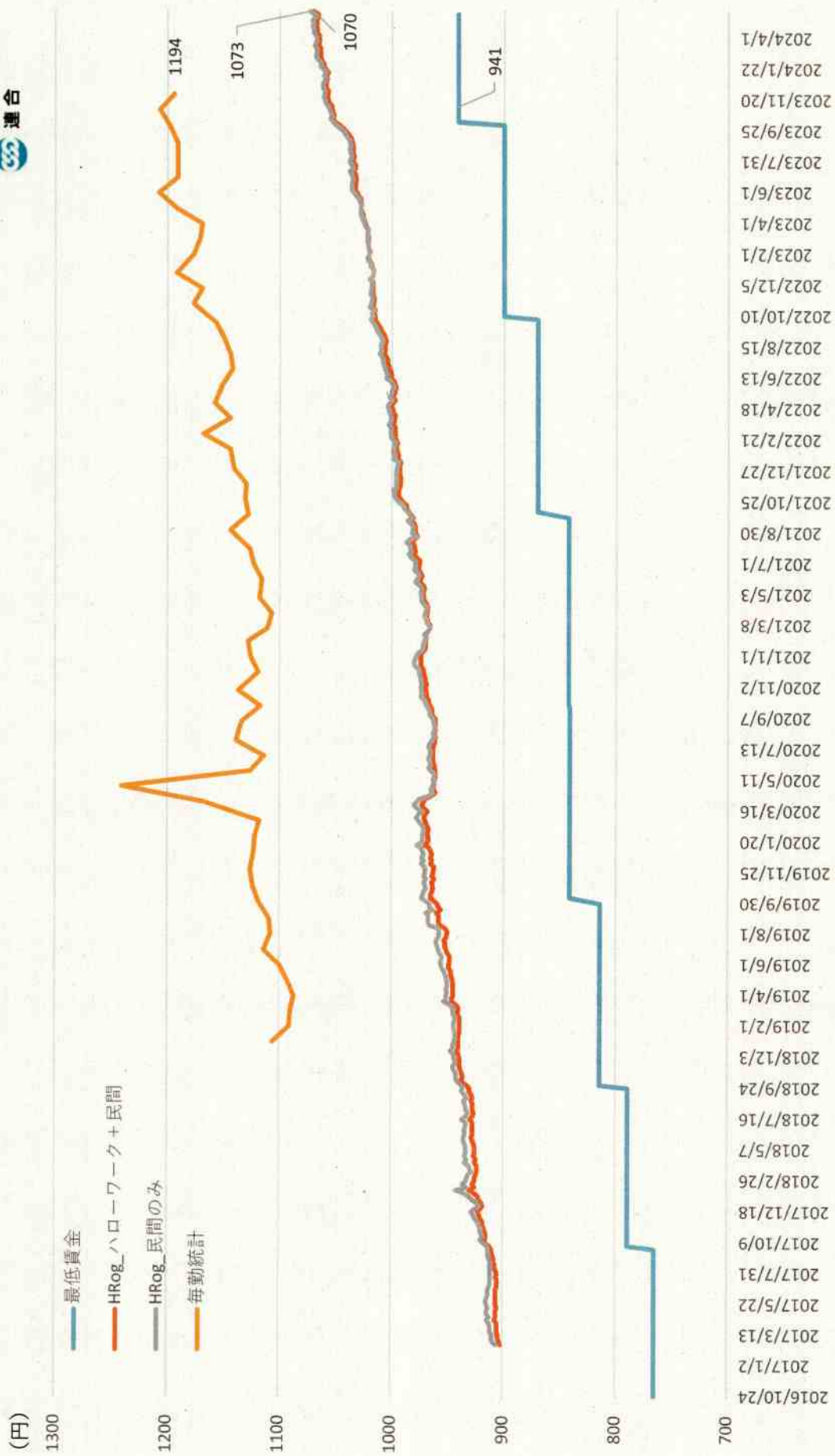
愛媛



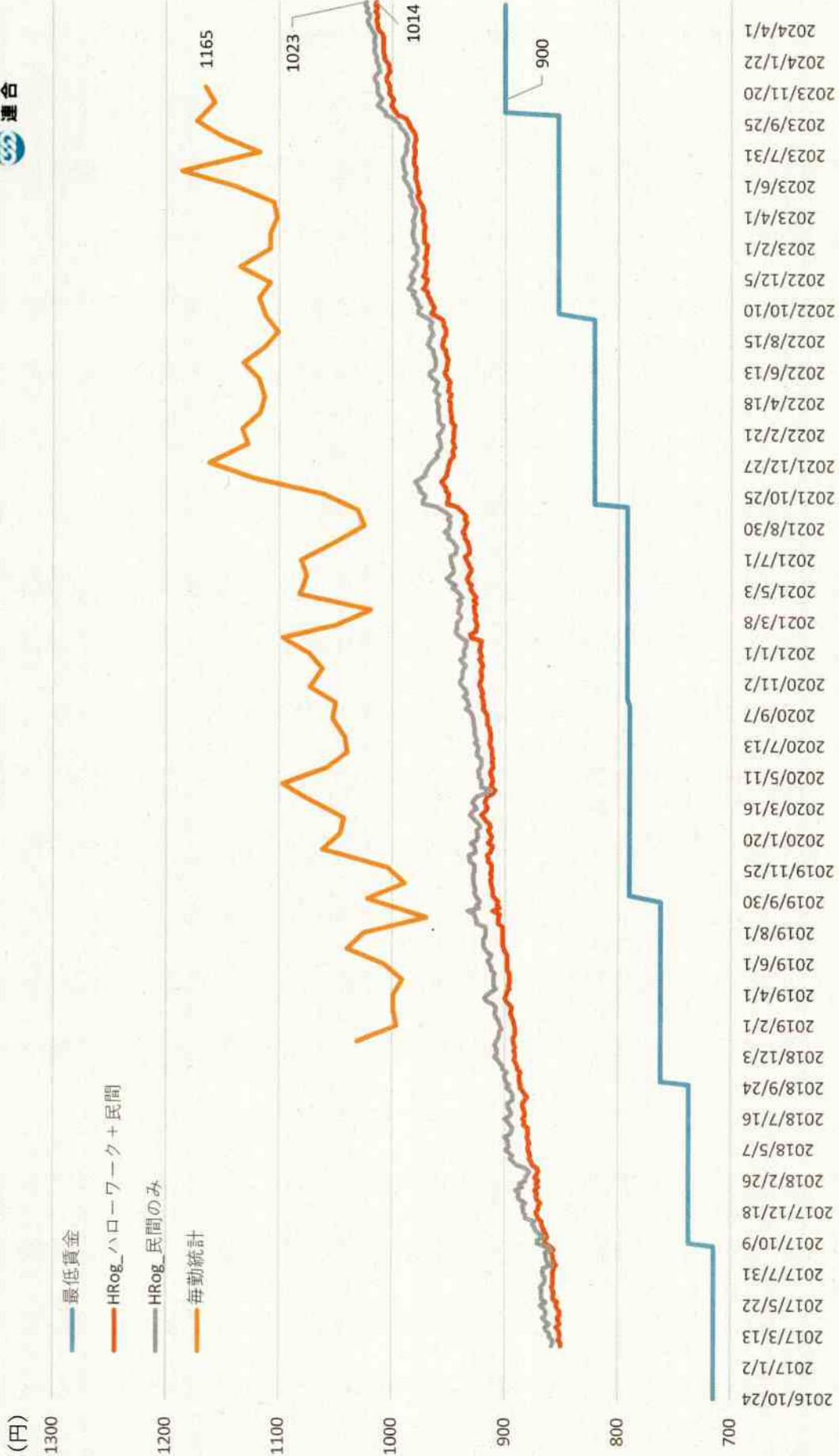
高知



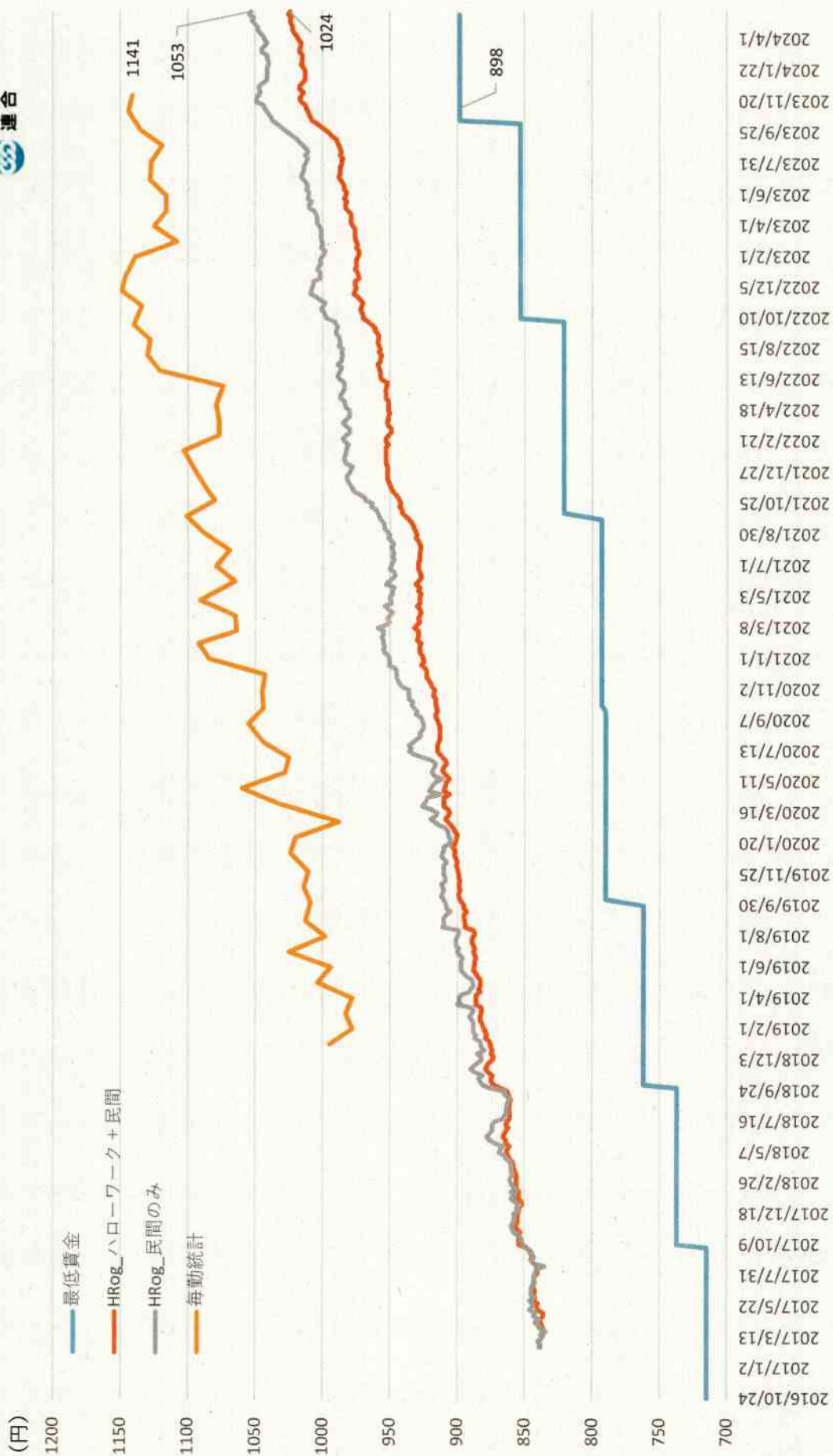
福岡



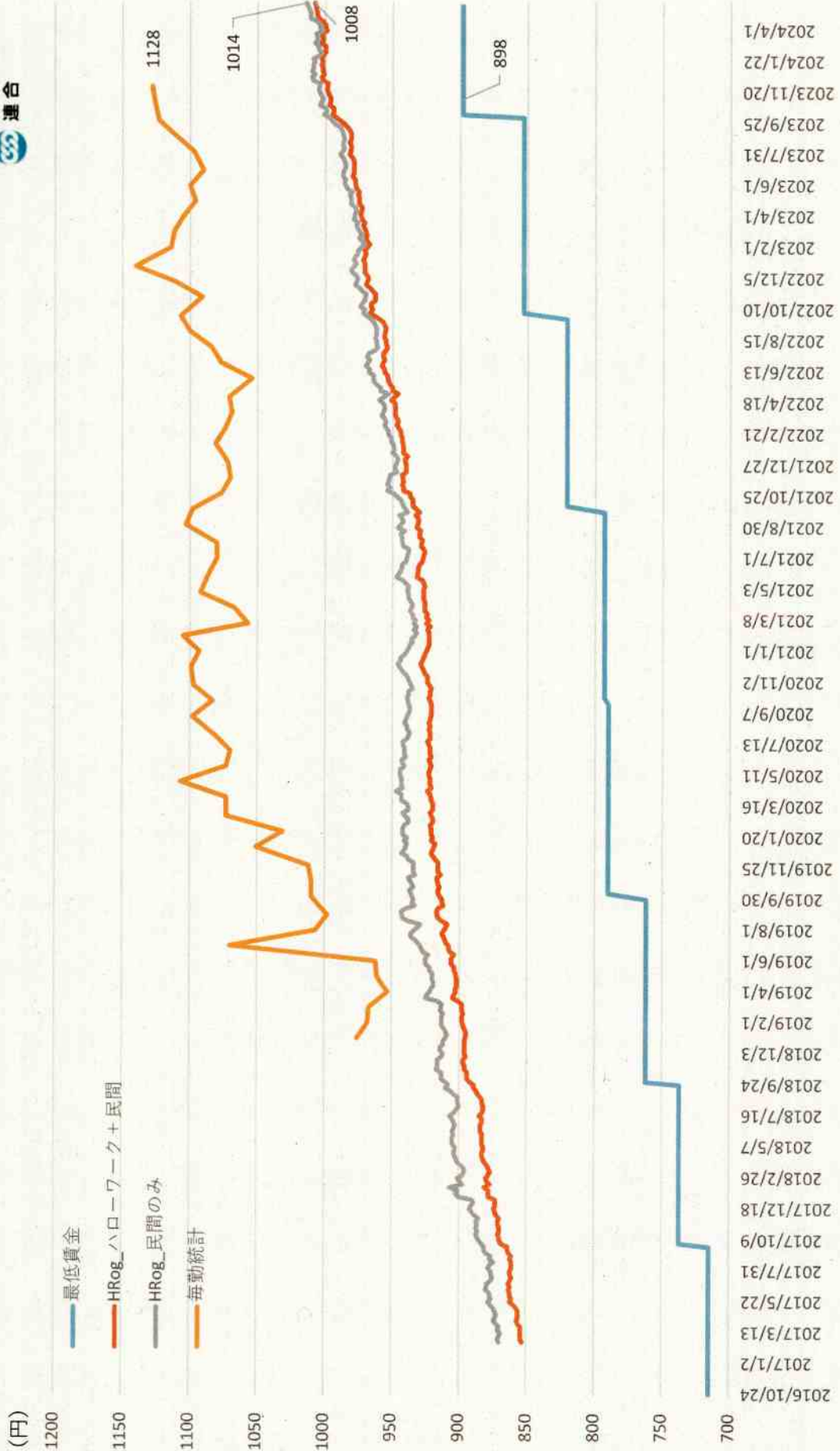
佐賀



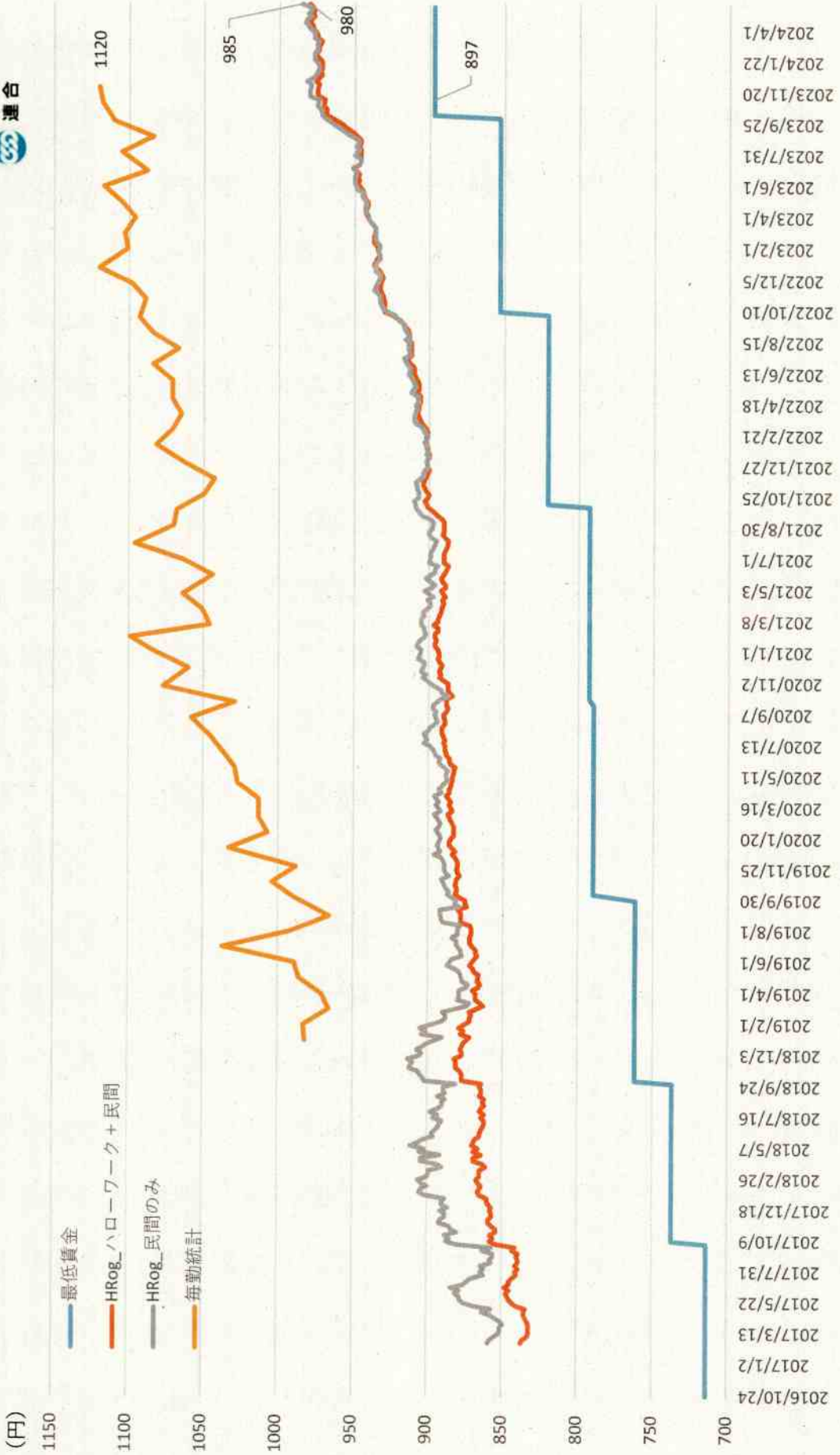
長崎



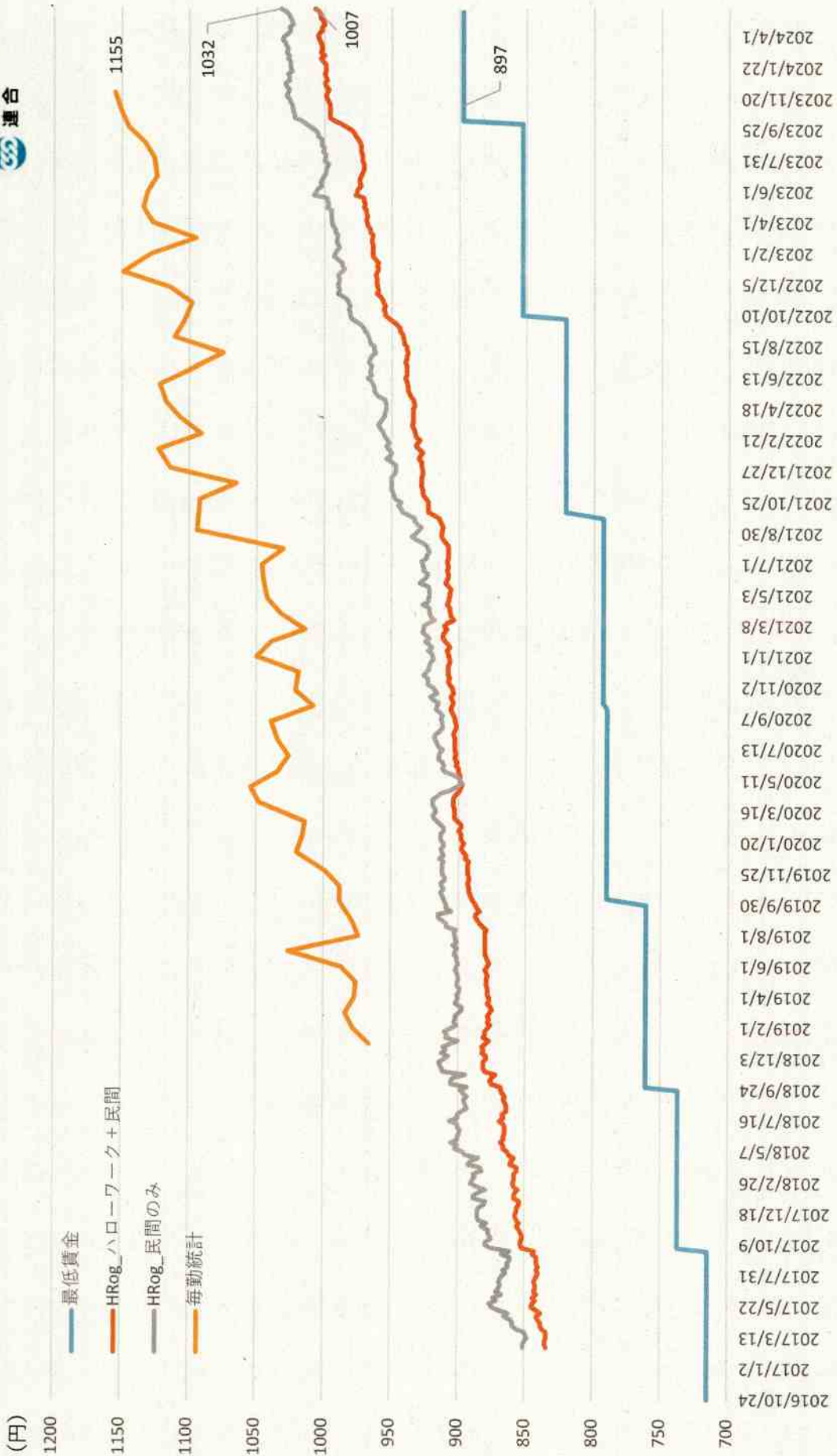
熊本



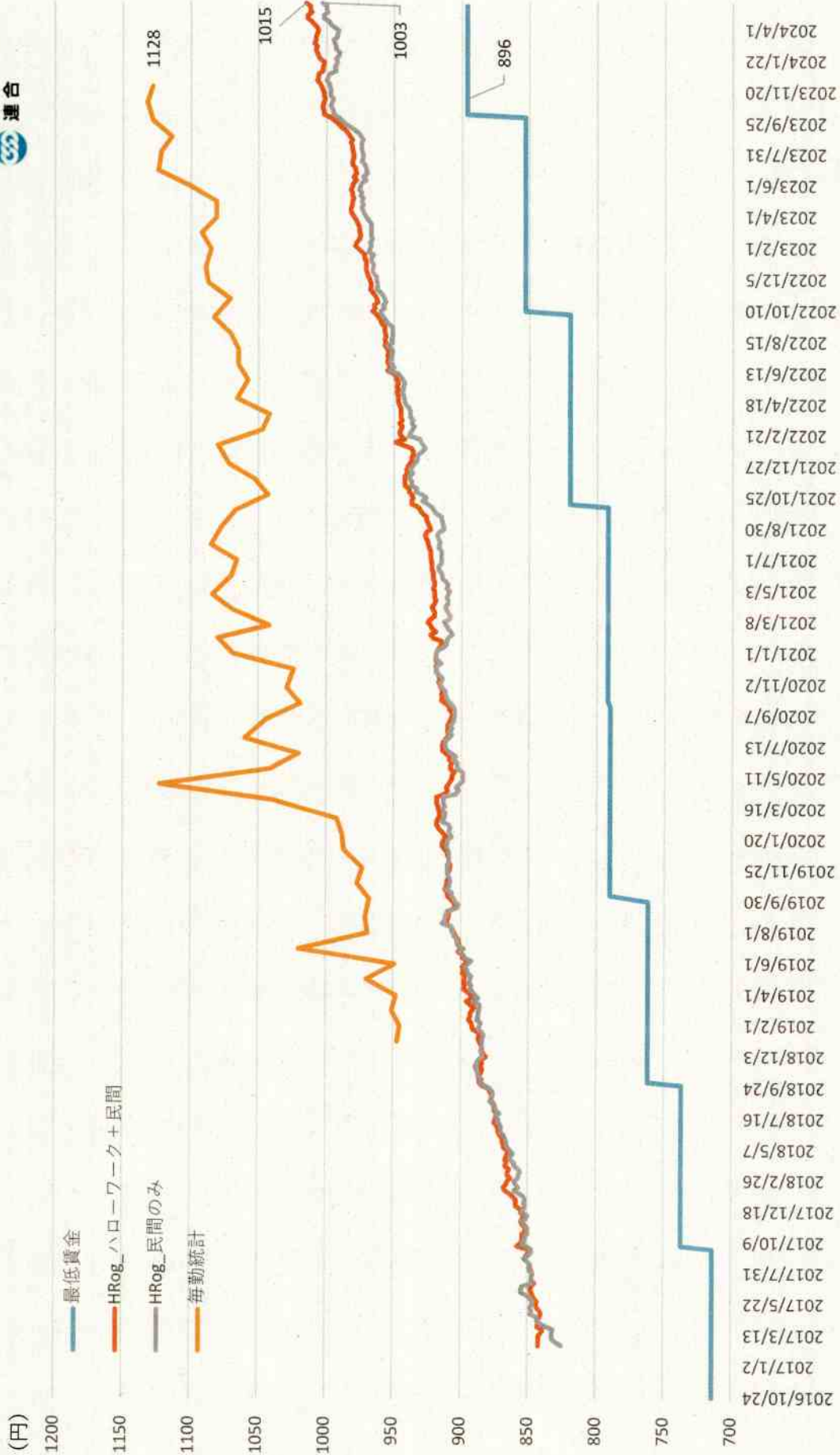
宮崎



鹿児島



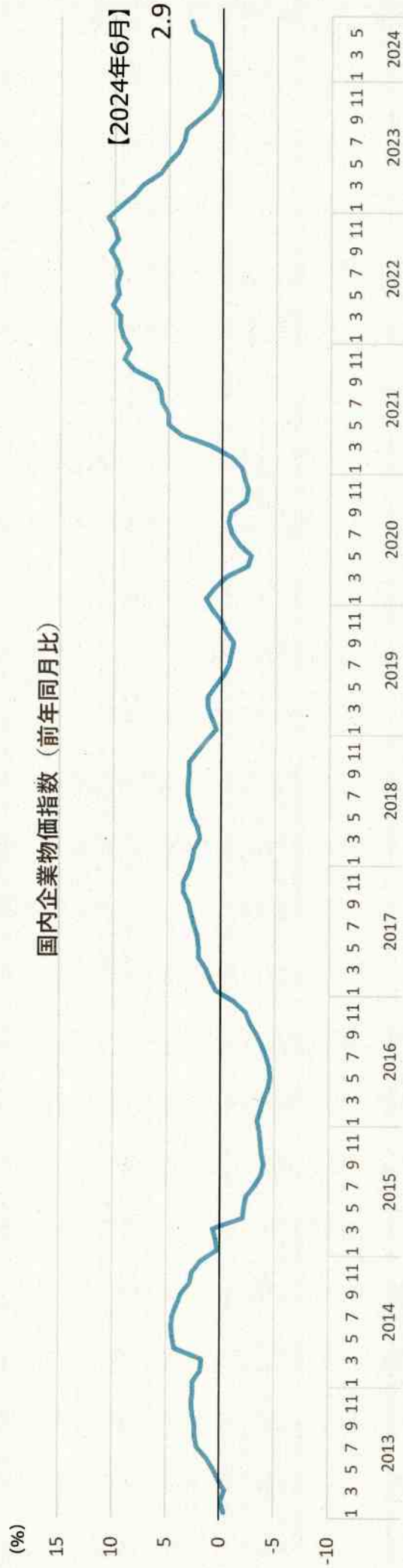
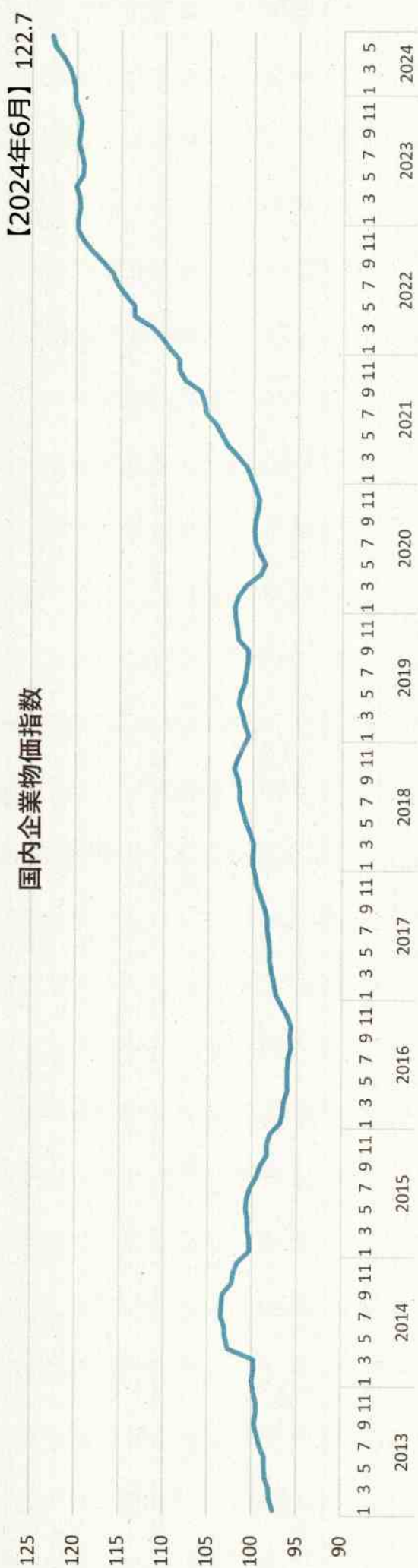
沖縄



足下の経済状況等に関する補足資料
(更新部分のみ抜粋)

国内企業物価指数の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小しているが、引き続き消費者物価指数を上回っている。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2024年6月速報値。

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

資料出所	GDP (国内総生産)										製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率 (%)
	名目 (億円)	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		実数 (件)	前年比 (%)	実数 (万人)	前年差 (万人)				
						指数 (02年=100)	前期比 (%)	指数 (02年=100)	前期比 (%)								
平成 20 年	5,278,238	△ 2.1	-	5,202,331	△ 1.2	124.6	△ 3.4	128.6	△ 4.1	15,646	11.0	265	8	4.0			
平成 21 年	4,949,384	△ 6.2	-	4,906,150	△ 5.7	97.4	△ 21.9	96.4	△ 25.0	15,480	△ 1.0	336	71	5.1			
平成 22 年	5,055,306	2.1	-	5,107,200	4.1	112.5	15.6	115.3	19.6	13,321	△ 13.9	334	△ 2	5.1			
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	-	5,108,416	0.0	109.3	△ 2.8	110.4	△ 4.3	12,734	△ 4.4	302	△ 32	4.6			
平成 24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	110.1	0.6	112.7	2.2	12,124	△ 4.7	285	△ 17	4.3			
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	△ 0.5	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0			
平成 26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6			
平成 27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4			
平成 28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1			
平成 29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8			
平成 30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4			
令和 元年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4			
令和 2 年	5,396,459	△ 3.3	-	5,294,598	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8			
令和 3 年	5,531,508	2.5	-	5,437,206	2.7	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8			
令和 4 年	5,617,659	1.6	-	5,502,503	1.2	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6			
令和 5 年	5,934,282	5.6	-	5,602,255	1.8	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6			
令和 5 年 1～3月	5,828,242	2.3	9.5	5,592,709	1.2	103.5	△ 1.7	107.1	△ 3.7	1,956	30.1	177	△ 5	2.6			
令和 5 年 4～6月	5,970,532	2.4	10.1	5,644,064	0.9	104.8	1.3	108.1	0.9	2,086	34.1	185	△ 4	2.7			
令和 5 年 7～9月	5,951,867	△ 0.3	△ 1.2	5,586,763	△ 1.0	103.3	△ 1.4	106.5	△ 1.5	2,238	41.2	184	4	2.6			
令和 5 年 10～12月	5,987,834	0.6	2.4	5,587,609	0.0	104.4	1.1	106.7	0.2	2,410	35.2	167	0	2.4			
令和 6 年 1～3月	5,974,140	△ 0.2	△ 0.9	5,547,279	△ 0.7	99.0	△ 5.2	98.7	△ 7.5	2,319	18.6	175	△ 2	2.5			
令和 6 年 4～6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,612	25.2	-	-	-			
令和 6 年 1月	-	-	-	-	-	98.0	△ 6.7	98.6	△ 7.9	701	23.0	170	△ 2	2.4			
令和 6 年 2月	-	-	-	-	-	97.4	△ 0.6	98.1	△ 0.5	712	23.4	182	12	2.6			
令和 6 年 3月	-	-	-	-	-	101.7	4.4	99.4	1.3	906	12.0	182	0	2.6			
令和 6 年 4月	-	-	-	-	-	100.8	△ 0.9	99.7	0.3	783	28.4	183	1	2.6			
令和 6 年 5月	-	-	-	-	-	104.4	3.6	103.8	4.1	1,009	42.9	182	△ 1	2.6			
令和 6 年 6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	820	6.5	-	-	2.6			

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期 (月、四半期) 比 (差) であり、そのほかの数値は原数値である。
 2 GDPの四半期の額は年率である。
 3 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、平成30年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前期比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金(現金給与総額)指数

	求人倍率		消費者物価指数 (特家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率				製造業					
	新規	有効	指数	前期比 (%)	指数	前期比 (%)	名目指数 (R2年=100)	前期比 (%)	実質指数 (R2年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)	名目指数 (R2年=100)	前期比 (%)	実質指数 (R2年=100)	前期比 (%)	パート 比率 (%)
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
令和 5 年 1~3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	0.2	97.8	△ 0.3	32.17	103.8	0.0	98.8	△ 0.5	13.68
令和 5 年 4~6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	1.4	98.1	0.3	31.83	106.1	2.2	99.9	1.1	13.51
令和 5 年 7~9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	△ 1.0	96.5	△ 1.6	32.29	105.6	△ 0.5	98.7	△ 1.2	13.38
令和 5 年 10~12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	0.4	95.8	△ 0.7	32.67	105.3	△ 0.3	97.4	△ 1.3	13.29
令和 6 年 1~3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	0.4	96.2	0.4	30.91	104.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	13.02
令和 6 年 4~6月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	0.2	96.3	0.5	30.88	104.7	△ 1.5	97.0	△ 1.3	12.92
令和 6 年 1 月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	0.1	96.2	△ 0.1	30.92	104.9	0.2	96.9	△ 0.1	13.11
令和 6 年 2 月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	0.5	96.2	0.0	30.93	105.1	0.2	96.8	△ 0.1	13.04
令和 6 年 3 月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.5	0.6	104.6	0.2	95.9	△ 0.3	30.48	106.6	1.4	97.6	0.8	12.98
令和 6 年 4 月	2.16	1.24	109.5	0.4	122.4	0.7	106.7	2.0	97.4	1.6	30.26	107.1	0.5	97.6	0.0	12.77
令和 6 年 5 月																
令和 6 年 6 月																
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期(四半期、月)比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。令和6年5月は速報値。

3 求人倍率は、新規卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の令和6年6月分の数値は速報値であり、同指数の令和2年以前の暦年値の前期比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

	一時金	2024年回答		2023年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考) 昨年対比	集計対象組合
夏 季	回答月数	2,485組合	2.52ヶ月 1,723,125人	0.18ヶ月	2,675組合 1,777,471人
	回答額	1,598組合	742,745円 819,811人	25,324円	717,421円 1,175,981人
年 間	回答月数	2,349組合	5.09ヶ月 1,964,110人	0.22ヶ月	2,213組合 1,960,479人
	回答額	1,252組合	1,638,723円 945,007人	50,327円	1,588,396円 1,127,836人

(注) 1 △はマイナスを表す。以下同じ。

2 数値は組合員一人当たりの加重平均。

3 2023年回答の数値は2023年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連第1回集計 (令和6年7月12日)

	2024年夏季			2023年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	97社	983,112円	4.31%	121社	956,027円	3.91%
製造業平均	84社	1,001,780円	3.52%	110社	949,186円	3.07%
非製造業平均	13社	925,249円	6.79%	11社	1,001,251円	9.48%

(注) 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社。

2 20業種121社(49.6%)の妥結を把握しているが、うち24社は平均額不明のため集計より除外。

3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

5 2023年の数値は2023年6月29日付 第1回集計結果。

委員からの追加要望資料

消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

	2023年			2024年			2023年10月～ 2023年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン
あんパン
カレーパン
ゆでうどん
カップ麺
中華麺
かまぼこ
豚肉(国産品)
豚肉(輸入品)
鶏肉
ハム
ソーセージ
牛乳
ヨーグルト
チーズ(国産品)

鶏卵
キャベツ
ねぎ
レタス
もやし
にんじん
たまねぎ
きゅうり
トマト
ピーマン
しめじ
豆腐
油揚げ
納豆
バナナ

せんべい
ポテトチップス
チョコレート
アイスクリーム
おにぎり
調理パン
サラダ
茶飲料
コーヒー飲料A
野菜ジュース
炭酸飲料
ポリ袋
診療代
ガソリン

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

○ 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

	2023年												2024年					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
	-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25	

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1㎡当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1㎡当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1㎡当たり7.5円

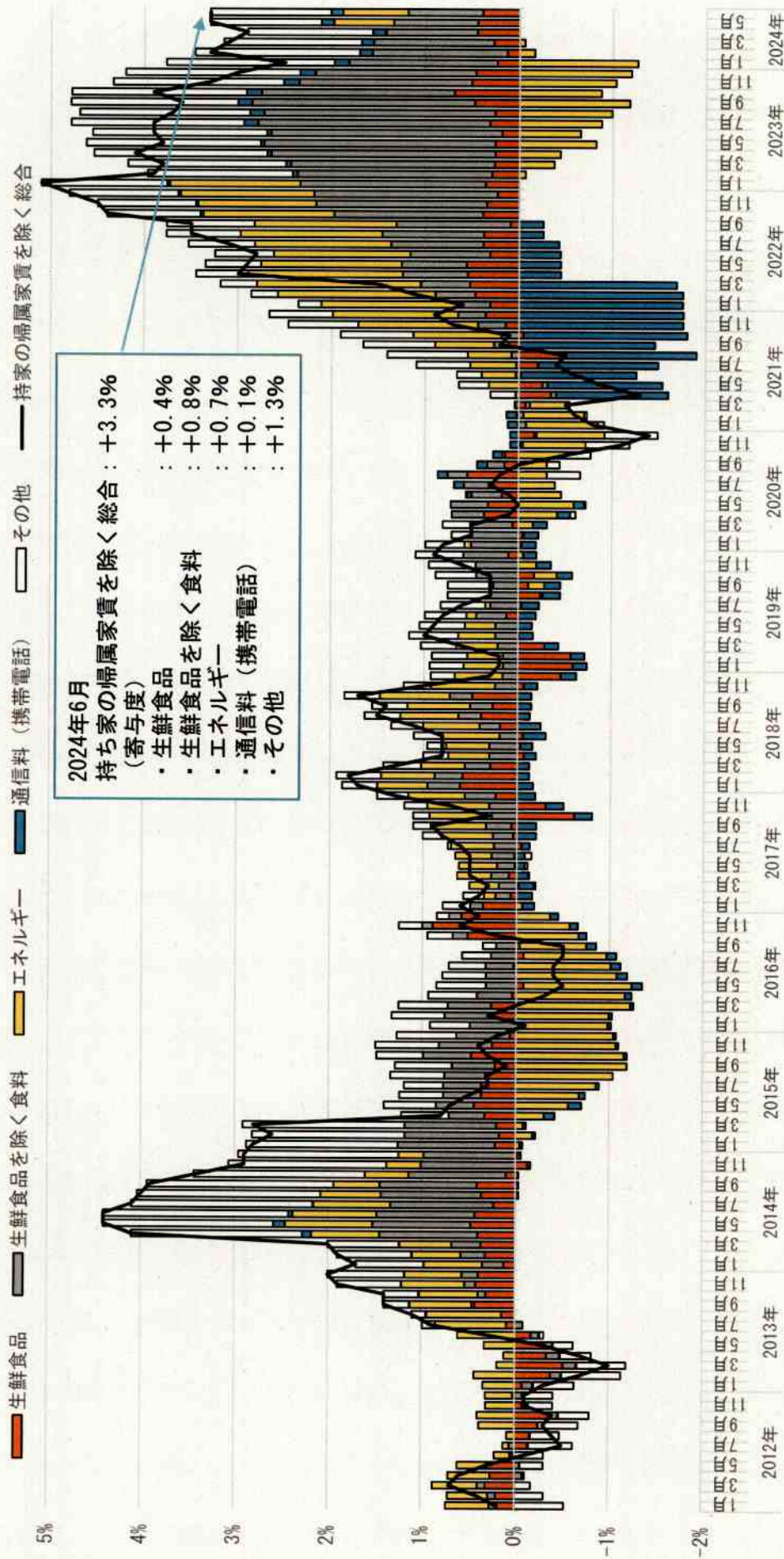
※都市ガスは年間契約量が1,000万㎡未満の家庭や企業等が対象

足下の経済状況等に関する補足資料
(更新部分のみ抜粋)

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合) の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

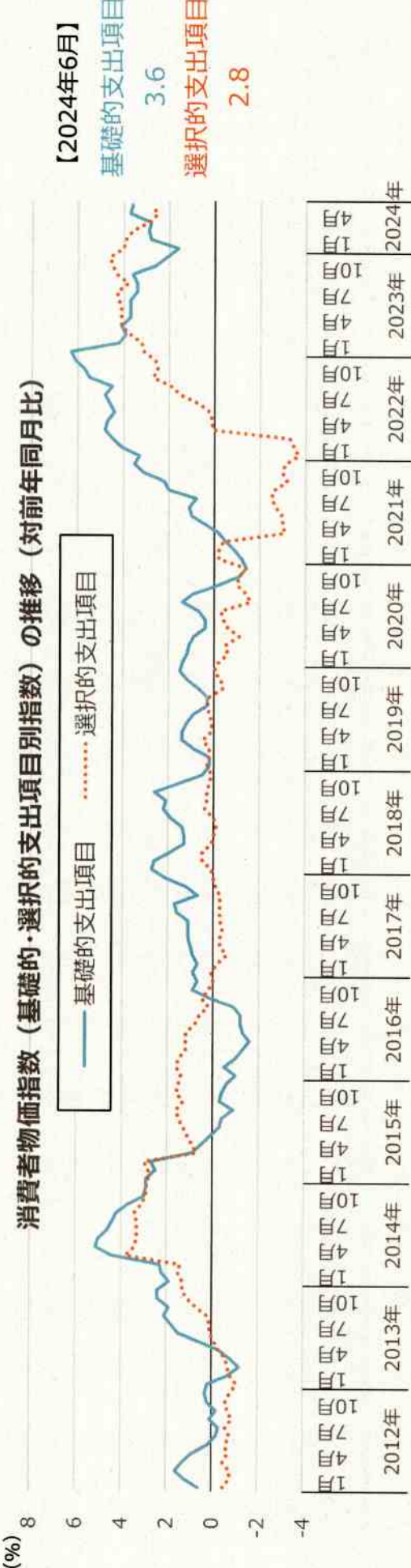
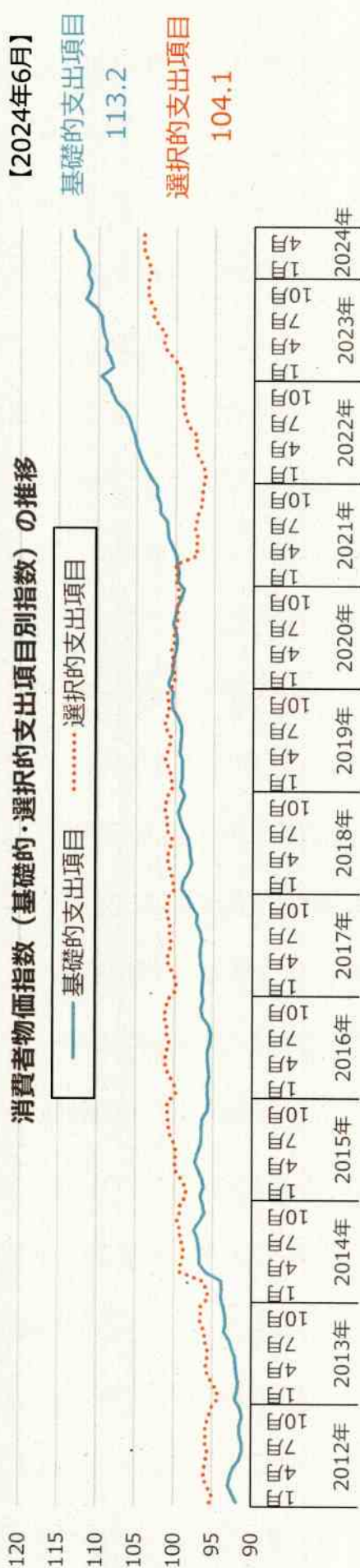
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト/持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びびりリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。

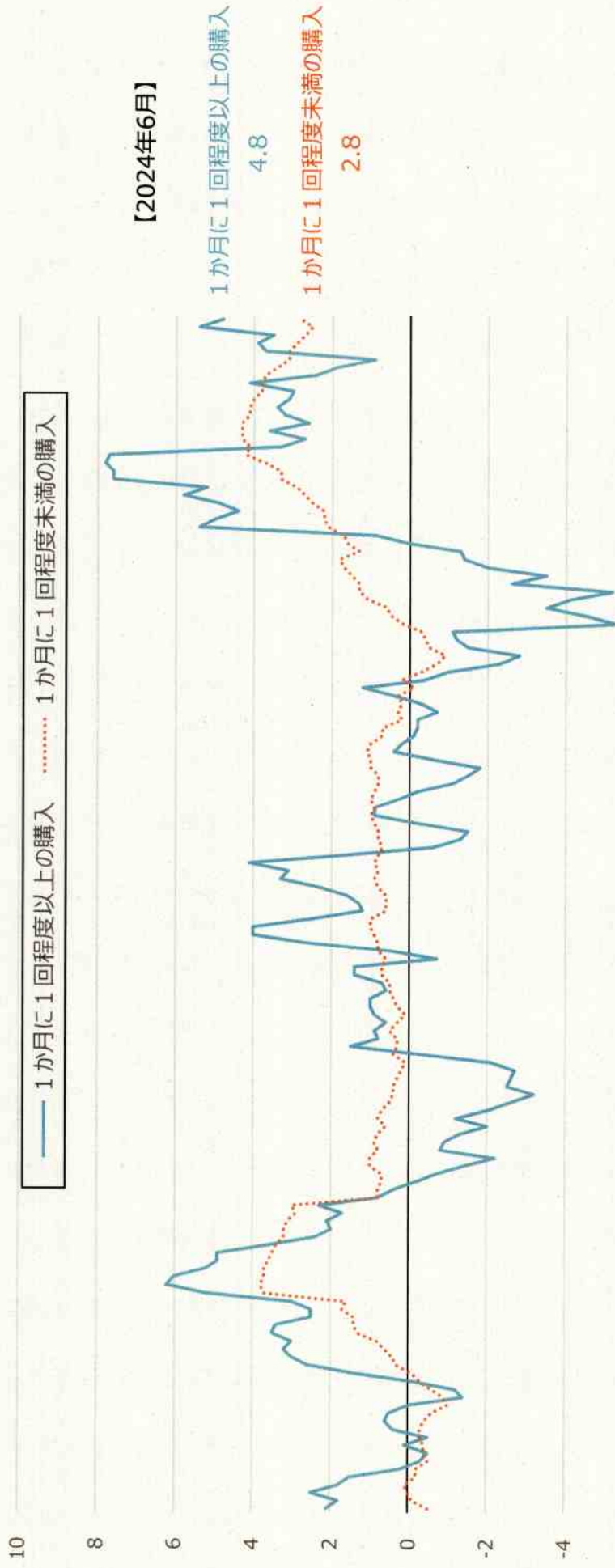


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」
 (注) 1. 基礎的支出項目(必需品のもの)とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 2. 選択的支出項目(贅沢品のもの)とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、娯楽・サービス(支出項目)が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2024年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+4.8%、「1か月に1回程度未満の購入」は+2.8%となっている。

消費者物価指数 (購入頻度階級別) の推移 (対前年同月比)



年	月	年	月
2012	01	2022	01
2012	06	2022	06
2013	01	2021	01
2013	06	2021	06
2014	01	2020	01
2014	06	2020	06
2015	01	2019	01
2015	06	2019	06
2016	01	2018	01
2016	06	2018	06
2017	01	2017	01
2017	06	2017	06
2018	01	2016	01
2018	06	2016	06
2019	01	2015	01
2019	06	2015	06
2020	01	2014	01
2020	06	2014	06
2021	01	2013	01
2021	06	2013	06
2022	01	2012	01
2022	06	2012	06
2023	01		
2023	06		
2024	01		
2024	06		

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」
 (注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成したものの。
 2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%~3.9%で推移し、2023年10月~2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月~ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
	全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	
Aランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
Bランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
Cランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

4 「2023年10月~2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(特家の増減率を除く)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比 (%)	指数	前期比 (%)	調査産業計		製造業		パート 比率 (%)					
							名目指数	前期比 (%)	名目指数	前期比 (%)		実質指数	前期比 (%)			
	(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)					
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	0.5	102.3	2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	1.6	13.70
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	0.1	101.3	0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	0.5	14.29
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
令和 5 年 1~3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	0.2	97.8	△ 0.3	32.17	103.8	0.0	98.8	△ 0.5	13.68
4~6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	1.4	98.1	0.3	31.83	106.1	2.2	99.9	1.1	13.51
7~9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	△ 1.0	96.5	△ 1.6	32.29	105.6	△ 0.5	98.7	△ 1.2	13.38
10~12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	0.4	95.8	△ 0.7	32.67	105.3	△ 0.3	97.4	△ 1.3	13.29
令和 6 年 1~3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	0.4	96.2	0.4	30.91	104.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	13.02
4~6月			109.4	1.0	122.2	1.4										
令和 6 年 1月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	0.2	96.3	0.5	30.88	104.7	△ 1.5	97.0	△ 1.3	12.92
2月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	0.1	96.2	△ 0.1	30.92	104.9	0.2	96.9	△ 0.1	13.11
3月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	0.5	96.2	0.0	30.93	105.1	0.2	96.8	△ 0.1	13.04
4月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.5	0.6	104.6	0.2	95.9	△ 0.3	30.48	106.6	1.4	97.6	0.8	12.98
5月	2.16	1.24	109.5	0.4	122.4	0.7	106.7	2.0	97.4	1.6	30.26	107.1	0.5	97.6	0.0	12.77
6月			109.6	0.1	122.7	0.2										

厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本銀行「企業物価指数」

総務省「消費者物価指数」

厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模 5 人以上の結果である。令和 6 年 5 月は速報値。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の令和 6 年 6 月分の数値は速報値であり、同指数の令和 2 年以前の暦年値の前期比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年					
											1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3
Aランク	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2
Bランク	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4
Cランク	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

5 消費者物価指数等の推移
(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和6年					
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月
A ラ ン ク	東京都	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	3.1	2.2	2.2	2.6	2.8
	神奈川県	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	3.4	3.3	3.3	3.5	3.6
	大阪府	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	2.7	2.7	2.5	3.1	3.4
	愛知県	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	2.0	3.0	2.8	2.9	3.0
	埼玉県	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	3.0	2.9	2.9	3.4	3.1
	千葉県	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	2.7	2.7	2.7	2.8	3.0
	兵庫県	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	3.4	3.0	3.0	3.0	3.5
	京都府	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	2.6	3.3	2.9	3.4	3.5
	茨城県	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	1.6	1.9	2.2	2.4	2.7
	静岡県	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	1.8	2.5	2.8	2.8	3.4
B ラ ン ク	富山県	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2	3.5	4.3	3.5	3.4	3.5
	岐阜県	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	2.5	2.7	2.5	3.2	3.2
	静岡県	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	2.4	3.5	3.0	2.9	3.4
	長野県	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.1	3.4	2.6	3.6	3.8
	群馬県	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	3.2	3.1	3.2	3.0	3.5
	埼玉県	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.1	4.0	4.1	4.0	4.3
	山梨県	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	2.6	3.5	3.1	3.1	3.0
	三重県	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4	2.0	2.4	2.4	2.6	3.2
	石川県	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.3	4.0	3.9	3.8	4.1
	福井県	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	2.5	3.4	3.2	3.2	3.2
C ラ ン ク	香川県	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	2.9	3.7	3.3	3.6	4.0
	岡山県	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5	1.5	2.4	2.0	2.0	2.4
	福岡県	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	2.4	3.5	3.1	2.4	3.5
	奈良県	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	2.6	3.5	4.0	3.9	4.2
	山口県	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	2.1	2.9	2.6	2.8	3.4
	長野県	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	2.6	3.2	3.2	3.1	3.8
	北海道	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.1	3.8	3.8	3.3	3.4
	岐阜県	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	2.2	3.2	3.2	3.2	3.3
	徳島県	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.0	3.4	3.5	3.8	3.7
	福島県	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	2.7	3.8	3.5	3.8	3.8
D ラ ン ク	新潟県	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	2.1	3.0	2.9	3.5	3.6
	和歌山県	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	1.7	2.4	2.1	2.5	2.9
	愛媛県	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.8	4.6	4.0	4.0	3.7
	島根県	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	1.7	2.9	2.3	2.6	2.9
	大分県	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	2.2	2.9	2.5	2.4	2.8
	熊本県	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	2.2	3.3	3.0	2.9	3.4
	山形県	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.8	4.3	4.0	4.2	4.4
	佐賀県	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.0	3.7	3.5	3.4	3.3
	長崎県	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	2.6	4.0	3.6	3.4	3.3
	岩手県	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.3	3.9	3.4	3.5	4.1
E ラ ン ク	高知県	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0	4.0	4.0	3.9	3.5	3.6
	高島県	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	2.5	3.2	3.0	2.6	3.2
	秋田県	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.1	4.1	3.8	3.6	4.0
	鹿児島県	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	1.4	3.0	2.7	2.7	3.3
	宮崎県	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.0	3.6	3.1	3.8	3.9
	青森県	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	3.7	3.6	3.4	3.3
	沖縄県	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	4.9	4.5	3.1	3.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」
(注) 1 数値は、都道府県庁所在地を都市のものとする。
2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

委員からの追加要望資料

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

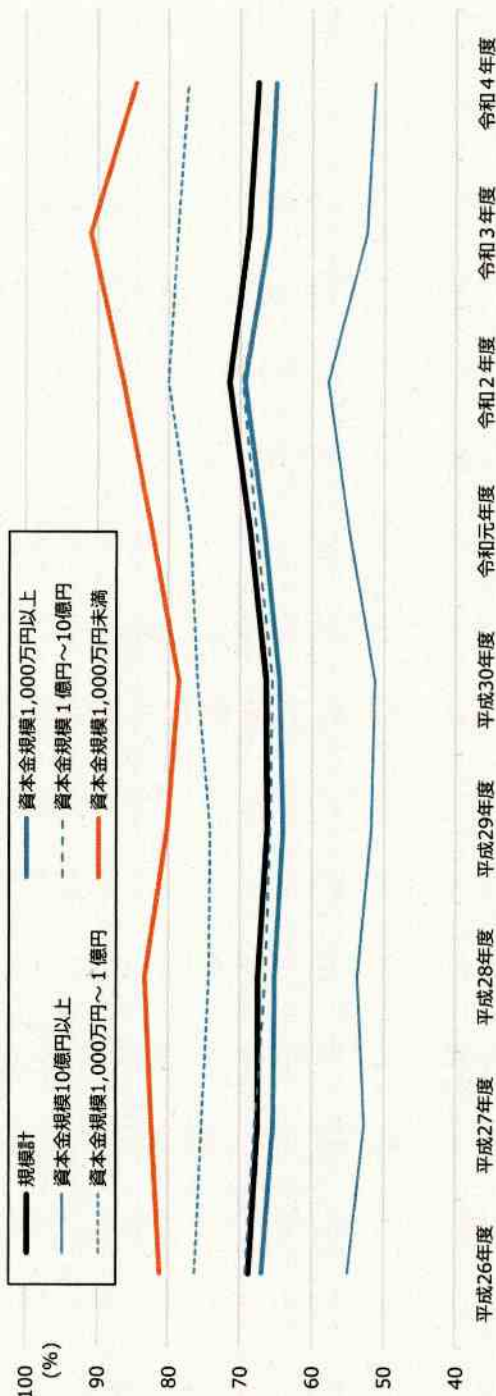
(単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考：母集団数 (単位：社)
規模計	68.8	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	2,941,615
資本金規模1,000万円以上	67.0	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	909,127
" 10億円以上	55.0	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	4,738
" 1億円～10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	25,894
" 1,000万円～1億円	76.4	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	878,495
" 1,000万円未満	81.1	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	2,032,488

資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
 2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
 3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

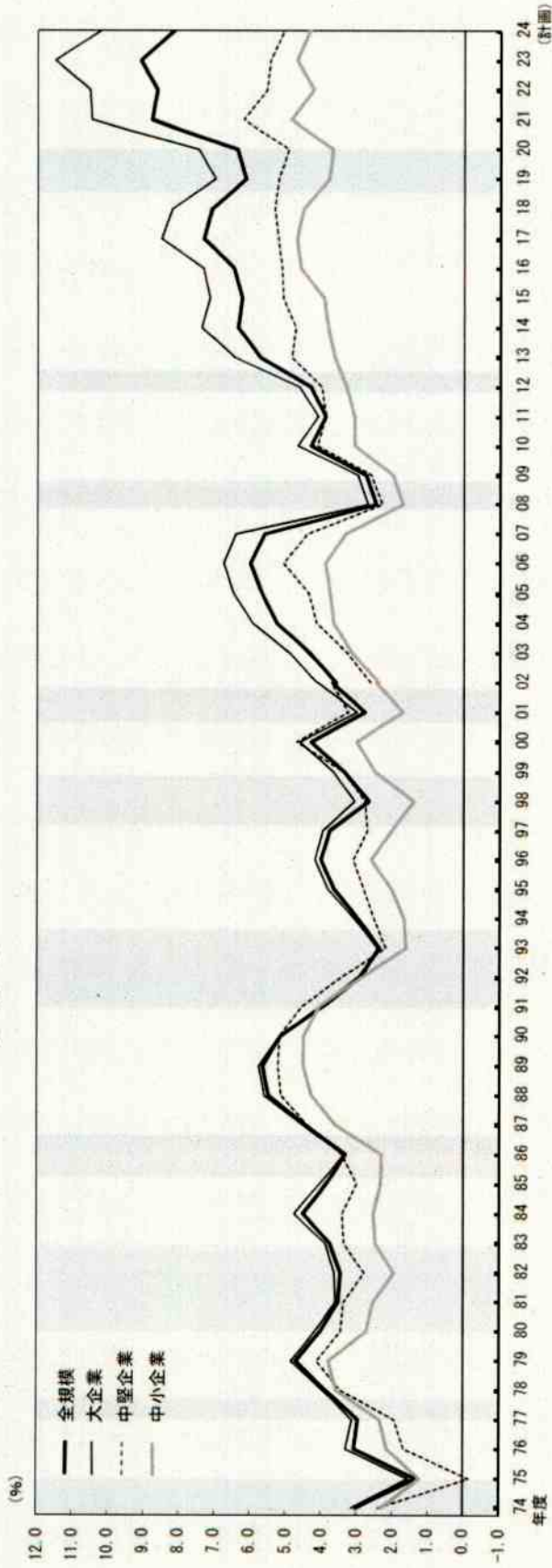
労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。
 付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。
 人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。



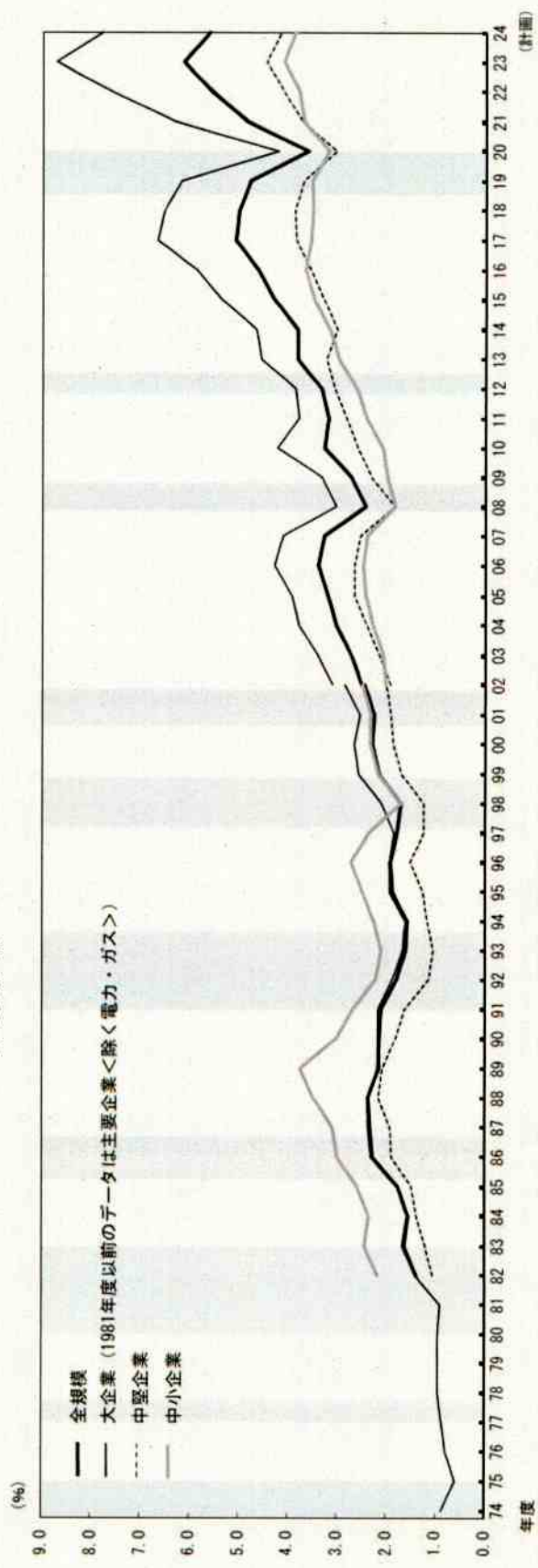
主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2024年6月調査)

2024年7月24日
日本銀行長崎支店



Bank of Japan Nagasaki Branch

長崎県の金融経済概況

(2024年7月公表分)

【概況】

長崎県の景気は、緩やかに回復している。

最終需要面をみると、個人消費は、一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している。観光は回復が続いている。住宅投資は足踏み状態となっている。公共投資は回復しつつある。設備投資は増加の動きが一服している。

生産は増加している。企業の業況感は全体として緩やかに改善している。雇用・所得環境は緩やかに改善している。消費者物価指数の前年比は3%程度となった。

先行きについては、企業の人手不足感の強まりと物価上昇による影響のほか、海外経済を巡る不確実性の高まりなどによる影響を注視していく必要がある。

【本件に関する問い合わせ先】

日本銀行長崎支店総務課

850-8645 長崎市炉粕町32番地

TEL : 095-820-6110 FAX : 095-820-0299

本資料は当店ホームページ(<http://www3.boj.or.jp/nagasaki/>)にも掲載しています。



1. 需要項目別動向

個人消費は、一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している。財消費、サービス消費ともに、緩やかに回復している。

5月の商業動態統計は、前年を上回った。6月の乗用車新車登録台数は、前年を下回った。

観光は、回復が続いている。

5月の主要ホテル・旅館宿泊者数、主要観光施設入場者数は、前年を上回った。

住宅投資は、足踏み状態となっている。

5月の新設住宅着工戸数は、前年を下回った。

公共投資は、回復しつつある。

6月の公共工事請負金額は、前年を下回った。

設備投資は、増加の動きが一服している。

2024年度の設備投資（2024年6月短観）は、前年度を下回る計画となっている。

5月の建築物着工床面積は、前年を下回った。

2. 生産

生産は、増加している。

主要業種別にみると、電子部品・デバイスは、増加している。機械・重電（原動機、大・中型モーター、冷熱機器）は、持ち直している。造船は、増加している。

3. 雇用・所得

雇用・所得環境は、緩やかに改善している。

5月の有効求人倍率は、1.20倍となった。4月の雇用者所得は、前年を上回った。

4. 物価

6月の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合、長崎市）の前年比は、3%程度となった。

5. 金融

5月の総預金および貸出金は、いずれも前年を上回った。

6. 企業倒産

6月の県内企業倒産（負債総額10百万円以上）は、件数、負債総額ともに前年を上回った。

〈 景気判断の比較 〉

	前回（2024年6月公表分）	今回（2024年7月公表分）
景気全体 （据え置き）	緩やかに回復している。	緩やかに回復している。
個人消費 （据え置き）	一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している。	一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している。
観光 （据え置き）	回復が続いている。	回復が続いている。
住宅投資 （引き下げ） （3か月ぶり）	高水準で推移している。	<u>足踏み状態となっている。</u>
公共投資 （据え置き）	回復しつつある。	回復しつつある。
設備投資 （引き下げ） （3か月ぶり）	緩やかに増加している。	<u>増加の動きが一服している。</u>
生産 （据え置き）	増加している。	増加している。
雇用・所得 （据え置き）	緩やかに改善している。	緩やかに改善している。

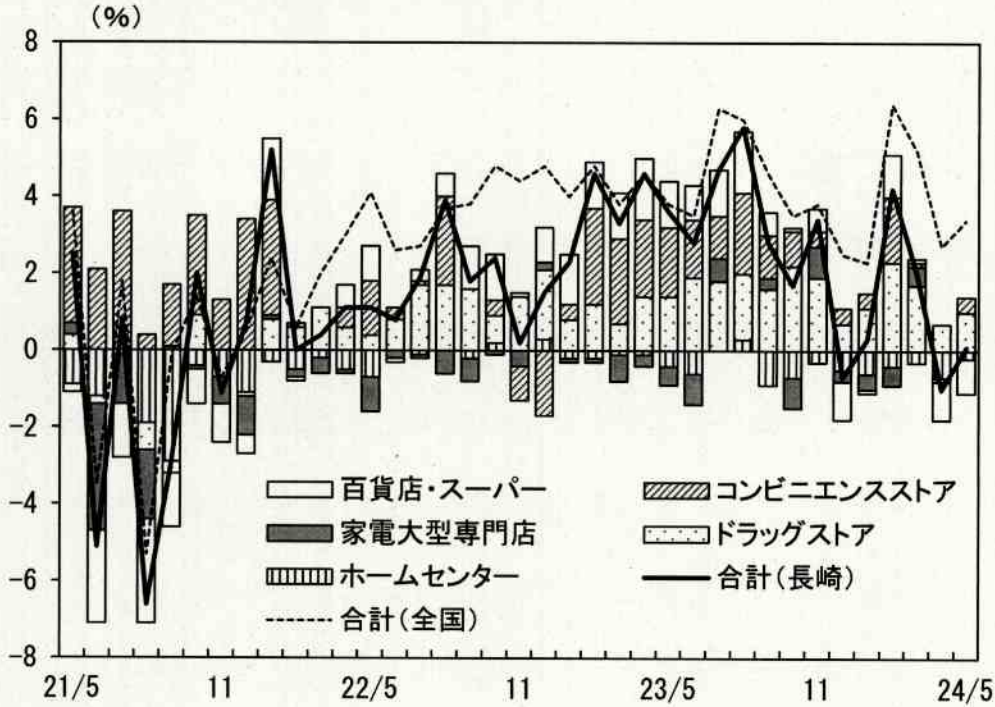
（注）下線は、前回からの変更・追加。

県内主要金融経済指標

pは速報値
rは修正値

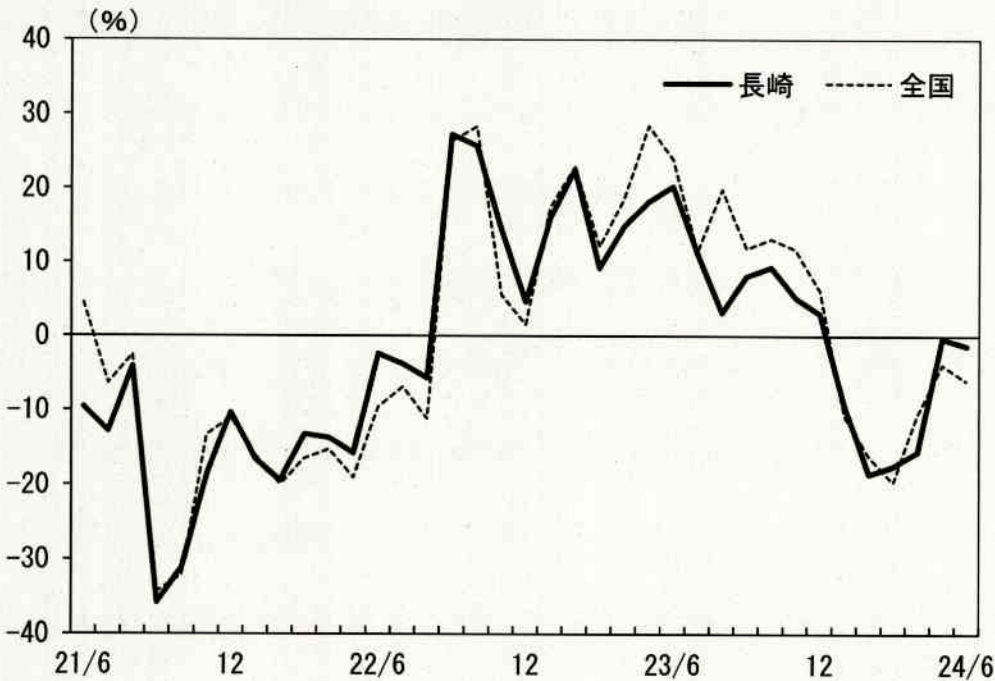
個人消費

(1) 商業動態統計<前年比・寄与度>



長崎 +0.1
全国 +3.4

(2) 乗用車新車登録台数 (含む軽乗用車) <前年比>

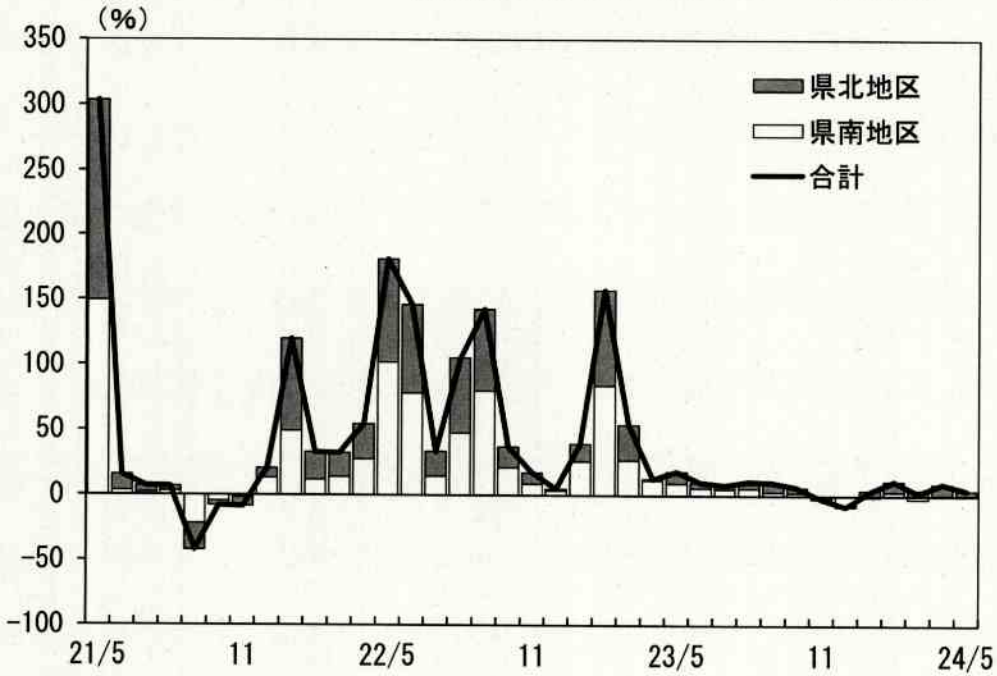


長崎 -1.3
全国 -6.1

(注) 1. (1) は商業動態統計の業態別販売額 (全店ベース) を合算する形で当店で算出。
2. (1) の業態別販売額は、直近のリンク係数を基に遡及を実施。
(出所) 経済産業省、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会、長崎運輸支局、長崎県軽自動車協会

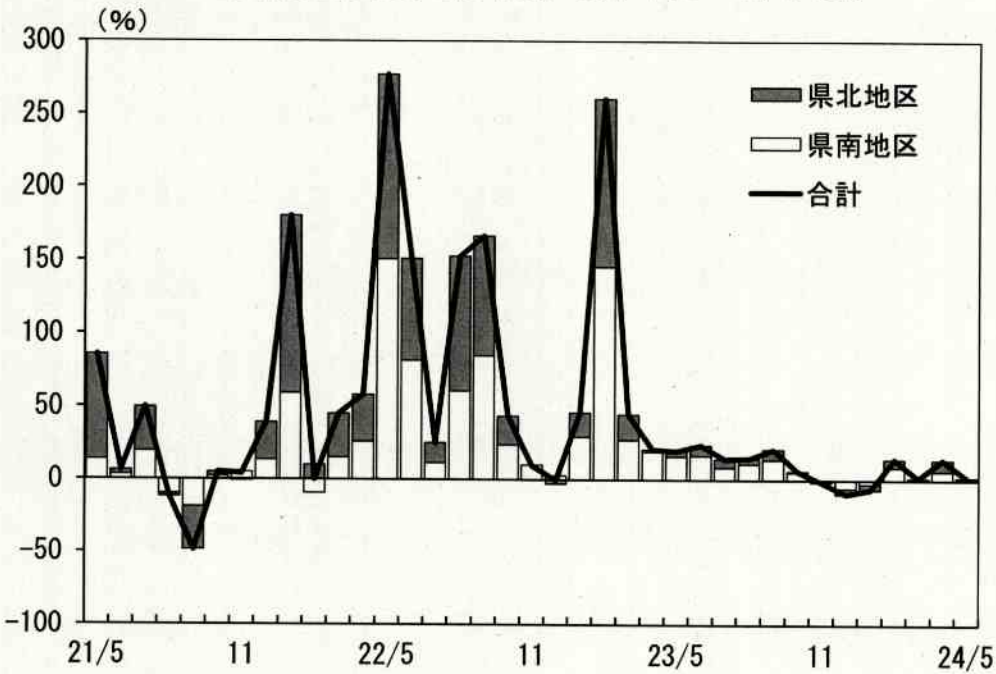
観光

(1) 県内主要ホテル・旅館宿泊者数<前年比・寄与度>



4月	+8.8
5月	+4.2

(2) 県内主要観光施設入場者数<前年比・寄与度>

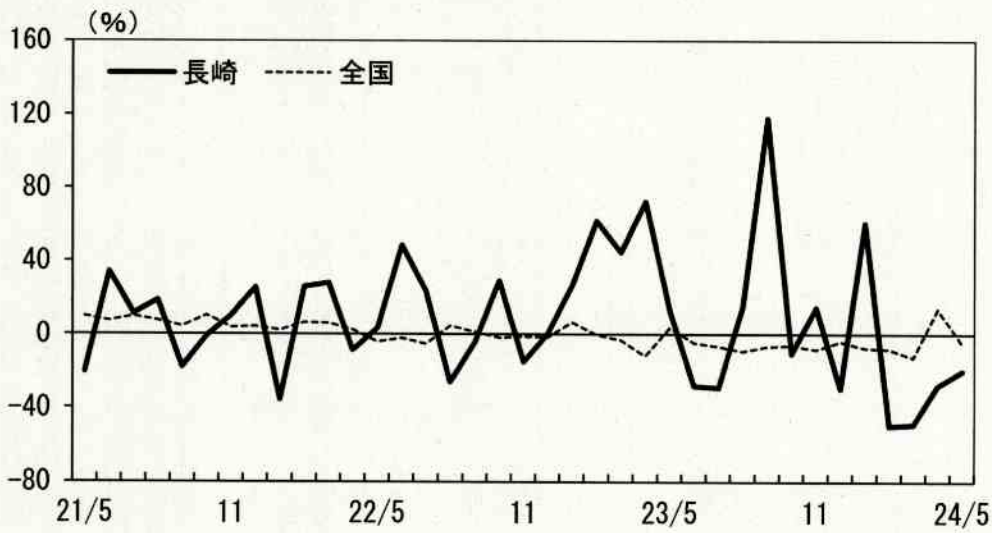


4月	+13.7
5月	+1.8

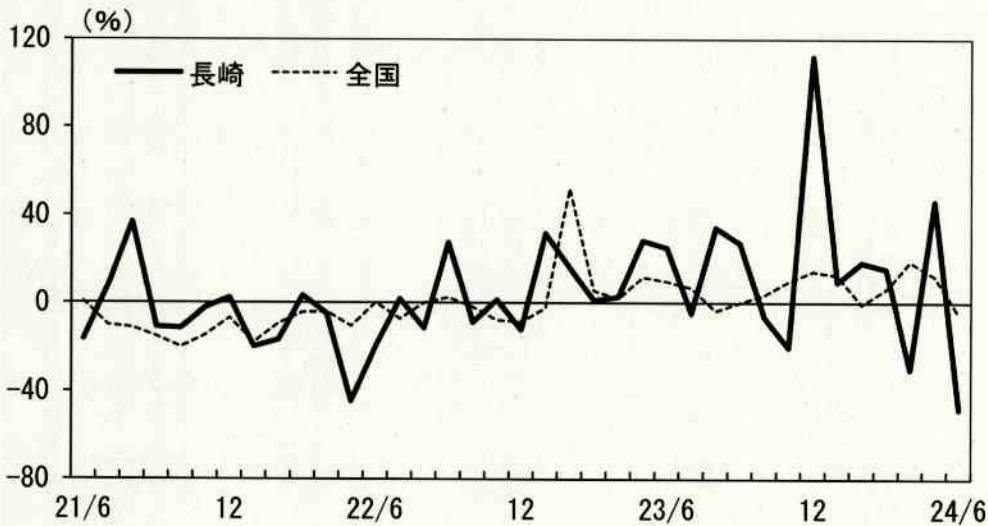
(出所) 日本銀行長崎支店

住宅投資・公共投資・設備投資

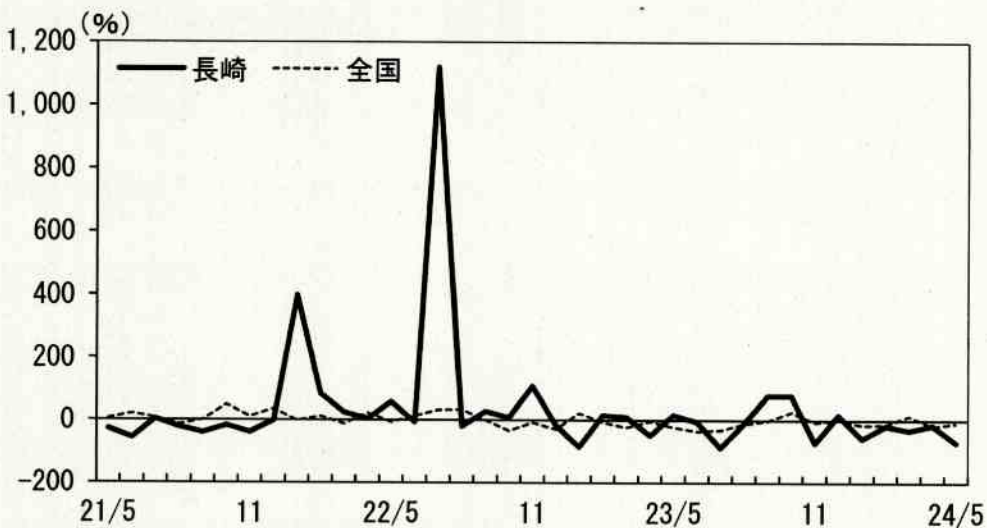
(1) 新設住宅着工戸数<前年比>



(2) 公共工事請負金額<前年比>



(3) 建築物着工床面積(民間非居住用)<前年比>



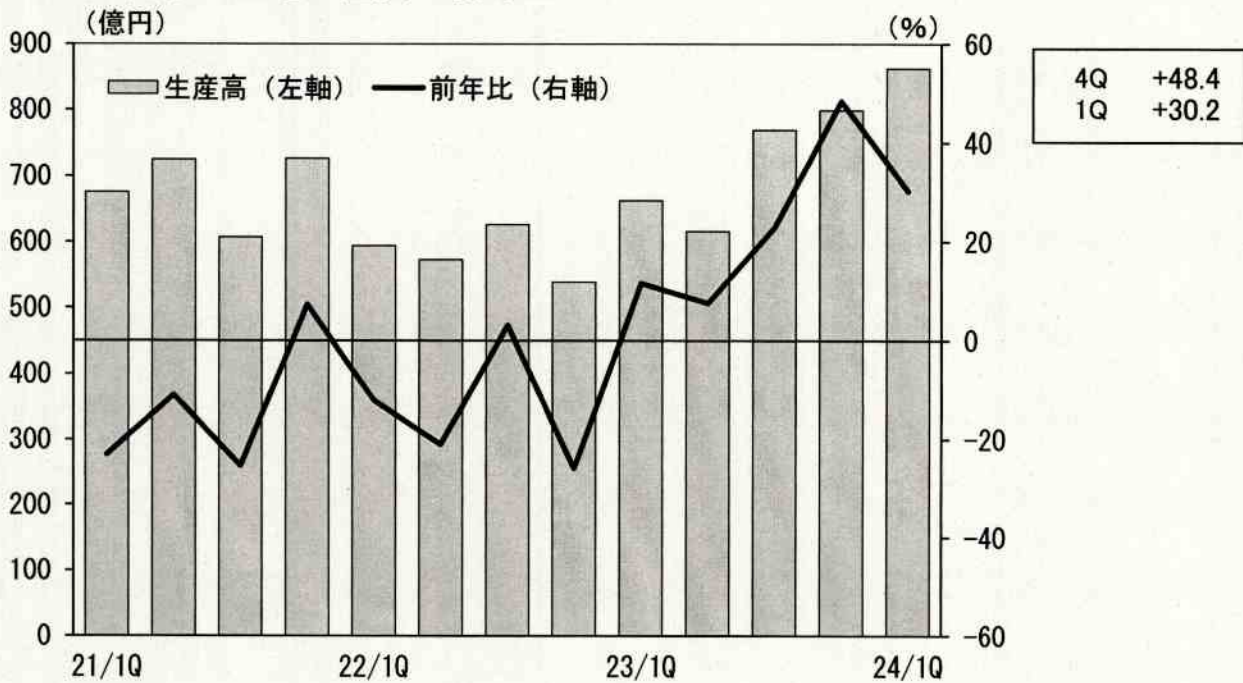
(注) (3)の長崎の値は、国土交通省の公表計数をもとに当店で算出。
 (出所) 国土交通省、西日本建設業保証長崎支店

生産

(1) 電子部品・デバイス生産高<前年比>

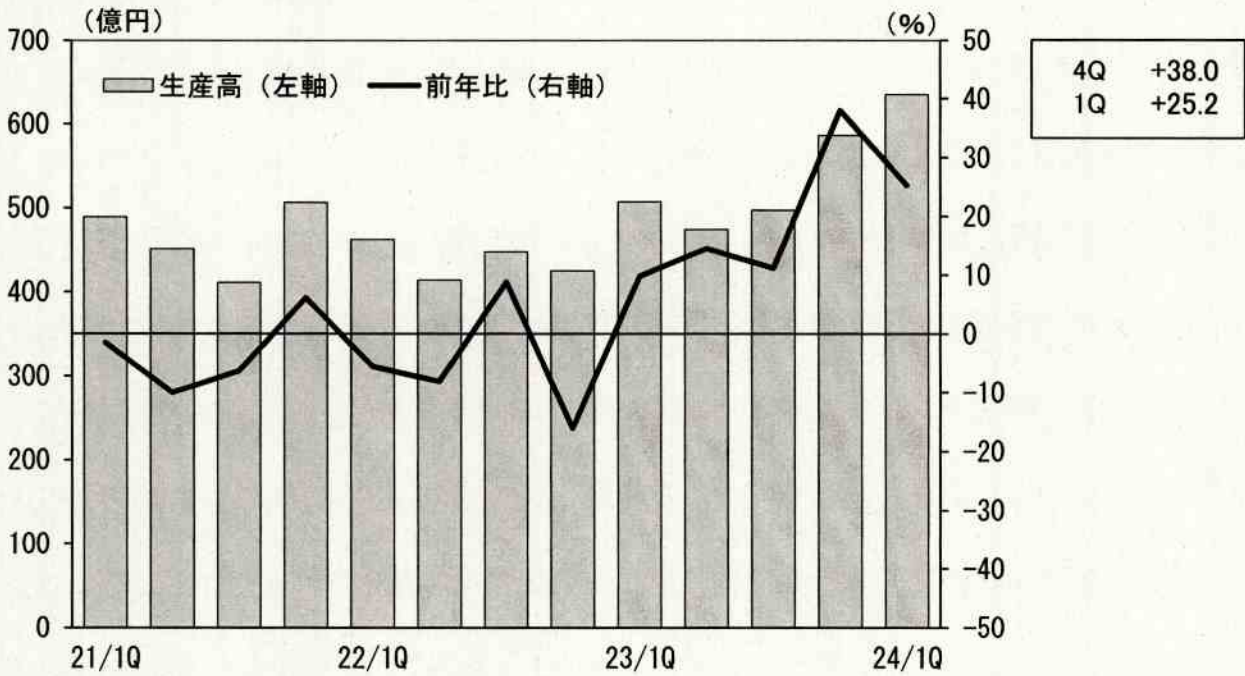


(2) 機械・重電生産高<前年比>

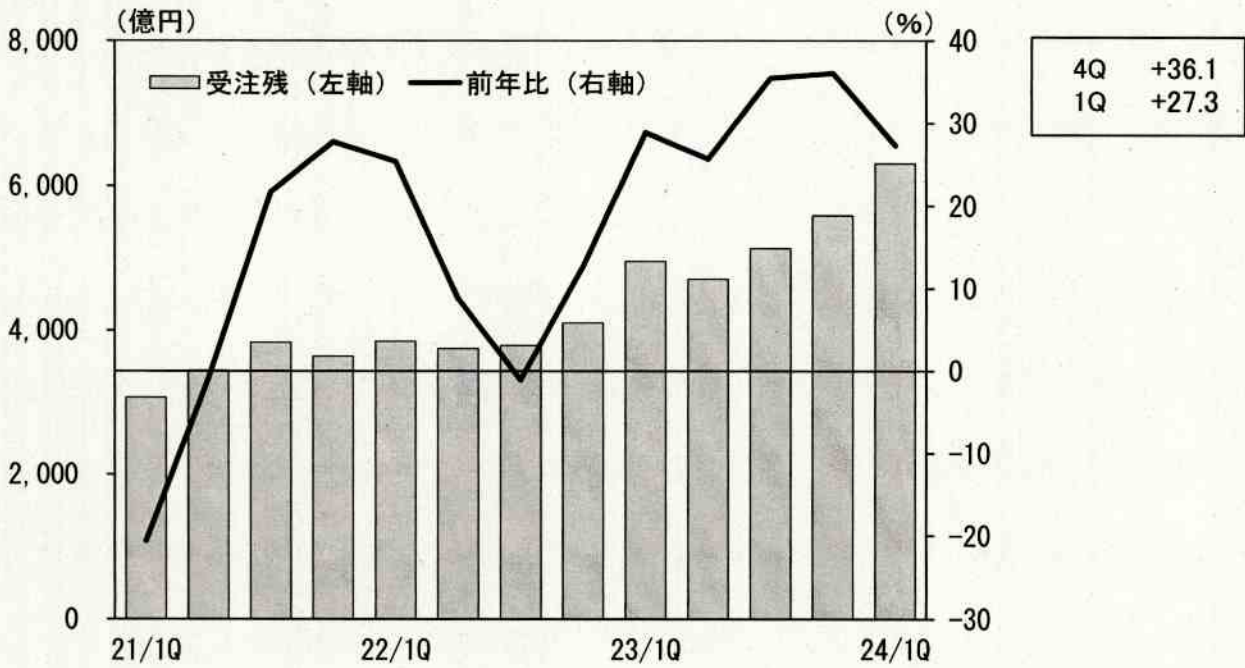


(出所) 日本銀行長崎支店

(3) 造船生産高<前年比>



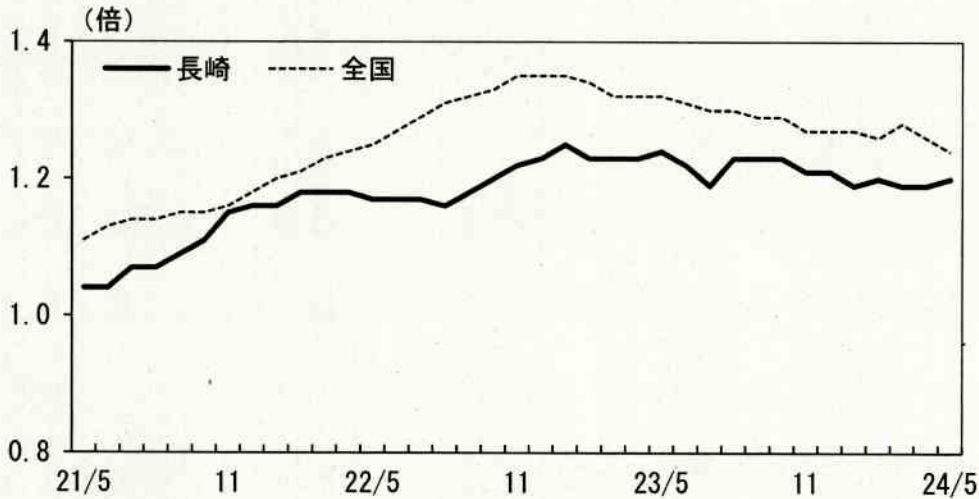
(4) 造船四半期末受注残<前年比>



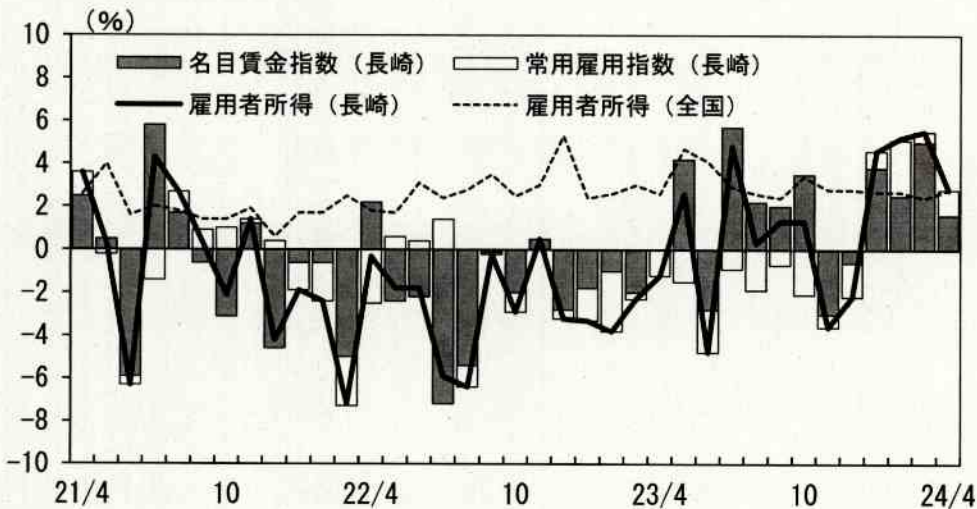
(出所) 日本銀行長崎支店

雇用・所得・物価

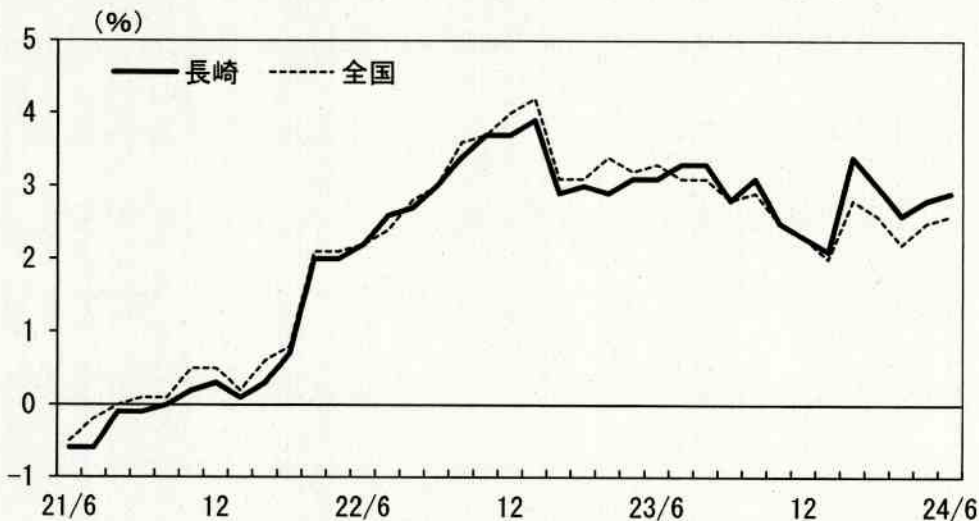
(1) 有効求人倍率 (季調済)



(2) 雇用者所得<前年比>



(3) 消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合) <前年比>



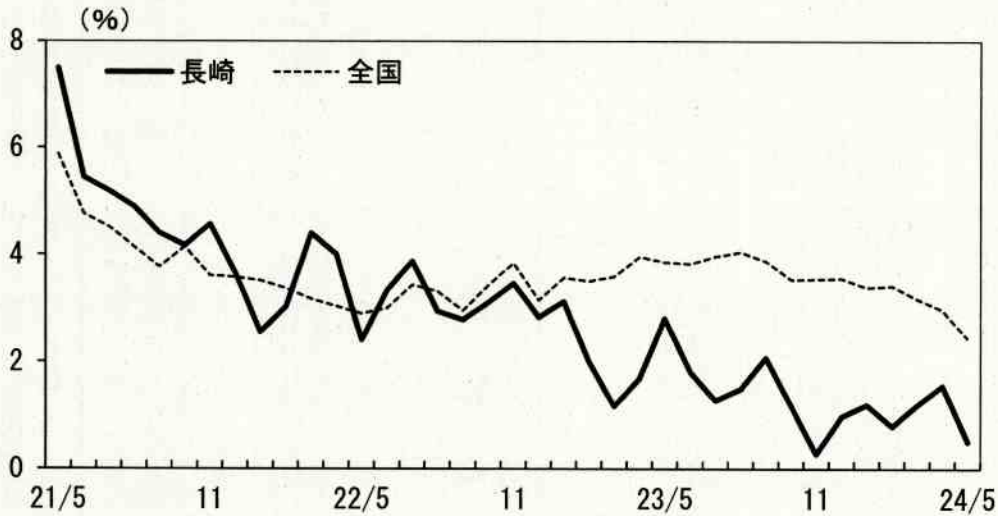
(注) 1. (2) の雇用者所得は、事業所規模5人以上の事業所における名目賃金指数と常用雇用指数を乗じて当店で算出。

2. (2) の雇用者所得は、23/12月までは毎月勤労統計のベンチマーク更新(24/1月実施)前のベース、24/1月以降はベンチマーク更新後のベース。

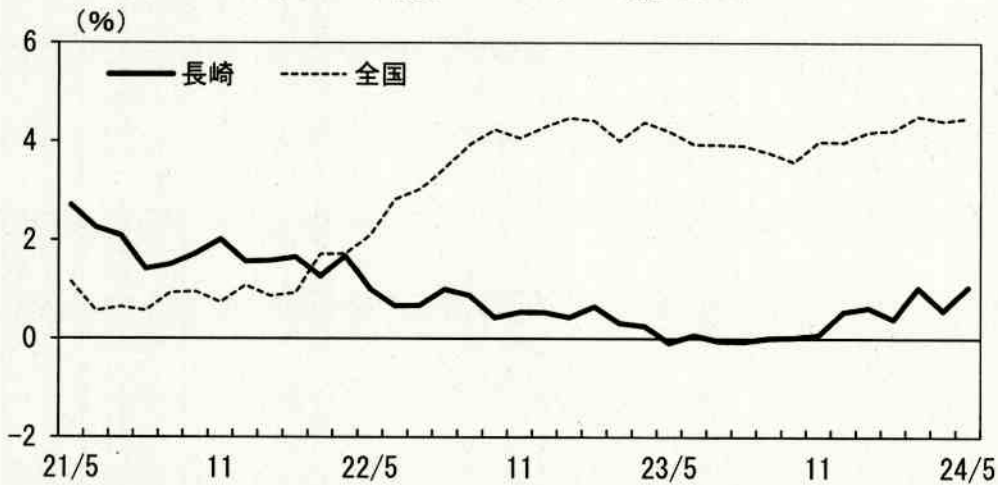
(出所) 厚生労働省、長崎労働局、長崎県、総務省

金融

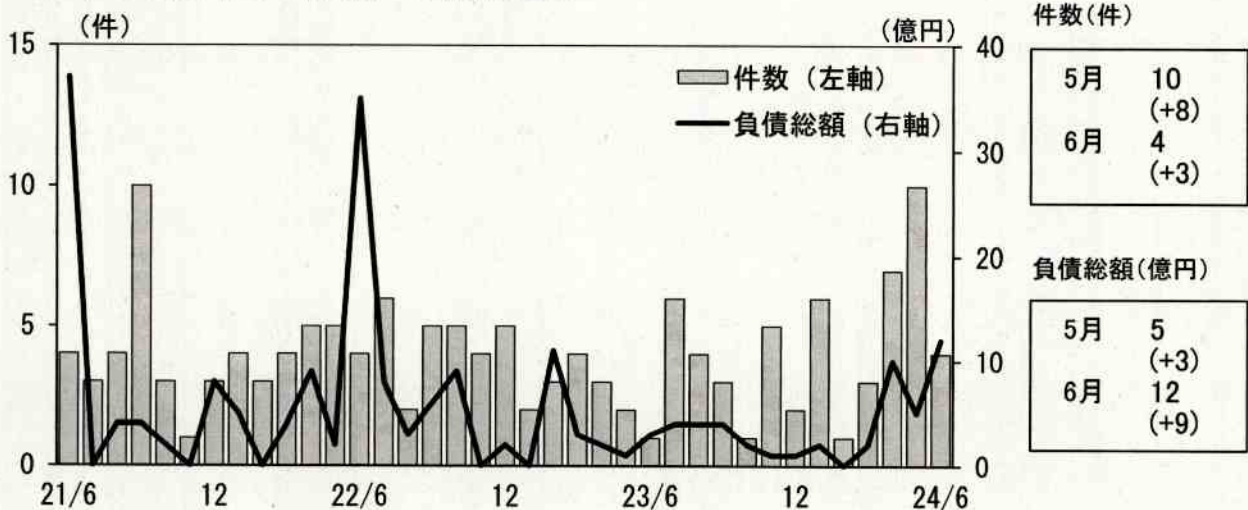
(1) 総預金 (末残・銀行ベース) <前年比>



(2) 貸出金 (末残・銀行ベース) <前年比>



(3) 企業倒産<件数・負債総額>



(注) 1. (1) (2) は国内銀行の銀行勘定(ゆうちょ銀行等を除く)。NCDは含まない。

2. (3) の負債総額は億円未満切り捨て。括弧内の計数は前年差。

(出所) 日本銀行長崎支店、東京商工リサーチ長崎支店

2024年7月1日
日本銀行長崎支店



Bank of Japan Nagasaki Branch

長崎県・企業短期経済観測調査(短観) (2024年6月)

回答期間: 5月29日 ~ 6月28日

調査対象企業数:

	調査対象	回答数	回答率
全産業	133社	132社	99.2%
製造業	46社	46社	100.0%
非製造業	87社	86社	98.9%

- (注) 1. 回答率 = 業況判断の有効回答社数 / 調査対象企業数 × 100
2. 「2. 需給・在庫・価格判断」の全国の計数は、全国短観の調査全容公表後に反映。
3. 計表中の2023年12月調査以降の計数は、2024年3月に実施した調査対象企業の定例見直し後の新ベース
(「2. 需給・在庫・価格判断」の全国の計数を除く)。

【本件に関する問い合わせ先】

日本銀行長崎支店総務課
850-8645 長崎市炉粕町32番地
TEL: 095-820-6110 FAX: 095-820-0299
本資料は当店ホームページ (<http://www3.boj.or.jp/nagasaki/>) にも掲載しています。



資料番号21

1. 業況判断

(長崎) (「良い」-「悪い」-％ポイント)

	2023年6月		2023年9月		2023年12月		2024年3月調査		2024年6月調査		
							最近	先行き	最近	先行き	変化幅
							(2024/3月)	(2024/6月)	(2024/6月)	(2024/9月)	
全産業	12	12	14	17	10	16	10	10	-1	10	-6
製造業	-11	-6	3	0	2	-2	2	2	-2	3	5
窯業・土石製品	-80	-40	-20	0	0	-40	0	0	-40	-40	0
食料品	0	0	25	37	38	38	38	38	1	25	-13
金属製品	0	0	-33	-33	-33	-33	-33	-33	0	-33	0
はん用機械	-75	-50	0	-33	-67	0	-67	0	33	-33	-33
生産用機械	-25	-25	-25	-25	0	0	0	0	25	0	0
電気機械	17	33	50	0	17	-16	17	17	-16	17	33
造船・重機等	11	0	-18	-9	-9	0	-9	0	9	18	18
素材業種	-27	-18	0	10	10	-20	10	10	-30	-20	0
加工業種	-6	-3	3	-3	0	2	0	0	5	8	6
非製造業	23	23	20	26	15	25	15	15	-1	15	-10
建設	39	28	32	37	16	37	16	16	0	27	-10
不動産	20	20	20	40	20	40	20	20	0	20	-20
卸売	22	29	27	36	18	27	18	18	-9	-9	-36
小売	18	25	18	25	13	27	13	13	2	20	-7
運輸・郵便	0	0	0	18	0	9	0	0	-9	9	0
電気・ガス	0	0	33	33	33	33	33	33	0	33	0
対事業所サービス	20	20	40	20	20	20	20	20	0	20	0
对个人サービス	75	25	0	0	25	25	25	25	25	0	-25
宿泊・飲食サービス	38	38	12	25	38	25	38	38	0	38	13

(注) 判断項目において、「最近」は回答時点を、「先行き」は3か月後を示す。「最近」の变化幅は、前回調査の「最近」との対比。「先行き」の变化幅は、今回調査の「最近」との対比(以下、同じ)。

(全国) (「良い」-「悪い」-％ポイント)

	2023年6月		2023年9月		2023年12月		2024年3月調査		2024年6月調査		
							最近	先行き	最近	先行き	変化幅
							(2024/3月)	(2024/6月)	(2024/6月)	(2024/9月)	
全産業	8	10	13	12	9	12	9	12	0	10	-2
製造業	-1	0	5	4	4	5	4	5	1	6	1
非製造業	14	16	18	18	13	19	13	19	1	13	-6

3. 売上・収益計画

売上高

	2023年度		2024年度	
	修正率	(計画)	修正率	(計画)
全産業	9.0	6.8	3.0	1.7
製造業	14.5	16.8	1.7	-0.6
非製造業	6.4	1.7	3.6	3.1
全産業	3.0	1.9	0.3	1.1
製造業	3.0	2.4	0.1	1.3
非製造業	3.0	1.6	0.4	1.0

(注) 修正率・幅は、前回調査との対比(以下、同じ)。

	2023/下期		2024/上期		2024/下期	
	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)
全産業	10.3	7.8	5.9	-0.7	5.9	4.2
製造業	15.2	16.8	3.3	-1.6	16.8	0.4
非製造業	7.9	3.4	7.3	-0.2	0.0	6.7
全産業	2.2	2.1	0.5	1.1	1.7	1.1
製造業	2.2	2.0	-0.1	1.1	2.7	1.4
非製造業	2.1	2.1	0.8	1.1	1.1	1.0

(前年同期比・%)

経常利益

	2023年度		2024年度	
	修正率	(計画)	修正率	(計画)
全産業	82.7	9.6	7.9	1.3
製造業	NA	36.6	17.1	2.2
非製造業	10.7	-3.9	3.9	0.8
全産業	12.4	-7.5	5.1	0.2
製造業	9.6	-8.1	3.1	-1.5
非製造業	14.6	-7.2	6.7	1.6

(前年度比・%)

	2023/下期		2024/上期		2024/下期	
	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)
全産業	67.4	23.7	14.2	1.9	-1.6	0.8
製造業	NA	84.0	31.1	4.1	9.5	0.3
非製造業	-10.5	1.0	5.9	0.4	-8.3	1.1
全産業	12.5	-11.8	11.3	-6.4	-2.9	7.7
製造業	22.9	-14.2	9.3	-9.8	-1.2	8.1
非製造業	5.9	-10.1	12.7	-3.7	-4.1	7.5

(前年同期比・%)

売上高経常利益率

	2023年度		2024年度	
	修正率	(計画)	修正率	(計画)
全産業	4.96	5.09	0.23	-0.02
製造業	4.93	5.77	0.65	0.16
非製造業	4.97	4.70	0.01	-0.11
全産業	7.13	6.47	0.33	-0.06
製造業	9.10	8.17	0.27	-0.24
非製造業	6.14	5.61	0.36	0.03

(%・%ポイント)

	2023/下期		2024/上期		2024/下期	
	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)
全産業	5.36	5.20	0.39	0.13	4.98	-0.17
製造業	5.93	6.00	1.26	0.34	5.56	0.00
非製造業	5.06	4.76	-0.07	0.02	4.64	-0.25
全産業	6.58	6.67	0.63	-0.53	6.29	0.39
製造業	8.35	8.33	0.72	-1.01	8.03	0.50
非製造業	5.70	5.83	0.60	-0.29	5.41	0.33

(%・%ポイント)

4. 設備投資計画等

設備投資額 (含む土地投資額)		2023年度		2024年度	
		修正率	(計画)	修正率	(計画)
長崎	全産業	16.1	-2.0	-3.2	-1.9
	製造業	21.9	-10.5	4.3	1.8
	非製造業	11.5	6.8	-9.9	-5.3
全国	全産業	10.6	-0.2	8.4	4.8
	製造業	6.7	-2.5	17.2	5.7
	非製造業	12.8	1.2	3.5	4.2

(注) ソフトウェア投資額、研究開発投資額は含まない。

研究開発投資額		2023年度		2024年度	
		修正率	(計画)	修正率	(計画)
長崎	全産業	-3.6	-25.5	104.4	45.9
	製造業	-8.8	-37.2	61.6	-0.4
	非製造業	4.8	1.4	165.1	144.4
全国	全産業	4.8	-0.5	6.3	4.9
	製造業	4.1	-0.6	6.0	4.8
	非製造業	12.0	0.9	8.7	5.7

生産・営業用設備判断	2023年6月		2023年9月		2023年12月		2024年6月調査					
							最近		先行き		先行き	
							(2024/3月)		(2024/6月)		(2024/9月)	
長崎	全産業	-7	-7	-5	-3	-4	-3	-4	-3	0	-5	-2
	製造業	-9	-6	0	2	-5	2	-5	4	2	-3	-7
	非製造業	-6	-7	-7	-6	-4	-6	-4	-7	-1	-6	1
全国	全産業	-1	-1	-2	-1	-4	-1	-4	-1	0	-4	-3
	製造業	1	2	2	2	-1	2	-1	2	0	0	-2
	非製造業	-4	-4	-4	-4	-5	-4	-5	-4	0	-5	-1

(「過剰」-「不足」・%ポイント)

5. 雇用

(「過剰」-「不足」・%ポイント)

	2024年6月調査									
	2023年6月		2023年9月		2023年12月		2024年3月調査		2024年6月調査	
	最近 (2024/3月)	先行き (2024/6月)	最近 (2024/3月)	先行き (2024/6月)	最近 (2024/3月)	先行き (2024/6月)	最近 (2024/6月)	先行き (2024/9月)	変化幅	変化幅
長崎	全産業	-41	-39	-45	-43	-48	-42	1	-44	-2
	製造業	-21	-20	-35	-27	-34	-21	6	-28	-7
	非製造業	-52	-49	-50	-51	-55	-52	-1	-52	0
全国	全産業	-32	-33	-35	-36	-39	-35	1	-40	-5
	製造業	-20	-20	-21	-22	-27	-21	1	-27	-6
	非製造業	-40	-42	-44	-45	-48	-45	0	-48	-3

(前年度比・%)

	2023年度				2024年度		2025年度	
	修正率		修正率		修正率		修正率	
	2023年度	2024年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
長崎	全産業	-4.2	20.1	3.8	9.1	-	-	-
	製造業	11.8	22.4	3.3	15.6	-	-	-
	非製造業	-10.1	19.0	4.0	6.1	-	-	-
全国	全産業	4.1	7.5	-4.8	11.4	-	-	-
	製造業	4.9	4.7	-3.5	7.8	-	-	-
	非製造業	3.8	8.6	-5.2	12.7	-	-	-

6. 企業金融

資金繰り判断

	2023年6月	2023年9月	2023年12月	2024年3月調査		2024年6月調査	
				最近 (2024/3月)	先行き (2024/6月)	最近 (2024/6月)	変化幅
長崎	8	6	3	2		4	2
全国	11	11	11	11		12	1

(「楽である」-「苦しい」・%ポイント)

金融機関の貸出態度判断

	2023年6月	2023年9月	2023年12月	2024年3月調査		2024年6月調査	
				最近 (2024/3月)	先行き (2024/6月)	最近 (2024/6月)	変化幅
長崎	11	9	10	7		9	2
全国	16	16	15	15		15	0

(「嬉しい」-「厳しい」・%ポイント)

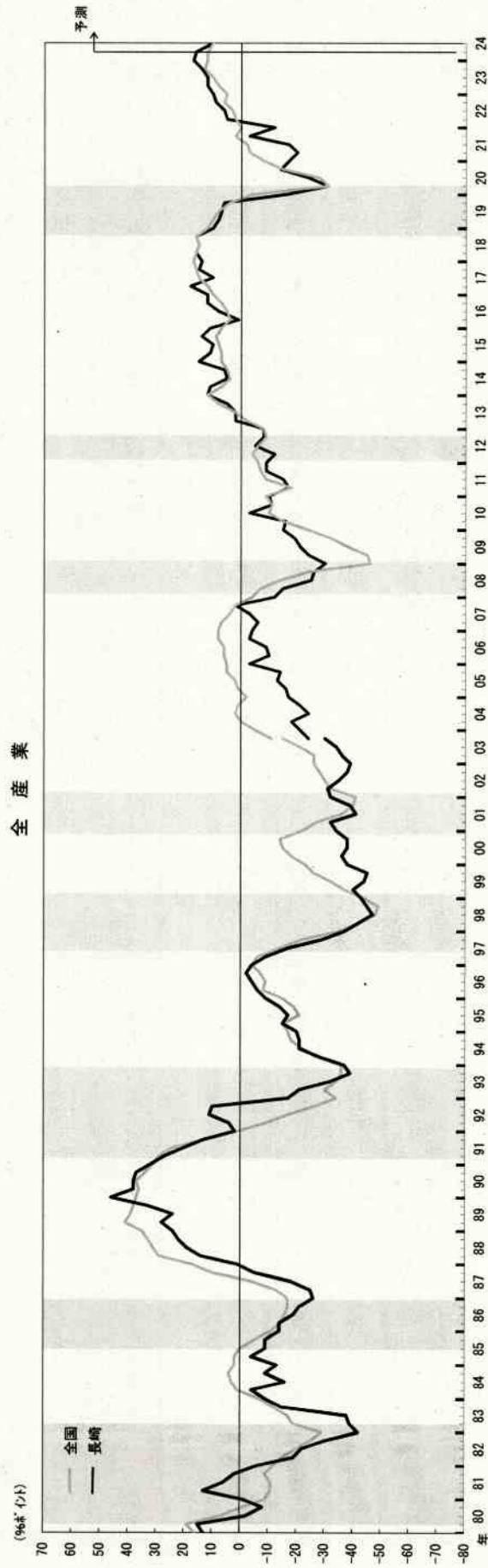
借入金利水準判断

	2023年6月	2023年9月	2023年12月	2024年3月調査		2024年6月調査	
				最近 (2024/3月)	先行き (2024/6月)	最近 (2024/6月)	変化幅
長崎	9	12	13	15	32	28	45
全国	10	14	17	17	31	32	43

(「上昇」-「低下」・%ポイント)

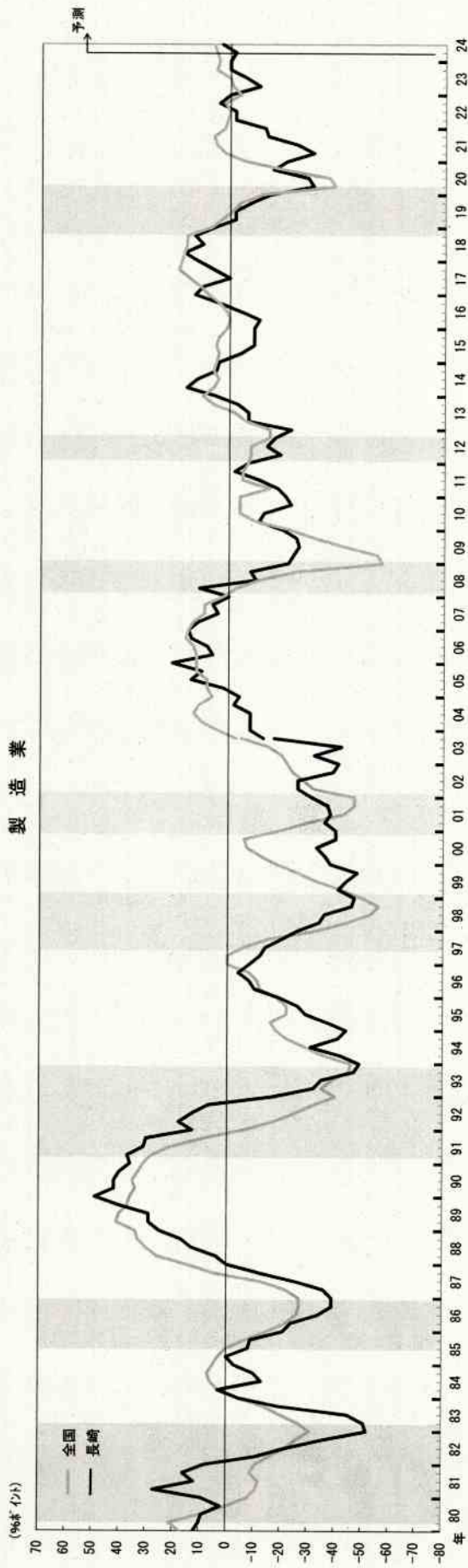
(参考 1) 業況判断の推移

- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
 2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行ったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない
 (2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。



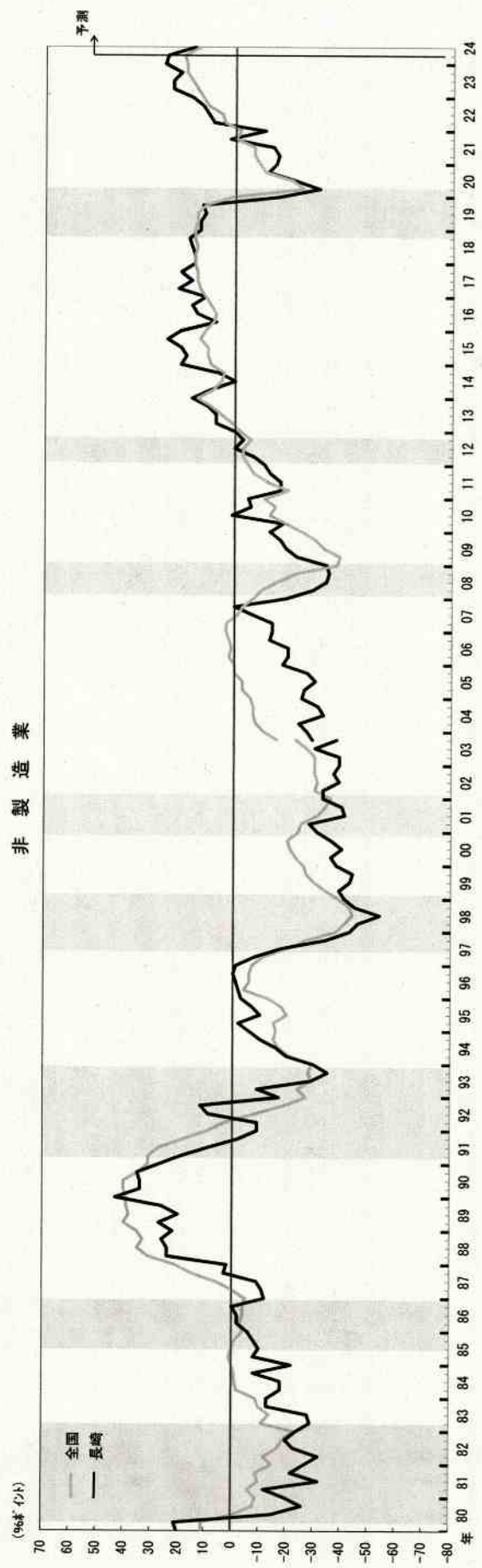
「良い」超
 ↑
 ↓
 「悪い」超

製造業



「良い」超
↑
「悪い」超

非製造業

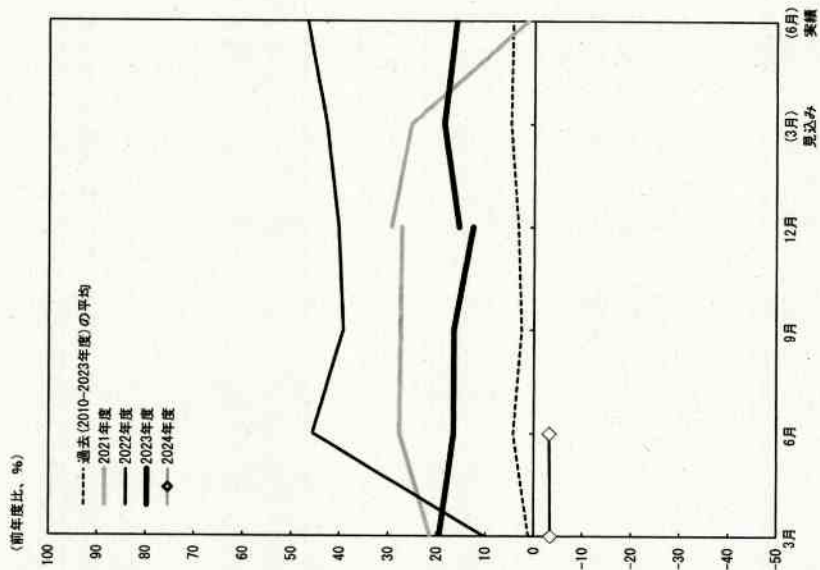


「良い」超
↑
「悪い」超

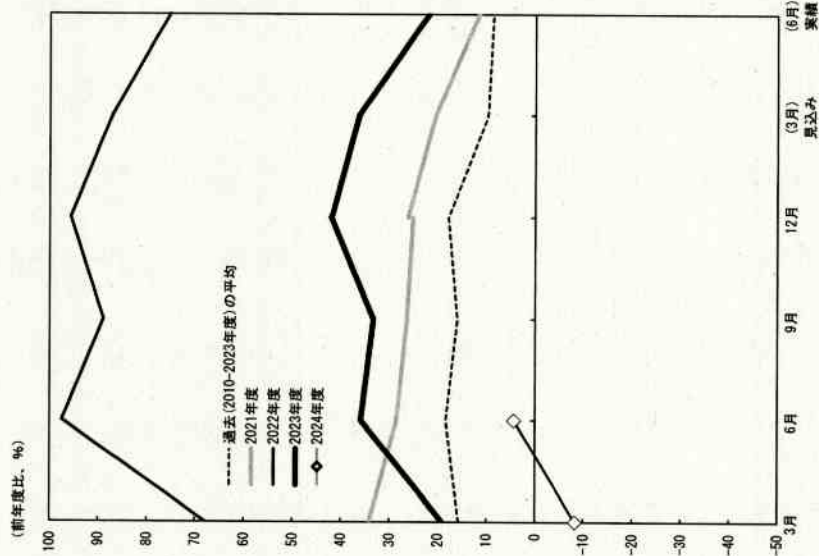
(参考2) 設備投資額(含む土地投資額)の足取り

- (注) 1. 横軸に初回調査(3月調査)から実績が確定する翌年6月調査までの6調査回までの6調査回を取り、毎年度の設備投資計画について、調査回毎の前年比の足取り(修正パターン)をグラフで示したものを。
 2. 2021年12月調査、2023年12月調査には、調査対象企業の見直しによる不連続が生じている。
 3. ソフトウェア投資額、研究開発投資額は含まない。

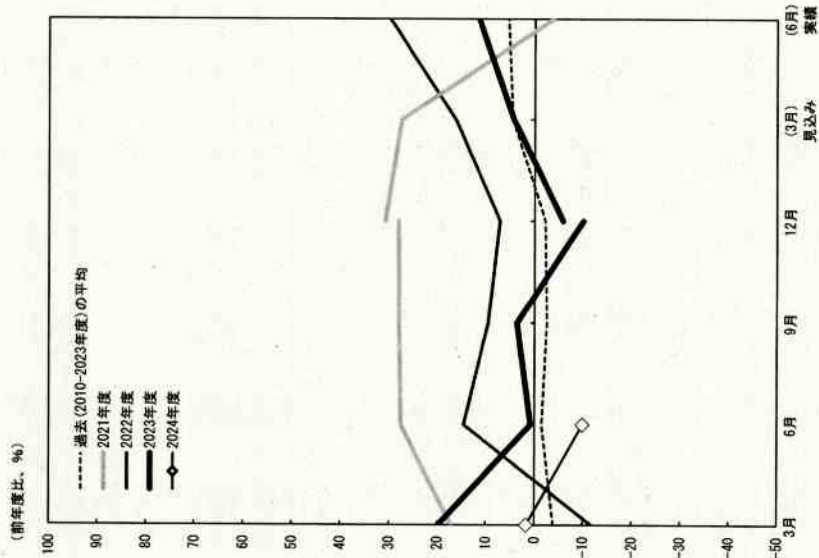
全産業



製造業



非製造業



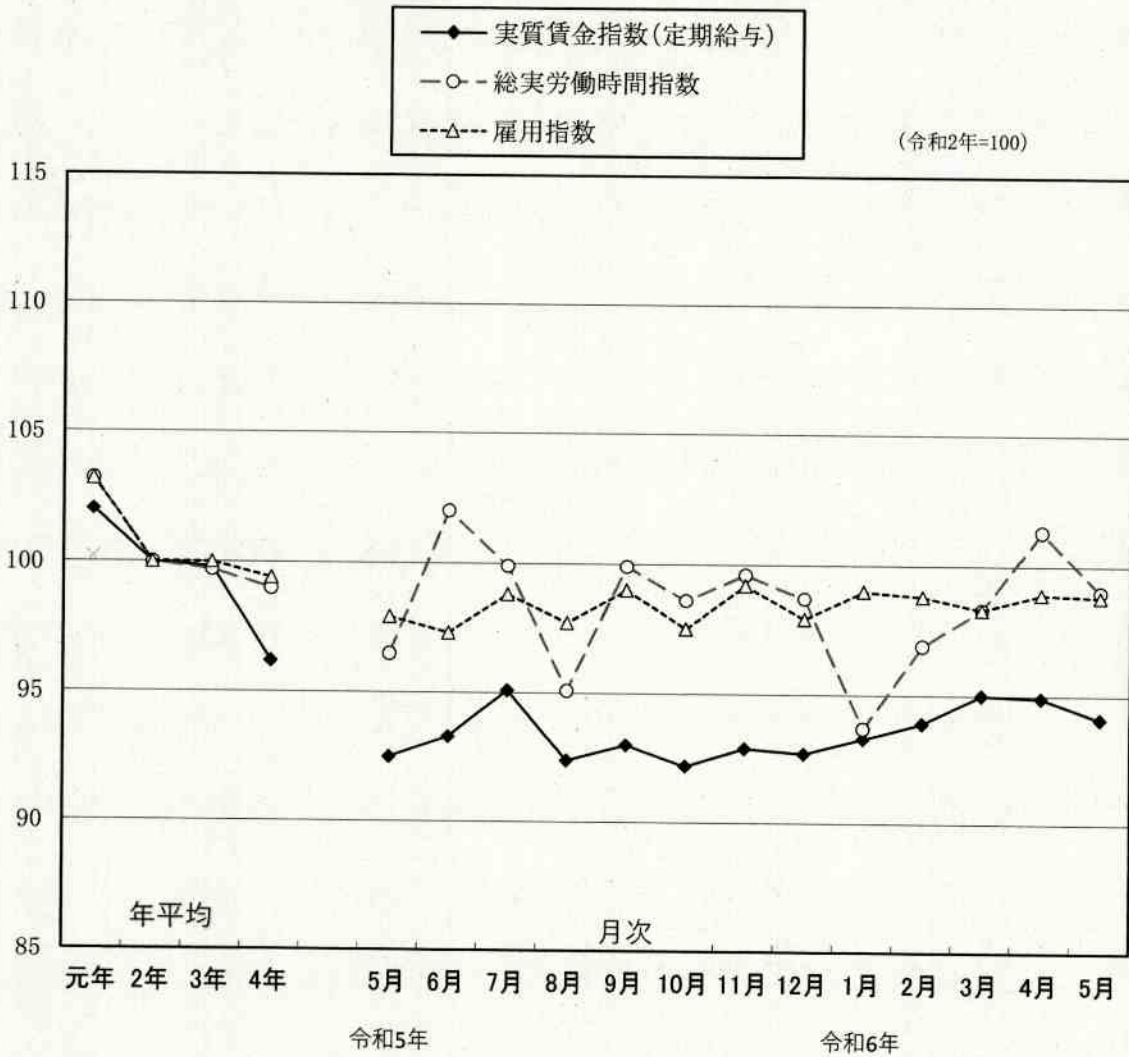
基幹統計

長崎県の賃金・雇用の動き

(毎月勤労統計調査地方調査速報)

令和6年5月分

指数の推移(常用規模5人以上, 調査産業計)



長崎県県民生活環境部統計課

< 目 次 >

** 令和6年5月分結果の概要 **	-----	1 頁
** 統 計 表 **		
第 1 表 産業別、性別現金給与額	-----	5
第 2 表 産業別、性別実労働時間及び出勤日数	-----	7
第 3 表 産業別、性別常用労働者数及びパートタイム労働者比率	-----	9
第 4 表 規模別現金給与額、実労働時間及び出勤日数	-----	1 1
第 5 表 就業形態別現金給与額	-----	1 2
第 6 表 就業形態別実労働時間及び出勤日数	-----	1 2
第 7 表 就業形態別本月末労働者数	-----	1 2
第 8 表 産業別名目賃金指数	-----	1 3
第 9 表 産業別実質賃金指数	-----	1 4
第 10 表 産業別労働時間・雇用指数	-----	1 5
** 毎月勤労統計調査地方調査の説明 **	-----	1 7

< 利用上の注意 >

1. 「X」は調査事業所が1または2（例外的に3以上）の事業所に関する数字であり、これをそのまま掲載すると個々の申告者の秘密が洩れる恐れがあるため、秘匿した箇所である。
「r」は訂正を表す。
2. マイナス（－）は△で表記している。
3. 本月報の前年同月増減率は、指数等を使って計算しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
4. 調査事業所のうち事業所規模 30 人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成 30 年から変更されている。1月分調査時は部分入替え後の事業所が調査対象であるため、その前月とのギャップ（断層）が生じることに注意が必要。
5. 令和6年1月分以降の調査の集計時に、推計に用いる母集団労働者数の更新（ベンチマーク更新）が行われ、常用雇用指数及びその前年同月比については過去に遡って改訂している。（賃金及び労働時間指数は遡及改訂を行わない）
6. 賃金及び労働時間の指数の令和6年以降の前年同月比については、令和5年1月にベンチマーク更新を実施した場合の参考値を作成し、この参考値と比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出している。そのため、指数から算出した前年同月比と一致しない。

詳細については、厚生労働省のWEBサイトを参考とされたい(↓)。

(参考) 毎月勤労統計調査(全国調査)の令和6年1月分調査結果の公表(ベンチマーク更新等)について

[maikin-announcement-20240315.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

* * * 令和6年5月分結果の概要 * * *

I 規模5人以上の事業所における賃金、労働時間等の状況

1. 賃 金

現金給与総額は、調査産業計で**241,619円**、前年同月比**0.7%増**であった。このうち定期給与は、**233,763円**、前年同月比**4.3%増**であった。

就業形態別の現金給与総額は、一般労働者が**305,027円**、パートタイム労働者が**100,181円**であった。

実質賃金指数の前年同月比は、現金給与総額は**2.5%減**、定期給与は**1.0%増**であった。

2. 労働時間

総実労働時間は、調査産業計で**140.6時間**、前年同月比**2.1%増**であった。このうち所定内労働時間は**131.8時間**、前年同月比**2.5%増**であった。

就業形態別の総実労働時間は、一般労働者が**165.3時間**、パートタイム労働者が**85.5時間**であった。

また、製造業の所定外労働時間は**13.7時間**、前年同月比は**9.9%減**であった。

3. 常用雇用

本月末の常用労働者は、調査産業計で**404,552人**、前年同月比**0.9%増**であった。

また、常用労働者中のパートタイム労働者の比率は**31.1%**であった。

II 規模30人以上の事業所における賃金、労働時間等の状況

1. 賃 金

現金給与総額は、調査産業計で**263,782円**、前年同月比**1.7%減**であった。このうち定期給与は、**255,752円**、前年同月比**5.1%増**であった。

就業形態別の現金給与総額は、一般労働者が**322,717円**、パートタイム労働者が**109,224円**であった。

実質賃金指数の前年同月比は、現金給与総額が**4.8%減**、定期給与が**1.7%増**であった。

2. 労働時間

総実労働時間は、調査産業計で**147.4時間**、前年同月比**2.6%増**であった。このうち所定内労働時間は**136.7時間**、前年同月比**2.9%増**であった。

就業形態別の総実労働時間は、一般労働者が**167.7時間**、パートタイム労働者が**94.1時間**であった。

また、製造業の所定外労働時間は**15.0時間**、前年同月比は**14.8%減**であった。

3. 常用雇用

本月末の常用労働者は、調査産業計で**221,477人**、前年同月比**1.3%増**であった。

また、常用労働者中のパートタイム労働者の比率は**27.7%**であった。

現金給与額

令和6年5月

(事業所規模5人以上)

産 業	現金給与総額		定 期 与		所定内与		特 別 与	
	前年同月増減率	前年同月増減率	前年同月増減率	前年同月増減率	前年同月増減率	前年同月増減率	前年同月増減率	
	円	%	円	%	円	%	円	円
調 査 産 業 計	241,619	0.7	233,763	4.3	219,469	4.5	7,856	△ 7,944
鉱業、採石業、砂利採取業	×	×	×	×	×	×	×	×
建 設 業	293,841	1.3	276,179	△ 2.0	259,935	△ 1.6	17,662	9,419
製 造 業	287,599	△ 14.0	267,113	0.5	244,152	1.6	20,486	△ 48,390
電気・ガス・熱供給・水道業	409,124	△ 2.5	409,124	△ 2.6	365,698	△ 2.6	0	0
情 報 通 信 業	284,427	△ 5.3	283,591	△ 3.4	262,574	△ 2.9	836	△ 5,807
運輸業、郵便業	241,925	△ 4.7	238,610	△ 5.8	202,425	△ 8.0	3,315	2,724
卸売業、小売業	190,576	4.4	187,730	5.4	180,702	5.6	2,846	△ 1,571
金融業、保険業	380,409	△ 7.3	318,333	0.4	297,460	0.6	62,076	△ 31,351
不動産業、物品賃貸業	240,788	4.2	239,729	4.2	238,495	5.5	1,059	184
学術研究、専門・技術サービス業	321,009	△ 1.9	320,868	17.0	294,257	16.6	141	△ 52,843
宿泊業、飲食サービス業	105,080	△ 11.2	104,553	△ 11.3	97,529	△ 11.4	527	175
生活関連サービス業、娯楽業	194,082	1.0	194,082	1.5	180,925	△ 1.0	0	△ 865
教育、学習支援業	298,661	10.2	298,591	10.2	294,130	10.3	70	70
医療、福祉	253,831	15.4	249,296	14.8	235,890	14.6	4,535	1,784
複合サービス事業	264,680	△ 8.8	260,847	△ 2.0	249,253	△ 1.5	3,833	△ 20,673
サービス業(他に分類されないもの)	218,075	△ 0.3	215,073	1.4	201,038	3.7	3,002	△ 3,588

※前年同月増減率については、指数を使って計算している。

(事業所規模30人以上)

産 業	現金給与総額		定 期 与		所定内与		特 別 与	
	前年同月増減率	前年同月増減率	前年同月増減率	前年同月増減率	前年同月増減率	前年同月増減率	前年同月増減率	
	円	%	円	%	円	%	円	円
調 査 産 業 計	263,782	△ 1.7	255,752	5.1	237,468	5.6	8,030	△ 16,815
鉱業、採石業、砂利採取業	×	×	×	×	×	×	×	×
建 設 業	357,892	7.1	331,870	7.8	296,095	7.1	26,022	△ 253
製 造 業	294,863	△ 21.9	286,387	△ 1.4	259,599	△ 0.5	8,476	△ 79,059
電気・ガス・熱供給・水道業	409,124	△ 2.7	409,124	△ 2.6	365,698	△ 2.6	0	0
情 報 通 信 業	299,934	1.8	298,878	1.9	277,783	3.8	1,056	△ 340
運輸業、郵便業	246,027	△ 8.5	243,888	△ 9.0	212,060	△ 5.4	2,139	1,242
卸売業、小売業	181,125	△ 2.9	174,471	△ 0.7	167,566	△ 1.8	6,654	△ 4,266
金融業、保険業	423,010	1.3	310,202	7.7	281,763	6.3	112,808	△ 16,689
不動産業、物品賃貸業	216,920	0.5	212,502	△ 0.5	207,688	0.0	4,418	2,102
学術研究、専門・技術サービス業	300,216	△ 0.9	299,967	4.0	270,194	2.3	249	△ 14,682
宿泊業、飲食サービス業	121,550	△ 13.3	119,984	△ 14.0	114,562	△ 10.1	1,566	935
生活関連サービス業、娯楽業	205,076	5.3	205,076	5.2	188,144	4.6	0	0
教育、学習支援業	360,835	33.0	360,835	33.1	353,527	32.9	0	0
医療、福祉	273,606	12.3	272,248	13.7	255,542	13.2	1,358	△ 2,510
複合サービス事業	267,505	△ 14.1	263,657	△ 4.8	249,838	△ 1.3	3,848	△ 30,453
サービス業(他に分類されないもの)	205,238	△ 7.5	200,852	△ 5.4	187,559	△ 3.0	4,386	△ 5,060

実労働時間

令和6年5月

(事業所規模 5人以上)

産 業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
	時間	前年同月増減率	時間	前年同月増減率	時間	前年同月増減率	日	前年同月差
調査産業計	140.6	2.1	131.8	2.5	8.8	△ 3.3	18.6	0.5
鉱業, 採石業, 砂利採取業	×	×	×	×	×	×	×	×
建設業	155.3	3.5	145.2	3.6	10.1	2.0	19.2	0.8
製造業	157.3	△ 0.2	143.6	0.7	13.7	△ 9.9	19.3	0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	157.4	3.6	151.3	4.9	6.1	△ 21.9	20.2	1.2
情報通信業	142.8	△ 0.9	136.1	0.3	6.7	△ 20.3	18.6	0.6
運輸業, 郵便業	166.5	△ 6.0	146.1	△ 4.6	20.4	△ 15.3	20.0	△ 1.1
卸売業, 小売業	131.1	3.8	127.1	5.7	4.0	△ 32.1	19.3	0.9
金融業, 保険業	149.1	3.4	136.5	2.3	12.6	17.7	18.4	0.4
不動産業, 物品賃貸業	139.5	9.0	136.5	9.0	3.0	11.1	19.2	1.9
学術研究, 専門・技術サービス業	166.8	2.4	152.9	3.4	13.9	△ 6.1	20.2	0.6
宿泊業, 飲食サービス業	89.5	△ 10.0	84.3	△ 10.3	5.2	△ 1.9	14.0	△ 1.3
生活関連サービス業, 娯楽業	138.1	△ 2.9	129.6	△ 3.7	8.5	11.8	18.1	△ 0.7
教育, 学習支援業	146.6	8.8	128.9	9.2	17.7	6.6	17.6	1.6
医療, 福祉	141.0	6.7	135.5	5.5	5.5	48.7	19.0	0.9
複合サービス事業	159.0	6.9	152.4	9.0	6.6	△ 26.7	20.3	1.7
サービス業(他に分類されないもの)	138.9	△ 0.4	130.5	0.9	8.4	△ 16.9	18.5	△ 0.4

※前年同月増減率については、指数を使って計算している。

(事業所規模 30人以上)

産 業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
	時間	前年同月増減率	時間	前年同月増減率	時間	前年同月増減率	日	前年同月差
調査産業計	147.4	2.6	136.7	2.9	10.7	△ 1.8	18.9	0.4
鉱業, 採石業, 砂利採取業	×	×	×	×	×	×	×	×
建設業	170.7	11.5	150.0	9.3	20.7	30.2	19.6	1.2
製造業	158.2	1.4	143.2	3.4	15.0	△ 14.8	18.8	0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	157.4	3.6	151.3	5.0	6.1	△ 21.7	20.2	1.2
情報通信業	144.2	△ 1.7	138.2	0.5	6.0	△ 34.0	18.7	0.6
運輸業, 郵便業	166.2	△ 10.9	145.5	△ 6.5	20.7	△ 32.8	20.1	△ 1.7
卸売業, 小売業	128.4	2.6	124.0	3.1	4.4	△ 10.2	19.1	0.6
金融業, 保険業	147.6	5.0	134.3	4.2	13.3	14.6	18.2	0.6
不動産業, 物品賃貸業	130.1	△ 7.5	126.8	△ 7.6	3.3	△ 3.0	17.7	△ 0.3
学術研究, 専門・技術サービス業	177.0	3.4	159.0	4.6	18.0	△ 6.3	21.0	0.5
宿泊業, 飲食サービス業	100.3	△ 10.3	94.4	△ 7.9	5.9	△ 36.6	15.4	△ 1.3
生活関連サービス業, 娯楽業	149.4	0.2	137.5	△ 0.1	11.9	3.5	18.5	△ 0.4
教育, 学習支援業	170.4	27.5	145.0	21.0	25.4	85.4	18.9	2.8
医療, 福祉	145.8	4.4	140.2	3.0	5.6	60.0	19.2	0.5
複合サービス事業	159.2	4.2	152.5	11.4	6.7	△ 57.6	20.2	1.4
サービス業(他に分類されないもの)	136.0	△ 2.1	127.5	0.0	8.5	△ 26.8	18.1	0.0

雇用及び労働異動

令和6年5月

(事業所規模 5人以上)

産 業	本月末 労働者数		パート タイム 労働者数		入 職 率	離 職 率
	人	前 年 同 月 増 減 率	人	パート タイム 労働者比率		
調 査 産 業 計	404,552	0.9	125,660	31.1	1.75	1.94
鉱業, 採石業, 砂利 採 取 業	×	×	×	×	×	×
建 設 業	24,436	△ 7.0	1,335	5.5	0.57	1.13
製 造 業	51,607	2.8	5,966	11.6	1.00	1.21
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	532	△ 45.0	15	2.8	11.72	4.24
情 報 通 信 業	5,312	△ 1.3	1,221	23.0	1.01	1.68
運 輸 業, 郵 便 業	21,826	△ 0.7	2,555	11.7	1.10	2.54
卸 売 業, 小 売 業	76,392	△ 3.4	37,393	48.9	1.68	1.70
金 融 業, 保 険 業	12,937	△ 5.6	1,546	12.0	0.10	5.24
不 動 産 業, 物 品 賃 貸 業	4,677	5.2	1,081	23.1	0.62	0.70
学 術 研 究, 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	8,946	△ 6.2	597	6.7	2.87	1.87
宿 泊 業, 飲 食 サ ー ビ ス 業	32,238	14.3	25,563	79.3	4.22	3.22
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業, 娯 楽 業	10,614	33.6	6,184	58.3	3.58	2.05
教 育, 学 習 支 援 業	25,953	△ 0.2	6,946	26.8	1.63	2.51
医 療, 福 祉	101,545	0.4	28,655	28.2	1.92	1.57
複 合 サ ー ビ ス 事 業	3,894	8.7	362	9.3	3.55	2.62
サ ー ビ ス 業(他 に 分 類 さ れ な い も の)	23,582	△ 8.7	6,237	26.4	1.14	2.10

※前年同月増減率については、指数を使って計算している。

(事業所規模 30人以上)

産 業	本月末 労働者数		パート タイム 労働者数		入 職 率	離 職 率
	人	前 年 同 月 増 減 率	人	パート タイム 労働者比率		
調 査 産 業 計	221,477	1.3	61,373	27.7	1.37	1.53
鉱業, 採石業, 砂利 採 取 業	×	×	×	×	×	×
建 設 業	7,590	△ 3.6	319	4.2	0.60	1.49
製 造 業	39,387	0.7	4,470	11.3	1.19	1.15
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	532	△ 25.9	15	2.8	11.72	4.24
情 報 通 信 業	4,217	△ 1.6	980	23.2	1.28	1.37
運 輸 業, 郵 便 業	14,939	3.0	1,786	12.0	1.30	1.75
卸 売 業, 小 売 業	29,571	1.9	18,269	61.8	1.66	1.44
金 融 業, 保 険 業	7,286	△ 1.7	1,546	21.2	0.19	0.89
不 動 産 業, 物 品 賃 貸 業	1,120	△ 2.2	434	38.8	2.58	2.94
学 術 研 究, 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	5,079	△ 1.2	488	9.6	3.40	1.88
宿 泊 業, 飲 食 サ ー ビ ス 業	10,225	2.4	7,809	76.4	4.17	5.90
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業, 娯 楽 業	4,589	60.6	1,996	43.5	2.77	1.22
教 育, 学 習 支 援 業	13,153	△ 0.1	1,967	15.0	0.43	0.14
医 療, 福 祉	65,786	△ 0.2	16,273	24.7	1.02	1.06
複 合 サ ー ビ ス 事 業	1,845	18.9	210	11.4	0.11	0.27
サ ー ビ ス 業(他 に 分 類 さ れ な い も の)	16,097	△ 12.4	4,807	29.9	1.47	2.97

令和6年5月
毎月勤労統計調査地方調査
事業所規模＝5人以上

第1表 産業別、性別現金給与額(5人以上)

調査産業	現金給与総額		定期給与		超過労働給与		特別給与		計	男	女	
	計	男	女	計	男	女	計	男				女
	241,619	293,310	193,253	233,763	282,027	188,603	219,489	14,294				7,856
調査産業計	241,619	293,310	193,253	233,763	282,027	188,603	219,489	14,294	7,856	11,283	4,850	
鉱業、採石業、砂利採取業	293,841	315,534	213,836	276,179	298,085	195,390	259,935	16,244	17,682	17,449	18,446	
建設業	287,599	342,715	182,723	267,113	316,521	173,097	244,152	22,961	20,486	26,194	9,626	
電気・ガス・熱供給・水道業	409,124	425,401	237,573	409,124	425,401	237,573	365,698	43,426	0	0	0	
情報通信業	284,427	371,701	211,241	283,591	370,664	210,557	262,574	21,017	836	1,017	684	
運輸業、郵便業	241,925	252,838	189,501	238,610	248,848	189,427	202,425	36,185	3,315	3,990	74	
小売業	190,576	252,081	144,951	187,730	248,127	142,926	180,702	7,028	2,846	3,854	2,025	
金融業、保険業	380,409	506,541	295,415	318,333	401,628	262,205	297,460	20,873	62,076	104,913	33,210	
不動産業、物品賃貸業	240,788	259,736	207,679	239,729	258,714	206,553	238,485	1,234	1,059	1,022	1,126	
学術研究、専門・技術サービス業	321,009	376,476	241,398	320,868	376,257	241,371	294,257	26,611	141	221	27	
宿泊業、飲食サービス業	105,060	119,765	93,557	104,553	119,188	93,093	97,529	7,024	527	607	464	
生活関連サービス業、娯楽業	194,082	188,624	199,421	194,082	188,624	199,421	180,925	13,157	0	0	0	
教育、学習支援業	298,661	335,938	254,621	298,661	335,938	254,668	294,130	4,461	70	0	153	
医療業	253,831	340,408	225,974	249,296	334,746	221,802	235,890	13,406	4,535	5,662	4,172	
複合サービス事業	284,680	299,102	211,326	260,847	284,512	208,666	249,253	11,594	3,833	4,590	2,680	
サービス業(他に分類されないもの)	218,075	257,067	152,040	215,073	253,241	150,334	201,038	14,035	3,002	3,826	1,606	
食料品	192,312	236,348	146,197	192,312	236,348	146,197	178,794	13,518	0	0	0	
繊維業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
木材製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
家具・装具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
印刷業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学・石油・石炭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
プラスチック製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ゴム製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
窯業・土石製品	345,585	389,078	224,560	251,254	271,310	195,459	238,817	12,437	84,331	117,768	29,131	
鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉄業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金属製品	272,176	282,102	205,919	272,176	282,102	205,919	239,645	32,531	0	0	0	
非金属製品	328,797	341,658	242,658	328,797	341,658	242,658	293,567	35,230	0	0	0	
はん用機械器具	382,976	423,199	252,403	300,396	326,920	214,249	279,082	21,304	82,590	96,279	38,154	
生産用機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
新用機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
電子機器	353,896	369,669	268,488	353,542	369,269	268,382	316,711	36,831	354	400	106	
電気機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
情報通信機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
輸送用機械器具	408,938	424,487	275,130	408,689	424,209	275,130	358,406	50,283	249	278	0	
その他の製造業	262,642	433,980	183,716	206,969	279,304	159,685	200,209	6,760	75,673	154,676	24,031	
E-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
E-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
E-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
卸売業	251,100	296,954	177,866	251,100	296,954	177,866	242,736	8,364	0	0	0	
小売業	171,588	228,467	138,668	167,849	222,432	136,257	161,241	6,608	3,739	6,035	2,411	
宿泊業	163,063	200,650	141,633	162,946	200,392	141,597	156,668	6,278	117	258	36	
M-1	90,538	103,727	79,381	89,908	103,050	78,791	82,697	7,211	630	677	590	
医療業	299,224	467,500	255,391	296,899	466,169	252,608	277,728	19,171	2,325	1,331	598	
P-1	207,093	244,276	192,538	200,282	235,338	186,560	192,811	7,471	6,811	8,938	2,583	
職業紹介・派遣業	177,723	207,043	164,308	177,624	207,043	164,164	170,084	7,540	99	0	144	
その他のサービス業	189,522	234,205	134,312	184,358	226,712	132,026	173,056	11,302	5,164	7,483	2,286	
R-1	278,660	287,853	226,426	278,535	287,686	226,341	257,929	20,606	155	167	85	

令和6年5月 調査地方調査
毎月勤労統計 事業所規模＝5人以上

第2表 産業別、性別実労働時間及び出勤日数(5人以上)

産業	出勤日数				総実労働時間				所定内労働時間				所定外労働時間			
	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女
	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間
調査業、土石業、砂利採取業	18.6	X	19.2	18.1	X	140.6	152.9	129.0	140.3	131.8	123.8	8.8	X	12.6	X	5.2
理髪業	19.2	X	19.5	18.1	X	155.3	159.7	138.6	145.2	145.0	134.7	10.1	X	11.7	X	3.9
製造業	19.3	X	19.6	18.7	X	157.3	166.2	140.2	143.6	143.6	134.3	13.7	X	17.7	X	5.9
電気・ガス・熱供給・水道業	20.2	X	20.4	17.8	X	157.4	161.3	115.8	151.3	154.9	113.2	6.1	X	8.4	X	2.6
情報通信業	18.6	X	18.2	18.2	X	142.8	154.0	133.4	136.1	145.0	128.7	6.7	X	9.0	X	4.7
運輸業	20.0	X	20.3	18.5	X	166.5	172.2	138.8	146.1	149.0	131.9	20.4	X	23.2	X	6.9
卸売業、小売業	19.3	X	20.6	18.3	X	131.1	149.4	117.5	127.1	127.1	115.4	4.0	X	6.7	X	2.1
金融業、保険業	18.4	X	19.3	17.8	X	149.1	162.6	139.9	136.5	148.3	129.8	12.6	X	16.3	X	10.1
不動産業、物品賃貸業	19.2	X	20.2	17.6	X	139.5	147.4	137.3	136.5	140.7	134.6	3.0	X	3.1	X	2.7
学術研究、専門・技術サービス業	20.2	X	20.8	19.3	X	166.8	176.4	153.1	152.9	158.3	145.3	13.9	X	18.1	X	7.8
宿泊業、飲食サービス業	14.0	X	13.8	14.1	X	89.5	95.4	84.9	84.3	87.6	81.7	5.2	X	7.8	X	3.2
生活関連サービス業、娯楽業	18.1	X	17.2	18.9	X	138.1	154.1	144.9	129.6	124.4	134.7	8.5	X	6.7	X	10.2
教育、学習支援業	17.6	X	16.8	18.3	X	146.6	154.1	137.9	128.9	134.8	122.0	17.7	X	19.3	X	15.9
医療業	19.0	X	19.6	18.8	X	141.0	152.0	137.4	135.5	144.1	132.7	5.5	X	7.9	X	4.7
複合サービス事業	20.3	X	20.2	20.5	X	159.0	160.6	156.6	152.4	152.4	152.5	6.6	X	8.2	X	4.1
サービス業(他に分類されないもの)	18.5	X	18.8	18.1	X	138.9	148.5	122.6	130.5	138.4	117.1	8.4	X	10.1	X	5.5
食料品、たばこ業	19.2	X	20.4	18.0	X	147.1	161.8	131.6	136.2	149.3	122.4	10.9	X	12.5	X	9.2
繊維業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木材業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木製品、家具業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
印刷業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学・石油・石炭製品	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
プラスチック製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ゴム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
皮革業	19.6	X	19.3	20.3	X	151.2	152.3	148.1	142.3	142.3	142.3	8.9	X	10.0	X	5.8
鉄業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非金属製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金属製品製造業	19.4	X	19.6	18.3	X	165.1	169.4	136.1	144.5	146.5	130.9	20.6	X	22.9	X	5.2
はん用機械器具	18.7	X	18.9	17.6	X	160.6	163.8	139.7	138.6	139.6	132.1	22.0	X	24.2	X	7.6
生産用機械器具	20.5	X	20.5	20.5	X	171.1	176.2	154.2	159.9	163.1	149.3	11.2	X	13.1	X	4.9
業務用機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電子・電子部品	18.4	X	18.6	17.7	X	176.1	178.8	161.1	156.5	157.9	148.7	19.6	X	20.9	X	12.4
電気機械器具	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
情報通信機械器具	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
輸送用機械器具	19.6	X	19.7	18.5	X	171.8	174.9	144.0	146.9	148.1	136.0	24.9	X	26.8	X	8.0
その他の製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E - 1 区分	20.5	X	20.5	20.6	X	153.7	157.0	151.6	150.3	150.3	150.3	3.4	X	6.6	X	1.3
E - 2 区分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E - 3 区分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業	21.4	X	21.8	20.8	X	163.9	170.0	154.0	159.4	164.4	151.4	4.5	X	5.6	X	2.6
小売業	18.6	X	20.0	17.8	X	120.8	138.5	110.5	116.9	131.3	108.5	3.9	X	7.2	X	2.0
宿泊業	18.1	X	13.9	18.4	X	78.9	85.1	73.7	74.3	78.3	70.8	7.5	X	12.9	X	4.4
M - 1 区分	12.9	X	12.9	12.8	X	78.9	85.1	73.7	74.3	78.3	70.8	4.6	X	6.8	X	2.8
医療業	19.2	X	19.4	19.1	X	142.6	139.6	136.0	136.0	145.4	133.5	6.6	X	8.8	X	6.1
P - 1 区分	18.8	X	19.8	18.5	X	139.2	150.4	134.8	134.9	143.1	131.7	4.3	X	7.3	X	3.1
職業紹介・派遣業	17.6	X	17.9	17.6	X	132.6	132.0	132.8	129.4	127.6	130.2	3.2	X	4.4	X	2.6
その他のサービス業	18.3	X	18.6	17.8	X	131.6	144.7	115.3	123.2	134.8	108.8	8.4	X	9.9	X	6.5
R - 1 区分	19.3	X	19.2	19.4	X	153.2	154.5	145.9	143.3	143.5	141.8	9.9	X	11.0	X	4.1

令和6年5月
毎月労働統計調査地方調査
事業所規模＝30人以上

第2表 産業別、性別実労働時間及び出勤日数(30人以上)

産業	出勤日数			総実労働時間						所定内労働時間			所定外労働時間		
	計	性別		計	性別		計	性別		計	性別		計	性別	
		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女
調査業	18.9	19.3	18.5	147.4	159.9	136.4	136.7	144.1	130.2	10.7	15.8	6.2			
採掘業															
製造業	18.6	19.7	19.2	170.7	172.0	163.8	150.0	143.8	151.2	22.2	12.6				
電気・ガス・熱供給・水道業	18.8	19.1	18.2	158.2	167.0	140.0	143.2	147.7	134.0	20.7	19.3	6.0			
情報通信業	18.7	20.4	17.8	154.4	161.3	115.8	151.3	154.9	113.2	6.1	6.4	2.6			
運輸業	20.1	20.4	18.4	144.2	152.1	135.1	138.2	144.2	131.3	6.0	7.9	3.8			
卸売業	19.1	20.4	18.4	166.2	172.4	145.5	148.8	148.8	128.9	20.7	22.6	6.0			
小売業	18.2	18.7	17.9	147.6	155.6	134.8	134.3	136.1	117.9	4.4	9.3	1.9			
不動産業	17.7	17.7	17.7	130.1	128.5	132.4	126.8	141.2	131.0	13.3	14.4	12.8			
学術研究・専門・技術サービス業	21.0	21.1	20.5	177.0	180.0	168.1	159.0	159.9	129.4	3.3	3.5	3.0			
宿泊業・飲食サービス業	15.4	15.6	15.3	100.3	109.2	95.0	94.4	100.1	81.0	5.9	9.1	4.0			
生活関連サービス業・娯楽業	18.5	18.1	18.0	149.4	159.4	141.0	137.5	144.5	119.9	14.9	9.4	9.4			
教育・学習支援業	16.9	19.2	18.4	170.4	173.1	145.0	145.0	146.2	143.0	25.4	26.9	22.8			
医療業	19.2	19.5	19.2	145.8	153.5	143.6	140.2	147.9	138.0	5.6	5.6	5.6			
複合サービス業	20.2	20.1	20.3	159.2	163.7	153.5	152.5	154.5	149.9	6.7	9.2	3.6			
サービス業(他に分類されないもの)	18.1	18.2	17.9	136.0	146.5	122.3	127.5	136.2	116.2	8.5	10.3	6.1			
食品・たばこ業	19.4	20.1	18.7	152.2	165.1	139.2	140.8	150.5	131.1	11.4	14.6	8.1			
繊維業															
木材・木製品業															
家具・寝具・装具業															
パルプ・紙業															
印刷業															
化学・石油・石炭製品業															
プラスチック製品業															
ゴム・皮革製品業															
窯業・土石製品業	19.6	19.0	20.3	166.4	179.0	150.4	145.9	149.3	141.6	20.5	29.7	8.8			
非金属製品業															
金属製品業	18.5	18.5	18.0	158.2	162.3	134.7	142.5	144.6	130.3	15.7	17.7	4.4			
はん用機械器具業	18.3	18.5	16.9	157.6	160.9	135.8	134.7	135.9	126.9	22.9	25.0	8.9			
生産用機械器具業	20.5	20.5	20.5	171.1	176.2	154.2	159.9	163.1	149.3	11.2	13.1	4.9			
農業用機械器具業															
電子・電気・電気機械器具業	18.4	18.6	17.7	176.1	178.8	161.1	156.5	157.9	148.7	19.6	20.9	12.4			
電気機械器具業															
情報通信機械器具業															
輸送用機械器具業	19.6	19.7	18.5	171.8	174.9	144.0	146.9	148.1	138.0	24.9	26.8	8.0			
その他の製造業															
E	18.6	18.4	18.7	142.8	145.4	141.0	138.7	138.5	138.8	4.1	6.9	2.2			
E															
E															
和菓業	19.5	20.1	18.7	144.9	159.3	125.3	138.6	150.2	122.8	6.3	9.1	2.5			
小売業	19.0	20.6	18.5	123.8	137.1	119.0	119.9	127.6	117.2	3.9	9.5	1.8			
宿泊業	18.9	18.7	19.0	145.5	160.1	134.4	134.3	143.2	127.5	11.2	16.9	6.9			
M	13.2	13.2	13.2	71.7	88.6	73.3	69.1	65.7	70.8	2.6	2.9	2.5			
医療業	18.3	19.7	19.2	148.5	156.9	146.1	141.0	148.9	138.8	7.5	8.0	7.3			
P	19.1	19.1	19.1	141.7	148.8	139.6	139.0	146.6	136.7	2.7	2.2	2.9			
職業紹介・派遣業	17.7	17.4	17.8	134.8	139.6	132.8	131.2	134.0	130.1	3.6	5.6	2.7			
その他のサービス業	18.1	18.3	17.9	131.9	143.8	119.1	122.5	132.3	111.9	9.4	11.5	7.2			
R	18.3	18.3	17.9	151.9	153.5	134.2	143.8	144.9	131.8	8.1	8.6	2.6			

令和6年5月
毎月勤労統計調査地方調査
業所規模＝5人以上

第3表 産業別、性別常用労働者数及びパートタイム労働者比率(5人以上)

産業	前月末労働者数			本月中の増加労働者数			本月中の減少労働者数			本月末労働者数			パートタイム労働者比率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
調査産業計	405,337	195,856	209,481	7,097	3,216	3,881	7,882	3,435	4,447	404,552	195,637	208,915	31.1	19.7	41.7
炭業、採石業、砂利採取業	24,573	19,346	5,227	141	141	0	278	278	0	24,436	19,209	5,227	5.5	2.0	19.3
製鉄業	51,714	33,931	17,783	517	339	178	824	473	351	51,907	33,797	17,810	11.6	4.0	26.0
電気・ガス・熱供給・水道業	495	449	46	58	58	0	21	18	3	532	489	43	2.8	0.0	34.9
情報通信業	5,348	2,430	2,918	54	47	7	90	52	38	5,312	2,432	2,860	23.0	13.6	30.9
運輸業、郵便業	22,146	18,354	3,792	243	200	43	563	512	51	21,926	18,042	3,784	21.5	9.6	21.5
卸売業、小売業	76,407	32,623	43,784	1,297	394	893	1,302	564	738	76,392	32,453	43,939	48.9	30.2	62.8
金融業、保険業	13,637	5,359	8,278	14	2	12	714	22	692	12,937	5,339	7,598	12.0	5.1	18.8
不動産業、物品賃貸業	4,681	2,987	1,694	29	10	19	33	32	1	4,677	2,965	1,712	23.1	26.3	17.5
学術研究、専門・技術サービス業	8,858	5,225	3,633	254	90	164	166	47	119	8,548	5,268	3,678	6.7	5.2	8.8
宿泊業、飲食サービス業	31,917	13,902	18,015	1,348	803	545	1,027	431	596	32,238	14,274	17,964	79.3	71.0	85.9
生活関連サービス業、娯楽業	10,454	5,214	5,240	374	166	188	214	186	18	10,614	5,204	5,410	58.3	59.1	57.5
教育、学習支援業	26,183	14,071	12,112	427	249	178	657	389	502	25,953	14,165	11,788	26.8	21.4	33.2
医療業	101,194	24,639	76,555	1,942	474	1,468	1,591	389	1,192	101,546	24,714	76,831	28.2	19.6	31.0
複合サービス業(他に分類されないもの)	3,858	1,920	1,938	137	91	46	101	55	46	3,894	2,374	1,520	9.3	5.6	15.0
サービス業(他に分類されないもの)	23,811	14,937	8,874	272	132	140	501	208	293	23,582	14,861	8,721	26.4	16.3	43.7
金属材料、たばこ	14,440	7,418	7,022	224	101	123	183	143	40	14,481	7,376	7,105	28.2	11.6	45.4
繊維業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木材、木製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家具、装具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パルプ、紙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
印刷、同関連業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学、石油、石炭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プラスチック製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ゴム業、土石製品	2,793	2,049	734	0	0	0	14	14	0	2,769	2,035	734	10.1	8.8	13.8
鉄業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金属製品製造業	4,192	3,631	561	38	30	8	110	63	47	4,120	3,598	522	5.5	2.9	23.4
はん用機械器具	4,237	3,688	549	17	5	12	39	27	12	4,215	3,668	549	1.6	1.7	0.9
生産用機械器具	1,447	1,102	345	42	39	3	6	3	3	1,483	1,138	345	6.8	2.3	21.7
防用機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・電子デバイス	5,378	4,533	845	107	101	6	105	86	19	5,380	4,548	832	1.2	0.1	7.0
電気機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信機械器具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸送用機械器具	7,039	6,314	725	26	18	8	118	116	2	6,947	6,216	731	2.1	0.6	14.5
その他の製造業	8,682	3,430	5,252	43	27	16	22	15	7	8,703	3,442	5,261	11.3	1.9	17.5
E-一括分1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E-一括分2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E-一括分3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業	18,287	11,242	7,055	38	37	1	141	83	58	18,194	11,196	6,998	13.5	7.0	24.0
小売業	58,110	21,381	36,729	1,249	357	892	1,161	481	680	58,198	21,257	36,941	60.0	42.5	70.1
小売業	6,621	2,436	4,185	169	88	81	547	239	308	6,243	2,235	4,008	59.3	39.2	70.5
M-一括分	25,296	11,466	13,830	1,179	765	414	480	192	288	25,995	12,039	13,956	84.1	78.9	90.3
P-一括分	51,355	10,643	40,712	1,250	230	1,020	1,109	262	847	51,496	10,811	40,685	25.5	13.6	28.6
職業紹介・派遣業	49,839	13,996	35,843	692	244	448	482	137	345	50,049	14,103	35,946	31.0	24.1	33.8
その他の職業サービス	2,368	744	1,624	61	10	51	181	49	132	2,248	705	1,543	13.2	13.2	13.4
その他の職業サービス	13,551	7,479	6,072	198	109	89	310	150	160	13,439	7,438	6,001	36.3	19.2	57.6
R-一括分	7,882	6,714	1,178	13	13	0	10	9	1	7,895	6,718	1,177	13.4	13.5	12.6

令和6年5月
毎月勤労統計調査地方調査
事業所規模＝30人以上

第3表 産業別、性別常用労働者数及びパートタイム労働者比率(30人以上)

産業	前月末労働者数			本月中の増加労働者数			本月中の減少労働者数			本月末労働者数			パートタイム労働者比率		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	%	%	%
計	221,831	104,341	117,490	3,050	1,337	1,713	3,404	1,618	1,786	117,417	104,060	11,357	27.7	14.4	39.5
鉱業・採石業・砂採取業	7,658	6,509	1,149	46	46	0	114	114	0	6,441	6,441	0	4.2	3.8	6.7
製造業	39,370	26,576	12,794	469	339	130	452	339	113	26,576	26,576	0	11.3	3.9	26.9
電気・ガス・熱供給・水道業	485	449	46	58	58	0	21	21	0	489	489	0	2.8	0.0	34.9
情報通信業	4,221	2,250	1,971	54	47	7	58	45	13	4,217	2,252	1,965	23.2	14.7	33.0
運輸業・郵便業	15,007	12,494	2,513	195	152	43	263	212	51	14,939	12,434	2,505	12.0	8.2	30.7
卸売業・小売業	29,508	9,807	19,701	489	124	365	428	170	256	19,810	19,810	0	81.8	36.6	74.2
金融業・保険業	7,337	2,374	4,963	14	2	12	65	22	43	7,296	2,354	4,942	21.2	11.5	25.9
不動産業・物品賃貸業	1,124	690	434	29	10	19	33	32	1	1,120	668	452	38.8	34.0	45.8
学術研究・専門・技術サービス業	5,003	3,618	1,385	170	90	80	94	47	47	5,079	3,661	1,418	9.6	7.5	15.0
宿泊業・飲食サービス業	10,405	3,897	6,508	434	215	219	614	232	382	10,225	3,880	6,345	76.4	68.1	81.4
生活関連サービス業・娯楽業	4,519	2,099	2,420	55	27	28	55	37	18	4,589	2,089	2,500	43.5	34.7	50.8
教育・学習支援業	13,116	8,274	4,842	126	56	70	199	15	4	13,153	8,277	4,876	15.0	11.7	20.5
医療・福祉	65,817	15,014	50,803	669	107	562	700	138	562	65,786	14,983	50,803	24.7	13.9	27.9
複合サービス業(他に分類されないもの)	1,848	1,030	818	2	2	0	5	5	0	1,845	1,027	818	11.4	6.3	17.7
サービス業(他に分類されないもの)	16,342	9,209	7,133	240	100	140	485	192	293	9,117	6,980	2,137	29.9	17.2	46.4
食料品・たばこ業	9,317	4,667	4,650	176	101	75	87	47	40	9,406	4,721	4,685	30.5	16.1	45.1
繊維業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木材・木製品業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家具・装具業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
印刷業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出版業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学・石油・石炭業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プラスチック製品業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ゴム製品業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品業	939	531	408	0	0	0	14	14	0	925	517	408	7.7	0.0	17.4
鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非鉄金属製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金属製品製造業	2,441	2,070	371	38	30	8	34	25	9	2,445	2,075	370	6.2	3.3	22.7
はん用機械器具製造業	3,773	3,301	472	17	5	12	39	27	12	3,751	3,279	472	1.8	1.9	1.1
生産用機械器具製造業	1,447	1,102	345	42	39	3	6	3	3	1,483	1,138	345	6.8	2.3	21.7
業務用機械器具製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電子・電気機械器具製造業	5,378	4,533	845	107	101	6	105	86	19	5,380	4,548	832	1.2	0.1	7.0
情報通信機械器具製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
輸送用機械器具製造業	7,039	6,314	725	26	18	8	118	116	2	6,947	6,216	731	2.1	0.6	14.5
その他の製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E - 一括区分 1	5,520	2,292	3,228	43	27	16	22	15	7	5,541	2,304	3,237	17.8	2.9	28.4
E - 一括区分 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E - 一括区分 3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業	6,475	3,724	2,751	38	37	1	141	83	58	6,372	3,678	2,694	31.8	13.4	56.8
小売業	23,033	6,083	16,950	451	87	364	285	87	198	23,199	6,083	17,116	70.0	50.6	76.9
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
M - 一括区分	6,183	2,089	4,094	375	189	186	477	193	284	3,804	1,641	2,163	51.9	36.9	63.4
医療業	39,827	8,846	30,981	462	85	377	556	117	439	39,733	8,814	30,919	4.1	90.8	91.1
P - 一括区分	25,990	6,168	19,822	207	22	185	144	21	123	26,053	6,168	19,884	25.0	15.1	27.9
職業紹介・派遣業	1,985	576	1,409	61	10	51	181	48	132	1,965	537	1,328	9.7	3.9	28.0
その他の事業サービス	11,336	5,872	5,464	166	77	89	284	134	160	11,208	5,815	5,393	37.1	19.8	55.6
R - 一括区分	3,021	2,761	260	13	13	0	10	9	1	3,024	2,765	259	15.6	14.2	31.3

第4表 規模別現金給与額、実労働時間及び出勤日数

①-1 性別現金給与額

産業 = TL 調査産業計

(単位:円)

規模 (人)	現金給与総額			定期給与			所定内 給与	超過労働 給与	特別給与		
	計	男	女	計	男	女			計	男	女
500-	387,337	468,464	297,603	376,690	452,741	292,570	338,416	38,274	10,647	15,723	5,033
100-499	272,869	326,609	231,945	264,560	312,967	227,697	247,099	17,461	8,309	13,642	4,248
30-99	229,261	287,444	175,221	222,017	277,377	170,599	207,848	14,169	7,244	10,067	4,622
5-29	214,818	257,419	172,308	207,172	246,924	167,506	197,704	9,468	7,646	10,495	4,802
30-	263,782	324,842	209,613	255,752	312,867	205,082	237,468	18,284	8,030	11,975	4,531
5-	241,619	293,310	193,253	233,763	282,027	188,603	219,469	14,294	7,856	11,283	4,650

①-2 性別実労働時間及び出勤日数

産業 = TL 調査産業計

規模 (人)	出勤日数			総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
	日	日	日	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
500-	19.2	19.4	18.9	163.1	172.1	153.2	148.2	151.4	144.7	14.9	20.7	8.5
100-499	19.3	19.6	19.1	151.5	161.0	144.5	141.4	147.2	137.1	10.1	13.8	7.4
30-99	18.6	19.2	18.1	141.1	156.3	127.0	131.0	140.5	122.2	10.1	15.8	4.8
5-29	18.3	19.1	17.5	132.2	144.8	119.7	125.8	135.9	115.8	6.4	8.9	3.9
30-	18.9	19.3	18.5	147.4	159.9	136.4	136.7	144.1	130.2	10.7	15.8	6.2
5-	18.6	19.2	18.1	140.6	152.9	129.0	131.8	140.3	123.8	8.8	12.6	5.2

②-1 就業形態別現金給与額

産業 = TL 調査産業計

(単位:円)

規模 (人)	一般労働者					パートタイム労働者				
	現金給与 総額	定期 給与	所定内 給与	超過労働 給与	特別 給与	現金給与 総額	定期 給与	所定内 給与	超過労働 給与	特別 給与
500-	412,918	401,253	359,563	41,690	11,665	155,654	154,220	146,894	7,326	1,434
100-499	313,438	303,655	282,268	21,387	9,783	124,499	121,581	118,481	3,100	2,918
30-99	300,659	289,634	268,333	21,301	11,025	100,317	99,901	98,614	1,287	416
5-29	281,199	270,053	256,480	13,573	11,146	91,556	90,410	88,565	1,845	1,146
30-	322,717	312,054	287,576	24,478	10,663	109,224	108,097	106,058	2,039	1,127
5-	305,027	294,158	274,326	19,832	10,869	100,181	99,044	97,104	1,940	1,137

②-2 就業形態別実労働時間及び出勤日数

産業 = TL 調査産業計

規模 (人)	一般労働者				パートタイム労働者			
	出勤日数	総実労働 時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間	出勤日数	総実労働 時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間
	日	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間
500-	19.3	168.6	152.4	16.2	17.9	113.2	110.2	3.0
100-499	19.9	164.4	152.4	12.0	17.2	104.8	101.5	3.3
30-99	20.0	170.0	155.0	15.0	16.1	88.8	87.6	1.2
5-29	20.5	162.0	152.8	9.2	14.1	77.1	75.8	1.3
30-	19.8	167.7	153.6	14.1	16.5	94.1	92.3	1.8
5-	20.1	165.3	153.3	12.0	15.3	85.5	83.9	1.6

令和6年5月
毎月勤労統計調査地方調査

第5表 就業形態別現金給与額

産 業	(事業所規模5人以上)					(事業所規模30人以上)						
	現金給与 総 額	定期給与	所 定 給	内 与 給	超 過 勞 働 与 給	特別給与	現金給与 総 額	定期給与	所 定 給	内 与 給	超 過 勞 働 与 給	特別給与
一 般	調査産業計	305,027	294,158	274,326	19,832	10,869	322,717	312,054	287,576	24,478	10,663	
	製造業	310,715	287,479	262,078	25,401	23,236	316,144	306,588	277,221	29,367	9,556	
	卸売業・小売業	273,863	268,810	256,563	12,247	5,053	287,237	271,764	255,843	15,921	15,473	
	医療、福祉	308,533	303,438	285,190	18,248	5,095	324,574	323,494	301,702	21,792	1,080	
パ ー ト	調査産業計	100,181	99,044	97,104	1,940	1,137	109,224	108,097	106,058	2,039	1,127	
	製造業	115,392	115,392	110,608	4,784	0	127,948	127,947	121,387	6,560	1	
	卸売業・小売業	103,892	103,343	101,748	1,595	549	114,680	113,548	112,289	1,259	1,132	
	医療、福祉	112,265	109,180	108,304	876	3,085	117,680	115,472	114,325	1,147	2,208	

令和6年5月
毎月勤労統計調査地方調査

第6表 就業形態別実労働時間及び出勤日数

産 業	(事業所規模5人以上)				(事業規模30人以上)				
	出勤日数	総 実 労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間	出勤日数	総 実 労働時間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間	
									日
一 般	調査産業計	20.1	165.3	153.3	12.0	19.8	167.7	153.6	14.1
	製造業	19.6	164.3	149.4	14.9	18.9	163.6	147.5	16.1
	卸売業・小売業	21.2	167.6	160.6	7.0	20.4	168.7	159.1	9.6
	医療、福祉	20.3	162.0	154.6	7.4	20.2	163.5	156.2	7.3
パ ー ト	調査産業計	15.3	85.5	83.9	1.6	16.5	94.1	92.3	1.8
	製造業	16.7	105.6	100.9	4.7	18.1	116.0	109.7	6.3
	卸売業・小売業	17.3	93.1	92.2	0.9	18.4	103.1	102.0	1.1
	医療、福祉	15.6	86.4	85.8	0.6	16.5	91.8	91.4	0.4

令和6年5月
毎月勤労統計調査地方調査

第7表 就業形態別本月末労働者数

産 業	(事業所規模5人以上)		(事業規模30人以上)	
	一般	パート	一般	パート
	人	人	人	人
調査産業計	278,892	125,660	160,104	61,373
製造業	45,641	5,966	34,917	4,470
卸売業・小売業	38,999	37,393	11,302	18,269
医療、福祉	72,890	28,655	49,513	16,273

第8表 産業別名目賃金指数

(R2=100)

年月	調査産業計	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気ガス熱供給水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学術支援業	医療、福祉	複合サービス業	サービス業(他に分類されないもの)
現金給与総額 (5人以上規模)																	
平成29年平均	96.8	X	94.6	94.6	90.8	100.1	105.9	108.7	109.9	60.1	86.4	98.8	105.6	83.7	90.5	94.0	99.2
平成30年平均	97.1	X	95.1	93.7	87.8	100.6	105.2	103.5	101.7	79.1	96.9	92.8	101.7	96.0	93.4	98.3	93.3
令和元年平均	102.1	X	92.0	95.1	104.4	81.9	95.6	116.6	105.6	87.9	95.7	99.8	95.2	113.8	97.2	94.0	106.3
令和2年平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和3年平均	99.5	X	102.4	102.7	100.1	91.7	98.2	114.3	93.5	91.0	94.1	89.2	94.6	75.6	99.2	93.5	105.0
令和4年平均	97.2	X	90.1	96.4	107.2	88.8	101.2	113.8	107.3	83.2	96.1	89.8	100.2	84.9	91.7	91.9	93.2
令和5年5月	87.6	X	84.2	95.2	86.3	70.6	95.2	99.8	116.4	80.6	78.1	94.2	95.4	67.8	75.4	76.9	93.8
6月	127.8	X	117.9	135.8	216.0	118.5	95.0	121.2	188.4	92.7	98.3	95.0	129.4	176.8	109.8	165.3	117.3
7月	112.5	X	124.4	99.4	83.9	117.2	140.4	142.5	81.5	130.4	93.9	97.5	117.6	69.9	119.2	79.9	113.2
8月	87.1	X	93.3	83.0	89.7	72.5	100.4	108.0	82.0	80.2	82.2	92.3	105.6	70.7	78.0	85.9	94.7
9月	85.6	X	100.3	78.7	103.2	69.4	96.2	107.6	87.0	78.3	71.1	92.6	96.9	66.8	77.2	74.2	95.1
10月	85.4	X	103.6	76.2	89.8	93.1	101.2	101.8	83.1	84.1	67.9	89.9	96.0	67.8	79.6	77.4	96.8
11月	90.8	X	99.8	84.3	182.3	70.5	96.0	111.8	109.8	100.9	71.3	83.0	141.3	70.6	79.2	128.7	98.5
12月	157.2	X	142.3	168.5	221.0	138.6	168.6	169.2	159.2	148.2	131.7	113.3	119.2	189.7	144.6	142.9	173.9
令和6年1月	85.3	X	77.9	78.9	86.2	66.7	89.3	96.9	86.1	83.5	80.5	82.1	99.8	73.6	87.1	70.4	89.7
2月	85.0	X	81.3	75.2	77.8	67.5	90.6	98.7	85.1	84.0	70.7	82.8	99.8	77.6	85.7	70.3	90.8
3月	90.2	X	87.5	78.5	79.0	112.1	92.8	106.6	93.3	91.3	75.3	89.2	103.2	79.9	88.6	72.9	93.7
4月	89.7	X	91.9	79.0	86.4	68.8	90.5	108.1	94.7	85.1	77.0	94.6	100.8	75.8	89.8	70.5	89.8
5月	88.6	X	85.8	83.1	84.1	68.3	90.6	102.6	105.0	83.8	76.7	85.0	97.3	74.6	87.8	70.5	91.9
(30人以上規模)																	
平成29年平均	98.0	X	127.5	90.0	73.5	105.6	109.8	116.3	106.1	89.5	101.8	116.2	97.8	78.9	89.0	76.1	96.1
平成30年平均	96.1	X	115.1	92.1	79.1	93.6	102.5	98.7	100.0	70.0	96.8	110.7	95.8	81.8	92.0	95.4	84.3
令和元年平均	97.7	X	103.4	92.9	105.2	83.7	93.1	107.2	103.2	X	88.8	104.1	89.1	95.8	94.2	96.6	90.7
令和2年平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和3年平均	96.9	X	99.3	97.8	101.8	89.4	109.3	110.9	94.1	87.0	97.3	96.3	101.5	64.5	95.6	94.5	94.1
令和4年平均	94.0	X	95.1	94.0	115.1	83.5	106.9	115.0	98.8	125.7	96.7	103.1	106.9	68.9	83.1	96.8	95.3
令和5年5月	87.2	X	96.9	95.0	85.2	64.2	99.8	103.4	116.0	124.5	64.8	109.7	93.1	56.3	71.0	83.7	94.9
6月	130.6	X	207.3	138.7	213.1	114.0	96.5	90.8	158.5	173.0	91.6	109.3	105.8	143.4	111.4	173.1	112.3
7月	110.0	X	124.3	98.3	82.8	111.1	139.5	153.0	77.9	148.4	77.5	125.9	126.8	57.0	118.4	86.7	96.1
8月	81.3	X	91.8	77.0	88.5	63.7	104.3	101.1	78.6	127.5	80.7	115.4	106.0	63.2	70.3	76.5	88.5
9月	78.8	X	111.6	73.5	101.8	63.3	99.4	91.1	87.0	117.0	61.8	98.9	91.3	56.1	70.0	75.2	87.5
10月	80.0	X	93.5	72.2	88.6	90.8	109.2	92.4	78.7	163.0	63.1	104.9	85.3	58.3	73.2	79.2	89.3
11月	85.3	X	130.6	80.2	179.9	64.6	98.8	91.1	118.2	128.0	67.5	99.6	103.8	63.2	70.7	103.2	89.8
12月	160.6	X	150.2	170.7	218.0	126.9	171.2	157.5	157.8	223.2	117.9	145.8	132.6	166.2	146.1	149.5	140.6
令和6年1月	82.1	X	88.3	74.7	85.0	65.3	89.6	93.4	81.0	117.7	74.9	97.6	101.2	75.1	79.4	71.8	85.3
2月	81.2	X	92.2	71.4	76.8	65.7	91.1	96.7	80.3	122.7	62.1	94.0	94.7	75.2	79.7	71.3	84.9
3月	85.3	X	98.6	74.0	77.9	117.7	92.0	98.5	96.1	153.4	64.8	102.2	102.9	77.1	80.3	70.8	88.1
4月	85.0	X	97.9	73.8	85.2	67.4	91.5	113.3	87.0	137.5	64.0	98.0	100.3	74.1	83.6	72.7	83.0
5月	84.5	X	104.5	75.4	82.9	67.0	91.3	99.7	113.4	126.6	64.2	93.1	100.2	74.6	80.1	72.9	85.6
定期給与 (5人以上規模)																	
平成29年平均	96.9	X	100.1	95.1	99.9	102.2	98.2	106.7	108.4	65.6	91.2	101.9	103.8	86.5	90.0	94.3	97.9
平成30年平均	97.3	X	103.6	94.1	95.9	102.8	102.3	102.7	100.7	78.4	103.2	93.7	104.6	97.7	91.4	97.3	93.4
令和元年平均	101.7	X	101.3	94.8	102.5	85.7	93.2	112.8	105.9	91.0	104.0	99.2	97.6	113.8	95.9	99.0	103.9
令和2年平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和3年平均	99.4	X	98.6	104.2	101.0	98.1	97.5	110.1	95.8	92.2	95.8	91.5	95.7	80.7	97.8	94.2	105.9
令和4年平均	98.3	X	98.7	99.4	110.2	93.1	98.6	110.5	106.9	85.5	97.8	91.3	97.4	90.6	91.0	93.6	96.7
令和5年5月	97.7	X	104.8	95.2	114.5	88.9	106.1	109.5	107.8	95.4	87.1	99.0	103.7	89.0	88.0	91.3	103.9
6月	98.1	X	108.6	96.9	116.4	87.3	99.9	107.1	105.6	97.3	90.1	95.3	105.7	96.3	88.3	96.0	103.3
7月	100.9	X	117.0	96.4	111.3	86.7	105.6	112.2	101.9	95.1	93.4	94.2	107.3	90.0	94.4	95.8	108.2
8月	98.8	X	113.3	95.2	114.4	87.0	105.3	107.7	102.7	94.8	88.8	92.0	108.3	92.2	92.1	96.5	106.8
9月	99.5	X	121.7	96.4	117.3	85.5	107.2	110.3	102.9	92.3	89.0	97.5	105.7	87.7	90.9	96.2	107.5
10月	99.5	X	117.4	95.5	117.1	87.7	107.3	110.0	103.7	95.1	90.3	93.5	103.8	88.9	93.6	98.0	109.3
11月	100.0	X	115.3	99.9	118.9	88.2	107.0	110.7	104.3	94.1	89.9	86.7	107.1	92.7	91.7	98.2	111.2
12月	99.6	X	109.5	97.0	118.4	85.5	113.3	114.3	100.6	89.9	94.0	96.1	106.3	88.3	92.5	98.3	108.2
令和6年1月	100.2	X	99.6	93.2	105.1	85.6	98.6	108.6	107.9	98.8	96.5	85.7	104.5	95.7	101.4	91.3	101.4
2月	101.3	X	104.0	94.2	103.2	86.8	100.3	109.2	106.7	99.3	94.0	86.5	108.9	101.9	100.3	91.2	103.4
3月	102.8	X	106.4	95.5	104.8	87.8	102.4	108.8	107.9	101.0	98.9	93.2	111.7	103.9	101.8	90.1	102.7
4月	102.9	X	105.7	96.9	111.0	88.4	100.0	110.1	111.6	100.1	102.3	92.9	107.9	99.2	102.0	89.8	102.2
5月	102.7	X	103.1	96.8	111.5	87.6	99.9	113.3	110.4	99.2	102.0	89.1	106.2	98.0	101.8	90.1	103.5
(30人以上規模)																	
平成29年平均	97.1	X	113.2	91.6	82.1	105.8	102.6	113.4	103.9	87.2	105.5	120.3	95.6	82.6	88.8	74.7	93.4
平成30年平均	95.2	X	106.6	93.0	87.2	96.3	102.7	98.5	98.5	66.4	100.8	107.0	95.0	86.9	89.7	91.7	83.4
令和元年平均	97.0	X	99.5	93.0	102.3	88.8	92.2	105.0	103.2	X	94.4	102.9	87.7	98.1	93.4	100.0	91.3
令和2年平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和3年平均	97.3	X	97.1	100.4	102.4	95.7	108.1	108.8	94.1	88.6	98.2	99.3	102.1	68.3	94.7	93.3	96.0
令和4年平均	94.9	X	93.4	97.3	119.3	88.0	103.3	111.8	99.5	116.0	97.8	105.5	102.3	75.7	83.6	95.8	98.9
令和5年5月	95.4	X	106.2	94.8	112.5	82.9</											

第9表 産業別実質賃金指数

年 月	調査産業計	(P2=100)														消費者物価指数		
		鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気ガス熱供給水道業	情報通信業	運輸業郵便業	卸売業小売業	金融業保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉		複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)
現金給与総額																		
(5人以上規模)																		
平成29年平均	98.9	X	96.6	96.6	92.7	102.2	108.2	111.0	112.3	61.4	88.3	100.9	107.9	85.5	92.4	96.0	101.3	97.9
平成30年平均	97.8	X	95.8	94.4	88.4	101.3	105.9	104.2	102.4	79.7	87.6	93.5	102.4	96.7	94.1	99.0	94.0	99.3
令和元年平均	102.4	X	92.3	95.4	104.7	82.1	95.9	117.0	105.9	88.2	96.0	100.1	95.5	114.1	97.5	94.3	106.6	99.7
令和2年平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和3年平均	99.9	X	102.8	103.1	100.5	92.1	98.6	114.8	93.9	91.4	94.5	89.6	95.0	75.9	99.6	93.9	105.4	99.9
令和4年平均	95.1	X	88.2	94.3	104.9	86.9	99.0	111.4	105.0	81.4	94.0	87.9	98.0	83.1	89.7	99.9	91.2	99.9
令和5年5月	83.0	X	79.7	90.2	81.7	66.9	90.2	94.5	110.2	76.3	74.0	89.2	90.3	64.2	71.4	72.8	88.8	104.9
6月	121.5	X	112.1	129.1	205.3	112.6	90.3	115.2	179.1	88.1	93.4	90.3	123.0	168.1	104.4	157.1	111.5	105.6
7月	106.0	X	117.2	93.7	79.1	110.5	132.3	134.3	76.8	122.9	88.5	91.9	110.8	65.9	112.3	75.3	106.7	105.2
8月	81.5	X	87.3	77.6	83.9	67.8	93.9	101.0	76.7	75.0	76.9	86.3	98.8	66.1	73.0	80.4	88.6	106.1
9月	80.0	X	93.7	73.6	96.4	64.9	89.9	100.6	81.3	73.2	66.4	86.5	90.6	62.4	72.1	69.3	88.9	106.9
10月	79.1	X	96.0	70.6	83.2	86.3	93.8	94.3	77.0	77.9	62.9	83.3	89.0	62.8	73.8	71.7	89.7	107.0
11月	84.4	X	92.8	78.3	169.4	65.5	89.2	103.9	102.0	93.8	66.3	77.1	131.3	65.6	73.6	119.6	91.5	107.9
12月	146.4	X	132.5	156.9	205.8	129.1	157.0	157.5	148.2	138.0	122.6	105.5	111.0	176.6	134.6	133.1	161.9	107.6
令和6年1月	79.4	X	72.5	73.5	80.3	62.1	83.1	90.2	80.2	77.7	75.0	76.4	92.9	68.5	81.1	65.5	83.5	107.4
2月	78.8	X	75.3	69.7	72.1	62.6	84.0	91.5	78.9	77.8	65.5	76.7	92.5	71.9	79.4	65.2	84.2	107.4
3月	83.4	X	80.9	72.6	73.0	103.6	85.8	98.5	86.2	84.4	69.6	82.4	95.4	73.8	81.9	67.4	86.6	108.2
4月	82.7	X	84.8	72.9	79.7	63.5	83.5	99.7	87.4	78.5	71.0	87.3	93.0	69.9	82.8	65.0	82.8	108.4
5月	81.2	X	78.6	76.2	77.1	62.6	83.0	94.0	96.2	76.8	70.3	77.9	89.2	68.4	80.5	64.6	84.2	109.1
(30人以上規模)																		
平成29年平均	100.1	X	130.2	91.9	75.1	107.9	112.2	118.8	108.4	91.4	104.0	118.7	99.9	80.6	90.9	77.7	98.2	
平成30年平均	96.8	X	115.9	92.7	79.7	94.3	103.2	99.4	100.7	70.5	97.5	111.5	96.5	82.4	92.6	96.1	84.9	
令和元年平均	98.0	X	103.7	93.2	105.5	84.0	93.4	107.5	103.5	X	87.1	104.4	89.4	96.1	94.5	96.9	91.0	
令和2年平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
令和3年平均	97.3	X	99.7	98.2	102.2	89.8	109.7	111.3	94.5	87.3	97.7	96.7	101.9	64.8	96.0	94.9	94.5	
令和4年平均	92.0	X	93.1	92.0	112.6	81.7	104.6	112.5	96.7	123.0	94.6	100.9	104.6	67.4	81.3	94.7	93.2	
令和5年5月	82.6	X	91.8	90.0	80.7	60.8	94.5	97.9	109.8	117.9	61.4	103.9	88.2	53.3	67.2	79.3	89.9	
6月	124.1	X	197.1	131.8	202.6	108.4	91.7	86.3	150.7	164.4	87.1	103.9	100.6	136.3	105.9	164.5	106.7	
7月	103.7	X	117.2	92.6	78.0	104.7	131.5	144.2	73.4	139.9	73.0	118.7	119.5	53.7	111.6	81.7	90.6	
8月	76.1	X	85.9	72.0	82.8	59.6	97.6	94.6	73.5	119.3	75.5	108.0	99.2	59.1	65.8	71.6	82.8	
9月	73.6	X	104.3	68.7	95.1	59.2	92.9	85.1	81.3	109.3	57.8	92.4	85.3	52.4	65.4	70.3	81.8	
10月	74.1	X	86.7	66.9	82.1	84.2	101.2	85.6	72.9	151.1	58.5	97.2	79.1	54.0	67.8	73.4	82.8	
11月	79.3	X	121.4	74.5	167.2	60.0	91.8	84.7	109.9	119.0	62.7	92.6	96.5	58.7	65.7	95.9	83.5	
12月	149.5	X	139.9	158.9	203.0	118.2	159.4	146.6	146.9	207.8	109.8	135.8	123.5	154.7	136.0	139.2	130.9	
令和6年1月	76.4	X	82.2	69.6	79.1	60.8	83.4	87.0	75.4	109.6	69.7	90.9	94.2	69.9	73.9	66.9	79.4	
2月	75.3	X	85.4	66.2	71.2	60.9	84.4	89.6	74.4	113.7	57.6	87.1	87.8	69.7	73.9	66.1	78.7	
3月	78.8	X	91.1	68.4	72.0	108.8	85.0	91.0	88.8	141.8	59.9	94.5	95.1	71.3	74.2	65.4	81.4	
4月	78.4	X	90.3	68.1	78.6	62.2	84.4	104.5	80.3	126.8	59.0	90.4	92.5	68.4	77.1	67.1	76.6	
5月	77.5	X	95.8	69.1	76.0	61.4	83.7	91.4	103.9	116.0	58.8	85.3	91.8	68.4	73.4	66.8	78.5	
定期給与																		
(5人以上規模)																		
平成29年平均	99.0	X	102.2	97.1	102.0	104.4	100.3	109.0	110.7	67.0	93.2	104.1	106.0	88.4	91.9	96.3	100.0	
平成30年平均	98.0	X	104.3	94.8	96.6	103.5	103.0	103.4	101.4	79.0	103.9	94.4	105.3	98.4	92.0	98.0	94.1	
令和元年平均	102.0	X	101.6	95.1	102.8	86.0	93.5	113.1	106.2	91.3	104.3	99.5	97.9	114.1	96.2	99.3	104.2	
令和2年平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
令和3年平均	99.8	X	99.0	104.6	101.4	98.5	97.9	110.5	96.2	92.6	96.2	91.9	96.1	81.0	98.2	94.6	106.3	
令和4年平均	96.2	X	96.6	97.3	107.8	91.1	96.5	108.1	104.6	83.7	95.7	89.3	95.3	88.6	89.0	91.6	94.6	
令和5年5月	92.5	X	99.2	90.2	108.4	84.2	100.5	103.7	102.1	90.3	82.5	93.8	98.2	84.3	83.3	86.5	98.4	
6月	93.3	X	103.2	92.1	110.6	83.0	95.0	101.8	100.4	92.5	85.6	90.6	100.5	91.5	83.9	91.3	98.2	
7月	95.1	X	110.3	90.9	104.9	81.7	99.5	105.7	96.0	89.6	88.0	88.8	101.1	84.8	89.0	90.3	102.0	
8月	92.4	X	106.0	89.1	107.0	81.4	98.5	100.7	96.1	88.7	83.1	86.1	101.3	86.2	86.2	90.3	99.9	
9月	93.0	X	113.7	90.1	109.6	79.9	100.2	103.1	96.2	86.3	83.2	91.1	98.8	82.0	85.0	89.9	100.5	
10月	92.2	X	108.8	88.5	108.5	81.3	99.4	101.9	96.1	88.1	83.7	86.7	96.2	82.4	86.7	90.8	101.3	
11月	92.9	X	107.2	92.8	110.5	82.0	99.4	102.9	96.9	87.5	83.6	80.6	99.5	86.2	85.2	91.3	103.3	
12月	92.7	X	102.0	90.3	110.2	79.6	105.5	106.4	93.7	83.7	87.5	89.5	99.0	82.2	86.1	91.5	100.7	
令和6年1月	93.3	X	92.7	86.8	97.9	79.7	91.8	101.1	100.5	92.0	89.9	79.8	97.3	89.1	94.4	85.0	94.4	
2月	93.9	X	96.4	87.3	95.6	80.4	93.0	101.2	98.9	92.0	87.1	80.2	100.9	94.4	93.0	84.5	95.8	
3月	95.0	X	98.3	88.3	96.9	81.1	94.6	100.6	99.7	93.3	91.4	86.1	103.2	96.0	94.1	83.3	94.9	
4月	94.9	X	97.5	89.4	102.4	81.5	92.3	101.6	103.0	92.3	94.4	85.7	99.5	91.5	94.1	82.8	94.3	
5月	94.1	X	94.5	88.7	102.2	80.3	91.6	103.8	101.2	90.9	93.5	81.7	97.3	89.8	93.3	82.6	94.9	
(30人以上規模)																		
平成29年平均	99.2	X	115.6	93.6	83.9	108.1	104.8	115.8	106.1	89.1	107.8	122.9	97.7	84.4	90.7	76.3	95.4	
平成30年平均	95.9	X	107.4	93.7	87.8	97.0	103.4	99.2	99.2	66.9	101.5	107.8	95.7	87.5	90.3	92.3	84.0	
令和元年平均	97.3	X	99.8	93.3	102.6	87.1	92.5	105.3	103.5	X	94.7	103.2	88.0	98.4	93.7	100.3	91.6	
令和2年平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
令和3年平均	97.7	X	97.5	100.8	102.8	96.1	1											

第10表 産業別労働時間・雇用指数(2-1)

年月	調査産業計	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気ガス熱供給水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学芸支援業	医療福祉	複合サービス事業	サービス事業(に分類されないもの)	(P2=100)	
																		労働時間	雇用指数
総実労働時間																			
(5人以上規模)																			
平成29年平均	107.1	X	100.9	102.4	105.9	118.8	100.2	114.1	115.7	93.4	100.1	124.2	132.0	97.5	105.8	105.7	99.1		
平成30年平均	104.4	X	103.6	100.2	107.6	104.9	102.0	108.7	111.8	97.0	109.1	112.7	130.8	96.9	103.0	102.6	97.3		
令和元年平均	103.2	X	105.3	98.2	102.8	103.4	98.1	108.2	106.1	96.7	103.1	113.6	114.5	105.3	100.1	100.3	99.1		
令和2年平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
令和3年平均	99.7	X	103.8	100.9	97.2	106.3	96.6	104.4	104.7	102.9	104.1	92.5	99.1	87.9	98.9	100.7	98.7		
令和4年平均	99.0	X	97.4	99.3	104.3	100.7	95.0	106.5	106.4	82.5	105.2	90.6	105.4	89.5	97.2	101.5	95.5		
令和5年5月	96.5	X	87.9	94.5	104.5	96.8	99.6	99.7	106.4	80.5	107.6	98.6	118.4	95.8	93.4	98.9	93.3		
6月	102.0	X	100.1	103.1	105.5	101.0	100.2	104.2	108.8	89.8	114.0	94.9	117.4	112.6	97.6	106.6	99.1		
7月	99.9	X	101.8	98.6	105.5	99.2	103.1	103.5	105.8	93.7	111.5	97.5	113.1	89.1	97.2	102.7	96.8		
8月	95.1	X	94.8	90.7	105.9	97.1	97.6	97.8	104.0	89.2	106.1	98.4	119.0	69.9	98.5	98.4	93.0		
9月	99.9	X	104.3	97.8	106.9	97.5	101.3	103.2	104.7	97.5	108.2	98.4	113.6	90.6	98.6	100.5	95.3		
10月	98.6	X	99.6	97.2	109.1	99.2	99.2	104.2	105.9	97.0	111.5	92.6	110.8	93.6	96.4	103.4	98.3		
11月	99.6	X	96.9	102.3	111.8	98.7	100.6	103.8	107.1	96.9	108.3	87.1	113.6	94.8	98.4	98.9	96.3		
12月	98.7	X	94.0	102.1	111.8	95.6	101.4	106.6	103.9	97.9	109.4	93.2	115.7	83.0	97.4	104.4	93.5		
令和6年1月	93.7	X	86.3	89.1	107.6	94.0	90.6	98.8	104.9	87.8	99.3	87.7	111.6	85.8	95.9	100.1	89.7		
2月	96.9	X	96.8	96.5	102.0	95.4	96.6	100.2	104.0	96.2	103.3	86.5	113.2	92.8	95.4	100.3	91.9		
3月	98.3	X	98.5	96.9	96.4	100.1	94.6	101.6	106.5	95.5	108.0	93.2	118.5	92.5	96.4	102.3	93.1		
4月	101.3	X	97.2	99.4	104.9	98.0	97.2	104.6	111.7	99.0	110.6	93.2	117.3	105.8	99.4	102.9	95.2		
5月	99.0	X	91.1	94.3	108.3	97.5	93.5	102.9	110.7	88.5	109.4	90.1	115.5	104.1	100.4	105.9	91.7		
(30人以上規模)																			
平成29年平均	106.3	X	101.3	102.1	107.8	118.3	110.4	107.7	108.7	88.0	107.1	149.0	152.7	93.3	103.5	102.2	89.4		
平成30年平均	101.8	X	101.6	100.2	110.0	106.0	108.4	96.7	103.1	85.9	105.2	136.9	140.5	85.4	102.5	97.0	89.1		
令和元年平均	100.7	X	102.6	98.7	103.2	103.3	101.8	100.7	101.5	X	101.1	125.8	125.6	92.8	99.1	99.3	94.9		
令和2年平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
令和3年平均	99.3	X	101.9	99.4	96.0	107.3	104.1	99.8	99.8	93.9	100.3	88.2	123.3	84.3	100.3	97.5	98.3		
令和4年平均	98.3	X	96.2	99.5	107.1	102.0	100.8	100.2	101.0	101.3	101.2	105.8	130.9	81.7	95.3	98.3	96.0		
令和5年5月	97.1	X	90.5	92.1	106.1	99.0	109.6	93.4	100.6	101.4	108.0	120.8	138.7	90.5	94.6	96.4	92.1		
6月	102.5	X	100.3	101.9	112.0	103.0	111.0	94.6	102.4	105.0	109.2	118.2	133.2	116.6	98.6	101.2	96.5		
7月	98.8	X	96.2	99.3	107.1	102.0	110.6	92.9	99.4	102.9	111.5	117.3	133.3	88.8	94.2	98.4	95.0		
8月	95.6	X	86.5	91.1	107.5	99.7	106.8	92.7	100.9	97.5	108.8	116.3	135.6	82.0	96.5	96.3	93.0		
9月	98.1	X	95.7	96.9	108.5	100.9	110.5	93.2	98.9	102.0	108.7	108.6	133.6	89.3	95.6	95.4	95.0		
10月	97.6	X	95.0	96.0	110.8	102.5	109.3	93.5	99.1	107.4	112.8	109.4	121.8	94.2	95.0	100.4	95.9		
11月	99.9	X	96.4	100.8	115.9	101.0	107.9	92.6	101.7	107.2	109.5	104.8	131.2	101.2	96.7	96.1	93.8		
12月	98.4	X	90.4	100.2	113.5	97.9	111.2	96.4	98.9	107.4	110.7	107.7	137.1	86.3	96.4	103.6	90.4		
令和6年1月	94.5	X	91.5	88.1	109.2	95.4	96.0	94.1	100.0	87.8	103.9	108.6	128.3	98.9	94.7	96.1	87.2		
2月	96.2	X	98.8	97.3	103.6	96.3	102.2	92.7	94.8	97.8	103.9	102.3	129.1	102.5	92.0	87.8	89.2		
3月	97.7	X	105.6	96.8	97.8	101.9	98.9	94.6	97.0	101.8	110.0	112.5	142.9	100.7	93.5	92.3	90.5		
4月	100.9	X	102.8	100.8	106.5	99.5	103.8	96.9	98.8	102.5	109.9	109.7	140.8	116.2	96.7	96.2	90.6		
5月	99.4	X	101.2	93.4	109.9	99.5	97.6	95.5	105.8	94.3	110.3	106.8	141.9	115.3	98.9	101.1	89.1		
所定内労働時間																			
(5人以上規模)																			
平成29年平均	107.4	X	99.4	102.2	107.6	113.7	104.1	114.7	114.2	89.7	98.9	122.5	125.6	101.4	106.9	103.4	100.4		
平成30年平均	104.6	X	100.5	100.2	109.6	103.6	104.3	108.6	111.2	85.1	106.7	112.4	126.7	100.2	103.8	102.0	98.5		
令和元年平均	103.2	X	102.8	98.9	101.6	102.0	101.6	108.7	105.8	96.0	101.1	113.1	112.1	103.9	100.3	99.3	99.3		
令和2年平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
令和3年平均	99.9	X	100.4	100.5	98.1	105.0	102.0	105.1	105.0	101.1	104.6	91.7	96.2	90.4	98.8	101.0	99.6		
令和4年平均	99.5	X	96.8	98.4	105.2	102.2	101.6	107.6	105.0	84.1	104.6	90.3	100.6	90.3	97.9	100.6	97.3		
令和5年5月	96.9	X	86.9	95.4	107.0	98.2	105.0	100.7	105.1	81.3	107.4	97.4	117.2	93.7	93.6	97.3	94.4		
6月	102.9	X	99.4	104.7	111.9	103.4	107.0	105.9	108.7	91.0	114.3	94.1	115.7	110.3	97.9	106.0	100.9		
7月	100.3	X	100.4	98.3	108.8	101.2	109.2	104.7	103.6	93.6	111.2	95.9	111.7	90.3	97.4	101.4	97.9		
8月	99.1	X	93.9	91.2	106.8	98.2	103.1	99.6	102.0	88.9	106.4	96.2	115.7	73.8	98.8	98.3	93.2		
9月	99.9	X	101.3	97.5	106.2	99.5	106.9	104.9	103.6	97.8	109.5	95.1	110.8	89.3	98.7	99.0	96.5		
10月	98.9	X	97.6	96.9	108.1	101.3	105.8	105.9	104.0	97.6	112.6	90.0	110.2	92.5	96.5	102.0	99.1		
11月	99.8	X	94.2	102.1	113.7	100.0	106.7	105.9	105.0	97.8	109.6	84.4	110.8	94.1	98.6	97.1	97.6		
12月	99.0	X	92.3	102.4	112.2	97.3	105.8	108.1	101.9	98.0	110.2	89.5	112.8	83.8	97.4	102.4	94.2		
令和6年1月	94.2	X	83.6	90.0	111.2	95.8	95.6	101.4	101.8	88.0	99.0	85.4	111.3	84.9	95.6	99.4	90.7		
2月	97.3	X	93.4	97.1	104.5	97.0	102.0	103.1	101.4	96.7	103.7	84.7	110.5	92.5	99.1	93.0			
3月	98.8	X	95.2	97.7	98.5	101.3	100.3	104.2	103.5	96.0	106.3	90.7	115.7	94.5	96.3	100.3	94.6		
4月	101.8	X	95.3	100.7	107.0	101.1	103.7	106.5	109.1	99.9	112.2	90.9	113.4	105.1	99.4	102.0	96.5		
5月	99.7	X	90.0	96.2	112.2	100.7	99.9	105.7	108.2	89.3	110.4	88.5	113.3	102.1	99.5	106.2	93.9		
(30人以上規模)																			
平成29年平均	105.4	X	99.2	100.9	111.7	113.8	108.6	108.0	108.3	83.2	107.4	141.2	141.5	87.0	105.0	104.0	90.5		
平成30年平均	101.6	X	99.4	99.7	112.8	104.4	105.4	97.1	100.1	81.8	104.3	131.8	130.0	8					

第10表 産業別労働時間・雇用指数(2-2)

年月	調査産業計	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気ガス熱供給水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(未分類)	(R ² =100)	
																		労働時間	雇用指数
所定外労働時間(5人以上規模)																			
平成29年平均	103.7	X	127.9	104.3	83.9	180.0	81.8	104.8	136.8	217.3	112.5	166.0	271.3	63.7	69.0	153.9	85.2		
平成30年平均	102.1	X	159.1	100.4	82.3	120.8	91.4	109.0	120.7	160.6	132.8	119.7	220.0	68.0	75.8	114.8	85.4		
令和元年平均	103.7	X	147.6	92.5	116.7	119.2	82.1	98.1	110.1	118.5	122.7	126.1	165.3	118.1	91.8	120.9	97.0		
令和2年平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
令和3年平均	97.0	X	163.4	104.2	86.2	121.8	71.8	94.1	99.6	161.5	99.1	112.2	163.7	66.2	102.0	93.0	89.5		
令和4年平均	92.6	X	107.3	108.0	92.6	83.6	64.7	85.8	128.5	29.8	111.5	97.1	212.3	81.8	75.4	121.4	74.5		
令和5年5月	92.8	X	105.5	87.4	73.6	79.5	74.5	81.9	127.4	55.3	110.1	127.5	144.2	114.5	88.1	132.8	80.6		
6月	90.7	X	113.2	89.7	89.6	71.4	68.9	75.0	110.7	51.1	111.5	112.5	153.8	132.4	85.7	119.4	78.2		
7月	95.9	X	126.4	101.7	84.2	75.0	74.8	80.6	139.3	95.7	114.4	135.0	144.2	78.6	90.5	131.3	83.9		
8月	83.5	X	109.9	86.9	94.3	83.0	72.3	66.7	135.7	97.9	102.9	150.0	190.4	35.9	90.5	100.0	90.3		
9月	100.0	X	158.2	101.7	116.0	73.2	75.5	73.6	121.4	85.1	95.0	177.5	175.0	102.1	97.6	134.3	82.3		
10月	94.8	X	135.2	100.0	122.6	74.1	68.6	73.6	134.5	78.7	100.0	155.0	123.1	103.4	92.9	134.3	90.3		
11月	97.9	X	144.0	104.6	119.8	83.0	72.3	66.7	139.3	68.1	95.7	152.5	176.9	101.4	90.5	135.8	82.3		
12月	95.9	X	123.1	100.0	106.6	74.1	81.1	80.6	134.5	95.7	101.4	180.0	180.8	76.6	97.6	146.3	85.5		
令和6年1月	88.7	X	134.1	82.3	61.3	72.3	67.9	54.2	152.4	80.9	102.2	142.5	119.2	93.8	104.8	113.4	78.2		
2月	92.8	X	157.1	91.4	69.8	75.0	72.0	51.4	144.0	78.7	100.0	130.0	173.1	95.9	102.4	125.4	79.0		
3月	92.8	X	157.1	90.9	68.9	84.8	68.2	55.6	153.6	78.7	125.2	152.5	178.8	75.2	102.4	144.8	76.6		
4月	94.8	X	130.8	89.1	78.3	59.8	67.3	70.8	152.4	70.2	94.2	147.5	203.8	111.0	100.0	122.4	81.5		
5月	90.7	X	111.0	78.3	57.5	59.8	64.2	55.6	150.0	63.8	100.0	130.0	163.5	122.1	131.0	98.5	67.7		
(30人以上規模)																			
平成29年平均	117.2	X	130.3	111.4	61.0	175.2	114.2	102.8	116.8	396.9	105.3	328.6	461.2	738.9	61.1	75.5	79.7		
平成30年平均	104.8	X	133.2	104.4	76.1	127.3	123.8	89.3	150.8	349.0	111.7	255.8	427.7	193.2	69.9	111.9	65.1		
令和元年平均	101.3	X	111.4	95.2	123.9	126.2	100.2	98.4	110.5	X	104.5	190.8	270.6	330.5	96.3	97.0	87.6		
令和2年平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
令和3年平均	101.9	X	148.4	104.9	96.2	127.0	105.4	79.3	113.0	71.6	97.0	64.2	163.8	310.2	79.2	80.2	99.2		
令和4年平均	104.0	X	153.1	108.3	113.4	99.2	92.4	88.7	139.1	174.6	105.6	165.2	362.2	576.8	82.2	100.1	88.2		
令和5年5月	102.8	X	140.4	95.2	72.2	89.7	110.2	61.4	136.6	161.9	104.7	243.6	278.4	992.9	70.0	147.1	78.5		
6月	100.0	X	141.3	96.8	88.0	80.4	111.3	61.4	135.4	200.0	93.7	197.4	264.9	1271.4	66.0	125.0	75.8		
7月	100.0	X	153.2	99.5	63.0	79.4	108.0	51.8	141.5	190.5	95.3	202.6	229.7	750.0	68.0	139.4	79.2		
8月	91.7	X	133.0	91.4	92.6	88.8	114.9	54.2	140.2	238.1	102.1	215.4	270.3	485.7	66.0	112.5	80.5		
9月	101.9	X	140.4	97.3	113.9	78.5	109.5	60.2	130.5	209.5	90.0	184.6	305.4	921.4	76.0	137.5	78.5		
10月	99.1	X	134.9	98.4	120.4	78.5	108.7	62.7	142.7	309.5	95.8	202.6	140.5	971.4	74.0	154.8	78.5		
11月	105.6	X	145.0	101.1	117.6	79.4	102.5	57.8	147.6	161.9	91.1	202.6	318.9	1085.7	74.0	154.8	79.9		
12月	102.8	X	131.2	105.9	104.6	74.8	121.8	66.3	141.5	242.9	101.1	202.6	351.4	685.7	76.0	166.3	79.9		
令和6年1月	100.0	X	199.1	87.2	60.2	70.1	85.1	60.2	159.8	138.1	95.3	192.3	262.2	1492.9	88.0	75.0	67.1		
2月	100.0	X	219.3	94.1	68.5	68.2	88.7	55.4	152.4	152.4	86.3	161.5	283.8	1321.4	84.0	64.4	68.5		
3月	100.0	X	233.0	99.5	67.6	86.0	80.7	63.9	153.7	228.6	102.1	194.9	364.9	935.7	78.0	76.0	63.1		
4月	102.8	X	209.2	97.3	76.9	55.1	80.7	62.7	162.2	228.6	90.5	176.9	324.3	1571.4	78.0	68.3	71.1		
5月	99.1	X	189.9	80.2	56.5	56.1	75.3	53.0	162.2	157.1	94.7	151.3	321.6	1814.3	112.0	64.4	57.0		
常用雇用指数(5人以上規模)																			
平成29年平均	103.7	X	100.3	102.1	109.5	103.2	96.3	103.9	107.4	90.0	99.7	119.9	127.1	136.2	96.0	121.6	80.5		
平成30年平均	101.9	X	105.6	107.6	87.7	51.4	96.0	100.9	103.3	95.5	100.3	107.0	121.5	135.4	96.3	82.4	84.6		
令和元年平均	103.2	X	105.4	107.7	40.8	107.6	99.6	100.5	100.4	95.4	99.2	103.6	116.7	136.0	98.8	98.5	93.9		
令和2年平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
令和3年平均	100.0	X	105.7	97.5	97.8	104.5	98.2	100.7	106.4	93.2	99.4	91.0	94.1	121.1	100.4	94.7	94.8		
令和4年平均	99.4	X	107.2	102.2	64.7	109.8	95.5	100.7	113.0	104.9	93.7	84.0	88.8	127.7	98.9	79.5	91.9		
令和5年5月	97.9	X	105.7	99.5	38.0	127.4	95.6	105.0	109.9	94.1	93.6	86.8	69.3	127.0	96.8	74.9	84.8		
6月	97.3	X	105.7	98.9	38.4	127.8	71.6	106.2	111.3	95.2	92.9	88.6	69.7	127.3	97.1	91.4	85.0		
7月	98.8	X	105.6	105.4	37.8	128.5	94.8	105.3	109.0	95.5	93.2	89.4	70.6	128.2	96.3	73.9	84.5		
8月	97.7	X	106.7	102.7	36.9	129.5	71.4	105.7	110.7	96.1	92.4	94.0	70.7	127.5	96.2	73.3	83.5		
9月	99.0	X	105.1	101.9	37.3	129.2	94.4	106.2	110.0	96.8	91.1	97.9	71.0	127.2	95.8	73.2	83.2		
10月	97.5	X	102.8	103.4	37.5	129.5	71.0	104.5	109.4	97.8	90.9	101.7	62.5	129.5	94.9	73.6	83.6		
11月	99.2	X	102.0	104.6	37.9	129.6	93.9	104.3	110.6	98.3	90.7	101.6	72.0	129.5	95.0	73.8	84.0		
12月	97.9	X	102.3	104.4	38.2	128.8	69.4	103.5	107.8	98.3	91.2	104.0	73.0	129.1	96.0	73.4	80.7		
令和6年1月	99.0	X	102.1	101.4	20.0	127.4	92.7	102.5	107.8	98.5	90.5	99.2	93.0	129.3	96.0	79.7	78.7		
2月	98.8	X	101.8	101.0	19.5	127.4	94.0	103.6	107.6	98.8	87.5	97.6	90.6	127.7	95.7	79.7	78.8		
3月	98.3	X	101.0	101.4	19.4	127.5	94.1	103.2	107.0	99.8	87.2	96.5	89.7	123.5	95.0	79.5	79.1		
4月	98.9	X	98.9	102.5	19.5	126.7	96.3	101.5	109.3	99.1	86.9	98.3	91.2	127.9	96.9	80.7	78.1		
5月	98.8	X	98.3	102.3	20.9	125.8	94.9	101.4	103.7	99.0	87.8	99.2	92.6	126.8	97.2	81.4	77.4		
(30人以上規模)																			
平成29年平均	106.9	X	94.0	111.1	128.8	97.4	96.0	95.8	107.8	73.7	102.0	128.7	158.1	232.7	97.7	127.5	76.5		
平成30年平均	104.9	X	102.5	117.1	117.3	62.6	94.9	96.8	109.1	84.1	102.9	98.5	147.7	235.5	96.2	63.7	85.4		
令和元年平均																			

*** 毎月勤労統計調査地方調査の説明 ***

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって雇用、給与及び労働時間について毎月調査し、長崎県における変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は日本標準産業分類にいう鉱業、砕石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類できないもの）に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、官営及び公営の事業所のうち厚生労働大臣の指定する約520事業所について調査を行っている。

この調査の標本設計は「定期給与」の標本誤差率を、産業・規模別に一定限度以内とすることに主眼点がおかれている。

標本事業所の抽出方法及び調査の実施方法は、30人以上規模事業所においては、経済センサスの結果により、全事業所のリストを作成し、これを産業別・事業所規模別に区分し、調査事業所を抽出している。調査の実施方法は郵送またはオンライン方式による自計調査である。5～29人規模事業所は経済センサスの調査区を用いて毎月勤労統計調査基本調査区を設定し、抽出した24調査区について5～29人規模事業所の名簿を作成し、その中から約240事業所を産業別に抽出する二段無作為抽出方法によって抽出している。調査の実施方法は、統計調査員による実地他計調査またはオンラインによる自計調査である。

3 用語の説明

1) 常用労働者とは、

- ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者
- のいずれかに該当する者をいう。

2) パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者
- のいずれかに該当する者をいう。

3) 一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

4) 入職（離職）率とは、前月末労働者数に対する月間の入職（離職）者数の割合（%）である。なお、入職（離職）者には、同一企業内での事業所間の異動者を含む。

5) 現金給与額について

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

・現金給与総額

以下に述べる きまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額

・きまって支給する給与（定期給与）

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

・所定内給与

きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。

・所定外給与（超過労働給与）

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

・特別に支払われた給与（特別給与）

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、

就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

- ①夏冬の賞与、期末手当等の一時金
- ②支給事由の発生が不定期なもの
- ③3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当等）
- ④いわゆるベースアップの差額追給分

6) 実労働時間、出勤日数について

労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

・総実労働時間数

次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計。

・所定内労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。

・所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。

・出勤日数

業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。

7) 雇用について

資料中、「雇用指数」と表示している用語は「常用雇用指数」の意で使用している。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとに、本県の規模5人以上すべての事業所に対応するように復元して算定したものである。

令和6年7月30日(火)

長崎労働局職業安定部

職業安定課長 松尾 伸二

地方労働市場情報官 福見 千隆

電話 095-801-0040

長崎県の雇用失業情勢（令和6年6月分）について

- 1 令和6年6月の有効求人倍率（受理地別）は1.19倍で、前月から0.01ポイント低下（↓）
- 2 令和6年6月の新規求人倍率（受理地別）は1.83倍で、前月から0.02ポイント上昇（↑）
- 3 現下の雇用失業情勢は、求人が求職を上回る中で、求人の持ち直しの動きが続いているが、物価上昇等が今後の雇用に与える影響を注視する必要がある。（→）

1 有効求人倍率は、2か月振りに1.1倍台

令和6年6月の有効求人倍率（季節調整値）は1.19倍となり、前月比0.01ポイント下回った。

- ① 月間有効求人数（季節調整値）は26,456人で、前月比1.0%減少。
- ② 月間有効求職者数（同）は22,297人で、前月比0.1%増加。

2 新規求人倍率は、46か月連続 1.5倍以上

令和6年6月の新規求人倍率（季節調整値）は1.83倍となり、前月から0.02ポイント上回った。

- ① 新規求人数（季節調整値）は8,863人で、前月比6.5%減少。
- ② 新規求職者数（同）は4,852人で、前月比7.6%減少。

3 新規求人数（原数値）は、前年同月比2か月振りの減少

① 新規求人数（原数値）は8,611人で、前年同月比9.8%減少。

② 雇用形態別では、フルタイム求人が2.6%減少、パートタイム求人が20.6%減少。

主な産業	新規求人数	前年同月比	ポイント
建設業	887人	▲6.9%	2か月振りの減少
製造業	799人	0.9%	2か月振りの増加
運輸業・郵便業	439人	14.9%	2か月連続の増加
卸売業・小売業	990人	▲27.1%	5か月連続の減少
宿泊業・飲食サービス業	431人	▲25.4%	2か月連続の減少
生活関連サービス業・娯楽業	292人	3.2%	5か月連続の増加
医療・福祉	2,986人	▲2.6%	5か月連続の減少
その他のサービス業 (労働者派遣業、警備業等)	902人	▲17.4%	5か月連続の減少

4 新規求職者数（原数値）は、前年同月比3か月振りの減少

新規求職者数（原数値）は4,498人で、前年同月比14.4%減少。

- ① 雇用形態別では、フルタイム求職者（同）が17.0%減少、パート求職者（同）は10.4%減少。
- ② 男女別（同）では、男性が16.5%減少、女性が12.9%減少。
- ③ 新規常用求職者の求職時の状況（同）では、離職者が14.4%減少、在職者が16.9%減少、無業者が5.7%減少。

5 正社員の有効求人倍率（原数値）は1.05倍となり、前年同月比0.04ポイント上回った。

6 安定所別有効求人倍率（原数値）は、佐世保所の1.41倍が最も高く、壱岐所の0.93倍が最も低い。

新規求人の動向（令和6年6月分）

【新規求人（原数値）が前年同月比で増加している主な産業と要因】

製造業（0.9%増）は、2か月振りの増加

要因：諫 早管轄の電子部品・デバイス・電子回路製造業からの求人が増加

運輸業・郵便業（14.9%増）は、2か月連続の増加

要因：長 崎管轄の道路旅客運送業からの求人が増加
佐世保管轄の道路旅客運送業からの求人が増加
大 村管轄の道路旅客運送業・道路貨物運送業からの求人が増加

生活関連サービス業・娯楽業（3.2%増）は、5か月連続の増加

要因：佐世保管轄の生活関連サービス業、娯楽業からの求人が増加

【新規求人（原数値）が前年同月比で減少している主な産業と要因】

建設業（6.9%減）は、2か月振りの減少

要因：長 崎管轄の建設業からの求人が減少
佐世保管轄の建設業からの求人が減少

卸売業・小売業（27.1%減）は、5か月連続の減少

要因：長 崎管轄の卸売業、小売業からの求人が減少
佐世保管轄の卸売業、小売業からの求人が減少
諫 早管轄の小売業からの求人が減少

宿泊業・飲食サービス業（25.4%減）は、2か月連続の減少

要因：長 崎管轄の宿泊業、飲食サービス業からの求人が減少
佐世保管轄の飲食サービス業からの求人が減少
諫 早管轄の飲食サービス業からの求人が減少

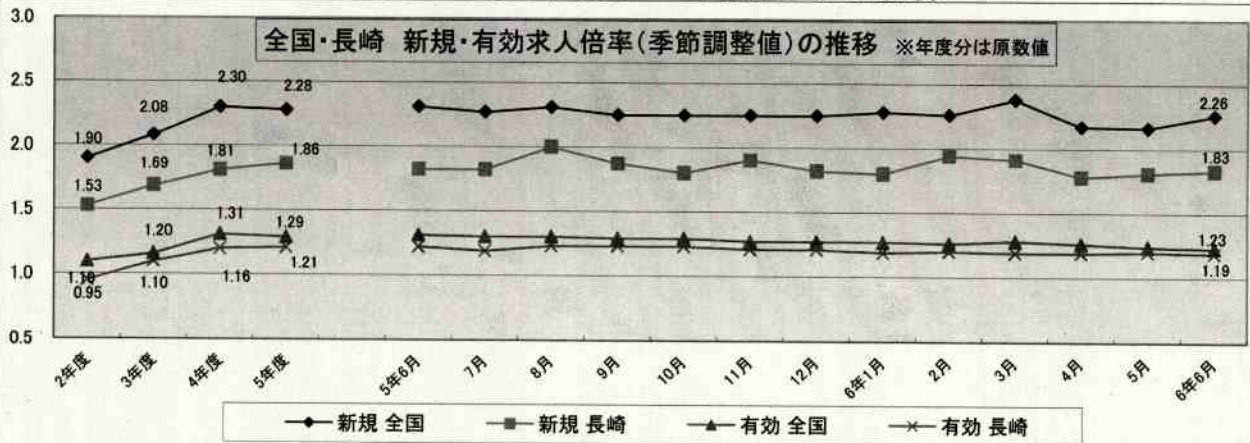
医療・福祉（2.6%減）は、5か月連続の減少

要因：大 村管轄の医療業、社会福祉・介護事業からの求人が減少

その他のサービス業（労働者派遣業、警備業等）（17.4%減）は、5か月連続の減少

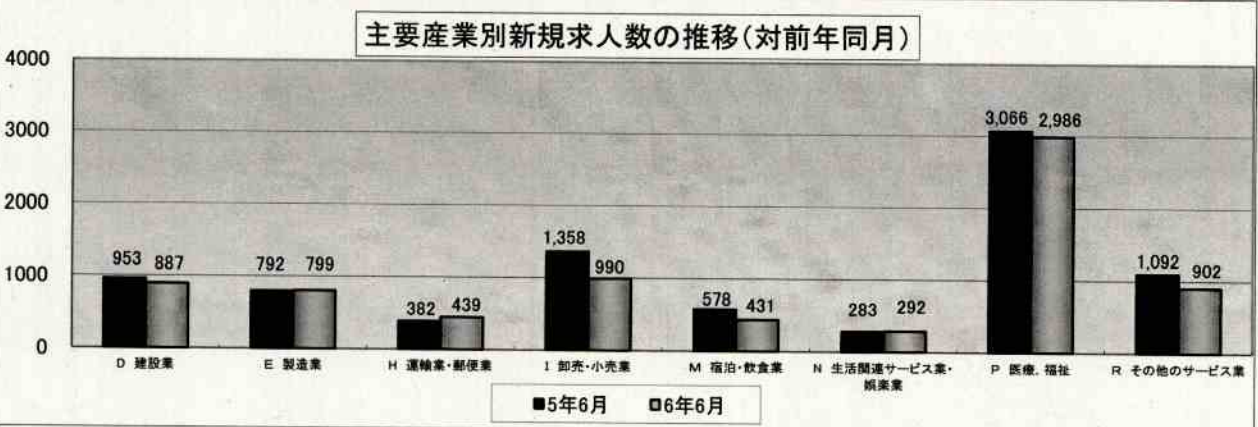
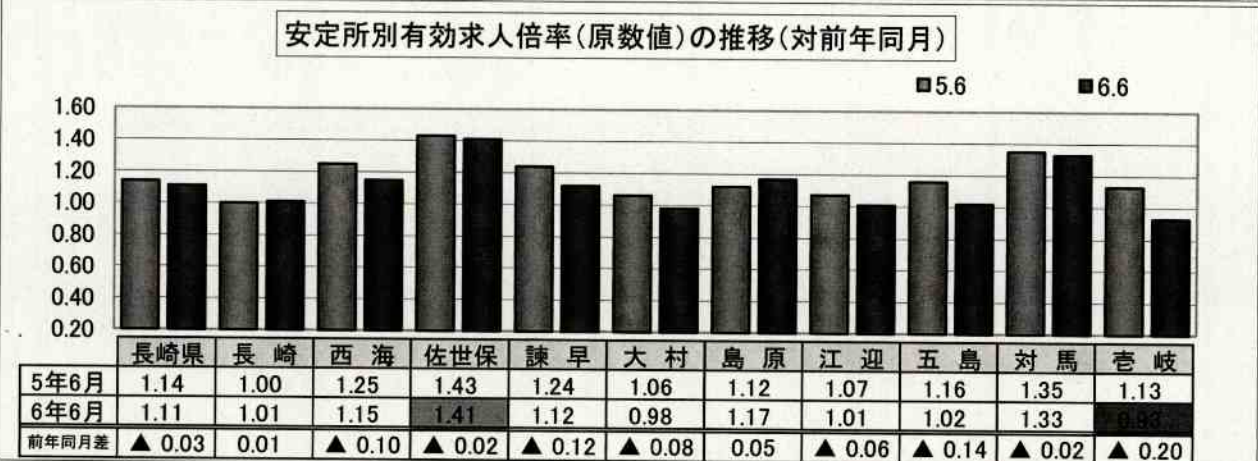
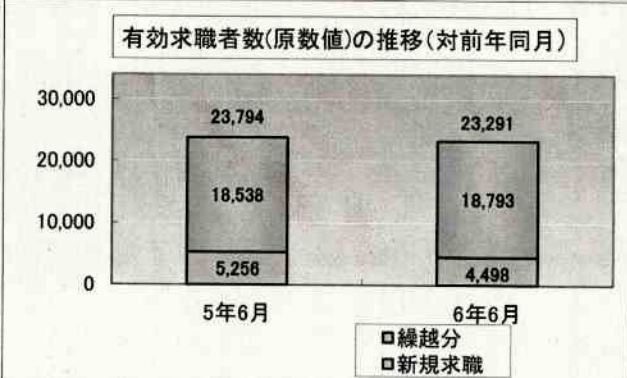
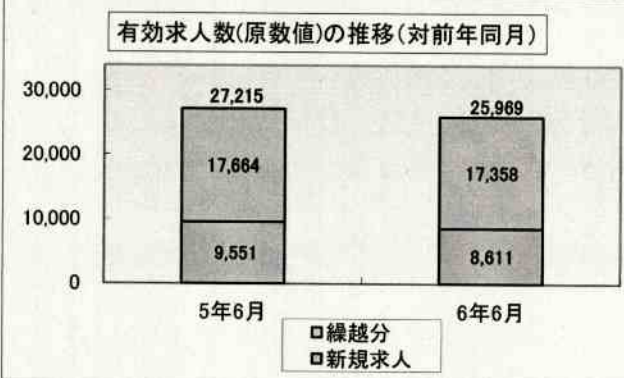
要因：長 崎管轄のその他の事業サービス業からの求人が減少
佐世保管轄のその他の事業サービス業からの求人が減少
諫 早管轄の労働者派遣業からの求人が減少

長崎県の雇用失業情勢（令和6年6月分）



求人倍率		5年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年1月	2月	3月	4月	5月	6年6月
新規	全国	2.31	2.27	2.31	2.25	2.25	2.25	2.25	2.28	2.26	2.38	2.17	2.16	2.26
	長崎	1.82	1.82	2.00	1.87	1.80	1.90	1.82	1.80	1.94	1.91	1.78	1.81	1.83
有効	全国	1.31	1.30	1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24	1.23
	長崎	1.22	1.19	1.23	1.23	1.23	1.21	1.21	1.19	1.20	1.19	1.19	1.20	1.19

※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和5年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。



労働市場の動向 令和6年6月分

長崎労働局職業安定部職業安定課

本月の有効求人倍率（季節調整値）は1.19倍で、2ヶ月振りに1.1倍台となった。

項目	年月	年 月			前年同月比 *前月比	参考事項
		6年 6月	6年 5月	5年 6月		
全 数	1 月間有効求職者数 (人)	23,291	23,952	23,794	▲2.1	2ヶ月連続で前年比 減
	季節調整値	22,297	22,283	22,496	* 0.1	
	2 新規求職申込件数 (人)	4,498	5,542	5,256	▲14.4	3ヶ月振りに前年比 減
	季節調整値	4,852	5,251	5,201	* ▲7.6	
	3 月間有効求人数 (人)	25,969	26,727	27,215	▲4.6	8ヶ月連続で前年比 減
	季節調整値	26,456	26,722	27,437	* ▲1.0	
	4 新規求人数 (人)	8,611	9,704	9,551	▲9.8	2ヶ月振りに前年比 減
	季節調整値	8,863	9,483	9,451	* ▲6.5	
	5 紹介件数 (件)	4,278	5,297	5,123	▲16.5	3ヶ月振りに前年比 減
	6 就職件数 (件)	1,674	2,010	2,009	▲16.7	3ヶ月振りに前年比 減
	7 充足数 (件)	1,633	1,938	1,895	▲13.8	3ヶ月振りに前年比 減
8 有効求人倍率 (3/1) (倍)	1.11	1.12	1.14	▲0.03		
季節調整値	1.19	1.20	1.22	* ▲0.01		
9 新規求人倍率 (4/2) (倍)	1.91	1.75	1.82	0.09		
季節調整値	1.83	1.81	1.82	* 0.02		
10 就職率 (6/2×100) (%)	37.2	36.3	38.2	▲1.0		
11 充足率 (7/4×100) (%)	19.0	20.0	19.8	▲0.8		
パ ー ト を 除 く 全 数	1 月間有効求職者数 (人)	13,033	13,542	13,716	▲5.0	
	2 新規求職申込件数 (人)	2,635	3,118	3,176	▲17.0	
	3 月間有効求人数 (人)	16,826	17,112	17,015	▲1.1	
	4 新規求人数 (人)	5,554	6,281	5,700	▲2.6	
	5 紹介件数 (件)	2,506	2,930	2,919	▲14.1	
	6 就職件数 (件)	869	1,076	1,063	▲18.3	
	7 充足数 (件)	832	1,036	998	▲16.6	
	8 有効求人倍率 (3/1) (倍)	1.29	1.26	1.24	0.05	
	9 新規求人倍率 (4/2) (倍)	2.11	2.01	1.79	0.32	
	10 就職率 (6/2×100) (%)	33.0	34.5	33.5	▲0.5	
パ ー ト タ イ ム 全 数	1 月間有効求職者数 (人)	10,258	10,410	10,078	1.8	
	2 新規求職申込件数 (人)	1,863	2,424	2,080	▲10.4	
	3 月間有効求人数 (人)	9,143	9,615	10,200	▲10.4	
	4 新規求人数 (人)	3,057	3,423	3,851	▲20.6	
	5 紹介件数 (件)	1,772	2,367	2,204	▲19.6	
	6 就職件数 (件)	805	934	946	▲14.9	
	7 充足数 (件)	801	902	897	▲10.7	
	8 有効求人倍率 (3/1) (倍)	0.89	0.92	1.01	▲0.12	
	9 新規求人倍率 (4/2) (倍)	1.64	1.41	1.85	▲0.21	
	10 就職率 (6/2×100) (%)	43.2	38.5	45.5	▲2.3	

※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和5年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。

※ ▲はマイナス。

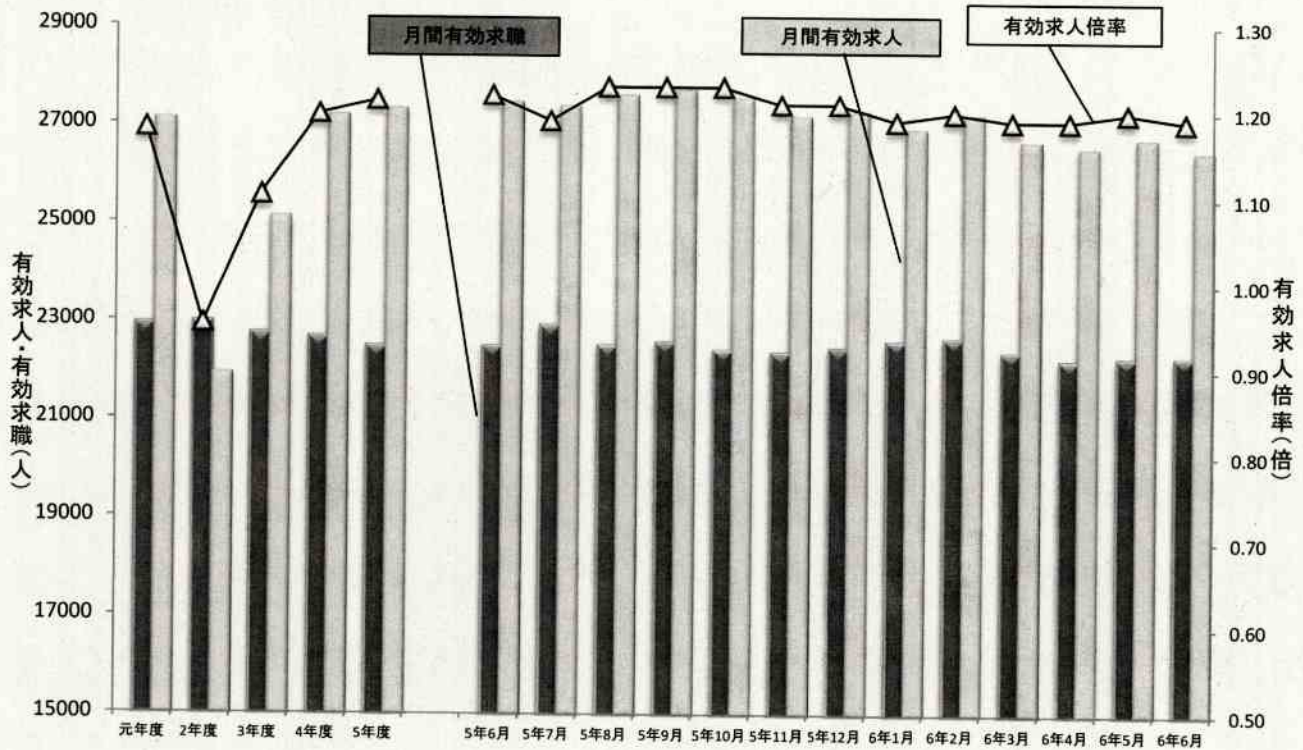
パートを含む常用

項目		年月	6年	6年	5年	前年同月比	参考事項
			6月	5月	6月		
求職時の状況	離職者 (人)		2,688	3,485	3,140	▲14.4	
	うち事業主都合 (人)		567	756	668	▲15.1	
	うち自己都合 (人)		1,965	2,529	2,287	▲14.1	
	在職者 (人)		1,276	1,447	1,535	▲16.9	
	無業者 (人)		477	591	506	▲5.7	
⑤ 受給者	1 月間有効求職者数 (人)		8,737	8,523	9,030	▲3.2	2ヶ月振りに前年比 減
	2 新規求職申込件数 (人)		1,005	1,493	1,119	▲10.2	
	3 紹介件数 (件)		1,092	1,342	1,321	▲17.3	
	4 就職件数 (件)		515	635	639	▲19.4	
	5 就職率 (4/2×100) (%)		51.2	42.5	57.1	▲5.9	
55歳以上常用	1 月間有効求職者数 (人)		9,320	9,532	9,025	3.3	
	2 新規求職申込件数 (人)		1,678	2,234	1,887	▲11.1	
	3 月間有効求人数 (人)		4,591	4,761	4,763	▲3.6	
	4 紹介件数 (件)		1,410	1,784	1,576	▲10.5	
	5 就職件数 (件)		556	605	558	▲0.4	
	6 有効求人倍率 (3/1) (倍)		0.49	0.50	0.53	▲0.04	
	7 就職率 (5/2×100) (%)		33.1	27.1	29.6	3.5	
34歳以下常用	1 月間有効求職者数 (人)		5,663	5,919	6,085	▲6.9	
	2 新規求職申込件数 (人)		1,106	1,372	1,412	▲21.7	
	3 月間有効求人数 (人)		10,184	10,501	10,673	▲4.6	
	4 就職件数 (件)		369	481	506	▲27.1	
	5 有効求人倍率 (3/1) (倍)		1.80	1.77	1.75	0.05	
	6 就職率 (4/2×100) (%)		33.4	35.1	35.8	▲2.4	
雇用保険	適用事業所数 (件)		24,932	24,944	25,002	▲0.3	
	被保険者数 (人)		358,326	358,083	359,540	▲0.3	52ヶ月連続で前年比 減
	資格取得件数 (件)		4,468	8,585	5,239	▲14.7	
	資格喪失件数 (件)		4,191	4,865	4,550	▲7.9	
	うち事業主都合 (件)		221	275	227	▲2.6	
	受給資格決定件数 (件)		1,221	2,083	1,543	▲20.9	
	受給者実人員 (人)		5,231	5,194	5,649	▲7.4	

全国の状況

項目		年月	6年	6年	5年	前年同月比 *前月比	参考事項
			6月	5月	6月		
全数	7 有効求人倍率 (倍)		1.16	1.14	1.23	▲0.07	
	季節調整値		1.23	1.24	1.31	* ▲0.01	
	8 新規求人倍率 (倍)		2.35	2.02	2.38	▲0.03	
	季節調整値		2.26	2.16	2.31	* 0.10	

1 求人、求職及び有効求人倍率の推移



(注) 1. 月別の数値は季節調整値である。
 2. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和5年12月以前の数値は、新季節指数により改定されている。

2 一般職業紹介状況(季節調整値)

区分		月間有効求職者数		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職者数		新規求人数		新規求人倍率	
		季節調整値	対前月比	季節調整値	対前月比	季節調整値	対前月増減差	季節調整値	対前月比	季節調整値	対前月比	季節調整値	対前月増減差
令和5年	6月	22,496	0.9	27,437	▲ 0.4	1.22	▲ 0.02	5,201	▲ 0.4	9,451	▲ 3.5	1.82	▲ 0.06
	7月	22,934	1.9	27,375	▲ 0.2	1.19	▲ 0.03	5,223	0.4	9,517	0.7	1.82	0.00
	8月	22,523	▲ 1.8	27,597	0.8	1.23	0.04	5,213	▲ 0.2	10,409	9.4	2.00	0.18
	9月	22,585	0.3	27,701	0.4	1.23	0.00	5,118	▲ 1.8	9,593	▲ 7.8	1.87	▲ 0.13
	10月	22,430	▲ 0.7	27,543	▲ 0.6	1.23	0.00	5,109	▲ 0.2	9,175	▲ 4.4	1.80	▲ 0.07
	11月	22,380	▲ 0.2	27,161	▲ 1.4	1.21	▲ 0.02	5,035	▲ 1.4	9,573	4.3	1.90	0.10
令和6年	12月	22,473	0.4	27,278	0.4	1.21	0.00	5,327	5.8	9,721	1.5	1.82	▲ 0.08
	1月	22,612	0.6	26,913	▲ 1.3	1.19	▲ 0.02	5,033	▲ 5.5	9,046	▲ 6.9	1.80	▲ 0.02
	2月	22,678	0.3	27,198	1.1	1.20	0.01	5,142	2.2	9,966	10.2	1.94	0.14
	3月	22,392	▲ 1.3	26,674	▲ 1.9	1.19	▲ 0.01	5,144	0.0	9,804	▲ 1.6	1.91	▲ 0.03
	4月	22,231	▲ 0.7	26,542	▲ 0.5	1.19	0.00	5,179	0.7	9,210	▲ 6.1	1.78	▲ 0.13
	5月	22,283	0.2	26,722	0.7	1.20	0.01	5,251	1.4	9,483	3.0	1.81	0.03
	6月	22,297	0.1	26,456	▲ 1.0	1.19	▲ 0.01	4,852	▲ 7.6	8,863	▲ 6.5	1.83	0.02

(注) 1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和5年12月以前の数値は、新季節指数により改定されている。
 2. ▲は減少である。

3 産業別一般新規求人状況

(新規学卒者を除く)

産業	令和6年6月	令和6年5月	令和5年6月	対前月差 (対前月比)	対前年同月差 (対前年同月比)
合計	8,611	9,704	9,551	▲ 1,093 (▲ 11.3)	▲ 940 (▲ 9.8)
A, B農, 林, 漁業(01~04)	68	97	100	▲ 29 (▲ 29.9)	▲ 32 (▲ 32.0)
C鉱業, 採石業, 砂利採取業(05)	2	4	6	▲ 2 (▲ 50.0)	▲ 4 (▲ 66.7)
D建設業(06~08)	887	941	953	▲ 54 (▲ 5.7)	▲ 66 (▲ 6.9)
E製造業(09~32)	799	883	792	▲ 84 (▲ 9.5)	7 (0.9)
09食料品製造業	197	248	235	▲ 51 (▲ 20.6)	▲ 38 (▲ 16.2)
11繊維工業	24	24	48	0 (0.0)	▲ 24 (▲ 50.0)
21窯業・土石製品製造業	64	23	44	41 (178.3)	20 (45.5)
24金属製品製造業	51	96	63	▲ 45 (▲ 46.9)	▲ 12 (▲ 19.0)
25はん用機械器具製造業	58	81	58	▲ 23 (▲ 28.4)	0 (0.0)
28電子部品・デバイス・電子回路製造業	71	39	23	32 (82.1)	48 (208.7)
29電気機械器具製造業	27	16	14	11 (68.8)	13 (92.9)
30情報通信機械器具製造業	11	10	7	1 (10.0)	4 (57.1)
28,30ハードウェア製造関係	82	49	30	33 (67.3)	52 (173.3)
31輸送用機械器具製造業	206	242	202	▲ 36 (▲ 14.9)	4 (2.0)
F電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	10	16	10	▲ 6 (▲ 37.5)	0 (0.0)
G情報通信業(37~41)	153	108	169	45 (41.7)	▲ 16 (▲ 9.5)
H運輸業, 郵便業(42~49)	439	503	382	▲ 64 (▲ 12.7)	57 (14.9)
I卸売業, 小売業(50~61)	990	1,143	1,358	▲ 153 (▲ 13.4)	▲ 368 (▲ 27.1)
J金融業, 保険業(62~67)	25	46	50	▲ 21 (▲ 45.7)	▲ 25 (▲ 50.0)
K不動産業, 物品賃貸業(68~70)	100	115	131	▲ 15 (▲ 13.0)	▲ 31 (▲ 23.7)
L学術研究, 専門・技術サービス業(71~74)	128	363	209	▲ 235 (▲ 64.7)	▲ 81 (▲ 38.8)
M宿泊業, 飲食サービス業(75~77)	431	625	578	▲ 194 (▲ 31.0)	▲ 147 (▲ 25.4)
N生活関連サービス業, 娯楽業(78~80)	292	395	283	▲ 103 (▲ 26.1)	9 (3.2)
O教育, 学習支援業(81, 82)	154	154	191	0 (0.0)	▲ 37 (▲ 19.4)
P医療, 福祉(83~85)	2,986	3,140	3,066	▲ 154 (▲ 4.9)	▲ 80 (▲ 2.6)
Q複合サービス事業(86, 87)	102	110	87	▲ 8 (▲ 7.3)	15 (17.2)
Rサービス業(他に分類されないもの)(88~96)	902	929	1,092	▲ 27 (▲ 2.9)	▲ 190 (▲ 17.4)
S, T公務(他に分類されるものを除く)・その他(97,98,99)	143	132	94	11 (8.3)	49 (52.1)

令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの

*H運輸業, 郵便業, I卸売業, 小売業, Rサービス業(他に分類されないもの)の令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響がある

4 正社員の有効求人倍率



(注) 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

[参考1]

全国・長崎県・安定所別有効求人倍率

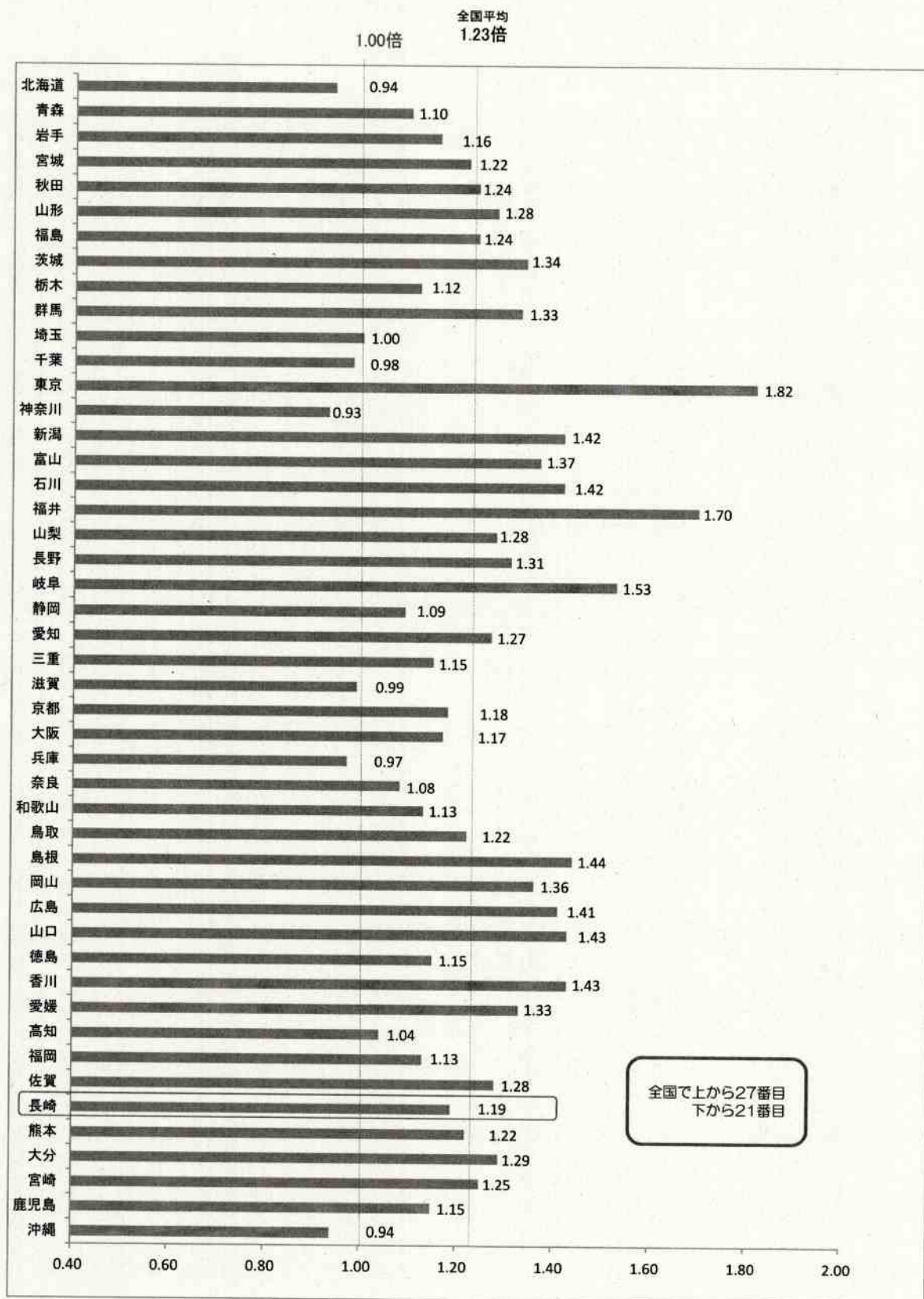
(学卒を除きパートを含む)

年度等	季節調整値		原 数 値												
	全国	長崎県	全国	長崎県	長崎	西海	佐世保	諫早	大村	島原	江迎	五島	対馬	壱岐	
20 年度			0.77	0.53	0.66	0.34	0.54	0.51	0.41	0.44	0.32	0.35	0.23	0.37	
21 年度			0.45	0.41	0.45	0.27	0.38	0.45	0.34	0.44	0.26	0.40	0.27	0.39	
22 年度			0.56	0.49	0.53	0.33	0.47	0.58	0.42	0.50	0.31	0.42	0.35	0.48	
23 年度			0.68	0.60	0.61	0.44	0.62	0.75	0.53	0.61	0.43	0.47	0.40	0.51	
24 年度			0.82	0.65	0.66	0.54	0.70	0.77	0.58	0.73	0.40	0.56	0.38	0.49	
25 年度			0.97	0.75	0.74	0.62	0.86	0.83	0.59	0.78	0.58	0.66	0.66	0.60	
26 年度			1.11	0.87	0.87	0.85	0.94	0.92	0.75	0.86	0.70	0.83	0.83	0.64	
27 年度			1.23	1.01	0.97	1.01	1.17	1.16	0.88	0.93	0.79	0.83	0.94	0.79	
28 年度			1.39	1.14	1.02	1.24	1.49	1.36	0.95	1.01	0.99	0.97	0.99	0.97	
29 年度			1.54	1.20	1.03	1.17	1.48	1.54	1.05	1.11	1.13	1.06	1.27	1.14	
30 年度			1.62	1.25	1.06	1.33	1.53	1.52	1.15	1.30	1.04	1.41	1.14	1.23	
元 年度			1.55	1.18	0.98	1.30	1.54	1.35	1.15	1.20	0.94	1.43	1.09	0.98	
2 年度			1.10	0.95	0.81	0.95	1.25	1.02	1.02	0.93	0.82	0.93	0.85	0.82	
3 年度			1.16	1.10	0.94	1.14	1.31	1.29	1.13	1.21	0.97	1.22	1.01	1.07	
4 年度			1.31	1.20	1.04	1.39	1.37	1.39	1.14	1.29	1.21	1.31	1.28	1.06	
5 年度			1.29	1.21	1.12	1.39	1.46	1.27	1.08	1.21	1.11	1.21	1.33	1.13	
4年 6月	1.27	r 1.17	1.19	1.10	0.92	1.20	1.31	1.30	1.10	1.17	0.97	1.25	1.21	1.04	
7月	r 1.29	r 1.17	1.26	1.14	1.00	1.15	1.27	1.31	1.10	1.24	1.03	1.26	1.30	1.12	
8月	1.31	r 1.16	1.29	1.14	0.99	1.28	1.28	1.30	1.07	1.25	1.15	1.22	1.31	1.04	
9月	1.32	r 1.18	1.32	1.16	1.03	1.23	1.30	1.36	1.07	1.25	1.09	1.32	1.25	1.11	
10月	r 1.33	r 1.20	1.35	1.20	1.06	1.22	1.33	1.40	1.16	1.27	1.19	1.34	1.29	1.10	
11月	1.35	r 1.22	1.39	1.26	1.14	1.53	1.36	1.47	1.17	1.30	1.19	1.33	1.38	1.16	
12月	r 1.35	r 1.23	1.45	1.33	1.19	1.75	1.49	1.56	1.24	1.33	1.39	1.31	1.27	1.08	
5年 1月	1.35	1.25	1.44	1.34	1.16	1.81	1.53	1.54	1.26	1.52	1.52	1.34	1.60	0.99	
2月	1.34	1.23	1.41	1.32	1.14	1.66	1.51	1.51	1.22	1.42	1.61	1.38	1.48	0.92	
3月	1.32	1.23	1.36	1.26	1.10	1.63	1.50	1.41	1.13	1.33	1.50	1.35	1.21	1.01	
4月	1.32	1.23	1.24	1.17	1.02	1.43	1.45	1.29	1.01	1.17	1.22	1.20	1.14	0.98	
5月	r 1.32	1.24	1.21	1.14	0.99	1.29	1.41	1.25	1.02	1.21	1.09	1.17	1.28	1.03	
6月	r 1.31	1.22	1.23	1.14	1.00	1.25	1.43	1.24	1.06	1.12	1.07	1.16	1.35	1.13	
7月	r 1.30	1.19	1.26	1.15	1.04	1.34	1.41	1.18	1.09	1.08	1.08	1.22	1.33	1.14	
8月	r 1.30	r 1.23	1.28	1.20	1.13	1.35	1.42	1.24	1.10	1.10	1.05	1.10	1.42	1.24	
9月	1.29	r 1.23	1.29	1.21	1.15	1.30	1.43	1.28	1.05	1.14	0.97	1.26	1.40	1.21	
10月	r 1.29	1.23	1.31	1.23	1.15	1.39	1.39	1.32	1.12	1.20	1.09	1.21	1.41	1.07	
11月	r 1.27	r 1.21	1.32	1.25	1.18	1.44	1.44	1.28	1.10	1.28	1.12	1.31	1.48	1.04	
12月	1.27	r 1.21	1.37	1.31	1.25	1.53	1.53	1.31	1.13	1.36	1.20	1.28	1.43	1.20	
6年 1月	1.27	1.19	1.35	1.28	1.20	1.46	1.55	1.30	1.12	1.30	1.14	1.25	1.34	1.19	
2月	1.26	1.20	1.34	1.28	1.19	1.52	1.58	1.30	1.08	1.36	1.19	1.24	1.25	1.25	
3月	1.28	1.19	1.30	1.23	1.13	1.49	1.54	1.22	1.07	1.27	1.14	1.15	1.24	1.12	
4月	1.26	1.19	1.18	1.12	1.03	1.15	1.38	1.14	0.98	1.17	1.04	1.07	1.24	1.01	
5月	1.24	1.20	1.14	1.12	1.03	1.22	1.38	1.14	0.98	1.11	1.01	1.02	1.28	0.95	
6年 6月	1.23	1.19	1.16	1.11	1.01	1.15	1.41	1.12	0.98	1.17	1.01	1.02	1.33	0.93	
対前年同月差 *対前月差	*▲ 0.01	*▲ 0.01	▲ 0.07	▲ 0.03	0.01	▲ 0.10	▲ 0.02	▲ 0.12	▲ 0.08	0.05	▲ 0.06	▲ 0.14	▲ 0.02	▲ 0.20	

(注) 季節調整値・・・1年を周期として繰り返される季節的要因による変動の影響を取り除いた数値をいう。6年1月改定。rは改定値
 (注) 令和3年9月以降の本資料の数値には、ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数等が含まれている。

[参考2]

都道府県別有効求人倍率：季節調整値
 (新規学卒者を除きパートタイムを含む)
 令和6年6月 全国平均1.23倍 [原数値1.16倍]



(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」

【参考3】

一般求職者(原数値)の内訳

		6年6月	6年5月	5年6月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
新規求職者 ※	計	4,498	5,542	5,256	-14.4
	男	1,816	2,160	2,175	-16.5
	女	2,680	3,377	3,078	-12.9
有効求職者 ※	計	23,291	23,952	23,794	-2.1
	男	9,927	10,156	10,056	-1.3
	女	13,349	13,777	13,716	-2.7

年齢別常用求人・求職(原数値)の状況

		6年6月	6年5月	5年6月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)	
新規求人		8,034	9,003	8,842	-9.1	
新規求職者 ※	年齢計	計	4,441	5,523	5,181	-14.3
		男	1,776	2,155	2,130	-16.6
		女	2,663	3,363	3,048	-12.6
	24歳以下	計	374	482	501	-25.3
		男	169	183	216	-21.8
		女	204	297	285	-28.4
	25～34歳	計	732	890	911	-19.6
		男	232	266	316	-26.6
		女	500	622	594	-15.8
	35～44歳	計	816	898	908	-10.1
		男	258	274	304	-15.1
		女	558	624	603	-7.5
	45～54歳	計	841	1,019	974	-13.7
		男	311	342	343	-9.3
		女	529	676	631	-16.2
	55～64歳	計	880	1,238	1,111	-20.8
		男	390	552	509	-23.4
		女	490	686	601	-18.5
	65歳以上	計	798	996	776	2.8
		男	416	538	442	-5.9
女		382	458	334	14.4	
新規求人倍率(受理地別)		1.81	1.63	1.71	0.10	
有効求人		24,356	25,138	25,409	-4.1	
有効求職者 ※	年齢計	計	23,158	23,834	23,638	-2.0
		男	9,854	10,095	9,981	-1.3
		女	13,289	13,720	13,635	-2.5
	24歳以下	計	1,779	1,900	1,970	-9.7
		男	756	792	846	-10.6
		女	1,020	1,105	1,123	-9.2
	25～34歳	計	3,884	4,019	4,115	-5.6
		男	1,401	1,475	1,485	-5.7
		女	2,481	2,541	2,626	-5.5
	35～44歳	計	3,863	3,936	3,986	-3.1
		男	1,327	1,350	1,374	-3.4
		女	2,534	2,584	2,608	-2.8
	45～54歳	計	4,312	4,447	4,542	-5.1
		男	1,621	1,630	1,680	-3.5
		女	2,686	2,813	2,859	-6.1
	55～64歳	計	5,341	5,507	5,419	-1.4
		男	2,439	2,499	2,431	0.3
		女	2,900	3,004	2,982	-2.7
	65歳以上	計	3,979	4,025	3,606	10.3
		男	2,310	2,349	2,165	6.7
女		1,668	1,673	1,437	16.1	
有効求人倍率(受理地別)		1.05	1.05	1.07	-0.02	

(注) 新規学卒を除きパートタイムを含む

※ 求職申込時に性別登録がなかった者を含むため、男女計と一致しない

生計費関係

世帯人員数別標準生計費(2023年4月)



[標準生計費]

食料費
 住居関係費
 被服・履物費
 雑費 I
 雑費 II

[家計調査]

食料
 住居、光熱・水道、家具・家事用品
 被服及び履物
 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
 その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

資料出所：人事院および都道府県人事委員会

2024年7月16日

長崎地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン長崎中央郵便局支部

支部長 山田 武明

長崎県長崎市恵美須町1-1

電話 095-828-1953

長崎県最低賃金の改定決定に係る意見書

- 1、長崎県最低賃金は、時給1,500円を目指し、大幅に引き上げること。
- 2、地域別最低賃金の地域間格差を縮小するための改正をすること。

以下、理由を述べます。

- 1、この間の物価高騰で、私たちの生活は圧迫され続けています。実質賃金は、2年以上連続して減少しています。とりわけ非正規雇用で働く人たちへしわ寄せがきています。

私たちの働く日本郵政グループ各社は、郵政の非正規雇用の多くを占める「時給制契約社員」の基本給を地域別最低賃金額に連動させています。そして、毎年の賃金交渉（春闘）では、毎年の最賃改定によって引き上げされているとして、会社はゼロ回答を続けています。結果として最低賃金の改定は、私たちにとって大変大きな意味を持ちます。

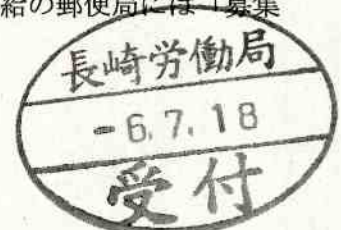
長崎県の郵政の時給制契約社員の基本給は、最低賃金898円（端数繰り上げ）プラス20円で920円です。個々人別には、評価による6段階の資格給が加算されますが、月収約16万円でしかありません。これまでも節約生活をしてきましたが、急激な物価高の中で食費を切り詰めるしかない状況です。

長崎県の最低賃金898円では、個人消費の拡大による「内需拡大」はもとより、生活の安定すら得られません。時給1500円は10年先の目標ではなく、近々に達成すべき金額です。長崎地方最低賃金審議会は、時給1500円を目指して大幅な引き上げ改定をすべきと考えます。

また、想定される以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中といえども最低賃金法第12条に基づき、長崎地方最低賃金審議会が再改定を建議すべきです。

- 2、2023年の地域別最低賃金の地域間格差は220円です。この都市と地方の格差は、賃金だけでなく人口問題や環境問題でもあります。昨年「目安額」を上回る改定が多くの地方ありましたが、地方での危機感の表れ、格差拡大では地域が持たないとの悲鳴です。

私たちの郵便局は全国で同じ仕事内容をしていますが、橋一つ渡れば、電車で一駅先に行けば基本給が違うことが現実にあります。そのため、低い時給の郵便局には「募集しても応募がない」と人手不足に拍車をかけています。



全労連が全国 27 の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で 1500 円以上（月 150 時間）、直近の調査では、1700 円必要との結果が出ています。最低生計費と最低賃金の地域比較では、東京を 100 指数とすると沖縄では最低生計費 97.4 指数、最低賃金 80.5 指数となり、全く生計費に見合わない最低賃金と言わざるを得ません。

長崎地方最低賃金審議会は、地域間格差をなくすべく、今年審議において格差の大幅な縮小をすべきと考えます。

以上

意見書

令和6年7月8日貴会が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、公示した県最低賃金の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

- 1、最低賃金を時間額1500円に引き上げること。
- 2、生計費原則にもとづく全国一律の制度とすること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め賃金を引き上げられる環境を整えること。

※本審並びに、専門部会での口頭陳述を希望します。

令和6年 7月 18日

提出者 日本民主青年同盟長崎県委員会

住所 長崎市扇町1-8

氏名 筒井 涼介

長崎地方最低賃金審議会会長 深浦 厚之 殿



2024年7月31日

長崎労働局長 倉永 圭介 様

長崎地方最低賃金審議会会長 深浦 厚之 様

日本民主青年同盟長崎県委員会

委員長 筒井 涼介

最低賃金額の1500円への引き上げを求める要請書

長引く物価高騰で、国民の暮らしが深刻な状況になっています。とりわけ青年、学生の置かれた状況は深刻です。

「家族に不幸があり、節約やアルバイトを頑張って生計を立てている（大学3年生）」
「まだ最低賃金が低いので、生活や労働力に応じても成り立たない（32歳保育士）」
——弊団体でこれまで取り組んできた実態調査や対話活動を通じて、長崎県内の青年から生活の苦しさを訴える声がたくさん寄せられました。

また、「実質賃金」が26か月連続で減少し、物価高騰に賃金が全く追いついていません。青年労働者の約5割は非正規雇用です。「奨学金の返済がきつい」「低賃金で、結婚も子育ても展望がもてない」等、切実な声が渦巻いています。

日本の最低賃金は1004円（全国加重平均）でフランスやドイツ、イギリスや米ニューヨーク州の5～6割にとどまり、また、韓国の1010円を下回っています。深刻な物価高騰対策として、フランスやドイツは昨年、最低賃金を3回引き上げました。政府が今年目標としている平均1000円では物価高騰に追い付きません。

長崎県労働組合総連合（長崎県労連）がこのほど発表した最新版の「最低生計費」調査によると、長崎市在住の25歳男性の一人暮らしに必要な費用は《月額約25万円》と試算されました。前回5年前は月額22万円との結果で、比較して3万円上昇する結果となっています。人間らしく生活するためには、1500円に向けた大幅引き上げが急務です。

長崎県の地域最低賃金は898円で、東京都との格差は215円です。中央最低賃金審議会が示した引き上げ額の「目安」では、Aランクが一番高く、地域間格差がまた拡大し、地方の人口流出に拍車をかけることとなります。

最低賃金の大幅増額は、県民の暮らしの面からも、長崎県と日本経済全体の底上げのためにも急務です。よって、以下の事項を要望します。

【要請項目】

- 1、最低賃金を時間額1500円に引き上げること。
- 2、生計費原則にもとづく全国一律の制度とすること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め賃金を引き上げられる環境を整えること。



以上

2024年7月22日

長崎地方最低賃金審議会
会長 深浦 厚之 様

長崎県労働組合総連合
議長 乾 哲夫
長崎市恵美須町 2-12
電話 095-828-6176

意見書

長崎地方最低賃金審議会審議委員のみなさまが、県下の労働者および中小零細業者の生活向上のために、毎年の長崎県最低賃金の改正においてご尽力いただいていることに敬意を表します。

労働基準法第1条は、働いて得る賃金は、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。しかし、1日8時間、週40時間働いても人間らしい生活できない、現行の最低賃金の水準は、法の趣旨を充たせない状態です。こうした状態は直ちに解消されるべきです。

そこで、長崎県最低賃金改正の審議にあたり、長崎県労連としての意見を以下のとおり述べさせていただきます。

1 県内の労働者に健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、最低賃金を大幅に引き上げるべきです。

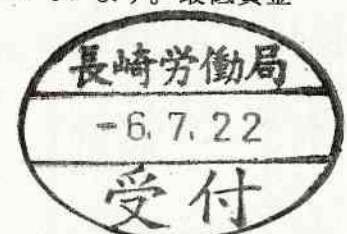
昨年、貴委員会が、中央最低賃金審議会が示した目安額を6円上まわって、過去最高の引き上げ額を答申されたことは、引き続き物価上昇の中で困窮する労働者の生活を考慮された結果であると受け止めています。しかし、時給898円では、1日8時間で月20日働いても月14万円余にしかありません。

私たち長崎県労連は、2019年に、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」のために必要な生計費の試算調査を実施しました。食事や余暇の過ごし方などの生活のパターンを調べる「生活実態調査」や、服や電化製品等の家財をどれくらい所有しているかを調べる「持ち物財調査」等を実施し、それらの結果に基づいて、生活に必要な費用を積み上げて算定した結果、男性で月224,792円、女性で229,362円という金額になりました。

この試算から5年が経過したので、その間の物価急騰やコロナ禍による生活スタイルの変化等を考慮した改訂版を作成しました。改訂版作成に当たっては、総務省の「消費者物価指数」から物価変動の実態を分析するとともに、家賃についての再調査や、モデルに設定している若年単身者の意見を聞く検討会議等を実施しました。その結果、男性で月252,099円、女性で254,263円という金額が算出されました。月の労働時間を173.8時間で換算しても時給は1,450円以上が必要ということになります。最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

2 最低賃金の地域格差を是正するためにも、最低賃金を大幅に引き上げるべきです。

最低賃金の地域格差が人口の流出につながっているという認識が広がっています。最低賃金



の全国一律化と中小企業支援の拡充を求める意見書を採択する地方議会が年々増加し、昨年は年間ベースで過去最高の80議会に達しました。このことを報道した3月3日付けの朝日新聞は「全国の地方議会から、最低賃金の『全国一律』を求める声が相次いでいる。人口減少にあえぐ地方にとって、賃金格差は人材がさらに都市に流れるという危機感がある」とまとめています。

こうした危機感から、昨年の答申に際して、Cランクの県において、地方最低賃金審議会に対して、最低賃金の大幅な引き上げを県当局が働きかけた事例も報道されました。実際の答申において、Cランクの地域の審議会の多くが、中央審議会が示した目安額に5円～8円というかつてない大幅な上乘せをする答申を行ったことは、貴委員会も含めた地方審議会の多くで、最低賃金の地域格差の是正の必要性が認識されている結果だと受け止めています。こうした流れをさらに加速させるためにも、一層大幅な引き上げが必要です。

3 長崎地方最低賃金審議会は、専門部会を含めた全ての審議を公開としてください。

昨年、公開される範囲が一定広がりましたが、それでも、実質的な協議の状況は分かりませんでした。原則は「公開」であることを考慮して、改めて議事の公開について検討していただき、専門部会を含め全ての審議が公開で行われることを強く求めます。

4 長崎地方最低賃金審議会で長崎県労連の意見陳述の場を設けてください。

長崎地方最低賃金審議会委員に労働者代表委員として長崎県労連から選出されていないこと、また、本意見書への補足説明などを行いたいと考えていますので、長崎県労連の意見陳述の場を設定するよう求めます。

以上

長崎県最低生計費試算調査結果（若年単身世帯）—2024年改訂版

2024年7月24日記者発表

長崎県労働組合総連合（長崎県労連）

監修：中澤秀一（静岡県立大学短期大学部）

はじめに

長崎県労働組合総連合（長崎県労連）では、2019年に最低生計費試算調査を実施し、長崎県長崎市に在住の25歳の一人暮らしの若者がと普通の暮らしをするためには、男性で月額224,792円、女性で同229,362円が必要であるという結果が得られた（表1）。

表1 長崎県長崎市若年単身世帯の最低生計費試算結果（2019年）

自治体名		長崎市	
調査年		2019年	
性別		男性	女性
最賃ランク		D	
消費支出		164,737	168,907
	食費	39,434	32,120
	住居費	39,000	39,000
	水道・光熱	8,109	9,645
	家具・家事用品	3,797	3,940
	被服・履物	7,092	8,284
	保健医療	1,174	3,746
	交通・通信	15,649	15,649
	教養・娯楽	23,327	24,930
	その他	27,155	31,593
非消費支出		43,655	43,655
予備費		16,400	16,800
最低生計費 (月額)	税抜	181,137	185,707
	税込	224,792	229,362
年額(税込)		2,697,504	2,752,344
必要最低賃金額A(173.8時間換算)		1,293	1,320
必要最低賃金額B(150時間換算)		1,499	1,529

(注1) 大卒後勤続3年目・賃貸ワンルームマンション・アパート(25㎡)に居住という条件で試算。

(注2) その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費(1ヶ月6,000円)を含む。

(注3) 非消費支出=所得税+住民税+社会保険料

その後、約5年が経過し、その間に消費税の10%への増税や2022年から始まる物価高騰など、国民

の暮らしを直撃する値上げが行われており、それに見合った生計費試算の改定が必要となった。今回は、2024年5月時点での若者の一人暮らしにかかる最低生計費の試算結果を報告するものである。以下、改定の内容について解説する。

1. 消費支出の物価変動について

・2019年から2024年5月にかけての物価変動を総務省統計局公表の「消費者物価指数」(CPI)を用いて分析し、係数を各費目に乗じた。

・なお、係数を乗じて調整した項目は、光熱水費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、通信費、教養娯楽耐久財費、教養娯楽用品、理美容品費、理美容サービス費。

2. 食費について (前回から 23.7%増)

・2023年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、最も年間収入の低い第1五分位階層の100g当たりの消費単価を4つの食品群に分けてそれぞれ計算した(表2)。具体的には、「2023年家計調査年報」の品目別分類の各費目の購入数量および100グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた(ただし、嗜好品については、100kカロリー当たりの価格で算出)。なお、長崎市における2024年5月時点での食費の物価上昇率は、2023年平均に比べ2.7%増となっていることを考慮し、食費合計額に物価上昇分を加えている。

次に、女子栄養大学出版部「食品成分表2022 資料編」にもとづき、1日当たりの必要なカロリーを算出した(25歳男性1日当たり2650kカロリー、25歳女性1日当たり1950kカロリー)。また、「4つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成(1人1日当たりの重量=g)」(香川明夫:女子栄養大学教授監修)にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試案にもとづきエネルギー必要量の1割は嗜好品でまかなうようにした。

表2 4つの食品群別にみた、100g当たりの消費単価

第1群		第2群			
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品		
31.84 円	48.14 円	185.06 円	21.84 円		
第3群			第4群		
野菜・海藻	いも類	果物	穀類	砂糖	油脂
48.94 円	40.71 円	57.28 円	56.44 円	25.79 円	58.49 円
嗜好品 (飲料・酒類)					
100kカロリー当たり					
84.35 円					

なお、男女ともに、昼食のコンビニ弁当代は450円から550円に、飲み会の費用は3,000円から4,000

円にそれぞれ引き上げている。

3. 家賃について（前回から 7.7%増）

・2024年版改定のために家賃相場の再調査をインターネットを用いて実施した（2024年5月時点）。具体的には、単身用住宅として、25㎡の民間賃貸アパート・マンション（ワンルーム or 1K、2階以上、エアコン付き）について、各都市にてインターネットにて家賃を調査した。結果は、以下の通り。

長崎市長崎大学周辺（本原町周辺）

条件に該当するのは411件。最低は19,000円、最高は92,000円。4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、42,000円を住居費とした。

4. クリーニング代（前回から 1.9%増）

・男性については、背広2着・礼服1着・オーバーコート1着の計4着分のクリーニング代、女性については、ワンピース3着・フォーマドレス1着・オーバーコート2着の計6着分のクリーニング代を想定した（1着=1,100円）。

男性：1着 1,100円 * 4 / 12 = 月額 367円 女性：1着 1,100円 * 6 / 12 = 月額 550円

5. 交通費（前回から 7.6%増）

・通勤定期代として、長崎大学電停から長崎駅前電停まで3ヵ月定期15,540円、1ヵ月当たり5,180円とした。

6. 定額制コンテンツ（サブスクリプション）について（新たに追加）

・近年、映像や音楽などコンテンツの配信サービスは多くの若者が利用しており、2024年版では月額2,500円を計上した。また、雑誌など書籍費もデジタル版を含めて月額500円を計上した。

7. 日帰り行楽や旅行について（教養娯楽では前回から 21.6%増）

・近場の温泉施設や商業施設などに日帰りで遊びに行く頻度は、月に1回程度で5,000円を計上した。1泊以上の旅行については、かかる費用は年間で男性=60,000円、女性=80,000円（前回より男女ともに10,000円の上乗せ）を計上した。

8. 冠婚葬祭について（前回から 38.8%減）

・コロナ禍の影響で結婚式に参加する頻度は低下しているとみて、冠婚葬祭にかかる費用は年間49,000円とした（前回は年間80,000円を計上）。

9. 理美容品費

・男性の理美容品として、化粧水と乳液を追加した。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
理美容用品（男性）				
ヘアードライヤー	1,814	6	1	25
歯ブラシ	98		12	98
かみそり(8枚入り)	290		1.5	36
洗顔フォーム	214		12	214
シャンプー	506		12	506
リンス・コンディショナー	506		6	253
ボディーシャンプー	430		12	430
歯磨き	98		12	98
小計				1,660円

追加

化粧水	322		12	322
乳液	594		12	594

小計 2,576円

10. 年収設定の改定について

・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）の結果に基づいて、若者（25歳、大卒、勤続3年目）の年収設定を以下のように改定した。なお、賃金の改定に伴い、労働組合費（賃金の1%に相当）も改定。

（資料）令和5年「賃金構造基本統計調査」、長崎県、一般労働者

区分	企業規模計（10人以上）産業計 男女計							労働者数 （十人）
	年齢 （歳）	勤続 年数 （年）	所定内 実労働 時間数 （時間）	超過 実労働 時間数 （時間）	きまって 支給する 現金給与 額（千円）	所定内 給与額 （千円）	年間賞与 その他特 別給与額 （千円）	
20～24	22.9	2.4	168	9	219.4	201.8	352.3	2 066
25～29	27.4	4.9	166	12	251.7	228.3	612.2	2 146

年収設定

長崎県 21.5万円×14か月=301万円

11. 非消費支出の再計算について

・年収設定の改定および各種社会保険の保険料の改定に伴い、2024年時点での非消費支出（所得税、住民税、厚生年金、協会けんぽ、雇用保険）の再計算を行った。

1) 所得税

4月分の給与を215,000円とすると、国税庁『令和6(2024)年分 源泉徴収税額表』より、4,120円。これにボーナスに対する分（月額1,463円）を加算すると、5,583円

2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税=4%、市民税=6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円～360万円未満のため、

給与所得=301万円÷4×2.8-8万円=2,027,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,027,000円-(456,074円+43万円)=1,140,926円

市民税(税率6%)は、

1,140,926円×6%≒68,455円

県民税(同4%)は、

1,140,926円×4%≒45,637円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、68,455円-1,500円≒66,900円

県民税は、45,637円-1,000円≒44,600円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,000円
県民税	1,500円

*これらに加えて森林環境税(国税)が均等割額に加算される

したがって、住民税額(年額)は、66,900円+44,600円+3,000円+1,500円+1,000円=117,000円となり、1か月当たりでは**9,750円**となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3% (うち労働者分=9.15%)

→標準報酬月額220,000円では、20,130円が本人負担分

②協会けんぽ(長崎県)保険料率10.17% (うち労働者分=5.085%)

→標準報酬月額220,000円では、11,187円が本人負担分

③雇用保険料率(失業給付分)=1.55% (うち労働者分=0.6%)

→月収を215,000円とすると、1,290円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130円+11,187円+1,290円=32,607円となり、×12ヶ月分=392,284円となる。

これにボーナス分63,790円を加えると**456,074円**となる(月あたり**38,006円**)。

おわりに—2024年版改定の総括

2024年春闘は、大企業で歴史的な引き上げと言われるなかで、物価高騰に追いついておらず、2年連続で実質賃金はマイナスとなっている。また、中小零細企業や非正規労働者では、大企業正規労働者ほどの賃上げは実現していないのが実情である。

今回、2019年に公表した最低生計費について再試算を行ったところ、普通の生活に必要な費用は税・

社会保険料抜きで月額 20 万円前後であることが分かった（表 3）。税や社会保険料を加味すると月額 25 万円ほどに達する。2024 年版の最低生計費（税・社会保険料抜き）を 2019 年版（表 1）と比較すると、8.9%上昇している（男女平均）。仮に、賃金がそれだけ上昇していなければ労働者の暮らし向きがより苦しくなったことを意味する。実際には、名目賃金は上昇どころか現金給与総額では下落しているのである。結局、実質賃金は 2 年連続でマイナスとなっている。

2023 年 10 月の最低賃金改定により、長崎県では 45 円（5.3%）引き上げられ 898 円となったが、今回の改定結果では、少なくとも時給 1,500 円ほど、人間らしい労働時間も加味すれば時給 1,700 円レベルが必要であることが明らかになった。現在の最低賃金額ではあまりにも低い水準と言わざるを得ない。物価高騰は依然として続いており、労働者の暮らしを守るためにはそれに見合うように最低賃金の水準に引き上げられるべきである。8 時間働いて普通に暮らすためには、時給額は少なくとも 1,500 円は必要である。この点に関しては、昨年に岸田首相は次なる最低賃金の目標として「2030 年半ばまでに全国加重平均 1,500 円に引き上げ」を掲げており、この数字の妥当性を政府も認めている。さらに、最低生計費に地域差がないことが、他地域の調査結果から明らかになっており、すみやかな全国一律で最低賃金 1,500 円の実現が望まれるのである。

表 3 長崎県長崎市若年単身世帯の最低生計費試算結果（2024 年版改定）

自治体名		長崎市	
性別		男性	女性
最賃ランク		C	
消費支出		180,760	182,724
	食費	48,843	39,655
	住居費	42,000	42,000
	水道・光熱	8,503	10,114
	家具・家事用品	4,667	4,843
	被服・履物	7,895	9,210
	保健医療	1,220	3,893
	交通・通信	13,016	13,016
	教養・娯楽	28,534	30,128
	その他	26,082	29,865
非消費支出		53,339	53,339
予備費		18,000	18,200
最低生計費 （月額）	税抜	198,760	200,924
	税込	252,099	254,263
年額（税込）		3,025,191	3,051,160
必要最低賃金額 A（173.8 時間換算）		1,451	1,463
必要最低賃金額 B（150 時間換算）		1,681	1,695

(注)表 1 と同じ

長崎地方最低賃金審議会
会長 深浦厚之 様

本県の最低賃金について

本県は離島・半島地域を多く有し、人口減少や少子高齢化が全国よりも早く進み、労働力不足や地域経済の縮小などの影響が懸念されるなか、西九州新幹線の開業や民間によるスタジアムシティプロジェクトなど、まちの佇まいが大きく変わるプロジェクトが進展するとともに、半導体や航空機、海洋関連産業等の成長分野における需要拡大など、産業構造においても大きな変革の時期を迎えております。

このような本県のポテンシャルを活かし、県民の皆様が本県への誇りや未来への期待感を抱きながら、大きな夢を描いていただける「新しい長崎県づくり」に取り組んでいるところです。

本県は中小企業の割合が高く、賃金水準が全国下位にあることから、しっかりと人材を確保していくため、また、物価上昇等、生活を守る観点からも賃金引上げが重要であると考えております。

令和5年度の本県の最低賃金は、前年度から45円引上げられ898円となっております。引上げ額は全国5位の高い水準ですが、改定後の最低賃金額は依然として全国平均と106円の格差がございます。

持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上を図るとともに、その成果を働く人の処遇改善という形で分配し、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長と分配の好循環を進めていくことが重要であります。

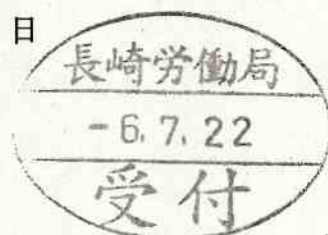
このため、県では生産性向上や業務効率化のための設備投資やデジタル人材の育成に対する支援の他、経営多角化や業態転換など事業再構築に向けた取組などについての支援を行っております。

また、賃上げ機運の醸成などを図るため、昨年6月、県内経済団体など13団体で「価格転嫁の円滑化に関する連携協定」を締結した結果、望ましい取引慣行の遵守などを宣言する「パートナーシップ構築宣言」を行う企業は大幅に増加しており、価格転嫁の機運は一定高まってきていると認識しております。

さらに本年6月には全国初の取組として、価格交渉に向けた具体的な行動を促すため、県内の価格転嫁に係る相談・支援業務を担う関係機関と県で「価格転嫁の相談・支援の強化に関する連携協定」を締結し、中小・小規模事業者の賃上げ実現のための支援体制を強化しております。

つきましては、本県の賃金水準の現状や地域経済活性化に向けた本県の取組等をご勘案いただき、最低賃金の改正に向け、十分なご議論を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月22日



長崎県知事

大石 賢吾



令和6年度

第2回長崎地方最低賃金審議会 参考人意見聴取一覧表

日 程	意見聴取予定時間	出 席 者
令和6年 8月1日(木)	14:00~14:20	郵政産業労働者ユニオン 長崎中央郵便局支部 執行委員 佐田 剛 様
	14:20~14:40	日本民主青年同盟 長崎県委員会 委員長 筒井 涼介 様
	14:40~15:00	長崎県労働組合総連合 事務局長 鳥巢 雄樹